令和3年 第8回 沖縄県議会（定例会）会議録

令和３年９月10日　開会
令和３年10月８日　閉会
29日間

沖　縄　県　議　会

令和３年 第８回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 9
１．開会日に応招した議員 …… 11

○第１号（９月10日）

１．開会年月日時 …… 13
１．議事日程 …… 13
１．本日の会議に付した事件 …… 13
１．出席議員 …… 14
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 15
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 15
１．開　　会 …… 15
１．諸般の報告 …… 15
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 16
１．日程第２　会期の決定 …… 16
１．日程第３　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで …… 16
１．知事（玉城デニー君）の提案理由説明 …… 16
１．日程追加　甲第２号議案 …… 17
１．知事（玉城デニー君）の提案理由説明 …… 17
１．先議案件の委員会付託（甲第２号議案） …… 17
１．日程追加　甲第２号議案 …… 17
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 18
１．採　　決 …… 18
１．一括議題 …… 19
　日程追加　議員提出議案第１号　米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する意見書
　日程追加　議員提出議案第２号　米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する抗議決議
　日程追加　議員提出議案第３号　普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する意見書
　日程追加　議員提出議案第４号　普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する抗議決議
１．照屋守之君の提案理由説明 …… 19
１．採　　決 …… 19
１．議員派遣 …… 20
１．日程第４　陳情第146号、第174号の５及び第174号の６の付託の件 …… 20
１．休会の議決 …… 20
１．散　　会 …… 20

○第２号（９月17日）

１．開議年月日時 …… 23
１．議事日程 …… 23

１．本日の会議に付した事件 …… 23
１．出席議員 …… 23
１．欠席議員 …… 23
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 23
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 24
１．開　　議 …… 24
１．諸般の報告 …… 24
１．緊急質問の動議 …… 24
１．日程追加　緊急質問 …… 24
　仲里　全孝君 …… 24
　下地　康教君 …… 27
　西銘啓史郎君 …… 29
　呉屋　　宏君 …… 32
　當間　盛夫君 …… 34
１．延　　会 …… 37

○第３号（９月21日）

１．開議年月日時 …… 39
１．議事日程 …… 39
１．本日の会議に付した事件 …… 39
１．出席議員 …… 39
１．欠席議員 …… 39
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 39
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 40
１．開　　議 …… 40
１．諸般の報告 …… 40
１．日程第１　代表質問 …… 40
　仲村　家治君 …… 40
　新垣　淑豊君 …… 53
　山内　末子さん …… 69
　玉城健一郎君 …… 76
１．散　　会 …… 81

○第４号（９月22日）

１．開議年月日時 …… 83
１．議事日程 …… 83
１．本日の会議に付した事件 …… 83
１．出席議員 …… 83
１．欠席議員 …… 83
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 83
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 84
１．開　　議 …… 84
１．日程第１　代表質問 …… 84
　瀬長美佐雄君 …… 84

島袋　恵祐君 …… 90
喜友名智子さん …… 95
翁長　雄治君 …… 102
新垣　光栄君 …… 108
上原　　章君 …… 116
大城　憲幸君 …… 123
1．散　　会 …… 131

○第５号（９月24日）

1．開議年月日時 …… 133
1．議事日程 …… 133
1．本日の会議に付した事件 …… 133
1．出席議員 …… 134
1．欠席議員 …… 135
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 135
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 135
1．開　　議 …… 135
1．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで } …… 135
1．一般質問・質疑 …… 135
島袋　　大君 …… 135
又吉　清義君 …… 145
小渡良太郎君 …… 152
下地　康教君 …… 159
石原　朝子さん …… 164
島尻　忠明君 …… 171
仲里　全孝君 …… 177
末松　文信君 …… 183
1．散　　会 …… 190

○第６号（９月27日）

1．開議年月日時 …… 193
1．議事日程 …… 193
1．本日の会議に付した事件 …… 193
1．出席議員 …… 194
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 195
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 195
1．開　　議 …… 195
1．諸般の報告 …… 195
1．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで } …… 195

1．一般質問・質疑 …… 195
仲田　弘毅君 …… 195
大浜　一郎君 …… 202
西銘啓史郎君 …… 211
座波　　一君 …… 220
中川　京貴君 …… 228
新垣　　新君 …… 237
花城　大輔君 …… 245
照屋　守之君 …… 251
1．散　　会 …… 257

○第７号（９月28日）

1．開議年月日時 …… 259
1．議事日程 …… 259
1．本日の会議に付した事件 …… 259
1．出席議員 …… 260
1．欠席議員 …… 261
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 261
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 261
1．開　　議 …… 261
1．諸般の報告 …… 261
1．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで } …… 261
1．一般質問・質疑 …… 261
呉屋　　宏君 …… 261
金城　　勉君 …… 269
當間　盛夫君 …… 277
崎山　嗣幸君 …… 285
瑞慶覧　功君 …… 292
比嘉　瑞己君 …… 298
照屋　大河君 …… 306
平良　昭一君 …… 313
1．散　　会 …… 322

○第８号（９月29日）

1．開議年月日時 …… 325
1．議事日程 …… 325
1．本日の会議に付した事件 …… 325
1．出席議員 …… 326
1．欠席議員 …… 327
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 327
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 327
1．開　　議 …… 327

1．諸般の報告 …… 327
1．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで } …… 327
1．一般質問・質疑 …… 327
比嘉　京子さん …… 327
仲村　未央さん …… 333
玉城ノブ子さん …… 339
当山　勝利君 …… 345
上里　善清君 …… 354
玉城　武光君 …… 360
仲宗根　悟君 …… 367
渡久地　修君 …… 372
1．決算特別委員会の設置 …… 380
1．決算特別委員会委員の選任 …… 380
1．委員会付託 …… 380
1．日程第３　陳情第194号の２及び第198号から第201号までの付託の件 …… 380
1．委員会付託 …… 380
1．散　　会 …… 381

○第９号（９月30日）

1．開議年月日時 …… 383
1．議事日程 …… 383
1．本日の会議に付した事件 …… 383
1．出席議員 …… 383
1．欠席議員 …… 383
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 384
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 384
1．開　　議 …… 384
1．諸般の報告 …… 384
1．日程第１　甲第３号議案及び甲第４号議案 …… 384
1．知事（玉城デニー君）の提案理由説明 …… 384
1．質　　疑 …… 384
下地　康教君 …… 384
照屋　守之君 …… 386
新垣　淑豊君 …… 391
呉屋　　宏君 …… 394
比嘉　瑞己君 …… 396
1．委員会付託（先議案件含む） …… 401
1．日程追加　甲第３号議案 …… 401
1．委員長報告（総務企画委員長） …… 401
1．採　　決 …… 402
1．休会の議決 …… 402
1．散　　会 …… 402

○第10号（10月８日）

１．開議年月日時 …… 405
１．議事日程 …… 405
１．本日の会議に付した事件 …… 406
１．出席議員 …… 407
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 408
１．開　　議 …… 408
１．諸般の報告 …… 408
１．新垣　　新君の発言 …… 408
１．新垣　　新君の発言取消し申出 …… 409
１．採　　決 …… 409
１．議長の発言取消し留保の宣告 …… 409
１．日程第１　乙第１号議案及び乙第４号議案 …… 409
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 409
１．採　　決 …… 410
１．日程第２　乙第２号議案 …… 410
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 410
１．採　　決 …… 410
１．日程第３　乙第３号議案 …… 410
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 410
１．採　　決 …… 411
１．日程第４　乙第12号議案及び乙第23号議案 …… 411
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 411
１．採　　決 …… 411
１．日程第５　乙第８号議案及び乙第14号議案から乙第21号議案まで …… 412
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 412
１．採　　決 …… 413
１．日程第６　乙第13号議案 …… 413
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 413
１．採　　決 …… 414
１．日程第７　乙第５号議案から乙第７号議案まで及び乙第９号議案から乙第11号議案まで …… 414
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 414
１．採　　決 …… 416
１．日程第８　甲第１号議案及び甲第４号議案 …… 416
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 416
１．採　　決 …… 417
１．一括議題 { 日程第９　議員提出議案第５号　沖縄振興策の拡充及び強化を求める意見書 / 日程第10　議員提出議案第６号　沖縄振興開発金融公庫の存続を求める意見書 } …… 418
１．中川　京貴君の提案理由説明 …… 418
１．採　　決 …… 418
１．議員派遣 …… 418
１．日程第11　議員提出議案第７号　沖縄県の観光産業の再興のための支援に関する意見書 …… 418
１．座波　　一君の提案理由説明 …… 419
１．採　　決 …… 419
１．議員派遣 …… 419

1．日程第12　陳情第78号、第138号及び第152号 …… 420
1．委員長報告（経済労働委員長） …… 420
1．採　　決 …… 420
1．日程第13　陳情令和２年第38号の２、同第56号の４、同第136号、同第170号、同第181号、
同第183号、同第195号、同第201号、同第223号、陳情第８号、第10号、
第13号の２、第62号、第84号の３、第89号の２、第94号から第96号まで、
第101号、第121号の２、第128号、第154号、第159号及び第167号 …… 420
1．委員長報告（文教厚生委員長） …… 420
1．採　　決 …… 420
1．日程第14　陳情第200号 …… 420
1．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 420
1．採　　決 …… 420
1．日程第15　陳情第201号 …… 420
1．委員長報告（新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長） …… 421
1．採　　決 …… 421
1．一括議題 { 日程第16　議員派遣の件（第21回都道府県議会議員研究交流大会）
日程第17　議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2021） } …… 421
1．採　　決 …… 421
1．日程第18　閉会中の継続審査の件 …… 421
1．採　　決 …… 421
1．閉　　会 …… 421

○巻末掲載文書

1．知事提出議案 …… 423
1．議案の数字の訂正 …… 463
1．議員提出議案 …… 475
1．諸般の報告 …… 483
1．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 487
1．議案付託表 …… 489
1．委員会審査報告書 …… 491
1．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 501
1．議員派遣の件 …… 517
1．決算特別委員名簿 …… 519
1．請願・陳情文書表 …… 521
1．議案等処理一覧表 …… 579

令和３年第８回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期29日間　自 令和３年９月10日　至 令和３年10月８日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	９月10日	金	本 会 議　（会議録署名議員の指名） （会期の決定） （知事提出議案の説明）	先議案件付託 請願・陳情付託
2	11日	㊏	休　　会	
3	12日	㊐	休　　会	
4	13日	月	議案研究	
5	14日	火	議案研究	代表質問通告締切（正午）
6	15日	水	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	16日	木	議案研究	請願・陳情提出期限
8	17日	金	本 会 議　（緊急質問）	
9	18日	㊏	休　　会	
10	19日	㊐	休　　会	
11	20日	㊊	休　　会	敬老の日
12	21日	火	本 会 議　（代表質問）	
13	22日	水	本 会 議　（代表質問）	
14	23日	㊍	休　　会	秋分の日
15	24日	金	本 会 議　（一般質問）	
16	25日	㊏	休　　会	
17	26日	㊐	休　　会	
18	27日	月	本 会 議　（一般質問）	
19	28日	火	本 会 議　（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
20	29日	水	本 会 議　（一般質問） 決算特別委員会設置 委 員 会　（常任委員会、特別委員会）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
21	30日	木	本 会 議　（知事提出議案の説明、質疑） ※　休憩中に委員会審査 （先議案件委員長報告、採決）	議案付託（先議案件含む）
22	10月１日	金	委 員 会　（常任委員会）	
23	２日	㊏	休　　会	
24	３日	㊐	休　　会	
25	４日	月	委 員 会　（常任委員会）	
26	５日	火	委 員 会　（特別委員会）	
27	６日	水	休　　会　（予備日）	
28	７日	木	議案整理 委 員 会　（議会運営委員会）	
29	８日	金	本 会 議　（委員長報告、採決）	

（注１）当初、９月17日から代表質問を行う予定であったが、「沖縄県議会議員による県職員への不適切行為について」の緊急質問を実施することになったため、代表質問・一般質問の全ての日程を順次繰り下げた。

（注２）９月30日は常任委員会を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策関連等の補正予算が追加提出されたことから、９月29日の議会運営委員会の協議に基づき、「甲第３号議案」を審議するため特に会議を開いた。

開会日に応招した議員

赤嶺　昇　君
仲田弘毅　君
新垣光栄　君
翁長雄治　君
喜友名智子　さん
島袋恵祐　君
玉城健一郎　君
大城憲幸　君
上原　章　君
小渡良太郎　君
新垣淑豊　君
島尻忠明　君
仲里全孝　君
平良昭一　君
次呂久成崇　君
國仲昌二　君
瀬長美佐雄　君
山里将雄　君
上里善清　君
當間盛夫　君
金城　勉　君
新垣　新　君
下地康教　君
石原朝子　さん
仲村家治　君
仲宗根　悟　君
仲村未央　さん
玉城武光　君
比嘉瑞己　君
当山勝利　君
照屋大河　君
山内末子　さん
西銘啓史郎　君
座波　一　君
大浜一郎　君
呉屋　宏　君
花城大輔　君
又吉清義　君
崎山嗣幸　君
玉城ノブ子　さん
西銘純恵　さん
渡久地　修　君
瑞慶覧　功　君
比嘉京子　さん
末松文信　君
島袋　大　君
中川京貴　君
照屋守之　君

令和３年９月10日

令和３年
第　８　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第１号）

令和３年
第 8 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）**

令和３年９月 10 日（金曜日）午前 10 時開会

議　事　日　程　第１号

令和３年９月10日（金曜日）

午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（知事説明）

第４　陳情第146号、第174号の５及び第174号の６の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第１号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第14号）

乙第１号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例

乙第３号議案　沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　工事請負契約について

乙第６号議案　工事請負契約について

乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第８号議案　土地の取得について

乙第９号議案　財産の取得について

乙第10号議案　財産の取得について

乙第11号議案　保険代位による損害賠償請求事件の和解等について

乙第12号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第13号議案　損害賠償の額の決定について

乙第14号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第15号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第16号議案　水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第17号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第18号議案　通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第19号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第20号議案　農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第21号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第22号議案　令和２年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

乙第23号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

認定第１号　令和２年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第２号　令和２年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　令和２年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　令和２年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　令和２年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　令和２年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　令和２年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第８号　令和２年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第９号　令和２年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第10号　令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第11号　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第12号　令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第13号　令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第14号　令和２年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第15号　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第16号　令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第17号　令和２年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第18号　令和２年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第19号　令和２年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第20号　令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第21号　令和２年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　令和２年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　令和２年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
認定第24号　令和２年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

日程追加　甲第２号議案
　甲第２号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第15号）

日程追加　甲第２号議案
　甲第２号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第15号）

日程追加　米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する意見書

日程追加　米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する抗議決議

日程追加　普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する意見書

日程追加　普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する抗議決議

日程第４　陳情第146号、第174号の５及び第174号の６の付託の件

出　席　議　員（48名）

議　長	赤　嶺　　昇　君	9　番	新　垣　淑　豊　君
副議長	仲　田　弘　毅　君	10　番	島　尻　忠　明　君
1　番	新　垣　光　栄　君	11　番	仲　里　全　孝　君
2　番	翁　長　雄　治　君	12　番	平　良　昭　一　君
3　番	喜友名　智　子　さん	13　番	次呂久　成　崇　君
4　番	島　袋　恵　祐　君	14　番	國　仲　昌　二　君
5　番	玉　城　健一郎　君	15　番	瀬　長　美佐雄　君
6　番	大　城　憲　幸　君	16　番	山　里　将　雄　君
7　番	上　原　　章　君	17　番	上　里　善　清　君
8　番	小　渡　良太郎　君	18　番	當　間　盛　夫　君

19番	金城　勉	君		33番	大浜一郎	君	
20番	新垣　新	君		34番	呉屋　宏	君	
21番	下地康教	君		35番	花城大輔	君	
22番	石原朝子	さん		36番	又吉清義	君	
23番	仲村家治	君		38番	崎山嗣幸	君	
24番	仲宗根　悟	君		39番	玉城ノブ子	さん	
25番	仲村未央	さん		40番	西銘純恵	さん	
26番	玉城武光	君		41番	渡久地　修	君	
27番	比嘉瑞己	君		42番	瑞慶覧　功	君	
28番	当山勝利	君		43番	比嘉京子	さん	
29番	照屋大河	君		44番	末松文信	君	
30番	山内末子	さん		45番	島袋　大	君	
31番	西銘啓史郎	君		46番	中川京貴	君	
32番	座波　一	君		47番	照屋守之	君	

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー	君	土木建築部長　島袋善明　君
副知事	謝花喜一郎	君	企業局長　棚原憲実　君
副知事	照屋義実	君	病院事業局長　我那覇　仁　君
政策調整監	島袋芳敬	君	会計管理者　大城　博　君
知事公室長	金城　賢	君	知事公室秘書防災統括監　平敷達也　君
総務部長	池田竹州	君	
企画部長	宮城　力	君	総務部財政統括監　平田正志　君
環境部長	松田　了	君	教育長　金城弘昌　君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子	さん	公安委員会委員長　阿波連　光　君
保健医療部長	大城玲子	さん	警察本部長　日下真一　君
農林水産部長	崎原盛光	君	労働委員会公益委員　井村真己　君
商工労働部長	嘉数　登	君	人事委員会委員長　島袋秀勝　君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉	君	代表監査委員　安慶名　均　君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長	上原貴志	君	主査　親富祖　満　君
議事課長	佐久田　隆	君	政務調査課副参事　中村　守　君
課長補佐	城間　旬	君	主幹　嘉陽　孝　君
主幹	宮城　亮	君	主幹　下地広道　君

○議長（赤嶺　昇君） ただいまより令和３年第８回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（赤嶺　昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案24件及び決算24件並びに補正予算説明書、令和２年度沖縄県歳入歳出決算書、令和２年度基金の運用状況書、令和２年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書及び同沖縄県基金運用状況審査意見書、令和２年度沖縄県病院事業会計決算書、令和２年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書、令和２年度沖縄県水道事業会計決算書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算書、令和２年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書、令和２年度沖縄県流域下水道事業会計決算書、令和２年度沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見書、令和２年度主要施策の成果に関する報告書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、健全化判断比率等報告書、令和２年度沖縄

県健全化判断比率審査意見書及び同沖縄県資金不足比率審査意見書、令和２年度沖縄県内部統制評価報告書、令和２年度沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書、令和３年８月末現在の令和３年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

また、先ほど、知事から、お手元に配付いたしました議案１件及び補正予算説明書の追加提出がありました。

また、本日、照屋守之君外13人から議員提出議案第１号「米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する意見書」、議員提出議案第２号「米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する抗議決議」、議員提出議案第３号「普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する意見書」及び議員提出議案第４号「普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願１件及び陳情67件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、17日、21日、22日、24日、27日及び28日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、本日の会議に労働委員会公益委員井村真己君、17日、21日、22日、24日、27日及び28日の会議に同委員会事務局長山城貴子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（赤嶺　昇君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

23番　仲　村　家　治　君　及び
24番　仲宗根　　悟　君

を指名いたします。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月８日までの29日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月８日までの29日間と決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第３　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

令和３年第８回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、本日提出いたしました甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号までの議案について、その概要及び提案理由を御説明申し上げます。

まず初めに、甲第１号議案の予算議案について、御説明申し上げます。

甲第１号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第14号）」は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に要する経費及び当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費として、35億2004万4000円を計上するものであります。

次に、乙第１号議案から乙第４号議案までの条例議案４件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務等を処理するために必要な限度で、個人番号を含む生活保護関係の個人情報を同一機関内で利用することができることとする等の必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第２号議案「沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例」は、中小企業者等の事業の再生を支援するため、保証協会に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関して必要な事項を定める必要があることから、新規に条例を制

定するものであります。

次に、乙第５号議案から乙第22号議案までの議決議案18件は、工事請負契約、財産の取得、和解、負担金の徴収などについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、乙第23号議案「沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について」は、委員１人及び予備委員１人の任期満了に伴い、その後任を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

最後に、認定第１号から認定第24号までの議案については、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、令和２年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について、議会の認定に付すものであります。

以上、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。

甲第２号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　**甲第２号議案**を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　本日、追加提出いたしました甲第２号議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

甲第２号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第15号）」は、新型コロナウイルス感染症緊急事態措置期間のさらなる延長を踏まえ、９月30日までの営業時間短縮及び休業の要請に協力していただいた事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費として、129億4600万3000円を計上するものであります。

同議案につきましては、先議案件として本日中での御審議、採決をいただきますようお願い申し上げます。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

イッペーニフェーデービル。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、甲第２号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第15号）」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、甲第２号議案については、これより直ちに質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第２号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午後２時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に総務企画委員会に付託いたしました甲第２号議案については、先ほど総務企画委員長から、お手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

甲第２号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　**甲第２号議案**を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました甲第２号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第２号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第15号）」は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ129億4600万3000円で、補正後の改予算額は、9895億8996万1000円である。

歳入の内訳は、国庫支出金及び繰入金である。

歳出の内訳は、休業要請等に協力した事業者に対する感染拡大防止対策協力金に要する経費であるとの説明がありました。

本案に関し、今回の補正の財源となる地方創生臨時交付金は、国の何次補正に当たるのか、また、同交付金はどのような場合に交付されるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正の財源は国の予備費ではなく当初予算で計上されているか、昨年度からの繰越分ではないかと思われる。臨時交付金は大きく３つに分けられ、地方単独分という形でかなり裁量の広い部分をフォローできる部分、事業者支援分という形で事業者の支援に充てられるもの、今回補正で上げている協力推進枠という時短協力金に特化した３つの枠があるとの答弁がありました。

次に、緊急事態措置の発出ごとの休業要請に対する非協力店の推移はどうなっているか、また、さらに緊急事態措置の期間が延長することによって非協力店の数が増えてくると思うが、協力できない店が増える理由とそれに対する対応策はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、７月12日以降で夜８時以降の営業や酒類や飲食、カラオケの提供を再開したおそれのある店舗が８月４日までの３週間で185店舗ある。８月25日までの３週間で30店舗あり、215件増の500店舗となっている。さらに、９月２日までに507店舗という形で増えている状況にある。また、期間延長に伴い非協力店舗が増える理由については、従業員の雇用が非常に厳しくなってきたことや協力金の支給が遅いといったような意見がある。

対応策については、コロナに関する融資制度の紹介や雇用調整助成金特例措置の告知、県の雇用継続助成金の案内、各種支援金の案内及び事業再構築促進事業で活用できる助成金等について非協力店舗に呼びかけ、何とか協力してもらえるよう要請していきたいとの答弁がありました。

次に、非協力店への対応について、裁判所に過料の通知をした後の状況はどうなっているのか、また、沖縄県以外に裁判所に過料の通知をした都道府県はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、裁判所で決定をしてその対象店舗に対して過料が科されたという情報はまだ入っていない。また、東京都と大阪府が過料の通知を出しており、東京都については既に２月頃のまん延防止措置のときに過料が実際に科されたという情報は把握しているとの答弁がありました。

そのほか、海浜等でバーベキューなど自主事業を行う指定管理者がうちなーんちゅ応援プロジェクトの支給対象にならない理由、飲食業を廃業した店舗数や事業規模及び政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会合で決定された行動規制緩和の基本方針の内容などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第２号議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第２号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時41分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第１号「米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する意見書」、議員提出議案第２号「米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する抗議決議」、議員提出議案第３号「普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する意見書」及び議員提出議案第４号「普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する抗議決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号「米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する意見書」、議員提出議案第２号「米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する抗議決議」、議員提出議案第３号「普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する意見書」及び議員提出議案第４号「普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する抗議決議」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　この際、**議員提出議案第１号　米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する意見書、議員提出議案第２号　米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する抗議決議、議員提出議案第３号　普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する意見書**及び**議員提出議案第４号　普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋守之君。

〔議員提出議案第１号から第４号　巻末に掲載〕

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　ただいま議題となりました議員提出議案第１号から同第４号までの４件につきまして、昨日９日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第１号及び同第２号については、米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故について関係要路に要請するためであります。

また、議員提出議案第３号及び同第４号については、普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出について関係要路に要請するためであります。

まず、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

続きまして、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第１号及び同第３号の意見書の宛先に係る県内所在関係機関について、また、同第２号及び同第４号の抗議決議の宛先に係る第３海兵遠征軍司令官及び在沖米国総領事につきましては、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号から第４号までについては、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案４件については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　これより議員提出議案第１号「米軍ＭＶ22Ｂオスプレイからの部品落下事故に関する意見書」、議員提出議案第２号「米軍ＭＶ22Ｂオス

プレイからの部品落下事故に関する抗議決議」、議員提出議案第３号「普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する意見書」及び議員提出議案第４号「普天間飛行場からのＰＦＯＳ等を含む水の放出に関する抗議決議」の４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号から第４号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺　昇君）　ただいま可決されました議員提出議案第１号から第４号までについては、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第１号から第４号までの趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第４　陳情第146号、第174号の５及び第174号の６の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情３件のうち、陳情第146号については米軍基地関係特別委員会に、第174号の５については子どもの未来応援特別委員会に、第174号の６については新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明９月11日から16日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、明９月11日から16日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、９月17日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後２時56分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　仲　村　家　治

会議録署名議員　仲 宗 根　　悟

令和３年９月17日

令和３年
第　８　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第２号）

令和３年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

令和３年９月 17 日（金曜日）午後５時 20 分開議

議　事　日　程　第２号

令和３年９月17日（金曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程追加　緊急質問

出　席　議　員（47名）

議長	赤嶺　昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲宗根悟君
1番	新垣光栄君	25番	仲村未央さん
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君
3番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君
4番	島袋恵祐君	28番	当山勝利君
5番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君
6番	大城憲幸君	30番	山内末子さん
7番	上原　章君	31番	西銘啓史郎君
8番	小渡良太郎君	32番	座波　一君
9番	新垣淑豊君	33番	大浜一郎君
10番	島尻忠明君	34番	呉屋　宏君
11番	仲里全孝君	35番	花城大輔君
12番	平良昭一君	36番	又吉清義君
13番	次呂久成崇君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地　修君
17番	上里善清君	42番	瑞慶覧　功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城　勉君	44番	末松文信君
20番	新垣　新君	45番	島袋　大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん		

欠　席　議　員（１名）

47番　照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事　玉城デニー君　　副知事　謝花喜一郎君

副知事	照屋義実君	企業局長	棚原憲実君
政策調整監	島袋芳敬君	病院事業局長	我那覇仁君
知事公室長	金城賢君	会計管理者	大城博君
総務部長	池田竹州君	知事公室秘書防災統括監	平敷達也君
企画部長	宮城力君		
環境部長	松田了君	総務部財政統括監	平田正志君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	教育長	金城弘昌君
保健医療部長	大城玲子さん	警察本部長	日下真一君
農林水産部長	崎原盛光君	労働委員会事務局長	山城貴子さん
商工労働部長	嘉数登君	人事委員会事務局長	大城直人君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君	代表監査委員	安慶名均君
土木建築部長	島袋善明君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺　昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君は、所用のため本日、21日、22日、24日、27日及び28日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長大城直人君の出席を求めました。

○島袋　大君　議長。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　大君　去る15日付で議長宛てに提出された文書「沖縄県議会議員による県職員への不適切行為について」に関する緊急質問の動議として提出したいと思っております。

○中川　京貴君　議長。

○議長（赤嶺　昇君） 中川京貴君。

○中川　京貴君　動議に賛成いたします。

○議長（赤嶺　昇君） ただいま島袋大君から、去る９月15日付で議長宛て提出された文書「沖縄県議会議員による県職員への不適切行為について」に関する緊急質問の動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ただいま動議が成立いたしましたことから、本動議の取扱い等について、議会運営委員会で協議していただくことといたします。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後５時21分休憩

午後６時35分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

この際、申し上げます。

先ほど開催された議会運営委員会において、去る９月15日付で議長宛て提出された文書「沖縄県議会議員による県職員への不適切行為について」に関して緊急質問を行うことに意見の一致を見ております。

また、本件に関して、仲里全孝君、下地康教君、西銘啓史郎君、呉屋宏君及び當間盛夫君から緊急質問の通告があります。

よって、お諮りいたします。

緊急質問の件を日程に追加するとともに、仲里全孝君、下地康教君、西銘啓史郎君、呉屋宏君及び當間盛夫君の緊急質問に同意し、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君） 御異議なしと認めます。

よって、緊急質問の件を日程に追加するとともに、仲里全孝君、下地康教君、西銘啓史郎君、呉屋宏君及び當間盛夫君の緊急質問に同意し、発言を許すことは可決されました。

○議長（赤嶺　昇君） なお、緊急質問につきましては、議会運営委員会において決定された緊急質問要綱に従って行うことにいたします。

仲里全孝君。

○仲里　全孝君　皆さん、お疲れさまでございます。

質問に入る前に、ちょっと確認させてください。

今日、知事部局から朝の説明と午後の説明が２回ありました。その中で、病院事業局長から今回の不適切行為に対して文言をそのまま提出すると。そして、沖縄県知事部局のほうから一部訂正の話がありました。これ両方の取扱いを議長のほうは受理されておりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時37分休憩

午後６時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲里　全孝君　それでは審議の内容に入れないんじゃないですか。午後から知事部局は、また知事部局においての５行目以降を削除すると我々は説明を受けたんです。説明を受けたんだけれども、公文書としてこれは取扱いされていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時39分休憩

午後６時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲里　全孝君　午後の議員への説明会では、謝花副知事から一部訂正をするという説明があったんですよ。それはどういうふうになっているんですか。私が問うているのは、これ今の緊急質問に対して議論の対象になりますか。質疑の対象になりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時42分休憩

午後６時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲里　全孝君　議長、これはおかしい。我々、午前中から議員総会を開いて、午前も午後も説明を受けたんですよ。時間もかけて。当局からの副知事が、これは削除しますよと。しかし今の説明を聞いたら、いや午前中の文書は受け付けているんですよと。どちらですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時43分休憩

午後６時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲里　全孝君　それでは、午後の副知事からの説明は非公式と今、議会事務局長からありました。これは非公式ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時44分休憩

午後６時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲里　全孝君　それでは、今回の不適切行為について何点か質疑させてください。

まず初めに、不適切行為の根拠、知事部局の取扱い、そして議員が絡んでいるものだから議会の根拠、それぞれ不適切行為の根拠を示してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時49分休憩

午後６時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　この件につきましては、６月議会の一般質問終了後にある職員が県議の方から電話を受けまして、その際の表現・内容でいろいろ精神的な苦痛を受けて、病院に行ったところ精神的な心因性のものがあるということで、これが知事部局、病院事業局もそうですが指針がございまして、これはやはり基本パワハラに該当するだろうと。それを病院事業局の当局において御本人にも確認をして、それはやはりパワハラに該当するだろうと。一方で病院事業局のほうに確認しましたところ、そういった知事部局また病院事業局、いわゆる執行部の職員と、それから議員との関係の規定がないということがありましたので――この間ですね――これはもし知事部局、病院事業局であればパワハラ該当ということがございましたので、これについては議会においても適切な対応を今後していただきたいという思いがありまして、そういった文書を出させていただいたということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　パワハラと認定されたんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　病院事業局の職員が御本人にも確認しましたところ、もしこれが病院事業局内部であれば、パワハラ認定の事案になるというふうに考えているという報告を受けております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　誰が認定するんですか､パワハラと。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　各委員会においてそれぞれやりまして、病院事業局においてはその当局がございます。その担当職員が聞き取りなどを行って、そしてまた病院側からの診断、そういったものを含めてパワハラと認定しているということでございます――パワハラ相当ということですよ。ところがこれは――すみません、ちょっと誤解を与えるような表現でしたけれども、認定という言葉は、我々、病院事業局内部であれば相当ということです。ただ議会の県議に、議員

に対しましてはそういったものがございませんので、こういったことについての対応をお願いしたいということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　パワハラと今、発言があったから、パワハラと誰が認定したのと。それを聞いているんですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時52分休憩

午後６時52分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほど来お話しさせていただいておりますけれども、知事部局それから病院事業局、各任命権者においては指針がございます。この指針において、それぞれそういった、いわゆるパワハラを受けたと主張する職員は、その部局の所管する課があります。例えば、総務部内であれば総務部の総務私学課、そこが聞き取りを行う、人事課でまたさらに詳細を確認するというような作業が具体的には行われます。ただ今回の場合には、やっぱり議会との関係ということがございましたので、認定ということではございませんけれども、こういった――もし同じ部内また局内であれば、パワハラ相当だということでやっているわけでございます。パワハラというのは、基本的に権力を持っている方、上司、そういった方々がいわゆる暴言とかそういったものがある場合にはパワハラに該当する。一番大事なのは、相手方がどういったふうに受け止めたか、そういったものも大事だというふうに認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　一般論で言ってもらいたいんですけれども、人事委員会とか、副知事とか、通常パワハラを認定するというのは――例えばの話ですよ。労基署に審査をさせるとかそういう手続が必要ではないですか。副知事は、パワハラと言ったんだよ今。新しい言葉。朝からずっと質疑しているのはパワハラという言葉じゃないですよ。不適切行為と言っているのに、皆さんがパワハラと言ったんですよ。一般論から言ってくださいよ。誰が認定するのか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　議員の質問に対しまして、どうしてこういったものが出たかということがございましたので、各部局においてはパワーハラスメントの防止に関する指針というものがございます。そういった指針に基づいて、当該事案については処理をされたという意味で、パワハラという言葉を使ったわけでございます。ただおっしゃるように、議員の皆さんにはそういったものがありませんので、不適切行為という表現をさせていただいていますが、今御質問がありましたので、これが知事部局、病院事業局であればパワーハラスメントの防止に関する指針に基づいて判断されますという説明をさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　いや副知事、だからそれを誰が認めたのと聞いているんだけれども。

次に行きます。

皆さんの資料からいうと、県議会議員から高圧的な言動があったと。その内容を説明してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時55分休憩

午後６時56分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

議員のほうから、病院事業局の職員に対して非常に高圧的な言動がありました。（「ありましたか」と呼ぶ者あり）　はい、ありました。

どういった内容かと今、お尋ねですが、中部病院のクラスターのことに関して、いろいろな患者さんが発生したとか、それから死亡例もあったということに関して、あなたの責任だよと。そういうふうな――そればかりではないんですけれども、一部はそういうことでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　局長、言葉を言われた、言葉を言った。そういう高圧的なことがあったんでしょう。何を言われて何を受けたんですかと聞いているの。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時57分休憩

午後６時57分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　今、私は説明しましたけれども、その高圧的な言動に対して、そういったいろんなクラスターに関して患者さんが増えたとか、公表が遅れたとか、そういうものはあなたの責任だよと、そういうふうに言われたということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　次に行きます。

身体的、精神的苦痛を受けていると、そういう説明がありました。どういう苦痛ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

議員からそういう話があって、すぐに動悸とか冷や汗などがありました。それからそれは持続して、不眠とか、その後病休ということになりますが、その光景がフラッシュバックすると。そういうふうな不具合なことが起こり、病休ということをせざるを得ないという事態になったということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　局長、ちょっと分かりにくいね。身体的、精神的にいろんな苦痛があったんでしょう。それは私、どんな苦痛だったんですかと、それを聞いているんですよ。フラッシュバック症状とは何ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　身体的な苦痛、これは身体的に症状が出るということでございまして、冷や汗、動悸――フラッシュバックというのは、その時点をまた繰り返し思い出して非常に精神的な苦痛が出てくるということで、これはその議員からの話があった後、産業医をすぐ受診しました。それから勧めで心療内科の先生のところまで行って、それは確かにあるよと。症状自体があるよと。そういうふうな認定を、診断を受けております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　その診断、そのフラッシュバックの症状の認定、主治医は誰か教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時１分休憩

午後７時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　今の議員の質問に関しては、大変プライベートなことでございますので、名前を公表することは控えたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　診断書は取っているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　はい、取っております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　このフラッシュバック症状の主な原因は、今回、照屋守之県議の発言が100％ですか。これ今、守之県議の――局長の説明では苦痛を受けていると。フラッシュバックの症状もあると。それはこの要因は、100％照屋守之県議の発言ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時２分休憩

午後７時２分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　今の御質問は、これは本人の自覚症状でございます。それで100％ということは、これを証明することはできませんけれども、本人がそれに関連すると。そういうことの内容でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　私は局長に聞いているんですよ。局長は診断書も見ていると、これまで調査もしていると。100％、これは県議の発言で100％そういった症状が出たんですねと、それを問うているんですよ私は。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　私も診断書を見ましたが、私がこれを100％議員からの発言によるものということは、断言しかねます。しかしながら、これまでの彼女の経緯を見ると、やはりそれは関係しているというふうに判断せざるを得ません。

○議長（赤嶺　昇君）　質問残時間が切れました。

○仲里　全孝君　時間。議長、この件はちゃんと明確な……

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時４分休憩

午後７時４分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

下地康教君。

○下地　康教君　まず公文書の確認をしたいと思っております。

今回該当する公文書は２つあるというふうに私は考えております。これは玉城デニー知事から出た総人第533号、それともう一つは、沖縄県の病院事業局長から出た病総第10047号だと思っております。それで、午後からといいますか、その後、当局から出された文書があるんですけれども、議会事務局から説明を受けたところ、その当局のその後の文書というのは今回の緊急質問の中には該当しないというふうに考えておりますので、この２つの文書の中で私は質問をしていきたいと思っております。

まず、この玉城知事より出た総人第533号、これの文面といいますか、それが「沖縄県議会議員による県職員への不適切行為について」の文書というのが議長宛てに送付されているんです。その中には、一定の公

職にある者からの働きかけに関する取扱要領をもって、令和３年第４回沖縄県議会６月定例議会中の７月６日に、沖縄県議会議員から病院事業局職員に対して行われた不適切行為についての再発防止を講ずると、講ずるようにするというものでありまして、そもそも今回、知事が指摘する不適切行為、これは県の定める一定の公職にある者からの働きかけに関する取扱要領の案件に適合するのかどうかというのが私は疑問であります。その当該要領の中には働きかけの定義がなされておりますけれども、今回の沖縄県議会議員の行為はその働きかけに当たらないと私は思うんですけれども、そういう、その該当する理由を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　午前の議員への説明会でもお答えさせていただきましたが、まず、不適切行為についての部分につきましては、再発防止策を講じてくださいますようお願いいたしますという部分までございます。また以下につきましては、６月９日付の私どもの決定、これは県のほうで決定しまして、当然県庁内、そして他の任命権者にも参考資料として送付させていただいているものでございます。今回改めてその送付もさせていただいたということで、この特定業務に関する云々ということが、今回の事案と直接関係するものではございません。そのような御指摘も、今日の午前中るる受けましたので、改めてちょっと文章を出し直させていただいた次第でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　私は最初に申し上げましたよね。私が今回緊急質問に関するその文書というのは、この総人第533号と病院事業局長がお出しになっております病総第10047号でございます。今、総務部長がおっしゃったのは、その後に出された文書のことでありますね。これは今回の質問の中には該当されないとはっきり議会事務局は言っていますよ。それをなぜその引き合いに出すんですか。意味が通らないじゃないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　緊急質問の範囲を議会運営委員会で定められたのは、議会の権能だと思います。一方で今日の午前の質疑を私どもきちんと受け止めまして、そういった文書の、一旦取り下げて改めて出し直させていただいたという対応をさせていただいたという、その経緯を説明したものでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　それであるならば、じゃそれでは、今まで議員への説明会で説明したその手続というのはどういうことなんですか。つまり我々は、この私が該当する２つの文書において午前中議員への説明会で説明をされたんですよ。これは議長が、この県議会議員の皆様方に該当する文書をお配りして、説明会で説明したわけですね。その後、じゃこの文書が出ているというのであれば、議長がそれを受理して、それを議員の皆様方に全部お配りしてその説明をするのが筋じゃないですか。どうなんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時11分休憩

午後７時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　私ども午前中の質疑、下地議員からも含めまして、また以下の部分については、やはり今回この案件とは違うということで訂正をする必要があるということで一旦取下げをして、そして出し直させていただきました。その通知文につきましては、２回目、午後行われました議員の皆様方への説明の時点では、議会事務局のほうに届けてございます。公文書につきましては、到達主義という形で、受け取った時点で効力が発生いたします。これは私ども通常そのような形で業務処理をしてございます。ですから、そこから先の周知につきましては、まず私どもは副知事のほうからそういう形で一旦取り下げて出し直させていただいたというのを２回目のほうの説明でちゃんとさせていただき、文書もお届けしているという形で対応させていただいているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　それは皆様方のその手続のことでありますけれども、今、議会の手続は、最初出された２つの文書を取り扱うといっているんですよ。それしか取り扱ってないんですよ。それ以外の答弁をする必要はないんですよ。それどうなんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時15分休憩

午後７時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　先ほど議員のほうが、また以下のところを先に読まれて、その再発防止につなげられましたので、そのまた以下につきましては、質疑も踏まえて――もともとこの不適切行為への対応としての文書ではございません、部分ではございませ

ん。それは説明をした上で、さらに、今日の説明も受けまして、そのような部分を直させていただいたという補足の説明をさせていただいた部分でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　それであるならば、まず最初に出された文書の中において、そういう該当に当たりませんよと、そのまた以降の文章はです。なぜそういうことをしない、そういう答弁をしないんですか。この文書の中で、そういう文章が書かれているんですけれども、そこに添付されている、その一定の公職にある者からの働きかけに関する取扱要領、これは該当しないですよと、なぜそれを言わないんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　先ほど最初にその点につきましては説明させていただきました。午前中の説明におきましても、この取扱規程にこの部分の、今回の不適切行為については該当しないということは申し上げさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　これは、私が言っているのは、この文書において、この文書の取扱いだけに関してのお答えが欲しいんですよ。これは、今は取り扱われていませんからね、そういうことですよ。だからこれに関する答えだけでいいんです。それを確認したいんです。

次に移ります。

病院事業局長から出た文書ですけれども、この不適切行為ということで、例えば、その行為をどういうふうにして皆様方、当局の中で判断をしているのか。これ例えば一つの例ですけれども、この一定の公職にある者からの働きかけに関する取扱要領の中には――これは該当しないということなんですけれども、事例としてちょっと申し上げたいと思います。例えば、こういったものに対応記録表というものがあるんですけれども、そういった部類のものをちゃんと記録を残しているのでしょうか。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時17分休憩

午後７時18分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　病院事業局の職員に関しては、病院事業局の中にハラスメントの指針というものがございます。その指針に準じて、担当の職員が本人から聞き取るとそういうふうなことで聴取をして、内容を確認しているところでございます。（発言する者多し）

○議長（赤嶺　昇君）　どうぞ続けて。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　失礼しました。

働きかけのことで聞き取りをしたということではございません。

○下地　康教君　議長。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時19分休憩

午後７時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　先ほど申しましたように、事業局内の担当の者から聞き取りの記録をきちっと残してございます。

○下地　康教君　はい、分かりました。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　よろしくお願いします。

まず、この２つの文書、１つは病院事業局長名で１つは県知事名になっています。総務部長名でなかった理由を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時20分休憩

午後７時20分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　今回のこの文書につきましては、県議会議長宛てに出させていただいております。そのため、知事名という形にさせていただきました。

○西銘　啓史郎君　ちょっと休憩します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時20分休憩

午後７時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事名と事業局長名の文書というのは、本来どっちが重いのか。それとも同等ですか。教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　それぞれの任命権者、それぞれの職務権限を持っている代表という形でございますので、それぞれの文書のものにつきましては、基本的には同じ効力を有するものというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　どちらが重たい、どちらが軽いということはなく、知事名でも病院事業局長名でも同じ

文書の重さというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　議員御指摘のとおりだと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　文書を見比べると、知事名では、再発防止策を講じてくださいしかないんですね。病院事業局長は、厳正に対処するとともにと書いてあります。ですから、私は知事名の文書は軽いのかなと、この要請がですよ。再発防止策しか求めていません。片や病院事業局長は、不適切行為を行った議員ともう限定をして、しかも先ほどパワハラの話がありましたけれども、ちょっと確認させてください。例えば、このパワハラの加害者というか、相手が県議会議員だから調査はできなかったということでしたけれども、同じ部局内であった場合に、その場合は加害者と呼ばれる人、被害者と呼ばれている人、２人から聴取はしますか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　双方に対して調査をいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　であれば、本来この文書は、議長に調査をしてくださいというべきだと僕は思いますよ。もう皆さんは断定しているわけですよ。知事も、病院事業局長も。しかも録音――確認しますけれども、本人は、県職員の方は、我が県議との電話については録音していたか、していないかだけもう一度明確にお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

録音はしてございません。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　もちろんこの県職員に対してはお見舞い申し上げますけれども、録音なしであそこまで明確に覚えているということは、すごいことだと思います。これは、言った言わないもあるし、声のトーンまでも明確に文書にしていますので、録音されていないということであれば、すごい記憶力だと思いますが、いずれにしてもちょっと確認させてください。

ちょっと休憩します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時24分休憩

午後７時24分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　職員の身分を守るということは否定いたしません。しかし我々も、同じ議員であります。しかもこれは、もちろん我が会派の問題になっていますけれども、先ほど総務部が出した文書においては、議員全体に関わることなんです。

まず１つ、この今回のパワハラと呼ばれていることが本当に県議とのやり取りだけが原因なのかどうか。これはどうお考えですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時24分休憩

午後７時24分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　今回の職員のことに関しては、これまで全く健康、特に持病とかそういうものも持っていない方でございます。その後、こういった非常に重症な症状が出たということは事実のことでございますので、県議のこの高圧的な言動に関係していると、そういうふうに言わざるを得ないと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私はテレビで拝見していましたけれども、文教厚生委員会で参考人招致をして、最後のほうはこの御当人、出られていなかったと記憶していますけれども、いろんな質問が出て、また記者会見の中でもいろんな質問が出ました。ですから、恐らく私が思うに、いろんなストレスがたまっていたんだろうと。このときに我が議員から電話が入って、もちろん高圧的という表現ですから、よく分かりませんけれども、録音されてない限りですね。ですから、そういう場合は、先ほども申し上げましたように、一方の主張だけを聞いて、県議会議員だからもう一方的にこういう文書を出すということは、私はあってはならないと思います。せいぜい議長に対して調査をしてくれと、その結果がどうなのか。それと先ほど、午前中に説明会で言いましたけれども、本来これは第三者委員会、また特別委員会、第三者のほうで我が議員のほうの言い分も聞いてやるべきだと思います。

そしてもう一つ。

我が議員は、病院事業局長に電話を何回かけていますか。謝罪の電話。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　合計３回でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これは回数の問題じゃないかもし

れませんけれども、実は今日、本人、退庁しまして帰りました。体調を崩しております。これがどうこう言うつもりはないんですけれども、私は皆さんのこの文書というのは、議員一人の、我が会派じゃないとして、一人の県議会議員のいろんなものを傷つけていると思います。これちゃんと――何度も言います。特別委員会か何か知りませんけれども、双方の言い分を聞いて、しかも謝罪も何度かしている。本人に会いたいとも言ったと聞いています。それを今、会えない状況だとも聞いています。そういう中で、あえてこの時期にこういう文書を出すというのが私は分かりません。その理由を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時27分休憩

午後７時27分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　当該職員に関しては、先ほど申し上げましたように、７月は病休でございます。８月から一部出勤して復職をしたのでありますが、当然ながら前のような状態ではございません。そういうことで、聞き取りとか話とか、このデリケートなことに関しては、やっぱり我々も非常に気を遣いながら対応してまいりました。そういう意味で、時間がかかったということがございます。決して、この日に合わせて出すと､そういう意図は全くございません。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　先ほど同じ局内、部内のパワハラの場合は、双方の聞き取りをするとおっしゃいましたよね。それは当然だと僕は思います。そして本当にどうだったかという、最終的に調査を何度もしながら、その結果がパワハラだと認定されれば、その処分はされるべきだと思います。同じことなんですよ。本人が、我が会派の議員が電話した後、すぐ翌日に事業局長に電話をして、言い過ぎたということをおわびしたと聞いています。それ事実ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　事実でございます。担当の職員におわびをしたいということを伝えてくれという話でございました。私は、その件に関しては伝えました。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　実は、この間の文教厚生委員会で決議案も出ました。もちろんいろんな議論の中で、クラスターのことを隠蔽した、していないありましたけれども、いろんな注意がこの決議の中で出ました。やはり、恐らく当該人、県の職員も非常にプレッシャーがあったとは、僕は理解しています。

しかし、ちょっと気になるのが、この一定の公職にある者からの働きかけに関する取扱要領、６月９日付で出されていますけれども、総務部長、議会事務局には６月９日に出したと言いましたが、この経緯、なぜこの取扱要領ができたかをお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

働きかけ記録化制度を制定したきっかけでございますが、平成29年１月に発覚いたしました当時の副知事による、いわゆる口利き疑いに対しまして、第三者委員会を設置いたしました。その第三者委員会のほうから職員倫理規程の徹底と働きかけの記録化制度の制定についての提言を受けたところでございます。その後、ほかの自治体の制度なども参照に、なおかつ職員の記録化については、その記録という業務が出ますので、どの程度の負担になるかという、そういう調整をさせていただきまして、今般ちょっと時間がかかりましたが６月にまとまりましたので、そういう通知を知事部局に出して、そのほかの任命権者には議会事務局も含めてですけれども、参考として資料を送付させていただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　調査委員会の報告書は、平成29年10月31日ですよ。これが令和３年６月９日に出たと。その長い間空白があるわけですね。それはいいでしょう。

そして、議会事務局から議員に説明する義務があるとお思いですか、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　他の任命権者に対しては、私どもからどうこうということはできませんので、資料を参考として送らせていただいた、知事部局は今こういう取組を始めていますということで送らせていただいたものでございます。それぞれ送付を受けたところで判断されるべきものだと考えております。

○西銘　啓史郎君　休憩します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時32分休憩

午後７時33分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これ議会に配られていないものをなぜ一部の与党議員が知るんですか。お答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時33分休憩

午後７時34分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

私ども、この通知につきましては、県職員の各部局長を通して、広く周知を図っているところでございます。議会事務局の対応は先ほど事務局からありましたが、この通知自体は問合せがあればそれぞれ隠すものでもございませんので、外部であっても、こういった対応をしていますというのはマスコミ等にも受け答えはさせてもらっているところでございます。そういった資料であるという形で、どういう経緯というか、私どもから特にお渡ししたというのは、ちょっと私のほうではそういったものはございませんけれども、割とオープンになっている、逆に広く周知を図っている資料ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　その割には、野党議員は残念ながらほとんど知らないんじゃないですかね。しかも、その中で国会議員や議員、それから首長も入っていますから、本来はそういうものを、どこの責任か分かりませんけれども、しっかり説明すべきだと思います。こういうものをつくったのであれば。

それともう一つ、最後にもう一回言います。

パワハラというふうに言うのであれば、特別委員会か第三者委員会の設置をもって、しっかり明確にしていただきたいと思います。

最後にもう一つ。

県の職員に対しては、心からお見舞いを申し上げます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　局長、非常に残念です。本当に私はこのようなものは――もう三十四、五年、こういう世界にいますけれども、普通リーダーシップというのはどこから来るかというと、本来あなたが――私はさっきも言いましたけれども、あなたが結局議会議長を訪ねて、こういうことはできるだけ抑えていただけませんかということをして、それで本人たち同士で議長立会いの下で謝らせる、そういうことで済むことじゃないのかなと思うんだけれども、どうなんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　先ほど議員からの質問もありましたけれども、私のほうから直接議員に話すことは私の権限を超えているものと理解しています。したがってこのことに関しては、この文書でもって議長に話をさせていただいて、議員のことに関しては議長のほうからこういった話をしていただいて、この再発がないようにぜひ皆さんで検討していただきたいと、そういうことで提出させていただきました。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　私はそういうことを言っているんじゃないんですよ。昔はこういう行き過ぎたところというのは、リーダー同士でまとめていったんですよ。こんな大げさな形にはならない。これ傷つくんですよ、どうしても当人同士が。

じゃ私言いますけれども、議長、私はこの流れで15日の水曜日、このときにたまたまそこにいて、会派長の要請でコロナ担当だからといって一緒に議長の話を聞きに行ったんですけれども、そのときに初めてこれを見た。これは大ごとになるなという感じはしましたよ。だけど昨日いろいろ病院事業局長と議長との間の話合いもあったんでしょう。議長、昨日は何があったのか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時38分休憩

午後７時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○呉屋　　宏君　私もこれ乗りかかった船で――昨日、会派長から話があって、これもう既にマスコミが動いていたんですよ。今日の両紙に載る予定だった。頭を下げて本当に丁寧に、お願いだから個人の問題になるから、これは本人は精神的にも病んでいるような状況だということは伺っているので、そこまで両紙に載るってことは余計ダメージが出てくる。だから、お願いだから明日の新聞は勘弁してくれということで、丁寧にお願いをして今日載らなかったんです。だけど我々はそこまでやっているけれども、皆さんの職員の今後のためにもそれをどうにかしたいと思ってやってきた、夕べは。今日開けてみたら全く変わった対応になってきた。これ何があったんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

先ほど赤嶺議長からお話がありましたように、昨日の夕方、この提出した文書の内容がよく分からないということで、説明してほしいとそういう話がありまして、特に不適切な行為とか、厳正に対処すると、そういうふうなことについて御説明をさしあげました。先ほど言いましたように、この不適切な行為というのは、やはり発言によって身体に症状が出るようなほどの内容であったと。これは不適切な行為と言っていい

と思います。

それから、厳正に対処するということで、これ議員の皆様から非常にいろいろな話をお伺いしたんですが、これは処分とかペナルティーとかそういうことでは決してなくて、きちっと注意していただきたいということでございます。それから私がやっぱり最も強く申し上げたいことは、やはりこういったことを再発がないように、議員の皆様で協議していただきたいということを議長にお伝えしたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　局長、この文書の表題はそうは書いていませんよ。不適切行為と書いているんですよ。あなた方は認定しているんですよ。ここの県議会議員の話も聞かずに、もう不適切があったということを断言している。これはある意味で、見方を変えれば議会に対する挑戦ですよ。そんなふうに思えてしようがない。だから取り下げたほうがいいということを言ったんです。あなたにそういう説明で調査をお願い――さっきあったけれども、調査をやろうということであれば、それはまだ話は聞ける。しかしもうこんな断定された形でやられると、これはもう議会への挑戦。どこまで活動していいのか分からない。どんなことを質問していいのか分からない。１対１でどんなことがなっているかも分からない。調査権に不安を感じていくんですよ、今後。だからこれはちゃんとした、どこまではいいってことは、調査委員会をつくってしっかりやらなければいけない。もうこれから質問取りができない。我々皆さんが来たら、いやいや怖くて話ができないから質問は答えられませんよと、議場でやりましょうという話にしかならない。私はそう思いますけれども、皆さん、この言葉がどこまで広がっていくか分かりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時48分休憩

午後７時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　この文書の不適切な行為という、何をもってということだと思いますが、事実、この電話の後、議員からやっぱりこの電話の内容は責任を追及するつもりはないというふうなお電話と、決して威圧的なことを言っているのではないとそういうふうな内容でございます。ということは、やはり議員の方もそういったことを感じているのではないかということはうかがえると思います。そういう思いでお電話いただいたというふうに私は思います。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　中部病院の、６月議会の委員会記録を読みましたよ。50ページから133ページまでの間、83ページのうちに、全部のページに、ほとんどのページの中に当該職員が全部しゃべっていますよ。これ、大変だったと思いますよ。本当にこれは県議会議員の電話だけでそうなったんでしょうか。この委員会の中で、追い詰められているところはなかったんですか。全てのページに、83ページにありますよ、名前が。それはどう評価するんですか。決められるんですか、局長が。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　県議会、それからその他の議会の答弁というのは、我々にとっても大変ストレスのかかることは事実でございます。しかしながら、今回のこの職員の身体的な症状とか、さっき言ったように仕事ができないというようなことに関して100％議員からの話ということは、断言はできません。しかし、非常に大きく関与しているということは、本人との話の中でも、私はそういうふうに思います。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これ、僕はここまで行きますからやめたほうがいいんじゃないですかと言った。６月議会にもう一回返って、この中部病院のクラスター隠蔽事件をもう一回やらなければいけないんじゃないか、そこまで返らなければいけないんですかと、どこで止めるんですかと。今のこの現状だけでよしあしは判断できないですよと。僕はこの委員会をやるのであれば、この中部病院の問題をもう一回やるべきだと思います。これは本人がその責任ある役職にあればあるほど、17名の人が亡くなっている、あれだけのクラスターを出したということが全然自分とは関係ないって話ではないはずですよ。それの心的な負荷もかかっているだろう、そして委員会の答弁もあっただろう、そして照屋議員の追及もあっただろう。これが90％で、あとは５％ずつですよって誰が決められるんですか。だからそこに、元に戻ってもう一回やるべきではないんですか。どうですか、議長そこは考慮してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時52分休憩

午後７時52分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　職員のその反応に関して、何％が誰に起因するものか、これを明確に答

えることは不可能だと思います。難しいと思います。しかしながら、この今の症状は明らかに心因性反応の症状が出ている。電話の前では、そんな症状はこれまで一切なかった。同じ状況で対応するとさらに悪化することがあると、仕事そのものが非常にストレスが大きいということで、休むように、これは医師から指示をされていることでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　任命権者の知事にお伺いしますけれども、そのままで仕事やっていけるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　現在職員が全て以前のように回復しているとは思っていません。したがって体調を見ながら出勤する、あるいは場合によっては午後は休むと。それからこういった――特に議会とかそういった関係の話になるとやっぱり、先ほど言いましたように、ぶり返すということがございますので、そういったことを考慮しながら出勤するようにと指示しています。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　医療企画監というのはそれでできるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　当該職員は、コロナとか、それから人材確保とか対外的な交渉とか、それから議会に対する答弁のものとか、たくさんの仕事がございます。今それぞれのチームでサポートしながら対応していると。私も可能な限りそういったところにコミットして、対応しているということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　その人以外はもういらっしゃらないということですね。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　当該職員の担当する職務は、いません。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　この人が終わったら、もうそれに続く人はいらっしゃらないということですよね。替わる人はいないってことですね。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　私は局長になって、その当該職員の職務というのはやっぱり事業局にはなくてはならないものと思っています。しかしながら、こういった職務を探すということは大変難しいことではございますが、今回も替わったんですけれども、私はいろんなところに話をして、来ていただきました。もしそういった状態になると、私はまた全力を尽くして、この職務がないってことは考えられないと私は思っていますので、重点対応するというふうに思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　普通、こういう重篤な心身症状の場合には、そこから外さなければ回復はしないし、本人のためにならないと私は思いますよ。これ人事まで考えて要望だけはしておきますから、将来何があっても大変な思いになると思いますから、よろしくお願いして終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　こういう形で緊急質問するというのは本当に残念なことではあるんですが、我々議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能ということで、同じく住民から直接選挙を受けた長、知事を相互に牽制し合うということがこの我々議会に与えられていることなんです。検査権だとか、調査権含めたいろんなもろもろがある。今回このデニー知事から出されたこの不適切行為ということはどのような権限でこれ出されたんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時58分休憩

午後７時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　私ども知事部局からの文書につきましては、病院事業局で行われた事案でございますが、議会とのつながりは病院事業局に限らず、知事部局あるいはその他の任命権者も密接な関係を持つということで、再発防止につきまして知事部局からもお願いをさせていただいた次第でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　局長、再度またお聞きしたいんですが、この７月６日ということで、先ほどからいろいろと局長からお話いただいているんですけれども、局長自体のその対応のまずさ、そういったことは加味されないんですか。どう考えていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後７時59分休憩

午後７時59分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

この今御質問に関して、先ほど話しましたように、

可能な限りコンタクトを取るというふうなことをしましたが、なかなかその症状が十分でなくて、コンタクトを取ることは難しいこともありました。この件に関しては、この文書もそうですけれども、私単独、事業局単独で議長に出したものではございません。ただ、執行部の方とも相談しながら対処してきたと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長、今の話。だから皆さんはどのような権限でこの公文書を出されているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後８時０分休憩

午後８時０分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　知事名の文書につきましては、先ほども述べましたように病院事業局でのこの案件――これは病院事業局だけということではなくて、可能性としてはそのほかの任命権者含めてそういった可能性もあるということで、そういったことにならないよう再発防止を講じていただきたいということでお願いをしているものでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　止めたくはないものですから。局長は、これを協議してほしいという趣旨で出されたというお話がありました。この公文書の中に、どこに協議をしてほしいと読めるような文書になっているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後８時１分休憩

午後８時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　議員の御指摘のように協議という文言は確かにございませんが、再発防止ということを私は強く要望しております。そのためにはやはり議員の皆さんで協議をしていただきたいと、そういう思いがあります。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この不適切行為を行った議員に厳正な対処をしてほしいというのは、どういう対処をしてほしいという趣旨で言われているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　先ほどと繰り返しになりますが、議長にも申し上げましたように、これはしっかりと注意をして再発がないようにということでございまして、厳正に対処するというのはそれに対して処分をするとかそういう意味ではございません。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　我々は何をもって皆さんから言われたその再発防止策ということの議論を、議会はやってくれということを皆さん求めているんですか。

先ほど副知事はパワハラだと、これは病院事業局内となるとパワハラだと。このパワハラには議会には規定がないと。規定がないのに、我々はどういう形でこの再発防止策とかその厳正なる対処を議員に求めるということになるんですか、副知事。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

まず知事部局内におけるパワーハラスメントの防止に関する指針の中で定義がございまして、まずこの指針においてパワーハラスメントとは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、職務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え職員の人格もしくは尊厳を害し、または勤務環境を害することとなるようなものをいうという定義がなされております。

一方で今ございましたように、議会においては基本条例はあると思います。その中で品性とか品格とかそういったものがありますけれども、そういったパワーハラスメントについての――これもう議会内部の話。ただ、執行部と議会との関係というものについて規定がないわけでございます。この問題についてどのような形でというのはまさしく先ほど局長がお話ししておりましたように、こういった規定がないものについて、ある意味条例しか品格と品性という言葉しかないという中で、今後も議会と執行部が連携して県民の福祉向上のために対応するには、何らかの対応が必要ではないかという意味合いも込めて再発防止を講じていただきたいと、その内容については議会の内部において協議をしていただきたいというような趣旨で考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　だから皆さん、この例えとして午後には取り下げをしたということがあるけれども、この働きかけがその一例ですよと、この働きかけの分のどこに今回皆さんが言うこの不適切行為ということが該当しているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　これにつきましては、繰り返し述べさせていただいていますが、今回の事例がこの働きかけに該当するものではございません。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これは、我々議会がこれと合わないんじゃないかという指摘の中で皆さんが取下げをした。ということは、これを事例として出したということは、議会に対しての一つの脅しとしてこれを出してきたという、議長、そのことのものでしか我々は受け取れないわけです。個人の、一議員の、一議員が謝っているという話ではない。議会に対することなんだ。知事、首を振っておられるわけですから、違うということであれば知事、お答えください。知事に答えさせて知事に。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　今御指摘のまた以下の部分の働きかけのところにつきましては、午前中の説明におきましても、通知文の沖縄県議会議員による県職員の不適切行為と直接どのように関係があるのかという御指摘もいただきました。それとは関係のないという、今回の働きかけに基づくものではないというのは再三説明させていただいているところでございます。今回その表題と合わせまして、関係のある部分だけということで、改めて本日付で文書を出し直させていただいたところでございます。

今回この働きかけのものを入れさせていただいたのは、先ほど議会事務局からありましたけれども、議会事務局の中で共有しているという形で、いろいろと議会と相談する中でこの働きかけの制度について改めて執行部のほうからも周知を図ってもらえないかというようなところもございました。それで今回、通知につきまして取扱いを定めたということで、改めて御案内をさせてもらったところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長、副知事、これはこの議場で本来やるべきことじゃなかったはずなんだよ。先ほど呉屋議員もお話しするように、もう少しやっぱり知事部局も病院事業局も議長にしっかりと協議をお願いしたいという申出をするべきであって、皆さんこれ病院事業局から、知事部局から議会に対する一つの挑戦になっているんじゃないかという受け取りになるわけですよ。じゃ我々は調査権というのはどのような形でやればいいのかと、これをじゃ規定つくれという話になってくる。本当にそれでいいのかということになるわけですよ。副知事、我々にこの分での規定をつくってくれという要望をされるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　まず、今回働きかけの文言が入っていろいろと議員の皆様にあらぬ誤解を与えていたことは申し訳なく思っております。ただ、そういったことでこの部分は取下げをさせていただいております。

一方で、どういう形で今後こういったことが二度と起こらないために、再発防止をどうするかということについては、私のほうからどうしてほしいということではなくて、再発防止のためにはどうしたらいいかということについて、議会議員の中において協議をしていただきたいと。そういった中において、例えば議会事務局においても他県の事例を参考にやってもらうとかいろんなものが、方策があると思います。これはいろいろ今後知恵を出し合うことが大事だと思いますけれども、この分についてはもし必要であれば、我々も他県の事例などいろいろ照会もしたいと思いますけれども、ぜひこの機会に、この問題に前向きに対応していただければというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　なかなか議会の議員のそういう言動のもので不適切なものということでのこの規定を設けるということは、発言の自由というようなもろもろ、我々議会にあるわけですよ。地方議会のほうにも。そういったことを自ら縛る。この不適切行為というものが、もう事例を挙げていただきたいくらいですよ。どこでどういうものがあったのかということを含めて。

最後に申し上げますけれども、これは中部病院でクラスターが発生する中での公表が遅れた。議会でいろんな指摘をされた、皆さんの答弁も不適切だった。曖昧だった。その中で、本人はやっぱり相当なプレッシャーがあったはずです。それを何で一議員のその電話での発言にそのことの責任を負わすのかというのは、これは我々議会人としては決して納得できるものじゃない。あなたたちは局長名でも出す。デニーさん、知事名でも我々に対してこの不適切な行為を是正せよということを我々に忠告をする。そういう権限があなたたちに何があるのかということを再度お答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この間の経緯については、真摯に答弁をさせていただいておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思いますが、私が県に勤める職員全てがこの不適切行為等の対象になり得るものであるということも十分考えた上で、再発防止策を講じてくださいますようお願いいたしますということでのお願いでございます。ですからそういうことで、ぜひ議会の中でも議論をしていただきながら、品位、品格

を守りつつ、職員が働きやすい環境をつくっていくにはどうすればいいのかということについて、ぜひ御理解と御協力をいただきたいというように考えた次第です。

○當間　盛夫君　知事、あなたはひきょうだよ。俺の時間がなくなってから答弁するなんて、本当に失礼だよそれは。

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって緊急質問は終わりました。

この際、お諮りいたします。

本日の会議は、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、本日は延会することに決定いたしました。

次会は、９月21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後８時12分延会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　仲　村　家　治

会議録署名議員　仲 宗 根　　悟

令和３年９月21日

令和３年
第　８　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第３号）

令和３年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

令和３年９月 21 日（火曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第３号

令和３年９月21日（火曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（47名）

議長	赤嶺　昇　君	23番	仲村家治　君
副議長	仲田弘毅　君	24番	仲宗根　悟　君
1番	新垣光栄　君	25番	仲村未央　さん
2番	翁長雄治　君	26番	玉城武光　君
3番	喜友名智子　さん	27番	比嘉瑞己　君
4番	島袋恵祐　君	28番	当山勝利　君
5番	玉城健一郎　君	29番	照屋大河　君
6番	大城憲幸　君	30番	山内末子　さん
7番	上原　章　君	31番	西銘啓史郎　君
8番	小渡良太郎　君	32番	座波　一　君
9番	新垣淑豊　君	33番	大浜一郎　君
10番	島尻忠明　君	34番	呉屋　宏　君
11番	仲里全孝　君	35番	花城大輔　君
12番	平良昭一　君	36番	又吉清義　君
13番	次呂久成崇　君	38番	崎山嗣幸　君
14番	國仲昌二　君	39番	玉城ノブ子　さん
15番	瀬長美佐雄　君	40番	西銘純恵　さん
16番	山里将雄　君	41番	渡久地　修　君
17番	上里善清　君	42番	瑞慶覧　功　君
18番	當間盛夫　君	43番	比嘉京子　さん
19番	金城　勉　君	44番	末松文信　君
20番	新垣　新　君	45番	島袋　大　君
21番	下地康教　君	46番	中川京貴　君
22番	石原朝子　さん		

欠　席　議　員（１名）

47番　照屋守之　君

説明のため出席した者の職、氏名

知事　玉城デニー　君　　副知事　謝花喜一郎　君

副知事	照屋義実君	企業局長	棚原憲実君
政策調整監	島袋芳敬君	病院事業局長	我那覇仁君
知事公室長	金城賢君	会計管理者	大城博君
総務部長	池田竹州君	知事公室秘書防災統括監	平敷達也君
企画部長	宮城力君		
環境部長	松田了君	総務部財政統括監	平田正志君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	教育長	金城弘昌君
保健医療部長	大城玲子さん	警察本部長	日下真一君
農林水産部長	崎原盛光君	労働委員会事務局長	山城貴子さん
商工労働部長	嘉数登君	人事委員会事務局長	大城直人君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君	代表監査委員	安慶名均君
土木建築部長	島袋善明君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺　昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

９月17日の会議は、都合により延会いたしました。

よって、本日から行われます代表及び一般質問の日程につきましては、お手元に配付いたしました変更後の質問順位表のとおり行うことにいたします。

この際、念のため申し上げます。

本日、22日、24日及び27日から29日までの６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

なお、前定例会に引き続き、代表質問における再質問は、一問一答方式で行われることから、それに伴い、質問及び答弁を含めた往復時間を別に設定することとなりますので、御了承願います。

○議長（赤嶺　昇君） **日程第１　代表質問**を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

仲村家治君。

〔仲村家治君登壇〕

○仲村　家治君　おはようございます。

沖縄・自民党を代表しまして、代表質問をさせていただきます、仲村でございます。よろしくお願いいたします。

代表質問の前に、15日に議長に提出された知事、病院事業局長の公文書について一言触れたいと思います。

そもそも、この件は中部病院のクラスター発生に関する情報を病院事業局が公表しなかったことに端を発する問題であったことを忘れてはなりません。クラスターにより17名の方が亡くなったというこの重要なことを公表せず、一般質問でこれが明らかになったということを私たちは再度認識しなければいけないと思っております。

知事や病院事業局長は、当事者の議員から事情聴取も行わず、公文書を発信して議会に議員への懲罰のようなものを求めている。丁寧な調査も行わないで、不適切行為と断定し、また去る17日には、副知事はパワハラが存在したとさえ断言しております。断じて許されません。議長におかれましては、しっかりと議論する特別委員会などの設置をよろしくお願いいたします。

もう一点は、代表・一般質問通告終了後の15日午後にこの公文書が提出されたにもかかわらず、今回の代表質問にこの関連が通告されていることは当局と打合せの上、通告されたものと疑わざるを得ません。私たちはこのような忖度がある質問を絶対に許してはいけない、そう考えております。またこの件は、複数の大学教授や有識者が疑問視するなど、しっかりとした議論をしなければならないということを一言触れさせていただいて代表質問に移ります。

沖縄・自民党を代表し通告に従い質問を行います。

まず１、知事の政治姿勢についてであります。

2022年に復帰後50年を迎える本県において、最重要課題は沖縄振興特別措置法の延長と新たな沖縄振興計画の策定にあることは論をまたないと思います。

復帰50年、５次にわたる沖縄振興策が実施されてきたことを踏まえ、これ以上の沖縄振興に対し否定的な声も高まる中、我が沖縄・自民党は、党本部や政府に対し強力な要請活動を展開してまいりました。特に、政権与党である自民党の沖縄振興調査会における議論の行方が沖縄振興の在り方や方向性を左右することから、調査会での説明や委員等への要請を行ってまいりました。そして、自民党沖縄振興調査会は、沖縄の新たな振興計画について自民党としての考えをまとめ、党提言として菅総理と沖縄担当大臣である河野大臣へ提出したのであります。それを受け、内閣府は、2022年度以降の新たな振興策について基本方針を表明しており、ほぼ沖縄の要望に沿った内容となっております。

しかし復帰後50年、沖縄振興策が実施されてきた経緯を踏まえれば、さらなる振興策の実現は容易なことではありません。そのことは党提言及び内閣府の基本方針に、沖縄が求めた10年の期限が明記されていないことが示しております。今後は、いかに10年の期限を認めてもらうか、まさに正念場であり、知事を先頭に県の交渉力が試されております。

そのような状況で、昨今の知事の言動を見ると、知事の頭にあるのは米軍基地問題唯一と思われ、先行き不安が付きまとうのであります。

知事は、沖縄振興特別措置法の延長及び次期振興計画の策定を国に要請していながら、その一方で、同じタイミングで辺野古移設問題を持ち出すなど、国の立場などお構いなしであります。知事の頭に基地問題しかないことは、万国津梁会議の提言を受け、唐突に米軍基地の50％以下への返還を国に求めたことで明らかであり、しかも要請内容は全てできること、すなわち、全て実現可能なものと断言しております。これだけ自信を示しながら、なお不足と考えたのか、今度は、米軍基地問題に関するアドバイザリーボード会議なるものを設置し、有識者の専門的な知見を基地問題に生かすとしており、まさに基地問題、基地県政そのものであります。知事は、米軍基地が集中する沖縄の現状から、知事がどのような言動をしようとも、国は、振興策を認めざるを得ないと考えているとしか思わざるを得ないのであります。

そこで伺います。

(1)、菅総理が自民党総裁選への立候補を辞退、事実上の退陣表明となりました。菅総理は官房長官時代から沖縄へ関わってきた。知事の菅総理への評価と今後の沖縄振興への影響について伺いたい。

(2)、知事は、沖縄振興特別措置法の延長及び次期振興計画の策定を国に要請しているが、一方で、50％程度への米軍基地の削減や許可したサンゴ移植申請を撤回するなど、振興策等の要請と同じタイミングで基地問題を国にぶつけている。知事は、米軍基地を負担しているから振興策等は当然との認識があるのか伺いたい。

(3)、知事は、米軍基地削減を万国津梁会議の提言を根拠に国に要請し、県議会での答弁でも提言の内容を引用しながら、同提言の自衛隊と米軍の基地の共同使用で沖縄の基地負担を軽減することについては、明確な答弁をしていない。認めるべきではないか伺いたい。

(4)、知事は、米軍基地問題に関するアドバイザリーボード会議を設置した。有識者の専門的な知見を基地問題に生かすとしているが、万国津梁会議から米軍基地問題で提言を受け、国に対し要請している。さらに何を求めたいのか伺いたい。

(5)、知事は、辺野古移設問題で政治判断と行政上の審査結果は明確に区別していると述べている。辺野古移設問題で政治判断したものに何があるか、また、サンゴ移植抗告訴訟見送りは政治判断か伺いたい。

(6)、首里城火災は大きな被害と沖縄の文化遺産損失という県民の深い失望を招いた。これだけの損失と被害が起きながら、県や美ら島財団の中で誰一人責任を取った者はいない。県の責任を明確にすべきではないか、また、新たな管理体制では責任体制は明確となっているのか伺いたい。

(7)、知事は、那覇軍港の代替施設について、儀間元浦添市長は、那覇港湾区域内での移設となることから、整理整頓の範囲内と考えている旨の発言をしていると度々答弁している。知事も同様な考えであるか、知事御自身の言葉で明確にお答えください。

２、米軍基地問題について。

辺野古移設問題に関し、県は国と、翁長前知事からこれまで９件の裁判闘争に入っており、その中で県が勝訴した裁判は１件もなく、取下げを除けば、全て国が勝訴しております。玉城知事は、裁判の結果には従うと明言しておりますが、実際の行動は真逆であり、従う考えは毛頭ないようであります。そのことは、判断を迫られている辺野古移設に係る軟弱地盤の設計変更申請について、知事がどのような判断をするかで姿勢が明白となります。不承認とすれば国は、法的措置に出ることは明らかであり、普天間飛行場の返還はさ

らに遅れ、先行きが不透明となります。

県民には危険な普天間飛行場の一日でも早い返還を求めると言いながら、これまでの一連の辺野古移設問題への対応を見ると、県政維持のため、辺野古移設問題を利用しているとしか思えないのでございます。政争の具にしていると思うのであります。そのことは大浦湾のサンゴ類の移植をめぐるサンゴ特別採捕許可申請の取扱いにその姿勢が出ております。サンゴ移植を認めないとして不許可としたが、最高裁判所での県の上告が棄却されると、移植を認め許可したのでありますが、許可を受けて沖縄防衛局が作業を開始すると、僅か２日後に許可を撤回、しかも沖縄防衛局に聴聞さえ行わず、行政手続法に違反することを堂々とやっているのであります。２日後の撤回は、許可を出した時期を考えれば、県として、沖縄防衛局が許可が出ればすぐにも作業に入ることを織り込み、即座に撤回する予定の行動と考えれば納得がいくのであります。県の撤回の理由は、高水温で台風がいつ来襲してもおかしくない時期であるにもかかわらずサンゴの移植を開始したというものであります。まさに、言いがかりそのものであります。７月から９月は、台風が来襲する時期であり、常に高水温の状態にあることは、県は当然そのことは分かりながら許可したはずであります。

そこで伺います。

(1)、普天間飛行場の早期返還について。

ア、最高裁判所は、辺野古移設に向けたサンゴ特別採捕許可申請に関し、県が国の違法な関与として取消しを求めた訴訟で、県の上告は棄却され県の敗訴が確定した。これまで国との間に何度裁判が行われたか、その結果と訴訟費用について伺いたい。

イ、知事は記者会見で、国との裁判で敗訴が続いていることに対し、敗訴ばかりではない、実質勝訴もあると反論したようだが、実際に県が勝訴した裁判はあるのか、実質勝訴とは何か伺いたい。

ウ、県は、最高裁判所での敗訴を受けて、約４万群体のサンゴ類の移植を許可したが、２日後に突然許可を撤回した。許可条件違反を理由としているが、聴聞も行わないのは行政手続法に反して違法ではないか。また、撤回するだけの重大な違反とはどのようなものか伺いたい。

エ、県の許可内容は、許可期限が今回の移植対象となっているＪＰ地区は７月28日から11か月間、Ｉ地区は７月28日から２か月間となっている。県は、この期間での移植作業を行うことを認めたから、許可したのではないか伺いたい。

オ、県の許可撤回の理由は、高水温で台風がいつ来襲してもおかしくない時期であるにもかかわらず、サンゴの移植を開始したというものであり、許可期間である７月から９月は、台風が来襲する時期であり、常に高水温の状態にある。その時期での移植を認め許可しながら、条件違反とするのは、事実上許可されていないに等しい。撤回処分は違法ではないか伺いたい。

カ、県は、農林水産大臣の特別採捕許可撤回の効力を止める決定に対する対抗措置、抗告訴訟の提起をしていない。その理由は何か。また、撤回の理由をサンゴの保護としながら、対抗措置を取らないということは自らの撤回処分が違法であったことを認めることとなるがどうか。

キ、軟弱地盤埋立てに伴う設計変更許可申請について、県は不許可の方針のようだが、サンゴ移植に係る最高裁判所判決で敗訴し、その後の対応は対抗措置を取らず国の移植作業を認めている。不許可はできないのではないか伺いたい。

(2)、基地から派生する諸問題について。

ア、米軍海兵隊は、普天間基地内で保管するＰＦＯＳを含む汚染水を基地外の公共下水道に放出した。県の認識と今後の対応を伺いたい。

イ、嘉手納基地や普天間基地における米軍機離着陸の騒音による周辺住民の被害は大きく、対応が求められている。県の調査結果と日米両政府の姿勢について伺いたい。

３、農林水産業の振興について。

本県農林水産業の振興を図る上で、亜熱帯性気候に適した品目の育成や生産性の向上をいかに図るかが重要であります。そのため、グローバル化した市場にあって、攻めの農林水産業体制の構築が急がれており、本県に特化したブランドの確立、戦略品目の育成とこれらの拠点産地の形成が必要であります。特に、若者の農林水産業離れに歯止めがかからず、深刻度を増している担い手不足の改善が急がれていることから、新規就業者の発掘が求められております。一方、本県農林水産業は、毎年のように台風等自然災害に悩まされており、自然災害に強い農林水産業の在り方が求められ、その対策等県政の課題となっております。

そこで伺います。

(1)、台風６号による県内農水産業の被害は大きく、特に宮古、八重山等離島の被害は深刻で支援が求められる。被害状況と支援への取組について伺いたい。

(2)、コロナ禍にあって、学校、ホテル、飲食業などの休校・休業による需要低迷により、農林水産業への影響が懸念される。本県の農林水産物・食品の状況はどうか伺いたい。

(3)、県内のかんがい施設等の基盤整備は中南部圏で低いが、その要因と今後の整備促進に向けての具体的な取組について伺いたい。

(4)、県経済の自立に向けた県内農林水産業の在り方をどのように考えているか、また、国際的なブランド品の開発及び認知度の向上、市場の開拓など、県の戦略的な取組について伺いたい。

(5)、６次産業化や販路開拓等を推進するとしているが、流通条件の不利性の克服や輸送コストの低減など、条件整備をどのように図っているか伺いたい。

(6)、パラオ共和国の排他的経済水域における、本県のマグロはえ縄漁船の安定的な操業継続に向けた、水産技術交流に関するＭＯＵ締結について、進展状況について伺いたい。

４、離島・過疎地域の振興について。

今年も県離島振興協議会と県過疎地域振興協議会から、離島・過疎地域の振興策の促進を求める104項目にわたる要望書が提出されました。この要望書は毎年出されており、しかも内容は、ほとんど毎年同じ項目が列記されたものとなっており、11の小規模離島があり、16の過疎市町村を抱える本県の離島・過疎地域振興の難しさがあると考えます。復帰後から半世紀にわたる振興計画や離島振興計画に基づく施策を実施してきながら、依然、本県離島・過疎地域の課題解決にはほど遠いのが現実であり、今後とも県政の最重要課題であり続けることは間違いないと考えます。県は、離島・過疎地域の課題解決が難しい要因について、本県が本土市場から遠く離れた遠隔地にあり、移動コストや行政経費等様々な分野での不利性を上げ、若者の流出、人材不足等を挙げておりますが、具体的な解決策は示しておりません。離島振興計画は、2022年３月末で期限が終了し、新たな計画が待たれております。また、新たな過疎法の成立により、竹富町と北大東村が過疎指定から除外され、16市町村となりました。対象外地域への経過措置期間７年間は財政支援が認められますが、新たな過疎法による手厚い支援が適用されるか、新型コロナによる疲弊した財政に対する支援が見込まれるか等、懸念されるのであります。

そこで伺います。

(1)、県離島振興協議会等は、104項目にわたる離島と過疎地域の振興を要請した。人口減少が進む離島の活性化に向け、要請項目の実現をどのように図るか伺いたい。

(2)、新過疎法に基づく過疎対象地域への支援策が実施されるが、県においても、過疎対策の基本方針案が決定された。具体的な支援策等の内容と対象外地域への支援について伺いたい。

(3)、離島を支える地域産業の振興について、離島の魅力や価値を高める特産品等、製品開発に向けた取組を進めてきているが、これまでの成果と解消すべき課題は何か伺いたい。

(4)、離島の魅力や優位性を生かし、新たな産業の創出を図るとしている。新たな産業を創出する上で離島の優位性とは何か、また、スポーツツーリズム事業について、それぞれの離島地域でどのように実施し、事業として開拓したか伺いたい。

(5)、コロナ感染の影響で宮古・八重山等離島への観光客数は大幅減となり、甚大な打撃を受けている。離島における状況と県の支援策について伺いたい。

(6)、離島・過疎地域の住民に生活の維持確保のため、公共交通の拡充と交通コストの低減に向けた取組について伺いたい。

(7)、伊平屋空港及び伊平屋・伊是名架橋については、それぞれ調査に取り組んでいるとしているが、調査の完了のめどと具体的建設に向けた基本計画の策定について伺いたい。

５、子ども・子育て支援について。

子ども・子育て支援に関し、本県の保育推進の基本方針は令和３年度末での待機児童の解消であります。令和３年４月１日時点における待機児童数は、前年度比で801人減少し、564人と６年連続で減少しているようであり、減り幅も過去最高の58％減となり、これまでの成果が出ているとしております。一方で、申込み数は前年度比で60人減少しており、潜在的なニーズの掘り起しは落ち着きつつあるとしておりますが、少子化や対策の効果で減少したというのはまだ早いと思われ、新型コロナ感染の影響で、感染への不安から育児休業の延長や入園の申込みを遅らせたことも背景にあると考えます。他方で、待機児童の減少が少子化に起因するとなれば、入園申込みの減少は今後も続き、運営に支障を来す保育園も出てくると思われ、市町村においては、施設整備促進と保育園の安定運営とのバランス確保という、難しい問題への対応が求められることになります。このように他県においても、コロナ禍の影響、少子化加速などで子育てへの影響や待機児童を取り巻く状況も変化しつつあるようであります。

そこで伺います。

(1)、令和３年度末までに待機児童の解消を図るとしている中、待機児童数は６年連続で減少し、減り幅も過去最大となり市町村の取組の成果が出たとしてい

る。減少の要因に新型コロナ感染症の影響も指摘されているが、今後、少子化の進展もあり、本県における保育の在り方や施設整備等、見直しも考えられるか伺いたい。

(2)、認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行の地域ごとの現状と認定に当たっての基本的な考え方、また、待機児童の減少傾向は今後の保育施設整備に影響はあるか伺いたい。

(3)、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等で、乳幼児期の子供たちに質の高い、望ましい教育・保育を行うとされているが、本県における乳幼児期教育・保育の基本方針と取組の現状について伺いたい。

(4)、児童虐待防止対策の充実が求められているが、相談件数は増加傾向にあり、防止対策の効果は出ていない。その背景と虐待の発生予防の仕組み、具体的な対策・支援について伺いたい。

(5)、黄金っ子応援プランでひとり親家庭等への自立支援の推進が掲げられているが、本県におけるひとり親世帯の状況と就業支援の在り方、生活支援策の内容等について伺いたい。

(6)、子供の貧困対策について、就学援助の充実や生活困窮家庭への食料支援等が行われている。根本的な対策・解消を図る上で、国、県、市町村の連携が必要であるが、新たな振興計画の素案でどのような施策を展開し、解消を図るとしているか伺いたい。

(7)、認可外保育園への支援体制等、入所児童の処遇の向上や教育に係るサービスの充実など、支援の取組状況について伺いたい。

(8)、放課後児童クラブについて、地域のニーズに沿った設置が求められるが、現状と利用料金の低減、登録できない児童の解消は進んでいるか伺いたい。

(9)、今年度が最終年度となっている沖縄県子どもの貧困対策計画について、目標値には届かず改善は十分とは言えないが、その原因分析について、また、第２次計画策定に当たって具体的な方向性や目標を伺いたい。

６、教育・文化・スポーツの振興について。

我が国では、コロナ感染症の収束がまだ見通せず、感染力が強いデルタ株への置き換わりで、感染の猛威はますます広がっております。４月に小・中・高校の新学期が始まってから、早くも５か月余を経過し、児童生徒の授業中のマスク着用や３密の回避、そして友達との会話のやり取りなど難しいことが多く、心身への影響が心配されております。コロナ感染が若年層にも広がり、10歳以下の子供への感染も拡大していることから、学校現場に緊張が強いられ、教師の負担は増すばかりであります。

また、県内中部の高校で生徒が１月末に自殺した問題が発生しました。他の高校や小中学校のチームでも指導する監督やコーチによる暴言や威圧的な指導が絶えないとの指摘も出ており、県教育委員会として、この際徹底した実態把握を行う必要があると考えます。

そして今年２月、本島南部の高校生を含む複数の少年が覚醒剤取締法違反容疑で逮捕されたことは、教育界に衝撃を与えました。大麻で高校生が逮捕された事件は３年連続で起きており、薬物汚染が広がっていると思われ、県教育委員会をはじめ市町村教育関係においても危機感を持って対応すべきであると考えます。

そこで伺います。

(1)、2022年度から小学５年、６年で教科担任制度が導入されるが、対象科目と教師の負担軽減にどのようにつなげていくか、また、特別免許制度の活用で有能な人材の確保も求められるが、県教育委員会の考えを伺いたい。

(2)、県振興審議会学術・人づくり部会で、いじめ問題に対応するスクールロイヤー活用を素案に追加することを決定したが、具体的な活用方法について、どのように考えているか伺いたい。

(3)、沖縄島北部及び西表島が世界自然遺産に登録され、貴重な固有種の保護と地元経済への貢献が期待されているが、保護重視による地域住民生活への影響と固有種の生態系を守りつつ、観光振興を図るバランス等について、考えを伺いたい。

７、海の安全・安心について。

真の観光立県を目指すのに海の安全・安心は不可欠であります。特に今年は、公設ビーチ閉鎖により人流が自然海岸へ流れて、最悪の状況にあります。

そこで伺います。

(1)、本県の水難事故の状況について。

(2)、水難事故とコロナ禍の関連の検証を伺う。

(3)、水難事故の多発に沖縄県としてどのような対策を行ったか伺う。

(4)、水難事故防止の先進地と言われているハワイや神奈川県の体制についての見解を伺う。

(5)、水難事故ワーストという状況であるが、沖縄県の担当部署はどこかお答えください。

残りの時間は再質問とさせていただきます。

御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の (1)、菅首相への評価と今後の沖縄振興への影響についてお答えいたします。

菅内閣総理大臣におかれては、官房長官時代には沖縄基地負担軽減担当相でいらしたことから、沖縄の実情にも御理解をいただいていたものと考えており、これまで那覇空港第２滑走路や名護東道路の整備などにも御尽力をいただきました。新たな沖縄振興策については、いま一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要があるとされたところであり、国の姿勢は変わらないものと認識をしております。

沖縄県としましては、沖縄振興交付金や高率補助制度、沖縄関係税制などの特別措置が法律案に盛り込まれるよう、引き続き国に対し、御理解と御協力を求めてまいります。

一方、辺野古新基地建設問題については、民主主義の手続によって行われた県民投票により示された辺野古新基地建設反対の圧倒的な民意や、県が求める対話に応じることなく工事が強行されていることは極めて残念であります。

沖縄県としましては、政府に対して、引き続き対話による解決が図られるよう、県との対話の場をつくっていただくよう求めてまいります。

次に、米軍基地問題についての御質問の２の (2) のア、ＰＦＯＳ等汚染水放出の認識と対応についてお答えいたします。

普天間飛行場におけるＰＦＯＳ等を含む水の取扱いに関しては、日米間で協議が進められている中、米側が一方的に公共下水道に放出したものであり、激しい怒りを覚えます。このような中、去る９月17日、沖縄防衛局に確認したところ、普天間飛行場の地下貯水槽に残っている廃水を同局が県外に運搬した上で焼却処分するとの説明がありました。沖縄県は日米両政府に対し、ＰＦＯＳ等を含む水を基地外に放出せず焼却処理すること等を強く求めていたところであり、今回の措置は一歩前進であると考えております。一方で、在沖米軍施設には依然としてＰＦＯＳ等を含む汚染水が保管されていることから、米軍基地内への立入調査を含め、引き続き市町村とも連携しながら対応してまいります。

次に、子ども・子育て支援についての御質問の５の (5)、ひとり親世帯の状況及び就業・生活支援についてお答えいたします。

沖縄県では、子育てと生計維持を一人で担い、新型コロナウイルス感染症の影響等、厳しい状況にあるひとり親家庭への様々な支援を行っております。就業支援としては、生活の安定と自立に向け、就職に有利な資格取得のための訓練費用や生活費の支援を実施しております。生活支援としては、保育料や医療費助成のほか、民間アパートを活用して、生活、就労、子育て等を総合的に支援するゆいはぁと事業に加え、償還免除つきの住宅費貸付け等を実施しております。

沖縄県としましては、多くの困難を抱えるひとり親家庭が安心して生活し、子供が健やかに成長できる社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての (2)、基地負担と沖縄振興についてお答えいたします。

沖縄振興策は、沖縄の置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、沖縄振興特別措置法に基づき総合的かつ計画的に講じられるものであります。

県としましても、米軍基地問題と沖縄振興策は別と認識しております。

次に４、離島・過疎地域の振興についての (1)、離島・過疎地域の振興に関する要請についてお答えいたします。

本県の離島・過疎地域では、一部を除き、若年者の流出や少子高齢化等により人口減少が続き、地域活力の低下が懸念される状況にあります。県では、離島・過疎地域の振興を最重要課題と位置づけ、定住条件の整備と特色を生かした産業の振興を図っているところであります。現在、策定作業を進めている新たな離島振興計画及び県過疎計画においても、今回の市町村からの要請等も踏まえて検討を行い、関係部局と連携し、適切に対応してまいります。

同じく４の (2)、県の過疎対策の基本方針に基づく過疎地域等への支援についてお答えいたします。

いわゆる県過疎方針では、定住条件の整備及び産業振興と地域経済の活性化を基本方針とし、移住や地域間交流による人材の確保や情報通信環境の整備とＩＣＴの活用等について取り組むこととしております。今後、本方針に基づき策定される市町村過疎計画等を踏まえ、年度内に県過疎計画を策定し、具体的な事業を位置づけてまいります。また、対象外となった団体に

ついては、７年間の経過措置を講ずることとしており、その後の対応については、適切な支援を検討してまいります。

同じく４の (3)、離島の特産品等の開発についてお答えいたします。

県では、離島地域の特産品等のプロモーション活動やマーケティング支援等を実施しており、平成27年度から令和２年度までの販路拡大件数は、651件となっております。課題としましては、本島に比べ輸送費が割高であることや、小規模事業者が多く、独自に販路拡大等を展開する人材やノウハウが不足していることが挙げられます。そのため、商品の高付加価値化や販路拡大の活動を支援するとともに、継続して人材育成を図り、引き続き離島の産業振興に取り組んでまいります。

同じく４の (4) のうち、離島の優位性についてお答えいたします。

本県の離島においては、豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を有し、こうした多様性は地域資源としても優位性があると考えております。県では、これら島々の優位性ある地域資源を積極的に利活用し、魅力ある体験型観光、日常生活を離れた癒やしや心身の健康を目的としたウエルネスツーリズム、ＩＣＴを活用したテレワークやワーケーションの推進など、新たな産業の創出に向けた取組を推進してまいります。

同じく４の (6)、離島・過疎地域の公共交通についてお答えいたします。

離島・過疎地域の住民の日常生活における移動、生活必需品等の輸送などに欠くことのできない離島航路、航空路及びバス路線については、運航により生じた欠損に対し、国、市町村と協調した補助を行うなど、その確保・維持を図っております。また、島を結ぶ交通機関が船または飛行機に頼らざるを得ない離島において、船賃及び航空運賃が陸上交通と比べて割高となっていることから、船賃についてはＪＲ在来線並み、航空運賃については新幹線並み運賃を参考に運賃低減を図っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君） １、知事の政治姿勢についての (3)、自衛隊との共同使用についてお答えをいたします。

万国津梁会議の提言においては、海兵隊を含めた沖縄の米軍を、日本本土の自衛隊基地の共同使用などを通して、分散移転・ローテーション配備させることが考えられるとしています。これを踏まえ、本土復帰50年に向けた基地の整理縮小の要請においても、本土への分散移転・ローテーション配備に当たっては、米軍専用施設と比較して、日本政府が米軍の運用に責任を持つことにより地元への影響を軽減できる自衛隊基地の米軍との共同使用を含め検討していただきたいとしております。

県としては、沖縄の過重な米軍基地の整理縮小を図るため、より一層の県外・国外への分散移転・ローテーション配備を求めてまいります。

同じく１の (4)、米軍基地問題に関するアドバイザリーボードについてお答えをいたします。

県においては、米軍基地問題に関する万国津梁会議からの提言を論拠の一つとして活用し、日米両政府に対して本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小についての要請を行いましたが、米軍基地問題の解決に向けた施策の推進に当たっては、米軍の戦略の変化を含む外交・安全保障全体の最新動向等について、ワシントン駐在の情報収集等を含め、今後も適宜、有識者等の意見を聞く場が必要と考えております。そのため、令和３年６月に米軍基地問題に関するアドバイザリーボードを設置したところです。

同じく１の (5)、辺野古新基地建設問題に係る知事の判断についてお答えをいたします。

辺野古新基地建設に係る各種申請等の事務については、法律による行政の原理の下、所管部局において、関係法令や審査基準に基づき適切に対応しております。なお、サンゴの特別採捕許可の取消処分に係る執行停止決定の取消しを求める抗告訴訟については、法的問題点や訴訟の利益等について、弁護士の意見も伺いながら検討を重ね、これを精査した上で、最終的には行政の長としての知事の判断において訴訟の提起を行わないことを決定したものであります。

同じく１の (7)、那覇港湾施設の移設に関する考えについてお答えをいたします。

那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが、移設協議会において繰り返し確認されてきたところです。

県としましては、那覇港湾施設の移設については、那覇港湾区域内における現有機能の確保を目的とした代替施設の整備であると考えております。

２、米軍基地問題についての (1) のア、訴訟の件数、結果及び費用についてお答えをいたします。

辺野古新基地建設に関連し、県と国との間で生じた訴訟は９件となっております。内訳は、平成27年に翁長前知事が行った埋立承認取消しをめぐる訴訟が４

件、平成30年に謝花副知事が行った埋立承認取消しをめぐる訴訟が３件、岩礁破砕等の差止めを求める訴訟が１件、サンゴの特別採捕許可に係る訴訟が１件となっております。９件の訴訟の結果については、和解等により取下げとなったものが４件、敗訴が４件、係争中が１件となっております。なお、これまでの裁判に直接要した費用の総額は8788万7354円です。

同じく２の (1) のイ、実質勝訴についてお答えをいたします。

これまでの９件の訴訟のうち、平成27年の埋立承認取消しをめぐる代執行訴訟並びに執行停止決定に係る抗告訴訟及び関与取消訴訟の３件の訴訟については、和解によって取下げとなっております。和解による取下げにより、沖縄県が訴訟で求めていたとおりに埋立承認を取り消した時点の状態に戻り、勝訴したことと同じ効果が得られたこと、その結果、埋立工事を止めることができたことから、この３件の訴訟については、県の実質勝訴であると受け止めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　１、知事の政治姿勢について (6)、首里城火災の責任及び新たな管理体制についてお答えいたします。

首里城火災は発生の原因が特定されませんでしたが、県は施設の管理者として、美ら島財団は指定管理者として責任があると考えております。県は、首里城火災に係る再発防止検討委員会の報告を受け、首里城火災に係る再発防止策（基本的な方向性）を４月に策定したところです。令和３年度は当該再発防止策に示された防災センター機能の再編等、具体的な取組を進めるため、有識者等による検討委員会を設置し、首里城公園管理体制構築計画を策定することとしております。

次に２、米軍基地問題について (1) のキ、変更承認申請書の審査についてお答えいたします。

沖縄防衛局から申請のあったサンゴ類の移植については、県が付した条件に反したことから、許可処分を取り消したものであります。県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、関係機関からの意見等も踏まえ、４次にわたり質問等を行い、提出された回答を確認してきたところであります。沖縄防衛局からの回答を踏まえ、ジュゴンへの影響や地盤の力学的調査等の必要性等について、環境保全及び災害防止に配慮した計画になっているのか、厳正に審査を行っているところであります。

次に４、離島・過疎地域の振興について (7)、伊平屋空港及び伊平屋・伊是名架橋の取組についてお答えいたします。

伊平屋空港については、航空会社の意向取付けや需要予測、費用対効果の確保などの事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携して早期事業化に取り組んでおります。伊平屋・伊是名架橋については、技術上及び環境上の課題、費用対効果や膨大な予算の確保など、多くの課題が明らかとなっております。このため、環境影響の回避・低減、建設工事費の縮減等について調査、研究を進めており、引き続き課題克服に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に７、海の安全・安心について (4)、水難事故防止に関する神奈川県の体制等についてお答えいたします。

神奈川県は、昨年度、水難事故防止等に向けた取組を推進し、安全・安心な海岸づくりの実現を図るため、公益財団法人日本ライフセービング協会と包括協定を締結したと聞いております。今年度も包括協定に基づき、神奈川県が管理する海水浴場を対象に、海岸水難事故防止活動に関する協定を締結し、水難事故防止に取り組んでいるとのことであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　２、米軍基地問題についての (1) のウについてお答えします。２の (1) のウとオは関連しますので、一括してお答えいたします。

先般の関与取消訴訟では、沖縄防衛局からの申請の目的は、移植したサンゴの生残率をできる限り高めることにあるとの判断が示されました。県では、この目的を達成するため、条件を付して許可処分を行ったところですが、沖縄防衛局は条件に反し、水温が高く台風の来襲が見込まれる時期であるにもかかわらず移植を開始したことから、行政指導を行った上で許可処分を取り消したものです。なお、行政手続法第13条第２項では、公益上、緊急に不利益処分をする必要がある場合は、聴聞を行わないことが認められています。

同じく２、米軍基地問題についての (1) のエ、許可期間内での移植作業についてお答えいたします。

沖縄防衛局の申請書によれば、Ｉ地区の移植の実働作業日数は７日が見込まれるとされていることから、沖縄防衛局がサンゴ類への影響に配慮して適切に移植を実施するのであれば、許可期間内で最も移植に適している、海水温がピークを越えた９月に移植を実施することが可能です。また、許可期間内に、移植作業を

完了させることが困難な場合は、許可期間を変更するために変更申請することが可能ですので、そのような手続を行う必要があったものと承知しております。

同じく米軍基地問題についての (1) のカ、抗告訴訟を提起しない理由についてお答えいたします。

沖縄防衛局の申請書によれば、Ｉ地区の移植の実働期間は７日間、ＪＰＫ地区の移植の実働期間は110日間とされています。そのため、訴訟を提起しても、判決が示される前に全ての移植が完了してしまい、訴訟の利益が失われてしまうこととなるため、抗告訴訟を提起しないこととしました。なお、県では、執行停止に対する意見書及び審査請求に対する弁明書において、県の取消処分が適法であったことを主張するなど、行政不服審査法に基づき、適切に対応しているところであります。

続きまして３、農林水産業の振興についての (1)、台風６号の被害状況と対応についてお答えいたします。

今年７月の台風６号による農林水産業関係の被害額は、約４億8353万円となっており、先島地域を中心にサトウキビや野菜等で被害が生じております。このため、農林漁業者に対する支援として、営農相談窓口の設置、農業共済、収入保険等による被災農家への補償、さとうきび増産基金を活用した生産回復支援等を行っているところであります。

県としましては、引き続き関係機関や団体などと連携を図りながら、各種支援に取り組んでまいります。

同じく３、農林水産業の振興についての (2)、コロナ禍による農林水産業への影響についてお答えいたします。

本県の農林水産業においては、家庭向けの野菜や鶏卵などの品目が、巣ごもり需要等により堅調に推移している状況であります。一方で、ホテルや飲食店等の需要低迷に伴い、水産物やアグーブランド豚肉、カンショなどで、価格等に影響が生じているほか、学校の休校等による学乳などへの影響が懸念されております。

県としましては、引き続き市場等の動向を注視するとともに、関係団体等と連携を図り、農林漁業者の経営安定支援や感染収束期を見据えた消費喚起対策等を検討してまいります。

同じく３、農林水産業の振興についての (3)、中南部圏域におけるかんがい施設等の基盤整備の取組についてお答えいたします。

中南部圏域での農業基盤整備は、水源やかんがい施設の整備率が県全体と比較して低い状況となっております。同圏域においては、地形・地質的な条件等から水源を十分に確保できないことが主な要因となって、かんがい施設等の整備が遅れております。

県としましては、地域の水需要を踏まえ、既存水源の効率的な活用に向けた検討を実施するとともに、多様な手法による水源の確保を図り、かんがい施設等の整備促進に取り組んでまいります。

同じく３、農林水産業の振興についての (4)、県経済の自立に向けた農林水産業の在り方と県の取組についてお答えいたします。

農林水産業は、県民生活に必要不可欠な食料を安定生産・供給する機能を有するとともに、食品製造業などの関連産業を含めた地域経済や雇用への波及効果など、重要な役割を担っております。このため、流通の合理化などの新たなバリューチェーンの構築やＤＸの推進など生産現場の強化、観光産業と連携した国内外観光客向けの消費拡大、海外の現地量販店等と連携したテストマーケティングなど、攻めの農林水産業による成長産業化を実現してまいりたいと考えております。

３、農林水産業の振興についての (5)、流通条件の不利性等への対応についてお答えいたします。

県では、農林漁業者等の県外出荷に伴う輸送コストの低減を図るため、県外出荷に係る輸送費の一部を補助する農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しております。これまで県外出荷額が増加する等、農林漁業者の経営安定化に寄与しているものと考えております。新たな沖縄振興のための制度提言においても、現行事業の発展的な承継を図り、引き続き輸送コストの低減対策や総合的な流通の合理化に向けた取組を図るため、関係機関と協議を進めております。

同じく３、農林水産業の振興についての (6)、パラオ共和国とのＭＯＵ締結についてお答えいたします。

パラオ共和国の排他的経済水域における本県漁船の安定的な操業には、同国との友好関係の構築が重要であることから、県は、同国とのＭＯＵの締結を目指しているところです。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、締結の見通しが立たないことのほか、漁業協議の状況を考慮する必要があることから、今後の進め方について、国や漁業団体と相談しているところです。なお、日本政府による同国への漁業協力等が進められていることから、県では、ＭＯＵの内容を一部前倒しする形で、積極的な協力を行っているところです。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　２、米軍基地問題についての (2) のイ、航空機騒音に係る調査結果と日米両政府の姿勢についてお答えします。

令和２年度航空機騒音測定結果では、嘉手納飛行場周辺22地点中６地点、普天間飛行場周辺15地点中２地点で環境基準値を超過しております。県は、日米両政府に対して航空機騒音軽減に係る要請を行っており、昨年度は、米国総領事館から、安全保障のコミットメントを保全する観点と地域の環境問題とのバランスを取って対応したい、沖縄防衛局から、米軍に対し様々な機会に申入れを行っていくとの回答がありました。

県としましては、引き続き日米両政府に対して航空機騒音の軽減を求めてまいります。

次に６、教育・文化・スポーツの振興についての (3)、世界自然遺産登録地の保全と利用についてお答えします。

県では、登録地の生物多様性を保全するため、マングース捕獲などの外来種対策、林道の夜間通行止めなどの密猟対策、道路への侵入抑制柵の設置によるイリオモテヤマネコの交通事故対策などを実施しております。また、令和２年に地元住民の理解を得た上で、沖縄島北部及び西表島の両地域において観光管理計画を策定し、自然を損なわない持続的な観光の実現に向けて取り組んでおります。

引き続き、同計画に基づき環境保全と観光振興による地域活性化を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　仲村家治議員の４、離島・過疎地域の振興についての中の (4) のうち、離島地域におけるスポーツツーリズム事業についてお答えします。

県では、離島地域を含め、プロスポーツチームの受入れ体制構築に向けた市町村に対する支援を行うほか、地域への定着を目的とするスポーツイベントの開催等を支援しております。また、昨年度はセーリング競技において、沖縄県海域、特に座間味村海域における強化拠点化に向けた連携協定を、県、座間味村及び日本セーリング連盟で締結しており、合宿実施等の増加が期待されております。

県としましては、引き続き離島市町村等と連携し、スポーツツーリズムを推進してまいります。

同じく４の (5)、離島における状況と県の支援策についてお答えします。

令和２年度の入域観光客数は、宮古圏域で約36万人、八重山圏域で約49万人、対前年度比が、それぞれ66％、65％の減となっており、離島観光は大きな影響を受けております。このため、県では、離島地域を含め、事業者支援策として、観光関連事業者等応援プロジェクトや宿泊事業者感染症対策支援事業を実施しております。

緊急事態措置終了後は、水際対策を徹底するとともに、感染状況等を見極めつつ、段階的な需要喚起策に取り組み、離島観光の回復に努めてまいります。

次に７、海の安全・安心についての中の (4) のうち、ハワイの水難事故防止体制についてにお答えいたします。

ハワイ州ホノルル市郡においては、救急医療を所管する緊急サービス部門の一つとして、海の安全を担当する部署が設けられており、オアフ島の41か所のビーチにライフガードを配置するとともに、水上バイクを牽引して各エリアをパトロールする部隊が設けられていると承知しています。ハワイの水難事故防止体制については、本県の水難事故防止対策の検討に資するよう、関係部局や水難事故防止推進協議会等に情報の共有を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　５、子ども・子育て支援についての御質問の中の (1)、今後の保育行政についてお答えいたします。

市町村においては、地域における就学前児童数の推移や女性の就業率の動向等を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を策定し、今年度末の待機児童解消に向け、取り組んでいるところです。市町村計画を取りまとめた黄金っ子応援プランでは、令和６年度末までに６万8053人の保育定員を確保することとしており、うち、今年度までに６万6862人、令和４年度以降は、1191人の確保を図る予定です。

県としましては、保育ニーズの動向等を踏まえた今後の取組について、市町村と意見交換をしてまいりたいと考えております。

同じく５の (2)、認定こども園の整備状況についてお答えいたします。

本県の認定こども園は、令和３年４月１日時点で、那覇市や浦添市など23市町村において、168施設、定員２万372人となっており、うち、幼保連携型が122施設、定員１万3809人となっております。県では、

設置の申請があった場合、子ども・子育て支援事業計画や、地域ごとの人口の増減、保育ニーズ、市町村の意見等を踏まえ認可・認定しているところです。

県としましては、市町村と連携し、地域の実情に応じた保育の提供体制が確保されるよう、取り組んでまいります。

次に同じく５の (3)、子ども・子育て支援の基本方針等についてお答えいたします。

県では、子ども・子育て支援の基本方針として黄金っ子応援プランを策定し、取り組んでいるところです。同プランの実施に当たっては、質の高い教育・保育の提供が不可欠であることから、乳幼児期の発達の特性を踏まえた実践、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の資質の向上を図るための研修の推進、県や市町村における教育委員会と福祉部局の連携等に取り組んでいるところでございます。

次に同じく５の (4)、虐待相談件数増加の背景と支援策等についてお答えいたします。

令和２年度の本県の児童虐待相談対応件数は、速報値で1835件と過去最多となっており、核家族化や地域社会の養育力の低下等による子育て家庭の孤立化などが背景と考えられます。

県では、児童相談所の職員拡充や県警察との人事交流による連携強化のほか、市町村職員に対する研修等、児童虐待防止対策の強化に取り組んでおります。また、子どもの権利尊重条例の啓発等により県民一人一人の虐待に関する意識の向上を図り、虐待の予防、早期発見に努めることとしております。

同じく５の (6)、新たな振興計画における施策展開についてお答えいたします。

県では、子供の貧困対策として、教育の支援、生活の支援、就労支援、経済的支援のための様々な施策を実施しているところです。新たな振興計画（素案）においても、子供の貧困解消に向けた総合的な支援の推進を基本施策に掲げ、国・県・市町村、関係団体等が連携し、子供のライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開、貧困状態にある子供への支援、ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援などの施策を展開していくこととしております。

同じく５の (7)、認可外保育施設への支援についてお答えいたします。

認可外保育施設に対する支援としましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、認可化に取り組む施設に対する運営費及び施設整備費、指導監督基準の達成・継続に必要な施設改修費、保育に必要な教材や備品、入所児童の処遇改善のための給食費や健康診断費に対する支援などについて取り組んでおります。

今後とも、認可外保育施設へ入所する児童の処遇向上や保育サービスの充実に取り組んでいきたいと考えております。

同じく５の (8)、放課後児童クラブの現状等についてお答えいたします。

令和２年度における県内の放課後児童クラブ数は532か所、登録児童数は２万1968人で、登録児童数は増加したものの、利用ニーズの高まりにより、登録できなかった児童数は661人と横ばい傾向にあります。また、平均月額利用料は、平成28年度の9511円と比較すると、令和２年度は9239円となり、272円低減しております。

県としましては、引き続きクラブの施設整備や運営費等の支援により、利用料の低減等に取り組んでまいります。

同じく５の (9)、次期子どもの貧困対策計画の方向性等についてお答えいたします。

計画に掲げる41指標のうち、11指標が目標を達成、26指標が改善するなど全体の９割で進展が見られました。一方で、横ばい・後退の指標が４指標あり、課題も残されています。

次期計画の策定に当たっては、これらの成果と課題を踏まえた学習支援などライフステージに応じた子供の支援や貧困対策支援員の人材確保等、つながる仕組みの構築に向けた取組の推進・深化を図るとともに、新たな課題への対応も含め、今後、外部有識者の意見も得ながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　おはようございます。

それでは５、子ども・子育て支援についての御質問の中の (3)、幼児期における教育等の取組についてお答えします。

県教育委員会では、黄金っ子応援プランを踏まえ、関係機関と連携し、法定研修及びスキルアップを目指した研修等を実施するとともに、幼児教育アドバイザーを園内研修等に派遣することで専門性の向上を図っています。あわせて、合同研修会を実施するなど幼児教育・保育施設と小学校との連携体制構築に取り組んでいるところです。

次に６、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の (1)、小学校における教科担任制についてお答えします。

文部科学省では、令和４年度からの小学校高学年に

おける教科担任制の導入に向け取り組んでおり、優先的に対象とすべき教科として、算数、理科、外国語、体育の４教科を上げております。教科担任制の実施は、担任の受け持つ授業時数が軽減されるため、教師の負担軽減に資すると考えており、今後、対象教科の選定と優秀な人材確保のため特別免許状制度の活用等を含め、検討してまいります。

同じく６の (2)、スクールロイヤーの活用方法についてお答えします。

現在、学校では、いじめや保護者とのトラブルなど問題が多様化・複雑化しており、法的観点から助言が行えるスクールロイヤー制度の導入が求められております。具体的な活用方法として、学校の対応への助言や法的対応に関する教職員研修の実施、出張授業等を行うことができます。

県教育委員会におきましては、令和２年度から、県立学校においてスクールロイヤーが配置されているところであり、公立小中学校での配置については、引き続き市町村と意見交換をしてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

〔警察本部長　日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君）　７、海の安全・安心についての御質問のうち (1)、水難事故の状況についてお答えいたします。

令和２年中、県内の水難事故は、発生件数が85件、罹災者が103名、死者が42名、行方不明者が１名となっており、全国と比べますと、発生件数・罹災者数が全国ワーストワン、死者数が全国ワースト２位という状況でございます。また、本年８月末現在における県内の水難事故は、発生件数が63件、罹災者数が94名、死者が30名、対前年同月比で発生件数が15件、罹災者が37名、死者が５名とそれぞれ増加しております。

次に (2)、水難事故とコロナ禍の関連についてお答えいたします。

水難事故増加の要因には幾つかの原因があると存じますが、その中でも現下の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、屋内等での密を避けるため、海域レジャーを行う県民等が増えたことが水難事故増加の要因の一つであると考えております。

次に (3)、水難事故対策についてお答えいたします。

沖縄県では、本年４月24日から８月31日までの130日間を水難事故防止運動期間と定め、関係する機関・団体が各種対策を実施しております。

県警察といたしましては、水上安全条例に基づく取組として、海域レジャー提供業者等に対する指導、勧告の実施、情報発信の取組として、ポスター・チラシ等の配布、県警察ホームページ、ＳＮＳ等の活用、自治体等の各種広報媒体の活用、海浜、海上警らによる注意喚起を行うとともに、関係機関等に対する取組として、水難事故情報の提供と対策依頼、米軍との水難事故防止会議の開催等の対策を実施したところでございます。

次に (5)、沖縄県の担当部署についてお答えいたします。

県警察は、個人の生命、身体及び財産の保護を任務としており、県警察では県民等への広報・啓発や海域レジャー業者への安全対策などの各種施策を推進しております。水難事故防止に関し、総合的な施策を効果的に推進するための沖縄県の関係部署といたしましては、県民や観光客の安全・安心を担当する部署のほか、水難事故の発生場所を管理する部署、罹災者の救助を担当する部署などが該当するものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　ちょっと休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲村　家治君　御答弁ありがとうございました。

まず順番を変えて再質問させていただきます。

まず７番の海の安全・安心なんですけれども、先ほど本部長から報告ありましたように、このコロナ禍で――実は去年から自然海岸での水難事故が多発しております。本年度は大変死亡者数が極端に増えております。これは交通事故死の数よりも多いと言われておりまして、いかに異常かということが言われております。

そこで知事、私は去年の６月の初議会のときに、知事の公約を例に取りまして質問をさせていただきました。知事は３年前の知事選の公約の観光振興の項目で、マリンレジャーライフガード従事者の地位向上を掲げております。昨年、今年と水難事故が多発し、沖縄県としての明確な対策が見えません。海の安全・安心を確保するためには、この海の安全を担う担当部署が必要だと考えます。その件について、知事の答弁を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　水難事故に関して、特に観光客への注意喚起を行っているかとい

う点でございますけれども、今ありましたように海水浴場の届出がなされていない自然海岸での遊泳につきましては、監視員やライフセーバーが不在であること、危険生物に関する安全対策がなされていないことから、観光情報サイトおきなわ物語や、ホテル等に配置しているハンドブック「沖縄観光安全安心ガイド」において、その危険性を周知しております。また、安全対策がなされたビーチを紹介するとともに、遊泳可能区域で遊泳することや、監視員・ライフセーバーの指示に従うこと、それからシュノーケリング・ダイビングの注意点、危険な潮流・離岸流等について、海の危険生物についてなどを周知しております。

今後とも県警や関係機関と協力し、事故の実態に応じた適切な周知方法等について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　観光部長が何で答弁しているのか。私は再三この件に関して質問をして、まず水上安全条例を持っている県警本部からの答弁はいつもありました。土建部長、あなたも神奈川県の状況を説明しましたけれども、あれはビーチじゃないからね。自然海岸なんですよ。その認識があなたたちにはないんだよ。観光客だけではなく多くの方が、県民が命を落としているんですよ。去年からずっと言っている。そして、私は知事にもお話をしました。何で観光部長が私の質問に答弁するんですか。

もう一度聞きます。

知事、イチャンダビーチ、持続可能性のあるマリンスポーツの姿を考えると、やはりこのライフガード制度についてしっかりと取り組んでいく必要がありますと、去年私の質問に明確に答弁しています。

再度聞きます。

この答弁に基づいて、沖縄県の部署に新たなこの責任を持った部署、例えばイチャンダビーチ課など創設してはどうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

自然海岸における安全管理につきましては、県警等の関係機関や沖縄ライフセービング協会等の関係団体と意見交換を行っているところであります。引き続き沖縄県水難事故防止推進協議会等を通じて、連絡、情報収集を行いながら、総合的、効果的に意見交換を行いながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　いいですか、今現在進行形で水難事故が起こっているんだよ。それを協議していく。人の命がかかっていることに対して、皆さんは危機感がないんだよ。私はあえて代表質問でこの項目を取り上げていますけれども、いいですか。今、新聞やＲＢＣ、ＮＨＫが特集を組むほど大変危険な状態であることを、なぜ知事は認識しないんですか。部長の答弁は要りませんよ。知事、どうお考えでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　マリンレジャー、マリンスポーツ等をメインとする我が県の観光事業についても、この安全・安心な管理体制の下でレジャーを楽しんでいただくということは、必要不可欠な条件整備だというように思います。昨今議員がおっしゃるように、やはりこのコロナの影響もあり、より自然の海岸でレジャーを楽しみたいという県民の皆さんについても、日頃から部局や県警との連携を通じ、安全・安心のレジャーを楽しんでいただくよう啓発活動を行っているものでありますが、議員御提案の組織の体制等については、関係部局及び水難事故防止推進協議会等に情報等を共有しながら、どのような体制が組めるのかということについて、検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　ぜひお願いいたします。

また議会のほうには、これに関する請願も提出されております。また委員会でこの請願の審査をしますけれども、ぜひ関係部局の皆様は、自分の部署だけではなく、横断的にぜひこれを協議していただきたいということを要望いたします。

続きまして、知事の政治姿勢について、先ほど知事のほうから菅総理の評価を述べていただきましたけれども、官房長官時代から長きにわたり沖縄に関わってきたわけです。そして師と言われる梶山静六先生からも、沖縄の問題解決に向け教えを受けたと自ら述べております。

再度お聞きします。

政治家、菅義偉について知事はどう評価いたしますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほども答弁をさせていただきましたが、菅総理大臣、官房長官時代には基地負担軽減担当でもいらっしゃいましたし、また沖縄の実情にも、特に経済振興についても深い造詣がおありで

あったというように認識をしております。この間、私も種々の要請行動で、官房長官時代あるいは総理になられてからも沖縄の実情についてお話をさせていただき、例えばモノレールの輸送力の強化などについても、沖縄県の御理解もいただき、そのような状況についての御支援をいただいたものというように認識しております。今般、総理大臣の任から離れたとしても、そのような沖縄に対するお考えをしっかりとサポートしていただく形で今後とも御理解、御協力をお願い申し上げたいというように思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　ぜひ多くのチャンネルを持って、沖縄県のこの状況を打破するために、中央とのパイプもしっかり結ぶべきだと私も考えております。

任期に伴う自民党総裁選挙が始まりました。立候補者の顔ぶれを見ますと、沖縄担当大臣経験者が３人もおります。また、情報関連の沖縄担当をなさった方もおります。この顔ぶれを見て、知事の率直な御意見をお伺いさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　それぞれお一人お一人の評価については、特に私のほうから評価させていただくことは非常におこがましく、言を避けたいと思いますが、いずれの方にいたしましても、御党の総裁候補として、ふさわしい方々ではないかというように認識をしております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　総裁選の後、首班指名で総理大臣になると思われますので、ぜひこの辺のパイプをしっかりつくっていただきたいと思っております。去年、同じ時期に総裁選挙がありまして、知事は記者会見で総理大臣は小沢一郎先生がいいという答弁をなさったそうなんですけれども、今も変わらないでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私の経験上、国会における首班指名はどなたを指名してもいいというように認識をしておりますので、そのような状況にあれば、私が意中とする人を首班として指名をすることもあり得ると思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　すばらしい御答弁でした。

それで、玉城知事、前後援会長がオール沖縄を不支持と表明しました。知事に直接お話はありましたでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　あくまでも関連した質問として答弁をさせていただきますけれども、そのような後援会活動については、特に普段から細かいやり取りをしているというわけではありません。今般の件に関しましても、私は新聞報道で知った次第であります。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　照屋副知事、同志でありました金秀の会長に対してどう思うでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　金秀の呉屋会長につきましては、業界におきましても長年親交を結んできた間柄でありますし、またオール沖縄の潮流――雲流がといいますか――が起きたときにも、歩みを一にしてきた間柄でありました。今回、去年の７月、後援会長を離れられる、あるいはオール沖縄会議の共同代表を離れるというところから、本業である金秀グループの経営環境が非常に厳しくなっているというふうなことにつきましては、同じ経営者ＯＢとして同情を禁じ得ない立場を何名かの方には申し上げてきたつもりでありますが、大変にあれだけの大きなグループの支援がなくなると――御本人は自主投票というふうに言っておられますけれども、今回の選挙につきましては、大変残念に受け止めている次第であります。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村家治君。

○仲村　家治君　何をおっしゃったか分からないんですけれども、ぜひ私たちも県民のために政治をやっておりますので、それを忘れないようにしたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

〔新垣淑豊君登壇〕

○新垣　淑豊君　自民党会派の新垣淑豊でございます。

先ほど仲村議員も冒頭で触れておりましたが、議員の県職員への不適切な行為ということで公文書が発出

されております。当該議員もわびをするなど、事案があったことは否めないかもしれませんが、突然の公文書としての公表と先般の副知事答弁によるパワハラ認定ということで、この発言は非常に重いと私は思っております。当該議員は心身に影響を受けているということで、診断があったという報告がございました。本来はしっかり本人を含めての調査が必要であり、今後もこのようなことが突然行われましたら、我々は県民から議員職を預かっておりますけれども、その活動についても阻害されるのではないかというふうに考えております。

議員と職員は互いに尊重し合うことを前提として活動しなければなりませんが、この案件については、もともと中部病院でのクラスターの公表のやり方についてがスタートであり、虚偽や隠蔽とも考えられる状況をつくり出した――これは県が混乱させてしまったということで、非常に大きな責任があるものだと思っております。県がしっかりと県民が知るべき大切なことを公表しないということが根幹にあると思っておりますので、これはこの議会においても我々しっかりと県民からの負託と信頼を預かっております。これは真摯にしっかりと発言をしてまいりますけれども、知事をはじめといたします執行部の方々については、同じように答弁いただきたいということを冒頭に申し上げます。

質問に入ります。

沖縄振興の推進について。

沖縄の本土復帰から49年。５次にわたる振興計画が実施され、来年の３月末は、現行の沖縄振興特別措置法及び沖縄21世紀ビジョン基本計画の期限を迎えます。これまでの振興計画の実施で県経済は大きく成長しているが、依然、解決すべき課題は山積し、沖振法のさらなる延長や新たな沖振計画の策定が必要として、県は国に要請を行っております。

しかし、国は、これまでにない厳しい姿勢を示し、過去５度とは明らかに対応が異なり、また、沖縄振興を議論する自民党の沖縄振興調査会の議論の場に玉城知事の姿はほとんど見られず、県政の声を十分に届けたか疑問であります。県の中には、これを露骨な冷遇と批判する向きもあるが、この状況をつくったのは知事自身の国に対する姿勢にあったことを指摘しておきたいと思います。これまで沖縄の振興発展は我が自民党が担ってきた経緯と歴史から、様々な制度存続や沖振法の10年延長、新たな振興計画策定の必要性を党本部自民党沖縄振興調査会や内閣府に対し強く求めてまいりました。

これを受け、自民党沖縄振興調査会は、復帰50年を迎える沖縄の新たな振興計画の実現を目指した党提言を菅総理大臣と河野沖縄担当大臣に提出し、内閣府も次期沖縄振興に関する基本方向を示し、来年の通常国会に法案の提出に向け準備を進めるとしております。これにより、沖縄の要望はほぼ認められる方向となりましたが、沖振法の延長期間は明示されておらず、今後の課題であります。

一方、3000億円台の確保の約束が今年度で切れ、令和４年度沖縄振興予算は、県要求の3600億円規模に対し、内閣府の概算要求は3000億円割れと厳しい状況となっております。

県は、国の対応に対し、政争の具にしていると批判をしておりますが、むしろ政争の具にしているのは県のほうであります。国は、骨太の方針、これまでの沖縄振興策の検証結果を踏まえ、方向性が決まり、その後、自民党沖縄振興調査会の提言、それを受け内閣府の沖縄振興に関する考えが示される手順を踏んでおります。翁長前県政から普天間の辺野古移設の阻止と振興策の推進を同時に国に求めているが、結果が出せていない状況であります。

現玉城県政において、今後最優先で取り組むべき課題は、要望し見通しの立っていない沖振法の10年延長と沖縄振興開発金融公庫を何としても存続させることであります。公庫存続について、我が会派は本議会で議論を重ね、議会としても積極的に国に対して働きかける必要があると考えます。

以上述べて質問いたします。

(1)、令和４年度沖縄振興予算要求について。

ア、令和４年度沖縄振興予算要求における基本的な考え方について、これまで半世紀に及ぶ振興予算の在り方の総括・分析から、これからの沖縄に求められる振興施策について、国の理解は得られた上での予算要求であったか。

イ、令和４年度沖縄振興予算要求に向け、市町村からの要望や意見等について、その内容と国への要望にどのように反映させているか。

ウ、令和４年度沖縄振興予算は、3000億円台確保の約束が今年度で切れる中、3600億円規模を要求したが、内閣府の概算要求は3000億円割れと厳しい状況となっている。知事はこの差異をどう認識しているか。

エ、新型コロナ感染症の影響もあり、国の財政が厳しい状況にある中での振興予算要求であり、沖縄担当大臣や関係閣僚等への十分な説明と理解を得る努力が必要となる中、知事は、国が納得する要請活動を行っ

たと考えているか。また、今後の要請活動をどう展開するか。

オ、令和４年度沖縄振興予算概算要求の一括交付金はソフト、ハード合わせて981億円である。県の要望額1915億円と大きく差異があるが、この差額をどのように補塡していくか。

(2)、県経済の振興について。

ア、沖縄振興特別措置法の延長について、さらなる10年間の延長を求めている。内閣府は、次期沖縄振興に関する基本方向の中で法的措置の必要性を示したが、期間は明示していない。10年延長をどのように認めさせるか、知事の認識と対応について伺う。

イ、第５次、50年に及ぶ振興計画の実施で社会資本整備は進み、県内総生産は復帰時の7.2倍に達し県経済は大きく前進している中で、さらなる沖振法の延長や新振興計画の策定を求めている。一方で、米軍基地の集中は解消されていない。米軍基地問題の解決と振興策の推進を今後どのように両立して進めていくのか、知事の考えを伺う。

ウ、自民党沖縄振興調査会は、復帰50年を迎える沖縄の新たな振興計画について、菅首相と河野沖縄担当相に党提言を提出した。その中で「総合的な安全保障としてアジア・太平洋地域の安定に資する」と記している。知事が要請に際し、この点に意見なさなかったとされるが、その見解を伺う。

エ、内閣府は、2022年度以降の沖縄関係税制の優遇措置について基本方向を示した。知事の要請を受けてのことと考えるが、知事は、酒税軽減措置についてビール５年、泡盛10年間の延長で廃止することは妥当と考えているのか。

オ、沖縄振興開発金融公庫の存続について、自民党沖縄振興調査会の提言で存続は必要としたが、内閣府は引き続き検討するとなっている。今後強力な要請活動が求められる。認識とどのような活動をするか考えを伺う。

カ、沖縄自動車道の利用料金について、独自料金の３年延長及び割引制度を継続し、現行の料金水準を維持するよう要請がある。県の取組について伺いたい。

キ、復帰特別措置法に基づく揮発油税の軽減措置について、さらなる延長が求められている。県の認識と取組について伺いたい。

ク、県は、那覇空港を拠点とする航空コンテナスペース確保事業について、事業を停止しているようだが、理由と関連事業者への対応、また、再開の見通しはどうか。

ケ、県が５月に策定した新たな振興計画（素案）には多くの海洋関連のキーワードが記述されていたが、８月の沖縄振興審議会意見及び内閣府の新たな沖縄振興策の検討の基本方向についてに海洋資源の記述が見られなかった。本県の経済振興の中において海洋資源開発をどのように進めていくのか。

コ、県は次期振興計画に関わるＤＸ、ＩＣＴ関連政策をどのような体制・スケジュールで進めていくのか伺う。

２、新型コロナウイルス感染症対策について。

デルタ株に置き換わった新型コロナは、全国的な感染爆発となり、ついに21都道府県に緊急事態宣言が発せられた。本県も9月30日まで緊急事態が延長されたことで、経済界からの悲鳴と県に対する不信が大きくなったのであります。

これまでの飲食関連業への時短要請や酒類の提供自粛などから、大型商業施設やデパート地下食品等売場への入場制限もなされるなど、２年近くに及ぶ経済活動の自粛で企業自体の存続さえ危ぶまれており、企業努力だけでは限界にあり、国や県の新たな支援が必要とし深刻さが増しております。

これまで県の対応は飲食関係業への時短要請や酒類の提供自粛要請一辺倒でありました。強制ではないことから、店を開け深夜までの営業を続けるところもあり、要請に従う店からは長期化する飲食店等への休業・時短要請に対する疑問や不満が出ております。感染者の増加はそのまま医療への負担につながり、感染しても入院できない事態が起きており、ホテル等宿泊施設や自宅での療養者は増える一方であります。その影響はコロナ以外の一般患者の診療にも及び、まさに医療崩壊状態で命の選択が始まっているとの指摘もあります。

県は、安定的な病床の確保と県民が安心し得る医療体制の整備支援に全力を注いでほしいと考えます。

そこで伺います。

(1)、本県における新型コロナウイルス感染症は、より感染力が強いデルタ株に置き換わったこともあり、全国最悪の感染状況となった。事実上、医療崩壊状態ともなっている。この２年近くの状況から感染防止の重要性・緊急性が問われながらも対策の効果が出なかったのはなぜか。

(2)、第５波はこれまでの感染とは桁違いで、若者への感染増加、特に10歳未満の感染が増えている。家庭内感染や保育園での感染が拡大したと言われる。そこでの感染防止対策はどのように行われているか。

(3)、感染者の増加で医療機関が逼迫し、入院先が決まるまでの一時待機する入院待機ステーションで入

院調整が行われている。一方、ホテルなど宿泊施設療養中や自宅療養中に死亡する事例も出ている。病床が満杯の中、入院調整の整合性をどう図るか、また、命の選択も事実上行われていると言われるが、本県の状況を伺う。

(4)、軽症や中等症の場合自宅療養となるが、妊婦陽性者、特に出産が近い妊婦の優先入院は配慮すべきであるが、本県における対応を伺う。

(5)、クラスター発生を最も警戒すべきコロナ受入れ病院で大規模なクラスターが発生し、死亡者も多数出ている。県の病院内の感染防止対策や指導はどのように行われているか。また入院患者への感染防止の対策と指導について伺う。

(6)、本島中部の食品加工会社で感染が発覚し、その濃厚接触者を出勤させ、感染拡大を招いたと報道されている。感染発覚から１週間経過しながら、保健所からの連絡はなく、感染経路や濃厚接触者の有無も調査されていないと聞くが、事実関係と通常クラスターや濃厚接触者等の追跡調査はどのように行われているか。

(7)、感染拡大が止まらない状況にあって、飲酒が要因の一つとして、飲食関係業に対する時短要請や酒提供の自粛などが長期にわたることで不満が高まり、中には自粛要請を無視して酒を出す店もある。県は、飲酒が要因である科学的根拠を示し、感染防止対策、情報の発信を強化すべきではないか。

(8)、県は、ワクチン接種の基本計画を示し８月末で県内総人口の50％、10月末で70％、11月中に希望する県民に２回完了としている。全国最悪の感染拡大の状況を鑑みると、接種加速化のための計画見直しが必要ではないか。

(9)、新型コロナ患者の重症化を防ぐ効果が高いとされ、軽症・中等症向けに治療薬、抗体カクテル療法の活用が注目されている。本県における活用について伺う。

(10)、県は、経済活動の再開に向けた規制解除の目安を発表した。１日の感染者数が200人程度まで減少することが条件となるが、その場合、規制は全面解除か段階的解除か、具体的方針を伺う。

(11)、国は初の改正感染症法に基づく病床確保と最大限患者の受入れを東京都に要請している。感染拡大が最悪な状況にある本県においても要請が必要ではないか。

(12)、保護者の新型コロナウイルス感染で自宅療養となり、子供含めて食料品や生活必需品の支援が必要な状況となっている。独自に支援をしている市町村もあるが､県との連携の状況はどのようになっているか。

(13)、県所管の学生寮に入寮している県外・離島出身の生徒が新型コロナウイルス感染の際に公共交通機関を利用することなく、保護者・保証人が引き取る措置を求められているが、交通や日程都合上、自宅に戻れないケースもある。その際の補助や支援はどのようになっているか。

３、観光振興について。

新型コロナ感染症は本県経済の柱である観光に壊滅的な打撃を与え、国内外からの観光客は大幅に激減しており、２年連続の大幅な落ち込みは県経済にとって致命的であります。令和２年度の入域観光客数は258万3600人と、令和元年度の946万9200人に比べ、688万5600人、72.7％の大幅な減です。また、令和２年時点における修学旅行者数も395校､7414人と、令和元年度2398校、40万9011人に比べ激減し、今年度は申すまでもありません。県内外からの観光客の激減で県内観光業独自の努力では限界があり、国や県などの支援が求められております。

疲弊した観光業を回復させるには、ＧｏＴｏトラベルなどＧｏＴｏキャンペーンの再開が必要であると考えます。過去のＧｏＴｏトラベルは、コロナ感染拡大の元凶であるかのようにマスコミや国政野党から批判されましたが、観光地を有する自治体にとっては必要不可欠だった事業であり、現に事業再開の要望は強いのであります。確かに全国規模を前提とすると、ＧｏＴｏトラベルの早期の再開は難しい状況にあります。ＧｏＴｏトラベルの及ぼす効果の大きさを考えれば、観光を柱とする本県の知事として、事業の必要性を積極的に発信していくことが重要ではないでしょうか。

そこで伺います。

(1)、デルタ株に置き換わったこともあり、新型コロナの収束は一層不透明となっている。県内への観光客の回復は当面見込める状況にない中、現状の打開策をどのように考えているか。

(2)、疲弊した飲食業、バス・タクシー業、酒類販売業等への支援が求められている。国及び県による支援策の種類と支援実績について伺う。

(3)、修学旅行の中止や延期により、県内旅行社や宿泊業、バス会社などはキャンセルが相次ぎ苦境に陥っており、国の地方創生臨時交付金による支援が求められている。活用できる支援策は積極的に活用すべきだが、県の取組を伺う。

(4)、県は、2020年のＭＩＣＥ開催実績を発表しているが、その内容と従来との違い、特徴等はどのようになっているか。

(5)、コロナ禍において、県内への修学旅行者数は大幅な減少となっている。このような状況の中でも安全・安心に最大限配慮した修学旅行の受入れについて、他県等への情報発信と県内関係機関等の体制整備について伺う。

(6)、東京オリンピック・パラリンピックは無観客開催となったが、当初県のオリンピックに伴う観光への波及効果の予測と現状とでどのような違いとなっているか。

(7)、８月臨時議会において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例が可決されたが、この条例を基にして県はどのような取組を行うのか。

４、雇用失業問題について。

厚労省の調査によれば、新型コロナ感染拡大に関連した解雇や雇い止めなど、コロナ解雇は十数万人と言われ、雇用環境は悪化しているとされております。国の企業への支援策で、雇用調整助成金による特例措置を講じ、企業や雇用の確保を図っておりますが、段階的に縮減する方針のようです。

県内の有効求人倍率は減少傾向にあり、16か月連続で全国最下位、完全失業率も3.7％と悪化し、完全失業者数は３万人と増加しております。コロナ禍にあって、職を求める者は増加する一方、先行きへの不安から企業の求人は減少傾向にあり、雇用環境の悪化を懸念しております。県は、令和３年１月までに実績で就職困難者等の相談が１万8219件、学生等が3787件、事業主に関する相談が3247件に達し、コロナ感染症の影響がいかに深刻であるかが数字で示されており、支援対策の強化と迅速な対応が求められております。

そこで伺います。

(1)、コロナ感染拡大による企業の休業や廃業による解雇や雇い止めで、県内の雇用情勢は自殺者も出るほど悪化しているが、感染の収束は見通せない。現在の状況と県による支援策を伺う。

(2)、企業への支援策である雇用調整助成金の段階的縮減の動きがある中、本県における活用状況はどうか、正規・非正規別の助成率を伺う。

(3)、コロナの影響で、有効求人倍率及び失業率は悪化している。新卒採用にも影響し、次年度の採用数も減少と懸念されるが、県の認識と対応を伺う。

(4)、本県の自治体における障害者の雇用状況は厳しい状況にあるが、コロナ感染症の影響でさらなる悪化が懸念されている。自治体及び民間における状況について伺う。

(5)、本県は、非正規労働者の割合が高く改善が求められている。過去３年間の正規・非正規の割合と正規雇用拡大に向けた県の取組の成果、民間機関等の協力を得るため具体的にどのような働きかけをしたか。

(6)、改正高年齢者雇用安定法が施行されたが、コロナ禍の中、企業の対応は厳しいと言われている。本県における高齢者雇用の状況と制度改正に向けた県の取組はどのようになっているか。

(7)、2021年度の地域別最低賃金の改定額が決まったが、本県は28円増の820円となった。コロナ禍も合わさった中で企業への影響はどのように認識しているか、また最賃改定実施に向け県の指導はどのように行うか。

５、県内社会資本の整備について。

新型コロナ感染症以前の県内景気は好調で、公共事業及び民間投資や建設により、業種別売上げでは建設業が最大の伸びを示しておりました。しかし、新型コロナウイルスの感染の収束が見通せない中、国の財政、県や市町村における財政も危機的状況にあり、今後の公共事業や民間が行う事業への影響が懸念されております。

本県では、建設業の県経済に占める割合は大きく、雇用の受皿としても重要な役割を担っており、公共事業が縮小されることは建設業に与える影響として計り知れません。他方、県内の建築・土木・測量技術者の新規求人倍率は、3.85倍と高く、県内建築業における技術人材の不足は深刻であります。要因には、少子化だけでなく、肉体労働で暑い中での厳しい作業を若者が敬遠する向きが大きいと思われ、働き方改革に基づく職場環境の改善や社会保険制度の徹底など、魅力ある建設業への転換が必要であります。コロナ禍にあって、厳しい状況にある今こそ、建設業の抱える課題の解決に全力で取り組む必要があると考えます。

そこで伺います。

(1)、本県の建設業を取り巻く環境は厳しさを増しており、建設業従事者の年齢構造は60歳から65歳までの割合が増加し、技術者の高齢化、若者入職者の減少など、課題が山積している。魅力ある本県建設業の育成に向けた県の基本方針を伺う。

(2)、県内市場の狭隘性や公共工事の伸び悩みなど、県内建設業も経営の多角化が求められている。県は、アジア・太平洋地域に積極的に技術貢献できるグローバル産業を育成するとしている。具体的な方策と取組の現状を伺う。

(3)、担い手不足解消を図る上で、女性就業者や外国人労働者を増やす取組が必要と言われているが、現

状と課題はどのようになっているか。

(4)、昨今の異常気象の影響もあり、台風や豪雨による被害が全国的に多発し、特に土砂崩れによる住宅倒壊等の被害で住民生活に深刻な状況も起きており、対策が求められているが、本県における支援等の対策はどうなっているか。

(5)、大規模な土石流災害の要因として不適切な盛土による崩落が指摘されている。盛土を規制する条例について、本県の条例の内容とこれまで違反の事例はあるか。

(6)、鉄軌道の導入については、国との議論を加速させるとしているが、これまでの国との議論の経過と事業化に入る上でクリアすべき課題や問題点は何か。また、解決は可能と考えているか。

６、地域福祉・医療の充実強化について。

高齢社会への突入、さらなる少子化の進行、生活は多様化し、地域での人々のつながりの希薄化と社会環境は大きく変化する中、人々の安心・安全を求める声も増え、本県でも地域で孤立する老人やひきこもり、子育てに疲れストレスによる児童虐待、そして子供の貧困問題など、地域課題の解消に追われています。加えて、新型コロナ感染症の影響で医療体制は崩壊寸前であり、福祉関係施設等は人材不足もあり感染防止対策に苦しんでおります。コロナ禍での生活苦による相談件数も増加しており、支援への取組を加速化する必要があります。

また、18歳未満の子供が家族を介護するヤングケアラー問題で、県は、市町村に対し、早期発見と支援や保護を行うよう通知したとしていますが、この問題は喫緊な対応が必要であり、県による実態調査の実施と支援に向けた具体的な動きが必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、本県医療の提供体制の充実に向けた地域医療連携体制の強化、医療機能の病床の整備、医師不足への対応、県全域における適正な配置と診療科偏在の解消など県の目標は、新型コロナ感染拡大で大きな影響を受けている。今後どのように見直していくか。

(2)、薬剤師確保の重要性から、県内の大学に薬学部設置が求められているが、県はその必要性をどう認識しているか、また、設置に向けた調査など具体的な取組を伺う。

(3)、介護サービスの充実を図る上で、地域包括システムの促進や介護人材の確保は不可欠である。特別養護老人ホームなどの施設整備も求められる中、現状は介護士不足が深刻となっているが､県の取組を伺う。

(4)、障害者の支援を図る上で、入所施設や病院等から地域生活へいかに移行させるかが重要である。そのためには、障害者が働き続ける環境づくりなど地域全体で支え合う体制の構築が必要であるが、取組の状況について伺う。

(5)、県地域福祉支援計画が終了するが、計画の５つの目標について、どの程度達成されたか。また、今後に残された課題や問題点等はどう考えているか。

(6)、ヤングケアラー問題について、県内には約60人いるとされるが、表面化しにくいことから実態調査や具体的支援が難しいようである。関係機関や福祉関係者等との連携・協力体制の強化を図り支援に結びつけるべきである。県の認識を伺う。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　ただいまの新垣淑豊君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後１時20分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

午前の新垣淑豊君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　新垣淑豊議員の御質問にお答えいたします。

まず沖縄振興策の推進についての御質問の中の１の(1) のア及び１の (1) のエ、令和４年度沖縄振興予算に係る要請についてお答えいたします。１の (1) のアと１の (1) のエは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄振興予算は、本土復帰以降、令和元年度まで累計で12兆円余が措置され、社会資本を中心に本土との格差是正が進み、コロナウイルス感染拡大以前は入域観光客が1000万人を超え、完全失業率、有効求人倍率も改善するなど、様々な分野で着実に成果を上げてまいりました。しかしながら、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあるほか、離島の条件不利性や子供の貧困の問題などの課題解決に取り組む必要があります。また、令和４年度は、アフターコロナに向けた将来を見通す中で、未来を先取りし、日本経済の一端を担うべく、新時代沖縄を展望し得る、より進化した振興策の展開を図っていきたいと考えております。このため、令和４年度沖縄振興予算の要請では、国及び県の総点検結果等も踏まえ要望している新たな沖縄振興の施策展開に

必要な財源として、要求可能額を最大限活用した概算要求を行い、引き続き3000億円台を確保するとともに、沖縄県及び市町村が自主性と主体性を発揮できる財源を確保するよう求めたところであります。

要請に当たっては、全市町村と意見交換を行うとともに、新たな取組として、ロジックモデルの手法を活用し、個別事業の有効性等が検証できる資料を提供するなど、内閣府との意見交換を重ねた上で、去る８月５日から６日にかけて、私から内閣府沖縄担当大臣や自民党沖縄振興調査会をはじめ関係要路へ要請を行ってまいりました。

今後も、市町村と連携を図りながら、あらゆる機会を捉え、所要額の確保に向け要望してまいります。

次に１の (2) のオ、沖縄振興開発金融公庫の存続についてお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫の政策金融は、沖縄振興特別措置法に基づく税・財政面の特別措置と並び、沖縄振興の車の両輪として重要な役割を担っており、今般のコロナ禍では、かつて例を見ない規模となる、約１万5000件、約3100億円の緊急融資により、県経済のセーフティーネット機能を発揮する等、その存在意義は明確であります。同公庫の現行組織の存続について、私は、今年５月に続き７月にも、市長会会長、町村会会長と連名で国の関係要路へ要請を行ったほか、国の沖縄振興審議会や同公庫の運営協議会においても要請したところであります。また、経済団体等からも強い御要望があり、沖縄県の総意であると考えております。このため、同公庫の存続について私は各界と連携しながら、国に強く求めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の２の (8)、ワクチン接種基本方針の見直しについてお答えいたします。

沖縄県では、各市町村と意見交換等を行い、若者世代への接種勧奨のため、あらゆる媒体を活用した広報を行うとともに、12歳以上の子供たちへの接種体制構築のため医師の派遣調整を行うなど、市町村における接種が加速化するよう支援しているところです。また、県が設置している広域ワクチン接種センターにおいては、接種枠の拡大、当日受付の実施、若者世代に対する優先接種等の実施により、ワクチン接種の加速化を図っております。さらに、県民に対して風評に惑わされないよう正しい情報を発信するなど、ワクチン接種を前向きに考えてもらうための働きかけを行っているところであります。これらのさらなる取組により、可能な限り早期に全人口の70％以上への接種が実施できるよう全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　１、沖縄振興策の推進についての (1) のイ、令和４年度沖縄振興予算の要請における市町村の要望についてお答えいたします。

県では、令和４年度沖縄振興予算の確保に向け、７月に３回に分けて全41市町村を対象に意見交換を実施いたしました。市町村からは、一括交付金制度の継続、深刻な子供の貧困への対策の継続、離島の定住条件の整備に係る取組、公共事業に係る取組など、数多くの御意見をいただきました。このような市町村からの意見も踏まえた結果、８月の要請においては、要求可能額を最大限活用した概算要求を行い、引き続き3000億円台の沖縄振興予算を確保するとともに、本県及び市町村が自主性と主体性を発揮できる財源の確保について、市長会、町村会との連名により要請したところであります。

同じく１の (1) のウ、令和４年度沖縄振興予算概算要求についてお答えいたします。

８月末の内閣府の概算要求では、子供の貧困対策等が増額要求され、産業競争力の強化等の経費が新たに盛り込まれましたが、一括交付金は、制度の継続に向けた要求をしていただいたものの今年度予算と同額となっております。また、予算総額は、要求可能額が最大限活用されず3000億円台に届かなかったことは残念ではありますが、今後の予算編成過程において、事項要求している経費の確保を図り、総額3000億円台の沖縄振興予算を維持していただくよう要望してまいります。

同じく１の (1) のオ、令和４年度の沖縄振興一括交付金に係る内閣府の概算要求についてお答えいたします。

令和４年度沖縄振興予算の要請に当たり、市町村等から一括交付金の要望内容を取りまとめたところ、各整備事業の進捗に遅れが生じているハード交付金の大幅な増額を求める声が強く、ソフト交付金を含めて約1915億円の計画額が積み上がりました。８月の要請においては、このような沖縄の声をお伝えいたしましたが、内閣府の概算要求では、今年度予算と同額となっております。このため、今後は、市町村の要望も踏まえさらなる増額が図られるよう、あらゆる機会を捉え、要望してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、沖縄振興策の推進についての (2) のア、沖縄振興特別措置法の10年延長についてお答えいたします。

新たな沖縄振興においては、これまでと同様に、安定的な制度運用が可能となるよう、法的措置を講ずる期間を10年と設定する必要があると考えております。また、新たな振興計画においては、ＳＤＧｓやカーボンニュートラルなど10年を超えるスパンでの大きな時代潮流を踏まえることとしていることからも、10年の期間が必要であることを国に丁寧に説明し、理解を求めてまいります。

なお、10年の計画期間を求める新たな振興計画の推進に当たっては、計画中間年の５年後に、社会経済情勢の変化等により生じる新たな課題や成果指標等に基づく効果検証により施策の追加等の改定ができる仕組みを取り入れることとしており、時代変化や県民ニーズにも柔軟に対応していきたいと考えております。

同じく１の (2) のイのうち、沖縄振興策の推進についてお答えいたします。

県としましては、新たな沖縄振興策を推進する法律に基づく特別措置が必要と考えております。このため、知事は、市長会会長、町村会会長と連名で国の関係要路へ要請を行うとともに、国の沖縄振興審議会において説明を行ったところです。国が８月に公表した新たな振興策の検討の基本方向では、法的根拠の必要な特別措置などの所要の規定を整備するとされたところであり、引き続き市町村長や各界の皆様と連携し、県の要望が実現できるよう知事を先頭に国へ求めてまいります。

なお、沖縄振興策は、沖縄の置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、沖縄振興特別措置法に基づき総合的かつ計画的に講じられるものであります。

県としましても、米軍基地問題と沖縄振興策は別と認識しております。

同じく１の (2) のウ、自民党沖縄振興調査会の党提言についてお答えいたします。

自由民主党沖縄振興調査会の提言では、「「21世紀の万国津梁」として多くの国や地域と交流するかけはしとなることは、我が国社会に一層の多様性と国際性を与えるとともに、いわゆる総合的な安全保障としてアジア・太平洋地域の安定に資する」とされたところです。新たな振興計画（素案）において、沖縄県は、日本本土と東アジア及び東南アジアの中心に位置し、観光・経済・文化などの様々な分野における多元的な交流や新たなビジネスを生み出す交流拠点として、沖縄21世紀ビジョンと沖縄県アジア戦略構想が連動した振興策を展開していくこととしております。

同じく１の (2) のカ、沖縄自動車道の独自料金の延長等についてお答えいたします。

沖縄自動車道のみに適用される独自料金は、県民や観光客の移動利便性の向上はもとより、北部地域の振興、さらには県経済全体の活性化にも寄与していることから、県は、同制度の延長・継続は必要と認識しております。そのため、西日本高速道路株式会社をはじめ関係要路に対して、３年の延長の要請を行っております。

今後も、同社並びに事業許可権を有する国土交通省に対し、適切な対応をしてまいります。

同じく１の (2) のコ、ＤＸ推進体制及びスケジュールについてお答えいたします。

県は、ＤＸ関連施策を全庁的に推進するため、９月１日に知事を本部長とする沖縄県ＤＸ推進本部を設置したところです。今後は、ＤＸ推進役となる外部人材の任用に加え、委託等により、専門的知見から各部局等を支援する体制を整備し取り組んでまいります。また、令和４年度中に、新たな沖縄振興計画の具体的取組やスケジュール、成果指標等を盛り込んだ新たな振興計画の下に策定する実施計画と並行して、沖縄県ＤＸ推進計画（仮称）を策定し、総合的にＤＸ関連施策を推進してまいります。

次に３、観光振興についての (2) のうち、バス・タクシー業への支援策についてお答えいたします。

県では、公共交通の運行継続等を図るため、令和２年度及び３年度の合計で、路線バス事業者22社に約２億2000万円、タクシー事業者約1300社に約４億3000万円の支援金等を支給したところです。また、国においては、乗客数の減により補助対象外となる赤字バス路線への要件の緩和、空気清浄機等の導入費支援等を行っております。

県としましては、県民の生活や活動を支える公共交通の確保・維持を図るため、さらなる支援の検討を進めているところであります。

次に５、県内社会資本の整備についての (5)、盛土を規制する条例についてお答えいたします。

県内で行われる開発は、その態様により、都市計画法、森林法などの関係法令で規制されているところであります。沖縄県県土保全条例では、これらのものを除く開発を規制対象としており、切土、盛土または整

地によって土地の物理的形状を変更する行為を開発行為と定義し、3000平方メートル以上の一団の土地の開発行為を行う事業者に対して、知事の許可を受けることを義務づけております。平成12年度以降の盛土関係の同条例違反は24件あり、これまで是正勧告や命令のほか、刑事告発を行うなど対策を講じてきたところであります。

同じく５の (6)、鉄軌道の導入に係る国との議論の状況と課題についてお答えいたします。

鉄軌道の導入に当たり、国から課題とされている費用便益比について精緻化した結果、１を超えるケースを確認し、内閣府に対し説明を行ったところです。また、採算性については、鉄軌道の持続的運営を可能とする特例制度創設等の制度提言を行い、国と協議をしているところです。河野沖縄担当大臣は衆議院沖縄北方特別委員会での発言に関し、翌日の記者会見で、鉄軌道とかモノレールとか決め打ちせずに、最新の技術を使って何ができるかというのは考えていく必要がある。安く、便利に、定時性を持って、使いやすく結ぶかというのは非常に大事だと発言されております。先月公表された国の新たな沖縄振興策の基本方向についての中で、鉄軌道について調査検討を行うとしていることから、県としては、法的な位置づけについて、国と協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　１、沖縄振興策の推進についての (2) のイ、米軍基地問題の解決についてお答えいたします。

本県には、戦後76年、復帰後49年を経た今もなお、全国の約70.3％の米軍専用施設が集中しており、航空機騒音や水質汚染等の環境問題、米軍関係の事件・事故は後を絶ちません。本県の基地負担の状況は異常であり、到底受忍できるものではないことから、来年本土復帰50年という大きな節目を迎えるに当たり、在沖米軍基地のさらなる整理縮小や基地負担の実質的軽減、日米地位協定の抜本的な見直し、今回初めての要請となる訓練水域・空域の削減など、６項目の要請を行ったところであります。

米軍基地の整理縮小と跡地利用を迅速に進めることにより、県民の目に見える形で過重な基地負担の軽減と振興が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、沖縄振興策の推進についての御質問の中の (2) のエ、酒税軽減措置をビール５年、泡盛10年間の延長で廃止することについてお答えいたします。

酒税の軽減措置は、沖縄の本土復帰の際に県民生活や産業経済に対する激変緩和措置として開始され、これまで11回の延長により約50年間、講じられてきております。今般、令和４年度税制改正要望の検討に当たり、国からは本措置の立法趣旨に照らし、現行措置の延長に厳しい意見があることに加え、業界においても本措置に依存しない経営基盤の強化が課題となっております。こうした状況を踏まえ、県及び業界は、昨年11月に外部有識者を含めた県産酒類振興検討会を設置し、離島地域での事業継続や雇用の維持を念頭に、今後の酒税軽減措置の在り方や振興策を検討してまいりました。今回の延長要望は、検討会での議論も踏まえた沖縄県酒類製造業連絡協議会から県への要請を受け行ったものであり、国においては、本措置の趣旨と業界及び県からの要望を踏まえ、対応したものと認識しております。

同じく１の (2) のク、航空コンテナスペース確保事業を停止した理由等についてお答えいたします。

本事業では、沖縄における全国特産品の流通拠点化を目的に、沖縄経由で輸出する県外産品に対して輸送支援を行っております。現在、那覇空港発着の国際航空便が全便運休し、再開の見通しが当面ないことから、本年８月から事業を停止するとともに、事業者とは、代替策として国際物流ハブ事業の活用を調整しております。また、事業の再開に当たっては、国際航空便の復便が前提となるため、各航空会社と復便に向けた調整を行っております。

同じく１の (2) のケ、海洋資源開発の進め方についてお答えいたします。

県では、新たな振興計画（素案）において、海洋調査・開発支援拠点形成及び海洋再生可能エネルギーの導入促進を施策に掲げております。また、沖縄振興審議会総合部会の最終報告では、留意すべき課題等として、豊かな海洋環境・海洋資源を利活用した新たな産業の創出等についても検討していくことが重要であるとされております。

県としましては、引き続き国や関係機関等と連携し、海底資源を活用した産業化及び海洋再生可能エネルギーの開発に向けて取り組んでまいります。

次に３、観光振興についての御質問の中の (2)、国及び県による支援策の種類と支援実績についてお答え

いたします。

県では、休業等要請に協力した飲食店等に対して感染拡大防止対策協力金を、売上げが著しく減少した酒類販売事業者に対して酒類販売事業者支援金を給付しております。９月13日時点の実績として、第１期からの協力金給付の累計は給付件数７万2821件、給付額約716億円、支援金が給付件数９件、給付額約320万円となっております。また、幅広い事業者を対象とした国の月次支援金活用に向け、県独自の相談窓口を設置し、９月10日時点で2319件の相談対応を行っております。

次に４、雇用失業問題についての御質問の中の(1)、現在の雇用状況と県の支援策についてお答えいたします。

令和３年７月の完全失業率は4.3％で、前年同月と比べ、1.1ポイントの上昇、有効求人倍率は0.84倍で、令和２年５月以降、１倍を下回る状況となっております。そのため、県では、雇用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成を行うとともに、就職困難者等への再就職支援や新規学卒者に対する相談体制の強化など、雇用の維持と求職者の早期就職支援に取り組んでおり、引き続き関係機関と連携しながら、雇用情勢の改善に努めてまいります。

同じく４の(2)、雇用調整助成金の活用状況と助成率についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、９月10日現在で、支給件数が７万3132件、支給金額が約594億円となっております。助成率については、正規雇用、非正規雇用にかかわらず、中小企業が最大10分の９、大企業が最大４分の３となっておりますが、沖縄県など緊急事態宣言等の対象地域や特に業況が厳しい企業においては、最大10分の10とする特例が設けられております。

県としては、引き続き同助成金の活用促進と県独自の上乗せ助成を行うこと等により、雇用の維持に努めてまいります。

同じく４の(3)、新卒採用への影響に関する県の認識と対応についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、令和３年７月末現在における新規高卒者の求人倍率は1.08倍で、前年同期と比べ0.25ポイント上昇したものの、企業の求人数は、感染拡大前の約６割の水準にとどまっており、新規学卒者の就職活動は厳しい状況にあると認識しております。

そのため、県では、新規学卒者に対する相談体制の強化や合同企業説明会の追加開催など、支援の強化を図ってきたところであり、引き続き関係機関と連携しながら、新規学卒者の就職促進に努めてまいります。

同じく４の(4)、障害者雇用に関する自治体と民間の状況についてお答えいたします。

令和２年６月１日時点における県の知事部局、病院事業局、企業局、警察本部、議会事務局の実雇用率は、５機関合計で1.99％、県教育委員会は1.7％となっており、知事部局、病院事業局及び県教育委員会においては、法定雇用率を下回っている状況にあります。市町村の実雇用率は2.18％となっており、雇用義務のある74機関のうち、26機関において法定雇用率を下回っております。また、民間企業の実雇用率は2.74％と、12年連続で法定雇用率を上回り、全国でも２番目に高い状況となっているものの、未達成の企業も約４割を占める状況にあります。

県としては、啓発活動等を推進し、県民の理解促進を図るなど、さらに障害者雇用の促進に努めてまいりたいと考えております。

同じく４の(5)、正規・非正規雇用の割合と正規雇用拡大に向けた県の取組の成果等についてお答えいたします。

労働力調査によると、沖縄県の正規雇用の割合は、平成30年が61.4％、令和元年が60.2％、令和２年が60.7％となっております。県では、正規雇用への転換に取り組む企業に対して、専門家派遣や研修費補助を行うとともに、若年者を正規雇用労働者として雇い入れる企業に対して、助成金を支給しているところであり、その活用に向けては、関係機関等と連携しながら周知等を行っているところであります。

事業を開始した平成26年度から令和２年度までの実績は、支援企業数が324社、正規雇用者数が843人となっており、正規雇用の拡大につながっていると考えております。

同じく４の(6)、高齢者雇用の状況と県の取組についてお答えいたします。

令和３年４月に施行された改正高年齢者雇用安定法では、65歳までの雇用確保の義務に加え、70歳までの就業確保措置を講じることが事業主の努力義務とされております。沖縄労働局によると、令和２年６月１日現在、65歳までの雇用確保措置のある企業は99.7％、70歳以降も働ける制度のある企業は26.9％となっております。

県では、高齢者の就業機会の拡大を図るため、沖縄県シルバー人材センター連合や新設のシルバー人材センターへの支援策を行っており、引き続き関係機関と連携しながら、高齢者の雇用促進に取り組んでまいります。

同じく４の(7)、最低賃金改定に伴う企業への影響

と県の指導についてお答えいたします。

令和３年度の沖縄県最低賃金の改定は、長引くコロナ禍で県内の経済や雇用情勢が厳しい中、事業の継続と雇用の維持に賃金の引上げが加わり、経営の圧迫やさらなる経営環境の悪化を招く懸念がある一方で、労働側においては、一定の評価をしているものの、地域間格差の是正を求める声があると認識しております。

県としましては、沖縄労働局や関係団体とも連携し、最低賃金の周知に努めるとともに、業務改善助成金等、国の支援策の利活用促進や、経営改善に取り組むための融資及び販路拡大等の収益増加につながる支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　１、沖縄振興策の推進についての御質問の中の (2) のキ、揮発油税軽減措置に係る県の認識と取組についてお答えいたします。

揮発油税等の軽減措置は、これまで県民生活及び産業経済を支える重要な役割を果たしてきました。モノレール以外の鉄軌道がなく、主要な交通手段が自動車である本県においては、ガソリンへの依存度が高く、引き続き軽減措置が必要であります。

県としましては、関係団体の要請も踏まえ、令和４年度税制改正要望において、政府をはじめ関係要路への要請活動を行っております。

次に５、県内社会資本の整備についての御質問の中の (4)、土砂崩れによる住宅倒壊等の支援等についてお答えいたします。

台風などの自然災害による被災者に対しては、災害救助法、被災者生活再建支援法及び災害弔慰金の支給等に関する法律等による被災者支援制度があります。また、本県においても独自制度として、沖縄県災害見舞金支給要領に基づく支援制度があります。

県としましては、自然災害の被災者に対する支援については、今後ともこれら制度を十分に活用して支援を行っていきたいと考えております。

次に６、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の (3)、介護人材確保対策の取組についてお答えいたします。

令和２年度介護労働実態調査によると、調査に回答した県内事業者の63.8％が介護職員の不足を感じていると回答しており、県内における介護人材の確保が厳しい状況にあると認識しております。これを踏まえ、県では、介護に関する入門的研修の実施により介護人材の新規参入の裾野を拡大するとともに、介護職員の処遇改善や介護ロボット等の導入など労働環境の改善による介護職員の定着促進など、介護人材の確保の取組を総合的に展開しているところであります。

同じく６の (4)、障害者の地域移行に向けた取組状況についてお答えいたします。

県では、障害のある人が安心して暮らし、地域社会に参画できる環境整備を図るため、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する地域生活支援拠点等の整備促進に取り組んでおります。具体的には、障害福祉圏域アドバイザーを配置し、市町村における拠点整備に向けた勉強会や研修等を実施しているほか、取組の好事例を共有しており、令和３年４月時点で、10市町村が整備済みとなっております。

同じく６の (5)、地域福祉支援計画の達成状況等についてお答えいたします。

県地域福祉支援計画では、安全・安心な沖縄らしい優しい社会の構築に向け各種施策を展開し、地域福祉活動を支える人材の育成や相談支援体制の充実のほか、困窮世帯の割合の低下や保育所入所待機児童数の減少等、安心して子育てのできる地域社会づくりに成果が現れています。次期計画では、民生委員や介護人材の確保等、今なお残された課題に加え、従来の各分野ごとの支援では解決が困難な、制度の狭間や複合化した課題に対応できる包括的な支援体制づくりを推進してまいります。

同じく６の (6)、ヤングケアラーの支援に向けた連携強化についてお答えいたします。

支援が必要となる子供については、本人とその家族に関する情報や支援方針を各関係機関が共有し、連携の下、対応していくことが重要となります。県では、ヤングケアラーの早期発見や支援に向けて福祉、教育など関係部局で連絡会議を立ち上げ、実態把握の方法や支援における関係機関の連携の在り方等について検討を進めております。

県としましては、引き続き潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていけるよう、市町村とも密に連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　２、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の (1)、感染拡大の要因と対策の効果についてお答えいたします。

本県では、これまで、専門家会議の提言等を踏まえ

病床や宿泊療養施設の確保等による医療提供体制の拡充、検査体制の強化やワクチン接種の推進等に取り組んできました。その結果７月上旬には一定程度改善が見られましたが、第５波では感染力の強いデルタ株に置き換わったこと等から感染が急拡大したところです。そのため、県対処方針に基づき、外出自粛要請、県外との往来自粛要請、休業要請、ワクチン接種の加速化等を行ってまいりました。加えて、県民一丸となって感染拡大防止に取り組んでおり、県、事業者、団体からメッセージを発出しております。その結果、新規感染者数は徐々に減少してきております。この傾向を確実なものにすることと医療提供体制を維持するために、今後も感染防止対策の徹底に取り組んでまいります。

同じく２の (2)、家庭内及び保育園での感染防止対策についてお答えいたします。

県では、家庭内感染を防ぐため、帰宅後の手洗いや高齢の家族と会う場合でのマスク着用を呼びかけております。しかしながら、感染力の強いデルタ株へ置き換わっていることから、家庭内にウイルスを持ち込まないことが最も重要であります。そのため、飲食や会食の場面が家庭内感染の主な端緒となっていることを周知広報しています。保育園については、共有部分が多いことや職員と園児の身体的接触が多いこと等から、職員や保護者、園児の健康管理徹底やワクチン接種についても呼びかけています。あわせて、保育園への抗原定性検査キットの配付や学校ＰＣＲ検査事業の活用などにより、感染拡大防止に努めてまいります。

同じく２の (3)、入院調整の整合性についてお答えいたします。

県内では、これまでに経験のない大規模な感染拡大が発生し、医療提供体制が極めて逼迫した状況となりました。県コロナ本部では、医療機関の空床状況をリアルタイムで把握し、患者の状態に応じて入院調整を行うことにより、限られた病床を効率的に活用しております。また、すぐに入院調整ができない患者を入院待機施設で受け入れることにより、病床逼迫時においても必要な医療が提供できる体制を整備したところです。

県としては、引き続き関係機関と連携を図りながら、医療提供体制の維持、強化を進め、今後とも命の選択という厳しい状況が生じないよう努めてまいります。

同じく２の (4)、妊婦への対応についてお答えいたします。

沖縄県において妊婦が陽性となった場合の対応については、周産期のコーディネーターを中心に、各産科医療機関と体制を構築し、入院や療養の調整を行っております。妊婦の状況に応じて、入院や自宅療養の対応を行っておりますが、特に出産が近い等、医療的な対応が必要な妊婦については、優先的に入院調整を行っております。なお、自宅療養となった場合についても、担当する産科医療機関から、毎日電話による健康観察を行っております。

同じく２の (5)、県の病院に対する感染防止対策及び指導についてお答えいたします。

病院や福祉施設で陽性者が発生した場合は、必要に応じて感染管理看護師等の感染症対策専門家を現地に派遣し、従事者を対象に感染対策指導を行うことにより、院内の感染防止対策を強化しております。なお、コロナ患者を受け入れている重点医療機関においては、院内の専門家で構成される感染対策チームにより、組織的に感染管理に取り組まれております。

同じく２の (6)、保健所のクラスター及び濃厚接触者の追跡調査についてお答えいたします。

中部保健所管内においては、７月末から新規陽性者が１日平均200名を超えるなど、爆発的に陽性者が増加しました。これにより、疫学調査の開始まで１週間程度を要し、濃厚接触者の特定が追いつかないため、一部の職場調査については、陽性者本人から濃厚接触の可能性がある人に連絡を入れてもらうなどの対応を取っていました。報道された食品会社についても、同様に対応したとの報告を受けております。

県としては、８月23日より従来の計画的応援に加え、新たに１日30名から40名の応援職員を動員し、保健所の支援に努めております。

同じく２の (7)、飲酒が要因であること及び対策強化についてお答えいたします。

飲食のときにはマスクを外さざるを得ない状況となることや、人と人との距離が１メートル以下になるケースが多く、感染リスクが高まることが、理化学研究所からの報告などによって明らかとなっています。また、飲酒を伴うと長時間になりやすく、気が緩み声が大きくなるなど、飛沫感染のリスクが高まり、特に注意が必要となることが、政府の分科会等から示されています。そのため県では、飲食における注意事項を発信するとともに、酒類を提供する飲食店等に対し、休業や営業時間の短縮などの要請のほか、認証制度を推進することにより感染防止対策を強化するよう求めているところです。

同じく２の (9)、抗体カクテル療法の活用についてお答えいたします。

抗体カクテル療法については、薬剤の安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が、対象となる患者が発生した医療機関からの依頼に基づき無償で譲渡する仕組みにより各医療機関において実施されております。県内では、重点医療機関において投与しているほか、クラスターの発生した医療機関で投与されるなど、９月10日時点で30か所の医療機関で実施されており、患者の重症化を防ぐため、今後も効率的な活用を進めてまいりたいと考えております。

同じく２の (10)、規制解除の方針についてお答えいたします。

県では、緊急事態宣言が長期化する中、緊急事態宣言解除及び経済活動再開に向けた見通しを作成し、県民や関係団体と共有することで、より一層の感染対策をお願いしているところです。見通しにおいては、新規陽性者数が200人から100人程度までを段階的解除期間とし、土日の大規模集客施設休業要請や県立施設の休館など、緊急事態措置において講じている対策を、同期間内に段階的に緩和していくための議論を開始する目安としております。なお、対策緩和等を決定するに当たっては、感染状況のみならず、医療提供体制の負荷や変異株の動向など様々な要素を考慮し、国との調整や専門家等の意見を踏まえた上で方針を決定することとしております。

同じく２の (11)、改正感染症法に基づく病床確保及び患者受入れ要請についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の病床確保については、９月15日時点で、25医療機関において863床を確保しております。これまで感染者が急増した際には、各医療機関に対して最大限の病床確保及び患者受入れをお願いしており、沖縄県においては、民間・公立を問わず、ほとんどの救急病院に多大な御協力をいただいてきたところです。

今後とも各医療機関と連携を図りながら医療提供体制の維持、強化に努めてまいります。

同じく２の (12)、自宅療養者支援における県と市町村の連携についてお答えいたします。

県では、家族や知人の手助けが受けられないなど、独自で食料等の調達ができない自宅療養者に対し、配食支援サービスを実施しております。自宅療養者の支援については、今般の全国的な感染拡大による自宅療養者の増大に伴い、国から、令和３年９月６日付で、都道府県と市町村との連携における自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する通知が発出されております。

県としましては、市町村と情報を共有し連携することが重要であると考えており、市町村が独自に行える自宅療養者の生活支援についても、さらに連携を強化したいと考えております。

次に６、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の (1)、医療提供体制の確保についてお答えいたします。

県は、医療計画に基づき、医療機能の分化、連携、不足する医療機能の病床整備、医師確保及び地域偏在の解消等、地域医療の充実強化に取り組んでいるところです。一方、新型コロナの急激な感染拡大は、救急医療の逼迫やコロナ以外の患者の診療制限など、本県の医療体制全般に多大な影響を及ぼしています。

県としましては、新型コロナの感染拡大により顕在化した本県の医療提供体制に係る課題や、コロナ対応による経験を今後の医療政策に生かしてまいりたいと考えております。

同じく６の (2)、薬学部設置の必要性及び取組についてお答えいたします。

沖縄県の人口10万人当たりの薬剤師数は全国最下位であり、県内に薬学部を設置することは、薬剤師不足を解消するための有効な方策の一つであると考えております。令和２年度に実施した薬学部設置可能性等調査事業では、今後も県内の薬剤師の需要量が供給量を上回る状況で推移すること、また、アンケート調査等の結果から、県内国公立大学への薬学部設置の必要性が高いこと等が確認されたところです。令和３年度は、県内国公立大学等へのヒアリングを実施するとともに、有識者を含めた検討委員会を開催して、課題及び解決手法等を整理することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　２、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の (13)、寮生等への支援についてお答えします。

寄宿舎等においては、県内での急速な感染拡大を受け、寮外の療養場所の確保ができない寮生は、自宅待機をお願いしてまいりました。今般、療養場所の確保に一定のめどが立ったことから、全ての寮生の受入れを再開したところであります。また、濃厚接触者に特定された寮生のうち、親族宅等で待機が困難な生徒については、宿泊施設等で待機する必要があることから、当該生徒の宿泊費とその保護者の移動にかかる費用及び宿泊費について、実費額の補助を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 新垣淑豊議員の３、観光振興についての中の (1) と (7)、現状の打開策及び条例を基にした取組についてお答えいたします。３の (1) と３の (7) は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

県では、事業者支援策を講じながら、緊急事態措置終了後は、水際対策を徹底するとともに、県内の感染状況等を見極めつつ、観光体験・アクティビティー商品に利用できるクーポン券の発行や宿泊施設の割引助成を実施するなど、域内需要の喚起を図ってまいります。全国的なワクチンの接種状況や感染状況等を総合的に勘案し、ワクチン接種者、ＰＣＲ等検査の陰性者、高齢者を含めたファミリー層、富裕層やワーケーション、修学旅行など、ターゲットを明確化し、域外需要を取り込んでまいります。

県としましては、観光再興条例制定の経緯や趣旨を踏まえ、段階的な沖縄観光の回復を目指し、必要な施策を実施するための予算の確保等について、議会の協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

同じく３の (3)、宿泊業、バス会社などへの支援についてお答えします。

県では、緊急事態措置等による影響を受けた事業者に対し、支援金を給付する観光関連事業者等応援プロジェクトや、宿泊事業者に対し、感染拡大防止策の強化などを支援する宿泊事業者感染症対策支援事業を実施するとともに、域内の平和学習や遠足などの貸切りバスの需要を喚起するおきなわ彩発見バスツアーの実施に向けて準備を進めております。また、修学旅行の３密を回避するためのバス及びタクシーの増車支援を予定しております。

同じく３の (4)、2020年のＭＩＣＥ開催実績と特徴についてお答えします。

2020年のＭＩＣＥ開催件数は490件で、その内訳は、報奨旅行が約７割、企業会議が約２割となっております。2019年と比較すると1148件、70％の減となっており、主な要因は、世界的・全国的な新型コロナウイルス感染症の影響による中止やオンライン開催への移行によるものとなっております。ＭＩＣＥの種別ごとの開催状況は、国際会議などコンベンションの減少率が最も高く、規模別の開催状況では、規模が大きくなるほど減少率が高くなっております。

同じく３の (5)、修学旅行受入れに係る情報発信等についてお答えします。

県では、沖縄文化に精通した事前・事後学習アドバイザーの派遣や沖縄修学旅行模擬体験の提供に加え、学校や保護者の不安を払拭するため、修学旅行に特化した新型コロナウイルス対応ガイドラインの公表、修学旅行向け安全対策動画のオンライン配信など、情報発信を行っております。また、濃厚接触者と特定された修学旅行生に対し宿泊費などを支援するとともに、バス事業者、宿泊事業者、体験学習事業者等が参加する協議会を開催するなど、受入れ体制の強化に取り組んでおります。

同じく３の (6)、東京オリンピック・パラリンピックの波及効果についてお答えします。

東京オリンピック・パラリンピック開催による本県観光への経済効果は算出しておりませんが、県内４市町村において、海外４か国から計84人、延べ35日間の事前合宿を受け入れました。これにより海外チームとの交流が図られ、受入れノウハウを蓄積することができました。今後は、受入れノウハウを活用した海外チームの合宿誘致に取り組むとともに、受入れを契機として市町村においては、相手国と様々な国際交流が継続されるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） ５、県内社会資本の整備についての (1)、建設業の人材確保・育成についてお答えいたします。

県では、沖縄県建設産業ビジョン2018において、人材の確保・育成を喫緊の課題と位置づけ、建設企業、業界団体、県の各主体が取り組むべき施策を策定し、官民一体となって推進しております。

県としては、引き続き週休２日工事やＩＣＴ活用工事の実施による建設業の働き方改革の推進を図るなど、建設業の魅力発信に取り組んでいきたいと考えております。

同じく５の (2)、県内建設業をグローバル産業へ育成する方策と取組の現状についてお答えいたします。

県では、アジア・太平洋地域等で海外展開を計画する県内建設企業を支援するため、平成25年度から、沖縄建設産業グローバル化推進事業を実施しております。本事業では、企業が実施する市場調査費、旅費、通訳費等に対して補助金を交付するとともに、専門家で構成する委員会において、海外展開の取組への助言等を行っており、これまでに11企業グループを支援しております。引き続き関係団体と意見交換しなが

ら、必要な支援等について検討してまいります。

同じく５の (3)、女性就業者や外国人労働者を増やす取組についてお答えいたします。

令和２年の県内の建設業における女性就業者数は約１万人で、建設業就業者全体の14.5％、外国人労働者数は1731人で、全体の2.5％となっており、女性就業者、外国人労働者ともに年々増加しております。県では、若手・女性技術者の配置を総合評価落札方式の評価項目とするなど、担い手不足解消に取り組んでおります。引き続き関係団体等と連携しながら支援策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　御答弁ありがとうございました。

沖縄振興について絞っていきたいと思います。

まず、謝花副知事にお伺いしたいんですけれども、前回の沖振法延長の際に、仲井眞元知事がどのような要請活動をしたのか。当時は民主党政権であったかと思いますけれども、そのときには政府や野党であった自民党、どのような立場の人とどれぐらいの頻度で交渉したのかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

その際は、その前の年に東北の大震災などがありまして、大変どういう形で要請すればいいかと相当悩みました。その中で、民主党政権に――しかも政権が変わったということで、まずルートがなかったということがあります。我々はどういう形でやるかと考えたときに、高率補助、これはなかなか大震災の後で求めることは厳しいのではないかということがまず気になりました。一方で、様々な課題が出てまいりましたけれども、沖縄の実情に合った補助事業というのがなかなか獲得できないだろうというのがありまして、そこで活路を見出したのが当時の民主党政権がおっしゃっていた一括交付金ということがありましたので、一括交付金に活路を見出したということがございます。そういう中で、まず我々が考えましたのは、どういった事業をやるかということ。税制なども含めて制度要望という形でたくさん出してもらったわけですけれども、おおよそこれは、例えば離島におけるこの移動コストの低減とか、様々なものを予算に伴う――があれば何とかなると。これは全国補助制度はないというようなことがありましたので、そういったものを積み上げて、理屈をつくり上げて関係要路に丁寧に説明を行ったということに腐心したということでございます。

そういったことについて当時の仲井眞知事は、遠慮することはなく思い切りやりなさいという指示が職員にもありましたので、我々懸命に仕事をさせていただいたということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時20分休憩

午後２時20分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　失礼いたしました。

まず、当時は民主党政権でございましたので、主に民主党の政治家とお会いしました。例えば大臣とか、沖縄担当。それから財務大臣、全て会いましたけれども、その際には、関係部長が一緒にまず同席をさせていただいて、その同席している各部長などが、君、説明をしなさいということで、大臣等に説明する。その後は、特に沖縄担当部局の統括官ですとか、局長、そういった方々と事務的な応答と説明をしたと。その後さらに国会議員に対して担当部局の職員が手分けをして説明を行ったということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　玉城知事、就任して３年がたつと思いますけれども、その３年前はもう次の振計のこと考えなければいけないという立場だったと思いますが、この３年間で具体的に政府や自民党のキーマンとどういう形で会ったかというのを教えていただけますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　特に振興計画においては、今年度から沖縄担当大臣、官房長官、それから必要に応じて関係要路の方々とお会いをいたしました。それ以前、私が就任してからは沖縄関係税制、あるいは予算などについて当然そのつかさにいらっしゃる各大臣、それから沖縄振興調査会などの関係要路にも要請を行ってまいりました。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　具体的に、まず先ほど財務大臣というお話もありましたけれども、財務大臣とお会いしたこともあるんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　直接、麻生財務大臣とお会いしたことはないと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　仲井眞知事のときは、かなり多くのキーマンにお会いしているというふうに感じるんですけれども、何で仲井眞知事は多くの方と会うことがで

きたんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　先ほども少しお話しさせていただいたと思うんですが、つてがやっぱりなかったので、そのつてを探すのにまず相当苦労したという部分があります。ただそういった中において、それぞれ各省庁のほうにはいろいろ丁寧に説明する必要があるだろうということで、特に当時、沖縄担当大臣ですとか、あのときには安住さんだったと思います、財務大臣にもお会いしたと。あと県選出の国会議員にもいろいろお話をさせていただいて、どんどん我々の考え、沖縄振興の必要性とかその制度の内容などについて、県の考えを広めていったということでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　仲井眞知事は、こうやってお会いしていますよね。玉城知事がこの会えなかった理由というのは何かあるんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後２時23分休憩
　　午後２時23分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　私は必要に応じて要請をさせていただき、先方の時間の調整が取れる場合にはお会いできていると思います。ちなみに先ほど謝花副知事から答弁がありましたとおり、10年前の振計のときには、私たち民主党政権の沖縄県選出の国会議員でしたので、国政とパイプがないということでの声を盛んに聞いておりましたので、私どもも力になれることであればということで、いろいろ各党内の大臣ですとか、あるいはその役員の方々にも積極的に会っていただけるような、そういういろいろと手はずをさせていただいたというように記憶しています。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　今回、なかなかお会いできていないというふうに私は聞いているんですが、我々の国会議員に聞きますと、振計の件に関しても、この予算に関しても、なかなかこう、知事からの打診がないよというふうに言われるんですけれども、具体的に、じゃこの振計から次の年度の予算にかけてどういった方にアプローチをして、どういうふうに何回会ったのかとか、具体的なことを教えていただけませんか。
○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　沖縄県にあっては、現行の沖縄振興計画の総点検を昨年終わって、それから昨年の８月に知事が当時の衛藤沖縄担当大臣等に――このときはウェブあるいは電話等を通して、沖縄振興特別措置法の延長等について説明したところです。昨年の10月に国の沖縄振興審議会が開催されまして、その会議の中でも知事から新たな沖縄振興の必要性について説明したところですし、今年の５月――このときは上京しまして、河野担当大臣、それから自民党の沖縄振興調査会にも御説明をしたところ。あと７月には、このときには対面で関係要路、沖縄担当大臣、それから公明党の沖縄21世紀委員会、それから参議院の沖北委員長等に説明し、８月の税制それから予算はじめ国庫要請をしておりますが、そのときにはウェブで関係担当大臣等に対して要請を行ったところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　分かりました。
　じゃこれはちょっと感想で結構ですけれども、謝花副知事、前回の振計と今回の振計の要請に関して、どれぐらいこの要請活動というのが、どっちが大きかったというふうに感じていますか。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　基本、この事務方のほうでスケジュールをつくるわけですけれども、その対応については同じであったかなと思っています。ただ、前回と大きく違いますのは、今回コロナ禍ということで、なかなか知事の上京が少なかったという部分は確かにあったかと思います。ただそういった中においても、知事はＰＣＲ検査などを行って、可能な限り、やはり対面で行う必要があるという場合には、要所要所でこれは行ってきたというふうに認識しております。
　県政が替わったからこれをやらなくなったとか、またそういったことではなくして、やっぱり我々、この新たな沖縄振興というのは10年に一度の沖縄県にとって重要な――何というんですか、大仕事でございますので、それについては企画部を中心に全て日程を担当事務局とも整理を行って、知事の要請をできる限り効率的にできるようにやったということに関しては同じかなというふうに感じております。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。
○新垣　淑豊君　そうですか。何か我々の国会議員からの話と少しずれるような感じがしますけれども。
　今回予算が大幅にやっぱり縮減されていますけれども、なぜこの3600億円が3000億を切ったというふうにお考えですか。
○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。
○総務部長（池田竹州君）　８月末の概算要求に当たりまして、河野沖縄担当大臣のほうは沖縄振興予算、

必要なものについて事項要求をしています防災・減災、国土強靱化対策を含めて沖縄の将来を見据えました継続的な――特に内閣府の沖縄振興策の検討の基本方向を踏まえたものであるというふうに御説明をされております。私ども昨年もそのような形で大臣が述べられておりますので、内閣府として必要なものを積み上げられたというふうに考えております。

○新垣　淑豊君　終わりですね。

すみません、ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内　末子さん　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

てぃーだ平和ネット山内末子です。

コロナウイルスによる感染者は、世界では２億1900万人、死亡者が455万人、米国では、500人に１人が死亡しているという数字が出ております。本県でも、本日までに290人の方がお亡くなりになったということ。お亡くなりになりました皆様に心から御冥福をお祈りいたしますとともに、今、療養なさっている皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。少し落ち着きましたが、我が会派は知事をはじめ、執行部の皆さん、そして県民の皆さん、そして県議会議員の皆さんと一緒になってこのコロナ感染防止対策、そして経済の回復に向け全力で取り組んでまいりたいと思っております。

また、せんだって17日にありました緊急質問の中で議論がありましたが、議会内でのハラスメント対策については、議員の調査権をしっかりと確保し、より充実させるためには、新たなルールづくり、これを議論していかなければならない時期に来ているのではないかと考えております。基本条例の見直しや防止条例などの制定など、この議論を提起していきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして代表質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、安倍前総理の突然の辞任後、高い支持を受け誕生した菅総理。コロナ禍でスタートした政権です。厳しい運営は覚悟の上ではなかったでしょうか。突然、コロナ対策に専任するので辞任するというのは理解に苦しみます。かじ取り役を自ら放棄した責任逃れと言わざるを得ません。官房長官期間を合わせると約９年、特に沖縄に深く関わり沖縄県民に寄り添うとしながら、粛々と民意を無視し辺野古新基地建設工事を強行したことを多くの県民は忘れないであろうと思います。知事はどう受け止め評価するのか見解を伺います。

(2)、自民党の総裁選挙が告示されました。立候補表明会見で、河野沖縄担当大臣は、辺野古問題で普天間の「安全性の除去」と２度も発言するなど認識違いも甚だしい。他候補も軍事力に頼り、外交や平和を保つ観点の議論に欠ける状況など、沖縄に寄り添う総理、総裁になるのか未知の世界です。知事は新総裁に何を期待するのか伺います。

(3)、知事就任から３年、残り任期１年となりました。首里城火災、豚熱問題、コロナウイルス問題と災難続きとなっておりますが、誰一人取り残さない県政づくりの公約実現の達成状況と課題・決意を伺います。

(4)、新たな沖縄振興策の基本方針が示されました。沖縄振興の根拠である沖縄の特殊事情、戦後27年間の米国施政権下での歴史的背景や地理的背景が基本であるべきです。経済・社会資源・教育その他の格差解消がまだ未達成です。これから法案に盛り込む最終調整に向け県の主体的な取組が重要です。決意を伺います。

(5)、沖縄予算2998億円概算要求額について、県経済・県民生活への影響が懸念されますが今後の対応を伺います。

２、コロナウイルス感染防止対策について。

(1)、感染状況改善・医療体制逼迫改善に向けて。

ア、宿泊療養施設、入院待機ステーション等の運営状況と今後の拡充計画について伺う。

イ、疲弊している医療界、医療従事者の離職防止策、働く環境整備、賃金や手当等待遇改善策の取組状況を伺う。

ウ、子供、若者、妊婦さん等の感染拡大が懸念されます。ＰＣＲ検査体制やワクチンの接種状況とワクチンに対する不安を取り除き加速化するための情報発信の強化が急がれます。取組状況を伺います。

エ、新たな変異株の確認等、常に変化するコロナウイルス感染問題、冬場には大きな第６波の可能性が非常に高いと言われています。これまでの経験から前進した長期スパンの対応策の構築が急がれます。科学的データ、客観的認識に基づき準備は進められているのか伺います。

オ、自宅待機療養者問題は深刻です。支援に向けての情報公開、自治体との連携は不可欠です。その対応や県民への情報発信の強化について伺います。

(2)、学校現場の対応について。

ア、新学期が始まり、児童生徒の休校が2600名余に上っているとのこと。感染予防なのか、精神的不安

によるものなのか、陽性者または濃厚接触者などその実態はどうですか。いじめや内申書等、受験への影響など適切な対応策を講じているのか伺います。

イ、オンライン学習の整備、運用の不備が指摘されています。どの子にも公平な学習が提供されなければなりません。実態と早期の対応策が求められているが取組を伺います。

３、基地問題について。

(1)、辺野古新基地建設で防衛局は新護岸工事に着手した。生態系への致命的なダメージが懸念され、環境保護を無視した対応である。設計変更申請の慎重なる審査中である。不条理な強行工事に県民からは大きな批判の声が上がっている。見解とその対応、また、現在の埋立工事の進捗状況は全体計画の何％となっているのか伺います。

(2)、サンゴ移植問題について、国のガイドラインでは移植の技術はまだ完成していない、到達していないという概念が生きています。防衛局の移植強行はサンゴの保護ではなく工事を進めるための拙速な事業だと断じたい。今後の対応、見解を伺います。

(3)、辺野古・大浦湾のホープスポット認定のシルビア・アール博士の講演が盛り込まれたシンポジウムが開催されております。多くの貴重な提言を受け、辺野古新基地建設阻止に向けどう生かし、展開していくのか伺います。

(4)、本島初の自衛隊勝連分屯地への地対艦ミサイル部隊配備計画、南西諸島へのミサイル配備が加速している。中国、台湾周辺問題、北朝鮮問題等が取り沙汰される中、敵基地攻撃に転用される可能性も否定できない。地元では戦争に巻き込まれる危険性が高くなるのではと危惧しています。県の対応を伺う。

(5)、米軍機騒音被害について、普天間・嘉手納基地周辺だけでなく本県全体的に被害が拡大しているとの訴えがある。騒音調査実態はどうか。また、多くの自治体から住宅防音工事助成措置の対象地域拡大等要望が強いが積極的に国に求めるべきではないのか。対応を伺う。

４、子供の貧困対策について。

(1)、沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書案がまとめられた。主な内容と今後の課題、次期振計でも推進強化として示されているがその方向性を伺います。

(2)、政府が実施した全国のヤングケアラーの調査で中学生の17人に１人、高校生の24人に１人が家族の介護や世話をしているという実態が公表されました。沖縄県では民間やマスコミ、また自治体として初めて糸満市が調査をし、その実態の深刻さが明らかになっています。貧困問題と密接な関係性のあるその実態を調査し条例整備をすることが急がれるがその取組について伺う。

(3)、離婚後の養育費問題で、県内では養育費を受け取っていない世帯が60％以上だという調査がある。全国で支援自治体が増えていますが貧困解消の事業として早期に取り組む必要があるが見解を伺う。

５、職員の働く環境整備について。

東京オリンピックでの責任ある立場の方の女性蔑視発言やいじめ発言・パワハラ発言等人権意識の低さが世界でも問題視された。長く続くコロナ禍の中、一層のマンパワーが必要となってくる現状の中で、職員の体調管理体制、人権意識・倫理観に影響はないか、以下伺う。

(1)、パワハラ、セクハラ、マタハラ等ハラスメントの各部局ごとの実態と対応について伺う。

(2)、産業医・健康相談状況、精神的疾患による休職状況はどうか伺う。

(3)、今年６月に、一定の公職にある者からの働きかけに関する取扱要領が制定されました。

ア、その目的、対象者、どういう効果が期待されるのか伺う。

イ、実態はどうか伺う。

６、所有者不明土地問題について。

(1)、県管理、市町村管理別筆数と係る予算について。

(2)、戦後76年余が経過し、土地の円滑活用は市町村でも課題である。民法改正により今後の都市開発やまちづくりにおいて土地管理制度の活用等スピードアップしていくのではと期待するものである。認識を伺う。

以上、よろしくお願いいたします。

○仲村　家治君　議長。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　山内末子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の (3)、公約実現の達成状況と課題についてお答えいたします。

私は、新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄ら

しい優しい社会の構築の３つの視点から、公約として291の個別施策を掲げており、そのうち５施策については取組が完了、280施策は取組を推進中、６施策は着手となっております。具体例としましては、主に低所得世帯の中高生のバス通学費無料化、沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備等を推進するとともに、琉球歴史文化の日の制定、ＳＤＧｓの理念を踏まえ沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）などに取り組んでまいりました。経済分野では、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づく諸施策を推進し、2019年には入域観光客数は1000万人を超え、雇用情勢が大幅に改善するなど、着実に成果を上げてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的、全国的な拡大が、これまで積み上げた成果に打撃を与え、観光関連産業をはじめ、多岐にわたる業種で大きな影響を及ぼしております。

沖縄県としましては、感染拡大防止・収束を最優先に取り組むとともに、新たな振興計画（素案）に掲げる、安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、アジアをはじめ世界との経済のかけ橋となり、県民全ての幸福感を高めるなど、自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目指していきたいと考えております。

次に１の (4)、新たな沖縄振興のための法律案についてお答えいたします。

去る８月に国が公表した新たな沖縄振興策の検討の基本方向において、国は新たな沖縄振興が実現できるよう、法制上及び税制・財政上の措置について、関係各方面と協議しつつ、鋭意検討を進めるとされ、法制上の措置については、令和４年の通常国会への法案提出に向けて、鋭意検討を進めることが示されたところです。

沖縄県としましては、沖縄の地理的、社会的などの特殊事情から派生する固有課題や子供の貧困の問題、雇用の質の改善等の重要性を増した課題、新たに生じた課題等の解決に向けて、県の要望が国の提案する法案へ反映されるよう、市町村長、経済界の皆様等と連携しながら､私が先頭に立って国へ求めてまいります。

次に、基地問題についての御質問の中の３の (3)、シンポジウムの今後の活用についてお答えいたします。

９月11日に開催した辺野古・大浦湾シンポジウム2021では、辺野古・大浦湾の生物多様性及び環境保全の必要性について、専門家による多くの示唆に富む講演などが行われました。また、この海域がハワイの世界遺産登録地と比べても生物多様性が高く世界レベルにあることや、ホープスポット認定により国際的なネットワークが広がることが報告されたほか、軟弱地盤の問題など、今回議論された情報をしっかりと米国に伝えることなどの提言もいただいております。

沖縄県としては、これらの提言や採択された声明を踏まえ、今後も日米両政府に対して、辺野古新基地建設計画に伴う工事を中止し、県との対話に応じることや、同海域の保全のため、あらゆる調査と評価を行うこと等を強く訴えていくとともに、多くの県民、国民にシンポジウムの内容を周知していくことで、辺野古新基地建設問題の解決に向けた機運の醸成を図っていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

〇議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

〇知事公室長（金城　賢君）　１、知事の政治姿勢についての (1)、菅首相への評価についてお答えいたします。

菅内閣総理大臣におかれましては、官房長官時代には沖縄基地負担軽減担当相でいらしたことから、沖縄の実情にも深い御理解をいただいていたと考えております。一方、辺野古新基地建設問題については、民主主義の手続によって行われた、県民投票により示された辺野古新基地建設反対の民意や、県が求める対話に応じることなく工事が強行されていることは極めて残念だと思います。

同じく１の (2)、新総裁に対する期待についてお答えいたします。

新たな内閣総理大臣におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止や国民の生活、経済を立て直すための対策のほか、新たな沖縄の振興計画について強力に取り組まれることを望んでおります。また、沖縄の基地負担の実情に御理解をいただき、その負担軽減についても強力に取り組んでいただきたいと考えております。特に、米軍普天間飛行場返還に伴う名護市辺野古への新基地建設問題については、政府に対して引き続き、対話による解決が図られるよう、沖縄県との対話の場をつくっていただくよう求めてまいります。

３、基地問題についての (4)、自衛隊のミサイル配備についてお答えいたします。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって、様々な意見があるものと承知しております。

県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配

備スケジュールありきで物事を進めることがないよう求めてまいりたいと考えております。また、中国、台湾周辺や北朝鮮の問題等については、関係諸国において、対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避する等、冷静かつ平和的な外交によって解決を図ることが重要であると考えております。

同じく３の (5)、住宅防音工事助成措置の対象拡大についてお答えいたします。

米軍基地に起因する航空機騒音は、周辺地域における住民生活に多大な影響を与えております。県は、騒音対策の充実強化は重要な課題であると認識しており、去る９月７日に対象区域や告示後住宅への適用拡大等、騒音対策の強化・拡充を沖縄防衛局長に対し要請したところであります。

県としましては、沖縄防衛局に対し、基地周辺地域における騒音実態の情報を求める等、情報収集を進めながら、軍転協とも連携し、日米両政府に対し騒音対策の強化・拡充について引き続き求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての (5)、令和４年度沖縄振興予算の概算要求の影響と今後の対応についてお答えします。

８月末の内閣府の概算要求では、子供の貧困対策等が増額要求され、産業競争力の強化等の経費が新たに盛り込まれましたが、要求可能額が最大限活用されず、3000億円台に届かなかったことは残念であります。そのため、今後の予算編成過程において、事項要求している経費の確保を図り、総額3000億円台の沖縄振興予算を維持していただくよう、今後もあらゆる機会を捉え、要望してまいります。

次に５、職員の働く環境整備についての (1)、パワハラ等各ハラスメントの実態と対応についてお答えいたします。

ハラスメント等については、各任命権者ごとに指針等を制定するとともに相談体制を整え対応しております。知事部局における直近３年間のハラスメント相談対応件数は、平成30年度がパワハラ８件、セクハラ２件、令和元年度がパワハラ17件、セクハラ６件、令和２年度がパワハラ14件、セクハラ１件となっております。

同じく５の (2)、知事部局における産業医の健康相談状況、精神的疾患による休職状況についてお答えいたします。

知事部局における産業医面談実績は、平成30年度延べ87件、令和元年度延べ197件、令和２年度延べ455件となっております。また、精神的疾患による休職者数は、平成30年度が29人、令和元年度が31人、令和２年度が39人となっております。なお、身体疾患による休職者数は、平成30年度が４人、令和元年度が３人、令和２年度が６人となっております。

同じく５の (3)、働きかけ記録化制度の概要と実績についてお答えいたします。５の (3) のアと５の (3) のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

働きかけ記録化制度は、公務の透明化、適正化につなげることを目的に、知事、副知事、他任命権者の長、国会議員、地方公共団体の長、議会議員、各種団体の役員などから、職員に対して、人事や許認可などの特定の業務に関する要望や意見、命令、指示等を受けた場合に、その内容を記録し公表の対象とする制度です。本制度を適正に運用することにより、違法・不当な働きかけを抑止し、適正な事務の執行が期待できると考えております。なお、制度を制定した６月以降、部局からの問合せ等はございますが、働きかけの記録として報告された事例はございません。

次に６、所有者不明土地についての (1)、筆数と予算についてお答えいたします。

沖縄戦に起因する所有者不明土地について、令和３年３月末現在の県管理地は、1505筆で約90ヘクタールとなっており、市町村管理地は、1194筆で約８ヘクタールとなっております。また、県管理地に係る予算については、令和３年度当初予算において、所有者不明土地管理特別会計で、2687万5000円を計上しており、その主な内容は、維持管理費となっております。

同じく６の (2)、土地管理制度の活用等への認識についてお答えいたします。

所有者不明土地の利用の円滑化などを目的に、所有者不明土地管理制度の新設などを含んだ民法等の一部を改正する法律が、令和３年４月に公布されております。

県としましては、沖縄戦に起因する所有者不明土地の解決に一定の寄与があると考えておりますが、抜本的解決に向けては、国が主体となった事業計画の策定、法制上の措置及び財政措置が必要と考えており、国に対して制度提言を行うとともに、新たな振興計画（素案）で解決に向けた取組を位置づけたところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　２、コロナウイルス感染防止対策についての御質問の中の (1) のア、宿泊療養施設、入院待機ステーション等の運用状況と今後の拡大計画についてお答えいたします。

宿泊療養施設については、那覇・南部地域に３施設、中部、北部、宮古、八重山地域に各１施設の合計７施設を借り上げて702室を確保しております。今後、さらなる拡充により約1400室の確保に向けて取り組んでいるところです。入院待機ステーションについては、６月に南部へ１か所、９月に中部へ１か所を設置し、これまでに２か所合計412名の患者を受け入れております。今後は感染状況を注視しながら、必要に応じて、受入れ規模の拡充等について検討したいと考えております。

同じく２の (1) のイ、医療従事者の離職防止や処遇改善の取組についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、患者に対応する医療機関及び医療従事者においては、感染リスクを伴う厳しい環境の下で心身に負担がかかる中、業務に従事されているものと認識しております。県では、医療従事者に対する支援策として、患者の受入れに協力した医療機関に対し、医療従事者の処遇改善等に柔軟に活用できる協力金を交付するとともに、医療従事者の負担軽減のための宿泊施設確保の支援を実施しております。また、沖縄県公認心理師協会と連携し、医療従事者等を対象として、新型コロナウイルスに対応した心のケア支援を実施しております。

同じく２の (1) のウ、子供、若者、妊婦等の検査体制及びワクチン接種についてお答えいたします。

県内では、デルタ株への置き換わりにより、子供、若者の感染が増加するとともに、妊婦の感染も増えております。県では、子供たちを守るため、学校ＰＣＲチームにおいて、クラス単位で迅速にＰＣＲ検査を実施しており、今後は、幼稚園、保育所にも対象を拡大することとしております。接種率が低迷している若者世代に対しては、正しい情報を発信するなど、ワクチン接種を前向きに考えてもらうための働きかけを行っているところです。また、妊婦のワクチン接種については、集団接種会場でも積極的に接種できるよう周知に取り組んでおります。

同じく２の (1) のエ、今後の感染拡大に備えた対策についてお答えいたします。

本県では、これまで、病床や宿泊療養施設の確保等による医療提供体制の拡充、検査体制の強化やワクチン接種の推進等、感染状況に対応するため、全力で感染防止対策に取り組んできました。その結果、新規感染者数は徐々に減少しており、この傾向を確実なものにすることと医療提供体制を維持するために感染防止対策の徹底に取り組んでまいります。中長期的な見通しも必要であることから、対策に当たっては、専門家会議の意見や疫学統計委員会の解析情報を基に取り組んでおります。今後は、感染症の流行が起きやすい冬場に向けて、ワクチン接種を加速化するとともに、国に対しては３回目のワクチン接種の検討を提言、新たな宿泊療養施設の確保や自宅療養者への支援体制の強化を含めた医療提供体制の拡充などに取り組んでまいります。

同じく２の (1) のオ、自宅療養者支援における市町村との情報共有等についてお答えいたします。

自宅療養者の支援については、今般の全国的な感染拡大による自宅療養者の増大に伴い、国から、令和３年９月６日付で、都道府県と市町村との連携における自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する通知が発出されております。

県としては、市町村と情報を共有し連携することが重要であると考えており、当該通知を受け、市町村と情報を共有する手続を進め、自宅療養者の生活支援を強化したいと考えております。また、現在、自宅療養者のしおりを発信し支援に努めておりますが、連携強化の一つとして、市町村が独自で行っている支援を一覧表にして、併せて発信できるよう調整を進めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　２、コロナウイルス感染防止対策についての御質問の中の (2) のア、児童生徒の感染の実態と受験等への影響についてお答えします。

学校等からの報告によりますと、令和３年９月１日から９月10日までの本県公立学校における新型コロナ感染者数は、372人であります。濃厚接触者数については把握しておりません。各学校においては、児童生徒の心身の健康状況を把握するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる心理面や福祉面からの支援や健康相談などにより、組織的な対応を行っているところです。感染不安により登校できない児童生徒は出席停止となることから、進級・進学等に不利益を生じることはありません。

同じく (2) のイ、オンライン学習の取組についてお答えします。

臨時休校や分散登校等の実施期間中の各学校におい

ては、小中学校の約８割、県立高等学校の約９割、特別支援学校の約６割がオンラインによる学習支援に取り組んでおります。一方で、一部の県立学校で通信の不具合が生じたことから、通信環境の改善を図るとともに、市町村に対しては、専門家によるネットワークアセスメントなどの実施を周知しております。

県教育委員会としましては、コロナ禍にあっても、学びの保障の支援に努めてまいります。

５、職員の働く環境整備についての御質問の中の(1)、教育委員会におけるハラスメントの実態等についてお答えします。

教育委員会におけるハラスメントの相談件数は、平成30年度が７件、令和元年度が12件、令和２年度が９件で、全てパワハラ相談であります。教育委員会では、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの指針を制定し、職員の研修や相談員の設置などハラスメント防止対策に取り組んでおります。今後も引き続き職員が働きやすい環境整備に取り組んでまいります。

同じく５の (2)、教育委員会における健康相談状況等についてお答えします。

県立学校の教育職員のうち、長時間勤務職員に対する面接指導は、平成30年度は51人、令和元年度は70人、令和２年度は25人となっております。また、公立小・中・高校の教育職員の病気休職者数は、平成30年度は426人で、うち精神疾患が176人、その他が250人、令和元年度は419人で、うち精神疾患が190人、その他が229人、令和２年度は389人で、うち精神疾患が188人、その他が201人となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　３、基地問題についての (1)、Ｎ２護岸工事の着手及び埋立ての進捗についてお答えいたします。

県は、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について審査を行っているところであり、Ｎ２護岸工事に着手することは想定しておりませんでした。現在、沖縄防衛局に対し、Ｎ２護岸の構造等について、確認を行っているところであります。

県としては、引き続きジュゴンへの影響や地盤の力学的調査等の必要性等について、環境保全及び災害防止に配慮した計画になっているのか、厳正に審査を行ってまいります。埋立ての進捗については、沖縄防衛局に８月末時点における投入土砂量を確認したところ、埋立全体に必要な土砂量に対して約7.8％と推定されます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　３、基地問題についての (2)、サンゴ移植に関する県の今後の対応、見解についてお答えいたします。

先般の関与取消訴訟では、沖縄防衛局からの申請の目的は移植したサンゴの生残率をできる限り高めることにあるとの判断が示されました。県では、この目的を達成するため、条件を付して許可処分を行ったところですが、沖縄防衛局は条件に反し、水温が高く台風の来襲が見込まれる時期であるにもかかわらず移植作業を継続しております。そのため、県では、専門的・技術的見地からの意見を確認するため、日本サンゴ礁学会や環境監視等委員会に見解を求めているところであります。

県としましては、引き続きサンゴの生残率をできる限り高めるという目的が達成されるよう、最善を尽くしてまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　３、基地問題についての (5) のうち、米軍機による騒音被害の拡大と調査実態についてお答えします。

県は、航空機騒音に係る環境基準の類型指定を行っている嘉手納飛行場、普天間飛行場及び那覇空港の周辺地域で、市町村と連携して航空機騒音の監視測定を行っております。また、嘉手納町や那覇市が実施した騒音測定の際、県が所有する可搬型騒音測定機を貸し出し、技術的助言を行うなど、市町村の測定にも協力しております。米軍機による騒音については、沖縄防衛局が騒音を測定している事例があることから、そのような事例も踏まえ、市町村と連携して必要な調査が実施できるよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　４、子供の貧困対策についての御質問の中の (1)、子供の貧困対策の方向性についてお答えいたします。

計画に掲げる41指標のうち、11指標が目標を達成、26指標が改善するなど全体の９割で進展が見られました。一方で、横ばい・後退の指標が４指標あり、課題も残されています。次期計画の策定に当たっ

ては、これらの成果と課題を踏まえ、学習支援などのライフステージに応じた子供への支援や貧困対策支援員の人材確保等、つながる仕組みの構築に向けた取組の推進・深化を図るとともに、新たな課題への対応も含め、今後、外部有識者の意見も得ながら取り組んでまいります。

同じく４の (2)、ヤングケアラーの実態調査等の取組についてお答えいたします。

ヤングケアラーは、家庭内の問題として表面化しにくく、実態把握や支援の難しさが課題となっており、まずは実態を把握した上で、条例制定の必要性を含め支援の在り方を検討していきたいと考えております。県では、福祉、教育など関係部局で連絡会議を立ち上げ、調査の方法について検討を進めております。

県においては、引き続き潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見に努め、適切な支援につなげていけるよう、市町村とも密に連携しながら取り組んでまいります。

同じく４の (3)、養育費問題への取組についてお答えいたします。

県においては、子供の健やかな成長のためには、養育費の確保が重要であると考えており、離婚届用紙の受け取り等の際に、養育に関する合意書のひな形を窓口で配付するよう市町村に促しております。また、県が実施する養育費等支援事業においては相談員を配置し、必要に応じて、弁護士による無料法律相談を実施しております。

県としましては、養育費の支払いは、親の子に対する責務であるとの意識の啓発に努め、引き続きひとり親家庭への支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　５、職員の働く環境整備についての御質問の中の (1)、病院事業局におけるハラスメントの実態等についてお答えいたします。

病院事業局におけるハラスメント相談件数は、平成30年度が14件でこのうちパワハラが10件、セクハラが４件、令和元年度が23件でこのうちパワハラが20件、セクハラが３件、令和２年度が16件でこのうちパワハラが14件、セクハラが２件となっております。

病院事業局では、沖縄県病院事業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程及びパワー・ハラスメントの防止に関する指針を策定するとともに、各所属に相談員を設置して職員からの相談に対応しております。

同じく５の (2)、病院事業局における健康相談件数等についてお答えいたします。

病院事業局における産業医への健康相談件数は、平成30年度が45件、令和元年度が62件、令和２年度が39件となっております。また、休職者数は、平成30年度が28人でこのうち身体疾患が13人、精神疾患が15人、令和元年度が27人でこのうち身体疾患が12人、精神疾患が15人、会計年度任用職員制度が導入された令和２年度は55人でこのうち身体疾患が27人、精神疾患が28人となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

〔警察本部長　日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君）　５、職員の働く環境整備についての質問のうち (1)、ハラスメントの実態と対応についてお答えいたします。

県警察の過去３年間の相談件数は、平成30年パワハラ２件、セクハラなし、令和元年パワハラ13件、セクハラ６件、令和２年パワハラ５件、セクハラ６件となっております。

次に (2)、健康相談状況及び休職状況についてお答えいたします。

県警察における過去３年間の産業医の面接件数は、平成30年度110件、令和元年度203件、令和２年度167件、次に精神的疾患による休職者数は、平成30年度12人、令和元年度10人、令和２年度17人、身体的疾患による休職者数は、平成30年度３人、令和元年度６人、令和２年度９人となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　ハラスメントの状況、そして健康状況をお聞きいたしました。大変厳しい状況だと思っております。本当に今、そういう中で、沖縄県の課題が多い中で、職員が一生懸命やっていること、そのことをしっかりとモチベーションを高めながら、一人一人のスキルアップをしっかりと求めていくということを含めて、知事、来年に向けてハラスメントゼロ宣言、そういう形でこの沖縄県政からしっかりと県民に向けて、そういうハラスメントがないような沖縄県づくりに向けて、私は率先してやるべきだと思っておりますが、その件について最後にお聞きをいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　職員がその適正な環境において、心身ともにしっかりと県民の公僕として務めを果たしていくということは、すなわち職員の働く環境もまたしっかりと整備されているということは言うま

でもないことだと思います。職員の心身を守りながら、県民サービスに一つでもつなげていけるように、そのような体制をしっかり構築して頑張ってまいりたいと思います。

○山内　末子さん　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城健一郎君。

〔玉城健一郎君登壇〕

○玉城　健一郎君　皆さん、こんにちは。

てぃーだ平和ネット玉城健一郎です。

最後の代表質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。（発言する者あり）　本日は最後ですね。

さて、まず冒頭に新型コロナでお亡くなりになった皆様に対して、心からの御冥福をお祈りいたします。そして先日私、ワクチン接種２回目を受けました。県職員は、恐らく仕事が終わった後にボランティアとして協力しながら、接種に当たっていたと思います。県職員に対しても本当に敬意を表します。

今、若い人たちと声を、いろんな意見交換をしている中でワクチンに対する不安、そして新型コロナの病床だったり、後遺症に対しての意識というか知識が少ないのかなというふうに私は感じております。先日、玉城デニー知事がガレッジセールのゴリさんと対談し、新型コロナがどういう状況なのか、そして罹患した状況に対して、しっかり説明できるような動画を発信しておりましたが、ワクチン接種率50％を超えた今、今後もっと加速させるためには、このコロナがいかに恐ろしい状況なのか、特に後遺症に対して、もっと発表するべきだと思いますのでぜひよろしくお願いいたします。

それでは、代表質問に移らせていただきます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、東京オリンピック・パラリンピックでは11競技12人の選手が出場した。レスリング男子グレコローマンスタイル77キロ級屋比久翔平選手の銅メダルから始まり、空手男子形では喜友名諒選手が金メダル、野球では平良海馬投手が金メダル、北京大会で銀メダルに輝いた上与那原寛和選手は陸上男子車椅子400メートル、1500メートルで銅メダルを獲得した。惜しくもメダルには届きませんでしたが、重量挙げの糸数選手４位入賞と宮本選手７位入賞、マラソン女子車椅子の喜納翼選手が７位入賞、そのほかにも男子ロードレース新城選手、男子走り幅跳び津波選手、男女ハンドボールでは東江選手と池原選手、カヌースプリント當銘選手と多くの県出身者が活躍した。このことは県民にとって大きな喜びであり栄誉である。県勢の活躍について知事の所見を伺う。

(2)、コロナ禍で１年延期となった世界のウチナーンチュ大会が来年10月31日から11月３日までの日程で開催される。大会は海外に広がるウチナーンチュのアイデンティティーを再確認し、ウチナーンチュのネットワークを広げるとてもよい機会である。来年は復帰50年という節目の年であり、その年にウチナーンチュ大会が開催される意義は大きい。誇りある豊かな沖縄を実現していくためにも、世界中のウチナーンチュネットワークの大会への知事の意気込みを伺う。また、昨年12月にも取り上げたが、世界で活躍する県系人を大会へ招聘し、講演会などを開催してはどうか伺います。

(3)、ヘイトスピーチ条例について進捗状況を伺う。ヘイトスピーチ解消法施行から５年たっているが、いまだにヘイトスピーチはなくなっていない。それどころか那覇市役所前ではヘイトスピーチをさせないために市民が監視をする状況が続いている。沖縄県に必要なものは実効性のある条例制定だと考えるが見解を伺う。

２、基地問題。

(1)、普天間飛行場から流されたＰＦＡＳについて。

ア、2021年８月26日、在沖海兵隊は宜野湾市と県が下水道放出に反対し、政府との協議中にもかかわらず、発がん性や低体重など子供への影響が懸念されているＰＦＡＳの処理水を公共下水道に放出した。これは紛れもなく環境破壊であり、我が国の主権と県民の自治権を踏みにじる横暴であり断じて許すわけにはいかない。このようなことを二度とさせないために日本政府は米国政府に対して毅然とした対応をするべきだと考える。今回の排出についての県の見解を伺う。

イ、宜野湾市の下水道の調査によると、国の暫定指針値を上回る、合計値670ナノグラムのＰＦＯＳ・ＰＦＯＡが検出された。沖縄県の調査はどうだったのか。また、米軍が説明した処理水の数値とあまりにもかけ離れているが、これは、処理水以外のものを流したか、処理水以前に米軍基地内がＰＦＡＳ汚染されているということではないか。県の所見を伺う。

ウ、以前から普天間飛行場より低い場所に位置する湧水から基地由来の蓋然性の高いＰＦＡＳが検出されている。県民の命と暮らしを守るためにも基地内の立入調査をし、原因を突き止めるべきだと思うが県の見解を伺う。

(2)、自衛隊基地から検出されたＰＦＡＳについて。

ア、航空自衛隊那覇基地の消火専用水槽から本来含まれていないＰＦＯＳなどが国の暫定目標値の9200

倍に当たる高濃度で検出されたことについて、その高濃度の汚染水の処理はどのように行うのか、自衛隊や国から説明があったのか伺う。

イ、本来含まれるはずのないところから高濃度のＰＦＡＳが検出された。この原因について自衛隊は調査をした上で不明だとしている。自衛隊基地は県民生活と隣り合わせであり、県民の不安を取り除くためにも原因究明が急務だと考える。国に原因究明を求めるとともに県としても調査をする必要があると考えるが、見解を伺う。

ウ、防衛省によると県内でのＰＦＯＳを含む泡消火剤は航空自衛隊那覇基地で１万9800リットル、海上自衛隊那覇基地で430リットルあるというが、ＰＦＯＳだけでなくそのほかの有機フッ素化合物も健康への影響が懸念されている。県内にある全ての自衛隊基地でのＰＦＯＳだけでなくＰＦＡＳの保有状況と保管状況の開示を求めるべきだと考えるが県の見解を伺う。

(3)、米軍基地による騒音被害について。

ア、米軍普天間基地でＭＶ22オスプレイなどが８月31日から９月２日までの３日間、航空機騒音規制措置で制限される午後10時を超えての夜間飛行をした。米軍嘉手納基地では外来機で海軍のＣＭＶ22オスプレイや空軍のＣＶ22オスプレイが飛来している。飛行経路や夜間の航空機騒音規制措置も守られていない中、さらに外来機まで飛んでくる状況に県民は騒音被害に悩まされている。そのような中、沖縄県は７日に嘉手納基地と普天間基地の騒音軽減を求め在日米軍や防衛省など日米５者に要請したということだが、どのような要請内容なのか。県議会でも配備撤回を求めているにもかかわらず外来機のオスプレイまで飛行させること、飛行経路外の飛行、騒音規制措置の時間外の飛行が常態化している状況をどのように考えるか、県の見解を伺う。

(4)、ＮＨＫ放送受信料の補助制度について。

ア、自衛隊または米軍ジェット機の飛行に伴う騒音によるテレビ放送の聴取障害に係る助成の措置として、飛行場周辺に住むＮＨＫ放送受信契約者に対して受信料の半額を補助するもので現状、嘉手納飛行場と伊江島補助飛行場、出砂島射爆撃場が対象となっている。普天間飛行場への適用を求めているが県の見解を伺う。

３、環境。

(1)、沖縄島北部と西表島のユネスコ世界遺産登録が決定した。国の機関、県知事以下関係部局、国頭村、東村、大宜味村、竹富町の関係者の尽力によって登録されたものであり、沖縄の貴重な自然環境が世界に認められたことは一県民としてうれしく思う。世界遺産登録は沖縄の観光の復活に大きく寄与するものであり、その効果に期待が高まっている。一方で本島北部は基地返還跡地もあり支障除去を行ったというが、いまだに米軍の廃棄物が残っている。また世界遺産登録によってこれまで以上に観光客が押し寄せることになり、自然環境が破壊されるおそれがある。

そこで以下伺う。

ア、世界遺産登録による県経済への効果はどのくらいと考えているか。

イ、北部訓練場跡地の米軍廃棄物への対応を伺う。

ウ、オーバーツーリズムへの対応を伺う。

(2)、脱プラスチック社会の構築に向けての取組と課題を伺う。

４、新型コロナ対策。

(1)、新型コロナへの経済対策、未曽有の危機と言われるコロナ禍において、沖縄県は雇用調整助成金の上乗せ助成や県の融資制度などで県内企業の倒産を防いでいる。実際、昨年度の企業の倒産件数は40件で県経済が絶好調だった2019年を抑え過去最少を記録した。新型コロナの借入れは企業維持のための借入れも少なくない。コロナ禍を脱した後、借入れの返済が始まったときに県内企業へ影響が大きいと考える。借入れ返済に対して、負担を軽くするような政策が必要だと考えるが、県の見解を伺う。

(2)、航空物流機能回復事業について、これまでの実績を伺う。沖縄からの県外輸出をこれまで同様に行うために、航空路を確保するためにも継続的な支援、強化が必要だと考えるが県の見解を伺う。

(3)、県はこれまで雇用調整助成金の上乗せ助成や県の融資制度等を通して県内の雇用を守ってきたが、感染症の長期化に伴って雇用情勢が厳しくなっている。雇用を守るために、雇用調整助成金の特例期間の延長などさらなる雇用対策が必要だと考えるが県の見解を伺う。

５、首里城再建について。

(1)、平成の再建のとき以上に県民の関心が高い。平成の再建のときにはなかった学術的な発見や知見が出てきている。新たな知見を取り入れるべきと考えるが、県の見解を伺う。

(2)、寄附金は龍柱などに使用されるが、県内の若手彫刻家や陶芸家、芸術家を後継者育成として関わる体制を確立し、今回の再建に役立てるべきだと考えるが、県の見解を伺う。

(3)、首里城再建に多くの県内外からの寄附金が使われているからこそ、県民の意見が反映されるべきと

考える。多くの県民の意見が反映されるような場が必要だと考えるが県の見解を伺う。

(4)、32軍壕の公開について、現在の進捗を伺う。

以上です。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　玉城健一郎議員の御質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (1)、東京オリンピック・パラリンピックにおける県出身選手の活躍についてお答えいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、本県から過去最多となる総勢12名の日本代表選手が出場いたしました。努力に裏打ちされたその活躍は、多くの県民に感動と勇気をもたらし、子供たちに夢と希望を与えたものと考えております。オリンピックにおいて、空手競技の喜友名諒選手、野球競技の平良海馬選手による金メダル、レスリング競技の屋比久翔平選手による銅メダル、そしてパラリンピックにおいては、陸上競技の上与那原寛和選手による２個の銅メダルがもたらされたことは、大変喜ばしく県民にとって大きな誇りであると考えております。特に、パラリンピックにおいては、選手自身の並々ならぬ努力や周りの方々のサポートにより障害を乗り越え、不可能と思われていることを可能とするすばらしい活躍を見せていただいたことに、私も大いに感動いたしました。改めて、誰もが活躍でき、誰もが幸福を実感できる社会の実現を目指してしっかりと取り組んでまいりたいとの思いを強くしたところであります。

次に (3)、ヘイトスピーチ条例の進捗状況等についてお答えいたします。

全ての人々の人権が尊重されることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、人権を侵害する不当な差別的言動は決して許されるものではないと考えております。沖縄県では現在、条例制定に向けて法制的な論点を整理するため、有識者から意見を伺っているところであり、その意見等も踏まえ、条例の方向性について検討していきたいと考えております。誰もがお互いの人権を尊重し合う誰一人取り残すことのない共生社会の実現を目指して、なお一層取り組んでまいります。

次に、環境についての御質問の中の (2)、脱プラスチック社会構築の取組と課題についてお答えいたします。

脱プラスチック社会の構築は、ＳＤＧｓの達成に必要な全世界で取り組むべき喫緊の課題であります。国は、令和元年度にプラスチック資源循環戦略として今後のプラスチック使用削減目標等を定めるとともに、令和３年６月には使い捨てプラスチック製品の削減を図るため、プラスチック資源循環促進法を制定したところであります。脱プラスチックの実現はなかなか容易ではありませんが、国の方針や今年９月に設置をいたしましたプラスチック問題に関する万国津梁会議からの提言等を踏まえ、脱プラスチック社会の構築にしっかり取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　玉城健一郎議員の御質問の１、知事の政治姿勢についての中の (2)、ウチナーンチュ大会への意気込み等についてお答えいたします。

第７回世界のウチナーンチュ大会は、復帰50年の節目の年に沖縄を思う心やアイデンティティーでつながる国内外のウチナーンチュが一堂に会し、ウチナーのチムグクルを世界に発信することで、ウチナーネットワークのさらなる継承・発展を図り、皆が沖縄に誇りを感じることのできる感動的な大会となることを目指します。ＩＣＴ等の最新技術を活用し、万が一、コロナ禍で来県がかなわないという皆様にも参加いただけるようハイブリッド形式での開催に向け取り組んでまいります。また、世界で活躍する県系人の招聘及び講演会等の実施についても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　２、基地問題についての (1) のア、ＰＦＯＳ等汚染水放出の見解についてお答えいたします。

普天間飛行場におけるＰＦＯＳ等を含む水の取扱いに関しては、日米間で協議が進められている中、米側が一方的に公共下水道に放出したものであり、激しい怒りを覚えます。このような中、去る９月17日、沖縄防衛局に確認したところ、普天間飛行場の地下貯水槽に残っている廃水を同局が県外に運搬した上で焼却処分するとの説明がありました。県は日米両政府に対し、ＰＦＯＳ等を含む水を基地外に放出せず焼却処理すること等を強く求めていたところであり、今回の措置は一歩前進であると考えております。一方で、在沖米軍施設には依然としてＰＦＯＳ等を含む汚染水が保管されていることから、米軍基地内への立入調査を含

め、引き続き市町村とも連携しながら対応してまいります。

同じく２の (2) のア、航空自衛隊那覇基地のＰＦＯＳ汚染水処理に関する説明についてお答えいたします。

航空自衛隊那覇基地の泡消火専用水槽におけるＰＦＯＳ等の調査結果については、去る９月３日、県に対して同基地から説明がありました。その際、航空自衛隊那覇基地からは、同基地内の泡消火専用水槽で高い数値のＰＦＯＳ等が検出されたものの、適切に管理されていることから漏出のおそれはなく、次年度以降、関係法令を遵守し適切に処分する予定であるとの報告がありました。

同じく２の (3) のア、外来機の飛来と航空機騒音規制措置についてお答えいたします。

普天間飛行場及び嘉手納飛行場においては、基地負担の軽減を図るため、訓練移転が実施されておりますが、昼夜を問わない訓練や外来機の飛来等により、周辺地域における住民生活に多大な被害を及ぼしており、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ません。

県としては、今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、航空機騒音規制措置の厳格な運用等について、日米両政府に対し要請してまいりたいと考えております。

同じく２の (4) のア、ＮＨＫ放送受信料の補助制度についてお答えいたします。

普天間飛行場は、ＦＡ18やＦ35Ｂ等のジェット戦闘機も飛来する米海兵隊の航空基地であり、県が実施した同飛行場周辺における令和２年度航空機騒音測定結果では、11測定局中２局で環境基準を超過する騒音が観測されております。そのため、県は、これまで軍転協を通じて、ＮＨＫ放送受信料の助成対象区域とするよう政府に対し求めており、引き続き基地周辺住民の意向が十分反映されるよう、渉外知事会や軍転協とも連携しながら政府に求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　２、基地問題についての御質問の中の (1) のイ及び (1) のウ、基地内のＰＦＡＳ汚染と立入調査についてお答えします。２の (1) のイと２の (1) のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

普天間飛行場周辺の湧水等からＰＦＯＳ等が高濃度で検出されており、同飛行場が汚染源である蓋然性が高いと考えております。そのため、平成31年２月に基地内への立入り申請を行うとともに、令和元年６月及び令和３年２月には同申請を認めるよう国及び米軍に要請しております。また、本年９月に学識経験者で構成する専門家会議を設置し、原因究明に向けた検討を開始したところであります。今後、立入りの実施と併せて、同会議における検討が円滑に進むよう必要な措置を講じてまいります。

同じく２の (2) のイ、高濃度ＰＦＡＳ検出の原因究明についてお答えします。

自衛隊那覇基地内の水槽から高濃度のＰＦＯＳ等が検出された件について、県は同基地に対して原因究明の実施と報告を求めたところであります。今後、報告の内容を精査するとともに、環境に影響を与えないよう、必要な措置の実施を求めてまいります。

同じく２の (2) のウ、自衛隊基地におけるＰＦＡＳ含有状況等の開示についてお答えします。

ＰＦＡＳは数千種類の有機フッ素化合物の総称であります。ＰＦＡＳのうち、ＰＦＯＳについては平成22年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規制対象となったことに伴い、泡消火薬剤の製造事業者が泡消火薬剤中に含まれるＰＦＯＳの含有量を公表したため、各保管事業者が保管量を把握することが可能となっております。来月にはＰＦＡＳのうちＰＦＯＡが同法の規制対象となる予定であることから、今後ＰＦＯＡについて保有状況及び保管状況の開示を求めてまいりたいと考えております。

同じく２の (3) のアのうち、県が行った航空機騒音軽減要請の内容についてお答えします。

県が令和３年９月７日に行った要請の内容は、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、実効性のある具体的な航空機騒音軽減の措置を取ること」、「日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」及び「ＭＶ22オスプレイの我が国における運用に係る具体的な措置」を厳格に運用すること」などであります。

次に３、環境問題についての (1) のア、世界自然遺産登録による経済効果についてお答えします。

平成26年度に沖縄振興開発金融公庫が、「遺産登録の機会は、地域経済や観光産業にとって非常に大きなインパクトがあり、取組如何によって各地域に様々な効果をもたらすことが見込まれる」と報告しております。

県としましては、このような報告を踏まえ、登録地

の自然環境を保全しつつ、特産品や観光プログラムの開発などに取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

同じく３の (1) のイ、北部訓練場跡地の米軍廃棄物についてお答えします。

世界自然遺産登録地内の北部訓練場跡地については、自然環境と生物多様性を保全していく必要があり、米軍の廃棄物が発見された場合、沖縄森林管理署との協定に基づき、沖縄防衛局が撤去等原状回復を行うこととなっております。これまでに発見された米軍の廃棄物については、沖縄防衛局において撤去作業が行われており、今後とも米軍廃棄物が発見された場合には、沖縄防衛局に撤去を求めるなど適切に対応してまいります。

同じく３の (1) のウ、世界自然遺産登録地のオーバーツーリズム対策についてお答えします。

県は、世界自然遺産登録地の保全と持続的な利用を実現するため、国や地元町村と協力し、地元住民の理解を得た上で、令和２年に観光管理計画を策定しております。現在、同計画に基づき、沖縄島北部では、来訪者の計画的な誘導と受入れ体制の強化を、西表島では、エコツーリズム推進法に基づく森林への立入り人数の制限とルールづくりなどに取り組んでいるところであります。今後とも、国や地元町村等と連携して、オーバーツーリズム対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　２、基地問題について (1) のイ、県の調査結果及び処理水以外の水を流した可能性についてお答えいたします。

８月26日調査の速報値は、処理場への流入水１リットル当たりのＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ合計で21ナノグラムとなっております。県の調査は、宜野湾市の調査地点から下流に位置し、一般家庭の生活排水等により30倍から50倍に希釈されるため、その影響によるものと考えております。また処理水以外の水を流した可能性は不明ですが、県としては、ＰＦＯＳ等の処分について県民の安全・安心のためにも、焼却によって確実に処理される必要があると認識しております。

次に５、首里城再建について (1)、首里城復元に係る新たな知見についてお答えいたします。

首里城の復元については、国営公園事業で実施することとなっており、国の首里城復元に向けた基本的な方針では、前回復元時の基本的な考え方を踏襲して首里城を復元していくことと合わせて、前回復元後に確認された資料や材料調達の状況の変化等についても反映することが示されております。今後も、国等の関係機関と連携し、首里城の復元に取り組んでまいります。

同じく５の (2)、若手彫刻家等の育成体制確立等についてお答えいたします。

令和２年７月に県で策定した沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針では、寄附金を充当する事業の実施に当たっては、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用するものとなっております。事業の実施に当たっては、県内の若手人材育成の観点も踏まえ、県内技術者による制作に向けて、国と連携して検討していきたいと考えております。

同じく５の (3)、首里城再建の県民意見の反映についてお答えいたします。

首里城火災を受け、令和元年12月に国は首里城の復元に向けた基本的な方針を定め、県は首里城復興の基本的考え方を示し、国と県の役割分担の下、首里城復興を推進してまいりました。首里城の復元は国営公園事業ですが、県議会に寄せられた陳情や県民意見については、国に伝えております。国の首里城復元に向けた技術検討委員会においては、県の関係部長等が協力委員となっており、今後も国と県で連携し、首里城復興に取り組んでまいります。県は、首里城周辺地域の歴史まちづくりの推進に当たって、地域団体との意見交換やアンケートの実施等により、意見をしっかりと受け止め、今後の取組に反映していくこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　４、新型コロナ対策についての御質問の中の (1)、借入金返済の負担軽減策についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、県内金融機関に対し、既存融資の返済猶予等の条件変更など、迅速かつ柔軟な対応を求めております。同感染症の収束後も、引き続き事業者の実情に応じた資金繰り支援を求めていくと同時に、域内経済の需要喚起策やデジタルトランスフォーメーションの推進など新たな価値創造の事業等に取り組み、企業の収益性の改善につなげていくことが重要であると考えております。

同じく４の (3)、雇用を守るためのさらなる対策に関する県の見解についてお答えいたします。

沖縄県の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、厳しい状況が続いており、県では、雇

用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成を行うとともに、就職困難者等への再就職支援や新規学卒者に対する相談体制の強化など、雇用の維持と求職者の早期就職支援に取り組んでいるところであります。引き続き感染状況や雇用情勢等を踏まえながら、雇用調整助成金の延長等を働きかけるなど、県民の雇用を守るための各種施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　４、新型コロナ対策についての (2)、航空物流機能回復事業の実績と継続的な支援についてお答えします。

県では、航空路線の減便による県産農林水産物の域外出荷等の影響を緩和するため、同事業により、貨物専用臨時便の就航を図っております。今年度は、５月期の宮古４便、６月期の宮古３便、石垣３便の、これまで計10便の運航が行われており、今後とも状況を注視しつつ、適切に対応してまいります。次年度以降については、新たな沖縄振興のための制度提言において、県産農林水産物の流通条件が悪化した場合のセーフガード措置を提言しており、関係機関と協議を進めてまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　５、首里城再建についての御質問の中の (4)、第32軍司令部壕の公開についてお答えいたします。

県では、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承するため、令和３年１月に専門家で構成する保存・公開検討委員会を設置しており、これまでの３回の会合において、文化財指定や今後の調査事項等について議論しているところです。今年度は基礎調査として壕内の形状や壕周辺の地形等を把握するための測量を実施することとしており、引き続き同委員会での議論を踏まえながら、壕の保存・公開の可能性及び平和発信・継承の在り方等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城健一郎君。

○玉城　健一郎君　皆様、答弁ありがとうございました。

再質問ということで、一点だけ再質問させてください。

ヘイトスピーチ条例の制定についてなんですけれども、国のヘイトスピーチ解消法というのがそもそも理念型の法律になっている中で、やはりこの――こちらに私も書きましたけれども、しっかりとしたものをつくらなければ、今ある現状を変えることはできないと思うんですよ。今検討されているということですけれども、ヘイトスピーチというのは人権侵害であることは紛れもない事実だと思いますので、ぜひともしっかりとした条例をつくってほしいということと、もう一つ県警のほうも、条例のいかんでは県警と一緒になりながらつくっていかないといけないと思いますので、そういったことをしっかり連携しながら条例をつくっていただきたいという要望です。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほども答弁をさせていただきました、今この条例制定に向けて法制的な論点をしっかりと整理していこうということで、専門家の方々にも、有識者の方々にも御意見を頂戴しております。ヘイトスピーチが、誰が対象になるのか、どういう言葉が対象になるのか非常に幅が広い上に、今ＳＮＳ上のその取組などについても、どのようにそれを検証していくべきかなど非常に多岐にわたっており、また人権の問題とも含めますと非常に深い問題ですので、しっかりとその様々な角度から検討して、より有効性の高い方向性が見つけられるように取り組んでいきたいと思います。

○玉城　健一郎君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明22日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時54分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　仲　村　家　治

会議録署名議員　仲 宗 根　　悟

令和３年９月22日

令和３年
第　８　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第４号）

令和３年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

令和３年９月 22 日（水曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第４号

令和３年９月22日（水曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（47名）

議長	赤嶺　昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲宗根　悟君
1番	新垣光栄君	25番	仲村未央さん
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君
3番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君
4番	島袋恵祐君	28番	当山勝利君
5番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君
6番	大城憲幸君	30番	山内末子さん
7番	上原　章君	31番	西銘啓史郎君
8番	小渡良太郎君	32番	座波　一君
9番	新垣淑豊君	33番	大浜一郎君
10番	島尻忠明君	34番	呉屋　宏君
11番	仲里全孝君	35番	花城大輔君
12番	平良昭一君	36番	又吉清義君
13番	次呂久成崇君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地　修君
17番	上里善清君	42番	瑞慶覧　功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城　勉君	44番	末松文信君
20番	新垣　新君	45番	島袋　大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん		

欠　席　議　員（１名）

47番　照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事　玉城デニー君　　副知事　謝花喜一郎君

副知事	照屋義実君	企業局長	棚原憲実君
政策調整監	島袋芳敬君	病院事業局長	我那覇仁君
知事公室長	金城賢君	会計管理者	大城博君
総務部長	池田竹州君	知事公室秘書防災統括監	平敷達也君
企画部長	宮城力君		
環境部長	松田了君	総務部財政統括監	平田正志君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	教育長	金城弘昌君
保健医療部長	大城玲子さん	警察本部長	日下真一君
農林水産部長	崎原盛光君	労働委員会事務局長	山城貴子さん
商工労働部長	嘉数登君	人事委員会事務局長	大城直人君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君	代表監査委員	安慶名均君
土木建築部長	島袋善明君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺　昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長　美佐雄君 ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

おはようございます。

日本共産党の瀬長美佐雄です。

代表質問を行います。

まず、コロナ感染患者の治療や療養、支援などに従事する医療従事者をはじめ、コロナ対策本部、保健所、福祉施設、関係機関でコロナ感染対策に尽力される皆様に敬意と感謝を申し上げます。コロナ感染で亡くなられた方や御家族に謹んでお悔やみを申し上げます。感染し、療養されている皆様にお見舞いとそして早期回復を祈念いたします。

さて、菅首相はコロナ対応の失政、辺野古埋立工事強行に見られる強権政治、政治と金をめぐる問題など、国民の怒りの前に事実上の退陣を表明しました。国政野党の憲法に基づく臨時国会の召集要求を自公政権が拒否し、コロナ禍の中、自民党総裁選挙を行っています。国民は、国会を開いて国民の命と暮らしを守る政治を求めていると思います。来る衆議院選挙は、政権選択の選挙です。市民連合と野党４党が結んだ20項目の共通政策は、安倍・菅政治からの大転換を図る内容となっています。辺野古新基地を中止する政権を実現する決意を表明し、代表質問を行います。

１、辺野古新基地建設問題について。

(1)、県民投票で示された沖縄の民意は何か。政府は新基地建設を断念すべきです。見解を伺います。

(2)、岩礁破砕許可申請を回避するため、漁業権の解釈変更や、埋立承認撤回やサンゴ移植採捕許可をめぐる行政不服審査法を利用した国の私人なりすまし等、地方自治を脅かし法治国家の根本が問われています。国の関与問題、水産資源保護法の国の責務放棄などについて、見解を伺います。

(3)、埋立設計変更申請書が提出され、県は審査しています。軟弱地盤を改良する実績も作業船もありません。環境保全策も不確かな問題が多く、埋立ては無理です。設計変更申請を不承認にすべきです。

(4)、サンゴ特別採捕をめぐる農林大臣の是正指示は違法だと県が国を訴えた裁判で、最高裁判決は５人の裁判官のうち、２人の裁判官が沖縄県の主張を認め、判決に反対の意見を述べています。２人の裁判官の意見の内容と意義を伺います。

(5)、戦没者の血の染み込む遺骨を含む土砂を新基地建設に使用することは、戦没者を冒瀆するものであり、絶対に許せません。この怒りは全国に広がりを見せています。新基地建設への使用は絶対認めるべきではありません。見解を伺います。

２、米軍基地問題について。

(1)、普天間基地の５年以内の運用停止は、日本政府の県民への約束ではないか。普天間基地閉鎖・返還への取組強化が必要です。対応を伺います。

(2)、普天間所属機、外来機の爆音は昼夜を問いません。オスプレイ部品落下、ヘリ不時着、つり下げ訓練など、米軍のやりたい放題は植民地状態ではありませんか。日本政府は、基地負担軽減に努めると言います。ところが現状は逆行しているのではないでしょうか。被害の実態と県の対応を伺います。

(3)、有機フッ素化合物ＰＦＯＳ等の下水道排出問題について国・県の対応を伺います。米軍の責任で処理させるべきです。今後、高濃度の基地周辺の調査など、県民の命・健康を守る取組の強化が必要です。今後の対応と課題を伺います。

(4)、在沖米軍基地から派生する事件・事故が繰り返されるのはなぜでしょうか。他国地位協定調査では、米軍のやりたい放題を許している国はありません。日本の主権放棄が問われると思います。日米地位協定の抜本改定の実現を急ぐべきです。

(5)、敵基地攻撃能力向上、先制攻撃・敵基地無力化など、自民党総裁候補が発言しています。これは事実上の先制攻撃であり、憲法をじゅうりんし、国際法違反です。大変危険な動きに県民の間で、沖縄が戦争の最前線になる不安が高まっています。知事の見解を伺います。また、憲法９条と国連憲章の精神に立ち、軍事力によらない外交努力が重要です。見解を伺います。

(6)、今年度の軍事費は５兆3422億円。７年連続過去最高額を更新しています。安倍・菅政権の９年間で、防衛予算がどうなったのか。また日米地位協定上、日本が負担する義務のない在日米軍駐留経費負担（思いやり予算）について､この間の総額を伺います。辺野古新基地建設予算、米軍に対する思いやり予算を削って、コロナ対策など民生費拡充に使うべきです。見解を伺います。

３、核兵器禁止条約が今年１月に発効されました。戦争被爆国の日本政府は参加していません。同条約の意義、日本が条約に参加する意義を伺います。全国知事会、広島県や長崎県と連携し、条約参加を国に働きかけることを求めます。核の傘の考えは、核兵器の使用を前提とする核抑止力によって平和が保たれるとするもので、憲法と矛盾します。見解を伺います。

４、気候危機への対応について。

(1)、気候危機の兆候が世界的に見られます。沖縄での気温上昇、現実の影響、今後の気温・海面上昇など影響の想定を伺います。

(2)、国連決議、2030アジェンダの目的及び県気候変動適応計画の概要と推進の取組、課題を併せて伺います。県の温室効果ガス排出量削減目標は引き上げるべきだと思います。

(3)、再エネ、省エネ推進で、雇用を創出し、地域活性化につなげる取組の強化を求めます。

５、コロナ禍の中、命を守り、暮らしの支援を求めます。

(1)、児童虐待調査結果と対策を伺います。関係者の保護と支援の強化を求めます。

(2)、ヤングケアラーの実態調査を実施する意向を示す自治体が増えつつあります。沖縄県としてもしっかり調査を行い、必要な支援につなげることを求めます。

(3)、外国人実習生、留学生等への支援・相談、ワクチン接種や感染対策、検査等の支援が必要と思います。現状と対応策を伺います。

６、農林水産業振興について、コロナ禍で第１次産業の強化が求められています。

(1)、食料自給率の現状、自給率向上への取組、農業者の平均年齢と新規就農者支援事業の成果を伺います。

(2)、地球温暖化に対応する生産技術研究が重要です。研究成果を普及する関係機関の体制強化を求めます。

７、中小業者・個人事業主を守り育成するために。

10月からインボイス発行事業者登録が始まります。消費税申告免除の小規模事業者を商取引から排除する仕組みの導入に対しては、日本商工会議所等、中小業者団体や税理士団体が反対しています。県内業者や県内経済への影響を伺います。国に対してはインボイス制度の実施中止を求めていただきたい。

以上、答弁を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

おはようございます。

瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

辺野古新基地建設問題についての御質問の中の質問要旨１の (1)、県民投票と辺野古新基地建設についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に反対する民意は、これまでの２度の知事選挙をはじめとする選挙などでも繰り返し示されてまいりました。平成31年２月に実施した県民投票は、辺野古埋立ての賛否というシングルイシューで行われ、投票者総数の約72％、約43万人の圧倒的多数の埋立反対の民意が揺るぎない形で示されています。しかしながら、これを一顧だにせず工事を強行し

続ける政府の姿勢は、到底容認できるものではありません。政府は、辺野古新基地建設に反対する県民の声に耳を傾け、辺野古新基地建設計画を断念すべきであると考えております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中の２の(5)、軍事力によらない外交努力についてお答えいたします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言では、米中の対立が厳しさを増す中で意図しない衝突のリスクが高まる危険性が指摘されており、沖縄県としては、沖縄が攻撃目標とされるような事態は絶対にあってはならないと考えております。また、アジア太平洋地域における平和と安定は、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上で極めて重要であることから、関係諸国による平和的な外交・対話が行われ、同地域の緊張緩和や信頼関係の構築が図られることが必要と考えております。

次に、気候危機への対応についての御質問の中の４の (2)、気候変動適応計画の概要と温室効果ガス排出量削減目標の引上げについてお答えいたします。

2030アジェンダは、国連で採択された持続可能な開発のための行動計画であり、具体的な目標としてＳＤＧｓを掲げています。沖縄県では、ＳＤＧｓ推進の一環として、今年３月に、温室効果ガスの削減対策及び気候変動による被害を回避・軽減するための適応策を盛り込んだ第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画を策定しています。今後、この計画に基づき、適応策を推進するとともに、温室効果ガスの削減目標の引上げを行った上で、気候変動への対応を強化してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　１、辺野古新基地建設問題についての (2)、辺野古新基地建設問題に対する国の対応についてお答えいたします。

国と地方公共団体は対等・協力の関係であり、国の地方公共団体に対する関与は必要最小限度のものでなければならないとされております。しかしながら、沖縄県においては、国が行った漁業権の解釈変更による岩礁破砕や、審査請求の手続を通じて大臣が関与する裁定的関与によって、法令により権限と責任を委ねられた知事の処分が取り消されるという事態が生じております。

県としては、このような問題は沖縄県に限らず、全国のどの自治体でも起こりうる問題であり、自治体の自主性と自立性を脅かしかねないものであると訴えてきたところであります。

同じく１の (4)、最高裁判決における反対意見の内容と意義についてお答えいたします。

今年７月６日の最高裁の判決においては、２名の裁判官が反対意見を述べております。その内容は、変更承認申請が拒否されることになれば、サンゴ類の移植は無駄になるばかりか、水産資源保護法の目的に反するとした上で、護岸工事という特定の工事のみに着目して各申請の是非を判断するとすれば、木を見て森を見ずの弊に陥り、同許可制度の趣旨に反する結果を招かざるを得ないなどと、県の主張に沿ったものになっております。このことから、県の主張は行政法の観点から合理的で、正当性があったものと認識しております。

２、米軍基地問題についての (1)、普天間飛行場の５年以内の運用停止についてお答えいたします。

普天間飛行場の５年以内の運用停止については、同飛行場の危険性除去が極めて重要であるとの認識の下、平成25年12月に県が求めたものであります。これに対し、日本政府としてできることは全て行うとの回答があり、翌年２月には、５年以内の運用停止を求める要望を踏まえて設置された普天間飛行場負担軽減推進会議において、同飛行場の負担軽減に政府一丸となって取り組むことが確認されました。５年以内の運用停止が実現しなかったことは誠に残念であり、県としては、宜野湾市と連携し、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外・国外への移設及び早期閉鎖・返還を引き続き政府に対して強く求めてまいります。

同じく２の (2)、普天間飛行場所属機等による被害と県の対応についてお答えいたします。

沖縄防衛局の調査によると、令和２年度の普天間飛行場の離発着回数は１万8970回で、うち夜間・早朝の離発着回数は356回となっており、前年度と比べ総数で約13％、夜間・早朝で約32％増加しております。同飛行場では、所属機の県外への移駐や訓練移転が実施されておりますが、昼夜を問わない訓練や外来機の飛来、相次ぐ同飛行場所属航空機の事故の発生により、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ません。

県としましては、沖縄防衛局や在沖米軍等に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用や再発防止策の徹底等について、引き続き強く求めてまいります。

同じく２の (3)、ＰＦＯＳ等汚染水放出の対応につ

いてお答えいたします。

普天間飛行場におけるＰＦＯＳ等を含む水の取扱いに関しては、日米間で協議が進められている中、米側が一方的に公共下水道に放出したものであり、激しい怒りを覚えます。このような中、去る９月17日、沖縄防衛局に確認したところ、普天間飛行場の地下貯水槽に残っている廃水を同局が県外に運搬した上で焼却処分するとの説明がありました。県は日米両政府に対し、ＰＦＯＳ等を含む水を基地外に放出せず焼却処理すること等を強く求めていたところであり、今回の措置は一歩前進であると考えております。一方で、在沖米軍施設には依然としてＰＦＯＳ等を含む汚染水が保管されていることから、米軍基地内への立入調査を含め、引き続き市町村とも連携しながら対応してまいります。

同じく２の (4)、日米地位協定の抜本改定についてお答えいたします。

在日米軍専用施設面積の70.3％が集中する沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪等が県民生活に多大な影響を及ぼしており、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しが重要な課題となっております。このうち日米地位協定については、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善では不十分であり、県が行った他国地位協定調査の結果等を踏まえ、国内法の適用など抜本的な見直しが必要であると考えております。そのため、沖縄県では、全国知事会や渉外知事会と連携して日米両政府に対して要請等を行うとともに、国民的な議論を喚起するため、トークキャラバン等を実施しているところです。今後ともこうした取組等を進めるとともに、ワシントン駐在を活用し、米国政府や連邦議会関係者に働きかけることにより、日米地位協定の抜本的な見直しを実現してまいりたいと考えております。

同じく２の (6)、防衛予算の推移等についてお答えいたします。

防衛白書によりますと、防衛関係予算は、９年前の平成24年度の４兆6453億円から毎年増加しており、令和３年度は５兆1235億円となっております。また、防衛省の資料によりますと、平成24年度から令和３年度までの在日米軍駐留経費負担額の総額は、１兆9292億円となっております。

県としましては、防衛関係予算等の在り方については、今後とも国政の場で十分に議論を深めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　１、辺野古新基地建設問題について (3)、変更承認申請書の審査についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、関係機関からの意見等も踏まえ、４次にわたり質問等を行い、提出された回答を確認してきたところであります。沖縄防衛局からの回答を踏まえ、ジュゴンへの影響や地盤の力学的調査等の必要性等について、環境保全及び災害防止に配慮した計画になっているのか、厳正に審査を行っているところであります。

同じく１の (5)、代替施設建設事業に使用する埋立土砂についてお答えいたします。

令和２年４月に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所のうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約７割となる土砂の調達が可能と記載されております。しかしながら、具体的な採取場所及び調達量については、契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

県としては、係る地区の遺骨収集の状況等について、関係機関と連携し情報収集に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　２、米軍基地問題についての (3) のうち、ＰＦＯＳ等に係る基地周辺調査についてお答えします。

普天間飛行場周辺の湧水等からＰＦＯＳ等が高濃度で検出されており、同飛行場が汚染源である蓋然性が高いと考えております。そのため、平成31年２月に基地内への立入り申請を行うとともに、令和元年６月及び令和３年２月には同申請を認めるよう国及び米軍に要請しております。また、本年９月に学識経験者で構成する専門家会議を設置し、原因究明に向けた検討を開始したところであります。今後、立入りの実施と併せて、同会議における検討が円滑に進むよう必要な措置を講じてまいります。

次に４、気候危機への対応についての (1)、沖縄県における気候変動の影響についてお答えします。

沖縄気象台が令和３年３月に発表した沖縄の気候変動監視レポートでは、沖縄地方の平均気温は100年当たり1.21度上昇し、海水面も１年当たり2.3から2.4ミ

リメートル上昇したと報告されています。また、このまま進めば、21世紀末には平均気温が3.3度上昇し、猛暑日や熱帯夜が増加すると予想されております。気候変動への対応は、全世界で取り組むべき喫緊の課題であり、国、市町村、県民、事業者と協力して、あらゆる施策を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　３、核兵器禁止条約が発効した意義、日本の同条約に参加する意義についての御質問の中の (1)、核兵器禁止条約の発効の意義等についてお答えいたします。

県では、全ての核兵器の製造・実験等に反対するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行い、また核兵器を禁止し廃絶する条約を締結することを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に署名しております。日本は唯一の戦争被爆国であることから、条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有し、国民の間で議論していくことが大切であると考えております。

次に５、コロナ禍の中、命を守り、暮らしの支援についての御質問の中の (1)、児童虐待調査の結果と対策等についてお答えいたします。

令和２年度の本県の児童虐待相談対応件数は、速報値で1835件と過去最多となっております。このため県では、児童相談所の職員拡充や県警察との人事交流の推進など対策強化に取り組んでおります。虐待を受けた子供の保護に当たっては、安全確保を最優先に迅速な判断・対応を行うとともに、支援においては、関係者が協働して取り組むことが重要であります。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、子どもの権利尊重条例の理念の啓発を含め、児童虐待防止に取り組んでまいります。

同じく５の (2)、ヤングケアラーの実態調査等の取組についてお答えいたします。

ヤングケアラーは、家庭内の問題として表面化しにくく、支援が必要な子供自身や周囲の人が気づきにくいことから、実態把握や支援の難しさが課題となっております。このため、県では、ヤングケアラーの早期発見や支援に向けて福祉、教育など関係部局で連絡会議を立ち上げ、実態調査や支援の方法について検討を進めております。

県としましては、引き続き潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていけるよう、市町村とも密に連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　４、気候危機への対応についての御質問の中の (3)、再エネ等推進による地域活性化についてお答えいたします。

県では、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブにおいて、「社会・経済施策との連携・貢献」を基本方針の一つに掲げ、地域内経済循環や雇用創出の観点から、地域の自治体・企業が連携して再生可能エネルギー等の県産エネルギーの利用拡大に取り組むこととしております。

県としては、同イニシアティブに基づき、新技術を活用した再生可能エネルギー設備に係る民間投資の促進などにより、雇用の創出や地域活性化に取り組んでまいります。

次に５、コロナ禍の中、命を守り、暮らしの支援についての御質問の中の (3)、外国人実習生へのコロナに関する支援の現状と対応についてお答えいたします。

国の所管法人である外国人技能実習機構では、実習生に対するワクチン接種やＰＣＲ検査等について、多言語のチラシ等を活用しながら、監理団体や実習実施者を通じて積極的に周知しているところであります。また、厚生労働省等国の機関においては、多言語対応の相談窓口を設置するなど、外国人労働者等へのきめ細かな支援を行っております。

県においても、女性就業・労働相談センターで相談対応を行うほか、沖縄労働局や支援機関等を紹介するなど、適切に対応しているところであります。

次に７、中小業者・個人事業主を守り、育成することについての御質問の中の (1)、インボイス制度導入の影響及び中止を国に求めることについてお答えいたします。

令和５年10月から開始されるインボイス制度は、課税売上高が1000万円以下の消費税の免税事業者が、引き続き仕入税額控除を適用する課税事業者と取引する場合には、課税事業者としての届出や消費税額の申告が必要となるなど、一定の負担が生じることとなります。

県としては、このような事業者の負担を軽減するため、支援機関を通して、制度の周知や相談を実施していくとともに、制度の円滑な導入に向けた支援策について、必要に応じ国に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　瀬長美佐雄議員の御質問の５、コロナ禍の中、命を守り、暮らしの支援についての (3) のうち、留学生等への支援の現状と対応についてお答えします。

県では、留学生を含む在住外国人を支援するため、公益財団法人国際交流・人材育成財団を通じて、沖縄弁護士会とも連携し、多言語による法律・生活相談窓口を設置しております。また、国・県等が実施する各種支援制度や感染症対策、ワクチン接種に係る手順等についても、多言語や易しい日本語による情報発信に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き誰一人取り残さない多文化共生社会の構築に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　６、農林水産業の振興についての (1)、食料自給率及び農業者の平均年齢の現状と対策等についてお答えします。

本県の食料自給率は令和元年度概算値で、カロリーベースで34％、生産額ベースで63％となっており、引き続き、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化等の施策を推進し、食料自給率の向上に努めてまいります。また、令和２年の農業者の平均年齢は65.9歳、新規就農者数については、就農相談体制の強化、就農資金の交付、農業施設の整備支援等により、平成24年から令和２年までの累計で2834名を確保しております。

同じく６の (2)、地球温暖化への取組と体制についてお答えいたします。

地球温暖化による環境変化に対応する技術開発につきましては、モズクの高水温耐性株の作出、サトウキビや果樹等の品種育成・選抜、ハウス環境管理技術などの開発などを行っているところであります。これら開発技術は、各生産現場において円滑に普及されるよう、普及指導機関と連携を強化し取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き生産現場の多様なニーズに対応するため、研究・普及機関の充実・強化に努めてまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　どうも答弁ありがとうございました。

まず、米軍基地と有機フッ素化合物ＰＦＯＳ等の環境汚染の関係で再質問します。

有機フッ素化合物は自然界ではほぼ分解されず、人の体内や環境中に長く残ると言われています。2019年、京都大学が宜野湾市の一部住民を対象に血中濃度調査を行い、体内からＰＦＨｘＳが全国平均の53倍検出されたとの発表は衝撃的でした。米軍基地内の汚染源を追及する取組と併せ、県民の体内汚染度、血中濃度調査を緊急に、そして継続的に調べる必要があると思います。そこで基地提供者の国の責任においてしっかりとした対応を求めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では基地由来の有機フッ素化合物への対応につきまして、国の責任において適切に対処する必要があると考えておりますので、健康への影響が懸念される場合には、健康に係る調査など適切な対応策を講じることについて、軍転協等を通じまして、国に要請をしているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ぜひよろしくお願いします。

辺野古新基地建設に関して、知事に再質問します。

衆議院選挙は、辺野古新基地建設が沖縄での最大の争点になると思います。市民連合との共通政策に辺野古新基地建設を中止すると明記します、コロナも当然です。さらに安保法制など違憲部分の廃止、憲法の精神に基づく平和外交に努力する、核兵器禁止条約の批准を目指す、再生可能エネルギーの拡充と原発ゼロを目指す、選択的夫婦別姓制度の成立、森友・加計学園、桜を見る会疑惑の真相解明を行います。日本学術会議の会員を同会議の推薦どおり任命する。これらを実行する政権が誕生したら、辺野古新基地建設をめぐる県民の分断に終止符が打たれるかと思います。この市民と野党連合の共通政策実現への知事の所見を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　衆議院総選挙における野党共通政策、これは立憲民主党、日本共産党、社民党、れいわ新選組が交わした、「命を守るために政治の転換を」と題した施策協定、この中には憲法に基づく政治の回復、科学的知見に基づく新型コロナウイルス対策の強化、格差と貧困を是正する、地球環境を守るエ

ネルギー転換と地域分散型経済システムの移行、ジェンダー視点に基づいた自由で公平な社会の実現、そして権力の私物化を許さず、公平で透明な行政を実現するというこの６つの項目の中の、「憲法に基づく政治の回復」に「地元合意もなく、環境を破壊する沖縄辺野古での新基地建設を中止する」という項目が載っております。せんだって私は９月10日の定例会見で同じように質問を受けましたけれども、従来から辺野古新基地建設は中止をして、沖縄県と政府が真摯に対話をしていただきたいと申し上げている、その上、この政策協定は一定程度沖縄の考え方を理解し、我々としても意を強くするところであるとお答えいたしました。国民民主党はまた独自の判断をしているため、引き続き理解を得られるよう、しっかり説明をさせていただきたいということで述べたものであります。そのようなことで記者会見で発言をさせていただきました。

○瀬長　美佐雄君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

〔島袋恵祐君登壇〕

○島袋　恵祐君　おはようございます。

日本共産党の島袋恵祐です。

代表質問を行います。

１、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)、感染状況は予断を許さない状況です。県の認識を伺います。感染者の命を守るため、そして、自宅療養者をなくすよう入院病床の増床、臨時の医療施設の設置、宿泊療養施設を最大限活用できるよう運用の改善、そして自宅療養を余儀なくされている陽性者への手厚い医療と看護が受けられるように体制を強化すべきと考えますが、見解を伺います。

(2)、医療体制の拡充には、医師や看護師の人材確保が何よりも重要です。対策を伺います。

(3)、ＰＣＲ検査や抗原検査をさらに拡充し、大規模検査が必要と考えますが見解を伺います。ワクチン接種者も感染する事例が増えています。医療施設、介護施設、障害者施設、学校、保育所などのエッセンシャルワーカーの頻回検査が必要と考えますが、見解を伺います。

(4)、全国知事会で求めた来県者の出発地での事前のＰＣＲ検査の徹底が必要です。そのために、全員が検査できるように検査数を拡大し、発生したキャンセル料を補償するなど、国に対して出発地での事前ＰＣＲ検査の制度化を求めるべきと考えますが、見解を伺います。

(5)、新型コロナウイルスワクチンについて。

ア、ワクチン接種を希望する県民への安心・安全で迅速な接種について、県の取組を伺います。

イ、医療従事者、介護従事者、教職員、保育士、学童保育などのエッセンシャルワーカーへの接種状況を伺います。また、ワクチン接種を希望する妊婦への優先接種について、見解を伺います。

ウ、ワクチン接種による副反応、副作用等の正確な情報を県民に伝える必要があると考えますが見解を伺います。また、接種を希望していない人、アレルギー等で接種ができない人もいます。このような方々への誹謗中傷があってはいけません。県の見解を伺います。

(6)、学校において、感染拡大の不安、学びについての不安などが保護者や児童生徒に広がっています。感染状況に応じて、分散登校、オンライン授業、学級閉鎖や臨時休校など柔軟に対応をするべきです。また、小中学校などで学級閉鎖、臨時休校などを行う場合は、保護者の就労や家庭状況に応じて、必要な児童生徒が学校で学べるよう措置を取るべきと考えますが、見解を伺います。

(7)、国が行っていた持続化給付金、家賃支援金は事業者や自営業者から再実施をしてほしいと強い要望があります。全国知事会も要望しているように、県としても再実施を政府に強く求めるべきです。見解を伺います。さらに、医療機関への減収補塡や感染対策予算、経済対策予算などの抜本的な財政支援の増額を政府に求めるべきです。見解を伺います。

(8)、県が行っている新型コロナ感染症対策に係るセーフティーネット関連事業の実績と課題について伺います。新型コロナの緊急事態期間が長期化している状況下で、県民や事業者の皆さんに寄り添ったケア等の支援は重要と考えます。見解を伺います。

(9)、国民健康保険のコロナ特例減免制度の実績を伺います。特例減免申請をする際、収入比較を前年度と前々年度、どちらも利用できるようにすべきです。また、コロナ特例減免制度の周知徹底を強く進めるべきですが、見解を伺います。

(10)、米軍基地内の感染状況はどうなっていますか。さらに詳細な情報共有、感染対策の上でも基地外居住の実態掌握が必要ではありませんか。見解を伺います。

２、次期沖縄振興計画について。

(1)、沖縄は、76年前の沖縄戦で焦土と化し、多くの生命が奪われ、壊滅的な打撃を受けました。そして戦後は27年間の米軍統治の異民族支配下に置かれました。復帰時の沖縄県民への償いの心で当たるという

沖縄振興計画特別措置法の原点に立ち、県も政府に対し、その立場で臨むべきです。見解を伺います。

(2)、政府に対し、一括交付金の存続、増額を強く求め、実現させるべきです。見解を伺います。

(3)、沖縄振興開発金融公庫は、これまでの沖縄振興、そして新型コロナ禍で苦しむ事業者を救済するために大きな役割を果たしてきました。これまでどおりの存続が必要だと考えますが、見解を伺います。

３、子供の貧困問題について。

(1)、沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告案の概要、これまでの取組の成果と課題、今後の取組について、見解を伺います。

４、新たな自衛隊配備計画について。

(1)、政府は、宮古島に自衛隊ミサイル部隊を配備し、弾薬庫建設も強行しています。さらに石垣島においても自衛隊駐屯地建設が強行されています。いずれも住民の民意が無視をされた中での建設強行で断じて許されるものではありません。新たに2023年度をめどに、防衛省はうるま市勝連分屯地に地対艦ミサイル部隊を配備する方針を固めたとの発表がありました。これ以上の基地機能強化は許されません。民意無視の自衛隊配備計画を県としても断固反対するべきです。見解を伺います。

５、世界自然遺産登録について。

(1)、７月26日に奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産への登録が正式に決まりました。登録の意義について伺います。

(2)、世界自然遺産登録地である本島北部は米軍北部訓練場があり、飛行訓練による騒音被害や、訓練場跡地には大量のごみが廃棄をされ環境汚染の問題があります。さらに希少種や固有種などをロードキルからどう守るかなど、問題は山積しています。世界自然遺産の名にふさわしい、より一層の自然を守る取組が必要と考えますが、県の対策を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　島袋恵祐議員の御質問にお答えいたします。

１、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の (1)、感染状況及び医療体制についてお答えいたします。

県内の感染状況は、県民や事業者等の皆様の取組により、ようやく流行のピークを越え減少傾向となっておりますが、いまだコロナの入院患者数は高い水準にあり、厳しい状況が続いているものと考えております。沖縄県では、過去に経験したことのない感染急拡大の状況において、さらなる病床の確保、宿泊療養施設及び入院待機ステーションの拡充、抗体カクテル療法の取組、自宅療養者の健康観察体制の強化等、医療提供体制の強化に取り組んできたところです。

沖縄県としては、引き続き関係機関と連携を図りながら、医療提供体制の維持、強化に努めてまいります。

次に１の (4)、出発地での事前ＰＣＲ検査の制度化についてお答えいたします。

沖縄県などの要望を受け、国においては、７月20日から９月30日までの間、羽田空港等と沖縄県内の空港を結ぶ便の搭乗者に対し、搭乗前のＰＣＲ等検査を実施しているところです。沖縄県としては、搭乗前にＰＣＲ等検査の陰性判定あるいはワクチン接種完了の確認を必要とする制度の創設、この制度実現までの搭乗前検査の期間延長、検査体制の拡充やキャンセル料の補塡等についても、８月に、西村大臣ほかに要請を行ったところであり、引き続き国に対してもその実現を求めてまいります。

次に１の (7)、持続化給付金、家賃支援給付金及び財政支援の増額を政府に求めることについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に対応した感染症対策や落ち込んだ経済回復のための対策を講じていくためには、必要な財源の確保が喫緊の課題であります。このため、去る８月31日に、私がオンラインにより直接、坂本地方創生担当大臣に対し、医療機関への減収補塡等に対応するため、予備費を活用した地方創生臨時交付金の増額、加えて、急激な感染拡大に機動的に対応するための新たな予算の枠組の創設を求めたところであります。あわせて、全国知事会と連携し、財源確保のほか、経済対策として持続化給付金、家賃支援給付金の再度の支給についても繰り返し国に求めております。

沖縄県としては、引き続き迅速かつ切れ目のない対策を講じていけるよう取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の (2)、医療人材確保の取組についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症対策に必要な医療人材を確保するため、感染症対策の専門家及び災害医療チーム等の派遣を行うとともに、看護協会ナースセンターを通じて、復職を希望する潜在看護師の活用

等に取り組んでおります。７月下旬以降のいわゆる第５波においては、県内外から200名以上の看護師を確保し、クラスターが発生した施設、宿泊療養施設及び入院待機ステーション等に派遣しております。また、患者の受入れに協力した医療機関に対する協力金の交付や医療従事者の負担軽減のための宿泊施設確保の支援を行うことにより、医療従事者の勤務環境や処遇の改善につながるよう支援しております。

同じく１の (3)、大規模検査及び頻回検査についてお答えいたします。

県ではこれまで、介護施設、障害者施設等の職員を対象に定期的なＰＣＲ検査を実施してきたところです。それらの施設では、現在の流行期においても陽性率は0.1％を下回るなど発生状況は落ち着いているところです。

県としましては、今般の感染急拡大を受けて、症状があるなど疑いがある場合には、その場で速やかに検査ができる抗原定性検査キットを活用するとともに、陽性発生時には周辺を一斉に検査する体制に切り替えることとしております。

同じく１の (5) のア、ワクチン接種の取組についてお答えいたします。

県では、各市町村と意見交換等を行い、若者世代への接種勧奨のため、あらゆる媒体を活用した広報を行うとともに、12歳以上の子供たちへの接種体制構築のため、医師の派遣調整を行うなど、市町村における接種が加速化するよう支援しているところです。また、県が設置しているワクチン接種センターにおいては、接種枠の拡大、当日受付の実施、若者世代に対する優先接種等の実施により、ワクチン接種の加速化を図っております。さらに、県民に対して正しい情報を発信するなど、ワクチン接種を前向きに考えてもらうための働きかけを行っているところであります。これらのさらなる取組により、希望する全ての県民への接種を完了するために、可能な限り早期に全人口の70％以上へ接種が実施できるよう全力で取り組んでまいります。

同じく１の (5) のイ、エッセンシャルワーカー及び妊婦への接種についてお答えいたします。

県では、県ワクチン接種基本方針に基づき、県のワクチン接種センター３会場において、エッセンシャルワーカー等の接種を行っており、９月20日現在、２万6311人に接種を行っております。今後は、接種がまだ済んでいないエッセンシャルワーカー等へ、市町村や関係団体等を介し、積極的に呼びかけ、ワクチンを接種していただくよう取り組んでまいります。また、妊婦のワクチン接種については、リーフレットなどで接種を呼びかけており、集団接種会場でも積極的に接種できるよう周知に取り組んでおります。

同じく１の (5) のウ、副反応の周知、非接種者への誹謗中傷への対処についてお答えいたします。

県ではホームページにおいて、厚生労働省の作成したワクチンに関するＱ＆Ａをリンクづけで案内しております。加えて、ワクチン接種の効果や副反応などの正しい知識及びＳＮＳ上に流れる情報の真偽を記載したリーフレットを作成し、正確な情報を発信しているところであります。また、接種を希望しない方やアレルギー等の体質により接種できない方々に対して差別や誹謗中傷等を決して行わないよう、県としましても、知事コメント等を通して県民に周知してまいります。

同じく１の (9)、国民健康保険のコロナ特例減免制度についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する令和２年度納付分の減免決定額は、令和３年３月末日時点で5104世帯、約７億5000万円となっております。今回の特例的な減免については、国民健康保険料の算定基準において前年所得からの激減を勘案しての対応とされているところです。

県としましては、当該減免制度が適切に運用されるよう、引き続き県及び市町村のホームページでの広報に加え、テレビＣＭ等を活用した周知等に努めてまいります。

同じく１の (10)、米軍基地内の感染状況及び基地外居住の実態把握についてお答えいたします。

在沖米軍基地内における新型コロナウイルス感染症発生状況については、海軍病院から陽性者数の報告を受けており、令和３年９月21日現在の累計で、基地内は2652人、基地従業員は145人となっております。また、それ以外にも、基地外での行動歴、基地外に居住する濃厚接触者の個人情報などが提供されており、保健所では、その情報を基に調査を行っているところです。なお、基地外に居住している方については、一般県民の方と同様に保健所において調査を実施することとなります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の (6)、学校における分散登校や児童生徒の対応等についてお答えいたします。

県立学校の再開に当たっては、学びの保障と児童生徒の心身への影響の観点から、原則、分散登校を実施したところであります。また、各学校では感染状況に応じ、学級閉鎖や臨時休校等を実施するとともに、感染不安などにより、やむを得ず登校できない児童生徒に対しては、オンライン等を活用した学習支援に努めるなど、柔軟に対応しております。

なお、子供の居場所確保については、学校施設等の利用を含め、福祉部局等とも連携し、対応するよう県教育委員会より関係機関へ通知しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　1、新型コロナウイルス感染症対策についての(8)、事業者に対するセーフティーネット関連事業の実績と課題等についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象に、中小企業セーフティネット資金等の融資を実施し、昨年度の同感染症関連融資実績は合計で1万2840件、約1981億円となっております。同感染症の長期化に伴いさらなる資金需要が想定されることから、今年度は金融機関が伴走支援をする新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金を創設し、さらに県独自の利子補給事業を開始しております。

県としては、引き続き円滑な資金繰り支援を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　1、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(8)、セーフティーネット関連事業の実績等についてお答えいたします。

新型コロナウイルス対策として対象を拡大した住居確保給付金については、8月末現在で新規支給決定件数が4092件、支給決定額が約9億200万円、緊急小口資金等の特例貸付けについては、8月末現在で延べ12万5574件、約496億6880万円の貸付けとなっています。また、被保護世帯数については、本年7月速報値で3万779世帯となっております。

県としましては、今後とも制度周知を強化し、各種支援制度がセーフティーネットとして十分に機能を果たせるよう努めてまいります。

次に3、子供の貧困問題についての御質問の中の(1)、最終評価報告書案の概要等についてお答えいたします。

最終評価報告書案では、待機児童数の減少、放課後児童クラブ利用料の低減、小中学生の基礎学力の上昇など、一定の成果が見られるものの、一部後退している指標もあり、なお課題が残されています。次期計画の策定に当たっては、これらの成果と課題を踏まえ、学習支援などライフステージに応じた子供の支援や貧困対策支援員の人材確保等、つながる仕組みの構築に向けた取組の推進・深化を図るとともに、新たな課題への対応も含め、今後、外部有識者の意見も得ながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　2、次期沖縄振興計画についての(1)、沖縄振興特別措置法の原点についてお答えいたします。

昭和46年10月のいわゆる沖縄国会で沖縄振興開発特別措置法案が提案された際、山中総理府総務長官の同法案の趣旨説明において「県民への償いの心をもって事に当たるべきである」との考えが示されました。そして、沖縄県の地理的事情、米軍専用施設・区域が集中すること等の社会的事情等の特殊事情を踏まえ、沖縄振興策が実施されてきました。また、国が8月に公表した新たな沖縄振興策の検討の基本方向において、「今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要がある」とされたところです。

県としましては、沖縄振興策を推進し本県の発展可能性を引き出すことは、我が国の発展につながり、国家戦略としても大きな意義を持つことを、引き続き関係要路へ丁寧に説明してまいりたいと考えております。

同じく2の(3)、沖縄振興開発金融公庫の存続に対する見解についてお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫の政策金融は、沖縄振興特別措置法に基づく税・財政面の特別措置と並び、沖縄振興の車の両輪として重要な役割を担っており、今般のコロナ禍では、かつて例を見ない規模となる約1万5000件、約3100億円の緊急融資により、県経済のセーフティーネット機能を発揮する等、その存在意義は明確です。同公庫の現行組織の存続について、知事は、今年5月に続き7月にも、市長会会長、町村会会長と連名で国の関係要路へ要請を行ったほか、国の沖縄振興審議会や同公庫の運営協議会においても存続を要請したところです。また、経済団体等からも強い御要望があり、沖縄県の総意であると考えております。

このため、県としては、同公庫の存続について、各界と連携しながら、国に強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　２、次期沖縄振興計画についての (2)、一括交付金の存続及び増額についてお答えいたします。

令和４年度沖縄振興予算の要請に当たり、市町村等から要望内容を取りまとめたところ、一括交付金制度の継続、ハード交付金の大幅な増額を求める強い声がありました。８月の要請において、このような沖縄の声をお伝えいたしましたが、内閣府の概算要求では、一括交付金制度の継続に向けた要求をしていただいたものの、令和３年度予算と同額となっております。

このため、今後は市町村の要望も踏まえ、さらなる増額が図られるよう、あらゆる機会を捉えて要望してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　４、新たな自衛隊配備計画についての (1)、自衛隊配備計画についてお答えいたします。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の島嶼配備について地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、繰り返し政府に対し求めてきたところであります。陸上自衛隊勝連分屯地への地対艦誘導弾部隊配備についても、詳細な配備スケジュールや弾薬の保管方法等、国に対し丁寧な説明を引き続き求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　５、世界自然遺産登録についての (1)、登録の意義についてお答えします。

沖縄島北部及び西表島は、希少な固有種が数多く生息・生育する生物多様性に富んだ地域であり、世界自然遺産登録によってその価値が国際的にも認められたことから、県民に大きな喜びと誇りをもたらしたものと考えております。

県としましては、この貴重な自然を次世代に引き継いでいくため、取組を進めているＳＤＧｓの精神にのっとり、引き続き国や地元町村と連携し、世界自然遺産にふさわしい持続可能な地域づくりに組んでまいります。

同じく５の (2)、自然を守る取組の強化についてお答えします。

県では、登録地の生物多様性を保全するため、これまで、マングース捕獲などの外来種対策、林道の夜間通行止めなどの密猟対策、道路への侵入抑制柵の設置によるイリオモテヤマネコの交通事故対策などを実施しております。また、北部訓練場跡地において確認された米軍廃棄物は、県の求めに応じて沖縄防衛局が撤去作業を行っております。

今後は、登録地の自然環境を保全するため、密猟防止パトロールの区域を拡大するなど、国や地元町村と連携して対策を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　答弁ありがとうございました。

再質問を行います。

新型コロナウイルス感染症対策について、学校での感染対策の件ですが、新型コロナの感染不安で登校を自粛している児童生徒がいることが分かっています。県としてどのくらいいるのか把握をされていますか、伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県立学校の部分は把握しております。夏休み明けから９月10日までで、コロナ感染への不安や体調不良等から１日も登校していない生徒は360人というふうに把握をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　感染の不安とか体調不良で自粛をしていることが分かりました。そういった児童生徒にもきちんと学びの環境をしっかりと保障しないといけないと考えますが、県の取組を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

分散登校、また休校等ございました。児童生徒が登校がない日は、その対応についてはオンライン授業の実施ですとか、課題を配付して児童生徒の学びの保障に努めているところでございます。また家庭の状況によっては学校の施設で――広いところで受入れを行って、そこのＷｉ－Ｆｉ環境を使って学習を進めるといったことで対応しているというところでございま

す。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　分かりました。

感染の不安などで登校自粛している児童生徒の出席の扱いを心配する声が県民から多く上がっています。児童生徒の出席の扱いについて不利益になってはいけないと考えます。柔軟な対応をしてほしいと思いますが見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

感染不安により登校を控えている児童生徒については出席停止――学校長が判断されますけれども、出席停止は出席にも欠席にもならず、進級進学等の不利益が生じることはないということで、これは各市町村教育委員会、学校でも周知をしておりまして、さらに周知を徹底していきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋恵祐君。

○島袋　恵祐君　よろしくお願いいたします。

最後に知事にお伺いをしたいんですけれども、先ほど新型コロナ対策、予断を許さないということでお話がございました。本当にコロナ対策、県民の命とそして暮らしを守る、そういった立場で全力で取り組んでいると思いますけれども、今後引き続きの取組が必要となってきます。ぜひ対策について、知事の今後の取組やまた決意のほうを伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　新型コロナウイルス対策、昨年から今日に至るまで数次にわたる対応について、懸命な知見を重ねながら医療提供体制の体制構築についても取り組んでまいりました。今般では宿泊療養施設の拡充、入院待機ステーション、それから抗体カクテル療法の取組など、新たな取組を一つ一つ、国の状況も踏まえながら情報収集しつつ、取り組んできたところであります。なお、デルタ株に置き換わり、その感染の拡大力にも対応するべく、病院現場でも真摯に取り組んできていただいておりますが、さらにこの感染拡大を食い止め経済の回復に向けてさらなる取組を進めてまいりたいというように思います。

○議長（赤嶺　昇君）　喜友名智子さん。

〔喜友名智子さん登壇〕

○喜友名　智子さん　立憲おきなわを代表いたしまして、代表質問を始めます。

新型コロナウイルスの県内での新規感染者数が急増した８月、医療体制が崩壊直前、そして県民生活がどうなるのかとほとんどの県民が不安を抱えながらの夏だったかと思います。この間、医療現場で治療などに当たった医療従事者の皆様、そして感染の不安を抱えながら介護や保育の現場でケアのお仕事に従事されていた方々、改めて敬意を表し、このような皆様に負担がいかないよう、政治・行政がしっかりと支えていかなくてはいけないと決意を新たにしております。

ここ数日は新規感染者数が激減し、ほっとした県民も多いかと思いますけれども、やはりここで気を緩めてリバウンドが発生することを本当に懸念いたします。よい状況になったときに医療体制を強化し、そして防疫体制をどう強化していくのか。次の波が来る前に考え、体制を整えていくことが今、最も県政に求められていることと考えます。よい状況のときこそ、踏ん張りどころです。

では、質問に入ります。

１、新型コロナウイルス対策について。

(1)、昨年からの第１波、そして今回の第５波まで、沖縄県内の感染状況の推移と県の対策をどう振り返っているでしょうか。また第５波が落ち着いてきたと思われる今、今後の見通しについて伺います。

(2)、生活者支援、事業者支援について。

コロナ禍での県民生活への影響は、まだ続いています。国の福祉制度である生活保護、そして困窮世帯支援に加えて、中小零細・個人事業主の多い沖縄では、支援制度があってもスムーズに支援につながらなかったり、あるいは制度の対象外になっている方も多い。

そこで、以下伺います。

ア、今年度に入ってからの生活保護相談件数・申請数・受給決定数を伺います。

イ、生活福祉資金の特例貸付け――これは緊急小口資金や総合支援資金を指します――及び住宅確保給付金について、それぞれ新規申込者数を伺います。

ウ、雇用調整助成金と休業支援金について、県内での申請件数と支給決定数を伺います。

エ、感染拡大防止対策協力金――時短及び休業協力金を指しますけれども、これについて、第１期から全て受け取り対象となった場合、総額幾ら支給されているのか伺います。

オ、県内で活動する文化・芸能活動従事者への支援の現状と必要性について、県の認識を伺います。

(3)、学校・教育関連支援についてです。

８月の感染急増で県立学校、小中学校の夏休み明け、学校がどう再開されるのか気をもんでいた保護者が多くいらっしゃいました。夏休み延長も困るし、再開しても感染しないか不安だと、先生方も様々な保護

者の声に一律の回答が出せず、負担が大きかったかと思います。夏休み明けの対応について、以下伺います。

ア、子供たちへの感染が広がっていた８月中、夏休み明けの学校再開について決定した根拠と経緯を伺います。

イ、学校ＰＣＲ支援チームの現状について伺います。

ウ、オンライン教育の現状について伺います。

(4)、県コロナウイルス対策専門家会議についてです。

ア、今年７月20日より知事主催としてこの会議、開催されております。第22回までは部長主催となっておりましたけれども、知事主催となってからの体制、そして内容がどう変更されたか伺います。

イ、８月の感染急拡大の中、医療崩壊への危機感から専門家会議において、誰を優先して治療をするかという、いわゆるトリアージの議論をするという指針があったと報道がありました。議論の内容について伺います。

２、新たな沖縄振興策について。

(1)、国が示した新たな沖縄振興策の検討の基本方向についての知事の見解を伺います。

(2)、沖縄振興開発金融公庫の位置づけについて県の認識を伺います。これは国の方針の中で、公庫の存続について明記されていなかったために、現状、県としてどう考えているのか認識を伺いたいものです。

(3)、コロナ禍から、新たな沖縄振興策へどう県経済をつなげていくのか、県の姿勢を伺います。

３、安全保障・基地問題について。

(1)、2001年９月11日の米国同時多発テロから20年がたち、米軍がアフガニスタン撤退したことで、テロとの戦争の転換点とも見られています。しかし現地ではなお混迷が深まっているところは皆様も報道などで御承知のとおりかと思います。米ソ・東西冷戦を経て以降も沖縄に米軍基地が存在し続ける現状と併せて、国際安全保障の変化と在沖米軍基地、さらには自衛隊施設の関係について県の見解を伺います。

(2)、米軍施設・自衛隊施設による県民生活への影響について県の認識と対応を伺います。

４、ヘイトスピーチ規制条例制定について。

(1)、条例制定に向けた進捗状況と今後のスケジュールを伺います。

(2)、これまで有識者の意見をどのように収集・集約してきたでしょうか。またそこから得られた方向性について伺います。

５、沖縄県種苗条例案の制定に向けたスケジュールと現在までの進捗を伺います。

６、離島政策について。

(1)、宮古・八重山５市町村で構成する美ぎ島美しゃ市町村会から、緊急事態宣言下における沖縄県知事による地域ごとの柔軟な対応として、各首長の判断を尊重し、各市町村の状況に応じた柔軟な措置区域設定をするよう要請がありました。その対応をどのように考えているのか、見解を伺います。

７、首里城再建について。

(1)、首里城再建については、一義的に沖縄の主体性を発揮すべきだと考えております。首里城関連の寄附金活用については、その利用方法について確定するプロセスを県議会での審議、そして広聴会、討論会などの開催等、県民にオープンな議論によって透明性を図るべきだという関係者からの要望は非常に根強いものがあります。これについて県の見解を伺います。

(2)、首里城正殿の大龍柱については、その後新しい知見が数多く出ており、こちらも透明性のある議論が不可欠だと考えますが現在の県の考えはいかがでしょうか。また、平成の復元に関わった関係者を中心に、県内の若手・中堅彫刻家を後継者育成として関わっていただく体制の確立が必要と考えますがいかがでしょうか。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　喜友名智子議員の御質問にお答えいたします。

１、新型コロナ対策についての御質問の中の (1)、感染状況の推移及び今後の見通しについてお答えいたします。

沖縄県では、昨年３月の３連休後の第１波、７月の４連休後の第２波、年末年始の忘新年会や成人式等の影響による第３波、年度末の移動や歓送迎会及びアルファ株への置き換わりによる第４波、感染力が強いデルタ株への置き換わりにより、いまだかつてない爆発的な感染拡大となった第５波を経験しています。この間、専門家会議からの分析結果や意見等を基に県対処方針を策定し、医療提供体制の確保、検査能力の拡充、ワクチン接種の推進に取り組んでまいりました。現在も予断を許さない状況が続いており、感染症の流行が起きやすい冬場に向けてワクチン接種をさらに加速化するとともに、新たな宿泊療養施設の確保、抗体カクテル療法の実施、自宅療養者への支援体制の強化を含めた医療提供体制の拡充などに取り組んでまいります。

今後は、昨年の感染拡大の端緒となったシルバーウ

イーク等への注意喚起やワクチン接種をさらに推進し、感染拡大の波を抑えることに懸命に取り組んでまいります。

次に１の (4)、専門家会議の体制及び内容の変更についてお答えいたします。

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、沖縄県における新型コロナウイルスに関する対策を企画立案する際に必要となる科学的かつ専門的な知見を得ることを目的に、委員12名で設置、協議を行っていただいております。新型コロナウイルス感染症対策については、度重なる変異株の流行や感染者の急増等による医療提供体制の逼迫等、その対策を総合的に判断する必要性があることから、その重要性に鑑み、専門家会議については令和３年７月20日付で県対策本部長である私が主催する会合として改組したところであります。改組後の専門家会議では、重要な局面においては私が会議に出席をさせていただき、直接、専門家の議論の過程を聞いた上で、その意見等を政策決定に生かしていきたいと考えており、実行しております。

次に、沖縄県種苗条例案の制定についての (1)、種苗条例制定に向けた取組についてお答えいたします。

本県独自の種苗条例制定に向けて、これまで他道県の条例の調査やアンケート実施等により内容を議論しているところであります。現在の進捗状況としては、条例の素案について精査をしているところであり、この素案が整い次第、まずパブリックコメントの実施、そして沖縄県農政審議会での審査などを経て、議会へ条例案を提出する予定となっております。

沖縄県としましては、必要な手続を行い、年内の条例制定に向けて今後も取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　１、新型コロナ対策についての御質問の中の (2) のア、生活保護の相談件数等についてお答えいたします。

本年４月から７月までの４か月間の生活保護の状況は、速報値で面接相談件数が2765件、申請件数が1701件、保護開始決定件数が1386件となっております。

同じく１の (2) のイ、特例貸付けと住居確保給付金の実績についてお答えいたします。

生活福祉資金特例貸付けの本年４月から８月までの５か月間の貸付決定状況は、緊急小口資金と総合支援資金を合わせて延べ３万8093件、貸付決定額が約171億2100万円となっております。住居確保給付金の本年４月から８月までの５か月間の申請状況は、速報値で新規申請件数が834件、新規支給決定件数が716件、支給決定額が約２億6200万円となっております。

次に４、ヘイトスピーチ規制条例制定についての御質問の中の (1) と (2)、ヘイトスピーチ条例制定に向けた進捗状況等についてお答えいたします。４の (1) と４の (2) は関連しますので、一括してお答えいたします。

全ての人々の人権が尊重されることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、人権を侵害する不当な差別的言動は許されるものではないと考えております。県では現在、憲法上保障されている表現の自由と不当な差別的言動を解消する方法とのバランスや、どのような行為をヘイトスピーチと定義するか等について有識者から意見を伺っているところであります。

引き続き関係団体等とも意見交換を行い、方向性について検討していきたいと考えており、できる限り早期の条例制定に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、新型コロナ対策についての御質問の中の (2) のウ、雇用調整助成金と休業支援金・給付金の申請件数と支給決定件数についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、９月10日現在で、雇用調整助成金の申請件数は７万4473件、支給決定件数は７万3132件となっております。また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請件数は３万2967件、支給決定件数は２万3777件となっております。

県民の雇用や生活を守るためには、これらの支援制度の活用が重要であり、引き続き関係機関と連携して、その活用促進に取り組んでまいります。

同じく１の (2) のエ、感染拡大防止対策協力金の第１期からの支給総額についてお答えいたします。

飲食店等向けの感染拡大防止対策協力金については、令和２年４月に実施した第１期から今年９月までの第９期までの間、全ての要請期間において、最大289日間の休業や時短に協力いただいた場合、下限額の申請で1031万円、売上減少幅が50万円以上の売上高減少方式を活用する大企業等の場合で最大3800万円となっており、その範囲内で協力金を支給すること

となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　喜友名智子議員御質問の１、新型コロナ対策についての中の (2) のオ、文化・芸能活動従事者への支援についてお答えいたします。

文化・芸術関係者等は、コロナ禍においてイベント等が中止となるなど、厳しい状況にあるものと認識しております。このため、これまで各種支援策に係る案内窓口の設置や、コンテンツ配信に係る機材の経費等への支援策を講じてきたところであります。また、沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業において、文化・芸術活動の継続・強化に向けた取組等への支援を行っております。今般、新たにアーティスト等が公演等を開催し、動画制作・配信する取組への支援を行うこととしております。

県としましては、関係団体等と意見交換を行いながら今後も必要な施策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、新型コロナ対策についての御質問の中の (3) のア、学校再開を決定した根拠と経緯についてお答えします。

県教育委員会では、感染症対策と学びの保障の両立を図るため、これまで可能な限り一斉臨時休校を行わず、教育活動を継続してまいりましたが、医療提供体制の逼迫により、６月に臨時休校をやむを得ず実施いたしました。一方、文部科学省の通知では、緊急事態宣言下の対象地域の学校においては、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせた学びの継続に取り組むことが示されております。

県立学校の再開に当たっては、学びの保障と児童生徒の心身への影響の観点から、臨時休校ではなく、原則、分散登校を実施したところであります。

同じく (3) のウ、オンライン教育の現状についてお答えします。

臨時休校や分散登校等の実施期間中の各学校においては、小中学校の約８割、県立高等学校の約９割、特別支援学校の約６割がオンラインによる学習支援に取り組んでおります。一方で、一部の県立学校で通信の不具合が生じたことから、通信環境の改善を図るとともに、市町村に対しては、専門家によるネットワークアセスメントなどの実施を周知しております。

県教育委員会としましては、コロナ禍にあっても学びの保障の支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、新型コロナ対策についての御質問の中の (3) のイ、学校ＰＣＲ支援チームの現状についてお答えいたします。

学校ＰＣＲ支援チームの直近の検査状況としましては、８月末から９月の学校再開に伴い、受検者数は増加しておりますが、陽性率は１％を下回っており、学校現場での拡大は最小限に抑えられているものと考えております。なお、陽性者全体に占める子供の割合の増加に伴い、検査需要が高まっていることから、学校現場での負担の軽減を図るため、検体の回収や搬送については、外部委託事業者を活用することとしております。

同じく１の (4) のイ、トリアージについてお答えいたします。

去る８月６日に開催した専門家会議において、病床の逼迫により優先順位をつけて入院調整を行う事態を想定し、その判断基準を設定する必要があることが提起され議論がなされましたが、トリアージを指針として取り決めたものではありません。この課題については、患者の意思の尊重や単純にスコア化できる基準がないことなど、短期間で結論が出せるものではないことから、引き続き議論が必要とされたところであります。

県としては、現場の医師等が困難な選択を迫られることのないよう、医療提供体制の維持、強化に努めてまいりたいと考えております。

次に６、離島政策についての御質問の中の (1)、緊急事態宣言下における地域ごとの対応についてお答えいたします。

政府対策本部長が緊急事態宣言の対象地域を指定する際には、全国的かつ急速な蔓延のおそれがある状態にあり、広域的な対応が必要であることから、都道府県を単位として指定することとなっています。法令上、県知事が一部の離島市町村を除き緊急事態措置を実施することは排除されるものではありませんが、国からは、緊急事態措置を実施する場合は、都道府県一律に実施することが基本となること、仮に離島で感染者が発生した場合でも、県内全体の医療への負荷が大きいことなどの理由から、慎重な判断が必要であることが示されております。一方で、まん延防止等重点措置区域に指定された都道府県では、地域の実情に応

じ、措置を講じる期間及び区域を知事が定めることとされています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） 2、新たな沖縄振興策についての (1) 及び (2)、新たな沖縄振興策の検討の基本方向に係る見解と沖縄振興開発金融公庫の位置づけについて、2の (1) と (2) は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

先月、国が公表した新たな沖縄振興策の検討の基本方向においては、県と市町村が強く求めていた一括交付金や高率補助制度の継続、跡地利用推進法の延長・拡充等が盛り込まれたほか、子供の貧困をはじめ、教育、産業の振興、社会資本整備、離島の振興など多くの分野に係る沖縄振興策が示されたものと認識しております。一方で、沖縄振興特別措置法の法的措置を講ずる期間が示されていないことや、沖縄振興における車の両輪として大きな役割を担う沖縄振興開発金融公庫の現行組織の存続についても示されておりません。

県としましては、法的措置を講ずる期間を10年とするよう求めるとともに、同公庫の現行組織の存続について、経済界からも強い御要望があることから、沖縄県の総意として引き続き国に強く求めてまいりたいと考えております。

同じく2の (3)、コロナ禍からの新たな沖縄振興についてお答えします。

新たな振興計画（素案）においては、ウイズコロナからアフターコロナの新しい生活様式に適合する安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、アジア・太平洋地域の平和に貢献し、アジアをはじめ世界との経済のかけ橋となるとともに、持続可能な発展メカニズムを構築しつつ、県民全ての幸福感を高め、併せて我が国の持続可能な発展に寄与することを目指すこととしております。

同素案においては、新型コロナウイルス感染症拡大によって顕在化した課題として、医療・健康、デジタル、グリーンを重視した取組の強化など、安全・安心の島の実現と新しい生活様式への対応、リスク管理から危機管理及び経済復興に至る強靱で持続可能な社会・経済の構築を盛り込んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君） 3、安全保障・基地問題についての (1)、国際安全保障と米軍及び自衛隊の関係についてお答えいたします。

日本を取り巻く安全保障環境については、中国の軍事力の強化、台湾や朝鮮半島をめぐる問題など、厳しさを増していると考えております。そうした中、米軍はアジア太平洋地域を重視する戦略にシフトすると言われており、第一列島線上にある在沖米軍の基地機能強化による基地負担の増加が懸念されます。

県としては、沖縄の基地負担の増加はあってはならないと考えており、引き続き安全保障環境の変化等を踏まえた米軍の戦略の見直しを注視してまいります。また、防衛省は、島嶼防衛能力を強化するため、宮古島市に加え、石垣市やうるま市に新たな部隊等を配備するとしており、引き続き国に対して、地元へのより一層の丁寧な説明を行うよう求めてまいります。

同じく3の (2)、米軍施設及び自衛隊施設の影響と対応についてお答えいたします。

本県には、戦後76年、復帰後49年を経た今もなお、全国の約70.3％の米軍専用施設が集中しており、航空機騒音や水質汚染等の環境問題、米軍関係の事件・事故は後を絶たず、米軍基地内への立入りについても、米側の裁量に委ねられている状況です。このため、来年、本土復帰50年という大きな節目を迎えるに当たり、在沖米軍基地のさらなる整理縮小、基地負担の軽減、日米地位協定の抜本的な見直しなどの要請を行ったところであります。他方、自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や不発弾処理等、県民の生命財産を守るために大きく貢献している一方で、島嶼配備をめぐって様々な意見があるものと承知しております。

県としては、引き続き国に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧な説明を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 7、首里城再建について (1)、寄附金活用の確定プロセスについてお答えいたします。

寄附金の活用については、令和2年7月に、沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針を策定しており、寄附金は寄附者の思いを尊重し、城郭内の施設等の復元に関し、国との協議等が調った事業に充当することとなっております。寄附金の活用に当たっては、事業実施決定時及び事業完了時に、速やかに県のホームページ及びプレスリリース等により公表することとなっております。

同じく７の (2)、大龍柱の議論及び若手彫刻家の後継者育成の体制についてお答えいたします。

大龍柱については、首里城正殿等の復元が国営公園事業であるため、国の首里城復元に向けた技術検討委員会で検討されることとなっております。技術検討に当たっては、学術的な意味において専門的な立場から議論がなされるものと考えており、技術検討委員会での議論を見守りながら、結論が得られるのを見届けたいと考えております。大龍柱の制作に当たっては、県内の若手人材育成の観点も踏まえ、県内技術者による制作に向けて、国と連携し検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　喜友名智子さん。

○喜友名　智子さん　御答弁ありがとうございました。

まず、種苗条例のほうから再質問をさせていただきます。

私、昨年来、毎回この食と農の安全、それから沖縄ならではの島野菜の振興等々の問題意識の下に、この条例の必要性を提案してまいりました。この間、農林水産部でどのような形で条例制定に向けて部内の体制を整えて準備をされてきたのか、改めて確認をさせてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　県ではこれまで、優良種苗の安定供給、島野菜などの在来種の保護、優良品種の開発、県育成品種に係る知的財産権の保護などに取り組んできましたが、改正種苗法の成立を機に、優良品種の開発や保護、貴重な育種資源としての島野菜等、在来種等の保存についてはより重要性が高まっていることから、本県農業の競争力の強化に向けて、条例の制定について具体的な検討を行ってきたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　喜友名智子さん。

○喜友名　智子さん　この条例案、日頃より農林水産部の職員の方々とは意見交換をさせていただいております。ワーキングチームをしっかりとつくって、職員の意見、それから専門的な知識を持つ職員の方もいらっしゃいますので、市民団体との意見交換も兼ねて、非常に真摯に対応していただいていると理解しております。ぜひ、条例制定に向けて、最後の詰めの作業まで行っていただきたいと要望いたします。

この点で気になっているのが、島野菜など在来種や地域特有の農産物の種苗をどうやって守るかというところです。市民団体やこの問題に関心を持つ専門家からは、ジーンバンク――種を守る銀行とでもいうんでしょうか、遺伝資源の保護に取り組む活用が県としても必要ではないかという意見、大変根強いです。この点、遺伝資源は一度失ってしまえば同じものを手に入れることは非常に難しいんです。この県が進めている条例の中で、島野菜、県の在来種含めて遺伝資源を集めて登録や保管を行うという取組、こういった機能は盛り込まれる予定でしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　種苗条例の制定に当たりましては、伝統的な野菜と在来種の保存につきましても、条項の中に盛り込むことを想定して進めているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　喜友名智子さん。

○喜友名　智子さん　ありがとうございます。

引き続きこの条例、ぜひ沖縄が全国の中でも先進的な取組をしているという条例の一つになってほしいと期待しております。

では、次に新型コロナウイルス対策についての中の、学校それから教育回りの件です。

まず、教育長にお伺いしたいんですけれども、新学期が始まってから、学校でオンライン教育が既に始まっていることは、県民皆、見守っているところです。初日には通信の不通があったというようなトラブルも大々的に報道はされましたけれども、やはり新しいことを始めるときには、こういったことも乗り越えていきながら仕組みづくりを、ぜひ先生方がプレッシャーを感じることなく、応援していきたいと考えております。その中で、現状がどうなっているのか、少しよく分からないのが、オンライン教育にまつわる学校の先生方への支援がどうなっているかという点です。文科省のほうでは、ＩＣＴ支援員、情報通信技術を支援する方々、それからＧＩＧＡスクールのサポーターなど、支援スタッフを活用するようにという通知を出しているかと思います。これ、沖縄県内では現状、こういった支援員の方の活用はどうなっているでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員御指摘のように、やはりＩＣＴ――昨年からコロナで休校があったり、分散とかありましたので、や

はりオンライン学習を進めていくというところが重要だというふうに考えております。その中で、コンテンツのつくりなどは学校の先生方がやりますけれども、やっぱり環境の整備とかネットワークの関係ですと支援員が必要になっておりまして、その中でＩＣＴ支援員ですけれども、令和２年度市町村に配置している分では、27市町村に53名を配置、県立高校では、令和２年度はＩＣＴ支援員８名を60校に５か月で16回訪問するという形で配置をしております。また、ＩＣＴ支援員、令和３年度は、県立高校のほうは８名配置で59校に８か月で８回ということで、ちょっと市町村については今、把握しておりません。あとＧＩＧＡスクールサポーターですけれども、こちらは令和３年度だけ御紹介させていただきますが、市町村では、23市町村で62名の配置、県立学校においては、中学校と特別支援学校も含めて５名を配置というところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　喜友名智子さん。

○喜友名　智子さん　ありがとうございます。

やはり学校の先生方は従来より業務時間が長くて、残業時間をどう減らしていくのか、それから学校の授業、これ以外の間接業務、これをどうやって減らしていくかというところは、コロナ禍前からの長い課題だったわけです。ここに、ＧＩＧＡスクールは元々計画されていたとはいえ、前倒しになったことの負担、本当に大きいと思います。ぜひこういった支援員の活用を進めていっていただきたいと思います。

次、ネットワークの通信速度が不十分だったときに、専門家のアセスメントを行うという答弁がございました。実際に８月から学校でオンライン授業が始まって、この保守専門家の活用というのは何件あったでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

今年の５月時点での把握状況ではございますけれども、アセスメント、事前調査をやったところが13市町村ございました。そのうち、６市町村が課題ありということで、その解決に向けて取り組んでいるところというふうに認識しています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　喜友名智子さん。

○喜友名　智子さん　このＩＴ支援員、それからネットワークの保守専門家などの活用、今回オンライン授業が本格的に始まったことで、新たな課題が出てきたかと思いますけれども、その課題をどのように認識しているのか、そして今後の取組、どのように行う予定か御答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　この点については全国的な課題だと認識しておりまして、各市町村ではネットワークのトラブルの未然防止ですとか、通信障害が発生した場合の対応について、文科省のほうでアセスメントシートが提示されていますので、それについて委託業者等としっかり連携しながら、原因究明と解決に向けて取り組んでいくということになるかなと思います。参考までに県立学校の対応でございますけれども、低遅延で安定した通信環境を整えるということで、今年の８月に新たな通信方法でネットワークを再構築したところでございますが、引き続き課題が出てきましたらしっかり対応していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　喜友名智子さん。

○喜友名　智子さん　オンライン教育はコロナがあろうがなかろうが、もう21世紀に必要な教育インフラです。ぜひこれを機に、前倒しで進められることはどんどん進めていくと、積極的に行っていただきたいと思います。

最後にもう一つ、オンライン教育、参加をしてもやはり出席扱いにならないという点、教育委員会のほうからは再三出席停止、欠席ではありませんよという御答弁が続いているんですけれども、いま一度、なぜ出席という扱いにならないのか見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

これは文部科学省が通知を出しておりまして、学校教育は教師から児童生徒への対面指導や児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものとしており、現状では、自宅でのオンライン学習等は授業日数としてカウントできないという見解が示されております。ただやはり学校においては、感染不安などによりやむを得ず登校できないという児童生徒がおります。そこは欠席扱いにしないで、しっかり出席停止という形にして不利益が生じないように、文科省からも通知が出ているところでございますので、そこは引き続き私どものほうとしてはしっかり通知していきながら、また学習の遅れが生じないようにオンラインの活用をしっかりやっていきたいという、いわゆる両建てでやっていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　喜友名智子さん。

○喜友名　智子さん　島嶼県の沖縄においては、オンライン教育というのはやはり出席扱いにも踏み込んで、島嶼地域ならではの学びの保障という体制づくりは、次の県の課題かと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

次は、ヘイトスピーチ規制条例についてお尋ねをいたします。

これはなぜ県のほうで条例制定についての議論がなかなか出てこないのかという点、県民からも非常に強い批判を私いただいております。今まで専門家からいただいた知見、どのようなものがあったか、改めて教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　今般このヘイトスピーチ条例を内部のほうで検討するに当たって、法制面から論点整理のために専門家の方に御意見を伺っておりますけれども、その際にお話がございましたのは、御答弁も申し上げましたが、憲法上保障されている表現の自由を制限することと規制のバランスを考えることというところで、先進的に条例を制定された市での判例等を踏まえた御意見がございました。また、規制を行うのであれば、どの範囲を対象にするのか、そしてどのような言動を対象にするのかを明確に厳密に規定をしなければならない。その一方で、定義するヘイトスピーチが限定されてしまうと、それ以外は許されるものという誤解も与えかねないというような様々な法制面からの御助言をいただいたところでございます。

今後はそのような意見を一定程度整理させていただきまして、県としてどのような条例がふさわしいのかということを検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　喜友名智子さん。

○喜友名　智子さん　この件、最後に県警本部長にお伺いいたします。

いわゆるヘイトスピーチと言われる行為、県民の皆さんから多くの実例情報が寄せられています。現状、このような情報が県警に寄せられた場合、どのような対応をするのでしょうか。またこれまでの対応実績をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。

警察はどのような言動がいわゆるヘイトスピーチに当たるか、これは判断する立場にございませんが、いわゆる街宣活動等に際し、トラブルから生じる違法行為の未然防止のため必要な措置を講ずるとともに、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づいて厳正に対処しているところであります。那覇市内の街宣活動をめぐるトラブルの発生につきましては、令和２年中は２件の発生を把握しており、令和３年中の発生は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　時間切れです。

○喜友名　智子さん　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時５分休憩

午後１時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

翁長雄治君。

〔翁長雄治君登壇〕

○翁長　雄治君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派南風の翁長雄治です。

次呂久会派長と仲宗根最高顧問に元気いっぱい送っていただきましたので、元気いっぱい頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

今年も早いもので９月の終盤へと差しかかりました。まだまだ暑い日が続きますが、皆様体調には気をつけて頑張りましょう。

さて、この季節になると、県と国との来年度予算の折衝が報道等でも大きくなされ、県民の関心は高いものがあります。昨今は県の要求どおりの金額にならないことを、辺野古新基地を挟み、県が政府に対して協力をしないという論調で玉城デニー県政を糾弾する声も聞こえますが、むしろ県民の声に対して耳を傾けない政府に、そのような論理が当てはまるのか甚だ疑問でございます。県民は各選挙はもちろん、署名まで集め、県民投票にこぎ着けて圧倒的な民意を示しているところです。玉城知事は公約で辺野古新基地建設の阻止を訴え、県民の民意が示されている中で、法令にのっとり全力を傾けるのは当然のことです。また沖縄には歴史的にも過重な基地負担を強いながら、反対の民意がはっきりしている辺野古新基地を強行するために、反対していることを理由に予算を減額するなど、県民を分断するようなことがあってはなりません。玉城県政が同じことを市町村にするならば大問題となるでしょう。地方分権の理念に立ち返り、国民の血税を原資とした予算を、恣意的な扱いが許される論調が起きないことを願います。

それでは、発言通告書に基づき代表質問を行います。

１、新型コロナウイルスについて。

(1)、学校現場について。

新型コロナウイルスに翻弄され、今年も終盤へと差しかかっておりますが、翻弄されているのは我々大人だけではなく子供たちも同様です。特に学校現場においては、全体休校や感染への不安で多くの児童生徒が今も登校を控えるなどの影響が出ています。

そこで、以下伺います。

ア、小学校・中学校、高等学校それぞれの学校再開後の感染状況について伺います。

イ、学校内の感染予防について伺います。

ウ、今年度のカリキュラム進行について課題と今後の見通しについて伺います。

エ、一部市町村ではオンライン授業も行われました。課題について認識を伺います。

オ、学校再開後にコロナ感染予防を理由とした欠席について伺います。

カ、本県の選択登校の実施への課題について伺います。

キ、離島から本島へ進学している生徒がコロナ感染もしくは濃厚接触者となった際の対応について伺います。

(2)、ワクチンの接種状況について。

現在まだ特効薬の開発が急がれている中で、早くても日本では年明け、年度内という中で、ワクチン接種が日常へ戻るために最も重要というのは共通認識であろうかと思いますが、本県においては目標には到達するものの、まだまだ課題が多くあるかと思います。

そこで、以下伺います。

ア、年代別での接種状況について伺います。

イ、若年層での接種率向上について、本県の取組について伺います。

ウ、保育現場において保育士がワクチン接種後に副反応が出た際に、保育士不足により空きが出てしまうことから、接種のタイミングが難しいとの声があります。対応について伺います。

２、子育てについて。

(1)、保育無償化における認可外保育園の現状について伺います。

2019年にスタートした保育の無償化が２年を過ぎ、３年目に入ろうとしています。様々課題が指摘されるものではありますが、子育てをする保護者からすると非常に助かる制度だと感じています。その中で、今回は認可外保育園について伺いたいと思います。

当初、国の方針では、認可外保育園につきましては、保育の質の担保、いわゆる安全性第一ということで一定の要件がありました。しかし要件を満たさない保育園についても５年間の猶予を持たせ、その間に要件をクリアしてほしいということで無償化がスタートしております。他府県のように認可外、いわゆる私立の幼稚園とかではなく、認可園とはあえて違う選択肢というものとは扱いが違います。本県においては保育の受皿としての側面が大きく、今後、無償化の対象から外されてしまうと大いに問題になるかと思います。現状を伺います。

(2)、子供の貧困対策について伺います。

沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書案がまとめられました。本員も選挙当選後から様々な場面で、現状のまとめや今後についてを提言してまいりました。現状について伺います。

３番、空手振興について。

東京五輪では各種競技で日本勢が活躍をし、本県においても出身のアスリートやルーツが沖縄にあるアスリートなどの活躍もあり、今後のスポーツアイランド構想の実現に向けても大いに期待をするところでありました。その中でも空手については、沖縄発祥の武道ということもあり、注目度は抜群でした。

そこで、以下伺います。

(1)、2020東京五輪で本県出身の喜友名選手が金メダルを獲得し、空手発祥の地・沖縄が世界から注目されている。県として今後どのように空手振興を推進するのか伺います。

(2)、次年度は本土復帰50周年であり、世界のウチナーンチュ大会が予定される等、世界から沖縄が注目される機会となります。県はこの機会を空手振興を図る上でどのように捉えるのか伺います。

４、農林水産について。

沖縄県の畜産の状況について見ると、子牛の国内生産量は全国第４位で、子牛として売れば50万円の利益が得られるところが、肥育牛として販売するためには、沖縄県は飼料を本土や外国に頼りコスト高になるため、40万円の利益しかありません。そのため子牛として本土に出荷せざるを得ず、本土の企業が肥育し、外国に輸出すると国内の２倍以上の価格で売ることができると言われています。和牛を国外に輸出するためには、国際認定屠畜場で牛を屠畜しなければならないが、本県には国際認定屠畜場がございません。そのため船便にて生体を九州まで輸送し、輸出する状況である。この流れでは牛自体に輸送過程で非常にストレスをかけてしまうもので、体重が減ってしまったり、最悪病死したりすることもあり、また、鹿児島から沖縄までの船便が非常に高額でそのまま販売価格にのってしまうため、価格面での競争に負けるだけでは

なく、品質面でも非常に大きなハンディを抱える販売となります。国際認定屠畜場を県内に設置することは、沖縄21世紀ビジョンの中でも、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の制度化や国際化に対応し得る食肉等加工処理施設による供給体制の整備を図る必要があるとされている。国際認定屠畜場の整備の課題は、屠畜する成牛の絶対数の不足であり、飼料が高いため、成牛まで肥育した際のコストの割には収益は見込めないという点であります。そこで、沖縄県で国際認定屠畜場を整備するとした場合、成牛をどう確保し、採算の取れる飼料はどうあるべきか。また、施設の整備規模はどうあるべきか、国際認定屠畜場の整備に向けた基本調査をしっかり行って、事業化に向けた取組を開始していく必要があると考えています。

そこで、当局の見解を求めます。

(1)、国際認定屠畜場について。

ア、沖縄県の国際認定屠畜場の整備について見解を伺います。

イ、来年度以降国際認定屠畜場の整備に向け基本調査費の予算を計上していく必要があると考えるが、見解を伺います。

(2)、サトウキビの出荷量の変遷について伺います。

５、万国津梁会議にて議論された海洋プラスチック問題について、本県の現状と取組について伺います。

６、化学物質過敏症についての本県の見解を伺います。

前回は学校現場における化学物質過敏症について質問をしてまいりましたが、そもそも沖縄県内で、化学物質過敏症を認定できる医者がいないということが大きな課題でもあります。本県のそこに対する見解、そして今後どうしていくかというものを伺いたいと思います。

残りは再質問いたします。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　翁長雄治議員の御質問にお答えいたします。

１、新型コロナウイルスについての御質問の中の (2) のイ、若年層での接種率向上の取組についてお答えいたします。

感染拡大を防止するためには、切り札となるワクチン接種、とりわけ活動的な若年層での接種率向上は、重要であると考えております。このため沖縄県では、ワクチン接種の効果、発症及び重症化の抑制などの効果や、一時的な副反応などの正しい知識及びＳＮＳ上に流れる情報の真偽を記載したリーフレットを作成し、正確な情報を発信するとともに、ＳＮＳを活用したワクチン接種の働きかけを行っているところであります。

沖縄県では、各市町村と意見交換等を行い、若者世代への接種勧奨のため、あらゆる媒体を活用した広報を行うとともに、12歳以上の子供たちへの接種体制構築のため、医師の派遣調整を行うなど、市町村における接種が加速化するよう支援しているところです。また、県が設置しているワクチン接種センターにおいては、接種枠の拡大、当日受付や優先接種の実施により、若者世代の接種率が向上するよう取り組んでいるところです。

次に、空手振興についての３の (1) 及び３の (2)、空手振興及び機会を捉えた取組についてお答えいたします。３の (1) と３の (2) は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

喜友名諒選手が金メダルを獲得したことは、私たち県民に勇気と感動を与え、沖縄の歴史に大きな足跡を残してくれました。空手発祥の地・沖縄からすばらしい金メダリストが誕生したことを心から誇りに思います。喜友名選手の活躍は、世界から大きな注目を集めているところです。

県としましては、この機会を捉え、誰もが空手発祥の地・沖縄を認識し、沖縄空手を保存・継承・発展させる施策の効果的､持続的な推進を図ってまいります。

次年度は、復帰50周年の節目の年に、世界に１億3000万人いると言われる空手愛好家を対象に、第２回沖縄空手世界大会及び第１回沖縄空手少年少女世界大会等国際的なイベントを開催してまいります。これらの取組を通して、空手を目的とした交流人口が拡大され、観光産業等各種産業への経済波及効果が増大し、地域経済に貢献するよう推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、新型コロナウイルスについての御質問の中の (1) のア、学校再開後の感染状況についてお答えします。

学校等からの報告によりますと、令和３年９月１日から９月10日までの本県公立学校における新型コロナウイルス感染者数は、小学校201人、中学校77人、高等学校103人であります。なお、増加の背景には、デルタ株の影響があると思われます。

同じく (1) のイ、学校内の感染予防についてお答え

します。

県立学校においては、文部科学省衛生管理マニュアルや県立学校版ガイドラインに従い、手洗い、換気、マスクの着用などの対策を徹底するとともに、感染者が登校していた場合は、原則として学級閉鎖とし、学校ＰＣＲ検査の活用等により、さらなる学校内感染の防止に努めております。

同じく (1) のウ、カリキュラム進行の課題と見通しについてお答えします。

各学校においては、夏季休業期間の短縮及び学校行事の精選など、年間計画の見直しで授業時数を確保し、学習の遅れが生じることのないよう取り組んでおります。また、学習内容を重点化し効果的・効率的な指導の工夫やオンライン等を活用した学習支援により、児童生徒の学びの保障に努めております。一方で、児童生徒が楽しみにしている学校行事については、その影響は大きいと考えられることから、各学校では規模縮小や形態の変更など、実施方法を検討しているところであります。

同じく (1) のエ、オンライン学習の課題についてお答えします。

臨時休校時にオンライン学習を実施した小中学校の課題としましては、通信環境の不具合や児童生徒の対話を中心とした授業の難しさ、健康面への影響等が挙げられます。

県教育委員会としましては、効果的なオンライン学習の指導方法等について、活用実践事例サイト等により情報発信を行うなど、学校の支援に努めてまいります。

同じく (1) のオ、感染予防を理由とした欠席についてお答えします。

感染不安により登校できない児童生徒は出席停止となることから、進級・進学等に不利益が生じることはありません。

県教育委員会としましては、今後も保護者や児童生徒に対し、当該内容について周知を行い、不安が解消できるよう市町村と連携してまいります。

同じく (1) のカ、選択登校の課題についてお答えします。

文部科学省によると、学校教育は教師から児童生徒への対面指導や児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものとしており、現状では自宅でのオンライン学習等を授業日数としてカウントすることはできない状況であります。なお、各学校においては、感染不安などにより、やむを得ず登校できない児童生徒に対して、欠席扱いとはせず、学習の遅れが生じないようオンライン等を活用した学習支援に努めております。

同じく (1) のキ、離島出身の生徒への対応についてお答えします。

寄宿舎等に入寮している離島出身の生徒については、寮外の療養場所の確保ができない場合、自宅待機をお願いしてまいりました。今般、療養場所の確保に一定のめどが立ったことから、全ての寮生の受入れを再開したところであります。また、濃厚接触者に特定された寮生のうち、親族宅等で待機が困難な生徒については、宿泊施設等で待機する必要があることから、当該生徒の宿泊費とその保護者の移動に係る費用及び宿泊費について、実費額の補助を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、新型コロナウイルスについての御質問の中の (2) のア、ワクチンの年代別接種状況についてお答えいたします。

９月20日時点での県内のＶＲＳ（ワクチン接種記録システム）における年代別ワクチン接種率は、12歳から19歳では１回目が40.2％、２回目が17.5％、20代から30代では１回目が49.1％、２回目が28.3％、40代から50代では１回目が67.1％、２回目が48.4％、60代以上では１回目が85.9％、２回目が81.1％となっており、高齢者から優先して接種を行ってきたことから、このような状況になっております。

次に６の (1)、化学物質過敏症についてお答えいたします。

化学物質過敏症とは、身近にある微量の化学物質が原因で頭痛や吐き気など様々な症状が現れることです。現在、治療法は確立されておらず、症状を誘発させる原因物質からの回避が最も有効な対処法となっております。そのため、患者が安心して生活するためには、社会全体の化学物質過敏症への理解を深める必要があるものと考えております。

県としましては、引き続き国の動向も注視しつつ、化学物質過敏症の周知等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　１、新型コロナウイルスについての御質問の中の (2) のウ、保育士のワクチン接種についてお答えいたします。

ワクチン接種については、市町村において、集団接種及び個別接種が実施されているほか、県において

も、広域ワクチン接種センターを３か所設置し、接種の促進を図っているところです。接種後の副反応対策としては、市町村や県の接種会場を活用し、保育士の勤務状況に応じて接種日等を選択することができるよう努めているところであり、引き続き取り組んでまいります。

次に２、子育てについての御質問の中の (1)、認可外保育施設の現状についてお答えいたします。

認可外保育施設においては、保育の無償化の要件として指導監督基準を満たす必要があり、令和６年９月末までの経過措置期間が設けられております。令和３年４月１日時点で、県内の認可外保育施設390施設のうち238施設、61％が基準を満たしているところです。

県としましては、施設への立入調査等による改善指導や施設改修費等への支援を行っており、可能な限り多くの施設が指導監督基準を達成できるよう努めてまいります。

同じく２の (2)、子供の貧困対策についてお答えいたします。

県では、子どもの貧困対策計画に基づき、支援を必要とする子供が適切な支援につながる仕組みを構築するとともに、子供のライフステージに即した切れ目のない総合的な施策を展開しております。今年度は計画の最終年度となっていることから、現在、計画に掲げる指標の改善状況や重点施策の取組状況について最終評価を実施しております。

今後、最終評価の結果を踏まえ、次期計画を策定し、子供の貧困対策に係る各種施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　４、農林水産についての (1) のア、輸出可能な食肉センターの整備についてお答えいたします。４の (1) のアと４の (1) のイは関連しますので、一括してお答えします。

県では、沖縄県食肉流通合理化計画に基づき、県内６か所の食肉センターで家畜の屠畜を行っております。食肉を輸出するには、相手国との輸出協議による認証が必要となり、豚肉では沖縄県食肉センターが香港等への輸出が可能となっており、牛肉では八重山食肉センターがベトナム等への輸出認証取得に向けて準備を進めているところであります。

県としましては、既存の食肉センターの有効活用により、適切な食肉流通を行いたいと考えております。

同じく４の (2)、サトウキビ出荷量の変遷についてお答えいたします。

復帰後のサトウキビ生産量は昭和60年産で174万トンありましたが、農家の高齢化や担い手不足、自然災害の影響等によって、平成23年産で54万トンまで減少しました。しかし、近年は機械収穫率の向上等により生産は回復傾向にあり、約75万トンで推移しております。

県としましては、サトウキビは地域経済を支える重要な作物であることから、ハーベスタの導入等による機械化、堆肥等を利用した土づくり等を総合的に推進してまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　５、海洋プラスチック問題に係る本県の現状と取組についてお答えします。

県が平成23から26年度に行った調査では、平均して、１年間に約１万4000立方メートルのプラスチックごみが県内に漂着していると確認されております。県では、国の補助事業を活用し、市町村等と連携して海岸漂着ごみの回収を実施しており、令和２年度は約5000立方メートルを回収・処理しました。また、マイクロプラスチックの分布状況や有害性調査を行うほか、環境教育、海外の自治体等との交流を通して、発生抑制対策にも取り組んでいるところであり、引き続き対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　ありがとうございました。

最初に１の (1) のキの離島から本島に来ている子供たちの件なんですけれども、交通費についてなんですが、この場合、公共交通は使えないわけなんですよね。いろいろと報道等で見ている中で、例えばレンタカーの活用を認めるというのは、そこの予算も見るということは特に読み取れないと思うんですけれども、そちらについては、公共交通が使えない中で非常に重要なことだと思うんですが、見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

濃厚接触者になった場合ですけれども、保護者が離島から来て本島で見るという場合の、例えば保護者の往復にかかる費用として私どもが想定しているのは、航空賃以外に船賃ですとか、それからモノレール代、レンタカー代等、発生する費用について、一定見込ん

でいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　ありがとうございます。

このレンタカーが使えるか使えないかというのは、やっぱりこのコロナウイルスで公共交通が使えない親御さんからすると、ここも含まれているということで安心していらっしゃるんじゃないかと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に１の (2) のウの保育士のところなんですけれども、例えば１歳児、ゼロ歳児の場合は３人に対して１人で見なければいけないんですよね。例えば６名お子さんがいらっしゃる場合、６名、ゼロ、１歳児がいたら２人つかなければいけないことになるわけです。この１人が副反応が強く出てしまった場合、二、三日見ることができないということであるんですが、フリーの保育士さんとか、いろいろと園の中で回すかとは思うんですけれども、この配置基準についての緩和等について、国の指針等があれば教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　国からは保育士が濃厚接触等に特定された場合、それから今の副反応のような場合も含まれるかと思いますけれども――などによりまして保育士等が休まざるを得ない状況になった場合の対応については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じないよう、その範囲で人員基準を柔軟に取り扱うことができるという通知が出ているところでございまして、県のほうから市町村を通じて、各園に周知を図っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　周知をされているということではあるんですが、やはり現場からこういう声がいまだに聞こえてくるということを考えると、周知はしているけれども、それが保育園の中でうまく周知がされていないのかなというふうに思います。このコロナの対策であるとか、日頃から保育園業務は非常に多忙な中に、なかなか見落としもあるかと思いますので、こちらについてはしっかり周知徹底をしていただきたいと。

要件緩和するというのは、保育園からしても非常に難しいところではあるんですよね。例えば恐らく上の子の担当を少なくして、ゼロ、１歳児に持っていくというような対応になるかと思うんですけれども、この辺について、しっかり県のほうがやっていただかないと、保育士の皆さん、このコロナの状況になってから、非常に気持ちがついていかないという保育士もたくさんいらっしゃって、私の周りにももう辞めたいというような人たちも――子供たちを私が危険にさらしているんじゃないか、僕がさらしているんじゃないかという声をよく聞きます。ですので、そういったときには休めるんだよということを県のほうからしっかり広報していただきたいなと思います。

次に、ワクチンのところなんですけれども、ワクチンのデマというか誤情報がネット内を――世間をたくさん騒がせています。私の周りにもワクチンを打ちたくないという人たちの中には、こういった誤情報をうのみにされている方々も多くいらっしゃいます。そういった中で厚労省がどういった誤情報があって、これについてはこういう見解ですよというものを載せているんですけれども、県としてこれについての見解と県民の若年層向けに、先ほど知事からも答弁ありましたけれども、どのようにこれを周知していくかというのを教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　厚生労働省が出している新型コロナワクチンについてというサイトがございます。その中には様々な疑問に答えることになっておりますが、その中でも例えば項目分けがいろいろございまして、これは本当ですかというようなもので分けてありまして、そこの中に、例えば不妊になるとか、皆さんが心配していらっしゃるようなことが出ております。これについては県としましても、一般的に皆さんが心配していらっしゃるようなことを拾い上げてチラシにしたり、ＳＮＳで周知したりしているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　本当に初めてのワクチンでもあるので、皆さん非常に戦々恐々としながら打たれるんだろうとは思いますけれども、県のほうで国としっかり協力して、安全性についてしっかり訴えていただきながら、飛び交っている情報について正しいもの、そうじゃないものというものをぜひ周知に努めていただいて、若年層での接種の向上にも努めていただきたいと思います。

教育長、すみません。先ほど１つ、僕、再質問し忘れていて、オンライン授業等についてのところなんですけれども、先ほど通信であるとか、対話そして健康面とかの課題があるということだったんですが、実際にオンライン授業をする先生方の課題というのはないんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　先生方の課題としては、やはりオンライン通信というのが初めてということもあって、どういうふうな形で進めたらいいのか、また

設定の仕方、子供たちにどういうふうに指導したらいいかということを悩まれていると。ですから学校においては、特に小中ではチームで、教科の先生、担任同士が集まって、得意な人と不得意な人がいらっしゃいますので、双方が必要な強みをしっかり出しながら当たっていくと。これについて、各市町村の取組状況もお伝えしながら支援をしているところでございます。しっかり伝えていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　私も子供たちのオンライン授業を側で見させていただきました。本当に報道のとおり、初日についてはアクセスができないくらいのものだったんですけれども、２日目から時間をずらしたり、先生方が教材もいろいろと工夫をされて、集中力というところでは少し課題はあったかなと思うんですけれども、やっていけるだろうと思います。オンライン授業については、今回のコロナに限らずに、今後は様々な感染症が出てきたときに、また同じような状況になったときに、また学校を閉めるのかと、学びが保障されないのかというところは、非常に保護者からすると不安があります。この体制を今後に向けても――コロナ、もしかしたら特効薬ができたらそれで終息となるかもしれないんですけれども、このオンライン授業の活用というものは、充実というものは求められていくだろうと。

これはちょっと質問外になるので、要望というか私見なんですけれども、恐らくオンライン授業の今後に向けていいところは、今様々な理由で――コロナは別にして、学校に出てくることができないお子さんたちの学びの保障という中で、オンライン授業だったら受けられるかもしれない、他の学校の授業だったら見られるかもしれないというところで、この学びの保障という点では、非常に重要になってくるんじゃないかというふうに考えておりますので、ぜひ今後もこの取組のほうお願いいたします――コロナいかんによらずです――取組をお願いします。

次に、化学物質過敏症についてなんですけれども、今回ＳＤＧｓパートナーに化学物質過敏症の対策情報センターが選ばれております。その理由について教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時０分休憩

午後２時０分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　すみません、ＳＤＧｓパートナーに選ばれているところは、私のほうは認識しておりませんでした。化学物質過敏症につきましては、議員御指摘のようにごく少量の物質でも過敏に反応するという点ではアレルギー症状に似ている、また、継続的に暴露することによって中毒症状が出るというようなこともあって、症状的にも非常に未解明な部分が多いということの中で、よく分からない中で苦しんでおられる方がいるという状況ですから、それについて活動をされているということで選ばれたのではないかと推測いたします。

○議長（赤嶺　昇君）　翁長雄治君。

○翁長　雄治君　この沖縄の中で持続可能な発展目標、この化学物質過敏症というのが前回もお話ししたかと思うんですけれども、人口の１割いらっしゃるんじゃないかと。大人が8.7％、子供が12％ぐらいいるんじゃないかという中で、これは国民病といっても過言ではないところまで来ています。そういった中でなかなか認知がされないというところには、非常に本人たちのどういうふうに生活していくかと。少し周りが気にしてあげることで、緩和されることも多くございます。そこの取組については、今後さらに意に沿えていただきたいと思います。

最後にすみません。

国際認定屠畜場のところについてなんですけれども、この今海外への輸出を拡大する上でどのようにこの整備をしていくかということを教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時２分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　海外への畜産物を輸出する際の課題といたしましては、本県における飼養頭数、それから屠畜頭数が計画に対して低いということがございますので、生産と供給、これをしっかり伸ばした上で輸出をしていくことが課題かなというふうに考えております。

以上です。

○翁長　雄治君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君　それでは、新垣光栄、会派おきなわ代表いたしまして、代表質問を行います。

それでは、第１、知事の政治姿勢について。

(1)、新型コロナウイルス対策について。

ア、学校の感染対策について、取組状況と学校抗原検査等の課題を伺う。

イ、県と各市町村・各関係機関の連携について、取組状況と課題を伺う。

ウ、ワクチン接種の促進、ワクチンパスポートと感染防止対策認証制度について取組状況を伺う。

(2)、基地問題について。

ア、米軍基地・自衛隊基地のＰＦＡＳ、ＰＦＯＳについて、その後の経過と現状、国との対応、課題を伺う。

イ、県道宜野湾北中城線、北谷町と沖縄市を結ぶ県道24号線バイパス、河川等の公共工事に必要な米軍基地の一部返還について現状と対策を伺います。

(3)、名誉県民・県民栄誉賞の表彰について、知事の所見を伺う。

ア、名誉県民について、私の一般質問で知事は、復帰50周年の節目でもあり進めていきたいと答弁をいたしました。選考委員会の設置等、進捗状況を伺います。

イ、県民栄誉賞について、東京2020オリンピック・パラリンピックで、４人の選手がメダル獲得という快挙となりました。喜友名選手の表彰式は15日に行われましたが、ほかの選手の表彰の時期、式運営をどのように考えているか伺います。

大枠の２、県土のグランドデザインについて。

(1)、地域の実情に合った土地利用について、都市計画法と農振法・農地法から見た課題と対応策を伺う。

(2)、シームレスな公共交通体系の整備について、交通弱者への取組状況と課題を伺う。

(3)、街路樹・雑草対策について、取組状況と課題を伺います。

大枠の３、子育て支援、教育振興・グローバル人材育成について。

(1)、放課後児童クラブについて。

ア、公的施設を活用した放課後児童クラブの現状と課題について伺います。

イ、沖縄県放課後児童クラブ支援事業は今年度までの事業となっていて、継続要望が多い。ぜひ継続できないか、次年度継続について伺います。

(2)、グローバル人材育成について。

ア、国際社会で活躍し、国際協力、沖縄県の振興・発展を担う人材育成事業の現状、成果と課題について伺います。

イ、コロナ感染症の影響による事業の縮小・中止に伴う対策と関係機関の対応策について伺います。

大枠の４、豪雨と台風等の災害対応、防災・減災対策について。

(1)、気候変動の影響で頻度が増している風水災害の現状と対策について伺います。

(2)、従来型の対策とは別に、災害を想定した新たな適応策と予算について伺います。

(3)、中城村奥間地区の災害治山事業の進捗状況について伺います。

大枠の５、農業振興について。

(1)、昨年発生したシークヮーサー立ち枯れ被害の原因究明プロジェクトチームを立ち上げる話があったが、その原因究明と対策はどのようになっているか伺います。

(2)、台湾産パイナップル輸入増による課題について、県内農家への影響と支援策について伺います。

(3)、沖縄野菜・島野菜、薬草のブランド化の現状と対策及び種子法・種苗法に代わる県独自の条例制定について伺う。年内の制定と先ほど答弁をしておりましたが、素案について、いつまでにまとめるか伺います。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (1) のウ、ワクチン接種、ワクチンパスポート及び感染防止対策認証制度についてお答えいたします。

沖縄県では、各市町村と意見交換等を行い、若者世代への接種勧奨のため、あらゆる媒体を活用した広報を行うとともに、12歳以上の子供たちへの接種体制構築のため、医師の派遣調整を行うなど、市町村における接種が加速化するよう支援しているところです。また、県が設置しているワクチン接種センターにおいては、接種枠の拡大、当日受付の実施、若者世代に対する優先接種等の実施により、ワクチン接種の加速化を図っております。さらに、県民に対して正しい情報を発信するなど、ワクチン接種を前向きに考えてもらうための働きかけを行っているところであります。これらのさらなる取組により、可能な限り早期に全人口の70％以上へ接種が実施できるよう全力で取り組んでまいります。

感染防止対策認証制度については、事業者が実施する感染防止対策に関する県独自の認証制度を設けることにより、県民及び来訪者が安全に安心して対象施設を利用できるようにし、もって安全・安心の島沖縄の

形成に資することを目指すものであります。

ワクチン接種・検査陰性証明の活用については、ワクチン接種の推進を前提として、感染防止対策認証制度と合わせて運用することで、経済活動の再開に結びつけることが期待されており、経済団体等からも要望を受けております。

沖縄県では、プロジェクトチームを設置し、市町村・経済界と合同のワーキンググループで議論を深めながら、国が示した基本的な考え方を踏まえつつ、公平かつ世代間でも利用可能な運用ルールなどを検討しており、感染収束時を見据えた導入に向け、早急に準備を進めてまいります。

次に、子育て支援、教育振興・グローバル人材育成についての御質問の中の (2) のア、人材育成事業の成果と課題等についてお答えいたします。

沖縄県では、国際性と個性を涵養する人材育成を図るため、積極的に海外留学事業等を実施し、平成24年度から令和元年度までに、高校生2556名を海外へ派遣してまいりました。成果としましては、高校卒業後に海外や県外の難関大学へ進学した者や、大学卒業後はパイロットや総領事館職員、ジャーナリスト等として県内外の各界で活躍している者もおります。課題としましては、テロや感染症流行時の安全確保や派遣生徒のコミュニケーション能力のさらなる育成が必要であると考えております。

沖縄県としましては、引き続き国際社会に対応したグローバル人材の育成に努めてまいります。

次に、農業振興についての御質問の中の５の (3)、沖縄野菜・薬草のブランド化と県独自の種苗条例制定についてお答えいたします。

沖縄の伝統的な野菜や薬用作物については、島ニンジン、ヘチマ、ウコン、ボタンボウフウなどの産地があり、沖縄野菜安定生産出荷対策事業の実施など、産地の育成支援を行っております。また、本県独自の種苗条例の制定に当たっては、伝統的な野菜等の在来種の収集及び保存、県の優良品種に係る知的財産権の適正な保護などを条例に盛り込む必要があると考えているところであります。

沖縄県としましては、引き続き沖縄ブランド確立のための施策実施と本県独自の種苗条例の年内制定に向けて、素案の取りまとめにも迅速に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (1) のア、学校の感染対策についてお答えします。

県立学校においては、ガイドライン等に従い、手洗い、消毒、マスクの着用などの対策を徹底するとともに、感染者が登校していた場合は学級閉鎖とし、学校ＰＣＲ検査の活用等により、学校内感染の防止に努めております。また、県立高校の部活動では体調不良者に対し、保護者、本人の同意の上、教職員の立会いの下、鼻腔検体を自己採取させる抗原検査を実施することとしております。

県教育委員会としましては、家庭内の感染の割合が高いことから、家庭への感染防止対策の周知に努めてまいります。

次に３、子育て支援、教育振興・グローバル人材育成についての御質問の中の (2) のイ、コロナ禍における対応策についてお答えします。

県教育委員会で実施している海外留学事業については、世界的な感染拡大状況を踏まえ、令和３年度は全ての研修の派遣時期を１月以降に変更いたしました。また、感染状況により派遣ができない場合には、関係機関と連携したオンラインによる代替研修を実施する予定です。

県教育委員会としましては、今後とも、グローバルな視点を持った人材育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (1) のイ、市町村との連携についてお答えいたします。

今般の全国的な感染拡大による自宅療養者の増大に伴い、国から、令和３年９月６日付で、都道府県と市町村との連携における自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する通知が発出されております。

県としては、市町村と情報を共有し連携することが重要であると考えており、当該通知を受け、市町村と情報を共有する手続を進め、自宅療養者の生活支援を強化したいと考えております。現在、自宅療養者のしおりを発信し、支援に努めておりますが、連携強化の一つとして、市町村が独自で行っている支援を一覧表にして、併せて発信できるよう、調整を進めております。また、ワクチン接種につきましても、現在、県では、余剰ワクチンの市町村間融通を広域的に調整を行っているほか、市町村訪問やリモート会議を開催し、課題解決に向け連携し、接種が円滑に進められる

よう支援しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君） １、知事の政治姿勢についての (2) のア、米軍及び自衛隊基地のＰＦＯＳ等の経過、対応等についてお答えいたします。

米軍基地においては、去る６月、うるま市の米陸軍貯油施設において、ＰＦＯＳ等を含む水が基地外に漏出する事故が発生し、また、去る８月には、普天間飛行場において、日米間で協議中に米側がＰＦＯＳ等を含む水を一方的に下水道に放出しました。県は、日米両政府に対し、再発防止策の徹底や米軍の責任でＰＦＯＳ等を含む水を焼却処理すること等について要請していた中、去る９月17日、沖縄防衛局から、普天間飛行場の地下貯水槽に残っている廃水を同局が県外に運搬し焼却処分するとの説明がありました。

県としては、米軍基地内への立入調査を含め、引き続き市町村とも連携しながら、適切に対応してまいります。

他方、航空自衛隊那覇基地においては、去る２月に、泡消火薬剤の漏出事故が発生し、また、先日公表された同基地の調査結果においては、泡消火専用水槽で高い数値のＰＦＯＳ等が検出されております。県は、航空自衛隊那覇基地に対し、引き続き再発防止策の徹底やＰＦＯＳ等を含む水の適切な処分などについて求めてまいります。

同じく１の (3) のア、沖縄県名誉県民の進捗状況についてお答えいたします。

県としましては、来年は復帰50周年の大きな節目に当たることから、各種表彰について、周年にふさわしいものにしたいと考えております。このため、沖縄県名誉県民、沖縄県県民栄誉賞、沖縄県功労者表彰など、沖縄の発展に寄与した方々の表彰について全体の議論の中で検討しているところです。

同じく１の (3) のイ、沖縄県県民栄誉賞の表彰式についてお答えいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でメダルを獲得された４名の選手の御活躍は、県民に明るい希望と活力を与える顕著な御功績であることから、県民栄誉賞を授与するものであります。表彰式につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、受賞者ごとに個別に開催し、参加者数を最小限にとどめるなど対策を講じることとしております。なお、去る９月15日には空手形の喜友名諒選手への表彰式を挙行したところであり、その他の選手についても日程を調整しているところであります。

４、豪雨と台風等の災害対応、防災・減災対策についての (1)、風水害の現状と対策についてお答えいたします。

風水害の現状について、沖縄気象台が令和３年３月に発表した沖縄の気候変動監視レポート2021によると、台風の沖縄県への接近数及び「強い」以上の勢力で接近した台風の数と割合に、明瞭な増加傾向は見られません。また、沖縄県内のアメダス地点における短時間強雨の発生回数に、有意な増加傾向は見られません。

防災・減災対策については、沖縄県地域防災計画において、土砂災害危険箇所整備率など25項目の各種減災目標を設定し、沖縄21世紀ビジョン実施計画と連動して各部局において防災対策の計画的な推進に努めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） １、知事の政治姿勢について (2) のイ、公共工事に必要な米軍基地返還の現状等についてお答えいたします。

県道宜野湾北中城線の喜舎場住宅地区の区間については、統合計画において、令和６年度以降の返還とされていることから、現在、工事に着手することができない状況にあります。また、県道24号線バイパスのキャンプ桑江内の区間について、現地調査の立入り申請を行っておりますが、米軍の許可が得られていない状況にあります。

県としては、今年８月に沖縄防衛局及び米軍等へ要請を行ったところであり、引き続き早期の返還と協議の進展が図られるよう取り組んでまいります。

次に２、県土のグランドデザインについての (1)、都市計画法から見た土地利用の課題と対応策についてお答えいたします。

都市計画法からの課題としましては、全ての地域がこれまでのような人口増加を前提とした土地利用を目指す状況ではなくなってくることが挙げられます。その対応策の一つとしては、将来の人口減少にも備えつつ、民間活動や投資を誘導するという観点で、規制と誘導策とを一体として講じていくことが考えられます。

県としては、土地利用基本計画に係る所管部局と市町村が連携し、地域特性を生かした適切な土地利用の実現に取り組んでまいります。

同じく２の (3)、街路樹・雑草対策の取組状況と課

題についてお答えいたします。

県では、沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインに基づき、適正な雑草管理に取り組んでおります。街路樹については、今年度、新たな取組として、良好な沿道景観形成のための街路樹のあり方計画の策定に着手しております。また、雑草対策については、性能規定方式を拡大導入しており、受注業者等との意見交換を行いながら、本格的な導入に向けて取り組んでいるところであります。

次に４、豪雨と台風等の災害対応、防災・減災対策についての (2)、新たな適応策と予算についてお答えいたします。

近年の激甚化、頻発化する気象災害に対応するため、国において、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策により、令和３年度から重点的・集中的な対策に向けた予算措置が講じられております。県では、土砂災害対策に要する所要額を令和２年度補正予算により確保し、中城村当間地区のほか12地区などで事業を推進しております。

引き続き、県民の安全・安心の確保のため、所要額の確保に努め、防災・減災対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　２、県土のグランドデザインについての (1)、土地利用における農振法・農地法の課題と対応策についてお答えいたします。

農振法・農地法は、共に優良農地と周辺の農村集落を維持するための法律であり、市町村では、土地の農業上の有効利用等を計画的に推進する必要があります。各市町村において、大規模な農地転用を伴うような都市的土地利用等に係る要望がある場合は、都市計画法等、他法令との調整を行うよう説明しているところであります。

県としましては、土地利用基本計画に係る所管部局と連携し、関係法令に基づき適切に対応してまいります。

４、豪雨と台風等の災害対応、防災・減災対策についての (3)、中城村奥間地区における治山事業の進捗状況についてお答えいたします。

令和３年６月の豪雨により中城村奥間の森林で地滑り性の崩壊が発生し、既設治山ダムの損傷等が確認されました。今後の豪雨等により再度、崩壊が発生し、下流の集落に対して被害を及ぼすことも懸念されることから、県では、大型土のうの設置や土砂撤去等の応急対策を行うとともに、国に対して災害関連緊急治山事業の実施について申請し、８月に事業の決定を受けております。現在、測量及び設計業務の準備を行っているところであり、早期に対策を実施してまいります。

５、農業振興についての (1)、シークヮーサー立ち枯れの原因究明と対策についてお答えいたします。

シークヮーサーの立ち枯れについては、カンキツ立ち枯れ症状対策チームを設置し、原因究明に向けた調査等を実施してまいりました。その結果、病害虫による被害だけでなく、栽培管理上の課題も見受けられました。現在、当該調査結果に基づき、生産農家等に対して調査結果の説明や効果的な対策についての指導に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続きシークヮーサーの立ち枯れについて、市町村、関係団体等と連携し、対策に取り組んでまいります。

同じく５の (2)、台湾産パインの輸入増加に伴う県産パインへの影響と支援策についてお答えします。

台湾産パインは出荷時期が県産パインと重なり、また価格も県産よりも安く取引されているため、取引の減少や価格下落の影響が懸念されておりましたが、今年度の県産パインの東京市場平均価格の下落はありませんでした。

県としましては、これまで、国内の最大産地や高品質な独自品種など沖縄ブランドとしてのＰＲを実施しており、引き続き関係機関と連携し、台湾産と差別化した沖縄産パインの安定生産と販売促進の支援に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、県土のグランドデザインについての (2)、シームレスな公共交通体系の整備についてお答えいたします。

県は、交通弱者等を含めた利用者の利便性向上の取組として、平成24年度から、バスロケーションシステム及びノンステップバスの導入や、結節点となるバス停の上屋の整備などを行っております。

県としましては、シームレスな交通体系の整備を新たな振興計画（素案）における施策展開の一つに位置づけており、具体的には、ＩＣＴ等を活用して利用者の利便性向上を図るとともに、基幹バスシステムを構築していく中で、乗り継ぎ割引の導入に向けた協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　３、子育て支援、教育振興・グローバル人材育成についての御質問の中の (1) のアと (1) のイ、公的施設活用クラブの現状と課題等についてお答えいたします。３の (1) のアと３の (1) のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

令和２年７月１日現在の放課後児童クラブ数は532か所、そのうち公的施設活用クラブは191か所となっております。公的施設を活用した割合は、全国約83％に対し、本県は約36％となっており、公的施設活用率が低いため利用料が割高になっていることや、利用ニーズの高まりにより登録できない児童が存在することが課題となっております。このため、県においては、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、公的施設活用クラブの整備を促進してきたところであり、令和４年度以降におきましても、実施に向け､積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず初めに、大枠の１番、コロナウイルスの学校の感染状況についてなんですけれども、なぜ抗原検査でなければならないのかお伺いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時34分休憩

午後２時34分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　例えば学校で感染者が発生したというときには、学校ＰＣＲチームにおいて、まずはＰＣＲ検査を幅広くやるということで対応しています。また、学校現場には文科省から配付の抗原検査キットがあるというふうに聞いておりまして、それを活用した対応もしているというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　唾液の検査はできないんでしょうか。今、方針で抗原検査をやって、ＰＣＲ検査ということになっていると思うんですけれども、唾液検査はできないのかお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　国が定めた病原体検査の指針というのがございまして、その中では、抗原定性検査に用いることができる検体としては、鼻咽頭拭い液、または鼻腔拭い液というものが認められておりまして、今のところ唾液は認められていないというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　そのとおりだと思います。唾液の検査キットが認められていないということで、今鼻腔の検査になっています。これは、学校側からもとても反対があり、本来であれば医師の立会いの下でやらないといけないんですけれども、学校現場に任されると、とても先生方が困惑しています。それで、この抗原キットを各家庭に配付して体調の悪い人に事前に自宅検査する体制が取れないかお伺いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時36分休憩

午後２時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　鼻腔拭い液による抗原定性検査キットにつきましては、やはり鼻腔から取るということもあって、できれば医療従事者の指導の下というのがよろしいんですけれども、学校において、いとまがないときであれば、その説明や研修を受けた方が立会いの下できるということでの運用をされているというふうに認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　鼻咽頭検査でも本人であれば立会いはいらないんですよ。その件からして、神奈川県の抗原検査キットの配付事業を例に、ぜひ抗原キットを希望する家庭には、学校で配付して家庭で検査をしていただけないか、教育長、よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

先ほど保健医療部長からございましたけれども、学校ＰＣＲが基本的にやっていると。この抗原簡易キットにつきましては、６月に文部科学省が配付を希望しておりまして、直接学校のほうに配付をしておりまして、これは家庭に配るという趣旨ではないものですから、文部科学省分はあくまで学校で、しかも緊急時、本来体調が悪ければ御自宅に帰って静養しなさいというところをどうしても迎えに来るのが遅くて検査ができないという、やむを得ない状況のときに利用していただきたいということがございますので、その辺通知もしっかりにらみながら対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　もっとしたいんですけれども、次に進みます。

イ、県と各市町村との連携について先ほど説明がありました。台湾でもやはりコロナ対策のポイントはＩＤ番号と地域協力、台湾にも自治会制度がありまして、自治会長会の組織のようなものがあって、うまくいっているということで、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きましてウ、ワクチン接種の促進についてなんですけれども、忙しい中、ワクチン接種の検査陰性証明書を活用するプロジェクトチームを立ち上げていただき、職員の皆さんには大変感謝しております、そこで今回政府がこの接種の進展に伴う行動制限緩和をめぐり、10月から実証実験をするということで、希望する県は17日までに応募してくださいということになっていますけれども、県はどのような対応をしたのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　国の実証事業に手を挙げるかというところでございますが、県としましては、関係団体の要望等も踏まえまして、国に対しては要望をしておりますが、ただその中で一部その中身について、国のほうでまだ回答を得られていないところがございまして、その要望をそのまま要望を続けるかどうか、または要望を取り下げるかどうかというところは今、検討、保留という形で扱わせていただいております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　実証実験ですので、しっかりやって実証がうまくいかなければ取りやめてもいいのではないかと思っています。積極的にやっていただきたいと思います。

そのワクチンパッケージですけれども、先ほど知事からありましたように、この認証取得店のインセンティブも生かしていきたいということですので、経済活性化の再開への大きなツールになると思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時42分休憩

午後２時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○新垣　光栄君　そこで、経済活性化のツールとして、このワクチンパスポート制度と自宅療養や宿泊療養の臨時医療施設の確保を準備しておくようにという政府から通達があったと思うんですけれども、それはどのような対策を行うのでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず宿泊療養施設につきましては、さらなる拡充に向けて今調整を進めているところでございます。それから臨時の医療施設については、入院待機ステーションがそれに当たる部分がございますので、それを２か所、今設置したところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ事前に準備していただいて、自宅療養がないように取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、基地問題に入ります。

今回の米軍のこうかつな態度を知事はどのように思うか、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時43分休憩

午後２時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

普天間飛行場のＰＦＯＳの処理につきましては、日米間で協議を行っている最中に米軍が一方的に放出をしたということで、県としては断じて容認できるものでないというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　このＰＦＯＳに関して米軍の対応、そして今回の政府の対応をどのように捉えているか、よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

普天間飛行場におけるＰＦＯＳの汚染水、これについては36万リットルを日本政府の責任において処理をするということにつきましては、県としてこれまでその米軍に対して基地外に放出をしないで焼却処分ということを求めてきたところでございますので、一歩前進であるというふうに考えております。一方で、その普天間飛行場以外の在沖米軍基地においても、一定程度のＰＦＯＳ等の汚染水があるというふうに想定されますので、このものにつきましては、米軍に対してまず保管状況の把握と計画的な処理、これについて公表、報告を行うということを求めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私は、この日本が処理したというの

が問題ではないかと思っております。このような対応を日本が取ると、アメリカにとっても日本にとっても両国に利益にならないと思っています。その辺はどういうお考えでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　今回の処分につきましては、議員御指摘のとおり、米軍の責任で行われるというのが本来あるべき姿だというふうに考えますけれども、防衛省は、これにつきましては台風シーズンを見越しての緊急的な暫定措置として日本政府が行うということで、ほかの基地についても当然にこういった形で行うものではないというふうに説明をしているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私は、このようなアメリカ軍のこうかつな態度は何か腑に落ちなくて、県はもっとしっかりと毅然とした態度で臨んでほしいと思います。

そこでイ、米軍基地の一部返還についてですけれども、北谷町からの長年の要請やさきの７月15日に北中城村からの要請があり、そのときに仲田副議長の計らいで私も同席させていただきました。そのような中、謝花副知事は、８月24日に防衛局をはじめ各機関に要請を行いました。その要請の手応えはどのような感触だったか、副知事お願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

沖縄防衛局も沖縄県も、この今回の道路に限らず、河川などについてもやはり必要性などは、私の感じですが、大分丁寧に米側と交渉しているという感じは受けました。ただ、今議員からの御指摘の分についてはなかなかいい回答が米側からいただけないというような形で、この分については、引き続き県からも強く――やはり今、軌道系はモノレールしかない沖縄県においては、交通渋滞の緩和のためにも必要なんだということで、強くまた引き続き防衛局のほうで米側と交渉していただきたいと。あわせて県のほうもしっかりと米側にも求めていくのでということで、双方でこの部分は取り組んでいきましょうというお話をさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　やはり迅速な対応をしていただいたことが、とてもありがたく思っています。ぜひ、これからも迅速に対応していただきたい。

そこで、県は一部返還を受けたことに伴って、これまで県道等の整備で返還に係る米軍施設の移転補償費として総額幾らぐらい負担しているのか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時49分休憩

午後２時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今議員から御質問のあった米軍の移転に係る補償費用につきましては、現在手元に詳しい数値はございませんので、またしかるべき時期にということでお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　基地の返還に伴う移転補償費について、県にこういう負担義務はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時49分休憩

午後２時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　これまでの例えば道路の用地に米軍等の施設、土地がかかる場合につきましては、その建物とか土地とか、あるいはセーフティーラインにかかる部分について補償してきております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　その場合、国からの措置、補助率はどのくらいになっておりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　補助率は９割となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　このような負担はぜひ10分の10、国が負担しないといけないと思っていますので、しっかり交渉もしていただきたいと思います。

そして次に、大枠の２、グランドデザインについてお伺いいたします。

先ほど少子化の人口減による開発抑制と誘導政策ということでしたけれども、少子化対策としてではなく、子供を産み育てて子供たちを増やせるような住環境の整備が必要ではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今議員お話のとおり、人口増加させるような、誘導するようなまちづくりという広域的な観点からのお話ですけれども、まず現在、県では７つの都市計画区域がございます。その広域的な観点から都市計画区域マスタープランという

ものを定めておりますけれども、そのマスタープランにおきまして、住宅地などの土地利用に関する方針を示すことによりまして、市町村における都市計画マスタープランや具体的な都市計画の上位計画として役割を果たしております。

県としましては、そのような都市計画区域マスタープランの見直しを通して、高齢者にも優しい、子育て世代にとっても安心できる快適な生活環境、要するに人口増加を促すようなことが実現できるように、市町村と連携をしながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　この上位法によってなされるということで、新たな振興計画において、県土のグランドデザインについて、しっかり第６章に明確に方向性を位置づけております。早期実現させるためには明確な実施計画を策定し市町村と協議を重ね、県が主導的な立場に立ってスピード感とスケール感を持って進めていくことが大切だと思っておりますけれども、所見をお伺いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今議員御指摘のとおり、特に市街化調整区域とか土地利用について、これまでも那覇広域都市計画区域でいろいろと調整を行ってきたところでございます。それでも、短期的には市街化調整区域における県独自の規制緩和とか、あるいは中長期的には中南部都市圏を一体とした再編を視野に入れながらというところで、新たな振興計画等にも、これまで市町村といろいろと意見交換、連携をしながらのせていければと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひよろしくお願いいたします。

次、(2) のシームレスな公共交通の整備についてですけれども、県警に伺います。

免許の自主返納者の高齢者対策はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。

県警察におきましては、高齢のため運転に不安を感じる方が自主的に運転免許証を返納した場合、これは返納後に公的な身分証明書として使えます運転経歴証明書、これの交付を行っているところでございます。それから、もう一つ大事なのが、免許証を自主的に返納された方がやはり移動手段、あるいは生活に不安を生じないようするために、この運転経歴証明書を提示した際には特典が受けられますよう、関係機関や企業等へ協力していただけるよう呼びかけております。現時点で県内におきましては、２協会、38事業所において、各種優遇措置が受けられるようになっております。例を挙げますと、沖縄バス協会や沖縄都市モノレールでは、運賃50％割引、後は沖縄県ハイヤー・タクシー協会に加盟する本島内のタクシー 88社において、乗車料金の10％割引など様々な特典が受けられるようになっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ありがとうございました。

県警の取組、私も調べてみましたけれども、本当に手厚い取組をやっていただいております。ありがとうございます。

そこで、県の知事部局として県警と一緒になって取り組む必要があるのではないかと思っておりますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先ほど県警本部長から答弁ありましたように、交通各事業者が免許返納者に対して、いろいろな特典を付与しているというのは承知しております。このサービスの拡充につきましては、県警それから関係部局と連携して、検討してまいりたいと考えております。

○新垣　光栄君　よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　こんにちは。

公明党会派の上原章です。

会派を代表して質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

(1)、全国一悪化している本県の感染状況について、対策本部長である知事の見解と原因を伺います。

(2)、医療体制が逼迫し入院を必要とする患者が入院できない、治療ができないとの声があるが実態と対策を伺います。

(3)、自宅療養者等に係る個人情報の提供について、厚労省より通達があるが県の対応を伺います。市町村に情報を提供し生活支援の強化を図る必要があると思うがどうか。

(4)、全国と比較してワクチン接種の遅れが指摘されているが、現状と原因・対策を伺います。

(5)、若年層に対するワクチン接種の体制強化が必要と思うが対策を伺います。

(6)、軽症・中等症患者への抗体カクテル療法の取

組は重要と思うが評価及び実施について伺います。

(7)、飲食店に対する休業要請の効果及び応じない事業者の実態・対策を伺います。

(8)、コロナ禍が長引き飲食店以外の事業者等から県に対し支援強化が不十分との声があるが今後の支援計画を伺います。具体的な財政支援が急務と思うがどうか。

２、次期沖縄振興計画及び予算について。

(1)、2022年度沖縄関係予算の概算要求額が3000億を割るのはほぼ確実と見られているが、影響と県の対応を伺います。

(2)、次期振興計画について、市町村、関係団体、県民等からの意見聴取の取組を伺います。

３、福祉・医療行政について。

(1)、厚労省からのヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について、県の対応を伺います。対象者への個別送付による情報提供は重要と思うがどうか。

(2)、県内におけるヤングケアラー実態調査及び専門的な支援・相談窓口開設の取組を伺います。国はヤングケアラー支援について来年度から３年間を集中取組期間とし、次年度予算の概算要求をしているが、対応を伺います。

(3)、医療的ケア児支援法の施行に伴う取組及び支援センターの設置について伺います。

(4)、重粒子線治療の県内導入について、装置の小型化が進み、初期投資の推定費用も低くなるとの声があるが取組を伺います。

(5)、少ない年金だけで生活する高齢者にとって、賃貸のアパート生活・家賃負担は大変重く、生活保護を受けたくても審査基準が厳しく受けられない。また、民間の老人ホームは料金が高く入居できない等、社会から孤立する高齢者が少なくないとの声があります。実態と対策を伺います。高齢化社会が加速し、家族の支援が難しい高齢者の住環境の対策は最重要と思うがどうか。

(6)、未利用食品を生活困窮家庭等に提供する取組はどうなっているか。

４、いじめや虐待、教員による児童生徒へのパワハラ等、子供の人権に関わる課題が複雑・多様化している。悩みを抱える一人一人の相談を受け付け、行政から独立した立場で個別の権利救済を図る公的な第三者機関の設置が必要と思うがどうか。全国では相談・救済に当たる公的な第三者機関を設置する自治体は37団体に及びます。あわせて、諸外国で設置が進む子どもコミッショナーについて見解を伺います。コミッショナーは独自に調査し、改善できる権限を持つ機関です。子供の多い本県に設置することは大変重要と思うが対応を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上原章議員の御質問にお答えいたします。

１、新型コロナウイルス感染症対策について御質問の中の (3)、自宅療養者支援における県から市町村への情報提供についてお答えいたします。

自宅療養者の支援については、今般の全国的な感染拡大による自宅療養者の増大に伴い、国から、令和３年９月６日付で、都道府県と市町村との連携における自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する通知が発出されております。沖縄県としては、市町村と情報を共有し連携することが重要であると考えており、当該通知を受け、市町村との情報共有について現在、手続を進めております。自宅療養者の生活支援の強化については、住民サービスなど住民に身近な行政を担う市町村との協力が特に重要となってくることから、県と市町村での情報共有を促進していきたいと考えております。また、ショートメッセージを活用した支援等の案内を行っておりますが、当該案内に、市町村が実施している支援内容を併せて発信できるよう、現在、調整を行っております。

沖縄県としましては、県と市町村の生活支援がお互いに補完し合うことで、自宅療養者が安心して療養できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、次期沖縄振興計画及び予算についての御質問の中の (2)、新たな振興計画（素案）に対する意見聴取についてお答えいたします。

新たな振興計画の策定に当たっては、ＳＤＧｓを取り入れる観点からも、幅広く御意見を伺うことが重要であると考えております。このため、沖縄県では、新たな振興計画（素案）を策定後、市町村、関係団体、県民の皆様から、合計で1246件の御意見をいただいているところであります。その主な内容としましては、市町村からは、離島における交通コストの低減、デジタル等の専門人材の育成、ワーケーションへの対応など、関係団体からは、ヤングケアラーの支援、中小企業の基盤強化、稼げる農業の確立など、そして県民の皆様からは、子供の貧困対策、性の多様性に係る県民への普及啓発活動の充実、世界水準の温室効果ガス排出量削減の目標など、幅広い御意見をいただいております。いただいた御意見については、関係部局等での調整を踏まえ、新たな振興計画に反映してまいり

ます。

次に、子供の人権に関わる課題についての (1)、子供の権利に関する機関についてお答えいたします。

改正児童福祉法においては、児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、子供が権利の主体であることや意思の尊重などとともに、子供の最善の利益の優先が明記され、沖縄県においても子どもの権利尊重条例を制定し、取り組んでいるところです。今般、国のワーキングチームにおいて、子供の権利擁護の仕組みが検討され、その中で、子供の意見表明を支援する第三者機関の設置等が提言されております。実施に当たりましては、まずは、社会的擁護が必要とされる弱い立場の子供たちに対し、社会福祉審議会を活用して行うことなどが示されております。また、この報告書においては、権利擁護機関として、子どもコミッショナー制度の創設も提示されております。

沖縄県としましては、この国の動向を踏まえながら、全ての子供が健やかに成長ができる社会の実現を目指し、取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） １、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の (1)、感染拡大の原因についてお答えいたします。

本県では、５月23日からの緊急事態宣言に伴う措置により、７月上旬には１週間の新規陽性者数が332名まで減少しました。しかし、自粛要請が長引いていることに伴う非協力店舗の増加や飲食関係を推定感染源とする感染者が増加したことに加え、感染力の強いデルタ株への置き換わりが進んだことにより、感染が急拡大したものと認識しております。

県としましては、大型集客施設等への土日休業や県立施設の休館措置のほか、大規模イベントの延期または中止の要請、学校等における分散登校など様々な対策を講じ、さらに、ワクチン接種についても、加速化を図っているところです。

同じく１の (2)、医療提供体制についてお答えいたします。

県内では、デルタ株の置き換わり等により、これまでに経験のない大規模な感染拡大が発生し、医療提供体制は大変厳しい状況にありました。コロナ陽性者の入院調整について、各医療機関の御協力により、直ちに入院の必要な重症患者については、これまで全て入院調整ができておりましたが、酸素投与が必要な中等症の患者については、すぐに入院調整ができない事態が発生しておりました。このような事態に対応するため、８月１日から南部地区へ、また、９月１日から中部地区へ、入院待機施設を設置し、酸素投与などの措置を行える体制を整備したところです。

県としては、引き続き関係機関と連携を図りながら医療提供体制の維持、強化に努めてまいります。

同じく１の (4)、新型コロナワクチン接種の状況及び推進についてお答えいたします。

沖縄県におけるワクチン接種については、９月20日現在、全人口に対する１回目接種率が59.1％、２回目接種率が45.9％となっており、全国平均より低い状況にあります。その要因としましては、全国で高齢化率が最も低く若年層が多いこと、都市部においてワクチン接種体制の構築に時間を要したこと等が挙げられます。

今後の対策としましては、県が設置するワクチン接種センターにおける、さらなるワクチン接種の推進、実施主体である各市町村への支援、若年層に向けたワクチン接種の啓発等に取り組んでまいります。

同じく１の (5)、若年層に対するワクチン接種体制についてお答えいたします。

感染拡大を防止するためには、切り札となるワクチン接種、とりわけ若年層での接種率向上は、重要であると考えております。このため沖縄県では、ワクチン接種の効果や副反応などの正しい知識及びＳＮＳ上に流れる情報の真偽を記載したリーフレットを作成し、正確な情報を発信するとともに、ＳＮＳを活用したワクチン接種の働きかけを行っているところであります。また、県が設置しているワクチン接種センターにおいて、接種枠の拡大、当日受付や優先接種の実施により、若者世代の接種率が向上するよう取り組んでいるところです。

同じく１の (6)、抗体カクテル療法についてお答えいたします。

抗体カクテル療法に用いられる中和抗体薬は、令和３年７月19日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されており、９月10日時点において県内30の医療機関が国から配分を受け、必要に応じて対象となる患者に投与されております。医療現場において活用が進んでいることから、薬剤の効果についても一定の評価が得られていると認識しており、県としても、患者の重症化を防ぐため、効率的な活用を進めていきたいと考えております。

同じく１の (7)、飲食店への休業要請の効果及び応じない事業者への対策についてお答えいたします。

県では、飲食店に対し休業等の要請を行い、要請に応じていただくため巡回指導等を実施しています。その効果については、飲食関係の推定感染が８月８日の週の236件から９月５日の週には68件まで減少しております。要請に応じない事業者への対策として、９月21日までに569店舗に事前通知を行い、200店舗に休業等を命じる文書を交付し、店名を公表しております。命令後も要請に応じない81店舗については、特措法に基づく過料を科すよう裁判所に通知しており、残る店舗についても書面の準備が整い次第、順次通知する予定であります。

県としては、これらの取組により、沖縄県対処方針に基づき行っている飲食店等への要請の着実な実施及び協力店舗との不公平感の解消が図られるものと考えております。

次に３、福祉・医療行政についての御質問の中の(1)、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種対象者等への周知についてお答えいたします。

厚生労働省は、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種対象者等に対し、接種について検討・判断するための情報を周知することを目的に、令和２年10月に個別通知による情報提供の方針を示しております。

県としましても、定期接種の実施主体である市町村に対して、同内容について通知しており、県のホームページにおいて、厚生労働省作成のリーフレットを公開する等、周知に努めております。また、対象者への情報提供の在り方につきましては、定期接種実施要領に基づき、個別通知が望ましいと考えておりますので、引き続き国や市町村と連携を図り、正確な情報の提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　上原章議員の御質問の１、新型コロナウイルス感染症対策についての(8)、飲食店以外の事業者への支援についてお答えします。

県では、緊急事態措置等による影響を受けた事業者に対し、支援金を給付する観光関連事業者等応援プロジェクトの実施、感染拡大防止策強化等に取り組む宿泊事業者に対し、事業規模に応じ最大500万円を支援する宿泊事業者感染症対策支援事業の実施や、域内の平和学習や遠足などの貸切りバスの需要を喚起するおきなわ彩発見バスツアーの実施に向けて準備を進めております。また、修学旅行の３密を回避するためのバス及びタクシーの増車支援を予定しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　２、次期沖縄振興計画及び予算についての(1)、令和４年度沖縄振興予算の概算要求の影響と今後の対応についてお答えいたします。

８月末の内閣府の概算要求では、子供の貧困対策等が増額要求され、産業競争力の強化等の経費が新たに盛り込まれましたが、要求可能額が最大限活用されず、3000億円台に届かなかったことは残念であります。そのため、今後の予算編成過程において、事項要求している経費の確保を図り、総額3000億円台の沖縄振興予算を維持していただくよう、今後もあらゆる機会を捉え、要望してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　３、福祉・医療行政についての御質問の中の(2)、ヤングケアラーの実態調査等についてお答えいたします。

ヤングケアラーは、実態把握や支援の難しさが課題となっていることから、県では、関係部局で連絡会議を立ち上げ、実態調査の方法等について検討を進めております。支援に向けては、多様な窓口で相談を受け、子供を取り巻く様々な状況に応じ、適切な支援につなげる仕組みの構築が必要と考えております。国においては、次年度、ヤングケアラー支援体制構築に向けた事業の創設を検討しており、県としましても、国の動向を注視しながら、必要な施策を展開していきたいと考えております。

同じく３の(3)、医療的ケア児支援法施行に伴う取組についてお答えいたします。

去る９月18日に施行された医療的ケア児支援法においては、医療的ケア児及びその家族に対する相談支援や情報の提供、人材育成及びそれらの業務を担う医療的ケア児支援センターの設置等が規定されたところです。現在、国において、支援センターの効果的な運営の在り方等について調査研究が進められており、今後、財政的な支援も示される予定となっております。

県としましては、それらを踏まえ、医療的ケア児等に対する支援体制の整備について、検討を行ってまいります。

同じく３の(5)、高齢者の住環境の対策等についてお答えいたします。

高齢化の進展により、住まいの確保に困難を来す高

齢者への対応が課題となっており、その支援は重要であると考えております。市町村においては、公営住宅への入居や民間賃貸住宅への入居支援等、それぞれの事情に応じた支援を行っております。県においても、関係部局や不動産関係団体等で構成する沖縄県居住支援協議会を通じ、入居相談への対応やマッチング、入居後の見守り等の支援を行っているところです。

同じく３の (6)、未利用食品を生活困窮家庭等に提供する取組についてお答えいたします。

県では、今年度、食品ロス削減推進計画を策定し、県、市町村、民間事業者等と連携・協働しながら県民運動として食品ロス削減に取り組むこととしております。同計画の一環として、未利用食品を生活困窮家庭等に提供する施策を盛り込むこととしており、フードバンク事業者や現在実施している、おきなわこども未来ランチサポート事業等と連携を図ることで、持続可能な食支援体制の構築にもつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　３、福祉・医療行政についての (4)、重粒子線治療施設についてお答えいたします。

国内で今年稼働した最新の重粒子線治療施設の事業費は、装置100億円、建屋50億円、施設規模は、約45メートル四方となっており、平成６年の日本初の治療施設と比較し、装置にかかる費用と規模は約３分の１となっております。国立の研究所を中心に、さらなる小型化に向けた開発が進められておりますが、費用が低減するかどうかはまだ明らかにされておりません。

県としましては、今後の動向を注視し、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　どうもありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、自宅療養者等に係る個人情報の提供について。当初、県はプライバシーの問題があるということでしたけれども、この分はクリアしていけますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　プライバシー、個人情報保護の観点から、各市町村へのデータの配付については非常に慎重になるべきという御意見もあるところでした。

しかしながら、今般、自宅療養者が増えたということもありまして、国からも通知があって、その整理がつけられることとなりましたので、県としましては、市町村にこのような自宅療養者への支援に限ってということで限定させていただいて、また情報の保護についてもお約束いただいた上で提供させていただくということで今、進めております。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　神奈川県が先進的にこの情報を各市町村に提供するときに、覚書をお互い行政同士でしっかり締結して、それが多くの安心とまた一つ一つ丁寧な支援事業に結びついていると。ちょっと内容も見たんですけれども、ぜひこのような行政同士のしっかりした覚書を結んで進めていくことも大事じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　神奈川県の例も参考にさせていただきまして、今現在、県で進めておりますのは、県から市町村長宛てに、先ほど申し上げましたとおり目的を限定した上で、しかも個人情報の扱いについても慎重な対応をお願いした上で、市町村からの申込みというか、申出を受けて、お互いが理解をした上で情報提供するという方法を取っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　現時点で、県内の幾つの市町村から要望がありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時25分休憩

午後３時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県から市町村に対しまして文書を発出したのが、たしか９月17日だったと思いますので、まだ市町村から要望があるかどうか、少し確認しておりません。

○上原　　章君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時25分休憩

午後３時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　失礼いたしました。

３か所から申出があるというふうに聞いております。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　神奈川県のこの覚書のほうに、個人情報の取扱いに当たっては、関係法令及び条例の規定

を遵守し、自宅療養者の権利・利益を最大限尊重しなければならないことが記載されております。よろしくお願いいたします。

次に、抗体カクテル療法についてなんですけれども、昨日の代表質問で、県内では医療機関29か所、高齢者施設が１か所という答弁がありました。全国2000施設で治療薬が配付されているとも聞いておりますが、全国２万7000人の方が今受けていると。県内、先ほどの医療機関含めて、何名の方が受けたか数字ありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時26分休憩

午後３時27分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県で調べたところによりますと、現在、投与患者数の総数は376名と把握しているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　東京都は、軽症・中等症患者がこの療法を受けて、約95％の人の症状が改善したと聞いております。その中で、特にホテルで療養している感染者、そして自宅療養者のところでも、このカクテル療法ができる仕組みができていると聞いております。

沖縄県内も、病院現場が一番理想ですけれども、軽症の方々が今ホテルや自宅で療養しているわけですね。そういったところで重症化させないためには、ここしっかり踏み込む必要があると思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時28分休憩

午後３時28分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　この抗体カクテル療法については、やはり軽症者の方が中心になりますので、議員おっしゃいますとおり、自宅療養者それからホテル療養者については有効な手段だと考えております。ですので、まずは医療機関の外来でというのが主だとは思いますけれども、県としましても、今現在、沖縄市にあります入院待機ステーションのほうが、この活用が、酸素投与の部分がかなり余力が出ておりますので、そこでこの抗体療法を始めるということで、今週から計画しているところです。準備を進めております。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　自宅療養者もホテル療養者も、全く外に出ない、出られない。そういう中で、本当に日、一日一日重症化にならない、そういう思いでいるわけです。そういった中でせっかく改善できる療法があるわけですから、ちょっと対策本部としっかり検討していただきたいなと思います。全国でもその動きが今ありまして、特にその中でも点滴をして経過観察が終わった後の副作用が発生した場合どうなるのか、病院と連携できる仕組みが整えられているのか、そういったところが課題になっていますので、しっかりその辺も御検討していただければと思います。

あと１点、コロナの部分で、長期化するこのコロナの中で、様々な業界・業種の方々が苦しみ、１年半を超えるこの長期化が相当厳しい状況です。今、県がやっている様々な支援、これは評価もいたします。しかし今、観光５団体やバス・タクシー、様々な――例えば通訳・案内士の団体とか、いろんな方々がこれ以上本当に生活が見えない、見通せないという中で、一時金の支給をお願いしたいという、もう切実な声が県に来ていると思うんですが、その辺の今、地方創生臨時交付金とか全力で手当てに使える仕組みをつくれないか、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　緊急事態措置が延長されて、外出自粛等による事業者の影響が長期化しているというところで、事業者団体から要請も受けたり、あるいは意見交換等で厳しい状況ということのお話をお聞きしているところでございます。こういう厳しい状況を踏まえまして、現在、地方創生臨時交付金の事業者支援分の追加交付された分を活用しまして、観光事業者等応援プロジェクトにつきまして増額ができないかどうか、庁内において調整しているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いいたします。

次期沖縄振興計画、知事、先ほど様々な県民の意見、声を聞いたということで――実は今、国際通り、平和通り、そういった特に大きな、長年、沖縄の観光経済を支えてきた通りが非常にもうシャッターがどんどん閉まっている状況があるんですけれども、その通り会の関係者から次期振計について知事、もしくは担当の職員と直接意見交換もできないかという声があったんです。こういった声は非常に大事だと思うんですがいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

商店街を含む地域商業の活躍につきましては、これまでも商店街、地元商工会と連携して活性化に取り組んできております。新たな振興計画のパブリックコメントにおきましても、沖縄県商店街振興組合、これ連合会等から意見を踏まえまして、原案を修正等しております。那覇市が主催する商店街事務連絡会、これ月１回開催がありますけれども、県もオブザーバーとして参加しておりまして、意見を聴取する機会があるほか、個別の相談等にも応じてきております。全ての商店街となりますと、いろいろ制約とか時間的な問題もありますけれども、我々としては引き続き、可能な限り商店街の意見も聞きながら地域商業の活性化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　ありがとうございます。

知事も精力的に現場視察もされていると思います。そういった中でも、ぜひそういった時間を取るというのは大事かと思います。よろしくお願いします。

次に、子宮頸がんの予防ワクチンについてですが、定期接種が８年前、2013年４月より小学６年生から高校１年生までの女子を対象に無料となっております。しかし痛み、しびれ等を訴える患者が相次ぎ、今、積極勧奨を中止しているということでございます。一方で、この子宮頸がんによって年間3000人近くの命が失われていることも聞いております。国は去年の10月、そして今年の１月に、この接種機会を、正しい情報をお届けしながらということで、県に通知が来ているんですが、これまで県はそれを受けて各市町村に発信しているということでよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県としましては、厚生労働省からの通知を市町村に対して発信して、啓発に努めるということで対応しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　予防接種法では、各市町村長が接種機会の確保・周知することを義務づけられているとも聞いておりますが、この８年間、なかなか本来対象となっているのにそういった連絡がなしで、多くの方々が受けてないということも聞いております。現在、41市町村でこの個別接種の接種機会の通知は、何市町村できていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　令和２年度に個別通知を実施した市町村が14市町村、令和３年度予定をしている市町村が23市町村となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　分かりました。

それで１点、これまで８年間、機会や権利を知らず接種できなかった方々に対する救済措置も今、声が上がっております。この辺はしっかり県としても国に届ける必要があると思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時37分休憩

午後３時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現在のところは対象年齢を限っての通知、対象となっておりますけれども、以前にもし受けていたであるならばという年齢の方々についての救済制度は今のところはないと認識はしております。国と意見交換などを行っていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

あとヤングケアラーについてなんですが、国は来年度から３年間、集中取組期間と予算をつけて、今現在実施した中高生から対象を小学生、大学生まで拡大すると。早期発見、適切な支援のため、自治体調査の支援、ヘルパー派遣事業、相談支援やケアマネージャー向けのマニュアルを作成といろいろ打ち出しがあります。

私は、県もある意味、この国の動向を見るというのも大事ですけれども、３年間、取組集中期間だというぐらいの決意でこれはやらないといけないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　ヤングケアラーの問題につきましては、県といたしましても、その子供が子供らしく学び、生活していけるために、そしてその家庭の皆さんも健やかに生活していけるために重要な課題だと思っております。まずは実態調査に取り組み、その結果を把握しながら、必要な支援の方策について検討してまいりたいと考えておりますし、議員がおっしゃいますように、早期にそういった取組ができるように関係部局とも連携をして、取り組んでいきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　お願いいたします。

あと医療的ケア児支援法が施行されて、先ほど部長がおっしゃっていた県の役割がございます。宜野湾

市は今、このケア児の実態調査を個別に聞き取って、担当相談支援員を配置するとしております。ぜひ県がリードして、各市町村と連携を取って、今回打ち出されたこの支援法がしっかり進むようにお願いしたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県といたしましても、今回のこの支援法ができた趣旨、医療的ケア児を抱える家庭、お子さんとその保護者の支援に社会全体で取り組んでいくという趣旨を踏まえまして、しっかりその実態を把握しながら、市町村とともに支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　もうそれぞれ状況が違うと聞いていますので、個別個別の聞き取りが非常に重要になってくると思います。よろしくお願いいたします。

あと重粒子線治療、山形県が７番目、非常に３分の１の予算でスタートすると。島嶼を抱えている沖縄県のがんに対しての医療、ぜひ今後小型化が進む中で、私は国と連携していま一度、この沖縄県に設置する可能性、しっかり検討していただきたいと思うんですがいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県では、重粒子線治療施設の導入検討を平成24年度から行いましたが、24年度に有識者も含めた検討委員会で大きな課題があるということが指摘されて、それから今、情報収集をしているところです。その中で、大きな課題とされているのが、県内の患者さんだけではなくて、県外からも、そして海外からも患者さんの治療に当たらなければ採算性が確保されないという大きな課題が挙げられました。また加えて、先ほど山形の施設も稼働しておりますし、海外でも韓国２施設、それから中国、台湾、それぞれまた今後稼働を予定されているところがあって、そうなったらもう競合する施設の状況等も勘案しながら検討する必要があると考えております。引き続き情報収集に努めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　上原　章君。

○上原　　章君　できない理由を探すよりも、この高度医療サービスが非常に価値が、また多くの関係につながっていくというぐらい私は見ているのでお願いいたします。

もうちょっと時間もあれなんで、第三者機関、いじめ、虐待、教員による児童生徒へのパワハラ。

知事、非常に今、学校現場でいろんなことが起きています。専門家からは、学校や児童養護施設などで起きる問題は、外部から実情を把握しにくく、行政内部でも対応し切れないケースがありますと。こうした問題に子どもコミッショナーは独自に調査し、改善を勧告できる権限を持つと、課題解決の仕組みとしては有効だと指摘しております。本当に教育委員会、いろんな様々な学校現場で起きていることに対して対処してもらっていますけれども、東京世田谷区では先行して、この第三者機関をつくって、昨年度208件実績がございました。先ほど言いましたように、国内でも37自治体がやっているんですよ。私は沖縄県は絶対これやるべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほどはヤングケアラーの問題を取り上げていただき、そして医療的ケア児の支援法についても今般、やはり我々もしっかりと市町村と連携をして取り組んでいくべきであろうと。わけてもこの子供の意見表明を支援する第三者機関の設置、子どもコミッショナー、子どもオンブズマンなど、そういう子供たちを守る環境は、あらゆる子供たちの自分で将来を描いていくという中においては非常に重要であるというように思います。しっかり心を込めて誰一人取り残すことのない、その子供たちの環境をつくっていきたいというように思います。

○上原　　章君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　20分間休憩いたします。

午後３時44分休憩

午後４時５分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城　憲幸君　こんにちは。

最後は、無所属の会でございます。

今日は３点、これまでの取組、課題等を議論して、我が会派の提言、提案につなげたいという思いで質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、各会派からもありました新型コロナ対策についてであります。

同様の代表質問が続きましたので、答弁は簡潔で構いませんのでよろしくお願いします。

県経済と県民生活、今後の方針と具体的な出口戦略について、３点お願いいたします。

ア、ワクチン接種加速化計画の進捗状況。

イ、感染対策と医療体制の強化策。

それからウ、県民生活や企業を支える経済対策と活

性化策についてであります。

２番目は、エネルギービジョンについてです。

(1)、本県は電源の９割を化石燃料に頼る現状にあるが、世界から選ばれる持続可能な観光地を目指したエネルギー施策の強化は必須であり、先行するハワイから学びながら覚悟を持って取り組むべきと考えております。

２点お願いをいたします。

ア、脱化石燃料に向けた取組と目標。

イ、現行制度で国に求める石油石炭税の免税制度は、終了時期を明確にした上で脱炭素施策強化に取り組むべきと考えるが所見をお願いいたします。

３番目は、農業振興についてであります。

(1)、2050年脱炭素社会に向け農林水産省は持続可能な農業を目指す、みどりの食料システム戦略を今年決定いたしました。これまでの農政というのは、生産性を重視をして大規模化あるいは企業化を進めてきたわけですけれども、その農政から環境と地域政策への転換であります。本県においてもエネルギー施策との連携含め取組の強化が必要と考えております。

４点お伺いいたします。

ア、同戦略に対する認識と本県の現状、方針をお願いします。

イ、オリオンビールが取り組む県産大麦使用拡大について認識をお伺いします。

ウ、県産麦の生産拡大に向けた県の方針をお願いします。

エ、麦や大豆と営農型太陽光発電の組合せについて所見をお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　大城憲幸議員の御質問にお答えいたします。

１、新型コロナ対策についての御質問の中の (1) のア、ワクチン接種基本方針の進捗についてお答えいたします。

沖縄県は、新型コロナウイルスワクチン接種基本方針において、11月中に希望する全ての県民への接種を完了するため、８月末に１回目の接種を全人口の50％以上とする目標を設定したところ、その実績は50.7％で目標を達成しており、９月20日現在においては、59.1％となっております。沖縄県では、各市町村と意見交換等を行い、若者世代への接種勧奨のため、あらゆる媒体を活用した広報を行うとともに、12歳以上の子供たちへの接種体制構築のため、医師の派遣調整を行うなど、市町村における接種が加速化するよう支援しているところです。また、県が設置しているワクチン接種センターにおいては、接種枠の拡大、当日受付の実施、若者世代に対する優先接種等の実施により、ワクチン接種の加速化を図っております。さらに、県民に対して正しい情報を発信するなど、ワクチンの接種を前向きに考えてもらうための働きかけを行っているところであります。

これらのさらなる取組により、可能な限り早期に全人口の70％以上へ接種が実施できるよう全力で取り組んでまいります。

次に、エネルギービジョンについての御質問の中の (1) のア、脱化石燃料に向けた取組と目標についてお答えいたします。

沖縄県では、エネルギーの脱炭素化に向け、再エネ導入拡大等を柱とした沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブを令和３年３月に策定いたしました。現在、新たな振興計画において、再エネ関連設備導入等、民間投資を促す税制優遇及び補助制度の創設を国に要望したところであります。

沖縄県としましては、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展に向け、ＳＤＧｓの推進を基本理念として、再エネ主力化や水素など次世代エネルギーの活用等による2050年度脱炭素社会の実現を目指してまいります。

次に、農業振興についての御質問の中の (1) のア、国のみどりの食料システム戦略に対する県の認識と方針についてお答えいたします。

この戦略では、2030年、2040年と10年ごとの目標が設定され、2050年までに目指す姿として、化学農薬使用量の30％低減や有機農業の耕地面積の拡大、地域・未利用資源の活用等が掲げられており、長期的かつ大胆な戦略となっております。これらの取組は、沖縄県ＳＤＧｓの基本理念である持続可能な美ら島おきなわの実現と合致するものと認識しております。

このため、沖縄県では、化学肥料等の使用低減に取り組むエコファーマーの育成・支援、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入、スマート農林水産業の推進など、環境と調和した持続可能な農林水産業の振興に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、新型コロナ対策についての御質問の中の (1) のイ、感染対策及び医療体制強化策についてお答えいたします。

県では、県民や事業者に向けて不要不急の外出自粛要請や飲食店の休業要請等の対策を講じているほか、飲食店従業員やエッセンシャルワーカー等に対するＰＣＲ検査の実施など、様々な対策を講じてきました。しかしながら、感染力の高いデルタ株への置き換わりもあり、これまでにない感染急拡大を経験したところです。感染拡大を防ぐため、土日や祝日における大規模集客施設の休業要請や学校の分散登校、県立施設の休館などの取組を行っております。また、医療崩壊を防ぐため、入院病床の確保、新たな宿泊療養施設の設置、入院待機施設の拡充、抗体カクテル療法の取組及び自宅療養者への支援体制の強化など、医療提供体制の整備に取り組んだところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、新型コロナ対策についての御質問の中の (1) のウ、県民生活や企業を支える経済活性化策についてお答えいたします。

県では、新型コロナに係る経済対策基本方針に基づき、繰り返し発生する感染拡大の波に応じた対策を重層的に講じております。そのうち、全ての産業の基盤となる事業継続のための資金繰り支援や雇用維持については、基本的な施策として継続実施しております。今後の経済出口戦略については、域内経済の需要喚起策や業態転換を促す施策に加え、各産業分野における競争力強化や、デジタルトランスフォーメーションによる付加価値を生む新たな取組支援等の施策を講じてまいります。

次に２、エネルギービジョンについての御質問の中の (1) のイ、石油石炭税の免税制度についてお答えいたします。

石油石炭税の免除については、本県のような島嶼地域において、現状でも全国平均の２割程度高い電気料金の格差が広がらないようにするため、再エネの発電コストが低廉化し主力電源となるまでの当面の間、継続を要望しております。

県では、引き続き県民生活や県内産業の基盤である電気の安定的かつ適正な供給の確保を前提に、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブに基づいて再エネ主力化に取り組み、石炭火力への依存を低減してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　３、農業振興についての (1) のイ、オリオンビールの県産大麦使用拡大への取組についてお答えいたします。

オリオンビール株式会社は、県内の農家が生産した大麦を副原料にビールを製造し、その過程で生じたビール粕を堆肥化して農地に還元する完全循環型産業を目指していると聞いております。

県としましては、ＳＤＧｓや資源循環型農業の観点からも推奨される取組であると認識しております。

同じく３の (1) のウ、県産麦の生産拡大に向けた県の方針についてお答えいたします。

県内の大麦栽培については、これまで実績がほとんどないことから、大麦の生産拡大を行うためには、１、大麦の栽培方法の検討、２、大麦栽培における収益性の検討、３、他作物との輪作の検討などの課題があると考えております。

県としましては、関係機関と連携し、大麦生産の可能性について検討してまいります。

同じく３(1) のエ、麦や大豆と営農型太陽光発電の組合せについてお答えいたします。

農地を有効活用し、営農型太陽光発電を始めたいと考えている農業者のため、国は営農型太陽光発電の取組事例など、取組を支援するための制度等を紹介しています。麦や大豆と営農型太陽光発電の組合せにつきましては、採算性や耐久性等の検証が必要であると考えております。

県としましては、今後、全国の営農型太陽光発電に関する情報や県内の先行事例等の情報を収集するとともに、関係機関と連携し、営農型太陽光発電の導入の可能性について、検討してまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ありがとうございます。

まず、ワクチンからですけれども、これは前から議論があるんですが、数字が幾つかあって分かりにくいんです。今日の朝からありましたけれども、年代別の接種率というのはＶＲＳの数字によりますとと言うし、今言った８月末の50.7％というのは何なのか。そして直近の59.1％というのは何なのか。それを簡単に説明願います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まずワクチンの接種状況については、ＶＲＳというシステムがありまして、その中には市町村が接種券でもって接種した方の分を入力した一般住民の分と、医療従事者について――そもそもＶＲＳは最初はやっていなくて、Ｖ－ＳＹＳというシステムがありまして、それでやっていた

んですが、これを徐々に市町村がＶＲＳに取り込んでいるという状況がございまして、ＶＲＳの中でも一般住民と医療従事者という区別がございます。そこが医療従事者の分がなかなか市町村の取り込み等が少し遅くなったこと、それから国も２つのシステムを持っていたということもあって、やっとそこが一緒に見られるようになったので、県としましては、ＶＲＳで一般住民と医療従事者の分を含めた形で市町村を発表し、県としてもその全体をつかむということですが、それであっても、県の広域接種センターで打っている分で、以前に接種券がなくて打った分がございます。それから、基地内で打っている分もありますので、それを足し込んだものが最終的に県の直近の接種率ということで公表させていただいているという状況でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　この議論、６月ぐらいからそんな話があって、ワクチンが足りないという議論のときに、我々国に連絡をしたら、いや沖縄には40万回分ファイザーのワクチンが余っていますという話をする。県に言ったら、いや実際はないんだと、これＶＲＳへの打ち込みができないからそういう数字が出ているけれども、本来はそんなにないんだという話があった。だから、そういう意味では、国に言わせたら何でほかの県はできているのにみたいな言い方までされたわけですよ、我々は。だからその後、市町村も含めてやっぱり目の前のワクチン接種を優先しないといけないというその事情は分かります。それで、一日頑張って市町村も3000件ぐらい入力しているんだよという話も具体的に聞きました。

ただ、これ２か月も３か月もたっても、新聞、タイムス、新報両紙でも数字が違うんですよ、ワクチンの接種率が。これ、今ここまで感染が全国最悪で、接種率が全国最低とずっと言われながら、この基本となる県民がやっぱり一つの目標に向かっていかないといけないのに、この数字がいつも幾つかある、何種類かあるというのはやっぱりよくない。だからこれは、毎回統一する。ＶＲＳの入力作業を一日でも早く進めるか、情報の出し方を考えるか、ずっとこの議論をしていると思うんですけれども、どうなっているんですかこれ。やっぱり一つに絞らないと県民は把握できないですよ。とにかくもう一生懸命ワクチン加速化しますだけでは、なかなか言葉ばかり響きますけれども、県民の危機感につながらない。接種意欲につながらない。どうですかこれ、情報の一本化は。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほど説明しましたとおり、ＶＲＳの情報が一般住民と医療従事者の分は取り込めるようになりましたので、それで統一して今週から市町村の分、それから年代別の分については統一した形でＶＲＳで出せることになりました。ただ、県全体の接種率については、やはり広域の分と基地内の分がございますので、そこは足し上げないといけないですから、県全体の分については、やはりその足し上げが必要ですけれども、それ以外の分についてはＶＲＳで統一することになります。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　やり方は別にして、現実的な部分も含めてやっぱり一本化しないと駄目だと思いますので、これ要望にします。

それから、今認識としては、もう全国は２回目の接種が50％終わりましたと今月の13日に発表がありました。今沖縄の順位はどうなんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時24分休憩

午後４時24分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　全国的に公表されている数字が、やはり幾つか種類がございます。一般的に見られているものがＶＲＳの一般住民の分ということで、比較を申し上げると、沖縄県の場合は全年代では47位ということではございますが、接種対象人口に占める割合としましては、１回目が42位、２回目が46位ということで、１回目を今のところ頑張って上げているという状況は見て取れると思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　いずれにしろちょっと最低レベルなんですよね。それで今の議論、１回目、最近は目標も１回目ということで発表することが多くなりましたけれども、先ほどあった８月末の目標は達成しました。50.7％でした。これ回数にすると何回ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時25分休憩

午後４時26分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　すみません、こちら手元にあるのが９月１日時点のものでよろしいでしょうか。それでいきますと、１回目の総接種実績が75万8097回です。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　８月末の目標が50％で、今言うように75万ぐらい打ちましたと。７月末からすると、この１か月で８月で33万回打っているんですよ。これ目標達成したわけです。ところが次の目標は10月末に104万、30万回。だから９月、10月、２か月で30万と言っているんですよ。何でこれスピードを落とすんですか。この８月の頑張りをそのまま続けるべきじゃないかと思うんですけれども、この目標の設定の仕方について考え方を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時27分休憩

午後４時27分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　これは１回目で目標を立てさせていただいたのは、１回目を受ければ３週間後、４週間後には２回目を達成するだろうという想定の下にこの計画を立てております。最初のほうは確かにエッセンシャルワーカーであるとか、掘り起こしが非常に組織でもって入れていくというところが多いということもございます。その後はやはり個別で応募していただいて、予約していただいてというところもございますので、そこら辺も踏まえて11月末までに全人口の70％が終わるような計画ということで、このような計画を立てさせていただいたところです。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　８月に33万回打っているのに、この加速化計画では９月、10月の目標が２か月で30万回なんですよ。だからこれはその事情はあるかもしれませんけれども、これだけ感染が全国最悪、接種率が全国最悪、そんな中で加速化計画をつくりながら、８月末は達成したのに、その次は２倍に、逆に遅くなっているわけですよ。これほかの都道府県でもやっているように、例えば若者相手に車をプレゼントするとか、地方活性化券をプレゼントするとか、そういうこと、いろんな方法をやっているじゃないですか。やっぱり私は、とにかく加速化するんだ、あらゆる媒体を使って若者にアピールするんだと、それは当然ですけれども、それ以外にも、ほかの県でやっていないことでも、とにかく県民を守るためにはワクチンしかないんだと、そのためにあらゆる手を使うんだと、具体的な施策を出すべきだと思うんですよ。その辺について、知事どう考えているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほども申し上げましたとおり、職域接種等についてもかなり進んできておりますので、後はいかに迷っていらっしゃる方とか、若い方々を取り込んでいくかというところの戦略が必要だというふうには考えております。ただ、このワクチンにつきましては、やはり義務ではないというところもありまして、御理解をいただいた上で接種を受けていただきたいということもございますので、そこは正しい情報をできるだけ若い人に届くような形で出していくというのが一番の方策なのかなというふうには考えているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　もう何か、何か月も同じことやっている間になかなか感染率は下がらない、接種率は上がらないということを繰り返しているように見えるんですよ。非常に残念です。

次もありますから、次の部分はこれから言うことを含めてですけれども、やっぱり抗体カクテルの部分は明るい兆しが見えてきた。ただそれ以外の、これまでの５回のものを繰り返して学んで、今後どうやるのというのがなかなか朝からの議論を聞いても見えてこないんです。例えば療養施設を700から1400に倍増すると言いますけれども、その辺は前からずっとそういう計画がありながらできていない、人を確保できていないという話ですが、今後はこれまでと違うんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まずはトータルで1400の確保に向けて努力するというところでございまして、現在、事前協定を結べるようなホテル等に交渉を始めているところです。それから場所もそうですけれども、やはり医療人材の確保が一番、非常に重要なポイントでございますので、そこも潜在看護師の掘り起こしであるとか、民間の派遣に伴う看護師の確保であるとか、そういうあらゆる手段を使って確保に努めているところでございます。

それから、医療の体制につきましても、沖縄県の場合は公立、私立問わず救急病院と言われるところには大方の協力はいただいているところでございますので、それに加えて今のホテルであるとか、厳しい場合の入院待機ステーションの構築であるとか、そういうもので対応していくということで考えているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　知事、ずっとそういう議論を繰り返しているんですけれども、なかなか今第５波、これまでの反省を生かして第６波は違うよと、県民にとにかくもう今後は県民を守るんだよというのが伝わらないんですよね。同じことを繰り返しているように

感じるんですよ、病床確保にしても、感染対策にしても、経済対策にしても。我々は、やっぱり多くの県民と会っても、もうとにかく悲鳴ばかり聞こえます。それに対して、なかなか策が出せない。我々歯がゆさをずっと感じています。そして言われるのは、やっぱり公務員、政治家は給料が下がらなくていいよねと言われます。そういう意味では、知事が、三役が給与を我慢して去年１年間やったというのは、私は高く評価します。しかし、ここにきて本当に県民の厳しさがますます増している。そして、県の財政についても、県財政の異常事態、債務不履行の警戒というような言葉まで新聞に躍る。やっぱりそういう意味では、財源をもう一回議論しないといけないと思うんですよ。我々今まで議会は何も身を切る改革をしていませんから、偉そうなことは言えないんですけれども、ここはもう一回、先ほど言ったワクチン接種もそう、職員への本気度もそう。県民への寄り添いという意味でもそう。やはり財源という意味では、もう一度リーダーたる我々が身を切る改革含めて、この給与の在り方、財源の在り方を本気で議論する時期に来ていると思うんですけれども、そして新たな施策を沖縄県独自の施策も打っていく。そういうことも必要だと思うんですけれども、知事、ぜひ所見をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この１年半の間、未知のウイルスであるコロナウイルスの従来株からアルファ株、アルファ株からデルタ株と置き換わるにつれて、国の対応の状況やその予算の状況などにも我々は後追いだというようなことを言われ反省をしつつも、医療現場の逼迫をできるだけ抑え、多くの医療人材を確保し、そして打てる財政的な手立てを国の予算、財源もしっかりと使いながら県の持てる財調も取り崩しをしながら、議員の皆様にもお力添えをいただきながら、この間取り組んでまいりました。そしてやはりこの感染症対策で一番大切なことは、基本的なことの徹底であるという新しい生活様式、これを県民の皆さんが普段の生活の中でしっかり取り入れて実践をしていくこと、そして多くの事業者の方々には、感染拡大防止についての協力を継続していただくということを呼びかけながら、この間先ほど議員御案内のように、例えばホテル型の療養施設の拡充、そして入院待機ステーションの稼働、これによってかなりの方々が病院のたらい回し、受付のたらい回しに遭うことなくしっかりと医療体制の中で治療を施すことができたということも、たくさんの方々の協力によるものであります。

そして今般、今度は抗体カクテル療法が取り入れられていって、それが現在は一時待機ステーションで活用しておりますけれども、やがて医師の確保などによって、これが療養型施設でも使えるようになり、ひいては往診のシステムを整えて今度は自宅療養の方々にも使っていける、この知見をやはり組み上げていきながら、積み上げていきながらそこに予算をかけ、人材を投入するための協力体制は医師会、看護協会、看護学校、自衛隊、様々な方々からの医療人材を手当てしていただいているということです。

ですから、常にその現場での状況を日々つぶさに確認しながら、今打てる手立てとこれから先どうなるのかという見立てをしながら、たくさんの方々に支えていただいているということを我々はこの間、努力を重ねてきたというふうに思っておりますが、さらに年が明けたらまた第６波が来るかもしれないということが予測されている今、幾分感染状況が落ち着いたとはいえ、次に備えるためのその手段をまた多くの民間の方々、業界の方々とも協力してつくっていく。日々、コロナウイルスに対して対抗していくためには、その総合力、総合戦略が一番重要であろうと思います。今後ともどうぞ議会からの様々な御意見、御協力、それから財源を捻出するためのその努力についても御示唆をいただければというように思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　国に財源をお願いする、県民に協力をお願いする。それはもう当然です。これまでずっと議論してきたこと。ただ今私が質問したのは、今、玉城デニー知事が何ができるのか、大城憲幸が何ができるのか。それをもう一回基本に戻ってやる気はないですかという質問でしたけれども、正面から答えてもらえなくて残念です。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時37分休憩

午後４時38分休憩

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○大城　憲幸君　エネルギーの議論についても今回は代表質問でも何名かありました。それで、これまでも再エネの拡大に取り組みますというような議論はあったんですけれども、残念ながら数字がなかなか私のイメージと違うんですよね。改めて、現時点でクリーンエネルギー・イニシアティブの数字なのか、今現時点で再エネの目標あるいは10年後の化石燃料の割合、その辺はどうなんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時38分休憩

午後４時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

３月に策定しました沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブにおきまして、沖縄県は2030年の目標値としまして、再生可能エネルギーの電源比率の現状、これ7.5％から18％にするということで目標を掲げております。ただ、これは今年７月に国が2030年度の再エネ電源比率の目標を22％ないし24％から、これを36％ないし38％に引き上げるというふうに公表しております。こういった状況も踏まえて、年度内に目標値の引上げを行う予定であり、現在はその改訂作業に着手している状況であります。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　そうなんですよ。国が――原子力はあるといっても、10年後の化石燃料の割合はもう４割なんですよね。それが沖縄は現時点では再エネ頑張って18％にしますよと、もう82％が化石燃料による電力という話になるわけですよ。だからそれを今見直すと言っているけれども、それを頑張って３割にしますと言っても、７割化石燃料による電力が残るわけですよね。それで我々、今回の振興策の中には、世界から選ばれる持続可能な観光地を目指すと表明しているわけですよ。その辺がやっぱり無理があると思うんですけれども、ハワイの目標なり取組を簡単に説明できますか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　申し訳ありません、今手元にございませんので答弁はできません。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　簡潔にいきますけれども、ハワイは2010年に9.5％、今の沖縄と変わらないくらいの再エネでした。ところが、目標を設けて2020年に再生エネルギーの割合をもう３割まで上げた。そして、2045年には100％にする。これはもうリーダーがこの目標を法律で義務づける、そして石炭火力を禁止する。そういうような法律を決めてリーダーが率先してやっているわけですよ。

知事、これやっぱり職員では、財源も含めてなかなか今までの常識では目標というのは飛躍的には上がらない。ただ我々はＳＤＧｓ、いろんな言葉を使いながらとにかく持続可能な沖縄にしたいというような世界から選ばれる観光地を目指しているわけですよ。そういう意味では、やはり知事がリーダーシップを取って、どうしてもこれは全国並あるいはハワイ並、４割の目標にするんだと、方法は後から考えるぐらいの今、強いリーダーシップが必要だと私は思うんです。それと併せて、この化石燃料、石油石炭税についても、沖縄は先ほどあったように電気料金が高いから免税してくれという話をしていますが、もう脱炭素という話をしながら石炭税を免除してくれというようものは、これはもう今は急には止められないけれども、やはり酒税のところで議論があったように、もう10年後には要らないということを宣言をして、それが本気度として国との交渉にもなると思うんですよ。やっぱりこの２つは、しっかりリーダーが腹決めて国と交渉をする、県内の企業と話をする。そして、高い目標を掲げて職員に動いてもらう。そういうことが必要だと思うんですけれども、知事、この辺についてどう考えていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　御質問の趣旨は２点あったかというふうに理解しております。

まず、脱炭素化の加速化という部分ですが、沖縄県では内閣府のほうに令和４年の税制改正要望を行いました。その中で、既存の制度の拡充ではありますけれども、産業イノベーション促進地域の対象である電気事業に係る設備に加えまして、新たに液化天然ガスを供給するためのサテライト設備ですとか、付随する供給設備が盛り込まれております。それと併せて、新たに脱炭素の推進に係る事業というものも盛り込まれておりますので、我々はそういったその脱炭素化の推進に係る事業というものは最大限活用して、脱炭素化に向けた取組を加速化させていきたいというふうに思っております。

それから沖縄電力等に係る石油石炭税、これはいつまでやるのかという御趣旨の質問だと思いますけれども、これについては電気事業者の電源構成、これは急激に変更できるものではなくて、やはり我々としては当面の間は石油・石炭、ＬＮＧが必要だというふうに思っております。それから本県は供給コースの問題等によって、電気料金が本土と比較して高い状況にある。これまでも本制度により電気料金の上昇を抑制しているが、それでもなお本土と比較しても２割程度高いという現実がございます。仮に本制度が延長されずに電気料金に反映された場合には、県民や事業者の負担がさらに増えるおそれがあるため、当面の間、同制度は必要と考えておりまして、この排出時期等についてはやはり慎重に検討すべきというふうに考えております。

それから本日、私はハワイの取組について、資料を

持ち合わせておりませんでしたので答弁できませんでしたけれども、確かにハワイの再生可能エネルギーの動きというのは非常に早いというふうに理解しておりますが、一方で電気料金への跳ね返りという部分も意識しながら取組を進めていかなければいけないと思っております。これはエネ庁がワーキンググループでいろいろ試算している結果ですけれども、今現在の太陽光の発電コスト、それから石炭火力の発電コスト、石油火力、ＬＮＧ火力、そういったものの発電コストと2030年度における発電コストというものを比較しております。国内においてもこの再生可能エネルギーへのシフトがどんどん進んでいくことによって、そういったその再生可能エネルギー自体の発電コストというものが抑制といいますか、下がってくるということが予想されておりますので、沖縄県としましても、各種制度を活用しながら再生可能エネルギーの導入比率をさらに高めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　部長の答弁はこれがもう精一杯だと思うんですよ。だから私は知事に答弁求めたんですけれども、１点目についてもやはり事務方では今の話が限界です。再エネを２割、３割にするにも何千億というお金がかかる。だからこそリーダーが腹決めて、それに向けて頑張っていくというのが必要。

それから２点目の石油石炭税の制度についても、今やめなさいと言っているつもりはないです。とにかく、それは再エネの割合を増やしていけばそこは減っていくわけですから、問題はいつまでもやるものではないよと、10年後にはなくすんだよと、それを表明するかしないかというのが、私は国と国民と向き合うときに大きな決断だと思いますので、そこは知事がしか判断できないところだと思っていますから、ぜひともまた検討していただきたいというふうに思います。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時46分休憩

午後４時46分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○大城　憲幸君　農業振興については、みどりの食料システム戦略については先ほどあったとおりではあるんですけれども、なかなか具体策が見えないんですよ。これ国も急に決めましたから、ついていけないところもあろうかもしれませんけれども、やっぱり都道府県によっては、こういう脱炭素を見越して具体的なものをつくっている都道府県もたくさんある。次年度、もう交付金を新設して、政府目標を踏まえて有機農業の25％まで本当に一気に加速化しようという都道府県の取組もあるんですよ。今沖縄県として何か専門の部署をおいて取り組んでいる、あるいはこの同戦略を見据えてプロジェクトチームか何かで議論している、そういうものはありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　農林水産省の提唱するみどりの食料戦略システム、関連する専門の部署というふうに置いていませんで、関係する担当課でもって、今これをしきりに検討しているところです。ちなみに新たな振興計画をつくる際には、農林水産部会というのを設置しておりますけれども、中でも、やはり農水省の提唱するみどりの戦略のところを意識して計画をつくるという提言がされておりますので、それに向けて目標とするどの項目、どう行くまでするか、これを今現在検討しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　エネルギーの話と似ているんですけれども、この高温多湿の沖縄で有機農業を一気に広げるというのは他の県よりも何倍も難しいんですよ。今0.5％の有機農業を25％に持っていくというのが国の目標ですから、やっぱり従来の生産者任せでは駄目なんですよ。だからこそほかの県よりも沖縄はどこよりも調査研究も含めて強化しないといけないと思っていますから、これ取組強化お願いします。

時間がありませんので、オリオンビールの取組についてですけれども、これ今5000トンという数字が出ました。オリオンビールから報道もありましたけれども、どれくらいの面積が必要、サトウキビと比べてどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時48分休憩

午後４時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　大変申し訳ないんですが、面積換算はちょっとしていないんですが、大麦の反収を10アール当たり200キロと今想定しておりまして、それに必要な5000トン――今すぐにちょっと計算ができないんですが、そういう計算になろうかと思います。しかし、キビをそのまますぐ大麦に替えるということではなくて、やはりキビもしくは大麦、他作物、組合せによって農家の所得を高めるということ、これがちょっと大切かなというふうに考えております。

○大城　憲幸君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時49分休憩

午後４時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○農林水産部長（崎原盛光君）　おおよそ換算しますと圃場は面積にして2500ヘクタールとなりますけれども、サトウキビをそのまま大麦に変換というのはちょっと考えておりませんので、これは地域でいろいろと試験を重ねながら、いかほどできるかというのをじっくりちょっと見ていきたいと考えています。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　時間がありませんから、別にサトウキビを大麦に替えろというつもりはありません。ただ私が言いたいのは、今県内で約2500ヘクタールのサトウキビ畑がある、5000名の農家がいる。これに対して、今オリオンビールがチャレンジしようと思っているのは、5000トンの麦を県産で作った場合には、2500ヘクタール必要ですよと。これだけの産業を一企業がチャレンジしようとしている。輸入麦を買えばキロ100円で買えるところを、これ沖縄で作ったら四、五百円しますよ。けれども、やっぱり県産を使って県民に飲んでもらおう、そういうチャレンジをやっているわけですよ。これ私しっかり県はもっと早く動いて、調査研究をして、支援すべきだと思いますけれどもどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　オリオンビールにおける大麦の生産が今、伊江島でされていると聞いておりますので、コロナ禍のこの状況が収まりましたら至急現地に行って、大麦作りをされている方々の農家をじっくり聞き取って、これが農業振興につながるように頑張ってまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　私は農林水産部はこのエネルギー問題のメインプレイヤーになれるとずっと言っているんですよ。今あるように下で麦を作りながら上で太陽光発電をする。下で大豆を作りながら太陽光発電をして、そしてそれで豆腐を作って県民に食べてもらう。それが観光の質の向上にも絶対に貢献できると思いますので、ぜひとも農林水産部、もっと主体的に動いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、９月24日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時52分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　仲　村　家　治

会議録署名議員　仲 宗 根　　悟

令和３年９月24日

令和３年
第　８　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第５号）

令和３年
第 ８ 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）**

令和３年９月 24 日（金曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第５号

令和３年９月24日（金曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第１号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第14号）

乙第１号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例

乙第３号議案　沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　工事請負契約について

乙第６号議案　工事請負契約について

乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第８号議案　土地の取得について

乙第９号議案　財産の取得について

乙第10号議案　財産の取得について

乙第11号議案　保険代位による損害賠償請求事件の和解等について

乙第12号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第13号議案　損害賠償の額の決定について

乙第14号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第15号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第16号議案　水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第17号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第18号議案　通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第19号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第20号議案　農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第21号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第22号議案　令和２年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

乙第23号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

認定第１号　令和２年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第２号　令和２年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第３号　令和２年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第４号　令和２年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第５号　令和２年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　令和２年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　令和２年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第８号　令和２年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第９号　令和２年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第10号　令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第11号　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第12号　令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第13号　令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第14号　令和２年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第15号　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第16号　令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第17号　令和２年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第18号　令和２年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第19号　令和２年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第20号　令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第21号　令和２年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　令和２年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　令和２年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
認定第24号　令和２年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（47名）

議　長	赤　嶺　　昇　君	21　番	下　地　康　教　君
副議長	仲　田　弘　毅　君	22　番	石　原　朝　子　さん
1　番	新　垣　光　栄　君	23　番	仲　村　家　治　君
2　番	翁　長　雄　治　君	24　番	仲宗根　　悟　君
3　番	喜友名　智　子　さん	25　番	仲　村　未　央　さん
4　番	島　袋　恵　祐　君	26　番	玉　城　武　光　君
5　番	玉　城　健一郎　君	27　番	比　嘉　瑞　己　君
6　番	大　城　憲　幸　君	28　番	当　山　勝　利　君
7　番	上　原　　章　君	29　番	照　屋　大　河　君
8　番	小　渡　良太郎　君	30　番	山　内　末　子　さん
9　番	新　垣　淑　豊　君	31　番	西　銘　啓史郎　君
10　番	島　尻　忠　明　君	32　番	座　波　　一　君
11　番	仲　里　全　孝　君	33　番	大　浜　一　郎　君
12　番	平　良　昭　一　君	34　番	呉　屋　　宏　君
13　番	次呂久　成　崇　君	35　番	花　城　大　輔　君
14　番	國　仲　昌　二　君	36　番	又　吉　清　義　君
15　番	瀬　長　美佐雄　君	38　番	崎　山　嗣　幸　君
16　番	山　里　将　雄　君	39　番	玉　城　ノブ子　さん
17　番	上　里　善　清　君	40　番	西　銘　純　恵　さん
18　番	當　間　盛　夫　君	41　番	渡久地　　修　君
19　番	金　城　　勉　君	42　番	瑞慶覧　　功　君
20　番	新　垣　　新　君	43　番	比　嘉　京　子　さん

44 番　末松文信君　　46 番　中川京貴君
45 番　島袋　大君

欠席議員（1名）

47 番　照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
副知事	謝花喜一郎君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	照屋義実君	企業局長	棚原憲実君
政策調整監	島袋芳敬君	病院事業局長	我那覇仁君
知事公室長	金城賢君	会計管理者	大城博君
総務部長	池田竹州君	知事公室 秘書防災統括監	平敷達也君
企画部長	宮城力君		
環境部長	松田了君	総務部財政統括監	平田正志君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	教育長	金城弘昌君
保健医療部長	大城玲子さん	警察本部長	日下真一君
農林水産部長	崎原盛光君	労働委員会事務局長	山城貴子さん
農政企画統括監	下地常夫君	人事委員会事務局長	大城直人君
商工労働部長	嘉数登君	代表監査委員	安慶名均君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

○島袋　大君　おはようございます。

沖縄・自民党の島袋大です。

まず初めに、先月末に内閣府沖縄関係部局より示された令和４年度沖縄振興予算概算要求についてお聞きしたいと思っております。

内閣府から示された概算要求額は2998億円でした。大変残念というのが素直な、率直な感想であります。まずは知事の率直な感想をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　令和４年沖縄振興予算の概算要求は総額2998億円と、3000億円を切ったことは残念でございますが、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策など事項要求の経費もございます。また、そのほか子供の貧困対策など拡充されている部分もございますので、私ども今後あらゆる機会を捉えて、その事項要求の額も含め3000億円台の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　大君　知事、知事に聞いているのに答えないというのは大変失礼な話だと思っていますよ。ましてや今の総務部長の答弁を聞いたら、大変厳しいかもしれないからもうしようがないですねみたいな答弁ですよ。こんな沖縄県でいいんですか。私はいかがなものかなと思いますよ。

今回、沖縄県が内閣府にお願いした概算要求額は幾らですか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　私ども７月に、41市町村全てとの意見交換なども踏まえまして、また財務省が示しました概算要求基準額の、いわゆる枠を目いっぱい使った3600億円の概算要求としていただきたいと

いう、そして、総額3000億円以上の予算の確保について求めたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　3600億円をお願いして2998億円、どんなお願いをしているんですか、皆さんは。

ここではっきりさせておきます。中には沖縄・自民党は何をやっているのか、お前ら国政政権与党だろう、お前らも悪いだろうという県政与党の皆さんがいます。県議会議員が、自分たちは何も汗もかかないで。そして、予算は自民党の仕事だから自民党が頑張らんと困るだろうという与党の県議会議員の皆さんがいます。大きな間違いですよ。我々と沖縄県と政府の関係をはっきりさせておきます。我々沖縄・自民党は、政権与党として自分たちの仕事はしっかりやったというふうに自負しております。高率補助、税制、一括交付金、この３つの制度はおおむね維持しております。税制において、酒税のところで厳しい結果になっているのは大変残念であります。公庫についても存続の確約が取れませんでした。しかし、知事、この公庫については、私は前々から言っているように、言ったことはちゃんと約束を守りますよ。12月まで時間がありますから、公庫の存続は、どんなことがあってもしっかりと確約を取るつもりであります。

一方で、予算についてであります。3600億円は誰がつくったんですか、知事。我々沖縄・自民党は、3600億円の説明は策定後には受けましたけれども、事前の相談は一度もないんですよ。この3600億円は県当局と県政与党の議員の皆さんでつくったんでしょう。そうでしょう。県政与党の議員の皆さん方の意見も取り入れているんでしょう。あたかも――県政与党には相談してないんですか、じゃ。みんなでつくったんでしょう。何度も言いますけれども、我々沖縄・自民党は自民党本部の沖縄振興調査会において、制度について多くの各種団体の意見を聞きながら、そして市町村の首長の皆さん方の意見も聞いて、知事の意見も聞きました。担当部長の意見も聞きました。その議論を行い、それをまとめて政府に要望したんです。その結果、おおむね制度設計は、担保はしっかりと取ってきた、我々はやってきたという自負があります。しかし、予算は違いますよ、知事。予算はこれはまさしくつくった本人である沖縄県と、玉城デニー知事と、政府が直接やり取りをするものですよ。正確に言えば、沖縄県と政府の窓口である内閣府沖縄関係部局がやり取りをするんですよ。政権与党の自民党本部が口を出す案件ではありません。沖縄県が事業一つ一つの必要性を沖縄関係部局に説明して、理解をしてもらう。概算要求額を決定していくんですよ。これが普通です。我々沖縄・自民党には3600億円が決まってから、その後の説明ですよ。聞きましたよ、説明は。それで我々、内閣府に説得してというのは、沖縄県当局が3600億円の必要性を内閣府に説明できなかった。平たく言えば、知事、あなたが県政のリーダーとして内閣府との予算交渉に失敗したんですよ。その結果が2998億円じゃないですか。そうじゃないですか、どう思いますか。これについては議論してもしようがないですよ。答弁は要りません。

しかし、ひな壇の部長の皆さん方は分かっていると思いますけれども、12月はもっと大変なことになりますよ。予算編成過程で沖縄予算に厳しい財務省がさらに削り込んでくる可能性があるんですよ。過去に、概算要求が終わってから12月の折衝で予算が上がったことはないですよ。大体300億から400億カット、削られます。これはどんなことがあっても玉城デニー知事は頑張らないといけないと思っていますよ。これから財務省との厳しい予算折衝が始まると思っております。ここを我々もしっかりと注視していきたいと思っていますけれども、知事、どうお考えですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　令和４年度の沖縄振興予算の要請に当たっては、新たな取組に、それを導入してロジックモデルの手法も活用させていただきました。そして、個別事業の有効性が検証できる資料を提供するなど、内閣府とはしっかりと担当部局で意見交換も積み重ねてまいりました。また、今般市町村からの要望も重ね、子供の貧困対策、離島の定住条件の取組、ハード交付金などを積み上げた結果、3000億円を超える3600億円という額に積み上がったわけです。これはやはりこれまで市町村が要望していた、特にハード交付金を中心とする少し遅れている取組をもっと加速化させたいということもあり、県としてもぜひこのくらいの思いでしっかりと伝えたいということで協議を重ねてきたものであります。ですから、引き続きやはり我々としては3000億円台を確保できるよう、しっかり求めてまいりたいというように思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ぜひとも頑張っていただきたいと思っています。

知事、沖縄県のリーダーとして本当にこの要請をするときに、テーブルをたたけとは言いませんよ。沖縄のリーダーとして、沖縄の思いをはっきりと伝えないといけないと思っています。この心に、知事の言葉が届かないんですよ、政府に。私は言っておきますよ。

約束したことは、我々自民党県議団も県連も制度設計は守った。公庫はしっかりと12月に確保しますよ、責任を持って。予算をしっかりとやらないと知りませんよということですよ。しっかりと考えて行動してください。

次に移ります。

辺野古での小型サンゴ類の移植についてお聞かせください。

議長、休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時９分休憩

午前10時９分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○島袋　　大君　沖縄防衛局から沖縄県に対し、平成31年４月26日及び令和元年７月22日付で辺野古の小型サンゴ類の移植に係る特別採捕許可の申請。その後、沖縄県は国の是正指示は違法ということで取消訴訟を起こしましたけれども、令和３年７月６日、最高裁判決は敗訴。沖縄県は最高裁判決を受けて、同年７月28日付で特別採捕を許可。沖縄防衛局は同年７月29日、翌日、移植事業に着手。同年７月30日、着手の翌日、沖縄県知事が特別採捕許可を取り消しております。同年８月２日、沖縄防衛局長は許可の取消処分について、農水大臣に対して審査請求及び執行停止の申立てを行っております。同年８月５日、農水大臣による執行停止を決定。おおむねこのような流れだと認識しておりますけれども、間違いありませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　そのような内容になっております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この時系列を踏まえて質問させていただきます。

まず、今回沖縄防衛局は、沖縄県が許可した期間内である７月29日に移植作業に着手したのに、なぜ突然取消処分を行ったんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時11分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　沖縄防衛局は、県が許可をした際に付した条件に反し、水温が高く台風の来襲が見込まれる時期であるにもかかわらず、令和３年７月29日から移植を開始しました。これは現時点でのサンゴ類の移植に関する専門的、技術的知見に照らすと、移植したサンゴ類の生残率を低下させる行為であり、許可した際に付した条件に違反することから許可処分を取り消したものであります。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この取消処分ですが、通常、取消処分の前に沖縄防衛局の聴聞を行わないといけないと思うんですけれども、なぜ聴聞を省いているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　先般の関与取消訴訟では、沖縄防衛局の申請の目的は移植したサンゴの生残をできる限り高めることにあるとの判断が示されました。県ではこの目的を達成するため条件を付して許可処分を行ったところですが、沖縄防衛局が条件に反し、水温が高く台風の来襲が見込まれる時期であるにもかかわらず移植を開始したことから、行政指導を行った上で許可処分を取り消したものです。

なお、行政手続法第13条第２項では、公益上、緊急に不利益処分をする必要がある場合は、聴聞を行わないことが認められているところであります。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　どのような理由があるにせよ、聴聞を飛ばすのは行政手続上、問題あるんじゃないの。ちなみに我々が弁護士に見解を求めると、行政手続上、大いに問題があると思うと言っているけれども、県はどういう認識なんですか。全然問題ないという認識、違法だという認識はあるのか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　サンゴの移植は、Ｉ地区では７日間で終了するなど短期間で終了してしまいます。そのため県では、公益上、緊急に処分する必要があると判断したものであります。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　いかなる理由であれ、行政機関が行政手続を無視することは駄目ですよ。そこは反省してください。どうですか。問題ないのか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　関係法令に基づいて適正に処理をしたものというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　そもそも論ですみませんけれども、県の見解をお聞かせください。先ほど時系列を確認しましたけれども、令和３年７月６日に最高裁判決が出たわけですよね。その時点で沖縄防衛局に対して申請を許可しない沖縄県は違法であるということが確定されたわけですよね。当局もそういう理解なわけですよね。はいかいいえでいいですよ。はいかいいえで。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　７月６日の関与取消訴訟最高裁判決において、農林水産大臣が沖縄防衛局の２件の特別採捕許可申請について許可せよとした是正の指示が適法であるとの判断が示されたことから、許可しております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○農林水産部長（崎原盛光君）　先般の関与取消訴訟の最高裁判決における許可せよとの是正の指示は適法であるとの司法の最終判断に従い、ＪＰＫ地区及びＩ地区のサンゴ類の特別採捕許可申請については７月28日付で許可をしました。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　であるならば、本来であれば最高裁判決が出たんだから、すぐに許可を出すべきだったのではないですか。何で７月28日まで３週間も時間がかかったんですか。許可を出すのが嫌で先延ばししたかったんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　関与取消訴訟の最高裁判決を受けて、判決内容を精査するとともに、サンゴ類の生残率をできる限り高めるための方策を検討していた結果、７月28日の許可処分となったものであります。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この最高裁で敗訴したわけですから、県は最高裁の判断に従う立場なんですよね。ここ確認させてください。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　当初からの主張どおり、司法の判断には従うということをしております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　沖縄防衛局からのサンゴ移植申請期間は、いつからいつまでの申請になっているんですか。ＪＰＫ地区は７月28日から11か月間、正確には知事の許可日からですよね。Ｉ地区は７月28日からの２か月間、そのように聞いているけれども、間違いないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　そのとおりであります。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　沖縄防衛局が７月29日に移植着手したのはどの地域ですか。どの地区ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　Ｉ地区となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　それは２か月しかないわけですから、沖縄防衛局は移植を急ぎますよね。沖縄県は最高裁判決に従って７月28日から２か月間の移植許可を出したわけですよね。はいかいいえでいいですよ。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　そのとおりです。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　沖縄防衛局のＩ地区における７月28日からの２か月間の許可を出すに当たって、沖縄県が出した条件は何ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　サンゴ移植片の生残率を高めるためには、水温の高い時期、繁殖の時期を避ける必要があることや、台風の時期は波浪や降雨による塩分の低下によって移植したサンゴが損傷するおそれがあることなどを考慮し、適切な移植時期を選定

するなど、沖縄県サンゴ移植マニュアルにのっとり適切に作業を行うということをしております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ここでも疑問なんですけれども、防衛局からは知事の許可日から２か月でＩ地区のサンゴを移植したいと来ているわけですよね。そして、沖縄県は高温の時期と台風の時期は避けてと条件をつけた。でも、防衛局の移植申請日は８月と９月のこの２か月間です。一番高温で台風が多い。じゃ何で許可したんですか。最高裁で負けたから、決定に従わないといけないから、しようがなく無理な条件を出して許可を出したんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　まずは先ほどの質問に対して少し抜けておりましたので補足させてください。

サンゴ移植マニュアルにのっとり作業を行うことと含めて、移植後おおむね１週間に１回の経過観察を行い、その都度速やかに現場写真を添付した上で本職へ報告を行うこと。移植したサンゴ類が申請時の想定と異なり、十分な生残率が見込まれない場合は、移植手法について本職と協議すること。経過観察に係る実施頻度の変更、期間の変更については別途協議することにより、本職が認めた場合に変更することができるということを先ほどにちょっと付け加えさせていただきます。

そして、今の質問に対してお答えいたします。

沖縄防衛局の申請書によれば、Ｉ地区の移植作業の実働日数は７日とされていることから、許可期間内であれば海水温がピークを超えた９月後半に移植を実施することは可能です。また、許可期間内に移植作業を完了させることが困難な場合については、許可期間を変更するために変更申請をすればできるというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　防衛局にどういう手段で伝えたんですか。書面でちゃんと伝えていますよね。防衛局に伝えるときには、手段はどんなふうに伝えたんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　このことにつきましては、文書によって沖縄防衛局に対して指導を行っております。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○農林水産部長（崎原盛光君）　許可期間内に移植作業を完了することが困難な場合は、許可期間を変更するための、変更を申請すれば足りるということを文書で伝えております。

○島袋　　大君　最後、何て。文書と言ったのか。聞こえない。ごめん。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時24分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○農林水産部長（崎原盛光君）　改めてもう一度。許可期間内に移植作業を完了させることが困難な場合は、許可期間を変更するために変更を申請すればよいということを、文書でお伝えしてあります。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　少し違う角度から質問したいと思っております。

沖縄県サンゴ移植マニュアルを読ませていただきました。移植の時期について、水温が高い時期、繁殖の時期、台風の時期は避けてと書いておりますけれども、沖縄県として、水温の高い時期というのは何度で、何月のことを指しているんですか。明確な数字はありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　沖縄本島の周辺海域では、８月に海水温がピークを迎え、その後低下していく傾向にあることが統計データによって分かります。また台風については、８月の接近数が最も多いことが統計データによって明らかにされております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　明確に30度から何度というのはないんですか。これ、どこで決めているんですか、そういうのは。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 沖縄県の周辺海域では、８月に海水温がピークを迎え、その後低下していく傾向が統計データによって明らかになっています。また台風についても８月の接近数が多いことが統計データで明らかになっています。これらのことから、沖縄県サンゴ移植マニュアルでは、秋季が活動に適しているとしており、適切な移植時期を申請者が具体的に検討することが十分に可能ではないかというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 これ、じゃ沖縄県が決めないで、この判断は先方の皆さんに決めさせるということか。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 一部ちょっと繰り返しになりますが、沖縄県サンゴ移植マニュアルでは、秋が活動に適しているとしておりまして、適切な移植時期は、申請者が具体的に検討することということになります。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 次の質問に移ります。

今回のように、７月から９月の時期にサンゴ移植を許可した案件はありますか。港湾とか空港とか、これまでいろいろあるでしょう。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） あります。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 休憩。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

○島袋　　大君 私が調べたところによりますと、２件出てきました。１つは那覇空港滑走路増設事業、第２滑走路ですね。これは国交省からの申請だと思っております。もう一つは竹富南航路整備事業。これも国交省だと思います。この２つは７月から９月の移植とありました。もう少し詳しく述べますと、第２滑走路は小型サンゴ類１万2964体の移植、竹富南航路は3196群体の移植です。これについては、今回と同じような条件はつけていたのかどうか、教えてください。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 過去この２件の案件につきましては、同様な附款は付しておりません。

○島袋　　大君 何て。すみません、部長、もう一度。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

○農林水産部長（崎原盛光君） 過去２件の案件につきまして、同様の附款、条件はつけていません。

○島袋　　大君 休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

○農林水産部長（崎原盛光君） ７月から９月頃の間の高水温期や台風到来時期の移植については、過去に許可を受けて実施されてきた結果、生残率の低下等が見られたことから、今回許可する際に、その時期を避けるよう条件をつけたものであります。関与取消訴訟の判決によれば、今回の申請の目的はサンゴ類の生残率をできる限り高める点にあることから、許可した際に付した条件を厳格に遵守して移植時期の判断をする必要がありました。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 部長はそれくらいしかできません、ここまで。

知事、副知事、こんな決め打ちよ、決め打ち。那覇軍港の移設も一緒よ、決め打ち。この場合はこうで、何たらいろいろいちゃもんつけて、法的には問題ないんだよ。裁判も負けて。こういったことを県民の皆さん方には一生懸命辺野古を止めるために頑張っていますよというアピール合戦ですか、これ。こんなこと許せるのか。知事、副知事、どういう意味ですかこれは。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 先般の関与取消訴訟の判決では、許可せよとの是正の指示が適法であるとの判断が示されましたが、いかなる時期にサンゴの移植を実施するべきかということについてまで、裁判所が判断したものではありません。

一方、同判決の中で、１、沖縄防衛局からの申請の目的はサンゴ類の生残率をできる限り高める点にあること、２つ目に、高水温がサンゴの白化現象による死滅を引き起こすことや移植後の生残率は台風などの外的要因にも影響されること、３つ目には、移植後のサンゴ類の生残率が高くなるため、移植の方法等もサンゴの生残可能性が高くなるものが望ましいことなどが事実であると認識されました。

県では、このような判決の内容を踏まえ、移植後のサンゴの生残率をできる限り高めるという目的を達成するため、条件を付して許可処分を行ったものであります。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 そうですか。まあ、知事、両副知事が答弁もしないってことは、マスコミの皆さん、どう思いますか、これは。県民の皆さんも。全く表に出てきませんね。時間がありませんので次に移ります。

翁長県政から、これまで辺野古移設に関する国と県の訴訟は９件あると認識しております。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君） 議員御質問のとおり、９件ございます。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 平成27年11月、国が沖縄県を提訴した代執行訴訟。内容は省きますけれども、これは後に和解。間違いありませんか。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君） 議員御質問のとおりでございます。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 この裁判費用は幾らかかりましたか。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君） 議員御質問の代執行訴訟に係る費用につきましては、1687万8240円でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 平成27年12月、沖縄県が国を提訴した執行停止決定取消訴訟、こちらも和解。間違いありませんか。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君） そのとおりでございます。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 かかった裁判費用は幾らですか。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君） 執行停止につきましては２件ございます。まず抗告訴訟に係る分が950万1720円、それから関与取消訴訟に係る分が533万5240円となっております。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 平成28年２月、沖縄県が国を提訴した国の関与取消訴訟、こちらも和解。間違いありませんか。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君） そのとおりでございます。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 かかった裁判費用は幾らですか。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君） 関与取消訴訟につきましては、533万5240円となっております。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 平成28年７月、国が県に提訴した不作為違法確認訴訟、こちらも最高裁判決まで行き、知事の上告を棄却――県の敗訴ですね。こちらかかった費用は幾らですか。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君） 不作為の違法確認訴訟につきましては、1558万8690円となっております。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 平成29年７月、県が国を提訴した岩礁破砕等行為差止訴訟は、こちらは福岡高裁那覇支部判決では県の控訴を棄却、最高裁に上告したがその後上告を取り下げ。これは県が敗訴という認識でいいですよね。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君） そのように認識しております。

○議長（赤嶺　昇君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 費用は幾らかかりましたか。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君） 岩礁破砕等の差止めを

求める訴訟につきましては、1402万8320円でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　平成31年３月、県が国を提訴した国の関与取消訴訟のうち、県が訴えを取り下げました。これは裁判費用幾らかかりましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　執行停止決定の関与取消訴訟につきましては、362万5130円でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　令和元年７月、県が国を提訴した国の関与取消訴訟、最高裁判決で県の上告を棄却。県の敗訴ということでいいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　そのとおりでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　費用は幾らかかりましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　関与取消訴訟につきましては、429万3464円でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　令和元年８月、県が国を提訴した裁決取消訴訟、こちらは唯一まだ係争中のため飛ばします。

令和２年７月、県が国を提訴した国の関与取消訴訟、こちらも最高裁判決で県の上告を棄却。よって敗訴ですよね。幾らかかりましたか、予算は。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　サンゴの特別採捕許可に係る訴訟に係る経費につきましては、837万7470円でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これまで９件の裁判を行っています。まだ１件が係争中でありますけれども、それを除いて、全て敗訴か和解で、県の勝訴は見受けられません。そこでこの８件にかかった裁判費用の合計幾らですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　係争中の抗告訴訟に要した費用を除きまして、これまでの訴訟全体に係る費用の合計は、１億8433万9592円となっております。

○島袋　　大君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事公室長（金城　賢君）　先ほど議員から御質問のあった訴訟の８件の合計になりますけれども、これにつきましては、7762万8274円でございます。この費用に加えて、旅費等を加えた額が8352万5514円ということでございます。

○島袋　　大君　これ足して１億ってこと。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

８件の訴訟に係る――この訴訟に係る費用につきましては、7762万8274円でございます。また、裁判に係る旅費につきましては、複数の裁判に係る事務調整を行った例もございますので、訴訟ごとの計上が困難であるということから、９件の訴訟全体を合計すると589万7240円ということで、先ほどの額と合わせまして合計で8352万5514円ということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですからそのトータル、トータルで幾らかというのと、裁判をするんだったら弁護士もかかるんだから、弁護士費用も入るんですよ。これトータルであって、これ裁判で全体的に幾らかって最終的に確認したいんだけど。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　先ほど申し上げた額に裁判以外に要した費用として、例えば法律相談――国地方係争処理委員会への審査申出等に係る弁護士委託料や、行政法学者からの意見聴取のための旅費などの費用の合計が１億81万4078円となっており、係争中の国訴訟に要した費用を除きまして、先ほどのものも含めまして訴訟全体に係る費用の合計は、１億8433万9592円ということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これだけ裁判費用をかけて、勝訴が一つもないというのは、県民の税金を使ってどうなのか。今日はここまで問題提起したいと思っていますけれども、ほかの党から辺野古の工事を止めてコロナの予算に回せと言っているんだけれども、じゃ裁判をやらないでコロナの予算に回しなさいよ。そうなってくるんだよ論理は。ここはしっかりと考えて、勝つのを勝つというのを分からない、ありえないところも裁判連発してこれだけの税金を使う。いかがなものかと思います。

議長、休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○島袋　　大君　次に移ります。

新型コロナ入院待機ステーションについて。

知事は入院待機ステーションの人員の体制が整ったと発言しておりますけれども、説明を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　８月１日に南部地区において入院待機ステーションを開設した際には、県内外からの医師・看護師の派遣に加えまして、各消防本部、厚生労働省、全国知事会及び陸上自衛隊等の支援をいただき、緊急的に受入れ体制を整備いたしました。また、９月１日に中部地区に新たに入院待機ステーションを開設するに当たりましては、県内の関係機関の協力を得て運営体制を確保したところでございます。これにより、病床が逼迫し、入院調整が厳しい状況下においても、自宅療養者等の急変時の対応、コロナ受入れ医療機関の負担軽減及び救急隊の現場待機時間の短縮に寄与したものというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　各消防から、幾つの消防が出ているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　沖縄本島内の15の消防本部に派遣を要請しているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　各消防から派遣職員は何名出ているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　８月１日からの入院待機施設の受入れ開始から９月18日までに、沖縄本島内の13の消防本部から延べ337名の救急隊員を派遣いただいております。

○島袋　　大君　議長、休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　入院待機施設では、医療人材等に加えまして、消防本部からの人員を輪番制で入っていただいているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この消防隊員、救急隊員含めて、宿泊療養施設についてはどう考えていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　消防隊員の方が家庭に宿泊するのではなくて、別のホテル等で宿泊するという理解でよろしいでしょうか。

消防隊員につきましては、入院待機施設では、医師・看護師の管理の下に適切な感染防護策を取った上で患者の対応を行っていただいております。

県としましては、業務における感染リスクや接触の機会、勤務時間等を考慮しまして、消防隊員が利用できる宿泊施設の確保について検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　消防隊員のＰＣＲ検査とワクチン接種についてはどうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　消防隊員につきましては、入院待機施設での業務に当たっている医師・看護師の下で適切な感染防護を確認の上で、患者対応を行っておりますが、他の医療従事者と同様に、医師が必要と認めた場合には検査を実施したいと考えております。また、救急隊員のワクチン接種につきましては、まず優先接種の対象としておおむね完了しているところではございますが、要望があれば接種ができるよう対応したいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　派遣消防隊員が輪番制で回っているけれども、これ県に出向として、この職員を県が引き取って、要するにもう所轄の消防には戻さない、輪番制でも。もう専門分野として県に出向という形で取る考えはないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　各消防本部への派遣要請に当たりましては、事前に協議を行いまして、

派遣形態やそれから業務内容等の取扱いを整理しましたその協定に基づいて、業務に従事していただいているところでございます。今後とも、支援を要請する場合の派遣職員の取扱いについては、各機関の意見を踏まえた対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　本部長、知事、確認しますけれども、この各消防、待機ステーションは中部にできたけれども、中部には消防の救急隊員は派遣されていないんですよ。あなたは職員を整えましたとか、かっこいいこと県民に発表して、私の質疑に、あなたは自分でしゃべった言葉にも対応できない。これいいんですか。ましてや消防隊員というのは、家族がいます。救急隊員が輪番制でいる。輪番制ですよ。日が終わったら家に帰るんだよ。そこで家族は心配している。であれば、宿泊施設を確保していただいて、その職員にホテルから勤務してもらう。そういったことも考えないといけないんじゃないのか。そして救急隊というのは、救急車で運んでくる。そこで患者さんを降ろした後、救急車を１時間かけて消毒する。そして地元の所轄の消防が、地元に何かあったらそこでまた一般の県民・市民の対応をするんですよ。不安じゃないですか、救急隊員は。だからＰＣＲ検査をしてくれと言っているんですよ、私は。ここまで考え切れないんですか、本部長。そこをやってくださいってことですよ。だからみんなにしわ寄せが来る中、大変なんですよ。ここに手を差し伸べて、こういった体制も考えてやっていこうと、コロナの収束に向けてみんなで県民挙げて頑張っていこう、これが本部長としてのメッセージでしょうが。知事、ここをしっかりとＰＣＲ検査もろもろ含めて費用をしっかり対応していただいて、その知事の判断を求めたいんですよ。知事、これ私が言っているのはおかしくないと思っていますよ。ここを知事が本部長として対応してくれれば中部のステーション、これから第６波が来る可能性もないとは言えないんだから、その対応を今で事前につくっておきましょうと私は提案しているんだから。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど保健医療部長から答弁をさせていただきましたけれども、現場におけるその業務上の感染リスク、接触の機会、勤務時間等もろもろ考慮し、当然消防隊員ほかの方々が利用できる宿泊施設については今、検討を進めているところです。議員御案内のとおり、ＰＣＲ検査についても、我々は次の大きな波に万全に備えるためには、ＰＣＲ検査体制もしっかりと整えていくべきであろうというように思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、ぜひとも本部長として、ここはＰＣＲ検査を早期に、両副知事とも対応して、担当部局とも調整して頑張っていただきたいと思っています。

次に、那覇空港のクリニックについて、進捗状況どうなっているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　那覇空港ビルディング株式会社は、旅客サービス強化の一環として、空港内クリニック設置が必要と認識し、検討を進めているところです。同社は、県が実施している空港内でのＰＣＲ検査と抗原検査、この状況を踏まえ、空港内クリニックの機能や担う役割について、関係者と協議を重ねていくとしております。

県としましては、クリニック設置に向けて、引き続き同社と連携して取り組んでまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この案件、私は以前に質問をしましたけれども、当時の富川副知事は、次期沖振の中にも盛り込んで頑張っていきたいと言っているわけですよね。そのお方が今は空港ビルディングの会長になっているんだよ。ここは、謝花副知事、調整して――今、首都圏の空港の中にあるんだけれども、那覇空港は、これだけ観光立県と言っておきながらクリニックがないんだよ。これ分かっているでしょうが、みんな。みんな分かっているんだよ。ここをやるかやらないかの話なんだから、ここはもう当時の副知事も今は会長としているんだから、行政として調整がスピーディーにいくと思うんですけれども、最後、謝花副知事どうぞ。これ押しつけじゃないよ。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほど宮城企画部長が答弁しましたとおり、必要性については我々認識してございます。あちらの社長のほうも大変前向きに検討していただいております。あとはクリニックをやった場合の採算性などがやっぱり課題だというふうに聞いておりますので、その部分について今現在、いろいろ調査を行っているというふうに聞いております。我々行政としても企画部を中心に、しっかり同社と調整を行ってまいりたいと思います。

○島袋　　大君　ひとつ頑張ってください。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

又吉清義君。

○又吉　清義君　沖縄・自民党の又吉清義です。

今、県民はコロナ感染におびえ、我々はそれを払拭するために、正確な情報を知り、不安を取り除かなければいけないと思います。そのような思いでもって、このコロナ感染についていかに早く解決するか、そういった立場で質問させていただきたいと思います。

まず、ＰＣＲ検査について、これまで陽性反応が出た方は、全てコロナ感染者であるとカウントをしているのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ＰＣＲ検査で陽性反応を示した場合に、過去の感染歴、それから臨床症状、疫学情報等から医師の診断により届出がなされまして、その届出がなされた方については新規感染者数としてカウントされます。また、ＰＣＲ検査はウイルスの遺伝子を検出する検査方法でございますので、回復しても体内に残っている不活化した感染性のないウイルス遺伝子を拾ってしまうことがありますので、この場合は医師の診断により新規感染者数としてカウントされないこともございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　では、これまでの陽性者について、どのような経緯でコロナ感染者と判断されているか、どこで誰が行うのか、もう一度お願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナの診断につきましては、陽性の検査結果が出た場合に、医師の問診による診察所見を踏まえまして総合的に判断され、先ほど御説明しましたとおり、陽性者として届出が出されるというスキームになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　先ほどの陽性者でウイルスに感染するとのことなんですが、このＰＣＲ検査、これについて陽性反応はコロナのウイルスだけでしょうか。ほかにも検出されませんか。いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナに関するＰＣＲ検査はコロナのウイルスだけです。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ確認してもらいたいですね。ＰＣＲ検査キットの説明書に、これ書かれていますよ。ウイルスには、例えばコロナウイルス、ＲＳウイルスＢ型から、インフルエンザＡ型、Ｂ型と、あらゆるウイルスに反応すると。何もコロナとは決めてはないですよと、そういう説明書があるんですが、御存じではないでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ＰＣＲ検査という手法は、いろいろなウイルスを検出するのに使われる手法ではございます。ただ、コロナに関するＰＣＲ検査につきましては、コロナに反応する試薬といいますか、そういうものが使われておりますので、コロナに関する部分だけが検出されるということになります。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　あえてそこも議論したい。であるならば、今世界中で、沖縄県もそうです、コロナという菌をちゃんと立証しましたかという問合せに対して、世界中誰も立証した方はいないというのは、御存じでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時00分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナウイルスにつきましては、様々な国でもいろいろ研究がなされていると思います。

日本においても、国立感染症研究所の分析等を踏まえて、県としましては対応をしているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　対応をしているところであって、実際県のほうにも、ある民間の方がコロナウイルスという、ちゃんと立証できる証明書はありますかと、厚生労働省にも世界中、ＷＨＯにも出しております。これは一切返答はないというので、皆さん十分確認してください。私が議論したいのは、何もこれではありませんので、次に移ります。

コロナ感染についてということで、感染と発症の違いについて御説明ください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず感染とは、ウイルスが体内に侵入し、増殖することでございまして、一方、発症とは、病気の症状が現れることを指します。具体的には新型コロナウイルスが細胞内に侵入し、増殖したら感染したことになります。発熱や咳、味覚異常などの症状が現れた場合は、発症したということになります。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　そうですよね。ですからワクチンというのは、どのように何に効果があると書かれておりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　新型コロナウイルスワクチンにつきましては、発症を抑えるのに効果があり、海外の臨床試験では、例えばファイザーであれば95％、モデルナであれば94％の効果が確認されております。なお、海外ではファイザー社のワクチンで感染を予防する効果が認められたという論文もあるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　論文もあるところであります、それも別に譲りますよ。とにかくワクチンについてお互いぜひ正しい知識を――かねがね私は言っております。感染を抑える効果よりも発症を抑える効果が大きいということを、ぜひ私たちは県民の皆様に周知徹底をしないと脇が甘くなりますよということを私はかねがね言っております。

ですからそこで過去の例を見ますけれども、感染の予防効果もあるということなんですが、例えば与那国町の高齢者福祉施設、そこで職員、入所者ほぼ全員コロナに感染いたしましたよね。その方々のワクチン接種はどのようになっていましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時３分休憩

午前11時３分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　与那国の施設におけるクラスターについては、全員がワクチンを接種していたというふうに聞いております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　それも現状なんですよ。これはうるま市の記念病院内でもこれが起きております。そして最近私が得た情報で、私びっくり仰天しております。これは県の皆さんも事情聴取していただきたい。あちらこちらですね。早めに２回ワクチン接種をしたんだけれども、３回コロナにかかってしまったと。私もびっくり仰天しております。その人に会ってみたいなと思っております。そういった意味で、ワクチン接種をしたからといって、お互いそれでよしとするだけじゃなくて、やはり一つ一つ検証をしていただきたいなと。ワクチンをしっかり打ったところ、うるま記念病院もそうです。ほとんどワクチンを打ちました。しかし、たくさんの方々が感染いたしました。そういうのが実際あるというのを私たちは無視してはいけないということを改めて皆様方に強く警鐘を鳴らしておきたいと思います。

次、３番目は飛ばして、４番目の去年のコロナ感染と今年のコロナ感染状況について伺います。

前年と比較検討して、感染者の重症者・死亡者状況はどのように変化してきたか、お答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　新型コロナウイルス感染症の陽性者数につきましては、令和２年が5413人、令和３年は９月23日現在で、４万3725人、累計は４万9138人となっております。重症者数につきましては、令和２年７月の第２波以降で、県としましては、日ごとの重症者数を出しておりまして、それを単純合計したものとなりますけれども、令和２年は延べ1172名、令和３年は９月23日現在で延べ2736人でございまして、累計は延べ3908人となっています。また死亡者数につきましては、令和２年は81人、令和３年は９月23日現在で212人、累計は293人となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから部長、特に対策本部長に言います。私は、日夜奮闘している担当職員並びに医療従事者の皆さん方の御苦労に本当に感謝申し上げます。でも、これまでワクチン接種に莫大な予算をつけ接種率を上げても、コロナ感染者や死亡者は去年よりもさらに増え、効果が現れていないのが今日の現状ではないだろうかということが、やはり私はそういうふうに受け止めております。ですから、対策本部長は知事、この現状をどのように分析をし、県民の暮らしや命を守り、経済・福祉・教育など立て直すために今後どのような取組、対応をしていくのかお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　このコロナは従来株からアルファ株、そしてデルタ株と変異を繰り返しながら、その変異した株に対する感染力の強さであることなども研究の結果、明らかになってきております。今般デ

ルタ株への置き換わりによって、ワクチン接種済みの方が新型コロナウイルスに感染する、いわゆるブレイクスルー感染という状態も起きてきております。

そして、このワクチンがおよそ半年の効用が切れる前に、さらにワクチンを３回目接種をするためのそのような取組も必要であろうという専門家の意見も上がってきております。国立感染研究所のホームページによりますと、デルタ株に関するワクチンの効果は、従来株と比較して発症予防効果、感染予防効果に対して、減弱の可能性があるものの、重症化の予防効果は不変であるということも分かっております。ですから我々は、やはり希望する方にはできるだけワクチン接種を勧奨して進めていって、できるだけこの発症予防、それから重症化予防、さらにはブレイクスルーで罹患した後の後遺症を防ぐという意味からも、ワクチンの接種を加速化させていきたいというように考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　先ほど、ワクチン接種は、感染予防よりも主に発症予防効果があるとの部長からの説明もありました。それはそれでよしとします。別にあれはないです。ただしかし、このままで進めていく中で死亡者も増える、感染者も増える、それでいいですかということなんですよ。ですから、今年また、全く逆の立場から言いますけれども、人口動態調査の結果についてなんですが、去年と今年の死亡者数を比較検討した場合、この人口動態調査の死亡結果、毎月どのような傾向に今変わりつつありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時９分休憩

午前11時９分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　厚生労働省が公開しております、令和２年人口動態統計月報年計（概数）の概況によりますと、令和２年の死亡数は全国で137万2648人、そのうち新型コロナウイルス感染症を死因とした死亡者数は3466人となっております。なお、国の通知によりますと、新型コロナウイルス感染症の陽性者であって、入院中や療養中に亡くなった方については、厳密な死因を問わずに死亡者数として全数を公表することとなっておりますので、本通知に基づく沖縄県における令和２年の新型コロナウイルス感染症の死亡者数は81人となっているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、何回も私は言ってます。知事も答弁で言いました。コロナ感染で一番何を恐れているかと。６月にもお聞きいたしましたが、再度、コロナ感染で知事が一番恐れているのは何でしょうか。もう一度お伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナに感染した方は、軽症で済む方も多くいらっしゃいますけれども、その中で重症化する方や、それから死亡に至ってしまう方々がいらっしゃいますので、そういう方々をどうしても救わなければならないというのが、私たちの使命だと思っております。また軽症であった場合でも、後遺症があるということもありますので、決して侮れない感染症だというふうに認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　私は何もあれしなさいとは言いませんよ。要するにコロナで年間亡くなっている人数と、人口動態で見た去年１年間で亡くなっている１、２、３、４位までを比較検討したら、どういうふうになっていますか。現状的に。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　令和２年の沖縄県における死因別の順位でございますが、１位が悪性新生物、２位が心疾患、３位が老衰、４位が脳血管疾患ということになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、その１位から４位までの人数を皆様にお知らせするのはそんなに嫌なんですか。人数まで丁寧に説明してあげたほうがいいですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　大変失礼いたしました。

１位の悪性新生物が3274名、２位の心疾患が1669名、３位の老衰が1057名、４位が脳血管疾患で978名となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから、そうですよね。何もコロナ上がれとは言いませんよ。しかし、身の回りにはコロナがかなわないぐらいの死亡者数が、身の回りで既にもう起きているんですよ。そればかりじゃない、先ほど言いました人口動態調査で、去年よりも今年は死亡者が多いということを皆さん把握をしていないんです

か。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　暦年の調査でございますので、令和３年の数字はまだもちろん途中でございますけれども、私の手元にあります資料で申し上げますと、令和元年の死亡者数――沖縄県です――１万2509名、令和２年が１万2390名となっております。

○又吉　清義君　休憩してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時16分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

又吉清義君。

○又吉　清義君　冒頭で申し上げました、正確な情報を県が発信しないと県民の不安は募るばっかりなんですよ、皆さん。ですから６月にも私はチュージューク言いました、正確な情報を発信してくださいと。去年と今年、７月現在で543名も死亡者が増えています。うなぎ登りに増えています。大変ですよ。コロナ追い越すかもしれませんよ。こういう原因もなぜか皆さんちゃんと把握をしないと。ですから、私が非常に疑問を持っているのは、この県民の生命は誰しも同じと理解するが、コロナ感染以外で死亡する方が多い今日、この現状に県は全く無関心であるなということを私は皆さんに言わざるを得ません。どうなっているかも分からない。どうして皆さん、このように県民の命はコロナで亡くなる人、その他で亡くなる人、全て私一緒と思いますが、何の手立てもしない、この理由は何ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　７月現在の数字について手元にないのは非常に申し訳ございません。ただ県としましては、人口動態調査などにおきましても、死亡者数の死因別の統計でありますとか、そのような分析は常々行っておりまして、そのために例えば救急の病床が逼迫しないようにということで、コロナもそうですけれども、一般の救急についても関心を持ちながら対応をしているところでございます。その上で、県立、公立を問わず病院の先生方には非常に協力をいただいて、対応しているという現状でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから部長がおっしゃるように、一般の病棟が逼迫しないようにということなんですが、逼迫してしまってもうこんなにたくさん亡くなり始めているんですよ、皆さん。私はそれ言いたいんですよ。真逆ですよ、部長がやってることと、逼迫して大変になっているんですよ。それをしっかり人口動態調査を見て知ってください。コロナ２か年間で約296名ですか、昨日の時点で亡くなりました。それ以外に今年既にもう500名以上が去年よりも死亡者多いということです。多い。これがどんどん伸びている。これでいいんですかと、県民の命をしっかり守るために、コロナ対策も重要です。しかし一般病棟もどうするか、少し目を向けていただきたい。全く無関心である、皆さん。だから私はあえて皆さんにそれを警告しております。

次に移ります。

同じ４番の (3)、教育現場の感染状況はどのように変化してきたかを伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

これは学校等からの報告になりますけれども、令和２年の１月から12月までで、本県の公立学校における新型コロナウイルス感染者数は児童生徒で270人、職員で51人となっています。また、令和３年１月から８月までになりますけれども、児童生徒で3145人、職員で261人となっており昨年に比べ大きく増加をしています。増加の背景にはデルタ株の影響があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　次に (4) の保育園現場の感染状況はどのように変化してきたかお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　市町村の保育担当部署から県に報告のあった保育所等における感染状況でございますが、令和２年度が148施設270人で、うち児童が129人、職員が141人でございました。令和３年度ですけれども、９月21日時点で534施設1503人、うち児童が1002人、職員が501人となっており、第５波の影響等により子供の感染者数が増加している状況にございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　対策本部長、このようにあらゆるところで増え始めている、事実なんですよ、ワクチン接種をする中で。だからワクチン以外のことも考えないと駄目じゃないですかということをあえて皆様方にお

伝えしたい。特にこの保育園関係で、もう一つ不思議なことが起きております。感染しないはずのゼロ歳児、２歳児、３歳児と６歳児とこういう子供たちが急遽保育園一帯、全部で熱を出している、そういった保育園が出始めてきた。そういうのを御存じでしょうか。子供たちが一斉に全員熱を出し始めてきた。そういう現状は把握しておられますか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　一斉にというところは、また別の問題といたしまして、保育所によっては、感染が広がってクラスターが発生しているところも多数あるというところは承知しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ保育園そのもので、子供たちが全員発熱をしていたというのは、やはり実態調査をしたほうがいいですよ。大変ですよ。増え始めているから、あえて警告しておきます。

次に、コロナ感染予防対策についてお伺いします。

県はこういう状態の中で、どのような取組を県民に周知徹底しているか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県民の皆様に対する予防策としましては、基本的なところではございますが、新型コロナウイルスの感染リスクを低減させるために、せきエチケット、小まめな手洗い、手指の消毒、マスク着用、距離の確保及び換気などの徹底を県民に強く呼びかけているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから、そういう努力は皆さん理解いたします。しかし、収まらない。どうすればいいんですか、今のままでどんどん増える一方ですが、相変わらずこの手法でいくんですかとお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　やはり感染症の対策としましては、県民の皆様にお願いすることとしましては、先ほど申し上げましたように接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染を予防することが日々の生活においては非常に重要なことだと考えております。あわせて県としましては、そこを予防するための検査体制の拡充であるとか、それからワクチンの接種についても促進していきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　先ほどワクチンは発症を抑えるものであると、感染をそんなに抑える効果はないと部長がおっしゃっているのに、私が言いたいのは、コロナに感染した方をしっかりこれを命を守る、これも大事。だからワクチンを接種する。それはそれでいいです。しかし、感染をしないための予防策があまりにも脆弱じゃないですかと、私はそれをあえて皆様方に訴えたいし、お聞きしたい、お尋ねしたい。

まず、飛沫感染の予防対策とはどのような方法を皆さん行っていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず飛沫感染の対策としましては、感染者がせきやくしゃみ、発声等で飛ばした飛沫を吸い込むことなどが感染経路となりますので、マスクの着用、それから距離の確保及び換気が予防対策となるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　このようなせきやくしゃみで飛沫をする。それを他人が吸い込む。吸い込んだ他人というのは、このウイルスは最初にどこに真っ先に付着いたしますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　一般的には咽頭、喉の奥が付着するものと言われているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ部長、この辺、ぜひ皆さん正確な情報集めたほうがいいですよ。鼻から吸う、口から吸う、増殖場所は、付着する場所はべろです、べろ。べろに付着をし、そこで増殖をしてそこから喉に落ちてくる。増殖する場所がべろだということを御存じなかったということでよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員がおっしゃることも否定するものではございませんけれども、一般的には鼻咽頭の粘膜というふうなことが疫学的には言われているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから、皆さん、べろを通らずに鼻咽頭の粘膜まで到達しませんよ。そこで最初に付着するから、そこで増殖してそこに行くんですよ、皆さ

ん。順番間違えてないですか。おかしいですよ。何も私は鼻咽頭であれ、べろであれ大事なことを皆さんと協議したいということです。

今皆様方がやっている取組の中で、なかなか収まらない、収まらない。であれば、皆さん、うがいだけでも収まらない、じゃ私の言っている理論、べろ等で最初に付着をする。増殖をするのであれば、お互いべろ磨きの運動をしてそれが減るんだったら、こんないいことはないんじゃないですかと、私はそれを言いたいということですよ。できる、あらゆる方法を皆さん、県も取り組んでいかないと、今までの方法で減っているんだったらいいですよ、減少してるんだったらいいですよ。減少なんかしてないですよ。だから対策をいろんな面から考えないといけない。私はこういった予防効果があるの、お金もかからない。誰でも気軽にできる。そういうのを県としていかに推進するかも大事なことだと思いますよ。そういうのをやる気はないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど大城部長から答弁をさせていただきましたが、このコロナウイルスが人から人に伝わるのは飛沫感染、マイクロ飛沫感染、接触感染というその経路が分かっています。ですからその経路に当たる部分をしっかりと消毒をすること、それは議員おっしゃるとおり、うがいだけではなく、べろ磨きもやってくださいと推奨している歯医者さんもいらっしゃいます。ですから自分たちが取り得る感染症予防対策はしっかり取っていただきたい。それは我々沖縄県としても、特にワクチンを打てない12歳未満の子供たち、先ほど議員御案内のとおり、保育園でも感染することがあれば子供たちにもしっかり手を洗ってもらう。お口クチュクチュのうがいもしてもらう。そういうことも心がけながら、大人がカバーしてやれるところはしっかりやってあげるということが感染症対策の、地道ですけれども新しい生活様式にのっとったその対策、それを徹底していただくことが非常に重要だというように考えています。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、その対策等をあらゆる角度からできるところをお互い、これでよしとするんじゃなくて、あらゆる角度から取り組んでいかないと、私は感染が収まらないと思いますよ。ですから皆さん、当初から感染症対策について取り組む、取り組み方は従前と一緒であると。もっと調査研究をすると、する中でどうあるべきか、いかにすべきか、それを進めていく、その策略を練るのが対策本部だということで、私は思っているものですからあえてそういうことを聞いているわけですよ。皆さんが的確に正確な情報収集をし進めていかないと、県民は知らないと思いますよ。ですから、そういうのを進めていただきたいということで、それで教育長にも伺いますけれども、この学校感染もかなり多いです。学校現場でこのべろ磨きを取り入れて実践をしてはどうかと、実践して取り入れて減ればそれでいいじゃないですか。予算も何もかからないんですから。各学校に協力依頼をすると。いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君）　感染症対策本部のほうからいろんな感染対策、示されると思います。そこをしっかり情報収集しながら必要な対策を講じていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　これは教育長、今やる気はないというふうに理解するのか、やる気はあると理解するのかどちらですか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　感染対策いろいろあると思います。場合によってはこれは効果がないような――最初コロナがあったときに、たしか温かいお湯を飲んだら防げるとか、いろいろあったかと思います。しっかりしたエビデンスの下に示されると思いますので、そこは本部がしっかり情報を把握すると思いますので、その必要な感染対策については示されたらしっかり通知していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　教育長、リスクは何もないですよ、学校に勧めて。個人で理解する方はやってくださいと。だって歯磨き運動しているんですから、それで減るのであればこんなにいいことはないじゃないですか。とにかく人間は生きるために口から空気を吸う。そして最初に付着するところはべろであるのは間違いない。そこで増殖をする。そして、喉のほうの粘膜に

付着をしていく。そういうのをしっかりまた対策本部としてもその経緯、しっかり精査をし、どのように感染が起きるかをぜひ調査研究をして、対策を練ってもらいたいと思います。

そして次、接触感染の予防対策についてお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ウイルスが付着した場所に触れた手で自分の口や鼻に触れることなどが接触感染の経路と考えておりますので、まずは小まめな手洗い、それから手指の消毒というのが予防対策になると周知をしているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　このような実践を家庭内で気をつける場合、主にどこを気をつければよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず、外出から戻られたときにはしっかり手洗いをする、うがいをするということと、それから家庭内においても共有する部分については小まめに消毒をしていただくということが重要かと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　このウイルスは、人間はどこから排出されるんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナの感染者からは、せき等によって排出されるものと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ調査研究してください。いいですか、ウイルスが人間の体に入った場合、一番多いところは便ですよ。ですからトイレの掃除、内側、外側、ノブの清掃、家庭内で行うことでいかに減るか、皆さんがこういうのもまたやはり周知徹底をしていない。家庭内で、これもすぐできることです。ぜひ推奨してください。

そして次、免疫力、体力を増強する予防対策についてお伺いします。どのような取組を県は行っているかお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　健康的な生活習慣の実践は、自らの免疫力の維持向上を図り、ウイルス感染への抵抗力を高め、発症や重症化の抑制につながると考えております。

県ではコロナ禍における健康に対する行動や意識変化が期待される中、新たな健康習慣を身につける転機と捉えて、気軽に取り入れられる体操や免疫力に着目したうちなー予防めしの開発、それから健康づくりの動画制作を行い、ウェブやＳＮＳで発信するなど普及啓発に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　この健康づくりと予防めしとはどのような飯ですか、具体的にお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　うちなー予防めしといいますのは、沖縄栄養士会が、免疫機能を低下させないで感染症の予防に役立つ食事というものを提案されていまして、そういったように、注目される栄養素を豊富に含む料理等を紹介するという状況でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから部長、これにどのように書いてありますか。大事なことを落としていますよ。ですからどのような食事ですかと、具体的にお答えくださいと言っているんですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　すみません、ちょっと手元に資料がございませんが、たしか沖縄県産の島野菜等を使った食事であるとか、従来から健康にいいとされてきた食材を使った食事というのが提案されていたかと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長は主婦ですから、お料理もお家で作っているからよく御存じかと思います。従来からあった体にいいというお料理は、どんな料理があるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　例えば、今の夏場でありますと、ビタミンＣがたっぷりなゴーヤーであるとか、あとは沖縄の郷土料理にあります昆布を使った料理であるとか、そういったものが栄養的には非常によろしいのかというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ、正しい情報を発信してください。

この中でとても大事なポイントは、こういう料理も頂く中で、発酵食品を積極的に取りましょうと。発酵食品と発酵してないもの、大きな違いがありますよ。これをしっかり部長、理解していただけないと大変ですよ。なぜ発酵食品か。時間がないからあえては私言いませんけれども。そこで免疫力を高める。知事、カチャーシーをして免疫力、何％くらいアップしましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　数値に置き換えることは難しいのですが、気力は十分満ちております。

○又吉　清義君　ですから、アップしましたか。

○知事（玉城デニー君）　アップしました。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですからこのように知事、ストレスをためないようにすること、とても大事なんですよ。ですから一般病棟で亡くなる方が増えてきているんですよ、コロナ恐怖によるストレスがたまるばっかりに。それを払拭する中で、正しい情報を発信していただきたいと思います。

ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○又吉　清義君　ですからこのように、例えばお互いワクチン以外にも免疫力を高める、体力を蓄える、そして飛沫感染予防対策であり、そのような方法についてぜひ予算をかけていくべきだと私は思いますが、皆さんそのようなお考えはまだないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　健康に関する予算というものは保健医療部でも多々ございますけれども、中でもコロナの感染予防対策として挙げられますものは、感染防止対策の徹底や健康的な生活習慣の実践等の周知啓発に要する費用として、今年度でいいますと約5600万円を計上しております。また、感染防止対策の認証制度というものを店舗等に行っておりまして、その事業で約３億3000万円、それから議員はワクチンについてのことではないとおっしゃいますけれども、県のワクチン接種センターの設置についても予算を計上しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、それはそれでいいですと私はずっと言ってますよ。今皆さん方に対しまして、飛沫感染、接触感染、免疫、体力をつける。そのような予算、先ほど5000万余りと言っておりますが、これまで我々はコロナ対策に対する予算、4000億以上出しております。それはそれでいいんです。こういった新たな分野に、予算もかけてお互いチャレンジをする。そして、県が周知徹底もする。例えば、ある家庭で２か月間もコロナがゼロの家庭に関しては、１万円を給付すると……

○議長（赤嶺　昇君）　まとめてください。

○又吉　清義君　奨励金ですね、そういうのも考えてみたらいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナに感染すること自体について優劣をつけることは非常に厳しいと思います。ただ、感染予防としての予防対策は重要でございますので、これについては引き続き注力してまいりたいと思います。

○又吉　清義君　ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　皆さん、もうこんにちはという時間になってきたと思います。なかなか絶妙なタイミングで質問が回ってきたものですから、多少時間も押すかと思うのですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

質問に入る前に、一般質問の通告の締切りが終わった後にいろんな要請書とかが出てきました。本来であれば内容を見て、私もこれに関していろいろ質疑をしたい、質問をしたいというものがあったんですけれども、通告締切り後にこういったものが出てきたということもあって、全く触れられないまま、やきもきした状況で今日この場を迎えております。できれば、議会等に関わる重要なものに関しては、事前にしっかりとやっていくと。通達も含めてやってもらわないと、議論も何もできないということにつながります。です

から、こういう物事については、タイミングも重要になってくると思いますので、ぜひ配慮をして出していただきたいと。これは要望して一般質問に移りたいと思います。

通告に従いまして、まず我が県の社会的養育というものについて、少し議論をさせていただきたいと思います。

令和２年度に沖縄県社会的養育推進計画というものを我が県は策定して、沖縄が持つ特殊事情を勘案した児童福祉の推進ということを目指しているというふうに前文で書かれておりました。昨今取り沙汰される子供の貧困の解消・解決にも社会的養育推進というものは直結していくだろうと私は考えているのですが、この児童福祉施策の対象となる子供たちがいずれ沖縄の将来を担っていきますから、実施並びに充実は沖縄の未来を左右する重要な事柄であるということも言えると思います。

そこで、この内容等々について、(1)、里親委託率の目標数値と国基準との比較及び現在の委託率に関して教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　国の新しい社会的養育ビジョンにおいては、おおむね令和６年度までに、乳幼児の里親委託率を75％以上、学童期以降の児童については、おおむね令和11年度までに50％以上とすることを目標としております。各自治体は、これを参考に地域の実情を踏まえて目標設定ができることとされておりまして、県計画におきましては、令和11年度までに里親委託率を全体で40％とする目標を掲げているところです。

令和元年度の本県の里親委託率でございますが、乳幼児が47.1％、学童期以降の児童が29.8％、全体で34.4％となっておりまして、これは47都道府県中、６番目に多い委託率となっているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　ありがとうございます。

今、手元に都道府県社会的養育推進計画の提出状況等についてという資料があるんですけれども、これでは2018年度末の実績で沖縄県は34.7％という数字になっております。2018年度末の実績でいうと国内で３番目、震災等でいろいろとこういった制度が進んだ宮城県とかを含めて３番手という形になっているのですが、今、答弁を聞くと0.3ポイント後退をして、順位も６番目に下がっているという状況が聞けました。この理由についてどう考えているのか。あと、国の目標値は先ほど答弁もあったように、就学前が75％で、学童期以降は50％ということになっているのですが、県はやっぱりそこも低いと。国の目標数値に比べてもです。その理由も併せてお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　議員がおっしゃったところの第３位というのは、平成30年度の数値であったと思います。令和元年度で申し上げますと、34.4％と若干下がってはいるところでございます。これは、措置の児童数にも関係してくることもございますし、あるいはこの社会的養育ビジョンを各県策定して、取組が強化されているというところもあるかと思いますけれども、沖縄県におきましては、この間ずっと上位で、里親委託率は高い状況でございまして、県としましても、今後も引き続き里親委託率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、目標値についての御質問でございますが、県が目標値を策定するに当たりましては、今後向こう10年間の人口比に占める子供の人口の見込みですとか、社会的養護――うち、どの程度の子供が必要となってくるか、あるいは養護の子供たちの中には、医療的ケアですとか被虐待経験などで専門的な養育、施設での養育等が必要となるお子さんもいらっしゃいますので、過去の割合等も勘案して、それから今後の里親の育成状況と現実的にどれぐらいの目標を定めて取り組んでいけるのかというところを勘案して、このような目標値を設定しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　この目標値に関して、今年度から里親委託率の目標値を国基準に引き上げた場合、里親養育包括支援に関する補助率が２分の１から３分の２にアップするというような通達も出ていると思うのですが、それでもなお、今の40％と。状況をいろいろと勘案してという答弁があったんですが、引き上げるつもりはないのか。この通達を受けて、他の都道府県もしっかり引き上げてこの制度を充実させるために３分の２の補助を活用していこうというような動きも見られます。

沖縄県としてどう考えているかを教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　この目標値を設定するに当たりましては、児童養護施設並びに

里親会等と国の補助メニューの話も含めまして、意見交換を行っているところでございます。現段階では、県が実現可能な目標として掲げて取り組んでいく数字としては、今、定めている数字の下で取り組んでいくということを考えておりまして、今後また時期を見て必要な段階になりましたら、また随時御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　では、この補助制度の変更、先ほど２分の１から３分の２にアップするという話をしたんですが、これは把握していたのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　担当部署のほうでそのような情報は把握しているというところで聞いております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　各県それぞれ様々な事情がありますから、その県に合った推進計画を策定して、目標値もそれに合わせてやっていくということはとても重要なことだと思います。ただ予算が限られる中、どのような形でやっていくのかというものを考えるに当たって、補助率が２分の１から３分の２にアップするというのは、それはそれで有用なことなのかなと。それでできること、それで救える子供たちが増えるというのを考えたら、目標数値の見直し等々も含めて検討するということも重要だと思うんですが、改めて見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　現在実施している国庫補助事業等も含めて、今後の見込み等も含めて総合的に判断してまいりたいと考えます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　今この補助事業の話の中で出てきた里親養育包括支援事業というものについて、社会的養育の推進の肝となるという説明を私も受けました。この里親養育包括支援事業を行うに当たって、フォスタリング機関と言われている機関が重要な位置を示すと。これは里親のリクルート、登録に当たっての研修、マッチング、また養育支援等を一貫して行う機関ということで定義づけられていると思うんですが、このフォスタリング機関は、現在、沖縄県の中で何か所あるのか。また、今年度から始まっている自立支援担当職員の配置に係る補助制度というものについて、どの程度この機関の中で利用されているのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　フォスタリング機関といたしましては、現在乳児院を運営している社会福祉法人と県の里親会が担っております。また、自立支援員の件につきましてですが、そのような補助制度はございますけれども、県としては別に、ＮＰＯのほうにその対象者の見守り等をお願いしている関係で、そこが担っているというところでございます。そこで就労の相談であったり生活の相談だったりという見守り支援を行っております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　答弁ありがとうございます。

ちょっと最初の段階で少し難しい専門用語とか出てきたので、なかなか理解も難しい部分があるかと思うんですが、この里親というものに関して言葉が持つイメージが非常に重いなというのを、私もこの社会的養育の話を聞くときに、まず最初に感じました。里親というと養子縁組をして子供を引き取るというのが一般的な認識になっていると思うんですが、現在その里親制度も多種多様にわたっていて、例えば週末だけ受けるものとかも含めていろんなものがあると聞いております。貧困世帯の子供を引き取るということだけじゃなくて、一時的に里親を活用するというものも他府県ではいろいろと取組が進んでいると。沖縄県でもいろいろ取組があるのは存じております。

その中で今言ったように、里親という言葉のイメージがちょっと重い。その中で里親制度というものを普及させていく、広げていくためには、やっぱり普及啓発というのが非常に重要になってくると思うんですけれども、(2)、里親制度普及に関する取組の現状と予算額及びその効果について、現状を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県における令和３年度の里親関連予算は、約7700万円となっております。具体的には、里親の新規開拓から児童受託後の訪問支援までの包括的な支援を行う里親支援事業費、専門の心理士等による相談支援や研修の実施などを行っているほか、県広報番組や市町村広報誌による里親制度の普及啓発に取り組んでおります。これらの取組により、登録される里親が年々増加している状況にございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　年々増加しているという答弁が

あったんですが、どれくらい増えてきているのか、改めて教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　令和元年度の登録数で申し上げますと275世帯となっておりまして、平成27年から比較しますと約70世帯弱増えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　この制度の普及に関して、先ほどのフォスタリング機関だけじゃなくて、民間の方々もいろいろと活動して普及啓発に努めているという話も聞いております。私が今回質問に取り上げたのも、そういった方々からいろんなお話を聞かせていただいたからというのが理由になっているんですが、普及に関して、県もしっかりやっているという話は聞いたんですけれども、市町村との連携というものも非常に重要になってくると思います。ショートステイとか、次にまたあるんですけれども、そういったものをやっていくためには市町村と連携をしていかないといけない。普及啓発もやはり市町村と連携をしたほうが、より効率がいいというふうに考えるんですが、連携についてどのような状況になっているのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　里親制度の市町村との連携につきましては、先ほど議員が少しおっしゃいましたけれども、子育て短期支援事業での今回の法改正を踏まえた連携が大きくなっておりますが、それを含めまして、恐らくこれまでは連携が薄かったということもあったかと思います。今後はそのような事業を通して連携は深めていきたいと思っています。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　ちょっと入ってしまったので、そのまま (3)、子育て短期支援事業、ショートステイにおける里親の活用に関する今の県の現状と、今後どのように考えるか展望を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　児童福祉法の改正によりまして、今年度から、市町村が実施する子育て短期支援事業において、家庭での養育が一時的に困難となった児童の受入先として、里親が加わることになっております。現在、県では、同事業に協力できる里親の意向を確認し、市町村に情報提供する準備を進めているところです。

　県としましても、里親の活用が図られることで、保護者と児童の支援につながるように、市町村と密接に連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　ありがとうございます。

　この市町村との連携については、連携コーディネーターの配置というのが非常に重要になってくるのかなと思います。ショートステイは市町村が事業をやっている。里親のデータというのは県が持っていると。これをどうやってつなげていくかというのが重要になってくると思うんですけれども、今年度から、先ほど部長の話にもあったように、いろいろあって、この連携コーディネーターの配置に係る費用の補助というのも国の予算に計上されていると。この配置に関して、県がどのようになっているのか、活用しているのかしていないのかも含めて教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　児童相談所には、今年度から里親対応専門員を置いているところでございます。また、里親会におきましても里親対応専門員、里親等の委託調査員等を配置しているところでございまして、そのような連携に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　あともう一点、東京都がやっている事例として、長期休暇時または週末など学校が休みの期間に、一時的に子供を預かるフレンドホーム制度というのを東京都はやっております。いろいろ私も話を聞くと、これは沖縄でも非常に、こういった需要は多いのかなというふうに肌で感じているんですが、導入とか、このフレンドホームという制度の部分、資料を取り寄せたりということをやったことがあるのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午前11時59分休憩

　　午前11時59分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　申し訳ございません。東京都の取組については承知しておりませんでしたので、今後資料等を取り寄せて研究してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　社会的養育というのは――沖縄でも子供というのは未来の担い手であります。子供は宝ですから、そういった子供の安心・安全な育ちというものをいかに、どのようにして担保していくかというものの一つになっていく。子供の貧困に関しては、

貧困自体の解消というよりも貧困の連鎖を防止するという観点から、一つのセーフティーネットとしても有用なものであると考えております。いろんな形で国もこういう制度、家とか家族というのがだんだんと在り方が変わっていくと言われている中で、このような制度を創設して、社会で子供の育みをしていこうというのがコンセプトにあると思います。この充実というのは、先ほども答弁があったように、沖縄は全国でも上位にいるということはあるんですけれども、ぜひ１位になるように目指して、沖縄が一番社会的養育が進んでいるという状況をつくっていけるように担当部局の御努力と、あと三役のフォローアップ、ぜひお願いをして次の質問に移りたいと思います。

次に、保育に関してなんですが、待機児童ゼロ、本年度達成するということで県は掲げていたと思います。保育行政に関しても子供たちの健全な育成のみならず、若年者が安心して働ける土台づくりにもなるというふうに通告では書いているんですが、我が県、自然増、まだ続けている全国でもまれな県であります。そういった観点からも非常に重要になると思うので、まず２(1)、保育の充実に関して、県と市町村の役割はそれぞれどのようなものであるべきだと考えているのか、県の考え方を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　児童福祉法等では、市町村は保育を必要とする児童を保育所等において保育しなければならないということで、保育の実施主体とされております。都道府県は、実施主体である市町村を重層的に支えるとして、必要な助言及び適切な支援を行うことと規定されております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　次、続いて (2) 番、今答弁あったように、主体は市町村だということは私もよく理解をしております。ただ、保育の問題については、市町村単独で解決できない課題というのが幾つもあるというのを、私、市議時代もいろいろ経験をしたことがあります。県として、市町村が主体となっている保育行政をサポートしていくという話を今していたと思うんですが、市町村単独で解決できない課題というのはどのようなものがあるのか、どういったものを把握しているのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　市町村では、保育所や幼稚園、認定こども園等どの施設においても質の高い幼児教育・保育を提供していくためのいわゆる研修といったような取組でございますとか、居住地以外の保育所への入所を希望する広域入所の調整などが課題となっているものと認識しております。そのため県では、特に専門性が高く技術的な支援を必要とする保育士等のキャリアアップ研修など、各種研修を県教育委員会と連携して実施をしておりますほか、各市町村の区域を越えた広域的な利用調整の推進などに取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　今御答弁いただいた広域入所というものに関して、もう少し詳しく教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　広域入所は、保護者等が居住地の市町村以外の保育施設等を要望して利用するような利用形態を呼んでおりまして、令和３年４月１日時点では20市町村において443名のお子さんが広域で利用をしているという状況にございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　次に (3) 番、今年中に今、待機児童ゼロを達成するとしていると思うんですが、完全にゼロとすることが実現可能なのかどうか、今の状況も含めて教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　本県における待機児童数、令和３年４月１日時点で564人となっておりまして、前年度から801人減少ということで、この間、各市町村の取組が少しずつ成果を現していると考えています。各市町村では本年度末の待機児童解消に向けまして、保育所整備や保育士確保などに現在取り組んでいるところでございまして、県としましても引き続き支援してまいります。

○小渡　良太郎君　休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時５分休憩

午後０時５分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　第一期の黄金っ子応援プランをつくりました平成27年度からこの間、そのプランをつくるときには約１万6000人の保育を確保してくるというところで、その当時にしてみれば非常に大きな数字で、達成が不可能な数字であるというような御指摘も頂戴したところでございますが、各市町村、保育の受皿整備に取り組んでいただきまして、計画値は確実に達成をしていただいているところでございます。今年度末の達成につきましても残り今年度中という期間の中で、精一杯取り組んでま

いりたいと考えておりますし、ゼロは難しい高い目標であるということは重々理解の上で、残りの期間取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　今年度まだあと６か月ありますから、達成は厳しいという話だったんですけれども、不可能ではないというふうには私も考えております。ただ、やはり厳しいのは正直事実であって、この厳しい理由としてどのようなものが挙げられるのか、教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　この間、頑張って保育所整備をしてきたところですけれども、その保育に従事をする保育士不足というのが大きな課題として出てきたところでございます。

県としましては、待機児童に必要な保育士の確保に各種支援制度を設けているところでございまして、このところに力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　次に (4) 番に一旦移ります。

待機児童ゼロを今年度中に達成するという話がありました。ゼロを達成できるできないはともかくとして、減ってきているのは事実でありますから、待機児童を完全に解消した後に県が保育行政の中で、重点的に取り組むべき事柄というのを具体的にどのように考えているのか。一つ目標としたものが今年度で終わるわけなんですけれども、それから先、どのように考えているのか、教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県としましては、今後、年度途中の入所申込みへの対応を可能にしていくことですとか、あるいは延長保育、一時預かり保育、病児保育などといった多様な保育ニーズへの対応等、誰もが安心して子育てできる環境づくりを構築していくことが重要であると考えています。そのためには、やはり先ほども申し上げましたが、引き続き保育士の確保に取り組むとともに、認可外保育施設も含め幼児教育・保育の質の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　ありがとうございます。

次、待機児童ゼロの次というか、まだゼロ達成していませんから同時並行でという意味も込めて、２つ提案をさせていただきたいと思うんですけれども。以前から私自身委員会で何度か言及をしているんですが、個人的に調査したところ、働く場所の近くで子供を預けたい――広域入所の話先ほどされていました――というニーズがなかなか多い。特に私は中部、沖縄市に住んでいるんですけれども、那覇とか浦添に働きに出ている方々非常に多いですから、できれば子供に何かあったとき、すぐ迎えに行けるようなところに預けていきたいと。沖縄市だとどうしても遠いと。頼れる親とかがいれば、それはそれで安心なんだけれども、そういう方がいない場合には、自分の住んでいる近くに預けているというのが、仕事に対して影響が非常に大きいという話をよく聞きます。市町村の負担を減らすという意味でも、広域保育という考え方、非常に重要なんじゃないかなというふうに考えていて、以前も認可外を活用して広域保育を充実させたらどうかという提案をさせていただいたと思うんですが、これについて、ちょっと改めて見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　議員がおっしゃいましたようなことも含めて多様な保育ニーズ、保護者の希望に沿った保育の受皿を提供していくという面で、広域利用の推進というのは非常に有効な手法だと考えております。県のほうでも保育士・保育所総合支援センターに広域利用のコーディネーターを配置しておりまして、今年度も各市町村を回るなどして、広域利用の促進に向けた調整を積極的に進めているところでございます。また、それぞれの働き場所での保育という意味での事業所内保育施設ですとか、企業主導型の保育施設というのもこの間たくさんできているところでございまして、そのような部分を含めて総合的に保育の受皿について見ていく必要があるものと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　ぜひこの多様な保育ニーズに全て適用させる必要はないと思うんですけれども、ある程度県民が納得して安心して、沖縄県でよかったねと思っていただけるような部分のところまでは、御努力をしていただきたいなと思います。

もう一つ、コロナの影響等によって、ワーケーションというものが最近よく出てきているのは、皆さんも御存じのところだと思います。ワーケーションの推進に関して、私ども沖縄県としても観光立県を標榜していますから、ワーケーションの取組を今後進めていっていただきたいと考えるんですけれども、ワーケーション推進に当たって、子育て世帯の呼び込みのために、ワーケーション拠点に近接したエリアで一時預か

りができるというところもひとつ付加価値としてつけていくと。他府県も同じようにワーケーション推進でやっていると思うんですが、沖縄が一歩、二歩、先んじる大きな要因にもつながっていくと私自身は考えております。実際ダイビング業者とか、認可外と提携をしてアクティビティーをやっている間、子供を預かってもらうと。一緒に潜れない子供を預かってもらうという実例もあると聞いておりますので、そういった観光の周辺整備という観点からも非常に有用じゃないかと思うんですが、この提案についても見解をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　一時預かり、ワーケーションへの対応といたしましては、ホテルの事業者、ダイビングの事業者とかがパッケージとして託児のサービスをしているような商品があるというふうに私どもも承知をしているところでございます。一時預かり事業について、行政としての事業としては子ども・子育て支援事業、市町村事業の中の一時預かり事業というのが活用できるのかなと思っています。この一時預かり事業につきましては、設置形態、特に社会福祉法人でないといけないというような縛りもございませんし、また国・県・市町村の補助も入る事業でございます。そのような事業の活用も含めて可能性はあるかと思っておりますので、今後一時預かり事業の普及についても多様な保育ニーズへの対応というところで、市町村と意見交換をしてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　この一時預かりに関しては、先ほど答弁もあったように、保育よりも少しハードルが低いというのもあります。取り組みやすいというのもあるんですが、ただ低いから質がちゃんと維持できるのかという心配もあります。一時預かりがありますよと言ったけれども、その質が悪いとなったら、沖縄の評判にも関わってくるということにもつながりますので、そういった部分もぜひ目を光らせていただいて、ちゃんと質の高いものが維持できているかどうかということについても、ぜひ心を砕いていただきたいなと要望します。

最後、我が党関連に関して、仲村家治議員の代表質問の項目７に関連して一つ質問をさせていただきたいと思います。

海難事故に関して、自然海岸を利用する県民に対して、私はちょっと個人的に聞き取りをしました。理由として、公共のビーチが閉鎖されているから仕方なく自然海岸に行ったという声がほとんどだったんですけれども、今確かに公共のビーチは軒並み閉鎖されているように見えます。なぜ閉鎖されているのか、根拠も含めて説明をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　県管理の海浜公園等におきましては、特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針に基づきまして、公共施設における人と人との接触機会を低減すると、そして人流を抑制するという観点から、９月30日まで公共施設を原則閉鎖しているというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　この公共の、指定管理とかされているビーチにバーベキュー施設があって、そのバーベキュー施設を閉めるというのは理解できるんですが、海浜自体を閉めるというのはなかなか理解できないと。ビーチだけを利用する人の人流とかというデータがあるのかどうか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　ビーチパーティー、バーベキュー等を除いて、水泳目的だけの人流のデータにつきましては、すみませんが持ち合わせてございません。

○議長（赤嶺　昇君）　小渡良太郎君。

○小渡　良太郎君　この公共のビーチに関して、ハブクラゲ防止ネットとか、いろんな形で県民が安心・安全に利用できるように、今まで多額の予算かけて長い時間をかけて整備をしてきたものだと思います。これが閉鎖されているから、自然海岸に遊びに行ってしまうということも想定せずにこういった閉鎖をしたのかということについて、私は非常に疑問に思っております。この海浜に関して、公園も含めてなぜそこまで閉じるんだと、それが自然海岸での海難事故にも全てとは言いませんが、ある一定数無視できない数に結びついているということを考えると、この点について改めて考え直して、今後どのようにやっていくかということを議論していく必要があるという意味で、私は今日、今回質問に取り上げさせていただきました。今後どのように考えているのか、今の指摘も受けて見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今後というお話もございましたけれども、やはり当時１日800名を超すような新規感染者という状況もございました。それで県は、基本的には日中も含めて不要不急の外出を県民の皆様にはぜひ控えていただきたいということで人流

の抑制も行ってきたところでございますので、やはり県民といいますと、海に行って泳ぐというよりは実際ビーチパーティーとか、飲食というのがやはり主だと思いますので、人流抑制、そういった観点からは必要な措置だったかなというところではございますけれども、議員おっしゃるとおり今後の展開については、関係各所と議論を深めながら、研究していきたいと思います。

○小渡　良太郎君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時17分休憩

午後１時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

下地康教君。

○下地　康教君　宮古地区選出の会派自民党の下地康教でございます。

当局の皆様方においては、県民に分かりやすい答弁をお願いしたいと思っております。

まず、新型コロナ感染防止対策についてでございますけれども、これまで沖縄県では、新型コロナ感染防止に係る緊急事態宣言及びまん延防止を含めて４回の行動制限が行われてきております。９月24日現在では、療養者数が1878名、そのうち入院中が327名、入院療養調整中が396名、宿泊施設療養中が275名、自宅療養中が717名、入院勧告解除確認中が163名となっております。そして、病床占有率が59.9％、重症者用の病床占有率が40.9％であります。

そこで伺いたいと思います。

県としては、現在このようなコロナの感染状況をどのように捉えているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時42分休憩

午後１時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　これまでの感染につきましては、第１波から第４波までそれぞれ拡大がございました。今回の第５波につきましては、デルタ株の蔓延に伴いまして、これまでに経験のない急拡大をしたものと考えております。しかしながら、１日の新規感染者数が最高800名を超えた時期もございましたが、今現在は少しずつ減少しておりまして、減少傾向にあるものというふうに認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　当局の見解では、県外から来る人数も減っており、県外の流行も収まりつつあるため、飲食関係の感染が減少してきたと分析しているというふうな報道もございました。これはピークアウトしているという判断をしているのでしょうか、伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほど申し上げましたとおり、減少傾向にあるというふうに認識しておりますので、ピークアウトしているものと考えます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　今、ピークアウトという判断をしているということでございますけれども、宿泊施設で療養中の人数が275名となっておりまして、宿泊療養施設は現在何室準備されて、それが稼働しているのかを教えていただきたいということと、以前、宿泊療養施設の室数を1400室を確保するというようなお話もございましたけれども、現在の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現在、県では宿泊施設の部屋の確保数としまして、752室を確保しているところでございます。前にも答弁申し上げた1400室というのは、全体で1400室を確保するだけの予算を確保しておりまして、それに向けて取り組んでいるというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　分かりました。

次に、入院療養調整中や自宅療養中の医療体制をお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時47分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　９月23日現在の自宅療養中の数で申し上げますと、現在717名という状況でございます。ピークのときには3000名近い数があったと認識しておりまして、非常に厳しい状況がございました。ただ、自宅療養中の方々をしっかりと観察する必要がございますので、健康管理センターというものを県のコロナ本部の中につくりまして、日々の健康観察を行うとともに、それから在宅診療及び訪問

看護なども通しまして、自宅療養中の経過がちゃんと把握できるような体制を構築してきたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　まず、本当にこういう感染においては初期の段階といいますか、その段階をいかにして減らしていくか、それが非常に重要なことだと思います。現在ピークアウトしているという状況でありますけれども、そういったものをしっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

次に、新型コロナ感染者の重症化を防ぐために抗体カクテル療法の自宅での投与が可能になっているというふうに聞いております。県内の抗体カクテル療法の実施状況というものを教えていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○下地　康教君　今、通告外の質問が多いという御指摘がありました。確かにそういうこともあると思うんですが、今まで私の質問に答えられるような、皆さんいろいろな対応をしてきていただいたと思いますけれども、私の通告に沿ってそれでは質問していきたいと思っております。

まず、緊急事態宣言が９月30日まで延長されたということですけれども、これの行動制限の緩和の対策をどのように検討しているのか、それを伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、緊急事態宣言が長期化する中、緊急事態宣言の解除及び経済活動再開に向けた見通しというものを作成しまして、県民や関係団体と共有することで、より一層の感染対策をお願いしてきたところでございます。見通しの中では、新規陽性者数が200人から100人程度までを段階的解除期間としまして、緩和していくための議論を開始する目安としたところでございます。今般の感染状況等を踏まえまして、まずは土日の大規模集客施設の休業要請を解除することを昨日決定したところでございます。なお、対策緩和等につきましては、感染状況のみならず、医療提供体制の負荷、変異株の動向など様々な要素を考慮しまして、国との調整、専門家等の意見を踏まえた上で方針を決定することとしております。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　その緊急事態宣言の行動制限の緩和については、いろいろな考え方があると思いますけれども、まず緩和をするためには今の感染状況をどのように抑えていくか、そういったことも大事だと思っております。感染状況を抑えるに当たり、抗体カクテル療法、そういったものが有効に機能するかというふうに思いますけれども、その抗体カクテル療法に関する皆様方の見解、またそれに対するこれからの方策をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　抗体カクテル療法につきましては、軽症者向けの初期段階での治療として有効であるということでございますので、県としましても、抗体カクテル療法に用いられる中和抗体薬について、現在、県内の30の医療機関が国から配分を受けて患者への投与が行われているところでございます。医療現場において活用が進んでいるという状況にございますけれども、また、県の設置しております一時待機ステーション、沖縄市のほうでも22日から開始をさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　この抗体カクテル療法につきましては、発症から７日以内という時間制限の中で、投薬後に約１時間程度の経過観察が必要であるというふうにしておりますけれども、こういう条件をクリアするためにはかなりの医療関係者の確保というものが問題になってくるのかなと思います。その辺りはどういうふうに捉えているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まずは外来で診療を行っている医療機関において、適切に抗体カクテル療法が行えることが一番かなというふうに思っております。現在、先ほども申し上げましたとおり、県内の30の機関でそれが行われておりますので、そこも進んでいくことが重要であると考えます。ただ、外来を通らないで、例えば自宅療養であったり宿泊療養施設にいる方々についてこのような療法が必要な場合もあるということもありまして、今回沖縄市の入院待機ステーションが少し落ち着いてきておりますので、そこでまずは始めてみるということでやっているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　この抗体カクテル療法においては、まずは例えば自宅療養中であったり、そういった方々に処方するような考え方というのはあるんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず、投与の対象者としましては、先ほど議員からもありましたように症状発症から７日以内というところと、それから酸素投与を要しないけれども重症化因子を有する方というような対象者の選定をする必要がありますので、これはコロナ本部の医療コーディネーターとも協力しながら、どのような方を御案内するかというところを検討する必要があると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　それでは、今現在のところ抗体カクテル療法というのは基幹病院など、そういったところで実施をするという考え方であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まずは、外来等でコロナを受け入れていただいている医療機関で適切にやっていただくというのが一番だと思っております。ただ、なかなかそこに御案内しにくいという方々のためにも、沖縄市に設置しています入院待機ステーションで中和抗体薬の投与を開始しているところでございます。また、施設等にいらっしゃる方々を自宅という扱いで、そこで自宅療養というような形で投与ができないかということも調整させていただいているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　抗体カクテル療法は、ワクチンの接種率を上げるというものと併せて、コロナを抑え込んでいくには非常に有効な手段だというふうに思っておりますので、その抑え込むことによって、先ほど申し上げましたような行動制限の緩和を十分検討できるような段階に持っていけるのではないかなと思っておりますので、その辺りもしっかり対応していただきたいというふうに思っております。

次に、ワクチンが接種できない12歳未満の子供たちの感染対策でございますけれども、先ほども申し上げました抗体カクテル療法も12歳未満は対応できないと、適用できないとなっているようでございますが、その辺り、12歳未満のそういった感染防止対策をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員おっしゃいますとおり、投与対象者には12歳以上かつ体重40キロ以上という制限がございますので、12歳未満の子供たちをどうやって守っていくかという課題はございます。それから、県内の状況としましては、デルタ株への置き換わりと高齢者へのワクチン接種の促進によりまして、感染の中心世代が10歳未満、または10代になりつつあるという状況もございます。

県としましては、ワクチン接種のできない12歳未満の子供たちの感染を防ぐには、12歳未満の子供を持つ御家庭の方にまずはワクチン接種について積極的に御検討いただきたいということで、知事からもコメントを発して発信を強めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　この12歳未満の感染問題ですけれども、その子供たちを持つ親の感染や濃厚接触者となった場合の支援の対策、そういったものはどのようになっていますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時０分休憩

午後２時０分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　12歳未満のお子さんをお持ちの御家庭については、先ほども申し上げましたとおり、ワクチンの接種を積極的に受けていただきたいという発信を県からしているということと、それから支援としましては、12歳未満の子を持つ親だけではなく、自宅療養等になる方については食料等のお届けをしたり、あとは宿泊療養所への御案内――ただ、小さなお子様がいらっしゃいますので自宅療養となる場合が多いかもしれませんけれども、その辺の生活回りの部分を市町村とも連携しながら強化していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　子供たちの命を守る、また感染を防止するという意味では非常に大事なことだと思っております。また実際、感染をされた御家庭、そういったところが、食料支援とか、そういったものを非常に困窮している場合がありますので、その辺りも非常に支援をしていただきたいと思っております。

さて、次に学校に関しての感染防止関係ですけれども、オンラインなどで学習の支援を行っております。運動会や修学旅行など学校行事の延期・縮小、部活動の原則中止といった要請は引き続き維持をしながら、27日からは分散登校を原則通常登校に戻すというふうになっておりますけれども、今学校現場で感染対策、また感染の状況がどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時３分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

感染の状況、それと対策ということでございます。感染状況としましては、デルタ株の置き換わりで子供たちにも感染が増えておりまして、参考までに私どもで持っています統計によりますと――学校からの報告になりますけれども、令和３年１月から８月までで、児童生徒が3145人感染しているという状況がございます。

教育委員会としましては、学校において、これまで感染防止対策を徹底して学校内の感染リスクを最大限に低減させ、学校運営を継続し、児童生徒の学習に努めてきているところでございます。またあわせて、急激な感染拡大がございましたので、ここは関係の各課と連携を取りまして、学校内の感染拡大と学習保障の観点から、接触者に広くＰＣＲ検査を実施して、安心して学校が運営できるようにということをやっております。おかげさまで学校ＰＣＲ検査が開始されてから学校内での感染の割合は減っています。ただ一方で、やはり家庭内感染が増えているという状況がございますので、体調が悪い生徒については御自宅で療養するというところでしっかり守りつつ、学習を保障して、また御自宅にいる間はオンラインをしっかりやっていくということで、その辺は両方しっかり丁寧にやりながら情報提供させていただいているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 下地康教君。

○下地　康教君 次に、観光関連事業のホテル等の宿泊施設事業に対する運営資金の支援策についてでありますけれども、やはり今緊急事態宣言を含めた長引く行動制限によって、観光関係の業者、特にホテル関係、非常に苦慮しております。それに関する支援策をちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（赤嶺　昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

県では、昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象にしまして、３年間実質無利子、据置期間５年以内の新型コロナウイルス感染症対応資金を創設しまして、資金繰りを支援してまいりました。今年度は、運転資金に活用でき、金融機関が伴走支援する新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金を創設しまして、さらに最大３年間実質無利子となる県独自の利子補給事業を実施しております。

県としては、引き続き円滑な資金繰りを支援しまして、観光関連事業者を含む中小企業者の事業の継続につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君） 下地康教君。

○下地　康教君 この支援策をしっかり行っていただきたいと思っております。これは、お客さんがやっぱり少ない、収入が少なくなるということは、従来その運転資金や施設資金、人件費など固定費用がどんどんどんどんかさんでいくと。それで次の行動制限が解除されたときに営業を続けていく、それまでもたないというような声が非常に聞かれております。そういう意味では、しっかりと支援対策をやっていただきたいと思っております。

次に、農業水産行政について質問していきたいと思います。

まずは沖縄県の農業振興の計画について、概要をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、担い手の育成・確保、生産基盤整備の推進などに取り組んでいるところであります。これらの取組の成果としては、農業産出額や拠点産地数の増加、全国的にも有数の子牛供給産地となった肉用牛など、着実に現れつつある状況にあります。

○議長（赤嶺　昇君） 下地康教君。

○下地　康教君 農業生産額を都道府県別に見ますと、沖縄県は生産額が約1000億円、全国的に33位となっております。隣の鹿児島県は5000億でございまして全国２位。全国の１位は北海道、これが桁違いといいますか、１兆2700億円。そういう農業生産額を出しているんですけれども、沖縄の農業生産額の約16.3％がサトウキビ、それで45.4％が畜産となっておりまして、沖縄県の農業生産額の全体の60％以上をこの２つの品目が占めています。それによって、今沖縄県の農業生産額の金額も合わせて、２つの主要品目も合わせて、これからどのような目標といいますか、振興計画を持っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 目標のところをこれまでの達成状況ということに置き換えて回答したいのですが、農業産出額は平成23年の800億円から177億円増の977億円となっておりまして、この内訳で見ますと、サトウキビが152億円で平成23年から54億円の増、肉用牛で239億円となっておりまして23年から

103億円の増、ちなみに野菜・花卉類もありまして、野菜が26億円の増、花が２億円の増ということになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　私は沖縄県における農業の特徴、それに合わせたサトウキビと畜産業が大きなウエートを占めているというところで、それを生かした農業振興計画、そういったものをお聞きしたかったんです。それは今いろいろな現状を御説明していただきましたけれども、これからも農業における課題といいますか、この大きな２つの柱の、それを伸ばしていくような課題というものをお聞かせいただけませんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　農林水産業は県民生活に必要不可欠な食料安定生産、供給する機能を有するとともに、食品製造業などの関連産業を含めた地域経済や雇用の波及効果など重要な役割を担っていると考えております。このため、新たな振興計画では、戦略的な販路拡大や輸出促進、６次産業化の推進や流通の合理化などの新たなバリューチェーンの構築、担い手の育成・確保やＤＸの推進など、攻めの農林水産業による成長産業化を通じ、本地域経済の活性化や農林業家の所得向上を実現してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　私もこれから農業に関することをしっかりと勉強していきたいと思っておりまして、私の宮古地区においても農業は基幹産業となっておりますので、その中でも宮古は農耕地、耕地面積が島全体の約半分近くを占めているというエリアでございますので、サトウキビ栽培も盛んであります。そういった意味では、やっぱりサトウキビ、畜産業、それをどういうふうにして伸ばしていくか、それが一番非常に大きな課題でもあるし、またこれからの農業の振興に大きく関わってくるものと思っておりますので、その辺りをしっかりと県のほうでも、一緒になって振興策を図っていただければと思っております。

次は、農林水産物の流通不利性解消事業についてであります。

これまでは当該事業においては一括交付金で実施されていたという状況でありますけれども、新たな沖縄振興計画では、不利性解消輸送費補助という形で新規の補助制度を要求していく必要があると思っておりますが、この新たな振興計画の中では、新しい補助が設けられるかどうか、またそれをどういうふうにして当局の皆様方は振興計画の中に入れようとしているのか、それをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　県では、新たな沖縄振興のための制度提言において、地理的不利性の解消に向けて、現行事業の発展的な承継を図り、引き続き輸送費コスト低減対策を推進するため、２つの制度を提言しておりまして、内閣府、国等との調整を進めているところであります。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　これは従来の一括交付金という形ではなくて、しっかりと別建てで補助制度をつくって、輸送費補助の制度を確立させて、しっかりと沖縄のハンデを克服していくようなものをつくっていただきたいと思っております。

次に、尖閣問題です。尖閣諸島に係る外国漁船操業等調査・監視事業についてお伺いしたいと思っております。

尖閣諸島周辺海域は宮古島市や石垣市、与那国町などの漁師にとって良好な漁場であります。また我が国の領海における安全が確保されなければならない海域でもあります。当該監視業務は、今や中国海警局の船舶による領海侵犯等により漁業の安全が確保できない状況に合わせて、台湾漁船などの操業状況及び漁場形成状況を調査・監視することを目的として調査業務を伴った操業を行うための助成制度がこの制度であります。

そこで、令和４年度における当該助成制度の予算は確保されているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　沖縄漁業基金については国が予算措置しているため、県としては、当初予算で措置されているか、理由については分からない状況ですが、沖縄漁業基金は日台漁業取決めの影響緩和を目的に設置されていることから、県としましても、当初予算で確実に確保されるよう、水産団体等と連携して国に対して要請を行いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　現場の漁民の皆様方は、調査・監視業務、それの予算が見えないという形で非常に不安がっております。そういう意味では、やはり事業自体が、県とちょっと離れた外郭団体というんですか、公

益財団法人沖縄漁業振興基金というところでその予算が確保されているという話になっておりますけれども、やはり、そういったものが漁師の皆様方、現場の皆様方にこの事業費がついているかどうか、またどういうふうな形で、そのつく時期、そういったものをしっかりと現場に情報を提供していただきたい。そういったことが非常に不安な要素になっておりますので、ぜひこれは県の農林水産部、しっかりと考えていただきたいと思っております。

次に、下地島空港についてでございますけれども、第３次下地島利活用計画の募集内容について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

下地島空港の周辺用地の利活用促進のために、平成26年度から利活用事業に取り組んでいるところでございますけれども、今回、第３期事業といたしまして、空港及び航空関連ゾーン、そして観光リゾート・コミュニティーゾーンにおいて、民間事業者からの募集を幅広く行うところでございます。９月１日には沖縄県のホームページに募集要項を公開し、９月13日にウェブによる説明会を開催したところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　下地島空港におきましては、第17エンドというエリアがございまして、ここのエリアは管理用道路となっていて、一般車両が通行禁止になっています。しかしこのエリアは、宮古島の海の宮古ブルーと言われるような絶景ポイントでありまして、ぜひこの管理用道路の一般車両の通行を何とかできないのか、その検討をしていただきたいと思いますけれども、なぜそういうふうに通行止めになっているのか、その内容をお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

17エンドの管理用通路につきましては、空港建設の埋立当時に進入灯火等の空港建設の維持・補修等を目的として設置したものでございます。伊良部大橋が開通したことによりまして、平成27年１月以降、レンタカーや大型観光バスの通行がかなり増加しております。そして駐停車車両や見学者による交通混雑や、また空港の場周柵――フェンスに衝突損壊事故が発生しております。それで交通安全及び空港の保安の管理上問題となったことから、現在車両の乗り入れを制限している状況でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　最後の質問になりますけれども、地元の宮古地区の伊良部高校の跡地利用についてお伺いしたいと思います。

この跡地利用に関するいろんな計画が県に持ち込まれていると思いますけれども、これまでの跡地利用の計画の内容を教えていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

伊良部高校の跡地及び施設の利活用につきましては、公有財産の管理運営方針等に基づきまして、県の各部局、また宮古島市へ跡地、それと施設の利用について照会を行い、該当がないという回答をいただいたところでございます。現在、跡地の境界確定の準備を行っているところであり、今後の利活用に向け、関係部局とも連携しながら、計画的に取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○下地　康教君　どうもありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

〔石原朝子さん登壇〕

○石原　朝子さん　沖縄・自民党、石原朝子でございます。

通告書に従い、一般質問をいたします。

１、新型コロナ予防対策について。

本県の緊急事態宣言、４か月になりました。新規感染者も減少傾向にあります。しかしながら、ワクチン接種については他県に比べて遅れが目立ちます。感染防止への最大の対策はワクチンの早期の接種であります。ワクチン接種を年齢問わず急ぐべきであります。

そこで伺います。

(1)、沖縄県の年齢別ワクチン接種状況及びワクチン接種率の向上に向けた取組を伺います。

(2)、県の広域接種センター等で実施されています若者の優先接種については、接種人数が少なかったようですが取組の改善が図られたのか伺います。

(3)、受験シーズンを迎えるに当たり受験生の優先接種の取組を伺いたい。

(4)、優先接種を行ったエッセンシャルワーカーに関して、教職員、県立病院職員等の接種状況と未接種者への対応を伺いたい。

(5)、妊産婦の濃厚接触や感染で診察が受けられない事態を防ぐための県の取組と医療機関への支援など伺いたい。

(6)、障害者や県内で居住する外国人のＰＣＲ検査や予防接種の情報提供や相談体制について伺いたい。

２、福祉施策について。

新型コロナ感染拡大で、私たちの生活様式は大きく変わりました。特に高齢者や障害者の暮らしは大きく影響を受けています。感染予防対策を講じる中で新たなバリアができつつあることが懸念されています。県として、高齢者や障害者の暮らしがどのようなことで困っているのか、実態調査の取組も求められます。

そこで伺います。

(1)、コロナ禍で介護サービスの提供を拒む事案が発生していると聞くが、県内の現状と県の対応を伺いたい。

(2)、長引くコロナ禍で高齢者（介護保険受給対象者）の介護度に影響は出ているのか。今後フレイル状態に陥る高齢者等が増加すると懸念されているが、県はどのような対策を講じているのか伺いたい。

(3)、コロナ禍により障害者の暮らしは大きく影響を受けています。周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプカードの普及状況を伺いたい。

(4)、緊急事態宣言等に伴う生活保護業務における対応についてということで厚生労働省より事務連絡があると思うが、生活保護を受ける要件の緩和がなされているのか。県内の生活保護申請件数は増えているのか伺いたい。

(5)、新型コロナウイルス感染症の影響等により住宅を失った者に対する県営住宅への一時入居状況について伺いたい。

３、我が党の代表質問との関連について。

仲村家治県議の代表質問中、３、農林水産業の振興について (3)、県内かんがい施設等の基盤整備についてです。

私の６月の代表質問でも質問しましたが、「整備が遅れている南部圏域において、整備促進のため調査検討を行っております」との答弁でした。県においては、長期にわたり南部圏域のかんがい施設等の基盤整備の調査検討を実施しています。にもかかわらず、基盤整備が遅々と進まないことに疑問を感じざるを得ません。

次のことを伺います。

(1)、国営土地改良事業地区調査「島尻地区」事業構想の事業内容となぜ事業が実施されなかったのか、また事業の再取組もあるのか伺いたい。

(2)、県や国がかんがい施設基盤整備を今後どのような取組をするのか伺いたい。

５(9)、今年度最終年度となっている子供貧困対策計画について関連して、子供の貧困対策事業は島尻安伊子氏が沖縄担当大臣のとき、平成27年度導入が決定された事業であります。現在、玉城知事が最重要施策として取り上げる事業であります。この事業の導入決定に向けて、国会議員として御尽力してくださったことに感謝の意を表さずにはいられません。

では次のことを伺います。

(1)、事業スタート時、貧困率29.9％から、事業６年取り組んで改善がされたのか。

(2)、離婚率、ひとり親の出現率、10代の出産の推移、全国比較を伺いたい。

(3)、次年度、内閣府は子供の貧困対策メニューとして、性や妊娠・出産・子育てに関する教育や相談事業、妊娠などで悩む女性に対する相談支援事業が盛り込まれるとの新聞報道がありますが、県は把握しているのか､また盛り込まれた理由と事業内容を伺いたい。

(4)、新しく盛り込まれる事業と類似する事業内容をこれまで県は取り組んでいなかったのか、取り組んでいたのであれば、どのように取り組んでいたのか伺いたい。

以上、答弁を聞いて再質問させていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　石原朝子議員の御質問にお答えいたします。

１、新型コロナ予防対策についての御質問の中の(1)、ワクチン接種状況及び接種率向上の取組についてお答えいたします。

９月21日時点のＶＲＳ（ワクチン接種記録システム）により、１回目の接種率を申し上げますと、12歳から19歳は41.2％、20代から30代は50.0％、40代から50代は67.8％、60代以上は86.7％となっており、年代が上がるにつれ、接種率が高くなっております。沖縄県では、各市町村と意見交換等を行い、若者世代への接種勧奨のため、あらゆる媒体を活用した広報を行うとともに、12歳以上の子供たちへの接種体制構築のため、医師の派遣調整を行うなど、市町村における接種が加速化するよう支援しているところです。また、県が設置しているワクチン接種センターにおいては、接種枠の拡大、当日受付の実施、若者世代に対する優先接種等の実施により、ワクチン接種の加速化を図っております。さらに、県民に対しては正しい情報を発信するなど、ワクチン接種を受けられない12歳未満の子供たちを守るということも意識をしていただき、ワクチン接種を前向きに考えてもらうための働きかけを行っているところであります。これらのさらなる取組により、可能な限り早期に全人口の70％以上へ接種が実施できるよう全力で取り組んで

まいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、新型コロナ予防対策についての御質問の中の (2)、若者の優先接種についてお答えいたします。

去る９月８日から、県の広域接種センターで実施した若年層への優先接種については、土曜日と比較すると、平日である水曜日の接種者数が少なくなっております。そのため、若年層のニーズを踏まえ９月18日以降は、土曜日及び日曜日に接種を実施するよう見直しを行ったところであります。県としましては、今後とも若年層が接種しやすい環境の整備及び広報の強化に取り組み、若年層へのワクチン接種の促進に努めてまいります。

同じく１の (3)、受験生の優先接種についてお答えいたします。

受験生に対する優先接種については、一部の市町村において、接種機会を確保するための取組が行われております。県では、９月から広域ワクチン接種センターでの接種対象者を12歳以上に拡大するとともに、学校等に対し接種を希望する受験生の優先接種への協力を要請しているところであります。

同じく１の (4)、エッセンシャルワーカーの接種状況についてお答えいたします。

県では、ワクチン接種センター３会場において、エッセンシャルワーカー等の接種を行っており、９月20日現在、２万6311人に接種を行っております。今後は、接種がまだ済んでいないエッセンシャルワーカー等に対して、市町村及び関係団体等を通じて、積極的に呼びかけ、ワクチンを接種していただくよう取り組んでまいります。

同じく１の (5)、妊産婦及び医療機関への支援についてお答えいたします。

沖縄県において妊婦が陽性となった場合の対応については、周産期のコーディネーターを中心に、各産科医療機関と体制を構築し入院や療養の調整を行っております。濃厚接触者については、かかりつけ医に相談してもらい、医療的な対応が必要であれば、かかりつけ医とコーディネーターが連携し、コロナ対応が可能な産科医療機関で診察を行う仕組みを取っております。また、コロナ対応が可能な産科医療機関には、院内感染防止のために必要な設備整備等に対して補助を行っております。

同じく１の (6)、障害者及び外国人の検査、ワクチン等についてお答えいたします。

県では、発熱疑い及びＰＣＲ検査に係る相談窓口としてコールセンターを開設しておりますが、電話相談が難しい障害者等については、ファクスによる相談を受け付けております。外国人については、コールセンターにおいて、相談時の状況に応じて、英語ができるオペレーターによる相談対応、厚生労働省外国人相談窓口への案内、相談者の知人等を通した代理相談等の対応を行っております。また、障害者等へのワクチン接種については、入居型及び通所型障害者施設における接種状況を確認の上、市町村と協力して、接種が完了していない施設への支援を行っており、外国人については、厚生労働省が作成した外国語によるワクチンの案内情報を市町村に提供しているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　１、新型コロナ予防対策についての御質問の中の (4)、県立病院職員のワクチン接種状況についてお答えいたします。

県立病院職員におけるワクチン接種の状況については、９月10日現在で対象職員4795人のうち２回目のワクチン接種まで完了した職員の合計が4441人で、接種率は約93％となっております。未接種者については、健康上の理由等から接種できない職員以外に対しては、ワクチン接種を積極的に受けるよう勧奨するとともに、未接種者に発熱等の症状がある場合は、速やかにＰＣＲ検査を受けさせるなど、病院運営に支障がないよう職員の健康管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、新型コロナ予防対策についての御質問の中の (4)、教職員のワクチン接種状況についてお答えします。

県立学校教職員のワクチン接種状況は、８月末日時点で約73.8％となっており、９月以降に接種予定の教職員を合わせると、約90％の教職員がワクチンを接種する見込みとなっております。

県教育委員会では、引き続き関係部局等と連携を図りながら、ワクチン接種の有効性について周知するとともに、継続した感染症対策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　２、福祉施策についての御質問の中の (1)、介護サービスの提供拒否についてお答えいたします。

介護事業者は、コロナ禍においても職員不足など正当な理由がない場合、サービスの提供を拒んではならず、感染者の発生等による休止など介護サービスの提供が困難な場合は、ケアマネジャーへ連絡し、他の事業者等を紹介するなど必要な措置を講ずることとされております。県では、国の通知等を踏まえ、市町村及び事業者等に感染防止対策を徹底した上で必要な介護サービスを継続的に提供するよう努めることを周知をしているところであります。

県としましては、サービス提供状況の確認に努めるとともに、再度周知徹底を行うなど、必要な介護サービスの確保に取り組んでまいります。

同じく２の (2)、コロナ禍による高齢者の介護度等についてお答えいたします。

本県の令和３年５月末時点における要介護認定率は17.9％と新型コロナウイルス感染症の影響が出始める前の令和元年度末と比べ、0.2％上昇しております。また、多くの市町村において、体力低下等の相談が寄せられていると聞いております。県では、高齢者の健康を守る観点から、リハビリ専門職の団体等と連携し、コロナ禍における体力維持等に係る取組事例の提供や有識者による個別支援等を行い、市町村が感染拡大防止に配慮して実施する介護予防等の取組を推進してまいります。

同じく２の (3)、ヘルプカードの普及状況についてお答えいたします。

県においては、平成30年10月からヘルプマークを作成し、県内各市町村窓口で配布しており、令和３年３月末時点の配布数は、2926個となっております。同制度については、チラシ・ポスターを市町村、公共交通機関、学校、社会福祉協議会等へ配布し、ステッカーをバス会社へ配布するとともに、県の広報媒体を活用し、県民への広報啓発を行ってきたところであり、さらなる認知度向上に向け、引き続き周知啓発に取り組んでまいります。

同じく２の (4)、生活保護の要件緩和等についてお答えいたします。

本年４月から７月までの生活保護の申請件数は、速報値で昨年同期間比6.4％増の1701件となっております。要件の緩和等については、保護開始時に就労が途絶えていても、新型コロナによる影響の収束後、収入の増加が見込まれる場合には、通勤用自動車を処分しなくとも保護を開始できるなどの弾力的運用が認められております。制度の広報については、生活保護の申請は国民の権利であり、ためらわずに福祉事務所に相談するよう周知用チラシを町村各世帯へ配布しているところです。

次に３、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の (4)、離婚率等についてお答えいたします。

令和元年沖縄県人口動態統計によると、人口1000人当たりの離婚率は、本県が2.52件、全国が1.69件、10代の出産割合は、本県が2.2％、全国が0.9％と、いずれも本県が全国より高くなっております。また、平成30年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査によると、本県の母子世帯の出現率は4.88％で、平成28年度全国ひとり親世帯等調査の全国の2.47％より高くなっております。

同じく３の (5)、次年度の内閣府子供の貧困対策についてお答えいたします。

内閣府が８月に示した新たな沖縄振興策の検討の基本方向案では、沖縄の子供たちが自分の将来の人生計画を自己決定するために、性の知識、その他結婚、妊娠・出産、子育て、仕事について学べる機会を提供する必要があるとされており、これを踏まえた概算要求がなされております。事業内容は、居場所等における子供等を対象とした保健師による保健に関する教育や相談支援、本人の希望と自主的な選択による結婚、妊娠･出産、子育てのための相談支援となっております。

同じく３の (6)、国の新規事業と類似する県のこれまでの取組についてお答えいたします。

県では、若年母子やひとり親家庭を含む全ての親子を妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する母子健康包括支援センターの設置促進に取り組んでおります。また、市町村においては、沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用した若年妊産婦の居場所事業において、出産・育児に関する相談・指導や家計管理に対する助言、就労のための支援等を総合的に実施しているところです。

同じく３の (7)、子供の貧困率の改善状況についてお答えいたします。

県では、平成27年度から小中学生期、高校生期、未就学期のライフステージごとに子ども調査を２回ずつ実施し、困窮世帯の割合を算出しております。その結果、小中学生調査では29.9％から25％へ4.9ポイント減少、高校生調査では29.3％から20.4％へ8.9ポイント減少、未就学児調査では23.3％から22％へ1.3ポイント減少と、いずれも改善しておりますが、依然として高い割合を示しているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　２、福祉施策について (5)、県営住宅への一時入居の状況についてお答えいたします。

県営住宅における新型コロナウイルス感染症関連の一時入居については、34戸を確保し、令和２年６月から募集を開始しております。令和３年８月末までに76件の相談を受け、８件の入居を決定しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　３、我が党の代表質問との関連についての (1)、国営土地改良事業地区調査「島尻地区」の事業内容についてお答えいたします。

国営土地改良事業地区調査「島尻地区」は、平成17年度から平成21年度まで、国により調査が実施されたものです。その調査内容は、国営島尻土地改良事業計画書案によると、県下水道事務所那覇浄化センターの放流水を活用して、豊見城市・糸満市・南城市・八重瀬町を受益とする1548ヘクタールの農業用水を確保することを検討したものとなっております。

同じく３の (2)、事業が実施されなかった理由及び再取組の有無についてお答えいたします。

国営土地改良事業「島尻地区」については、県下水道事務所那覇浄化センターの放流水を農業用水に活用するに当たり、再処理費用などの維持管理費が高いことから、受益農家の同意が得られず、事業導入に至らなかったところであります。なお、同事業の導入は極めて厳しい状況であるため、農業用水については、他の手法による確保を進めていくこととしております。

同じく３の (3)、国や県の事業の動向についてお答えいたします。

国及び県では、糸満・八重瀬地域の水需要を踏まえ、既存水源の効率的な活用に向けた検討を実施しているところであります。また、その他地域においても、多様な手法による水源整備に向けた、河川等の流量観測等を実施しているところであります。

県としましては、引き続き国、市町村等と連携して農業用水の確保に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

○石原　朝子さん　新型コロナ予防対策について、(1) のほうですけれども、いろいろな取組をして接種率の向上に取り組んでいるようですけれども、その中で不安解消にも取り組んでいらっしゃるようですが、具体的にどういった不安解消の取組をされているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まずはワクチンの効果、それから副作用などについて不安に思われる方々が多いと聞いておりますし、ＳＮＳ上で正確ではない情報なども飛び交っているという状況もございますので、そういった正しい情報を発信することが重要と考えておりまして、県のホームページで公表するとともに、チラシなどを配布して分かりやすい形で発信をするよう努めているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

○石原　朝子さん　そういったワクチン接種に対しての不安解消はとても必要だと思っております。そこら辺のホームページあたりでも載せられているのは見ました。やはり今のコロナを収束させるためにはワクチン接種は急務だと思っておりますので、ぜひそこら辺も県民に多く知らしめたほうがいいかと私は思っております。

ちょっと休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時52分休憩

午後２時52分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○石原　朝子さん　新型コロナ予防対策の (5) の妊産婦のほうなんですけれども、県内で８月に感染した妊婦は160人という報道がありましたが、現時点ではどういう状況でございますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県内の妊婦の陽性者数についてですけれども、昨年の４月から今年の７月までで169件だったところが、８月には１か月で169件と出ておりました。現在、９月１日から20日までの数字で申し上げますと、58件というところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

○石原　朝子さん　分かりました。

また、もし妊産婦がコロナに感染した場合の離島を含めた病床の確保状況は、どういう状況になっていますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほど答弁でも申し上げましたが、妊婦が陽性となった場合につきましては、周産期のコーディネーターという方を中心に各

産科医療機関と体制を構築して、入院調整ができるような形で進めているところでございます。妊婦が陽性となり分娩となった場合におきましては、北部、中部、宮古、八重山の各県立病院と、それから琉球大学病院で対応しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

○石原　朝子さん　分かりました。

(4)、エッセンシャルワーカー、教職員、県立病院のほうも接種率の――教職員の場合は９月以降の接種見込みも含めて90％と高い率で皆さん接種に向けて取り組んでいるようですので、安心しております。

(6)、障害者や外国人のＰＣＲ検査、予防接種、私の周りにも目の不自由な方もおりまして、皆さんも御存じかと思いますけれども、ワクチン接種の通知等も日本語、点字ではないので、その通知が来たことすら分からないという相談もありました。そこら辺、障害の方々の情報、なかなかワクチン接種についてもＰＣＲ検査についても情報が行き渡らない、困っている方がたくさんいらっしゃいます。そこら辺はやはり市町村のほうにもその障害に応じた対応をするようにということで、県のほうから助言をしていただきたいなと思っております。

外国人に関してもそうでありますけれども、やはり言葉が、言葉はしゃべれてもまだ文字がしっかりと読めない、理解できない方もいらっしゃいますので、そこら辺もやっぱり市町村がケアできるように、支援できるように取り組んでいただきたいと、県のほうから市町村に通知でもしていただけたら助かると思います。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後２時56分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○石原　朝子さん　質問が前後しますけれども、よろしくお願いします。

我が党関連の質問で、子供の貧困対策、今回の最終報告のもので41指標のうち11指標が達成されたということですけれども、この６年間で41指標を達成するのはやはり厳しいかと思っております。また今までの41指標の事業内容も、やはり沖縄の場合はスタートのときからひとり親世帯の出現率が高いという、その原因の解決に向けた事業、取組を重点的にやるべきではないかと私は思っております。

今回、国が性や妊娠・出産、子育てに関する教育、また妊娠などで悩む女性に対する相談支援事業、それを重点的にメニューとして入れたのは、私は時期が本当に遅いかなと思うぐらいです。やはりこれまでの子供の貧困を解消する事業計画は、対症療法でしかなかったのではないかと思っております。やはり根本的な、その原因となっている性や妊娠・出産、子育てに関する教育こそ、今後次期計画の中には重点的に盛り込んで、取り組んでいただきたいなと思っておりますけれども、担当部長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　子供たちが将来の夢や希望に向かってどのような形で学びを続け、そして結婚、妊娠・出産といったような人生計画を立てて送っていくかということは重要なことだと思っています。

今回の内閣府の予算はまだ概算要求の段階ですので、詳細な中身は分かっていないところですけれども、そういった子供たちが抱える思春期の性の悩みを含めた保健分野に関する知恵を持った人材からのアドバイスをすることによって、例えばひとり親家庭が多い、御家庭のお子さんには異性の親の方に相談をすることもなかなか相談しづらい状況があるであろうと思っていますし、そのようなことを含めた相談のしやすい環境整備を図っていくための事業ということであれば、非常に県といたしましても、これをもし予算化できましたら国と一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。議員がおっしゃるところの人生設計、家族計画も含めたところでの相談支援にも資することができるような事業になるといいなというふうに期待しております。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

○石原　朝子さん　子どもの貧困対策のビジョンでも13項目掲げておりますけれども、その13項目の最後の、愛情にあふれる父母や安心して子育てをする保護者が増えていますというビジョンを掲げております。やはりそのビジョンを達成していくためにも、今回の新しいメニューとして出てきたこの事業は大変重要なものだと思っております。やはり子供の貧困解消を、沖縄の場合はその原因を、根本を解決していく取組をしなければ、対症療法では、今のままでは達成は難しいと思いますので、ぜひ次年度、この新規メニューが取り組まれるのであれば、重点的に県のほうも市町村とタイアップをして実施していただきたいと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後３時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○石原　朝子さん　我が党質問の県内のかんがい施設の件、再質問させていただきます。

先ほど平成17年、本当に古い事業ではありますけれども、南部島尻地区は土地改良に40年前から取り組んでおります。その土地改良は進んでいるにもかかわらず、農業用水がなかなか確保できていない。それは本当に大変な土地改良をして立派な農地はあっても、水がなければなかなか作物が、収益の上がる作物に取り組むにもなかなか難しいところがあります。

県としては今、調査をしているということですけれども、具体的にどういった調査を、どの地区でどういうふうな調査をされているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　糸満市北部と八重瀬町の旧東風平地域は、国において隣接する国営沖縄本島南部地区の受益の再編によって生ずる既設地下ダムの余剰水等を水源として、用水再編の可能性を含めて検討するというものになっております。あわせて、糸満北部と八重瀬地域の予定されるそれ以外の水源の開発としては、米須地下ダム、慶座地下ダム、与座ガー等、それから畑面集水、農業集落排水事業地区である雄樋川及び港川地区からの処理水の再利用など、新たな水源等を含めて、この辺はちょっと考えているところであります。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

○石原　朝子さん　かんがい施設につきましては、国が主導していく場合もあるかと思いますけれども、やはり前回……。

ちょっと待ってくださいね。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時３分休憩

午後３時３分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○石原　朝子さん　前回、国が県と一緒に取組をしました国営土地改良事業地区調査「島尻地区」事業構想というものは、住民説明会も住民の方は行かれたようですけれども、その際、その当時やはり県の取組の意欲がなかったのではないかというお話がされていました。やはり国主導ではあっても、こういった事業に対しては県も一つとなって、もちろん市町村もですけれども、そこら辺は国、県がタイアップをして事業の遂行に当たっていただきたいと思っております。そういった話を聞いたことはありませんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　土地改良事業、特に水源開発等につきましては、国、県、市町村、三者が一体となってすることが非常に肝要だと考えておりますので、しっかりと県は県の持ち場所をキープして、国、市町村とともに、本島中南部の水源開発も再編でまたできるように頑張ってまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

○石原　朝子さん　ぜひよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、緊急事態宣言等に伴う生活保護業務についてですけれども、今コロナ禍で支援も様々ありますが、やはり最後のとりでであります生活保護を活用することは本当に国民の権利でもありますし、そういった呼びかけをやはり県も市町村、福祉事務所もそうですけれども、しっかりと今必要とされている方々に呼びかけをしていただきたいと思いますし、このコロナ禍で緩和された内容も、もう一度分かりやすく答弁いただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　答弁申し上げましたコロナ禍における要件緩和につきましてですけれども、通常、生活保護の場合は、持っている資産を処分して生活に充てるようなことが前提となっておりますけれども、コロナ禍において一時的な収入減により生活保護状態に陥った場合には、その後の収入増が見込まれる場合はその自動車の処分をせずとも保護を開始できるといったような柔軟な対応が認められているというところでの答弁でございました。

そのほかにも柔軟な対応が認められるケースがございますので、県といたしましては、県内の福祉事務所にこのような取扱いができることを、また改めまして繰り返し周知徹底を図ることによりその運用に努めてまいりたいと思いますし、答弁申し上げましたけれども、県のホームページでも、申請は国民の権利であり、ためらわずに相談してくださいということを広報しているところでございまして、その周知にも繰り返し努めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

○石原　朝子さん　扶養状況の確認についてはどのような取扱いになっていますでしょうか。扶養状況の確認ですね。やはりみんな親族には知られたくないという当事者もいらっしゃいますので、そこら辺の答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　生活保護を行う場合は扶養照会が行われることになっておりますけれども、それがこの３月だったと思いますけれども、扶養照会の要件が緩和されているところでござい

ます。具体的には、扶養照会を行わなくてもよい場合ということで、親族による扶養が期待できない場合、例えば長年にわたり不仲の状態にある、音信不通の状態にあるといったようなケースが列挙されておりまして、そのようなケースにおいては扶養照会をせずとも保護の手続を進めていいという取扱いが認められたところです。

県といたしましては、この取扱いについても各福祉事務所に周知をして、その通知の趣旨に沿った取扱いを進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　石原朝子さん。

○石原　朝子さん　先ほどの生活保護の申請件数が上がっておりましたけれども、その内容としましては、通常の生活保護のものとコロナ禍で失業によって生活保護を申請された方という人数等は分かりませんか。後ほどその数字等も教えていただければ、よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　申請件数、相談件数の増については、トータルで現在把握しているところでございます。先ほど答弁申し上げましたようなコロナ禍での柔軟な対応として認められた事例というものについては把握しているんですが、その答弁でよろしければ、自家用車の処分をせずに保有を認めた件数というのが、本年９月１日時点で８件ございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　時間切れです。

○石原　朝子さん　分かりました。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時９分休憩

午後３時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

島尻忠明君。

〔島尻忠明君登壇〕

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時11分休憩

午後３時11分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○島尻　忠明君　皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党、島尻忠明です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、港湾計画改訂について。

来年復帰50周年を迎えるのに合わせ、現在新たな振興計画策定に向けた作業が加速しております。復帰後の５次にわたる振興計画の確実な実施により空港、港湾、道路などの社会基盤などの基幹インフラは、周辺離島も含めしっかりと整備をされ、島嶼県である本県の格差是正と経済発展、産業振興・育成に大きく寄与していたところでございます。現在、この間の50年を大きな節目として本県の地理的優位性を最大限に生かし、さらなる発展を目指した振興計画が望まれているものと思います。そのさらなる発展の礎、核となる一つが海の玄関口になる港湾であると考えます。そしてまさに今、本県の経済活動の中核をなす那覇港湾の計画改訂に向けた作業が、これまで改訂作業進捗の最大の懸案となっていた那覇軍港の浦添埠頭地区への移設位置について、去る５月に開催された移設協議会において、関係各位で合意を得られたことから、計画改訂が加速度的に進められていくものと期待をしております。

そこで、那覇港湾計画改訂についてお伺いいたします。

ア、新たな振興計画において、那覇港湾はどのような位置づけになっているのか。

イ、新たな振興計画策定で用いられる各種経済指標は、計画改訂の貨物量推計にどのように反映をされているのか。

ウ、交流・にぎわい空間のビーチ、マリーナ整備を次期計画期間内で先行する場合、沖縄県が覚書に係る協議書に基づき10分の８の事業費を負担することについて。

２、二輪車の車両通行帯の交通規制について。

県内での二輪車事故は他の都道府県と比べ非常に多く、その特徴の一つとして交差点内での事故が挙げられております。県内ではこうした二輪車の事故防止を目的として、国道58号をはじめとする全ての国道において、道路交通法第20条第２項に基づき、二輪車は第一通行帯、第一車線を走行しなければならないとした二輪車の車両通行帯の交通規制が導入をされ、実施をされております。

一方、二輪車の利用者・ライダーからは、多車線の交差点を第一車線から右折車線に短い距離の区間で車線変更、移行しなければならず、危険を感じている、直進する二輪車に対し対向車線から四輪車両が右折する際など常に衝突の危険性があり、二輪車の車両通行帯の交通規制を早晩解除すべきとの声があります。特に国道58号の４車線化に伴い、こうした二輪車の衝突の可能性が危惧をされております。

そこで、以下伺います。

(1)、県内における二輪車の車両通行帯の交通規制の導入要件と実施状況及び問題・課題について。

(2)、国道329号の比屋根交差点から東恩納（南）交差点間、約11キロメートルを規制解除した理由について。

(3)、交差点内における対向車両と二輪車の衝突事故の要因から、交通規制を見直すことについて。

(4)、二輪車が右折する場合、どの時点から右折準備をすべきか、その考え方と現在の基準について。

(5)、国道58号浦添区間、仲西信号から城間信号までの交通規制区間、約２キロの問題・課題について。

(6)、国道58号４車線化に伴う交通規制区間、約２キロについて、どのような対応をすべきと考えているのかお答えをいただきたい。

次に３、コロナ禍における葬祭業の環境整備についてでございます。

御案内のように、コロナ禍の中で感染症による多くの死者がいることに鑑みまして、質問をいたします。新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の遺体につきましては、通常の火葬が終わった後に火葬が行われているが、いなんせ斎苑や南斎場では他の地域から遺体の受入れが増加して、火葬するまで数日かかる事態があるというふうに聞いております。さらには、全葬連から厚生労働省を通じ、コロナウイルス感染で亡くなった方の遺体を受け入れる火葬場を増やしてほしいとの連絡があるとも聞いております。このようなことに関して、県としてはどのような対応をしているのかお伺いいたします。

４、我が党の代表質問との関連について。

今月４日、地元紙２紙において、「離島生169人寮に戻れず　コロナで自宅待機通知」、「寮戻れず自宅待機163人　夏休み明けの離島生徒」の見出しで報じられました。離島苦を経験した者の一人として、コロナが原因とはいえ、今回の報道を看過することはできません。そこで、我が党の新垣淑豊議員の代表質問２の(13)、新型コロナウイルス感染症対策についての関連でお聞きいたします。

(1)、９月４日付及び９月７日付の地元紙２紙で、学生寮の生徒数が異なっているがどちらが正しいのかお答えをいただきたい。

(2)、教育現場と行政と県民の間に温度差があるというふうに私は感じております。なぜ、この報道が出る前に――普段でしたらコロナに関しては、県議会を通して各々タブレットのほうに報告がありますが、今回、なぜそのようなことができなかったのか伺いをいたします。

(3)、９月11日に寮が再開とのことですが、なぜ夏休み期間中に解消できなかったのか、また当初は保護者に旅費等の費用負担を求めていたが、その後保護者の費用負担はなくなっているとの報道がありました。なぜ最初からそのような対応ができなかったのか。

(4)、教育委員会として今後どのように取り組んでいくのか。

(5)、復帰から50年を経過しようとする中で、私は今回の件で離島苦を改めて痛感することになりました。そういう中におきまして、９月８日付の記事で県離島過疎地域振興対策会議の記載があり、次期県離島振興計画の中で、持続可能な離島コミュニティーの形成や人材育成等の施策が盛り込まれているという報道がありました。謝花副知事も、離島振興は県政の最重要課題と言っているが、どういう取組を行っているのかお聞きをいたします。

次に、我が党関連質問の２で、我が党の仲村家治議員の代表質問の１の(7)、知事の政治姿勢の中で、知事公室長が那覇軍港の浦添埠頭地区への移設については移設協議会で移設することが決まったとの答弁がありますが、その中におきまして、以前知事は移設先が決まりはしたものの、那覇軍港の先行返還を述べておりました。知事は今でもそのことに変わりはないのか答弁をいただきたいと思います。

あとは再質問をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、新たな振興計画（素案）における那覇港の位置づけについてお答えいたします。

那覇港管理組合においては、那覇港の長期構想の策定や港湾計画の改訂に当たって、新たな振興計画（素案）における県の産業振興の方向性等と整合を図りながら検討を進めているとのことであります。新たな振興計画（素案）における那覇港に関する施策としては、「アジアに近い地理的優位性を生かした東アジアの主要港と国内港湾をつなぐ中継拠点となるためには、那覇港における国際流通港湾機能の拡充を図る」ことなどが示されております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　１、知事の政治姿勢

についての (1) のイ、新たな振興計画と那覇港の貨物量推計についてお答えいたします。

那覇港の貨物量推計については、那覇港管理組合において、将来推計人口等の主要経済指標、過去10年の港湾取扱貨物量等の港湾統計データ等に基づき、貨物需要を推計しております。また、来沖観光客数と相関が強いと考えられる貨物品目について、将来の観光客数の予測値を基に、回帰分析等により推計を行ったとのことであります。那覇港管理組合においては、今後、港湾計画の改訂に向けて、新たな振興計画等とも整合を図りながら精査していくとのことであります。

同じく１の (1) のウ、浦添埠頭地区における事業区分についてお答えいたします。

浦添埠頭地区における事業区分については、那覇港管理組合の設立に関する覚書に係る協議書において定められております。浦添埠頭地区の海洋緑地、マリーナ及び臨港道路浦添１号線の一部については、那覇港管理組合の事業区域としており、負担金の割合は、沖縄県が10分の８、浦添市が10分の２となっております。また、交流厚生用地については、浦添市の事業区域となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

〔警察本部長　日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君）　２、二輪車の車両通行帯の交通規制についての御質問のうち (1)、交通規制の導入要件と実施状況等についてお答えいたします。

県内では昭和50年代、複数の通行帯がある国道などにおいて、二輪車による急な車線変更等を原因とする事故が多発したことから、同種事故防止のため、昭和58年１月から主要な幹線道路において二輪車の通行を第一通行帯に指定する車両通行区分規制を実施しております。なお、同規制につきましては、令和２年中の全人身事故の死傷者に占める二輪車乗車中の死傷者の割合が規制開始前に比べて減少するなど、二輪車の交通事故抑止に一定程度寄与してきたと考えております。

続きまして同じく２の (2)、国道329号における規制解除の理由についてお答えいたします。

県内におきましては、二輪車乗車中の事故による死傷者の割合が減少したことや、本規制の効果と相まって、二輪車の運転マナーが向上したことなどの状況を踏まえ、過去10年間における二輪車乗車中の事故件数が最も少なかった当該約11キロの区間について、本年３月に規制を解除したものでございます。

次に同じく２の (3)、右折二輪車と対向車両による衝突事故の要因となる交通規制の見直しについてお答えいたします。

交通事故につきましては、様々な要因で発生すると考えられますことから、この当該車両通行区分規制が主たる要因となる交通事故の発生について、県警察といたしましては把握してございません。

次に同じく２の (4)、二輪車が右折する場合の考え方と基準についてお答えいたします。

二輪車の車両通行区分の規制が実施されている区間を含め、交差点を右折する際には最も右側の通行帯に寄る必要がありますが、その場合、必ずしも交差点の直近で進路変更をしなければならないものではなく、状況に応じてあらかじめその前から進路変更を行うことができるとされております。なお、あらかじめその前からとは、距離を画一的に示すことはできず、時々の道路形態、交通量、自車及び他車の速度等に照らして判断されるものと理解しております。

次に同じく２の (5)、国道58号浦添市仲西から城間までの交通規制区間の問題等についてお答えいたします。

同区間につきましては、交通量の多い主要幹線道路であり、交差点が比較的短い間隔で設置されている状況にあると認識しております。

次に同じく２の (6)、国道58号４車線化に伴う交通規制の対応についてお答えいたします。

国道58号の那覇市安謝から浦添市城間の間におきまして、片側３車線から片側４車線への道路拡幅工事が進められていることについて、県警察としても把握しております。

県警察といたしましては、この道路拡幅による交通環境の変化やバスレーン規制を含めた他の交通規制への影響、また県内全体の二輪車事故の発生状況等を踏まえ、交通の安全と円滑の確保のための実効性のある規制について総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　３の (1)、コロナ禍における葬祭業の環境整備についてお答えいたします。

県内の火葬場に調査を行ったところ、令和３年８月18日現在、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の遺体の受入れが可能と回答した火葬場は、21か所中15か所、１日当たりの最大受入れ数は、29件となっております。県は、特定の火葬場に遺体の搬送が

集中することを防ぐため、市町村、火葬場及び葬祭事業団体に対し、令和３年９月７日付文書にて、圏域外からの受入れなどの広域的な火葬に対する協力を依頼しております。今後とも市町村等と連携し、円滑な火葬を行うための環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　４、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の (1) から (4)、離島出身の寮生の自宅待機等についてお答えします。４の (1) から４の (4) までは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

８月30日時点で自宅待機をしていた寮生は、県立高校で163名、特別支援学校で６名、合計で169名となっております。本県では８月以降、これまでにない急速な感染拡大により、自宅療養者が急増していた状況の中、夏休みで帰省中の離島出身の寮生が寮に戻り陽性者となった場合、自宅療養となることが予想されました。そのため、保証人宅等で療養が厳しい寮生に対し、苦渋の判断で自宅待機をお願いいたしたところであります。今般、療養場所の確保に一定のめどが立ったことや、離島出身の寮生が濃厚接触者となった場合、当該寮生及び保護者の宿泊費等の予備費を流用した支援策を策定したことから、全ての寮生の受入れを再開したところであります。

県教育委員会としましては、今後も寮生が安全・安心に学生生活が送れるよう、学校と連携し支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　４、我が党の代表質問との関連についての (5)、新たな離島振興計画の取組についてお答えいたします。

県では、離島振興は県政の最重要課題と考えており、新たな離島振興計画において、定住条件の整備や産業振興、これを支える人材の育成など、より実効性のある施策に取り組んでいくこととしております。このため、新たな取組として、医療、教育、観光などの分野ごとに、共通特性を有する離島を一つのグループとして捉え、その特性に合わせて施策を組み立てる離島グルーピングを導入し、離島間の相互協力や連携強化等、相乗効果を高めた効果的な施策の展開を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　４、我が党の代表質問との関連についての (6)、那覇港湾施設の先行返還についてお答えをいたします。

県としましては、那覇港湾施設は、那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域であることから、同施設の返還は、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展につながるものであると考えております。このため、去る５月19日の第27回移設協議会において、県は、那覇市及び地権者の意向を踏まえた上で、代替施設の提供に先立つ早期の返還の可能性についても検討していただきたい旨の意見を述べたところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時35分休憩

午後３時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻　忠明君　すみません、ちょっと順不同でコロナの関係から行きたいと思います。

先ほど答弁がありましたけれども、沖縄本島ではコロナの感染症に対する受入れの火葬場は幾つありますか。本島内。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時37分休憩

午後３時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県内21か所中、本島内の火葬場が12か所です。

○島尻　忠明君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後３時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　８月18日現在で県が調べたものによりますと、コロナ死亡者の受入れ可能数ということで御回答いただいたところが、本島内が８か所でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　委員会で質問したときには、いなんせと南斎場ということになっていましたが、それは間違いですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時39分休憩
午後３時39分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　委員会のやり取りがちょっと確認できませんけれども、コロナの受入れ可能数ということで御回答いただいているのが８か所ございますので、８か所では受入れが可能というふうに考えられます。
○島尻　忠明君　違うと思うけどな。
休憩します。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後３時40分休憩
午後３時40分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
島尻忠明君。
○島尻　忠明君　今、多分沖縄火葬場、うるま斎苑、石川火葬場は受け入れているということで理解していいですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後３時40分休憩
午後３時41分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　これは県が調査した内容でございますが、議員が今おっしゃいました石川とうるまについては、受入れ可能数の報告はございません。それから沖縄葬祭場でよろしいですか、そこは可能という御回答をいただいております。
○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。
○島尻　忠明君　なぜこれをお聞きしているかというと、その中部のほうで大変受入れが厳しいということで、今いなんせ斎苑と南斎場が大変厳しい状況にあって、そして、今なかなかその辺が進まないものですから、安置場所も新しく増設したりとか、大分今、厳しい状況にあるんですよ。そして、そこで事業している皆さん、３日も４日もそこに置いておくものですから、やはりドライアイスを入れたりということで、今危険な状況でいろいろなお仕事をしています。現に大阪ではそういう皆さんが罹患をしたということもありますし、東京では多くの安置室を今整備しているという状況もありますので、ぜひその辺を沖縄火葬場の件も調べていただきたいと思います。ほかの読谷村とか恩納村は村民の方に限りましては、しっかりと受入れしている状況でありますが、これが長引くとその事業所も大変ですけれども、やはり家族も大変負担でありますので、その辺をぜひ調べていただきたいというふうに思っております。
休憩。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後３時43分休憩
午後３時43分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○島尻　忠明君　この件につきまして、委員会でも質疑をさせていただきましたが、やはり今は平時ではなく有事ですので、いろんなこの事業なさっている方々、やはり防護服をつけたり、除菌をしたりいろんな御苦労をなさっております。行政は揺り籠から墓場までという責務もありますので、その辺をしっかりと――この残された遺族の皆様もそうですけれども、いろんな意味で対応していかなければならないと思っております。そして、その皆様方に何らかの対応はできないかということを問いたいんですけれども、いかがでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　火葬場への支援といたしましては、昨年度になりますけれども、県内の21か所の火葬場へ防護服等の配付を行ったところでございます。議員がおっしゃいますとおり、様々な課題もございますので、市町村それから火葬場などと連携しまして、引き続き速やかに火葬が行われるための環境整備に努めていきたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。
○島尻　忠明君　皆さんからその事業所に書類が送付されておりますが、その中にこれは多分お決まり事ですから書いてあると思うんですけれども、令和３年４月以降の緊急事態とかいろいろありまして、いろんなその対策に係る資金につきましては、売上げが50％減少しとか、これこういうのを書面に書いていいのかなというのが１つ。あとは観光関連事業者等応援プロジェクト支援金の給付をしていますと書いてあるんですよ。私が考えるに、幾ら観光産業が裾野が広いからといって、ここまで企業の皆さんも全く周知徹底して分からないということで私自身も委員会で審議していますけれども、そこまでなかなか周知徹底というのは厳しいところがあるんですけれども、その辺の取組はいかがでしたか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後３時46分休憩
午後３時46分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、多分議員がお持ちの文書だと思いますが、令和３年４月以降の緊急事態措置に伴う影響を受けまして、50％以上の収入の減少等について、経済産業省の月次支援金を受給した事業者を対象として、観光関連事業者等応援プロジェクト支援金の給付の対象となりますというような案内が入っているかと思います。これについては、葬祭事業者も対象となりますので、県からそのような活用について情報提供を行ったものと理解しております。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　ですから私は言いますけれども、幾ら観光業が裾野が広くても――そこも対応するかもしれないけれども、最初に冒頭申し上げましたように、これはお決まり事とかあるかもしれませんけれども、今有事でそういうふうなことが起こっているわけですから、別のことで何か検討できませんかということも併せて聞いておりますので、答弁いただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時47分休憩

午後３時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　火葬場に関する課題については、先ほど議員から御指摘のあるところでございます。葬祭業の事業者の皆様に対しては、先ほど答弁申し上げましたとおり、月次支援金にオンする形で支援事業があるところではございますが、それ以外にも課題等があると思われますので、そこは意見交換をしながらどのようなことができるか検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　これは事業者だけではなくて、遺族の方も大変困っているんですよ。３日も４日もそのまま置いて、いろんな対応が厳しいものですから、その辺も含めてしっかり行政として対応していただきたいということを私は言っております。

それと、今病院からすぐ直接火葬場まで行くという、いろんな対応している中で、これはいろいろありますのでそこまでは申し上げませんけれども、炉前と、要するに業者さんとその火葬場の業者さんとのいろんな問題も今あるというふうに聞いておりますので、その辺もしっかり精査しながら対応していただきたいということだけ申し上げておきます。

休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時49分休憩

午後３時51分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○島尻　忠明君　まず二輪車の件についてお聞きをしたいと思います。（スクリーンに表示）

その前にここの城間－浦添間は慢性的な渋滞ということがあります、その辺はしっかりと理解をした中でやっていきますが、まずこれが現在の規制区間です。そして次が先ほど演壇で申し上げました事故の件数等です。あと、この絵で下のほうに行きますと、先ほど申し上げたように、これは６月４日21時40分頃、北谷町の交差点で二輪車と四輪車の右折事故が発生して、後は名前が入っているので割愛しますけれども、こういった状況が今でも起こっているんですよ。それで今回、私が質問しているこの区間は約２キロありますが、このように信号が５つもあるんですよ、600メートル、450メートル、290メートル、750メートルといって。この短い区間の中で右折していくというのがなかなかこれが厳しいところがあるものですから、ちょっと時間の都合もありますので、こういう条件がありますので、本部長、この辺についてどのような対応ができるのか答弁をいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　ただいま議員から具体的に御指摘もございました。私自ら現場も確認しながら、今回の議員の御指摘、御意見、それから二輪の事故の発生状況、それから今回の車線の増設の見直し、これを踏まえながら、先ほどの現行の規制解除の要否、可否も含めて、交通安全と円滑のための実効性のある規制について責任を持って対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　本部長、大変申し訳ないですけれども、これがあるとなかなか周知してなくて、皆さんは今標識もあります、道路にもありますけれども、今その周知の仕方はどのようにやっておりますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。

現行のこの規制の内容につきましては、まず規制の区間それから通行方法といったものは、県警のホームページや公式ＬＩＮＥ、ツイッターを活用した情報発信とか、後はこちらに旅行で来られる方もいらっしゃいますので、レンタルバイク事業者へのチラシ配付などにより周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　島尻忠明君。

○島尻　忠明君　ぜひ観光立県沖縄、最近やっぱりバイクを利用しての多くの観光客も来ているというふうに聞いておりますので、しっかりまたこの二輪車の組合の皆さんにもお互いに調和を取って、交通安全で、そしてまた二輪車の皆さんに負担のないようにしっかりと対応していただきたいと思います。何分、今回沖縄県で初めて４車線化ができたものですから、いろんな課題があると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　御指摘のとおり、責任を持って対応いたします。

○議長（赤嶺　昇君）　20分間休憩いたします。

午後３時55分休憩

午後４時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲里全孝君。

〔仲里全孝君登壇〕

○仲里　全孝君　皆さん、こんにちは。

一般質問の前に、コロナによりお亡くなりになられた方へ心より御冥福をお祈りします。また、医療関係者の方々には連日の対応に敬意を表し、感謝申し上げます。少しずつコロナ収束に向けた光が見えてきているように感じますが、引き続きコロナ対策最優先で取り組んでいくべきだと感じています。

では、一般質問に入ります。

１、コロナ対策について。

県内の観光業をはじめとする経済再興の具体的な施策展開に向け、コロナ対策関連の予算獲得を視野にした観光再興条例案が８月31日に全会一致で成立しました。一方、県内では療養者5609人、病床占有率80.6％、重症者の占有率75.6％と高止まりが続き、新規感染者は累計で４万6811人に上り、直近１週間の人口10万人当たり新規感染者は、依然全国ワーストが続いています。これは９月９日現在であります。

下記のとおり知事の考え方を伺う。

(1)、小・中・高校における生徒の感染状況を伺う。

(2)、県内全市町村の学校の夏休みの延長、休校になぜ取り組まなかったのか伺う。

(4)、教職員のワクチン接種状況を伺う。

(5)、７月30日付の各市町村の指定管理者への休業協力願につき、状況を伺う。

(6)、行動制限を11月から緩和する計画とのことだが、詳細を伺う。

２、本部港で起きた死亡事故について。

(1)、５月下旬、本部港の倉庫における死亡事故につき、その後の県の対応を伺う。

３、ＰＦＯＳとＰＦＯＡを含む汚水の処理方法等について、下記のとおり県の考え方を伺う。

(1)、日米間における処理方法の実務者協議の進捗状況を伺う。

(2)、ＰＦＯＳとＰＦＯＡを含む汚水の基準値（日本・米国・国際）について伺う。

(3)、沖縄県が管理する施設内（空港施設指定管理を含む）でＰＦＯＳとＰＦＯＡを含む消火剤の使用状況（具体的な場所・具体的な施設名）を伺う。

(4)、沖縄県が管理する施設内のＰＦＯＳとＰＦＯＡを含む消火設備の処理計画を伺う。

４、我が党の代表質問との関連について。

仲村家治議員の４(7)、離島・過疎地域の振興についての代表質問の中で、(1)、伊平屋・伊是名架橋について、費用対効果の課題解決に向けて取り組んでいるとの答弁がありましたが、費用対効果の中身を具体的に伺う。

(2)、伊良部架橋、古宇利島架橋について、費用対効果について伺う。

上記の (1)、(2) 以外の架橋について、費用対効果の課題が解決しているのか。それ以外の沖縄県にある架橋についての費用対効果の問題が挙げられていたのか内容を伺う。

以上、答弁を伺って、再質問を行います。よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時21分休憩

午後４時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲里　全孝君　失礼しました。

１のコロナ対策について、通告した (3)、児童生徒が感染への懸念などを理由に登校を控えているとあるが詳細を伺う。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲里全孝議員の御質問にお答えいたします。

コロナ対策についての御質問の中の１の (6)、行動制限の緩和策についてお答えいたします。

沖縄県では、緊急事態宣言が長期化する中、緊急事態宣言解除及び経済活動再開に向けた見通しを作成

し、県民や関係団体と共有することで、より一層の感染対策をお願いしているところです。この見通しにおいては、新規陽性者数が200人から100人程度までを段階的解除期間とし、段階的に緩和していくための議論を開始する目安としていたところ、今般の感染状況等を踏まえ、まずは、土曜、日曜の大規模集客施設の休業要請を解除すること等を決定したところです。なお、対策緩和等を決定するに当たっては、感染状況のみならず、医療提供体制の負荷や変異株の動向など様々な要素を考慮し、国との調整や専門家等の意見、業界関係の方々からの意見を踏まえた上で方針を決定することといたしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、コロナ対策についての御質問の中の (1)、小・中・高校における生徒の感染状況についてお答えします。

学校等からの報告によりますと、令和２年４月から令和３年３月までの本県公立学校における児童生徒の新型コロナウイルス感染者数は、小学校210人、中学校143人、高等学校と特別支援学校を合わせて173人となっております。職員については、小学校43人、中学校30人、高等学校と特別支援学校を合わせて15人となっております。また、令和３年４月から８月までの児童生徒の感染者数は、小学校1267人、中学校757人、高等学校と特別支援学校を合わせて864人となっております。職員については、小学校92人、中学校63人、高等学校と特別支援学校を合わせて69人となっております。

同じく１の (2)、市町村立小中学校の一斉休校についてお答えします。

小中学校における夏休み延長等の実施については、それぞれの地域や学校の感染状況等を踏まえ、市町村教育委員会及び学校が主体となって判断を行っております。県教育委員会におきましては、県立学校の通知等の情報を提供するなどの支援を行っているところであります。

同じく１の (3)、感染不安児童生徒の出席状況についてお答えします。

県立学校において、夏休み明けから９月10日までに、感染への不安等により１日も登校しなかった生徒数は360人となっております。小中学校については調査を行っておりませんが、学校からの情報によると、児童生徒の感染を不安と感じる保護者からの要望が多いと聞いております。

県教育委員会としましては、感染予防対策を徹底するなど、今後も保護者や児童生徒の不安が解消できるよう市町村と連携してまいります。

同じく (4)、教職員のワクチン接種状況についてお答えします。

県立学校教職員のワクチン接種状況は、８月末日時点で約73.8％となっており、９月以降に接種予定の教職員を合わせると、約90％の教職員がワクチンを接種する見込みとなっております。

県教育委員会では、引き続き関係部局等と連携を図りながら、ワクチン接種の有効性について周知するとともに、継続した感染症対策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　１、コロナ対策について (5)、市町村営都市公園施設の取扱いに係る要請についてお答えいたします。

市町村営公園においては、特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止のための都市公園内施設の取扱いについて、各市町村へ県公園と同様な対応を要請したところであります。内容については、有料施設を原則閉鎖としております。しかし、スポーツ大会等については、延期または中止が困難な場合には、主催者に県対処方針に基づく対応を取った上で、午後９時までの施設利用とすることを要請しております。

次に２、本部港で起きた死亡事故について (1)、本部港上屋事故後の県の対応についてお答えいたします。

本部港で発生した上屋の事故後の対応については、市町村、各土木事務所において港湾施設の緊急点検を実施し、危険の及ぶおそれのある箇所について、応急処置を行いました。また、事故の原因については、警察が捜査を行っているところであり、県においては事故の経緯を整理するとともに、事故に至った要因の検証や再発防止策について検討を行う第三者委員会の設置に向けて取り組んでおります。

次に４、我が党の代表質問との関連について (1) のア、伊平屋・伊是名架橋における費用対効果についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋においては、平成23年度に整備の可能性調査を実施しております。その結果、費用対効果や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多

いことが明らかとなっております。費用対効果については、国土交通省策定の費用便益分析マニュアルを基に算出しており、費用便益比が１を大幅に下回る結果となったため、引き続きコスト縮減等の調査研究を行い、便益の見直しも含め、検証を行っていきたいと考えております。

同じく４の (2) のア、伊良部架橋、古宇利架橋の費用対効果についてお答えいたします。

伊良部架橋については、平良下地島空港線道路改築事業として実施しており、平成30年度に行った評価では、費用便益比が2.08となっております。古宇利架橋については、古宇利屋我地線道路改築事業として実施しており、平成14年度に行った評価では、費用便益比が1.54となっております。

同じく４の (3) のア、４の (3) のイ、伊平屋・伊是名架橋、伊良部架橋、古宇利架橋以外の費用対効果についてお答えいたします。４の (3) のアと４の (3) のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

道路事業における費用対効果については、平成10年度に、国により新規事業採択時評価が導入され、費用便益分析マニュアルに基づき分析を実施しております。平成10年度以降に費用便益分析を実施した新たな架橋としては、ワルミ大橋が該当し、平成18年度に行った屋我地仲宗根線道路改築事業の評価では、費用便益比が3.9となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　３、ＰＦＯＳとＰＦＯＡを含む汚水の処理方法等についての (1)、処理方法の日米間の協議状況についてお答えをいたします。

ＰＦＯＳ等を含む水の取扱いについて沖縄防衛局は、処分方法を含め、現在、日米間で協議中であり、適切な措置がなされるよう、関係省庁と協力の上、引き続き日米間で緊密に連携していきたいとしております。

県としましては、日米両政府に対し、在沖米軍施設のＰＦＯＳ等を含む水を米軍の責任で焼却処理すること等について要請しておりましたが、去る９月17日、沖縄防衛局から、普天間飛行場の地下貯水槽に残っている廃水を同局が県外に運搬し焼却処分するとの説明があったところです。県は、米軍基地内への立入調査を含め、引き続き市町村とも連携しながら、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　３、ＰＦＯＳとＰＦＯＡを含む汚水の処理方法等についての (2)、日本と諸外国の排水基準についてお答えします。

我が国では、ＰＦＯＳ等の排水基準は定められておりません。米国は、３つの州で排水基準が定められておりますが、国レベルでの排水基準は定められておらず、2021年９月に米国環境保護庁はＰＦＡＳに関する排水ガイドラインを提案すると発表しております。ヨーロッパやその他の諸外国の排水基準は確認できませんでした。

同じく３の (3)、県管理施設のＰＦＯＳ等消火剤の使用状況についてお答えします。

県環境部が行った調査では、県管理施設におけるＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の保管状況は、本庁舎に600リットル、三重城合同庁舎に400リットル、消防学校に1800リットル、下地島空港に3920リットル、宮古島空港に1150リットル、県民広場地下駐車場に600リットル、県立武道館に400リットル、県総合福祉センターに400リットル、県立看護大学に300リットル、合計9570リットルとなっております。

同じく３の (4)、ＰＦＯＳ等を含む消火設備の処理計画についてお答えします。

県管理施設におけるＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の処理の時期については、宮古島空港が今年度、消防学校、下地島空港、県民広場地下駐車場が令和４年度、三重城合同庁舎が令和４年度以降となっております。

県としましては、これら泡消火薬剤の適正処理とＰＦＯＳを含まない泡消火薬剤への転換を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　どうもありがとうございました。

通告とは大分違って、再質問の順番をちょっと入れ替えして、ＰＦＯＳの件から確認したいと思います。

答弁で、日米間で今協議中であると。その中に沖縄県が参加されてないのはどういう訳なのかお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　日米間の協議につきましては、日米合同委員会を基本に協議をされているということを聞いておりまして、沖縄県はその構成メンバーになってないということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　８月26日に普天間の海兵隊からＰＦＯＳを含む汚水を宜野湾市内の下水道に放出した

と。この日米間で協議中に放出したのは、我々軍特委としても、いち早く取り上げて抗議しております。そこで謝花副知事が、米軍に対して抗議をしていると思うんですけれども、その抗議内容、どういう回答を得たのか答弁をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えをします。

我々当初は、司令官を呼んでしっかり抗議をするという意味合いだったんですが、彼らはこの今回の件について全然悪いことをしたという、何か間違ったことをしたという認識がなくて、抗議は受けられないという話でした。これは県が行っても抗議であれば受けないという姿勢でして、このことについては我々納得できなかったものですから、何度か職員にも話をして調整したのですが、ここの部分がなかなか一向に進む気配がありませんでした。

ただこれ、事は大変急いで対応しないといけないということでしたので、まずは向こうに行って話をするのが大事だというふうに判断いたしまして、現場に行きました。意見交換という形で。予定時間も相当超えて対応しましたけれども、向こうは、いわゆる希釈してやっているという形で、これはもうアメリカでも通常行われているような対応なのだという話がありました。ただ一方で、環境について極めて重要だという発言が端々にあったものですから、おっしゃるように環境が重要だという話、それから県民との信頼関係が大事という話も常々彼らはやっておりますので、皆さんがおっしゃっていることは我々の信頼を得ることはできませんよと。それから環境問題というのは、おっしゃるように極めてセンシティブな問題なので、これを皆さんの科学的にということだけで判断するのはいかがなものかということで、そういったところをしっかり認識していただく必要があるというような話をしました。特にまた、今回の問題は日米合同委員会で協議をしているさなかに、私からすると見切り発車としか言えないような形でしたので、この部分についてどうしてそういったことをやったのかということについても質問しましたところ、残っている部分について早めに対処しなければ、また台風等があった場合に困るからというようなことでありました。ただ、いずれの話についても、県としては納得できるものではありませんでしたので、県民の思いと皆さんの認識は大分差がありますねという話もした上で、しっかりと県民の思いに寄り添うことが日米関係の安全保障体制にも必要なことですし、県民の信頼につながるということになりますよという話をして、話は終わったと。そういったことをお話ししますと、アイ・アンダースタンド、分かりましたということで、終わったということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　その中で、事務レベルとかそういう協議を今後取り組んでいこうというふうな話が出ていましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　この話は、先ほど公室長からもありましたように、日米合同委員会での話、最中であったわけです。我々もこの問題は極めて重要だと考えておりまして、いろんな場面で――例えば防衛局長とも、この部分はどうですかということでやりますと、とてもじゃないけれども、いわゆる排水路に出すということは県民として受け入れられませんよという話は伝えておりまして、その当時は防衛局長も、自分たちもそのように認識しているというような話をしておりまして、その方向で進むものと思っていたところです。しかしながら先ほど言ったように、見切り発車的になったということで、我々なかなかこの部分については、日米合同委員会という、我々県も日米合同委員会に参画をという話は常々しているところですが、今の時点でまだそれは実現できていませんし、事務的な話を米側と、県がそこの合同委員会に入ってというのはなかなかハードルが高いのですが、この問題は環境省にも県の事務方から話もさせていただいておりますし、外務省のほうにもいろいろ――大使にも話をさせていただいておりまして、県の持っているルートからは沖縄県の認識はしっかり伝えているというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　分かりました。

９月17日に、ＰＦＯＳを県外で焼却除去をすると報告がありました。これは防衛省で取り組むような報道がありましたけれども、それに対して玉城デニー知事は、一歩前進だと、そういったコメントがありましたけれども、中身の詳細をちょっと紹介してもらえないですか。どういったいきさつになったのか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

県といたしましては、この在沖米軍施設のＰＦＯＳ等を含む水については、米軍の責任で焼却処理する必要があるということで、日米両政府に求めていたところでございますけれども、議員御質問のとおり、９月17日に、防衛省のほうで緊急的な暫定措置として、台風シーズン等もございますので、日本政府の責任で処

理をするということで、量につきましては、防衛局の確認で約36万リットル、費用につきましては、9240万円という形で日本政府の負担で焼却処分をするというふうに聞いております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　この環境問題、ちょっと視点を変えてみると、今コロナ対策、保健医療部のほうから県内の感染状況そして米軍基地の感染状況、ほぼタイムリーで県民に公表されております。その米軍の窓口、調整方法はどういうふうに取り組んでいるのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　米軍基地問題に関しましては、在沖海兵隊の政務外交部外交部長を窓口にして、ほぼ毎日といいますか、時間を決めて米軍基地の状況等の情報提供をいただいているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　それは、地位協定に基づいての米軍との調整ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

特に、日米地位協定に根拠を持つという意味合いでの連絡調整ということではございません。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　米軍施設のコロナ対策の担当窓口、どういうふうに調整しているのか紹介してください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナに関しましては、感染症の対策ということで米軍基地内の海軍病院の担当者と保健医療部の担当者が連携を取って情報等を収集しているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里議員、ちょっとお待ちください。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた農林水産部長崎原盛光君は、体調不良のためこれより以降の会議に出席できない旨、届出がありました。

休憩いたします。

午後４時46分休憩

午後４時47分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

この際申し上げます。

農林水産部長崎山盛光君の代理として、これより以降の会議に農政企画統括監下地常夫君の出席を求めました。

引き続き質問及び質疑を行います。

仲里全孝君。

○仲里　全孝君　大城部長、この調整、私がちょっと確認したいのは、事務担当レベルで調整しているんですか。それとも公式に、先ほど地位協定ではないんですけれども、各米軍施設との調整、事務レベルで調整しているのかちょっと教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時48分休憩

午後４時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　すみません。細かい具体的な資料はちょっと持ち合わせておりませんが、たしか覚書の中で、県の保健衛生部局と米軍内の保健衛生担当部署という形で連携を取るというふうに書かれていたと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　その連携の中身、地位協定ではないというように答弁がありましたけれども、どういうふうに調整されていたんですか今まで。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほど公室長からもありましたが、我々、海兵隊のＧ７などとは日頃からいろんな基地問題等について意見交換をさせていただいております。その中において、このコロナの問題については米軍も県民もないですよというふうに、共通認識を持ちましょうという話をしました。つまり米軍基地の中にも、県民、従業員はいるわけですし、それから米軍が感染した場合には、基地従業員にも感染するわけですので、それは境をまず取るべきでしょうという話からスタートしています。そういった中において、沖縄県の対処方針、これについてはしっかり米軍側も守っていただきたいということをＧ７などを通してお話をさせていただいて、これについては先方も大変ある意味前向きにといいましょうか、県と同様な認識であるということで、同様な方向性で対応しますというような回答などをいただいているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　そうですよね副知事。皆さんは、Ｇ７と細かいことを調整しているからタイムリーに県民に、コロナ感染症の数字だとか感染者だとか、タイムリーに県民に報告されているんですよ。そういった中で、このＰＦＯＳも環境に係るものなんですよ。私がお願いしたいのは、謝花副知事、抗議をしたんですけ

れども、そこの中でいろんな意見交換があったと思うんです。そういったことで、ＰＦＯＳに関してもこれからどういったふうに取り組んでいくのか。沖縄県はどういうふうに考えているんですよと。Ｇ７も海兵隊あるいは米側もこういった取組をやってくださいと。お互いがいろんな協議を持てば、先ほど副知事から従業員の話も出ていました。基地の中には、県民も働いているんです。そういった中で、環境に関わるものはぜひ積極的に取り組んで、協議の場を設けて問題解決に取り組んでいけないでしょうか、知事。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　このＰＦＯＳの問題は、県民も非常に関心が高いということは議員御案内のとおりだと思います。我々も常日頃から基地のその汚染の調査、汚染が発生した場合の水質の調査などについても申入れをさせていただいておりますが、県としては、引き続き市町村と連携しながら米側とそのような協議の場を設けていくことを求めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　次に移ります。

２番の本部港で起きた事故についてなんですけれども、この件、やはり私の選挙区いわゆる地域で発生したことであるということで、６月定例会でも取り上げました。残念なことに、皆さんから今の状況を何の説明もなかったんです。そういった中で、この件に関して事故の瑕疵はどこにあるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今、事故の原因につきましては、県警のほうで捜査を行っているところでございますので、具体的にどちらにどういうふうな瑕疵があるということについては、県警の捜査を待ちたいと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　県警本部長、今、事故報告、県警からの調査報告を待っているというふうなことがありました。この事故の調査の状況を教えてください。報告もですね。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。

県警察におきましては、この死亡事故発生直後から現場臨場いたしまして、現場確認とか、その後もいろいろ現場の状況を確認しています。それから関係者から事情聴取とか必要な捜査を今、進めているところでございます。それから先ほど議員のほうから御質問ありました瑕疵というところでございますが、要はこの死という重大な結果が発生しました。それについて、どなたに刑事上の不手際があって、この死の結果について刑事上の責任を負うべきか。これについては、現時点では捜査中でございますので申し上げることはできませんけれども、我々警察といたしましては、今後捜査を尽くした上で、この判明した証拠と関係法令に基づいて適切に対処する所存でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　本部長、どうもありがとうございました。

報告書をいつ頃、公表できますか。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　ちょっと今の時点でいつまでということは――要は我々捜査でございますので、やっぱり不用意に誰に刑事上の責任があるということを決めつけるわけにいきませんので、やっぱり関係者の方の供述でありますとか、そういったものを整合を取った上で判断するということで、今、関係者の方の御協力を得ながら捜査を進めているところでございます。その協力していただく度合いとか、そういったものによって、おのずと結果が出てくるものというふうに考えております。

いずれにしましても、県警察といたしましては、このような重大結果が発生したことを鑑みまして、我々の責務を果たすべく全力で捜査を推進する所存でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

次に移りまして、伊平屋・伊是名架橋なんですけれども、いろんな技術的に皆さんのほうから費用対効果の課題解決に努めていますとか、これまでの答弁が費用対効果、費用対効果というふうに答弁されているんですよ。この伊平屋・伊是名架橋については、いつ頃事業が採択されますか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　現在、費用対効果について、膨大な予算がかかる。それについてのコスト縮減の方法ですとか、あるいは新たな知見といいますか、便益の考え方についてもいろいろと知恵を出して、工夫するなりできないかということで研究をしているところでございます。ですから今、事業化についての熟度にはまだ達していないと考えておりますので、現時点で具体的にいつ頃事業化ということには、お答えすることは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　この伊平屋・伊是名架橋について、村からも要請書が上げられていると思うんですよ。もちろん北部12市町村の首長さん、そして議長会からもほぼ毎年というぐらい、皆さんのほうに要望書が上げられております。一向に皆さんのほうから進捗状況とか、回答とかそういったものがないんですよ。これ大きな総決起大会も開催して、2017年に１万人規模、陸も海も１万人も結集して、総決起大会をして、皆さんのほうにもその総決起大会の内容を、要望書を提出しているんですよ。一向に回答がない。全然この事業ができるのか、できないのか。

どうですかね、副知事。この事業に関しては照屋副知事がやっぱりエキスパートと思いますけれども、どうですかね。事業採択、難しいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今、議員からお話がありましたとおり、伊平屋・伊是名両村長が昨年――私も統括監時代にもお会いして、直接、伊平屋・伊是名架橋についての御要望を承っております。その際にもやはりこの膨大な費用がかかると。何分、２つの離島を結ぶということで、費用対効果の面でかなり厳しいところがありますが、引き続き調査を行っているところですということでお答えをさせていただいておりますので、県としても、引き続き研究を重ねながら、何らかの事業化に向けての方策を考えていきたいと考えています。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　当初、20年前から要望書が出ていると思うんですけれども、今まだゼロベースですか。進展はどうなっているんですか。内容がちょっと分からないんですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　我々も具体的に毎年調査費用を計上して、例えばボーリング調査をすることによって地質の性状を確認して、支持層が浅くなっていたりすると、杭基礎の長さが短くなったりしますので、それで経費の節減等が図れます。そして昨今、やはり環境に与える影響というのは、非常に重要なことだと認識をしておりますので、現在も潮流調査ですとか、サンゴの調査、あるいは漁業権もかぶっておりますので、モズク等に与える影響とか様々なことを考慮しながら、一歩ずつ調査を行いながら、事業化に向けて研究をしているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　部長、中身を調査しているのは聞いて分かるんですよ。だけど一向に進展がないから――進展ないんですよ。これ５年ぐらい同じ答弁ですよ。費用対効果、費用対効果を研究させてくださいと。だから私、まだゼロベースなんですかと。調査しているのは答弁で聞いているんですけれども、段階的に、いつ頃、あと５年ぐらいは、事業化目指して取り組んでいくんだということを、その辺を副知事、決意表明お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほど来、島袋土木建築部長が答弁していますように、環境ですとか潮流、サンゴ、モズク、様々な課題もあるというふうに――ただ、彼らも決して――私もいろいろ話を聞かせていただいていますけれども、決してやらないというふうに決めているわけではないわけです。どうしたらできるかということで、今、苦心惨たんしているということですので、私のほうもこれからも積極的にこの彼らの考えなどを聞いて、次回の議会のときには、費用対効果というだけの答弁にならないように検討したいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲里全孝君。

○仲里　全孝君　謝花副知事、ぜひよろしくお願いします。

謝花副知事もヤンバル出身でしたよね。やっぱりヤンバルの課題は、いろんな様々あるんですよ。特に今回の架橋に関しても、長年取り上げている事業でありますので、ぜひ一日も早い採択を目指して頑張っていただきたいと思います。

議長、これで一般質問を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　それでは沖縄・自民党会派、末松文信、一般質問を行います。

まず初めに知事の政治姿勢についてでありますけれども、知事、県民は度重なる緊急事態宣言の延長に対して、我慢は限界に近い、延長は最後にしてなどと、最後通告とも取れるような報道がありました。これは多くの県民の思いであり、そのまま年を越すようなことがあれば、思わぬ事態を招くのではないかということで憂慮しているところであります。知事は去る９月２日、緊急事態宣言の解除と経済活動再開に向けた見通しを発表されました。時期を同じくして、政府においても11月頃をめどにした行動制限緩和の基本方針が決定されました。長い間我慢を重ねてきた県民に、希望を与えたものと思います。他方、切迫する医療現

場で、昼夜を問わず感染症対策に取り組まれている医療関係者の苦悩を考えると、暗に期待するわけにもいきません。しかしながら今は、医療提供体制などを確保し、県民自ら感染防止対策に努め、緊急事態宣言を解除し、経済活動を再開する時期にあると考えております。

そこで質問を行います。

(1)、緊急事態宣言解除及び経済活動再開に向けた見通しについて。

ア、新規感染者が１日200人程度に減少したときの経済活動再開の緩和策とその見通しについて伺います。

イ、１日100人程度になったときの経済活性化について伺います。

ウ、具体的にいつから緊急事態宣言が解除され経済活動が再開されるのか。

エ、感染防止対策認証制度の概要と導入計画について伺います。

オ、ワクチン接種及び検査陰性証明書の発行について伺います。

(2)、新型コロナウイルス感染症対策について。

ア、入院待機者数と病床の確保状況について。

イ、入院待機ステーションの概要について。

ウ、自宅療養者数と対応策について。

(3)、ワクチン接種基本方針について。

ア、接種の効果とリスクについて。

イ、接種計画と進捗状況について伺います。

ウ、課題と対応策についても伺います。

２、北部医療センターの整備について。

北部医療センターの整備に向けて、敷地も農業大学校跡地に決定されたことで大変喜んでおります。コロナ対策をはじめ、北部地域の提供医療に大きな期待が寄せられておりますので、引き続き尽力いただけますようお願い申し上げます。

(1)、整備計画の進捗状況について伺います。

(2)、整備に向けた課題について。

３、県立名護高等学校附属桜中学校の設置について。

北部地域における教育の機会均等の観点からも、県立中学校が設置の運びとなり、高等学校含め、大きな期待を寄せておりますので、よろしくお願いいたします。

そこで、(1)、設置計画の進捗状況について。

(2)、設置に向けた課題について。

４、沖縄北部テーマパーク事業について。

北部地域には、海洋博記念公園に匹敵するようなテーマパークの整備が切望されておりました。そのような中、やんばる世界自然遺産の登録と相まって沖縄北部テーマパークの事業計画が示され、環境アセスメントの評価書の縦覧が開始され、大きな期待を寄せているところであります。

(1)、事業概要について伺います。

５、我が党の代表質問との関連について。

仲村家治議員の代表質問に関連して１の (3)、自衛隊と米軍の基地の共同使用について見解を伺います。

２の (1)、普天間飛行場の早期返還問題について。

普天間飛行場代替施設建設の進捗状況について伺います。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　末松文信議員の御質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (1) のア及び (1) のイ、新規感染者の減少による緩和策と見通しについてお答えいたします。１の (1) のアと１の (1) のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県では、緊急事態宣言解除及び経済活動再開に向けた見通しを作成し、県民や関係団体と共有することで、より一層の感染対策の強化をお願いしているところであります。この見通しにおいては、新規陽性者数が200人から100人程度までを段階的解除期間と見立て、土日の大規模集客施設の休業要請、それから県立施設の休館及び感染防止対策認証店舗での酒類提供の条件緩和など、緊急事態措置において講じている対策を段階的に緩和をすることを想定し、経済活動再開に向けた議論を開始する目安とさせていただいております。新規陽性者数の減少傾向等を踏まえ、まずは、土日の大規模集客施設の休業要請を解除することを昨日決定したところであります。なお、段階的なこの対策緩和等についてですが、感染状況のみならず、医療提供体制の負荷の状況、変異株の動向など様々な要素を考慮いたしまして、さらには国との細かい調整、やり取りをさせていただき、専門家等の意見を踏まえた上で最終的に方針を決定していこうとするものであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (1) のウ、緊急事態宣言解

除及び経済活動再開についてお答えいたします。

新規陽性者数が200人から100人程度になる期間において、緊急事態宣言の解除を含めた議論を行うこととしております。ただし、緊急事態宣言の解除については、国が決定することになるため、県としては、国の判断基準の中で重視されている医療逼迫の状況にも留意しつつ、適切な時期に働きかけてまいります。なお、緊急事態宣言解除後も地域ごとの感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策を段階的に緩和することとなります。具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請やイベントの上限人数等の規制を徐々に緩和していく必要があると考えております。

同じく１の (1) のエ、感染防止対策認証制度についてお答えいたします。

沖縄県感染防止対策認証制度は、県民及び来訪者が安全に安心して対象施設を利用できるように、換気の徹底及びアクリル板の設置などの17項目の基準を遵守し継続できる飲食店等を県が認証し、認証ステッカーを交付するものです。当該制度は、令和３年５月31日から飲食業、９月１日から宿泊業について申請受付を開始しており、今後は認証取得施設の事後調査を実施するとともに、県民及び来訪者に幅広く認証店舗を利用していただけるよう、様々な広報媒体を活用した周知広報に取り組んでまいります。

同じく１の (1) のオ、証明書の発行についてお答えいたします。

予防接種法施行規則の一部改正に伴い、令和３年７月26日から、市町村での新型コロナウイルスワクチン接種証明書発行の運用が開始されたところですが、現時点では海外渡航時の利用目的以外の場合は対象外とされております。現在、国において接種証明書デジタル化等に向けた検討が進められていることは承知しておりますが、詳細は公表されていないところです。

県としましては、引き続き国の動向を注視しつつ、市町村のワクチン接種に係る運用支援に努めてまいります。なお、検査の陰性証明については、行政検査での発行は行っておりませんが、民間の医療機関及び検査機関では、有償にて発行しているところもあるとのことです。

同じく１の (2) のア、入院待機者数及び病床の確保状況についてお答えいたします。

県内では、各医療機関の御協力により、直ちに入院の必要な重症患者については、これまで全て入院調整ができております。酸素投与が必要な中等症の患者については、すぐに入院調整ができない場合は、入院待機施設で一時的に酸素投与などの処置を行い、医療機関の受入れ体制が整った後に入院調整を行っております。また、直ちに入院の必要がない患者のうち入院調整が当日中にできない事案が、令和３年４月１日から９月22日までの間、１日平均5.9人発生しておりますが、翌日中に全て入院調整ができております。新型コロナウイルス感染症の病床確保については、９月22日時点で、25医療機関において843床を確保しております。

同じく１の (2) のイ、入院待機施設の概要についてお答えいたします。

入院待機施設、いわゆる入院待機ステーションは、入院治療が必要な場合でもすぐに入院できない状況に備え、入院調整が整うまでの間、一時的に受け入れて酸素投与などの措置を行う施設となっております。沖縄県では、本島南部地区及び中部地区に２か所設置しております。

同じく１の (2) のウ、自宅療養者数と対応策についてお答えいたします。

自宅療養者は、８月30日の3139人をピークに、９月23日現在、717人となっております。自宅療養者については、看護師等が毎日電話による健康管理を行っているほか、パルスオキシメーターの無償貸与や必要のある方への配食支援サービス等を実施しております。また、連絡が取れない方については、管轄する保健所が速やかに訪問する体制を整えるなど、適切な療養環境を整備しているところです。

同じく１の (3) のア、ワクチン接種の効果及びリスクについてお答えいたします。

厚生労働省は、日本で接種が行われている新型コロナワクチンは、いずれも感染症の発症を予防する高い効果があり、また、重症化を予防する効果が期待されるとしております。また、接種が開始された令和３年２月17日から８月22日までのワクチン副反応疑いの報告に対し、死亡、アナフィラキシー、血小板減少症を伴う血栓症・塞栓症、心筋炎関連事象、年齢・性別別の解析、モデルナ社製ワクチンの一部ロットでの異物混入に関する影響の検討を含め、安全性において重大な懸念は認められないと評価し、ワクチン接種のメリットが副反応などのリスクより大きいため、接種を進める旨公表しております。

同じく１の (3) のイ、ワクチン接種基本方針及び進捗状況についてお答えいたします。

県は、新型コロナウイルスワクチン接種基本方針において、11月中に希望する全ての県民への接種を完了するため、遅くとも10月末までに全人口の70％以

上への１回目の接種を目指すこととしております。９月21日時点では、88万6603人、全人口の59.7％に対して１回目の接種を行っております。

同じく１の (3) のウ、ワクチン接種の課題及び対応策についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染者数の割合が高い若者世代へのワクチン接種が課題であると認識しております。そのため、若者世代への接種勧奨のため、あらゆる媒体を活用した広報、12歳以上の子供たちへの接種体制構築のための医師派遣の調整を行うとともに、県が設置しているワクチン接種センターでは、接種枠の拡大、当日受付や優先接種の実施により、若者世代の接種率が向上するよう取り組んでいるところです。

次に２、北部医療センターの整備についての御質問の中の整備基本計画の進捗状況についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターにつきましては、現在、昨年度策定した基本構想を踏まえ、外来や救急部門などの各部門別計画、敷地に対する建物配置や院内の動線を定める施設基本計画など、病院を設計するに当たっての条件の整理を行う整備基本計画の策定に取り組んでいるところです。今後は、令和４年１月までに素案を作成し、パブリックコメントを経て、３月に整備基本計画を策定することとしており、引き続き北部医療センターの早期整備に向けて取り組んでまいります。

同じく２の (2)、整備に向けた課題についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターの整備に当たっては、２つの病院の統合に伴う新たな経営システムの構築、病院建設の財源確保のための国庫補助制度の創設、医師や看護師等の医療従事者の確保などが課題であると考えております。

県としましては、このような課題の解決に向けて、引き続き関係機関と協議を行い、良質かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　３、県立名護高等学校附属桜中学校の設置についての御質問の中の (1) 及び (2)、設置計画の進捗状況等についてお答えいたします。３の (1) と３の (2) は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

北部地域への中高一貫教育校の設置につきましては、８月の教育委員会会議において、校名を県立名護高等学校附属桜中学校に決定したところであります。今後は、設置条例の提案や校舎等の施設整備、地域への周知など、関係部局等と連携しながら、令和５年度の開校に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　末松文信議員の御質問の４、沖縄北部テーマパーク事業についての (1)、事業概要についてお答えいたします。

沖縄北部テーマパーク事業では、今帰仁村と名護市にまたがる既存のゴルフ場施設を改修し、亜熱帯沖縄の魅力ある自然環境を活用したテーマパークへの再整備が計画されており、その規模は約56ヘクタールとされております。本年６月に事業者が提出した環境影響評価準備書によると、当該事業は、既存のテーマパークのような大規模な建物や工作物を多数建設するものではなく、来場者が沖縄の雄大な自然そのものを楽しめるよう、工夫を凝らした遊具などが中心の施設を計画しているとのことです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　５、我が党の代表質問との関連についての (1)、自衛隊との共同使用についてお答えいたします。

県としては、県内の米軍施設を自衛隊と共同使用することは、県民の過重な基地負担の軽減につながるものではないことから、在沖米軍の県外または国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進する必要があると考えております。このため、本土復帰50年に向けた基地の整理縮小の要請においても、在沖米軍の県外または国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進すること、本土への分散移転・ローテーション配備に当たっては、米軍専用施設と比較して、日本政府が米軍の運用に責任を持つことにより地元への影響を軽減できる自衛隊基地の米軍との共同使用を含め検討していただきたいとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　５、我が党の代表質問との関連について (2)、代替施設建設事業の進捗状況についてお答えいたします。

令和２年４月に沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書によると、埋立てに関する工事に要する費用の額は約7200億円となっております。また、沖縄防衛局によると、令和２年度末までの支出済額は、約2573億円との回答があったことから、仮に変更後の総事業費に対する発注事業費の比率を算定すると、約35.7％と推計されます。一方、投入土砂量を確認したところ、８月末時点における埋立ての進捗は、埋立全体に必要な土砂量に対して約7.8％と推定されます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を行います。

まず再質問の前に、感染症対策への対応事例として、石垣市の対応と北部地域の対応について紹介したいと思っております。これは、県医師会副会長、北部地区医師会副会長の宮里達也医師より提供されたものであります。

まず初めに、石垣市の対応でありますけれども、ワクチン接種については、９月９日現在、65歳以上の高齢者で２回目の接種を完了しており、接種率は90％を超えているということであります。それ以外も希望者はほぼ終了し、全国的にもトップクラスであるということであります。また、石垣市は第５波の厳しい感染状況が続き、今回の緊急事態宣言が発出された５月23日から９月中旬までに1000人を超える患者が発生したそうであります。一方、ワクチンを２回接種した人の中からは、死亡者もなく、重症者も発生していないということであります。ワクチン接種の効果は明らかであるというふうに言われております。

次に、北部地域での対応でありますけれども、北部地域では、県立北部病院と北部地区医師会病院とが連携して、北部地区医師会の事務局に対策本部を設置し、検査体制を確立したそうであります。そうした体制の下で、両病院は保健所から指示のあった濃厚接触者の行政検査を手分けして行った。陽性者へは全員病院の外来を受診させ、レントゲンや白血病等の炎症反応と血液凝固といった検査を行った。その上で、症状に応じて適切に入院治療、ホテル療養、自宅療養に振り分けたそうであります。ホテル療養者については、地域の先生方が毎日朝晩２回見回りをし、自宅療養者については、病院のスタッフが毎日電話で健康状態をチェックするなど、自宅で放置するようなことはなかったとのことであります。

この２つの事例についてですけれども、今後の感染症対策に生かしていただきたいと思いますが、御所見を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　石垣地域、北部地域については、議員がおっしゃいますとおり、ワクチンに関する非常に積極的な取組、それから北部地域に当たっても、医師会が中心となって北部地域のワクチンを進めてこられたこと、それから検査体制についてもそうですし、医療の体制についても積極的に関わっていただいたことが地域の医療を支えたのだというふうには理解しております。

県全体としましても、そのような取組については先進的な事例であると思いますので、県としても同様の取組に力を入れていきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、次にこのパネルを御覧いただきたいんですけれども、（パネルを掲示）　これは緊急事態宣言解除からまん延防止、そしてウイズコロナに向けてのイメージを図視化したものであります。これはあくまでも私の考え方ですけれども。上のほうは、新規感染者数の推移であります。下のほうはワクチン接種の状況を示しております。

そこで、まず上の新規感染者のところを見ますと、８月25日、これは809人でありました。その後ピークアウトしてから、一時乱高下はありましたけれども、９月21日には55人と急激に下がっております。続いて23日には141人ということでまた戻っています。そういった乱高下をしておりますけれども、ここで私が申し上げたいのは、知事がおっしゃっているこの200人、あるいはこの100人。今の状況からすると、知事のその制限緩和の目安となる数値はもう確保できていると。今後これが推移するだろうというふうに考えております。

次に、下のワクチン接種でありますけれども、これは９月12日のデータで示すと、２回目接種したのが42.7％。その後も８日後の９月20日ですが、45.94％。ちなみに12歳以上の人口割合では、51.55％がもう既に終わっているようであります。そこで、12日から20日までの間のこの接種状況を見ますと、このままの状況でいきますと、知事がおっしゃる70％、この目標を達成するにはあと60日かかります。そういう状況では、僕は緊急事態宣言を解除しても大変厳しいのかなと思いますけれども、ただそこで大事なのは、このワクチン接種を促進することによって解除したり、まん延防止の措置を解いたりということでいくのでは

ないかというふうに想定しています。先ほどの部長の答弁でも、ワクチン接種の効果は非常にいいと。これはもう既に証明されているということであります。

そこで知事、今日は、このワクチンの接種についてスピードを上げることが肝要だというふうに思っておりますけれども、ワクチン接種の促進対策についてどのようなことを考えておられるのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、ワクチンの接種を加速化するために方針をつくりまして、市町村にもお願いをして、接種を早めていただくということを一緒になってやっていくという方針にしております。その中で、県としましても、県設置の会場をつくりまして、そこで加速化を支援するために接種を行っているところでございます。あわせて、若者の接種率を向上することが肝要かと思いますので、若者の皆様にアプローチできるような発信の仕方というのを工夫してやっていこうと考えております。

また若い方々の中には、ワクチンに対する不安をお持ちの方もいらっしゃいますので、そこは正確な情報の発信が必要だと考えておりまして、そこはきちんとした情報の提供ができるように努めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　今何よりも大事なのは、ワクチン接種の人数を増やすということではないかというふうに思っています。そこで、今日はこの緊急事態宣言の解除と経済活動の再開に向けた知事の御決断を期待しているわけであります。先ほどから新聞でも、もうそろそろそういったレベルに来ているという感じで報道されておりますけれども、もとよりこういった前提条件はしっかりやっていかなければなりません。その上で、知事、感染拡大防止に効果的な対策としては、やっぱり石垣市の事例でも明らかなように、ワクチン接種率を上げることが大事だというふうに思っております。

そこで提案ですけれども、この図からしても、もう200名、100名ということですから、今月いっぱいでこの緊急事態宣言を解除して、この10月から11月にかけてまん延防止の措置を解く。そうすることによって、12月からウイズコロナ的な社会にする。そうすると正月は、やっぱりお互い日常の生活に戻れるのではないかというふうに思っています。まだこんな緊急事態宣言をしている中で年越すのは大変ですから、できればこういう状況をつくるためにも、ワクチンの接種を強力に進めていただきたいと思っておりますけれども、最後に知事の御所見をお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員御案内のこのパネルも非常に分かりやすく、また非常にその方向性が見えやすいというようなことで、本当に感謝申し上げたいと思います。

緊急事態宣言からまん延防止に移行する、それは一義的には国が決定することではありますけれども、今日が暫定値で新規陽性者数が61名、これは前の週と比較して30日連続で下回っている。非常にこの県民や業者の方々、医療関係の方々の努力が本当にこうやって数字になってきているということについては、日々の努力がやはり大切であるというように感じています。それから、議員がお示しいただいたこの前提条件、ウイズコロナに向けた前提条件、４つ挙げていただいております医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進、認証制度の導入、感染拡大防止対策の徹底、まさにこれに通常の新しい生活様式の――いわゆるマスクをつけて会話をする、人と空間距離を空ける、密を避けるということをこれからも続けていくことが大切だと思います。

さらに、このウイズコロナの生活を、例えばこの年末年始、人が動くことによって、またさらに１月の中旬から後半には大きな波が来るのではないかということが医療関係者の方々、感染症の専門家の先生方からもその不安の声が聞こえてまいります。ですからそのためにも、議員御提案のとおり、まずはワクチンをしっかり打っていただいて、この県民の70％の方々には、この第６波を抑える意味でも、早めにワクチンを打っていただくための広報啓発を我々もしっかり努めていきたいと思いますし、若い方々には、皆さんが12歳未満の子供たちを守る一番大きな力になるんだよということを、心を込めてその思いを伝えて、12歳以上の方々にも、お父さんお母さんとも相談していただいて、ぜひワクチンを接種していただいて、社会全体でウイズコロナの状況が安定して、継続的に抑え込んでいけるように取り組むこと、これはもう県もしっかり頑張りたいと思いますし、その広報活動、啓発活動にも力を入れてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事ありがとうございます。

ぜひそういう形で頑張っていただきたいというふうに思います。

そこで、やはり県民は、時期が明確になればそれに向かって目標が設定できるわけですから、ワクチン接

種についても協力が得られるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひそういったターゲットをしっかり打っていただいて、県民に呼びかけたほうがいいのではないかというふうに思っております。

それでは次に、沖縄北部テーマパーク事業についてでありますけれども、テーマパークというのは集客施設でありますので、まずその交通のアクセスが成功の鍵を握るというふうに考えております。そういった意味で、短期的には名護東道路の延伸であるとか、あるいは海上交通の導入、さらに中長期的には鉄軌道の整備が必要不可欠となるのではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　まず道路関係で申し上げますと、名護東道路の本部方面への延伸につきましては、今年３月の沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の高規格道路に位置づけをされております。今後は地元自治体と連携して、国に対して、早期の事業化を目指して要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　鉄軌道についての御質問に対してお答えいたします。

現在、構想段階における計画における鉄軌道のルートにつきましては、学識経験者による専門委員会の確認をいただきながら、３年半をかけて５段階のステップごとに、延べ６万2000人の県民の皆様から寄せられた意見を踏まえ、公共交通が持続的に役割を果たすために必要となる採算性についても考慮しながら検討を行って、那覇－名護間を結ぶルートを概略計画として取りまとめたところでございます。しかしながら、議員おっしゃるとおり、利便性の向上は大変重要な問題と認識しております。観光客の皆様、県民の皆様のニーズに対応するために、このバス等の結節を充実させるなど、移動利便性の向上に向けた取組について、地元の市町村等と連携し協力してまいりたいと思います。

○末松　文信君　休憩してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時46分休憩

午後５時46分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○企画部長（宮城　力君）　海上交通につきましては、那覇それから本部間を第一交通に係る船舶が就航しておりますが、今コロナ禍もあって、実績については非常に厳しい状況にあると聞いております。今後、コロナが収束した後に需要が増えてきて、その動向を踏まえた上で、県としてどのような対応ができるか検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　ひとつよろしくお願いします。

これはテーマパークに限らず、やんばる自然遺産の関係であるとか、今後の北部振興事業との関連でも非常に重要なことでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

知事の答弁をいただきたいんですが、時間がありませんので次に行きます。

それでは次に、我が党の代表質問との関連ですけれども、自衛隊との共同使用についてでありますが、知事が諮問された万国津梁会議は、自衛隊と共同使用することで、自衛隊、いわゆる日本側が管理権を持ってすれば、基地から派生する事件・事故も抑制できるというふうに提言しております。知事は政府に万国津梁会議の提言に基づいて、米軍基地問題に関する要請をされたと思いますけれども、共同使用について、なぜ尊重されないのか、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時48分休憩

午後５時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　万国津梁会議からの提言を論拠にいたしまして、日本政府に対しては在沖米軍の県外または国外への分散移転・ローテーション配備、これをなお一層促進すること、そのためには、日本政府が米軍の運用に責任を持つことにより、地元への影響を軽減できる自衛隊基地の米軍との共同使用を含め検討していただきたいという旨は、私も申し上げております。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　先ほどの公室長も似たような答弁していましたので耳を疑ったんですが、そういうふうに要請はされているという認識でよろしいですね。分かりました。

それで次に、普天間飛行場の代替施設建設についてでありますけれども、これそもそも、知事が承認した埋立ての事業であります。これ今まで紆余曲折いろいろありましたけれども、結果として最高裁の判決が出て、元に戻って知事が承認した埋立事業であります。この事業をどうして、こんなに足かせになるようなこ

とをされるのか。これは、知事としては許可したわけだから、進めるのが当たり前だと思うんですけれども、これは今まで何度も質問しているんですが、もうちょっと知事の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時50分休憩

午後５時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　現在提出されております変更承認申請書に関しましては、公有水面埋立法にのっとり厳正に審査を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　末松文信君。

○末松　文信君　その話は何度も聞いたんですけれども、私が何を言いたいかというと、知事は政治的に行政をゆがめている。恣意的にゆがめている。これ部長、本来だったらあなた方はしっかりと法律にのっとってやらんといかぬわけですよ。それをなぜやらないのか聞いているんですよ。もう一遍答弁してください。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　現在我々のほうで変更承認の内容につきまして、災害防止あるいは環境に当たる影響等につきまして、厳正に審査を行っているところでございます。

○末松　文信君　ありがとうございました。

また次の機会によろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、９月27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時51分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　仲　村　家　治

会議録署名議員　仲 宗 根　　悟

令和３年９月27日

令和３年
第　８　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第６号）

令和３年
第 ８ 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）**

令和３年９月 27 日（月曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第６号

令和３年９月27日（月曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第１号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第14号）

乙第１号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例

乙第３号議案　沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　工事請負契約について

乙第６号議案　工事請負契約について

乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第８号議案　土地の取得について

乙第９号議案　財産の取得について

乙第10号議案　財産の取得について

乙第11号議案　保険代位による損害賠償請求事件の和解等について

乙第12号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第13号議案　損害賠償の額の決定について

乙第14号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第15号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第16号議案　水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第17号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第18号議案　通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第19号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第20号議案　農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第21号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第22号議案　令和２年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

乙第23号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

認定第１号　令和２年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第２号　令和２年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第３号　令和２年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第４号　令和２年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第５号　令和２年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　令和２年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　令和２年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第８号　令和２年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第９号　令和２年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第10号　令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第11号　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第12号　令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第13号　令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第14号　令和２年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第15号　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第16号　令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第17号　令和２年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第18号　令和２年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第19号　令和２年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第20号　令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第21号　令和２年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　令和２年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　令和２年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
認定第24号　令和２年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（48名）

議　長	赤　嶺　　昇　君	21　番	下　地　康　教　君
副議長	仲　田　弘　毅　君	22　番	石　原　朝　子　さん
1　番	新　垣　光　栄　君	23　番	仲　村　家　治　君
2　番	翁　長　雄　治　君	24　番	仲宗根　　悟　君
3　番	喜友名　智　子　さん	25　番	仲　村　未　央　さん
4　番	島　袋　恵　祐　君	26　番	玉　城　武　光　君
5　番	玉　城　健一郎　君	27　番	比　嘉　瑞　己　君
6　番	大　城　憲　幸　君	28　番	当　山　勝　利　君
7　番	上　原　　章　君	29　番	照　屋　大　河　君
8　番	小　渡　良太郎　君	30　番	山　内　末　子　さん
9　番	新　垣　淑　豊　君	31　番	西　銘　啓史郎　君
10　番	島　尻　忠　明　君	32　番	座　波　　一　君
11　番	仲　里　全　孝　君	33　番	大　浜　一　郎　君
12　番	平　良　昭　一　君	34　番	呉　屋　　宏　君
13　番	次呂久　成　崇　君	35　番	花　城　大　輔　君
14　番	國　仲　昌　二　君	36　番	又　吉　清　義　君
15　番	瀬　長　美佐雄　君	38　番	崎　山　嗣　幸　君
16　番	山　里　将　雄　君	39　番	玉　城　ノブ子　さん
17　番	上　里　善　清　君	40　番	西　銘　純　恵　さん
18　番	當　間　盛　夫　君	41　番	渡久地　　修　君
19　番	金　城　　勉　君	42　番	瑞慶覧　　功　君
20　番	新　垣　　新　君	43　番	比　嘉　京　子　さん

44番	末松文信君	46番	中川京貴君
45番	島袋　大君	47番	照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
副知事	謝花喜一郎君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	照屋義実君	企業局長	棚原憲実君
政策調整監	島袋芳敬君	病院事業局長	我那覇仁君
知事公室長	金城賢君	会計管理者	大城博君
総務部長	池田竹州君	知事公室 秘書防災統括監	平敷達也君
企画部長	宮城力君		
環境部長	松田了君	総務部財政統括監	平田正志君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	教育長	金城弘昌君
保健医療部長	大城玲子さん	警察本部長	日下真一君
農林水産部 農政企画統括監	下地常夫君	労働委員会事務局長	山城貴子さん
		人事委員会事務局長	大城直人君
商工労働部長	嘉数登君	代表監査委員	安慶名均君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺　昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた農林水産部長崎原盛光君は、病気療養のため本日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、農政企画統括監下地常夫君の出席を求めました。

○議長（赤嶺　昇君） **日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　おはようございます。

沖縄・自民党の仲田でございます。

彼岸も過ぎ、残暑も厳しいときを迎え、今年も残すところあと３か月であります。夏休みを挟んでコロナ感染が拡大しましたが、９月から若年層へのワクチン接種も始まり、体制が前向きに進んでいるものと考えております。残念ながら感染により亡くなられた方々に哀悼の意を表し、改めて医療従事者の皆さんをはじめ、エッセンシャルワーカーの方々へ心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、令和４年度概算要求について。

８月末に内閣府から次年度沖縄関係予算の概算要求と税制が示され、財務省に提出されたとの報道がありました。要求額の2998億円は、本年度当初予算3010億円に比べ約12億円の減、概算要求額の3106億円からすると108億円の減額になります。12月末に政府で取りまとめ正式な予算案が決定されますが、これまで安倍前総理と仲井眞元知事との間で交わされた3000億円台の確保は、2021年度まで毎年継続されてきました。しかし、2022年度以降の予算に関しては大変厳しいと言わざるを得ません。

そこで、質問を行います。

ア、令和４年度（2022年度）概算要求2998億円に対する知事の率直な感想をお聞かせください。

イ、地方行政の財政を左右する予算になりますが、市町村の声は生かされているか。

ウ、県から内閣府へお願いした概算要求の総額を伺いたい。

２、新型コロナウイルス感染症について。

100年に一度と言われるパンデミックの中、８月下旬、９月13日から30日までの緊急事態宣言は５回目の延長が行われました。５月23日以来、４か月以上に及ぶ長期化した宣言適用が続くことになります。新規感染者の数は徐々に減少しているとはいえ、人口10万人当たりの数字は全国平均をはるかに超え、最多が続いております。現実問題として入院患者の減少はなお不透明であり、医療提供体制の逼迫は深刻で、今後とも厳しい課題と言わざるを得ません。必要とする医療を県民がしっかりと受けられるよう、早急に的確な対応が求められていくものと考えております。

そこで伺います。

(1)、県内の感染状況や医療提供体制の現状をお聞かせください。

(2)、新型コロナウイルス感染防止対策によるワクチン接種の実施状況を伺いたい。

(3)、各保健所の基本的な役割を教えてください。

(4)、クラスター発生に伴う速やかな情報公開が求められているが、対策を伺いたい。

(5)、緊急事態宣言が９月30日まで延長されました。延長と解除について県の考えを伺いたい。

３、教育行政について。

新型コロナウイルス感染拡大が収まらない状況で、各学校は夏休み明けの授業を再開し、新学期が始まりました。７月末から８月の休み期間中に新規感染者の数が何度も過去最多を更新し、10歳未満や10代の感染も広がり、第４波と比較して大幅な感染拡大の中での再開でありました。学校現場において先生方は、児童生徒の安全を守り、学習環境と学びを保障するという大義の下に、不安を伴いながらも一生懸命頑張っているものと考えております。

そこで伺います。

(1)、学校再開について。

ア、コロナ感染対策で、分散登校や感染状況によっては学級・学年閉鎖、あるいは臨時休校等が実施されましたが、実情をお聞かせください。

イ、これまでの小・中・高校でのコロナ集団感染の学校数と生徒数を伺いたい。

ウ、臨時休校や分散登校に伴うオンライン授業・学習の実施状況や課題を伺いたい。

エ、分散登校や感染不安により登校を控える児童生徒の出欠取扱いについて伺いたい。

(2)、全国学力テストについて。

ア、コロナ感染の厳しい中で、５月に実施された２か年ぶりの全国学力テストの結果が去る８月31日に公表されました。見解を伺いたい。

イ、学力テストで全国水準を維持したことは大変すばらしいことであり、あらゆる意見がある中で、県内の児童生徒の学力向上に大きく寄与するものと考えております。教育長の感想をお聞かせください。

我が党関連は取り下げます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨー　ミーウンチューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (1) のア、令和４年度沖縄振興予算の概算要求についてお答えいたします。

８月末の内閣府の概算要求では、子供の貧困対策、離島活性化推進事業費等が増額要求され、産業競争力の強化等の経費が新たに盛り込まれましたが、一括交付金は、制度の継続に向けた要求をしていただいたものの、今年度予算と同額となっております。また、予算総額は、要求可能額が最大限活用されず、3000億円台に届かなかったことは残念でありますが、今後の予算編成過程においては、事項要求している経費の確保を図り、総額3000億円台の沖縄振興予算を維持していただくとともに、一括交付金については、市町村の要望も踏まえ、さらなる増額が図られるよう、あらゆる機会を捉えて要望してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢について (1) のイ及びウ、令和４年度沖縄振興予算の要請についてお答えいたします。１の (1) のイと１の (1) のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、令和４年度沖縄振興予算の確保に向け、７月に３回に分けて全41市町村を対象に意見交換を実施いたしました。市町村からは、一括交付金制度の継続、深刻な子供の貧困への対策の継続、離島の定住条件の整備に係る取組、公共事業に係る取組など、数多くの御意見をいただきました。このような市町村からの意見も踏まえた結果、８月の要請においては、要求可能額を最大限活用した3600億円規模の概算要求を行い、引き続き総額3000億円台の沖縄振興予算を確保するとともに、本県及び市町村が自主性と主体性を

発揮できる財源の確保について、市長会、町村会との連名により要請したところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） ２、新型コロナウイルス感染についての御質問の中の (1)、感染状況及び医療提供体制についてお答えいたします。

県内の感染状況は、県民や事業者等の皆様の取組により、ようやく流行のピークを越え減少傾向にありますが、いまだコロナの入院患者数は高い水準にあり、予断を許さない状況にあると考えております。また、県では、重点医療機関等25病院を指定し、９月22日時点で843床の病床を確保するとともに、入院待機施設の設置、宿泊療養施設の拡充、自宅療養者の健康観察体制の強化など、医療提供体制の強化を図ってきたところです。

同じく２の (2)、ワクチン接種についてお答えいたします。

９月25日時点のＶＲＳ（ワクチン接種記録システム）による年代別ワクチン接種率は、12歳から19歳は１回目45.1％、２回目20.6％、20代から30代は１回目52.4％、２回目31.3％、40代から50代は１回目69.5％、２回目52.5％、60代以上は１回目87.1％、２回目82.4％となっており、年代が上がるにつれて接種率が高くなっております。

同じく２の (3)、保健所の基本的な役割についてお答えいたします。

保健所では、新型コロナウイルス感染症患者を診断した医師の届出に基づき、感染拡大防止のため、積極的疫学調査を実施し、感染源調査や濃厚接触者等の行政検査及び健康観察の業務を中心に取り組んでおります。また、クラスターが発生した際の施設の調査や感染防止対策の指導などの役割を担っております。

同じく２の (4)、クラスターの情報公開についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症におけるクラスターが発生した場合は、感染症に関する情報を広く県民に提供するため、県の公表基準に基づきマスコミ等に公表することとしております。

県としましては、引き続き各保健所・関係部局との情報共有及び連携強化を図り、速やかな情報公開に取り組んでまいります。

同じく２の (5)、緊急事態宣言についてお答えいたします。

緊急事態宣言の延長が決定された９月９日時点では、新規陽性者数が７日平均397人、病床占有率及び重症病床占有率がともに50％を上回っていたことから、政府において緊急事態宣言の延長が決定されました。

県としましては、新規陽性者数が200人から100人程度になる期間において、緊急事態宣言の解除を含めた議論を行うこととしております。このため、25日の専門家会議及び経済対策団体会議からの意見を踏まえて、昨日26日に新型コロナ対策本部を開催し、各指標を踏まえ、緊急事態宣言が解除された場合について方針を決めたところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） おはようございます。

それでは３、教育行政についての御質問の中の (1) のア、分散登校や学級閉鎖等の実情についてお答えいたします。

９月６日時点で分散登校を実施した県立学校は、高等学校54校、特別支援学校８校、中学校３校となっております。また、19市町村の小学校と21市町村の中学校において、短縮授業または分散登校が実施されたと聞いております。学校再開から令和３年９月10日までの期間に、県立学校で学級閉鎖等の措置を行った学校は30校で、学級閉鎖45学級、学年閉鎖５学年、休校３校であります。また、市町村教育委員会からの報告によると、小中学校で学級閉鎖等を行った学校は17校で、学級閉鎖31学級、学年閉鎖５学年で休校はありません。

同じく (1) のイ、小・中・高校でのコロナ集団感染についてお答えします。

県新型コロナウイルス感染症対策本部によると、クラスターとして公表された公立学校数及び感染者数は、小学校２校16名、中学校２校27名、県立学校９校78名、学校種非公表１校５名で、合計14校126名となっております。なお、感染者数は対策本部が公表した児童生徒、教職員等が含まれた数となっております。

同じく (1) のウ、オンライン学習の実施状況や課題についてお答えします。

臨時休校や分散登校等の実施期間中、各学校においては、小中学校の約８割、県立高等学校の約９割、特別支援学校の約６割がオンラインによる学習支援に取り組んでおります。一方で、一部の県立学校で通信の不具合が生じたことから、通信環境の改善を図るとともに、市町村に対しては、専門家によるネットワーク

アセスメントなどの実施を周知しております。

同じく (1) のエ、分散登校等における出欠の取扱いについてお答えします。

各学校において、感染不安により、やむを得ず登校できない児童生徒については、欠席扱いとはせず、進級・進学等に不利益が生じることはありません。また、分散登校で登校しない児童生徒についても同様の取扱いとなり、不利益を被ることはありません。

県教育委員会としましては、コロナ禍にあっても、児童生徒の学びの保障の支援に努めてまいります。

同じく３の (2) のア、全国学力テスト結果の見解についてお答えします。

本年度の全国学力・学習状況調査の結果が８月31日に公表され、小学校は全国水準を維持、中学校は全国との差を縮小し、おおむね改善傾向を維持しております。

県教育委員会としましては、今回の調査結果の分析を行うとともに、市町村教育委員会及び学校と連携を図りながら、本県児童生徒の確かな学力の向上を目指す取組を推進してまいります。

同じく (2) のイ、全国学力テスト結果への感想についてお答えします。

コロナ禍において、今回の結果につながったのは、県の学力向上施策を基に、教職員、児童生徒及び保護者が一体となって、学力向上に取り組んでいただいた成果だと考えております。今後も、「人材を以て、資源と為す」とする沖縄の教育の発展に向けて、県民一丸となった学力向上の取組を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　御答弁ありがとうございました。

知事もこの概算要求2998億円については大変残念であるというコメントですが、私は非常に懸念をしております。また、県の経済界も10年ぶりに3000億円台を割り込んだことに対して、一様に残念であるとのコメントを出しております。

そこで伺います。

3600億円の要望で内閣府から示されたのは2998億円、約600億円の開きがあります。担当部局はもちろん、もう分析等は済んでいると思いますが、どのような予算が認められなかったのかお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

内閣府の2998億円に加えまして、内閣府としては事項要求としまして防災・減災、国土強靱化５か年加速化対策に必要な経費なども要求されているところと考えております。沖縄振興一括交付金につきましては、令和３年度予算と同額の981億円が措置されたところでございます。

私どもの3600億円の８月の要望というのは、財務省が示しました各省に対する概算要求の基準を踏まえまして、最大限そこまでは予算要求が可能であろうということで、そういう分析の下、内閣府とも調整をさせていただいた上で、3600億円の要望について市長会、町村会と連名で要求をさせていただきました。８月末の概算要求につきまして河野沖縄担当大臣からは、内閣府がまとめました新たな沖縄振興策の検討の基本方向で沖縄振興の特別措置や法的措置を講じ沖縄振興策を推進することとしており、予算につきましては、この基本方向を踏まえて総額2998億円を要求することとしたというふうに述べられていると聞いております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　この内訳を見てみますと、一括交付金は一応現状維持、981億、そして子供貧困は４億円の増、離島振興費と北部振興は共に10億円の増、そして企業支援の産業振興は新規で18億円が計上されております。そのことに対して県の評価はどうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　仲田議員が今おっしゃいました子供の貧困対策でありますとか、新たな産業振興の部分が盛り込まれたということについては、評価しております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　この増額の反面、社会資本整備の公共事業関係費、いわゆる国の直轄工事が減額になっておりますが、幾らの減額予算になっておりますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　内閣府が作成しました概算要求の説明資料によりますと、一覧表の中の３、社会資本整備費としまして、公共事業関係費が1262億円要求されております。これは昨年、1420億円の概算要求でございましたので、約160億円ほどの減額になっているものというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　土建部長、国の直轄工事がこれだけ158億も減額、削られるということになりますと、本県の社会資本整備にどのような影響があるか、また、それと同時に、内閣府から予算削減についてどのような説明がありましたでしょうか。お聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

この10年間、社会資本の整備につきましては、かなり復帰後から考えますと大分整備のほうは進んできている状況ではございます。ただし、やはり依然として道路の渋滞ですとか、離島の生活路線としての港湾や空港の整備というのは、まだまだこれからも引き続き継続して行っていくところが多いと思いますので、そういった意味で、やはり必要な予算の確保につきましては非常に重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　内閣府からの予算減額の説明の中に、本県の大型工事がもう終了したということはなかったでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　直接説明等は伺ってはおりませんけれども、やはり昨今、那覇空港の第２滑走路でありますとか、あるいは名護東道路の一部供用開始等、大型のプロジェクトが幾つか終了しているというところではございます。引き続き、我々としては事項要求として、国土強靱化関連の予算を引き続き頑張って要望していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　この予算が減額されず、そのまま認められますと、約160億円分のインフラ整備が可能になります。これが削られたことによる本県の工事の遅れについてはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　やはり160億円の減となりますと、それなりに事業の進捗に関しましては一定程度の影響があるとは考えておりますけれども、その辺は選択と集中ということで、引き続き事業の効率化といいますか、選択と集中を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　私のうるま市、特に与勝地域、与勝半島一周道路がまだ全然着工もされておりません。早めに予算獲得して、それが実現するようにお願いします。

知事、知事もよく御理解していると思いますが、概算要求が財務省の予算編成を経て額が増えるということは通常あり得ないことであります。それどころか、厳しい査定を経て2998億円からさらに削られる可能性が十分あります。一括交付金等についても危惧されておりますが、知事の御意見をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほども我々が要求した額が認められなかったのは非常に残念ですというお答えをさせていただいたんですが、市町村ともこの間、意見交換をさせていただき、その市町村からの意見も踏まえた結果、要求可能額を最大限活用しての要求であります。ですから、引き続き3000億円台を確保できるよう、さらに要望してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　知事は県民を代表して増額要請、しっかり頑張っていただきたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲田　弘毅君　次に、新型コロナ関係について質問いたします。

まずは感染状況と医療体制についてでありますが、感染者の数が減少傾向にあり、ほっとしていると同時に、冬到来を考えると一抹の不安もあります。これまで第５波の感染拡大は全国最悪と言われましたけれども、その要因と対策をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回の第５波につきましては、これまでに経験のない急拡大があったところでございます。その要因としまして、専門家の皆様から御意見を伺ったところ、第４波が収まり切らないうちに――減少傾向はあったんですけれども、それが収まり切らないうちにデルタ株が蔓延したということが一番大きなところというふうに考えているところです。それらから家庭内感染等にも広がりましたので、市中感染が大きくなったというところでございます。

また、冬場に向けて第６波については警戒が必要だと思いますので、医療提供体制、検査体制、ワクチン接種について引き続き拡大、拡充に向けて取り組んでいきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　なぜこの質問をやったかと申しますと、私は６月定例会で感染状況と拡大要因について質問をさせていただきました。その答弁の中で、県は６

月28日時点における療養者の数は1107名、人口10万人当たりの直近１週間の新規感染者の数は34.69人である。５月下旬をピークに減少に転じているものの、警戒は必要であるとの内容でありました。その二、三か月後に全国的により厳しい感染状況になったことは、非常に残念であります。

引き続き伺います。

医療体制の逼迫は病床確保が十分できなかったという大きな反省点であり、結果的に宿泊施設療養、そして自宅療養を余儀なくされてきました。病床を適切に確保し、入院率を上げるためにどのような対策が講じられているかお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　沖縄県の場合は、国公立、それから私立にかかわらず、救急を担っていただいている病院に非常に御協力をいただいて病床の確保に当たってきたところでございます。その中で、やはり一般の医療との兼ね合いもございますので、医療非常事態宣言というのを発出しまして、例えば不要不急の受診を控えていただくということや人間ドックなどの一時休止なども含めてお願いをして、病床を空けていただいたところでございます。加えて、県としましても、ホテル、宿泊療養施設の確保に努力してきたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　部長、妊婦の自宅療養で、家族の看病をしながら自らも感染し、早産にもかかわらず無事出産、母子ともに元気であるとの記事を読んで、大変心を痛めております。現状では濃厚接触者の妊婦が健診を受けられず、母子の命を救えない可能性も指摘されました。妊婦への感染状況と対応についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　妊婦の感染状況については、すみません、手元に確実な数字がございませんけれども、たしか去年の４月から今年の７月までで百六十何名かという状況でございましたが、８月で同じ数、同様の数の妊婦の感染者が発生したというふうに記憶しております。その妊婦の感染については非常に課題もございますので、周産期を担う先生方にお集まりいただきまして、妊婦が感染した場合の病床の確保であるとか、また自宅療養を余儀なくされる場合の健康観察を主治医の先生方にお願いするというような対策を講じているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　自宅療養が問題になっておりますが、その自宅療養は家庭内感染のリスクを大きくしているということです。そのリスクを極力避けるために、自宅療養をしっかり減らしていくためには、ホテルの空き室を積極的に運用することが望ましいと言われております。結果的に観光立県としてのバックアップ体制にもつながると考えますが、その点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員御指摘のとおり、やはり宿泊療養施設であるホテルを活用することは非常に重要であると考えております。必ずしも今、そのホテルの稼働率がまだ十分ではないと思いますので、そこは県としましても、例えば清掃とか消毒の仕方等について対策を、工夫を凝らしているところでございます。またあわせて、ホテルの確保についても引き続き努力してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　知事、今緊急事態宣言解除、あるいは緩和の話がありますが、今経済界は大きなダメージを受けております。特に観光関連企業団体の支援体制は県の大きな責務であります。県独自の経済対策として、ワクチンパスポートや陰性証明書等を利活用した取組があると言われております。その点についていかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

ワクチン接種・検査陰性証明の活用につきましては、ワクチン接種の推進を前提としまして、感染防止対策認証制度と併せて運用することで、経済活動の再開に結びつけることが期待されておりまして、議員御指摘のとおり、経済団体等からも要望が来ております。県では、部局横断的なプロジェクトチームを設置しまして、市町村それから経済界と合同のワーキンググループで議論を深めながら――これは国が示した基本的な考え方を踏まえまして、公平かつ世代間で利用可能な運用のガイドラインなどを検討しており、感染収束時を見据えた導入に向け準備を進めております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　ワクチン接種について伺います。

県全体の接種率と全国平均の接種率は幾らになりますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　都道府県別のワクチン接種状況というものがございまして、これはＶＲＳに入力された情報で比較しておりますが、沖縄県の場合は全年代の接種率が全国的には最下位という状況でございます。ただし、12歳以上の対象人口で見ますと、１回目の接種率については最下位ということではなくて、45位というような状況でございます。ただ２回目についてはやはりまだ最下位という状況でございますが、県としまして毎日報告している接種状況については、このＶＲＳから取れない部分についても計算をしまして、足し上げて報告をさせていただいているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　先ほど来ＶＲＳの話がありますが、これは県民に大変大きな誤解を与えているところもあります。基準が一緒でない数字を比べられない。今日の朝刊で、２回目の接種率が43.9％というふうに報道されているんです。今まで、これが県の報告と若干違うときがありました。ですから、そういった基準をしっかりやってもらいたいということです。

それと、10代の感染者の増加が大変注目されておりますけれども、部長、11歳以下でまだワクチンを打てない子供たちが県内に18万人いるそうですが、その子供たちの対応はどうなっておりますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県内の全年代の人口というのが、令和３年１月１日の住民基本台帳によりますと148万5000人程度。12歳以上が128万6000人ほどとなっておりますので、議員おっしゃいますとおり、12歳未満の子供たちというのは、その人数がいらっしゃるということでございます。12歳に満たないお子さんについては、ワクチンの接種がかないませんので、この子たちを守るためにも、その周りにいる大人がしっかりとワクチンを打っていただきたいという願いが県としてもございます。ただ、この12歳未満の子供たちの感染を防ぐためにというか、感染が拡大しないために、家庭内感染の防止であるとか、あと、もし発生した場合の保育所での迅速なＰＣＲ検査の実施であるというようなことに力を入れていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　次は保健所についてでありますが、感染拡大の中で保健所の職員の事務量が急激に増え、末端まで手が回らない状況がありました。そのときに、残念ながら保健所や県対策本部から連絡や訪問が遅れ、自宅療養で入院調整中の40代男性が死亡するという事例が起こっているわけですが、その見解をお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　感染者の把握につきましては、まずは陽性になった場合の医師の判断の下、発生届というものが保健所のほうに出されます。それを受けまして、県のコロナ本部でも情報を把握しているという状況でございます。また、病院等からの情報についても随時入ってくることになっておりまして、このような入院調整中等の方に連絡が滞りがないようにということで努めているところではございますが、先般の事例につきましては、連絡が取れなかったということで、管轄の保健所が御自宅を訪ねたときに既にお亡くなりになられていたという、非常に残念な状況にはございます。

これを受けまして、県としましても、例えば連絡先を複数お伝えいただくというようなことで、対策を強化しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　そういうことはもうあってはならないことでありますし、事後策として具体的な対策が多分立てられていると思いますが、私が中部保健所にお電話を入れて確認したときには、マンパワーが圧倒的に足りないというお話でした。その増員とか連絡網の充実、情報システム等は改善されておりますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　第５波に入る前から、拡大時に保健所を支援する体制として、もちろん保健師の方々をできるだけお願いするということはあるんですけれども、それ以外に、事務職であっても、例えば疫学調査についてｅラーニングなどで教育をして補助ができるようにということで、体制を整えてき

たところでございます。しかしながら、中部における今回の拡大については、それだけでも間に合わない状況もございましたので、県職員を40名程度確保して対策を講じたところでございます。あわせて、中部保健所と情報関係の会社において、まずは感染者に第一報として、今後どういうふうなものがあるというようなことをきちんとお知らせするようなシステムも開始したところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　第６波がないとは言えず、医療団体と保健所、そして行政が一体となり反省点を踏まえ、これまで以上に連携を強化していく必要があると思いますが、知事、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回特に自宅療養者それから入院待機者という方々が非常に多くなった状況もございましたので、市町村に対しましては、自宅療養者の感染者のデータにつきまして、市町村とある意味覚書のような文書を交わした上で、市町村にも御協力いただくというような体制を今整えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　次、教育行政をお伺いします。

教育長、児童生徒の急激な感染拡大で、今対策等で授業時間数が随分カットされているわけですが、これは学習進度については影響ないでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

子供たちの学びの保障は大変重要でございます。オンラインの学習とか分散登校、課題を提供ということで、中身を精選することで、しっかり学習の進度については取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　オンライン授業の整備で、教職員のバックアップ体制や通信障害の発生など、地域によっては大きな差があったようですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

まず義務教育過程の公立学校の一人一台端末の整備はおおむね、ほとんどの市町村で完了しているところでございます。ただ一方で、整備が今年度から重点的に始まったということもありまして、運用が初めての自治体もあるため、活用のルールづくりですとか、セキュリティ上の取扱いで慎重に検討しているということも聞いているところでございます。また、議員御指摘のように、市町村において、夏季休業明けでオンライン学習の際の通信の不具合が生じたところも報告されております。これにつきましては、各市町村に対しまして、文部科学省のほうから――これは全国的な課題でもございます。保守事業者等によるネットワークのアセスメントの実施ですとか、教職員の負担軽減の観点から、ＩＣＴ関連のサポートをするＩＣＴ支援員ですとか、ＧＩＧＡスクールサポーターの活用を促しているところでございます。

県教育委員会としましては、市町村と連携してＩＣＴ整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　時間がありませんので、教育長、コロナ禍でオンライン授業が十分できなかった学校では、教職員も様々な不安と難しさを大変抱えているようであります。文科省のＧＩＧＡスクール構想が進められている中で、本県もオンライン授業の整備や学習環境、研修等の充実が求められております。県が率先して市町村と連携して、多様な学習体制をつくる必要があると思いますが、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　議員御指摘のとおり、市町村との連携は大変重要だと考えています。これについては文部科学省、それと県、市町村の担当者で連絡協議会が設置をされておりまして、定期的に開催して情報提供を行っております。また、市町村担当者にはオンライン学習の準備も依頼をしているところでございます。あわせて、文科省、国のほうではＳｔｕＤＸＳｔｙｌｅというサイトもございますけれども、県でもＩＣＴ活用事例実践サイトを運用しておりまして、各学校での好事例の情報提供もさせていただいているところでございます。しっかり国とも連携しつつ、市町村と連携を取って多様な学習体制が取れるように支援していきたいと思います。

以上でございます。

○仲田　弘毅君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜　一郎君　ケーラネーラ　ミシャーロールンネーラ。

沖縄・自民党の大浜一郎でございます。

よろしくお願いいたします。

知事の政治姿勢について。

(1)、令和４年度沖縄振興予算概算要求について。

ア、予算概算要求における知事の評価及び今後の政治対話姿勢について。

(2)、県経済活動再開への出口戦略について。

ア、経済再開への県政が取り組むべき姿勢とロードマップについて。

イ、市町村ワクチン接種状況把握値と県公表ワクチン接種状況公表値との差異について。

ウ、緊急事態宣言下における沖縄県知事判断による地域ごとの柔軟な措置区域対応について。

(3)、尖閣諸島の課題について。

ア、石垣市による尖閣諸島への新しい行政標柱設置要望における県の取組について。

イ、石垣市が設置する尖閣情報センターへの県の支援について。

ウ、中国の改正海上交通安全法施行に伴う海事局の尖閣周辺での懸念される事案について。

２、新たな離島振興計画骨子案について。

(1)、離島グループ編成の意義及び効果的施策等について。

３、八重山地域の課題について。

(1)、石垣空港線事業の再延長における課題等について。

(2)、県立八重山病院における分娩介助料値上げに伴う経済負担への対処策について。

(3)、石垣市－竹富町間就航貨物船等の新造に係る費用の一部負担について。

(4)、与那国町久部良港を利用する観光を目的とする船舶等の係留施設整備について。

(5)、地域未来投資促進法を活用したゴルフ場を含むリゾート施設の今後の進捗について。

４、我が党の代表質問との関連については取り下げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○大浜　一郎君　すみません、１つ抜けておりました。

離島学生の入寮再開における８月19日付方針変更の経緯についてお伺いします。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (1) のア、令和４年度沖縄振興予算概算要求の評価等についてお答えいたします。

８月末の内閣府の概算要求においては、子供の貧困対策、離島活性化推進事業費等が増額要求され、産業競争力の強化等の経費も新たに盛り込まれましたが、一括交付金については、制度の継続に向けた要求はしていただいたものの、今年度予算と同額となっております。予算総額は、要求可能額が最大限活用されず、3000億円台に届かなかったことはやはり残念でありますが、今後の予算編成過程においては、事項要求などをさせていただいている経費の確保、総額3000億円台の沖縄振興予算を維持していただくとともに、一括交付金については、要望も強い市町村の意見等も踏まえ、さらなる増額が図られるよう、あらゆる機会を捉えて要望してまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (2) のア、経済再開への県政が取り組むべき姿勢とロードマップについてお答えいたします。

県では、行動変容要請の徹底等により、新規感染者数を抑制することで、緊急事態措置等の制限を段階的に解除し、大規模集客施設の土日営業再開、感染防止対策の認証を受けた店舗における酒類提供の条件緩和等、経済活動再開に向けた取組の展開を検討しております。今後は、ワクチン接種の推進をアクセルとし、経済対策基本方針の出口戦略に基づいた需要喚起策や業態転換を促す施策、デジタルトランスフォーメーションによる付加価値を生む新たな取組支援等の施策を講じてまいります。

次に３、八重山地域の課題についての御質問の中の (6)、ゴルフ場を含むリゾート施設の今後の進捗についてお答えいたします。

地域未来投資促進法に基づく石垣市の土地利用調整計画については、県と市の協議が調ったことから、令和３年８月30日に県が同意したところです。今後、本計画を進めるに当たっては、環境影響評価条例に基づく事業者による評価書の補正手続のほか、農地法に基づく農地転用の許可申請、都市計画法に基づく開発行為の許可申請等、開発行為に伴う各種許認可が必要となることから、石垣市と連携しながら、関係部局に

おいて法令等に基づき適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (2) のイ、ワクチン接種実績の公表値についてお答えいたします。

県では、市町村別の接種状況については医療従事者等を含まない一般住民分について、国から提供を受けていたところです。このため、県のホームページでは、その情報を基に市町村別の接種状況を公表しておりました。一方、市町村では、県が情報提供を受けていなかった医療従事者等を含む接種実績をＶＲＳで把握していたため、その分の差異が生じていたものと認識しております。今般、国主導による新しいツールが導入され、県においても医療従事者等の接種実績を含むＶＲＳ接種実績を把握できることになったため、令和３年９月21日より医療従事者等の接種実績を含めた市町村別接種実績を公表しておりますので、御指摘のありました差異に関しましては解消されているものと認識しております。

同じく１の (2) のウ、緊急事態宣言下における措置区域対応についてお答えいたします。

政府対策本部長が緊急事態宣言の対象地域を指定する際には、全国的かつ急速な蔓延のおそれがある状態にあり、広域的な対応が必要であることから、都道府県を単位として指定することとなっています。法令上、県知事が一部の離島市町村を除き緊急事態措置を実施することは排除されるものではありませんが、国からは、緊急事態措置を実施する場合は、都道府県一律に実施することが基本となること、仮に離島で感染者が発生した場合でも県内全体の医療への負荷が大きいことなどの理由から、慎重な判断が必要であることが示されております。一方で、まん延防止等重点措置区域に指定された都道府県では、地域の実情に応じ、措置を講じる期間及び区域を知事が定めることとされています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　１、知事の政治姿勢についての (3) のア、尖閣諸島への行政標柱設置についてお答えをいたします。

去る８月23日、石垣市は、ふるさと納税制度による寄附金を活用して製作した行政標柱を尖閣諸島に設置する予定である旨を発表し、標柱設置のための尖閣諸島への上陸を国に申請するとしております。当該申請に対する上陸の可否については、申請を受けた国において、関係法令に基づき適切に検討されるものと考えております。

県としては、尖閣諸島をめぐる問題については、平和的な外交・対話を通じて、一日も早い解決が図られるよう、日本政府に対し引き続き強く求めてまいります。

同じく１の (3) のイ、石垣市が設置する尖閣情報センターについてお答えをいたします。

石垣市がふるさと納税制度による寄附金を活用して、尖閣諸島に関する情報発信拠点として尖閣情報センターの設置を予定していることは承知しております。また、去る８月23日の行政標柱完成に関する発表の場において、中山石垣市長から、尖閣情報センターについては、市議会で予算が認められれば、年末から年明けにかけてオープンするとの発表がありました。

県としては、石垣市が設置する尖閣情報センターについて、石垣市の意向等も踏まえ、どのようなことができるか検討してまいりたいと考えております。

同じく１の (3) のウ、中国の改正海上交通安全法施行についてお答えをいたします。

今年４月29日、中国の海上交通安全法が改正され、去る９月１日から施行されたことは、報道により承知しております。改正の主な内容は、交通運輸部に属する海事局に対し、中国の領海を脅かす可能性のある外国船を退去させ、追跡する権限等を与えるものとなっております。同法の施行に伴う尖閣諸島周辺における影響等について、第11管区海上保安本部に確認したところ、これまで海事局に所属する船舶が同海域で確認された事例はなく、現時点でも特段の変化はないとのことでありますが、県としては関係部署と連携し、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、新たな離島振興計画骨子案の、離島グループの意義と効果的施策等についてお答えいたします。

本県の離島は、人口の規模、遠隔性などの地理的な条件、産業構造等が様々でありますが、共通の特性を有する離島では、課題やニーズ、必要とされる施策が同様であることが考えられます。このため、新たな離島振興計画においては、医療、観光などの分野ごとに、共通特性を有する離島を一つのグループとして捉

え、その特性に合わせて施策を組み立てることで、離島間の相互協力や連携強化等、相乗効果を高めた効果的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

次に３、八重山地域の課題についての (4)、竹富町の貨物船の新造についてお答えいたします。

県は、離島の定住条件の整備を図るため、国、県、市町村及び航路事業者で協議し策定する沖縄県離島航路船舶更新支援計画に基づき、離島住民と生活物資の両方の輸送を担う貨客船の建造または購入に係る費用について支援を行っており、離島住民の輸送を行わない貨物船は対象外としております。竹富町の貨物船新造については、今後、関係部局と連携しながら、現状の把握に努めるとともに、町と意見交換してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　３、八重山地域の課題について (1)、石垣空港線についてお答えいたします。

石垣空港線は、重点的に整備を推進してきた新石垣空港から石垣市道宮良産業道路までの約２キロメートルの区間について、今月供用開始したところであります。残る区間の一部用地について、交渉が難航しており、現在、任意交渉と並行して土地収用法に基づく収用手続を進めているところであります。引き続き予算確保に努めるとともに、早期の全線供用に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　３、八重山地域の課題についての御質問の中の (2)、分娩介助料の値上げに伴う対処策についてお答えいたします。

病院事業局では、県立病院において妊婦が出産する場合、実際の分娩に係る経費が妊婦が支払う分娩介助料の額を上回っていることや他の医療機関との均衡などを考慮し、令和元年12月27日付で分娩介助料の条例改正を行いました。また、分娩介助料の額の改定に当たっても、経済的負担を緩和するため、令和２年４月から段階的な改定となるよう措置を行ったところであります。同改定に伴う経済的負担については、どのような支援が可能か、関係機関と検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　３、八重山地域の課題についての御質問の中の (3)、離島学生の入寮再開の経緯についてお答えします。

本県では８月以降、これまでにない急速な感染拡大により自宅療養者が急増していた状況の中、夏休みで帰省中の離島出身の寮生が寮に戻り陽性者となった場合、自宅療養となることが予想されました。そのため、保証人宅等で療養が厳しい寮生に対し、苦渋の判断で自宅待機をお願いしたところです。今般、療養場所の確保に一定のめどが立ったことや、離島出身の寮生が濃厚接触者となり一時的に退寮する際の支援策を策定したことから、全ての寮生の受入れを再開したところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農政企画統括監。

〔農政企画統括監　下地常夫君登壇〕

○農政企画統括監（下地常夫君）　本日、農林水産部長の崎原が出席できないため、代わって答弁させていただきます。

よろしくお願いします。

それでは３、八重山地域の課題についての (5)、久部良漁港における係留施設整備についてお答えします。

漁港内での観光を目的とした船舶の係留施設整備については、農山漁村の活性化を図るための事業等を活用し、実施可能と考えております。本事業を活用する場合、地域住民の合意形成を基礎とした活性化計画の策定が必要となることから、事業推進に向け、与那国町と十分な調整を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　よろしくお願いいたします。

知事の政治姿勢についてのこの予算概算要求についてでありますけれども、事項要求を含んで3000億円というようなお話もあったんですが、切迫感が非常に足りないのではないかというのが率直な感想です。概算要求の裁定が新政権へ引き継がれますが、私は最終的に予算の獲得については、知事の政治的な力量であり、そして責任だと思っています。それで知事は沖縄振興を含めたあらゆる沖縄の問題を、対話を通して解決していくと何度も語られておられますが、その対話の熟度が増したと感じている県民はどれだけいるでしょうか。とりわけ新しい時代へ向けた沖縄政策の実現においては、具体的な予算確保の裏づけ、政治的な

立場は違えども、国との信頼関係の醸成ができなければ、掲げた計画を進めることはできないし、県民生活を豊かに導くことはできないと思います。本会議でも知事は、知事公約の達成度は1.7％だと自らが語りましたが、知事の公約の成果とされる那覇空港第２滑走路の問題は、仲井眞元県知事と安倍政権時代のまさしく信頼関係がなせたたまもの。知事自らが国と交渉してなし得た成果ではありません。このたびの内閣府からの減額予算概算要求は、これまでの知事と国の対話の結果だとこれは言わざるを得ない。今まさに正念場。正念場という意識を強く持っていただきたいと思います。知事は、年末の閣議決定までどのような熟度を持った政治対話によって、沖縄の政策課題を克服していくのか、知事自らがお答えいただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　令和４年度の予算の要求等については、先ほども答弁をさせていただきました。市町村の要求も踏まえた要求額を求めておりますけれども、それが3000億円台に届かなかったことは残念であります。しかし、今後ともあらゆる機会を捉えて、しっかりと沖縄県からの要求を伝えていきたいというように思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　知事、これ本当に正念場だと思います。あらゆる機会ではなくて、力強く政府と交渉すると、そういう意気込みをお聞かせいただけませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この間、様々なチャンネルを通して、そのような状況を整えられるよう部局からも調整を進めております。ですから、その調整も整い次第、また政府におかれては、新しい内閣が誕生するということも見据えて、我々の思いを強く要求してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　よろしくお願いします。本当、正念場だと思います。

　それでは、私が知り得た限りにおいては、沖縄の広範囲な政策にとって極めて重要な会議とされる沖縄政策協議会が開催されていない。この協議会は機能しているか、ちょっとお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄政策協議会にあっては、平成22年度、23年度に開催されておりますが、たしかこの近年、５年以内は開催されていない状況にございます。

○大浜　一郎君　休憩します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午前11時18分休憩

　　午前11時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄政策協議会については、先ほど申し上げたとおり、近年開催されていないことから、十分に機能していない状況にはございます。ただし、知事にあっては、新たな沖縄振興の必要性について、昨年の８月来、関係閣僚あるいは関係要路、そして国の沖縄審議会等において、振興の必要性等について機会を捉えて要請を行ってきたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　これは振興策のみならず、本当、広範囲な議題をやる会議と私は聞いています。確認もしました。知事はこの会議の重要性をどのように認識されているか、お伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄政策協議会については、国の関係閣僚が構成員となっております。沖縄振興についての議題、議論、いろいろしていただいているところでございます。ただし、沖縄政策協議会は開かれずとも、違うルートで沖縄振興の必要性等の説明を丁寧にしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　僕は知事にお聞きしたんですが、今、政策協議会が行われなくてもできるという、そういう認識でこの協議会を捉えているんですか。本当にそれでいいんですか。副知事、経験があると思いますがどうですか。知事はお答えにならないから。これは大変な発言だよ、これは。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄政策協議会は、国が設置する協議会でございます。国のほうでその設置の動向について検討されるものはございますけれども、県としましては、政策協議会が開催されない場合にあっても、沖縄の振興の必要性等について、これまでどおり関係各位に対して説明していくというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　これ国の方も聞いていますから、しっかりと答弁お願いしますね。機能しているか機能していないか、機能させないといけないんですよ。この復帰50周年、そして沖縄振興を見据えたこの極め

て重要な時代だから――開かれてないんですよ、随分の間。仲井眞さんが最後じゃないですか。全然やっていないですよ。だったら、政策協議会を開いてくれと、逆にこっちから要求する。そういうアクションも必要だったと思いますよ。どうなんですか、それは。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄振興及び沖縄の課題に対する取組については、もちろん政府を挙げて取り組んでいただきたいという思いは共通するものがございます。今般、もろもろの状況に鑑みて、その政策協議会の開催等についても要望してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　これは今から本当に、遅まきながらといってもやらないと。これは――この政策協議会でほとんどの、多くの議論がされているんですよ。これは国の方、この議会放送を見ていますよ。ちゃんとしっかり取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと休憩します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○大浜　一郎君　質問を変えますが、この経済再生への県政の取り組むべき姿勢として、切り札は知事が掲げたワクチン接種。どうかもう一度ワクチン接種の達成、知事の強い御意見を、決意をお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　感染予防の対策としまして、ワクチン接種はまさに切り札であると、議員がおっしゃるとおりだと思います。

県としましても、ワクチン接種を加速するために方針を定めまして、10月末までに１回目を全人口の70％の方が接種できるようにということで、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　本当に加速して頑張っていきましょう。

我が党の県連は政調部会というのがありますが、この前、東京へ出向いて、沖縄振興調査会の自民党の国会議員の先生方、内閣府、関係省庁の方々と、沖縄の観光業界の現状を含め、緊急の財源支援を求めて協議をしてまいりました。しかし、驚くべきことに異口同音に、これまで県側から財政支援等の要請もなく、県には観光業の基盤維持の必要性への切迫感が感じられないとの厳しい意見が多々ありました。知事は全国知事会で予算要求をするということを度々強調していますが、これが沖縄の緊急性を担保するというふうに思われているなら、私はそうは思わない、思えない。沖縄県議会は、全会一致で観光再興のための条例を可決し、県民の条例ができたわけです。観光業界からは観光再興条例に基づいた早急な経営支援策の財源確保を要望する声が、もう日増しに高まっている。県の主要産業である観光産業への弱体化への手だてを講じるのは一刻を争うものではないですか。

知事は早急に政府と財源確保を含めた緊急支援策へ向けて強い交渉力こそ、今、知事がなすべき重要な仕事だと私は思っております。今こそ先頭に立って、考えて動いていただきたいと思いますが、知事の決意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　今般、観光産業の再興に関する条例が制定されたところであります。この条例は、新型コロナウイルス感染症が本県の基幹産業である観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光産業の再興と安全・安心な島沖縄を実現することを目的としております。コロナの影響を受けた観光産業をはじめとする県内産業の再興と、医療提供体制の整備や水際対策の徹底など、安全・安心な島の実現が喫緊の課題であることから、これらの課題に対応する必要があるため、議員提案により全会一致で制定されたものと承知しております。

県としましては、条例制定の経緯・趣旨を踏まえまして、段階的な沖縄観光の回復を目指しまして、現在措置されている事業を活用しまして、事業継続のための支援、水際対策、域内需要を、段階的に域外需要の喚起など、着実に実施するとともに、必要な施策を実施するためのさらなる予算の確保につきましては、議会の協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　緊急的な支援を要請すべきだと僕は言っているんですね。これは知事が先頭に立って動かないと、動くものじゃないです。知事、ぜひ前向きな答弁と決意を言っていただきたい。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　個別の課題につきまして

は、今、文化観光スポーツ部長から答弁をさせていただきましたが、新しい内閣においても、またその機動的な予算の、財政の仕組みも考えているという情報もございます。そういう沖縄県のこの――例えば感染拡大による医療、それから観光関連を含む経済に対する切迫さはしっかり国に伝えることが重要であると思います。そのことについては、この大枠の、企画部を中心とした大枠のその計画の中で、しっかり国にそのような要求を求めていきたいというように思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　本当に動いてください、知事。各都道府県は本当に動いていると、私たちは認識しております。ぜひ沖縄県はもう本当に観光が主要産業でありますから、ぜひ前向きに――前向きじゃない、すぐにでも動いていただきたいというように思います。

ちょっと質問を変えますが、内閣官房のコロナ対策室が進める社会実験がございます。これは実証実験でありますけれども、これはワクチン接種率が高い自治体での実施が望ましいというふうに思いますし、実証の効果も検証できるんだろうと。石垣市などはもう接種人口の約８割が２回目の接種を終えて、もうスマートフォンを活用した接種証明などを取り組んで、独自の社会経済活動の再開を試みているところでありますが、適地ではないかなと私は思うんですが、その辺どういうふうなお考えを持っていますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　国の実証事業につきましては、県としても参加するということでお話は申し上げています。ただ、飲食業組合等と連携を取って今、進めているところではございますが、国のほうからまだ――例えばこの実証事業に当たって、時短の協力金が対象になるかならないかというような御回答だとか、あと進めるに当たってのいろいろ諸条件がございますので、その辺が調整の中でありますので、そこが整えば進められるのかなというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　これ、いつ頃整えられるというふうな見立てですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今のところ情報はまだ入っておりませんけれども、国のほうからは10月に実施したいという、当初そういう説明でございましたし、一、二週間程度の実証事業というふうにも聞いておりますので、近々御回答はいただけるのかなというふうに思います。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　よろしくお願いします。

このワクチン接種の差異ですけれども、今、部長は解消済みだとおっしゃいましたが、26日現在、ＶＲＳ、石垣市はどうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今、25日現在の数字を私、持っておりまして、25日現在の石垣市の接種状況につきましては、全年代で１回目が70.13％、２回目が67.08％。また接種対象人口、12歳以上の人口に占める接種率が、１回目が81.27％、２回目が77.74％となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　今朝の数字なんですけれども、これ65歳以上が１回目が93.8、２回目が92.3。12歳から64歳までの１回目が78.8、２回目が73.8。接種人口の中では、１回目が82.7、接種人口の中で２回目が78.6、それで約８割と。総人口の中では、約68ぐらいなるんですかね。そういうふうになっているんですけれども、ちょっとここでも差異が出てきている。

私たち、なぜこういうことを言うかというと、経済再開のためには、接種率がどのくらいいっているか。これ一つの大きな目安であり、大事なエビデンスなんですよね。だからそこで差異があってはいけないという中で、やはりこの差異をとにかく――この差異があって、市町村と県とでばらつきがあってはいけないと思うんですが、この差異が生じるものに関しては、国も認識していたというのは、私も確認しました。５月24日付で内閣官房の情報通信技術総合戦略室から事務連絡があったようです。その辺の取組で今、もう解消したという形になっているんですか。それに基づいた取組をして今、解消したというふうに断言できるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　すみません、事務連絡の詳細については今、手元にないのですけれども、議員おっしゃいますのは、先ほど私の申し上げたのが25日の数字で、議員が今お手元にあるのが26日の数字だというふうに認識しております。当初は私どもが発表していたものの中に医療従事者の接種情報が入っておりませんでしたので、それでの差異が出ておりましたが、そういう意味では、差は解消されている

というところでございます。

すみません、今、答弁申し上げましたのは、日付の違いということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　できるだけ差異がないように頑張っていただきたいというふうに思います。これ一つの大きな目安です。

緊急事態下における地域ごとの柔軟な措置の件ですけれども、これ今日の新聞を見て分かったんですが、県は独自の施策を講じると、措置を講ずるということになりましたが、その根本的な理由は何でしょうか。

それと、専門家会議ではまん防への措置が、移行が大半だったというようにお聞きをしておりますが、その辺はどうなんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現在の感染状況、それから医療の逼迫状況等については、一時期に比べますとかなり改善してきているというところもございまして、土曜日の専門家会議、それから経済団体会議においてもそのような認識の下、緊急事態宣言については解除されることについて、県としてもそのような認識であるということでございます。

ただ、専門家会議においてまん延防止というお話もありました。ただ、まん延防止に移行するか、それも解除するかということについては国の御判断でもございますので、県としましては、国とも調整の上、どちらに行った場合でも措置が講じられるようにということで、県独自の措置についてもお話を申し上げたところでございます。

○大浜　一郎君　休憩します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

専門家会議では、今議員おっしゃるように委員の大多数は、感染状況や医療提供体制を踏まえると、緊急事態宣言を解除できる状況にあるという認識でまず一致しました。ただし、いきなり制限を完全に解除するというのは時期尚早だということで、まん延防止措置への移行を支持する意見が多数であったということもございます。ただ今、大城保健医療部長から話がありましたように、県はいろんな情報も国からいただいておりましたので、県独自の案なども示させていただきました。そういった中において、昨日、県における本部会議を開催いたしましたけれども、やはりこの４か月にわたって長期間、緊急事態宣言を行っていて、大分、県内の多くの事業者などが悲鳴を上げているということも十分認識している中で、我々感染防止対策もしっかりやりながらも、やはりここは一度、何といいましょうか、宣言を解除してもらって、ただ決して緩めるということではなく、県独自の対応策をしっかり行うことで、国に対して理解を求めました。そういったことについては、国に対しましても情報は共有しておりまして、国においてもその部分も認識しながら、県の方向性については知事のほうから西村大臣に説明をさせていただいたということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　西村大臣に沖縄の考えを伝えたが、特に向こうから、どうしてくださいというのはなかったということは、じゃ県が全責任を取ってこの施策を展開してくださいよと、措置を取ってくださいよということの認識でいいんですか。そういうことですよね。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　今回の県が示しました措置につきましては、まん延防止等重点措置の措置区域以外のところの部分での措置内容となっております。そういったことについては、政府とも意見調整を、事務的にも意見交換などを行って、こういったことであればよろしいのではないかというような情報なども了解もいただいておりまして、県としてはしっかり――どうなるか明日まで分かりませんけれども、認められれば県が示した対応をしっかりと実施していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　協力金についてですけれども、２万5000円、これは臨時交付金の対象となり得るかどうか。裏負担はどうするか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　国は今、９月30日までの間の緊急事態宣言が示されている区域、まん延防止等重点措置として示された区域、それからその他の地域にあっても時間短縮の協力要請に基づく支援金は、財政支援するということを示しておりますが、10月１日以降についてはまだ明らかにされておりません。明日、９月28日に国の支援の在り方について示されるものと聞いているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　これは、もう少し吟味されたほうがいいかもしれません。

質問を変えます。

尖閣諸島についてですけれども、中国のメディアは８月23日に石垣市が標柱の設置を国に求めることについて、８月24日、重大な挑発だという記事を出しました。字名変更騒動後、石垣市はまだ挑発を続けている。そしてこの茶番劇、茶番劇と言われましてね、昨年10月から始まったというふうな論評です。とんでもない話だと思いますが、知事にお聞きしたいのが、この石垣市の取組は中国への挑発に当たるんですか。これはまた茶番劇だと思いますか。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

県としましては、尖閣諸島は歴史的にも国際法上も我が国の固有の領土であり……

○大浜　一郎君　こういう話はいいんですよ。挑発かどうかで、毎回同じこと言っているでしょう。何で同じことばかり言うんですか。

○知事公室長（金城　賢君）　県といたしましては、中国との間に領土問題は存在しないというふうに考えております。そうした観点から、今、議員から御指摘の――言った指摘は全く当たらないというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　休憩します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県といたしましては、石垣市、今回、行政標柱ということについては、挑発という行為には当たらないというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　当然、当たらないと思いますよ。石垣市は行政標柱の設置のために尖閣への上陸を申請しております。1969年に石垣市が既に設置した標柱があります。それの取替えなんです。当然、県の行政区内のことでありますから、県は石垣市と歩調を合わせて、国に上陸申請をすべきだと私は思う。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県といたしましては、今般の石垣市の行政標柱につきましては、尖閣諸島を行政区域とする石垣市において、貴重な財産である尖閣諸島を後世に責任を持って引き継ぐとの、こういった考え方の下に行われるというふうに理解をするところであります。一方で県といたしましては、上陸に際しての職員の生命・身体の安全はもとより、中国の違法行為がエスカレートするのではないかといった懸念等を含めまして、この件につきましては、尖閣諸島を所有する国において、様々な観点から適切に判断されるものというふうに理解しております。

○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　自分の行政区内ですから、僕は行ってほしいな。私は、県の行政区域内のことでもありますので、知事も石垣市と一緒に尖閣へ上陸されたらいいと思う。そして現地で行政標柱の設置に立ち会って、その際に尖閣諸島を十分に視察してくるべきだと思う。知事の目で。どうですか。もうそれくらいのことはやってもいいんじゃないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県といたしましては、尖閣諸島をめぐる問題につきましては、平和的な外交・対話を通じて、一日も早い解決が図られるよう、日本政府に対して引き続き強く求めてまいりたいというふうに考えております。

○大浜　一郎君　休憩します。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

大浜一郎君。

○大浜　一郎君　非常に残念でありますけれども、これが多分今の県政の立ち位置だと思います。

質問を変えます。

八重山地域の課題でありますけれども、分娩費の値上げに伴う経済負担ですが、既に10万円を超える自己負担がかかっているという事例もあります。特に16万円に値上げされてから、一様にそういった声が多くなってきている。これは当初から懸念されていた問題ですよ。ですので我が党は、この条例による値上げに反対したんです。救済策がないから。今、検討するという話になっていますが、こんな悠長なことを言っている場合じゃない。特にこの出産した件数、今、16万円に値上げされてから出産した件数、そして一時金を超えた件数は何件あるか県は把握しているはずです。どうなんですか、その辺は。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時45分休憩
午前11時46分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
病院事業局長。
○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。
令和２年度の県立病院における分娩件数は、2167件でございます。出産一時金を超える件数は、これは時間外でございまして、時間外が93件、それから休日深夜が141件の合計234件、これは全体の11％でございます。
以上です。
○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　ですので、一時金を超えた件数はどれだけかと私はお聞きしているんですけれども、もう一度お答えいただけませんか。出産一時金を超えた件数。
○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。
○病院事業局長（我那覇　仁君）　繰り返しますが、一時金を超えた件数は、時間外が93件、それから休日と深夜、これが141件でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　これはもう検討というよりも、早く対策を練ったほうがいいですね。もう練るだけだと思う。どうですか、その辺は。検討の段階ではないと思う。
○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。
○病院事業局長（我那覇　仁君）　議員のおっしゃるとおり、これは議会からも陳情も含めて話をいただいているところでございます。病院事業局から補助という、単独というのは非常に難しい状況ではございますが、これは関係部局、それから関係機関と一緒になって検討を今後行っていきたいと、そういうふうに考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　離島学生寮の入寮再開の県の方針変更でありますけれども、方針を変更されたのはこれは了とします。しかし、当初の寮の運営について、離島の生徒の目線からの運営方針ではなかったと僕は思う。保護者が不安に思うのは当然です。陳情が上がってきてから、そういった実態の陳情が上がってきてから、その方針を変えたと思わざるを得ない。当初から寮を運営する際には、そこに住んでいる生徒の……
○議長（赤嶺　昇君）　まとめてください。
○大浜　一郎君　目線に立った運営方針でやってほしいと思う。どうですか、その辺は。
○議長（赤嶺　昇君）　教育長。
○教育長（金城弘昌君）　お答えします。
まず８月19日の文書でございますけれども、こちらのほうで実は８月19日というのは、ピークがまだ見えていないような状況でございました。療養者が県全体で6380人、自宅療養も2200人余りということで、我々としましては、寮再開に向けてどういったことができるかということをこの間ずっと、学校また寮生からも聞いてきました。その中で、学生寮の再開に当たっての保護者への通知ということはお願いしたところでございます。ここで保健所から、仮に子供たち、どうしても軽症であったり無症状ということもあるということが予想されたものですから、こちらとしましては、県の感染症対策本部と受入れについてはしっかり調整させていただいていきますということを言いつつ、ただやはり厳しい状況も想定されると。仮にもし感染した場合には引き取らないといけないというところで、その場合に御協力いただけないかということをしっかりお伝えした中で、状況が打開できればしっかり支援をしていくということで、この間はさせていただいたところでございます。大変不安にさせたことは、私どもとしても非常に心苦しく思っておりますので、一刻も早く寮を再開させたいということで、今回いろんな支援策、また支援策を立てるときにちょうど減少傾向に移ったというのもありましたので、しっかり学びの保障を整えながら寮を再開させていただいたというところです。
今後このようなことがないよう、しっかり保護者の意見なども聞いていきたいと思います。
以上でございます。
○大浜　一郎君　シカイトゥ　ミーファイユー。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午前11時50分休憩
午後１時10分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
午前に引き続き、質問及び質疑を行います。
西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　こんにちは。
沖縄・自民党の西銘です。
早速通告に従い質問に入らせていただきます。すみませんが、順番はちょっと変えさせてもらって、最初に３番の学校教育関連からいきたいと思います。
(1)、学校ＰＣＲ検査、小・中・高校それから学童クラブ等の実績と課題及び対応について伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後１時11分休憩
午後１時11分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　学校ＰＣＲ検査の実績としましては、５月31日から９月24日までの間に延べ687校、２万1192人の検査を実施しまして、陽性者は199人、陽性率は0.94％となっております。現在、陽性者全体に占める子供の割合の増加に伴いまして検査需要が高まっていることから、学校現場での負担の軽減を図るために、検体の回収や搬送については外部委託事業者を活用することとしております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ありがとうございます。

今、高校の場合の――教育長に聞いたほうがいいですかね。今ちょっと資料を出しているんですが。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時12分休憩

午後１時12分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　（スクリーンに表示）　那覇市立などの小中学校の場合は、容器の受け取りは教育事務所または教育委員会に行くとありますけれども、県立高校の場合はどこに取りに行くようになっているのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時13分休憩

午後１時14分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　小・中・高・特別支援学校全てについて、教育委員会または教育事務所ということでシステムをつくっておりますので、県立高校の場合は教育事務所になるかと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　保健医療部長、実はこの間、養護教諭の方と面談をしてきました。小学校ですけれども、毎朝の登校時に健康観察シートを子供さんから――小学校の場合ですから回収してチェックをして、検温されていない場合はこの養護教諭の方が検温をするらしいですね。ですから、もちろん学校内で感染させないという意味でのこの体制を全然否定するものではないんですけれども、先ほど部長がおっしゃったように、一部搬送やその回収搬送を外部委託するという話もありました。このことも話をすると、搬送の場合は受け取りの時間が、受け取り側の業者が遅れるケースもあるらしいんですよね。ですから、細かいことを言うつもりはないんですが、要は学校ＰＣＲ検査、５月から始まったとは聞いていますけれども、いろんな課題はもう早め早めに解決していただけないかなというのが私の思いです。現場はとにかく、学校の校長先生、教頭先生はじめ一生懸命やっているのは私も理解しますけれども、特に養護教諭の方々の負担がすごく大きいような感じがしますので、その辺の今いろんなルート、流れ図がありますけれども、ぜひ現場の声を反映していただいて、しっかり対応をお願いしたいと思います。

それと (2)、新学期再開後の感染状況について伺います。クラス閉鎖または学年閉鎖等があれば教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

令和３年９月１日から10日までになりますけれども、県立学校における新型コロナウイルス感染者数は105人であります。学級閉鎖等の措置を行った学校は30校で、その中身ですけれども、学級閉鎖が45学級、学年閉鎖が５学年、休校が３校となっております。また、市町村教育委員会から報告がありました小中学校の感染者数は、278名であります。学級閉鎖等を行った学校は17校で、学級閉鎖が31学級、学年閉鎖が５学年で、休校はございませんでした。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　（スクリーンに表示）　今お手元の資料、これＮＨＫの時論公論という番組で、たまたまコピーしてたんですけれども、これは厚労省が４月から７月のデータということで出している資料です。家庭での感染対策ということで、６から12歳、13から15歳、16から18歳、自宅・学校での感染の率がこのようになっているということでした。ですから、要は申し上げたいことは学校での対策はもちろん、家庭での対策ももちろんお互いに日頃やることはいっぱいあるとは思うんですけれども、ぜひ学校の中で感染が拡大しやすい――特にこの中で言えば16から18歳ですか、厚労省のデータによるとそのように書かれていますが、それについてはしっかり県の教育庁としても対策をよろしくお願いしたいと思います。

それと (3)、オンライン授業の現状と課題について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

臨時休校や分散登校等の実施期間中におけるオンラインによる学習支援実施状況は、公立の小学校で138

校中107校、中学校では73校中58校、高等学校では59校中57校、特別支援学校では21校中12校となっております。一方で、一部の県立学校で通信の不具合が生じたことから、通信環境の改善を図るとともに、市町村に対しましては、専門家によるネットワークアセスメントなどの実施を周知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これタブレット、生徒さんへの貸与とか、それから家庭内の環境によってはなかなかオンライン通信ができないケースも聞いていますけれども、その辺は教育庁としてどのように把握して、どのような対策を取られていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　まず、小中学校のタブレットについてはおおむね一人一台が整っています。４市町村では整備中というところでございます。また、県立学校につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、夏休み明け、一部の学校で遅延が生じているという実態がございました。しっかりこの辺については原因を究明して、委託業者と解決に当たっているところでございます。あわせて家庭のほうですけれども、やはり家庭によってネットワーク環境の状況が異なっております。自宅でオンライン学習を受けられない児童生徒には、モバイルのＷｉ－Ｆｉルーターやタブレット等の活用など各学校で貸出しを行っているところでございます。また自宅にタブレット等がない、もしくは通信環境がない、家庭でのオンライン学習を受けられない児童については郵送や電話連絡で課題を出すとか、場合によっては学校に登校させて、可能な場合は個別に対応するということをやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ありがとうございます。

それでは１番に戻りたいと思います。

知事の政治姿勢について (1)、新型コロナウイルス感染症対策本部長として、ア、警戒レベルの判断基準、医療体制３項目、感染状況４項目の設定時の考え方について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず本県では、昨年７月に流行の第２波、第３波を見据えまして、政府が示した基準と県の専門家会議から提案のあった指標を踏まえまして、警戒レベル及び警戒レベルに応じた対策を決定するための判断材料として、警戒レベル判断指標を設定したところでございます。設定に当たっては、厚生労働省が示した患者推計の考え方に基づいて、沖縄県における患者推計を行い、その患者数に応じた指標を設定しております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　部長、この設定についてはもちろんいろんな専門家の方々の意見も聞きながらということですが、今タブレットに出していますけれども、政府が判断基準の修正について４月15日、感染対策分科会にて新指標にというものがありました。これに基づいて判断基準の修正というものは本部長として、県としてお考えなのかどうかをお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　４月に国から示されたものにつきましても、国の指標について整理がされているものと認識はしております。県としましても、この今の警戒レベルの基準をつくった際の医療体制であるとか、それからまた新規感染者の数についても、ワクチンが進んできたときの数であるとか、そういうものは状況が変わってきていると思いますので、そこは感染がある程度落ち着く際には検討が必要というふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　部長、申し上げたいことは、国の指標と県の指標が違う場合に、少なくとも国は国の指標で判断するわけですよね。ここに書いているとおり、医療提供体制の負荷だったり、いろんなパーセンテージもありますけれども、それと違う数字を県が幾ら公表したとしても、この次のページにある、やはりどこかでしっかりこの辺のすり合わせを行って、国と県が同じ指標で判断をするということが大事じゃないかと私は思います。仮に県単独の指標があまり違い過ぎると、やはりいろんな不具合も発生すると思うので、そこについてはしっかり――これだけワクチンの接種率が変わったり、当時設定した判断基準の頃に比べると大きく環境が変わっているわけですから、いろんな意味で指標の見直しは、ある意味必要ではないかという気がいたします。これはもう提言だけしておきます。

続いてウ、行動計画に基づく情報提供、共有に関する県の対応について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、県民に対しまして、感染状況及び具体的な対策等の情報をできるだけ分かりやすく、かつリアルタイムに提供するた

めに、毎日ブリーフィング等を実施しているところでございます。また、各種コールセンターの設置のほか、広報誌や新聞広告及びＳＮＳやスマホアプリなどのインターネットを活用しまして、利用可能なあらゆる媒体を通して、情報提供に努めているところでございます。

国及び県内市町村に対しましても、毎日の感染状況等の情報を共有しているところでございまして、行動計画に基づく情報提供に努めているという認識でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私、県民のみならず我々議会に対しても情報の提供は不十分だと思っております。その一つは対策本部会議の資料、それから専門家会議の資料、経営団体との会議の中で、特に対策本部の会議の資料は議事概要がほとんどありません。124回やっていますけれども、特に後半のほうはほとんどついていないという理解をしています。これはどういう理由でしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナ対策本部につきましては、可能な限り早期に議事概要をまとめて公表するということで努力はしております。しかしながら、毎週ほぼ定例で１回以上は行っているという状況もございまして、なかなか追いついていないという状況はございます。しかしながらそのときに使った資料については、できるだけタイムリーにその翌日にはアップできるように努めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　確かに専門家会議は８月６日までの分はほぼ議事概要がついていますけれども、対策本部の会議は直近で９月26日までやっていますが、８月12日からほとんど議事概要はついていません。ですから我々議員は、どういうことが議論されたかが分からないんですよね。全て行動計画にあるように、ある対策を打つ場合はこういう議論があって、だからこうしたという、県民にもちゃんと提供すべきだというふうに書いているわけですよ。そういう意味で、僕は行動計画にのっとった対応を県は今していないと思います。これぜひ改めていただきたいと思います。

それともう一つ質問ですけれども、疫学・統計解析委員会の資料と沖縄県衛生環境研究所の資料が――これいつから入ったか知りませんけれども、最近こういったものが、疫学調査の解析委員会の資料があるんですけれども、これはいつからホームページにアップするようになりましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時26分休憩

午後１時27分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　疫学・統計解析委員会の資料につきましては、ホームページに登載するようになったのは、たしか１か月ほど前からだったと思います。すみません、ちょっと明確ではございませんが。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　沖縄県衛生環境研究所の資料はいつから掲載するようになりましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時27分休憩

午後１時27分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　衛生環境研究所においても様々な分析がされておりますけれども、たしかこれも同じ時期ぐらいからだったと思うんですが、ホームページで掲載するようにしたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　部長、内容的には読んでいて非常に参考になるんですけれども、そこで確認なんですが、専門家会議と疫学・統計解析委員会と沖縄県衛生環境研究所の役割とその関連性、対策本部との関係も含めてちょっと説明してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時28分休憩

午後１時28分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず専門家会議につきましては、コロナウイルスに対する対策を企画立案する際に必要となる科学的かつ専門的な知見を得ることを目的として、知事が主催する会議として位置づけております。これにつきましては、当初、保健医療部長の招集による会議でございましたが、その重要性に鑑みて、今年の７月20日から知事直轄の専門家会議とさせていただいたところでございます。それから疫学委員会については、従来、保健医療部長が招集する専門家会議の頃は、その分科会の位置づけとして疫学委員会を置いておりましたけれども、これにつきましても９月以降、疫学・統計解析委員会という知事が

招集する会議として位置づけたところでございます。役割としましては、コロナの疫学・統計解析をするということで、主に実効再生産数などについて毎週報告をいただいているところでございます。それから衛生環境研究所については、法令に基づきまして県に設置されているところでございまして、コロナだけではなく様々な感染症、それから環境に関する分析なども担っております。そのような中、コロナに関しても分析を行っていますので、その情報をコロナ本部のホームページに登載しているというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ということは部長、専門家会議と解析委員会と沖縄県衛生環境研究所は並列でいいんですか、どっちか上位であるとか。私は専門家会議が県の中の専門家の方々の意見を聞いて、知事がそれを聞いて――７月からでしたか、知事も出るようになって。そこがもうある意味最終的な助言を県がいただいて、最終的に知事が、対策本部長が判断するという理解をしていますけれども、いろんなアドバイスがいろんなところから来ることが逆に県に、何かこう言葉は悪いですけれども、船頭多いじゃないですが、いろんな分析をすることは構いませんが、中身を誰がどのように判断しているのか、もう一回説明してください。すみません。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県の専門家会議は県の疫学、感染症の先生、それから公衆衛生、現場の救急の方、それから医師会の方ということで様々な医療に関する方が入っていらっしゃいますので、医療に関する知見をいただいて、県が対策を講じる上で企画立案する際に必要な知見を得るということですので、最終的には専門家会議からの意見を踏まえてという形になろうかと思います。ただ、疫学・統計解析委員会については、コロナに関する重点的な分析をしていただいて、その分析内容についても専門家会議でもお示しして議論いただいているところでございます。それから衛生環境研究所については、外部の機関ではなく県の中に設置された機関でございます。県の出先機関になっておりますので、それについてはコロナだけではありませんけれども、感染症含め環境に係る分析、食品、食中毒等のそういうような保健所の疫学に関する分析等も行っておりますので、そこはまた違う体制になっているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ぜひしっかり内部での調整をお願いしたいと思います。

続いてエ、各種会議の議事概要の意義、重要性等と開示状況について伺います。

対策本部会議の議事概要の開示状況、お答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナ対策本部会議、それから専門家会議は県の対処方針等の決定に関わる会議でありますので、透明性の確保や事後検証のためにも記録として残すことは重要であると認識しております。そのために、政策決定過程を県民等に分かりやすく伝える観点から、知事または副知事が構成員となる会議の議事概要の作成及び公表に関する指針というのがございまして、それに基づいて議事概要を作成しまして、９月27日現在、コロナ対策本部会議118回分、専門家会議24回分の議事概要をホームページに公表しているところでございます。先ほど議員から御指摘のありました議事概要についても、早期に公表できるように努力してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事、対策本部長として伺いたいんですが、そういった議事概要を我々議員もそれしか見ることができないんですね、どんな議論されたかは。対策本部長としてこれをしっかり指示、指導すべきだと僕は思いますが、どのように考えていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど部長から答弁がありましたとおり、今資料のほうはできるだけ速やかに掲載はしておりますけれども、議事概要の作成に少し手間取っております。できるだけそのための人員を補強して、できるだけ速やかに議事概要を公表できるようにしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ぜひそれはよろしくお願いします。

続いてオ、今後の経済回復対策の出口戦略について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

県では行動変容要請の徹底によりまして、新規感染者数を抑制することで緊急事態措置等の制限を段階的に解除し、大規模集客施設の土日営業再開、それから感染防止対策の認証を受けた店舗における酒類提供の条件緩和など、経済活動再開に向けた取組の展開を検討しております。

今後はワクチン接種の推進をアクセルとしまして、昨年11月に改定しました経済対策基本方針の出口戦

略ロードマップに基づいた需要喚起策や業態転換を促す施策、デジタルトランスフォーメーションによる付加価値を生む新たな取組支援等の施策を講じてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ありがとうございます。

９月30日でまん延になるかどうかですけれども、いずれにしても県の経済も回していかなきゃならないということは強く要望しておきます。

続いて (2)、政策参与について伺います。

ア、任用手続、流れ及び職務について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

沖縄県政策参与につきましては、沖縄県政策参与設置規程第４条第１項に基づき知事が委嘱をしております。また、その職務につきましては、同規程第２条に基づき、知事が特に命ずる事項について調査研究をし、知事に進言をするということになっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　公室長、特別職、政策参与、特別秘書の任用手続について、知事公室からいただいた資料があるんですけれども、それちょっと読み上げてもらっていいですか、任用の手続。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時37分休憩

午後１時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　政策参与につきましては、政策主義によることなく、任命権者の人的関係や政治的配慮に基づき任用するというふうになっています。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　そのように政策主義でもない、任命権者の人的関係や政治的配慮に基づいて任用すると、これはもう書いてあるので、これについて私が批判してもどうしようもないんですが、ただちょっと気になるのが、この間、高山医師が政策参与として任用されました。県立病院の職員として地方公務員の扱いなのか分かりませんが、疫学・統計解析委員のメンバーでもあるというふうに理解しています。ですから、政策参与として提言をするときに、知事自体が何を求めているのか、解析委員会として役割と、それから専門家会議は、御本人は辞任されましたよね。ですから政策参与として高山先生――高山先生のことを批判しているわけではなくて、何を求めて政策参与にしたのか、知事、お答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　高山義浩医師の政策参与としての起用については、新型コロナウイルスの世界的、全国的、県内の流行が続く中、その拡大防止が重要な課題となっております。新型コロナウイルス感染症等から県民の生命と健康を守り、県民生活や県民経済への影響が最小となるようにし、もって安全・安心の島沖縄の実現を図るため、政策の調査研究に関する専門家を政策参与に委嘱する必要があると考えました。そのため、高い見識を有する人材を幅広く求めた結果、高山義浩氏が適任と判断し、委嘱したものであります。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私も高山先生のフェイスブック等読むので、非常に分かりやすい資料もあるんですけれども、ここで気になるのが本来は県立病院の職員として勤務されていると理解をしております。週何回、何時間勤務しているか分かりませんけれども、片方では疫学統計の解析委員の活動もされています。しかも、政策参与としては勤務時間外にやるんでしょうけれども、日当２万7000円も払わないということになっていました。これは何かおかしくないかなと思うんですけれども、この辺は公室長どのようにお考えですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時39分休憩

午後１時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

政策参与につきましては、先ほど議員からございましたように報酬２万7000円でございますけれども、これにつきましては、県の一般職と兼ねる場合については支給しないというのが、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第４条の規定によって、一般職を兼ねる場合についても報酬を支給しないということになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　そういう規定があるならしようがないんですけれども、私は高山先生が本当にこうフル回転、知事が言うようにそれを求めるのであれば、本来はその対価を支払うべきではないかという気はします。これはあまり深くは突っ込みません。

次イ、政策参与の活動状況及び進言状況について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　現在、沖縄県におきましては、先ほどの高山医師を含め３名の政策参与が委嘱をされております。金城政策参与は健康長寿の分野を担当され、予防医療の観点から県民の健康維持や長寿県復活のための企業の健康経営等について調査研究及び進言をいただいているところでございます。また亀濱政策参与につきましては、離島振興と女性の地位向上の分野を担当され、離島医療の拡充等について調査研究及び進言をいただいているところでございます。去る９月22日付で委嘱しました高山政策参与につきましては、新型コロナウイルス等感染症対策の分野を担当していただくこととしているところでございます。

○西銘　啓史郎君　休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

金城政策参与につきましては、令和２年度については56日、それから亀濱政策参与につきましては計94日間、それから令和３年においては、金城政策参与が計９日間、亀濱政策参与につきましては計69日の勤務でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　すみません、金城政策参与については、私が頂いた資料では、カレンダーイヤーで１月から５月までは勤務されていますけれども、６、７、８が勤務がゼロになっていますが、これ間違いないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

議員御質問のところの６月、７月につきましては、勤務日数はゼロとなっています。一方８月につきましては、登庁日はございませんけれども、オンラインにおいて３日間対応したということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　同じ参与でも、亀濱さんは大体月平均――これマックス15日か16日か忘れましたがありましたけれども、14.3日、令和３年は12.0日。金城政策参与は令和２年、カレンダーイヤーで4.7、令和３年3.8なんですね。私は別に勤務の実態がどうこう言うよりも、それよりも大事なことは調査研究をして知事に進言するとあります。進言できない場合は委嘱解除もあるというふうに規定上書かれています。金城実政策参与がどれだけ活躍されているのか、この我々議会にもしっかり示すべきだと思います。正直言って、月４日とか３日の中でどれだけの活動をして、知事に進言されているのか。知事、金城政策参与から、これまでどんな進言がありましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄県は、これまで長寿を支えてきた伝統的な生活習慣の変化、それから長寿県としての地位、そもそも企業内におけるこの疾病の予防などについて、近年その必要性が高まってきております。ですから、健康長寿沖縄を維持・継承――この場合は復活という表現も必要かと思いますけれども、そのための政策の調査研究に関する専門的な提言をしていただく。私はこの間、金城参与から、特に県内企業の健康経営に関するその取組について、金城参与が資料をまとめられた時点で来県し、私にレクをしていただく。８月は来県がかなわなかったということと、コロナウイルス対策で私の時間が取れないというような状況も加味しながら、オンラインでそのような状況を賜り、それを健康長寿課をはじめとする主管部局とともに、この取組について研究・検討していこうということでの情報共有を図っているところであります。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　この件については、大分前に我が会派の議員からも質問があったと思いますが、県民の税金を使って任用しているわけですから、何度も申し上げますけれども、活動状況や進言の内容をホームページでも結構です、知事、これ必ず行うと約束してくれませんか。知事、お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　公表については、どのような形で公表できるかを検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ウについては割愛させてください。

２番、観光産業の再興について。

観光産業の現状把握と救済対策について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　まず観光産業への影響なんですけれども、ホテル旅館生活衛生同業組合によりますと、令和３年７月の客室稼働率は32.2％で、令和元年同月の74.8％と比較して42.6ポイントの減となっております。バス協会によりますと、令和３年７月の貸切りバス収入額は7701万円で、令和元年同月の４億1377万円と比較して３億3676万

円の減、率にして81.4％の減となっております。レンタカー協会によりますと、令和３年７月の車両保有台数は１万3032台で、令和元年同月の２万7710台と比較して１万4678台の減、率にして53％の減となっております。車両貸出状況も、令和元年同月比で33％にとどまっております。

各事業者に共通しまして、施設等の光熱水費、メンテナンス、人件費及び税等の固定費の支払いが重い負担となっているというふうに聞いております。長くなりますけれども、事業継続支援についてですが、そういう状況に鑑みまして、県としましては、国の雇用調整助成金への上乗せを行う沖縄県雇用継続助成金、資金繰りのための県単融資事業、緊急事態措置等による影響を受けた事業者に支援金を給付する観光関連事業者等応援プロジェクト、時短営業等の要請に応じた飲食店等に協力金を支給するうちなーんちゅ応援プロジェクト、飲食店等での酒類の提供禁止により売上げが減少した酒類販売業者を支援する酒類販売事業者支援金、宿泊事業者に対し感染拡大防止策の強化などを支援する宿泊事業者感染症対策支援事業を実施し、事業の継続・雇用維持に対する支援を実施しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　宮城部長、るるいろんな観光産業の状況をお話しくださいました。以前部長が私の部屋に見えたときにも、ある事業について、件数が少ないのはどういう理由だと思いますかとお尋ねをしました。部長は、恐らくその対象事業の支援金が十分ではないのではないかという声もありました。要は、申し上げたいことは、観光産業の現状をどれだけ本当に執行部の方々、我々議会がどれだけ認識をして――極端に言うと、コロナでいえば重症患者だと私は思います。その中で、皆さんがやっている対策が本当に再生できる対策なのか。それとも、重症なのに頭痛薬だけを提供しているのか――極端な話をして大変失礼かもしれませんけれども、要はその辺は観光産業の方からの声を聞いて、部長自身はどのように感じていますか。今の救済策がどのように生きているか、活用されているか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　先ほど紹介しました主な支援策の中の観光関連事業者等応援プロジェクト、７月30日から申請を受付開始しまして、９月12日時点で申請件数が2219件、支給済件数が1298件、支給済額が１億6156万円となっておりまして、支給自体は順調に今進んでいるところであります。また、宿泊事業者感染症対策支援事業のほうも、９月13日から申請を開始しておりまして、そこも順調に申請が来ているところでございます。

やはり、そういう事業を着実に執行しながら、それでも日頃からコンベンションビューローや、あるいはツーリズム産業団体協議会等から要請等もいただきます。そういう中でやはり厳しい状況に――コロナが長期化しているというところから影響を受けているということで、事業者への支援というところは常々求められているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　次に行きます。

(2)、観光産業の再興に関する条例に対する知事の認識と見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　観光産業の再興に関する条例は、新型コロナウイルス感染症が本県の基幹産業である観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光産業の再興と安全・安心の島沖縄を実現することを目的としております。コロナの影響を受けた観光産業をはじめとする県内産業の再興と医療提供体制の整備や水際対策の徹底など、安全・安心の島の実現が喫緊の課題であることから、これらに緊急に対応する必要があるため、議員提案により全会一致で制定されたものと承知しております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これ、知事にお答えいただきたいんですけれども、知事、この本条例が与野党全会一致で可決されたことをどのように捉えていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど文化観光スポーツ部長から答弁がありましたとおり、この間、県としてもこの裾野の広い観光業界、産業界がしっかりとその企業を維持できるよう、雇用を維持できるように支援に取り組んできているものであります。そして今般、議会全会一致で可決されましたこの条例ということについては、県としましては、条例制定の経緯、趣旨などを踏まえ、段階的な沖縄の観光の回復を目指し、必要な施策を実施するための予算の確保等についても、議会の協力を得ながら、さらに取り組んでまいりたいというように考えています。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私たちはこの条例は、ゴールではなくてスタートだと思っております。この条例が制定された、与野党全会一致でされた重み、それから実は先ほどお昼休みに小委員会も設置され、第１回目の委

員会が開かれました。これから執行部ともいろんな意見交換をしていく中で、私はこれからスタートというときに、知事や副知事も含めて、いろんなことを観光産業の――観光産業だけではないですけれども、条例上は。とにかく、特に観光産業についての超緊急的な課題について認識が共有されていないと、まだいいだろうという話になると思うんです。だからそこがやはり一番問題であって、先ほど来申し上げていますけれども、県の執行部、また議会、県民がどのようにどれだけ理解するかが大事であって、このゴールではない、スタートの日を、これから本当にどのようにするかは、知事の思いにかかると私は思っているんです。

それで、次の質問に移りますけれども、(3)、地方創生臨時交付金が追加交付されたようですが、その配分について決定していればお答え願います。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　地方創生臨時交付金の事業者支援分につきましては、先月20日、国から約32億円の追加配分額が通知されたところでございます。同交付金の交付対象は、感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援と、国の基本的対処方針に示されている感染症対策の強化に関連する事業と定められております。現在、今定例会――９月定例会への追加提案に向けまして、同交付金を活用した事業者支援及び感染症対策に必要な補正予算の最終的な編成作業に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　まだ具体的に感染症対策や経済対策、包括支援交付金、内訳が決まっていないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　感染症対策は地方創生臨時交付金のうちの地方単独分も当然充てられるところなんですが、それが今もう県のほうは残高がないということで、事業者支援分につきましても、感染症対策に一部充当せざるを得ないものと考えております。その上で、事業者支援の部分につきましても、この32億の中で実施するべく、調整を進めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　この件については、また別途、補正で上がってくるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　今議会に追加提案をさせていただきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　限られた財源の中で、どのようにどこに配分するかというのは大変重要だと思います。先ほど来――もちろん医療関係者も大事、生活支援も大事、その中にどうしても何か観光産業が取り残されているような気がしてならないものですから、あえて提言を強く申し上げたいと思います。

それと (4)、政府との予算交渉についてどのように考えているのか。これは午前中の大浜議員からの質問にもありましたけれども、知事、予算交渉というのは、私も知事がどのように行っているのかよく見えないんです。知事自身が関係大臣と話をする頻度や回数もよく見えないんですが、その辺はどのようになっているか、ちょっと御説明いただけますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　まず、部局においては必要な要請について先方と調整をさせていただき、この間のコロナウイルス感染症の拡大に伴い、書類をお送りさせていただいて、後にオンラインで要請をさせていただくということについては、先方省庁の大臣にも寛大に御了解をいただきながら、この間進めてきたところであります。しかし、必要に応じては直接上京し面談をして、その本県の実情を踏まえた財政措置がなされるよう、やはり強くお願いをするところは当然のことと思います。ですから、これからもそのように、必要に応じてその要請を行ってまいりたいというように考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事、この間、沖縄振興特別措置法改正に向けた活動実績というものを執行部からいただきました。令和２年度でどれだけ活動、交渉したか、令和３年度、今、４、５、６、７、８の段階でどれだけやったか。これを見ると、やはり10年前、平成23年度は９月以降も頻繁にお会いしているわけですよね。これ謝花副知事、御存じだと思いますけども。要は何が申し上げたいかというと、知事、予算というのはやっぱり最後には交渉力だと思うんですよ。黙っていてもらえるものじゃないと思っています。特に沖縄県の場合は内閣府が一括計上をするものですから、相手先が内閣府の政策統括官だったりいろいろな方々になると思うんですが、やはりほかの県知事は各省庁を回ったりしていると僕は理解をしております。

私も、もう数十年前ですけれども、親父が知事のときに復活折衝といって12月に上京して、各大臣を回って、数千万、数億の予算を復活でつけたのを目の前で見たことがありました。そのときに、当時の副知事や部長が、本当に復活折衝を泣いて喜んだのを目の前で

見たことがあります。何を申し上げたいかというと、要は予算というものは黙っていてつくものではないですよね、謝花副知事。ですから、どれだけ交渉するか、どれだけ汗を流すかが僕は大事だと思っています。

先ほどの観光の条例に関する――私があえてゴールではなくてスタートと申し上げました。ここから先、これからどの時期にどれだけのものをどのように動くか。やはりこれは知事を先頭にした皆さんの行動力にかかっていると思います。もちろん我々も政府与党としてのいろんな後追い、バックアップはすることを、汗をかくことは全然否定はしませんけれども、基本的には知事、副知事がしっかり交渉するべきだと思いますが、これについて、副知事、お考えをお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

基本、西銘議員のおっしゃるように、予算の確保というのは、県政が施策、政策を推進するに当たって、極めて重要な必要な対応だと思っております。そういった中で、ある意味、次年度の予算要求というのはおおよそ時期が決まっておりますので、その分以内については、これは前回も答弁させていただきましたが、各部局において事務方からの調整を踏まえて、段階を打って知事、副知事の出番をつくって要請をさせていただいているところです。

今般――午前中の議会でも、知事のほうから答弁がありましたけれども、また内閣が替わる段階で大きな経済対策があり得るというような話、情報などもいただいております。そういったものについては、しっかりと全庁的にアンテナを広げて、先ほど来お話がありますような、観光をはじめとした沖縄県の各産業の状況をつぶさに全庁的に見て、必要な政策、そして予算を取りに行くという対応を、全庁挙げて取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　やはり大事なことは、先ほど言いました交渉力であり、また情報収集だと思います。政府がどのように考えているか、どのような予算が、どこにどのようなものを考えているかというものを、やはり執行部の皆さん――特に副知事中心に、企画部長を含め、総務部長をはじめ、とにかくいろんな動きをしていただいて、この観光産業の再生に向けて共に一生懸命頑張ってまいりましょう。

以上です。ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時０分休憩

午後２時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

座波　一君。

○座波　　一君　私からも観光再興条例に向けた質問を続けたいと思います。

まずコロナの影響を受けている観光産業の再興に向けた条例について。

全会一致で成立しましたが、この条例に対しての目的と意義に対する知事の所見を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この観光産業の再興に関する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症が沖縄県の基幹産業である観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光産業の再興と安全・安心の島沖縄を実現することを目的としているというように認識しております。コロナの影響を受けた観光産業をはじめとする県内産業の再興と、医療提供体制の整備や水際対策の徹底、安全・安心の島の実現が喫緊の課題であることから、これらに緊急に対応する必要があるため制定されたものと考えております。

沖縄県としましては、全会一致で成立したこの条例が、裾野の広い観光産業の再興等に関する施策を実施するための予算確保などの後押しとなることは望ましいものと考えておる次第であります。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　これはまさに全会一致でありますね。議会の意思が示されたと。そしてまたこれは県民の意思でもあるわけです。それを尊重するということが大事であります。そしてまた、執行権は知事にしかありません。専権事項です。さらに、議会には予算の編成権はないのであります。ですが、やらなければならないことが目の前にある。解決しなければいけない仕事があるということで、議会は全会一致で、政争してはいけないということでやったわけです。この動きに対して、知事の思い、熱意を聞きたいです。よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほども申し上げましたが、全会一致で成立した本条例の重要性については、我々も十分認識しております。ですから、行政、議会が一体となって観光産業をはじめとする沖縄県全体に波及していく、効果のある取組については、ぜひ議会の協力もいただきながら、しっかりと取り組んでまいりたいというように思います。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　この決意は、しっかり受け止めるのであれば、しっかりと執行部あるいは職員に下ろすべきであります。これから事業を提案していくわけですから、これをしっかり受け止めるというのであれば、具体的に事業にどう反映するか、生かすべきか、それを考えなければいけないということでありますが、そこら辺、謝花副知事いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　本条例は、観光産業の再興等に関する施策を実施するための予算確保などの後押しをするためというふうに認識しております。ぜひ議会のお力を借りて、予算の確保をお願いしたいと思います。一方で予算の調整、編成などは、議員御指摘のとおり知事の専権事項でございますので、この部分については情報をいただいた上で、しっかり庁内で検討していくことになると思います。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　所管されています照屋副知事も御意見をよろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　観光業界の深刻な影響については十分に分かっているつもりでおります。

今月に入りましてからも、新聞報道で民宿の倒産・廃業、あるいは観光業界等の深刻な影響の状況が紙面に報道されておりました。私も就任以来、観光業界につきましては大変に心配をしていることから、最初に挨拶に行ったのは、かりゆしの平良朝敬さんでありました。隣のビルを売ったんだよと、ああいうふうな話から始まって、今後も深刻な状況に対する対処の仕方についても話を聞かせていただいたところでありますし、また、東会長の沖縄ツーリストの経営状況に関しましても、仄聞をいたしているところでありまして、大変に厳しいという状況も実感いたしております。したがって規模にかかわらず、大きいところから小さいところまで長期にわたるコロナ禍の影響は甚大なものがあると思っております。今フェーズ２からフェーズ３に移っていくこの時期については、やはり経済再生に踏み出していく、大きなチャンネル切替えの機会と捉えておりまして、この時期にこの再興条例が全会一致で成立したということの意義は大変大きなものがあるというふうに捉えております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　私は政府のほうに――関係所管省庁にある程度の情報を取りに、レクを受けに行ってきました。その中でも、今回のこの議会でどのように県首脳部が答弁するのか、非常に注目するというふうな話がありました。したがって、今回も恐らく録画で見るかと思いますが、そういうことが今、国からも注視されているということであります。

次に、この条例が目的達成のために何が必要であるか、知事はどういうふうにその見解を持っておりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　先ほど来ありますように、この条例の目的が観光産業の再興と安全・安心の島を実現するということになっておりますので、その実現は大変重要なことであります。

県としましては、条例制定の経緯や趣旨を踏まえまして、段階的な沖縄観光の回復を目指すために、既存で措置されている事業のうちの事業継続のための支援や水際対策、域内需要、段階的に域外需要の喚起策などを着実に実施するとともに、観光関連事業者等の意見を踏まえながら、さらに必要な施策を実施するための新たな予算の確保、それから国の責務でやっていただく必要がある水際対策の強化等につきましては、議会の協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　国が出口戦略を議論している最中で、さらにまた沖縄県の惨たんたるこの観光業界の現状を受けて、もうやることは決まっています。あれこれ選択肢があるわけじゃないんですよ。ですので、このような状況下において、もう知事が決意と、そしてまた行動を起こすということは、ぜひとも今必要なことなんです。ですが残念ながら、そこはまだまだ我々議会と執行部との間の話が詰められてはいないんですが、事前のいろんな調整段階においては、私自身が感じる範囲では、まだまだ温度差がある。これは――ひょっとしたらですよ、これは議会が決めた条例だというような認識がまだあるのではないか。ですから、そこを議会と行政が一体になる。そして条例の中にも責務が明確に書かれているわけですから、私どもは知事を責める意味ではありません。政争する気はありません。その条例に沿って、今やるべきことがしっかり目の前にあるわけですから、これを後押ししようということなんです。そこを御理解いただければ、やることはおのずと出てくると思っておりますが、我々が今、先ほどの小委員会でも――政策提言という形になろうかとは思いますが、そのような提言をするわけですが、しっかりと職員と担当の所管課と事業に対する認識を、可能かどうかも含めて検討いただきたいんで

すが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　これからその条例に基づいて様々な取組をすることについては、行政側としてもしっかりと協力し、対応していきたいと思います。他方でまた、予算の獲得等についての財政措置は、議会からも政府へしっかりと働きかけていただきたいと思います。この間、これだけ10万人当たりの新規感染者数が全国ワーストである沖縄で、なかなか観光を動かすということについては、業界の皆さんも心苦しい思いをしていたでしょうし、我々もこのタイミングをしっかりと見極めなければならないということで、安全・安心の島沖縄を構築していくという取組を重点的に行ってまいりました。ですから、観光産業の再興は、安全・安心の島沖縄の確立と同時になされなければならないという意味で、非常にその両方の取組をどのようにバランスよく進めていくか、あるいは時に、観光産業に力を入れていく場合には、どのようなコロナウイルスに対する感染症対策が成し遂げられているのかということの見極めも必要であるというように思っております。ですから我々は決して、どっちが先ということよりも、それを着実に進めていって、将来安定的な安全・安心で観光が本当に楽しめる島沖縄、暮らしてよかった沖縄、生活してよかった沖縄というものを目指すためには、ぜひ議会の御協力もいただきながら、我々としても誠心誠意、我々の責務に努めてまいりたいと思う次第であります。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　次に、県の積極的な情報発信を行う予定があるか伺います。これはなぜそのように質問をしているかというと、先ほどの――やっぱり職員、あるいは観光関連事業者も、それを知る必要があります。知らなければこの条例の意味が薄らいでくる。意味がないんです。ですからその責務をしっかりと自覚するためにも周知する必要があるのではないかということでありますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　観光産業の再興に向けた条例につきましては、沖縄観光コンベンションビューローを通じて観光関連事業者に広く周知したところでありまして、観光関連事業者においては、意見交換をしまして、条例を背景とした県の取組強化への期待が高まっているものと承知しております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　くれぐれも、職員も毎日忙しいとは思いますが、議会から決められたことだ、余計な仕事が入ってきたものだと、そんな感覚にならないように、本当にこの条例の意味は重く、今、目の前にある問題があまりにもやらなければいけない、喫緊の課題なものですから、私はあえてそれを申し上げておきます。

次に、問題は今やるべきことが目の前にあるということでありますから、緊急的な超短期施策という形で、観光関連産業の窮状をどのように把握しているか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　観光産業への影響、現状ですけれども、ホテル旅館生活衛生同業組合によると、令和３年７月の客室稼働率は32.2％で、令和元年同月の74.8％と比較して42.6ポイントの減。バス協会によりますと令和３年７月の貸切りバス収入額は7701万円で、令和元年同月の４億1377万円と比較して３億3676万円の減、率にして81.4％の減。レンタカー協会によりますと、令和３年７月の車両保有台数は１万3032台で、令和元年同月の２万7710台と比較して１万4678台の減、率にして53％の減。車両貸出状況も、令和元年同月比で33％にとどまっております。各事業者に共通して、施設等の光熱水費、メンテナンス、人件費及び税等の固定費の支払いが重い負担となっております。事業者におきましては、宿泊施設においては、施設や従業員の休業、貸切りバスでは、バス運転手の路線バスへの応援や休業、レンタカーでは、車両や駐車場用地の売却などを行って固定費の削減を図るとともに、金融機関からの融資や雇用調整助成金などを活用しながら、事業継続を図っているような非常に厳しい経営状況にあると認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　本当に、観光業界は再興とは言っても、この現状がもう維持できないんだということをずっと一月以上前から叫んでおりますから、その現状を維持できるように、経営支援ということをまずは考えていかなければいけないだろうと考えております。

さきに、第６次沖縄観光振興計画が第１回の会合があったかと思いますが――今後10年間の問題ですね――そこでの議論も、恐らくこれは進まなかったんじゃないかということです。いかがでしたか、その会議の概要は。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時16分休憩

午後２時17分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　次の向こう10年を見据えた観光振興基本計画を審議するために観光審議会を開催しているところでありまして、世界から選ばれる観光地沖縄ということを目指して議論している中で、委員の中からは、将来を見据えた議論をやりつつ、足元の今の状況をちゃんと確認しながら、経済、観光産業の段階的な回復を見据えつつ、将来を議論すべきだというような意見が出たところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　もっともっと分かりやすく言えば、もう将来のことを今議論する時期じゃないよと言われているような話なんです。ですから目の前の、今の現状をしっかりと把握していただいて、その経営支援策を差し伸べる。これを今、沖縄の観光業界が求めていることと位置づけて取り組まなければならないのではないかと考えております。

次に、財源問題でございますが、(2) の観光産業再興に向けた支援措置について、沖縄県における新たな財源の確保について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に対応した感染症対策や落ち込んだ経済回復のための対策を講じていくためには、必要な財源の確保が喫緊の課題であります。このため、去る８月31日に、知事がオンラインにより直接、坂本地方創生担当大臣に対し、予備費を活用した地方創生臨時交付金の増額、加えて急激な感染拡大に機動的に対応するための新たな予算の枠組みの創設を求めたところです。

県としましては、引き続き迅速かつ切れ目のない対策を講じていけるよう､財源確保に努めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　全国的にも本当に経済的な危機にまで陥ったこの沖縄県が、今動いて、対応、対策のために予算を要求するのは普通にあり得ることなんですよね。それは今、知事はこれまでは全国知事会を通したりして、臨時交付金枠内での増額やそういう動きを中心にされておりますが、そういうことにおいて、内閣府と相談したことはありますか。コロナ対策においての問題を。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　全国知事会と連携した地方創生臨時交付金の増額については、昨年来、全国知事会と連携し、全国知事会からの提言として取りまとめていただいたところでございます。今年の８月６日、地方創生担当大臣に対し……。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時20分休憩

午後２時20分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○企画部長（宮城　力君）　８月６日に地方創生担当大臣に対しまして、各都道府県の感染拡大状況のほか、裾野の広い観光関連産業を主要産業とする地域はその影響が多大である。そのことを踏まえた配分基準を設定していただきたいということで、沖縄県単独で、内閣府の地方創生担当大臣に、知事から要望をさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　本来、内閣府は沖縄県の予算を一括で取り扱う機関です。ですが、内閣府にコロナ対策の予算が準備されているでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時21分休憩

午後２時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先ほど申し上げた内閣府は地方創生担当の部局でございます。沖縄担当部局にあっては沖縄振興予算でございまして、これについてはコロナ関連予算、対応する予算はございませんので、沖縄担当部局以外のところに対して要請をしたというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　内閣府の方も相当心配されています。しかしながら、制度として内閣府に現在のコロナ対策の予算というものを積んでいるわけじゃないわけです。そこが問題なんです。だから、その事業、これをしたい、これをしなければいけないというものについての、関係省庁に対する要請が必要であるというのが、やはり一般的な見方なんですね。他の都道府県も一生懸命やっていると思われます。そこら辺が沖縄――これは玉城知事だけとは言いませんよ。沖縄県の予算の交渉のやり方が、コロナ問題においていま一度考えさせられた問題じゃないかなと思っておりますがいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先ほど８月31日に坂本担当大臣に要請したということを申し上げました。その

要請書の中身については、西村担当大臣宛てに、出発地での搭乗前のモニタリング検査、それから受検率向上のための検査体制の拡充等を併せて要請したところでございます。加えて、河野担当大臣に対しても、市町村のワクチン接種を加速させるためのワクチンの配分計画の前倒しも併せて要請したところでございます。各省庁に対しても同様に知事から要請を行ってきたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　それでも、私たちにとっての情報としては、沖縄県の動きは本当に感じられないと、せっぱ詰まった行動にはなっていませんよということの指摘があります。これは真摯に受け止めなければいけないと思っております。

次に、国の新しい総理大臣が決まった後に――これが10月４日ですが――恐らく大型景気対策が出るだろうということが目されております。そういった状況下にあるわけですから、やっぱり沖縄県も、その辺の情報があるならば、しっかりとそこを精査して、予算の景気対策という点では、11月においては出口戦略とちょうど合うんですね。ですから非常にチャンスといえばチャンス。そういう考えを持って、国との交渉に当たるべきじゃないかと思っているから、このような質問をしていますがいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　国の動向等注視し、新たな景気対策等を政府が取られるということであれば、これと連動した施策をすべきだと考えております。情報収集に努めながら、どのような対策が取れるか、予算担当部局とも連携しながら、調整を進めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　イとウは省略します。

次に、ワクチン・ＰＣＲパッケージ戦略についてであります。

これ戦略としては、国が今計画しているものでありますが、沖縄県においても、市町村単位でワクチンパスポート等の計画が走っておりますが、そういった中で、やはりこれは地域的に必死になって、自分の地域だけでも一生懸命経済を回そうという発想なんですよね。要するに、域内での経済を活性化するために取られた措置だと考えております。それを、本来でしたら、地域間で移動してもできるようなシステムじゃないとワクチンパスポートの意味があまりないんですね。意味がないというか、本来のあるべき姿に持っていきたいわけですね、これが。それがない。これはなぜだと思いますか。地域間をまたぐことができないという。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時27分休憩

午後２時28分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

政府においても、今ワクチンパスポートについていろいろ議論をされていると思います。一方でワクチンを――今、義務ではなく希望という形になっておりまして、そういった方々に対する対応をどうするかということ。それから、ワクチンを打ったということにＶＲＳという市町村のデータがありますけれども、それの共有化ということが、もしそれを一元化するとした場合に、自治体横断的という形になりますので、そこのところの調整がまだ進んでいないというところがあると思います。そういった中において、例えば石垣市など完結できるところは先行して行っているというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　まさにそのＶＲＳの管理の今の現状が原因なんですよね。やっぱりＶＲＳは市町村が持っているわけですから。そういうことで、市町村は自分の地域内を一生懸命守っているということにしか今なってないわけです。ですが、国との連携――今、国はＡＰＩということで、情報を吸い上げる。いろんな情報を吸い上げてＶＲＳも含めて、2025年度の完全デジタル化に向けてそういったシステムをつくっているわけですよ。だからこういったものを先取りして、沖縄で実証するというぐらいのそういった考えを持って挑むことができないかということが私の質問趣旨なんです。国の今の動きを御存じだと思いますが、デジタル化によって――沖縄県も置く予定ですよね、デジタル担当。そういう考え方はどうなんでしょうか。今のＶＲＳでは恐らく限界があると。だから将来国を挙げてそういうＡＰＩシステムの中にこれを組み込むという話ですがどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　最も基本的なことをまずお答えしておきたいと思います。

今、我々は部局で横断的なプロジェクトチームを設置して、このワクチン・ＰＣＲパッケージ戦略について具体的に検討、議論していこうということで、市町村や経済界とはワーキンググループをつくり、そこでまた様々な意見を調整しながら、協議を進めていく、

実際そのスケジュールに入っております。私が申し上げます基本的なことというのは、このワクチンにしてもＰＣＲ検査にしても、やはり世代間を超えた公平性が担保されているものであること、個人情報の保護が完璧になされているものであることなど、必要要件が必ずその中での共有であり、その機能を高めていくことになると思います。ですから、その点においては、例えば紙媒体の使用から始めていくことも含めて、紙からデジタル、地方のデジタルからトランスフォーメーションで国とつないでいくなど、段階的には将来その国の持っている方向性と関連づけることは十分可能であるというふうに思います。ただ、今しっかりと議論を前向きに進めていって、例えば今、石垣市が取り組んでいる状況が全県的にどのように広げられるものであるかどうか、それからそのほかの様々な民間業界が持っているノウハウ、技術というものがどのように汎用性を持って広げていくことができるのか、様々なことを検討していきたいということで、その取組というか、今、地固めをしているというような状況もありますので、それをしっかり固めながら積み上げていきたい。それもできるだけスピードアップしてやっていきたいというように取り組んでいる次第であります。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時32分休憩

午後２時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

座波　一君。

○座波　　一君　知事の考えは分かりますが、こういう個人情報とかそういった問題があるという中での議論だとすると、これは恐らく進みません。これは国において整理される問題であって、法律的な問題も改正改正を重ねて、個人情報は整理されてきます。それに向けて、その先に行政のデジタル化が待っているわけですから。今、当面の問題として話している中で、沖縄県が積極的に手を挙げてできるところからやっていくという方法を取りながら、それを持っていくべきだと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時32分休憩

午後２時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

先ほど知事からもありましたように、当然その導入に当たっては、いろんな問題をクリアしていかなければいけません。特に公平かつ世代間での利用可能なものというところを想定していかないといけないんですけれども、我々としてもワーキンググループですとかＰＴの中においては、国のシステムあるいはそのアプリというものを待ってということではなくて、今何が活用できるかという観点で議論をしておりまして、それが先ほど知事が答弁しましたように、紙の媒体、検査証明書といったようなものを活用しながら運用できないかということを考えております。

それで、検討のスケジュールとしましては、庁内のＰＴ、それから経済界を巻き込んだワーキンググループということをやっておりまして、明９月28日にはワーキンググループ――第２回目ですけれども、そこにガイドラインの素案といいますか、たたき台を提案いたしまして、それを受けて今後その市町村ですとか、医療界のほうにも情報提供をし、できれば10月の頭あたりから、そういったその運用のルール、ガイドラインというものを公表しながらスタートさせたいと思っております。ちまたにはやはり民間の提供するアプリ、そういったものが幾つか提供されておりますけれども、まず我々はどういった場面で、どういったルールの下にこれを活用していくかというところで、市町村ですとか、経済界とは連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　ありがとうございます。

次に、積極的疫学調査においての感染源・感染経路が明らかになる効果についてを伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　保健所が行う積極的疫学調査は、感染防止対策上、非常に重要と考えております。この調査において感染源・感染経路を明らかにすることにより、感染のつながりやクラスターを検出しまして、さらに次のクラスターの起点となる濃厚接触者を特定することができます。それにより新たな感染の連鎖を抑え込むことが可能となると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　残念ながら沖縄県は一部中止になったわけですが、それがやはり長期的に見て、感染拡大が日本でも一番長引いてしまった原因の一端はあるのではないかと私は考えております。ですからいかに疫学調査が重要なのか、今のアナログからデジタルに変えて、それをやっていくというような考えはないものか聞いております。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今現在、保健所による積極的疫学調査については、保健所を中心に電話等による患者からの丁寧な聞き取りによって患者の状態、濃厚接触者の特定、行動歴の遡りによる感染源や感染経路の探索等が行われております。そういう丁寧な対応ももちろん必要ではございますが、積極的疫学調査の一連の作業の中において、どの部分でデジタル技術が活用できるかということは、検討が必要だと思っておりまして、保健所の実際の現場の皆さんの意見を聞くとともに、先進事例等も含めて情報収集をしていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　これからの出口戦略のインバウンドを見据えて、そういうインフラ――これは一つのインフラですよ。そういったものもしっかり考えていかないと出口戦略はなかなかできてこないと思いますよ。

　次に、ゼロコロナ空間に向けた取組についてお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　新型コロナウイルスについては、３つの密を避けるということで、密集しないよう人と人との距離を取ること、それから密接した会話や発声を避けること、密閉空間にしないことなどが重要とされています。また、具体的な感染対策としましては、手洗いや手指消毒、マスクの着用のほかに、特に密閉空間においてはマイクロ飛沫による感染を防ぐために、小まめに効果的な換気をすることなど、基本的な対策を繰り返し徹底することが重要であると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　模範的な回答ですが、私が言っているのはもっともっと積極的に出口戦略というならば、医療界や事業所、飲食店、あるいは娯楽施設で、この空間は比較的安心だという空間をつくってあげる。そういった意識づけも大切なんですよ。マインド的に、今非常にみんな怖がっていますから、そういったことも大切ではないかと思っていて、このような質問をしています。

　認証制度がありますね。認証店とそうじゃない店と、本当にどれだけの効果が違うかと、それもあまり分からない。ですが、もっともっとそれを除菌空間――除菌装置を入れているとか、県が推奨して助成してそういった機械を入れてあげるというような制度を導入していったほうがいいんじゃないかということがあるわけですが、そういう積極的な戦略はないんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今、県では感染症対策をしっかり取っているお店を認証店舗として認証しているところでございまして、そういうところについては、CO_2センサーなどを先着でお配りしているところでございます。議員おっしゃいますとおり、例えば消毒や除菌効果を担うということで、その部屋を洗浄するというようなイメージのことにつきましては、今のところ厚生労働省、国のエビデンスによりますと、空間に噴霧して使用する商品等については推奨されたものがございませんので、そこは少し難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　次にキに移ります。

　感染拡大地域と抑制地域を分けて蔓延防止を図る取組について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　国の方針に基づきますと、全国的かつ急速な蔓延のおそれがある状態で広域的な対応が必要であるという場合は、都道府県単位で緊急事態宣言地域を指定されることになっております。一方、特定の区域において感染の拡大が認められ、他の区域への蔓延を防ぐ必要がある場合には、都道府県を政府対策本部長がまん延防止等重点措置区域に指定することも可能となっております。

　県としましては、例えばまん延防止等重点措置区域に指定された場合は、感染が拡大している地域から感染が抑制されている地域への伝播を防ぐために措置を講じる区域を定めまして、地域ごとの対策を講じる必要があるものと考えているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　先ほど、知事は独自政策、施策でやるということでありましたが、その中で地域を分けていくという考えになろうかと思いますけれども、その辺の基準というのは何に基づいてやっていくんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今般の緊急事態宣言の解除の見込みにつきましては、まん延防止等重点措置にいくのか、そうでないのかというところはまだ国の御判断をいただかないといけないところではございますが、今回はまん延防止等重点措置を参考にして県の独自策も考えております。まん延防止等措置の区域外、全県に適用されるような状況の対策について、県の対策として今回は考えているところでございまして、一定期間、全県に対して同様の措置を取るという

ことで先日方針を示させていただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　次に、オのＨＥＲ－ＳＹＳデータを活用した効果的な感染抑制策について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県のコロナ本部では、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム、通称ＨＥＲ－ＳＹＳと呼ばれているものですが、これによりまして感染者の発生届及び基礎疾患の有無などを含めた医療情報等一元管理しておりまして、最新の感染状況を把握した上で感染抑制のための検討及び評価に活用しております。

今後ともＨＥＲ－ＳＹＳのデータを活用して地域の感染状況をきめ細かく分析した上で、より効果的な感染防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　このＨＥＲ－ＳＹＳデータには行動履歴の情報入力もあると思いますが、今の状態で大丈夫ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時43分休憩

午後２時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員御指摘のとおり、ＨＥＲ－ＳＹＳの中には、保険証の入力によりまして行動履歴も入力できるようにはなっております。

○座波　　一君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時44分休憩

午後２時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ＨＥＲ－ＳＹＳについては、全て入力されているわけではございませんで、いろいろ区分がありますので、保健所で把握している分を入力しているということではございます。ただ、疫学調査につきましても中止ということではなくて、なかなか追いつかないということもありまして、例えば職場等で発生した場合には、その感染者からできるだけ職場のほうにお知らせして検査を受けていただくようにするとか、そういうような調査に一時期なっておりましたが、今は改善しまして、保健所のほうで疫学調査ができるようになっております。それに従ってＨＥＲ－ＳＹＳに入力するということになります。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　沖縄県は入力状況は進んでいると聞いています。ですからその情報はあるはずなんですね。それをしっかりと入院調整とかそういうところに生かせば、今の空床問題ももう少し効率的に解決するのではないかと考えています。北部の事例としても、またいいシステムがあるわけです。医療アセスメントをしっかり受けて、入院調整をするというようなのも、こういったＨＥＲ－ＳＹＳのデータがなくても一応できているのか分かりませんが、そういうようなデータを活用すればもっともっと医療界の今の崩壊というものも――これ崩壊ではなくてその辺の調整の結果じゃないかなと思っているわけですが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ＨＥＲ－ＳＹＳについては厚生労働省が全国的に開発したシステムでございまして、沖縄県は比較的この入力が進んでいるというふうに聞いております。ただ、県のコロナ本部で活用しています〇ＣＡＳというシステムは県の独自のシステムでございまして、入院調整等についてはＨＥＲ－ＳＹＳでは少しタイムリーに捉えられないところがございまして、そこは病院間で即時に入力をいただいている県の独自のシステムが入院調整には功を奏しているというふうには考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　次に、我が会派の仲村家治議員の代表質問に関する海の安心・安全についてでありますが、今、この海の事故が大変多くなっていて心配されております。交通死亡事故よりも多いということでありますが、自然海浜での事故においての一体的な取組が必要だろうということでありますが、今所管というのはどこになっているんですか。対応する所管は。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。

水難事故の防止対策は、県警察や県、海上保安庁等の関係機関がそれぞれの所掌事務に応じた対策を実施しているところであります。そのうち、今議員御指摘のとおり、水難事故が最も多く発生している自然海岸における水難事故防止対策、これにつきましては、その場所を管理する担当部署の取組が極めて重要であります。現にそのような適切な対応がなされているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　県警が管理するところじゃないんじゃないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時48分休憩

午後２時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　先ほど来、所管というお話がございますけれども、現在、我々海岸管理者につきましては、海岸法に規定される海岸管理者としての役割というのが津波や高潮等の被害から海岸を防護すると、国土の保全に資すること、簡単に言えばコンクリートに関する部分でございます。海岸利用者の安全について、要するに海域部分の水難事故等に関しましては、沖縄県水難事故防止推進協議会を通して、関係機関とも連携をしながら研究・議論、あるいは調整を行っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　座波　一君。

○座波　　一君　やはり問題は、県警は事故が起こった後の対応なんですよね。だからこれを防ぐための沖縄県、安心・安全な海を標榜する沖縄県が中心となって、それを防止するための窓口をつくるべきじゃないか。最終的にはそこしかないんですよ。知事、どうでしょうかね。これ、沖縄県、世界に向けて、世界水準の観光地を目指しているわけですよ。それ今、いろんな所管にまたがって、なかなか対応が取れていないというのが現実なんですね。リーフカレントが厳しいとか……

○議長（赤嶺　昇君）　まとめてください。

○座波　　一君　離岸流で危険というのがたくさんありますよ。そこを注意して喚起するのは、沖縄県が責任持ってやるべきですが。どうでしょうか。海の安全に関する窓口を設けるべきですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　議員から御指摘のとおり、なかなか所管が云々という、この場で即答することは非常に難しいんですけれども、引き続き庁内あるいは関係機関と議論・調整しながら検討していきたいと考えております。

○座波　　一君　知事、ないですか。知事、そのような今の考えはないんですか。海の問題に対しては。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　自然海岸における水難事故防止につきましては、一概には県警の担当部署が適切に対策をしているものと思いますが、県といたしましても、当然市町村とも協力をしながらしっかり対応をしていきたいと思います。

○座波　　一君　どうもありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。項目に従い、順次質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、選挙公約の実現について、何％実現しているか伺いたい。

(2)、普天間基地を名護市辺野古に造らせないと公約を掲げ知事に当選した。しかし、現状は名護市辺野古で日米ＳＡＣＯ合意により工事は進められている。県民との約束は果たされていない。なぜ工事を止めることができないのか伺いたい。

(3)、自動車税減免に向けた条例改正について伺いたい。

２、知事の行財政改革について。

(1)、玉城県政において、行財政改革の必要性について伺いたい。

(2)、仲井眞元知事の２期８年間の行財政改革の主な実績と成果について伺いたい。

(3)、県職員、教職員は、適材適所に配置されているか伺いたい。

３、次期振興計画について。

(1)、令和４年度沖縄振興予算要求について伺いたい。

(2)、河野沖縄担当大臣は、2021年度で期限が切れる沖縄振興計画について、これまでの政策を見直し、分析には地域経済分析システムを活用するとしている。次期振興計画策定への影響について伺いたい。

(3)、次期沖縄振興計画の理念を実現する上で、沖縄振興予算の満額確保と一括交付金の増額が不可欠であるが、現状と国との関係からどのように理解を求めていくか伺いたい。

４、県経済の振興について。

(1)、沖縄振興開発金融公庫の存続について、自民党沖縄振興調査会の提言で存続は必要としたが、内閣府は引き続き検討するとなっている。今後、強力な要請活動が求められる。認識とどのような活動をするか考えを伺う。

５、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)、沖縄県における軽症者及び無症状者用宿泊療養施設について伺いたい。

(2)、我々自民党会派はこれまで玉城知事に対し、

新型コロナウイルスに対する防疫体制の強化と感染対策を何度も要請したが、その成果が出ていない。感染が拡大した要因と今後の対策について伺いたい。

(3)、令和２年度は第16次補正予算合計1824億円、令和３年度は当初予算を含む第15次補正予算2765億円、合計4589億円でコロナ対策を行ったにもかかわらず、コロナウイルスが拡大し県民が苦しんでいる状況について今後の対策を伺いたい。

(4)、企業への支援策である雇用調整助成金の段階的縮減の動きがある中、本県における活用状況はどうか、正規・非正規別の助成率を伺う。

６、県内社会資本の整備について。

(1)、鉄軌道の導入については、国との議論を加速させるとしているが、これまでの国との議論の経過と事業化に入る上でクリアすべき課題や問題点は何か。また、解決は可能と考えているか伺いたい。

(2)、東部海浜開発事業の早期実現が求められているが、事業の必要性とこれまでの経緯、予測される今後の課題、完成時期や総予算について伺いたい。

７、米軍基地問題について。

(1)、嘉手納基地、普天間基地から発生する騒音、悪臭被害について、今後どのように解決していくか伺いたい。

(2)、過去に嘉手納基地周辺の環境実態調査を行った経緯があるが、その結果と報告・予算について伺いたい。

(3)、米軍海兵隊は、普天間基地内で保管する有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）を含む汚染水を基地外の公共下水道に放出した。県の認識と今後の対応を伺いたい。

(4)、我が県の基地負担軽減のために、米軍による一部訓練をパラオ海域でできないか、パラオ共和国大統領に要請してみてはどうか伺いたい。

８、農林水産業の振興について。

(1)、豚熱（ＣＳＦ）で県内の養豚業者は甚大な被害を受けたが事後検証と今後の対策、また業者に対する経営補塡や支援は完了したか伺いたい。

(2)、パラオ共和国近海でのカツオ・マグロ漁について、パラオ周辺海域内20％の範囲での漁業協定が締結され、日本のマグロ漁操業が期限付で可能となった。長期的・安定的な操業が必要であるが、県の今後の取組を伺いたい。

(3)、パラオ共和国と我が沖縄県との人材交流をはじめ、友好関係を保つための取組について伺いたい。

９、子ども・子育て支援について。

(1)、中学卒業までの子供の医療費助成について、県は事業費の試算や財源を示しているが、県の単独事業として実施する時期と支援の方法について伺いたい。

(2)、現物給付制度の市町村との連携について伺いたい。

10、県警関係について。

(1)、県民の生命、財産、安全を守るための基本的な考え方を伺いたい。

(2)、本県における強盗、殺人、放火、暴行、重大犯罪（県警が判断する件数）に対する対策は、責任所在は明記されているか。また市町村・県・県警・病院・医師との連携は取れているか伺いたい。

(3)、県内の防犯カメラ設置状況と有効性について伺いたい。

(4)、県内における県民の命を守るためのテロ対策について伺いたい。

(5)、極左暴力集団とはどういう集団か、県民に与える影響について伺いたい。

11、我が党の代表質問との関連については、質問は行いません。

答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

４、県経済の振興についての御質問の中の (1)、沖縄振興開発金融公庫の存続についてお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫の政策金融は、沖縄振興特別措置法に基づく税・財政面の特別措置と並び、沖縄振興の車の両輪として重要な役割を担っております。今般のコロナ禍では、かつて例を見ない規模となる約１万5000件、約3100億円の緊急融資により、県経済のセーフティーネット機能を発揮する等、その存在意義は明確となっております。同公庫の現行組織の存続について、私は、今年の５月に続き７月にも、市長会会長、町村会会長と連名で国の関係要路へ要請を行ったほか、国の沖縄振興審議会や同公庫の運営協議会においても要請したところであります。また、経済団体等からも強い御要望があり、沖縄県の総意であると受け止めております。このため、私は、同公庫の存続について、各界と連携しながら、国に強く求めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての (1)、選挙公約についてお答えいたします。

県においては、経済や文化、教育、福祉、保健医療、基地問題等、様々な分野において施策を展開しているところであり、知事が公約として掲げた291の個別施策の全てに着手しており、そのうち５施策については取組が完了、280施策は取組を推進中、６施策は取組に着手しているところです。

次に３、次期振興計画についての (2)、地域経済分析システムの活用についてお答えいたします。

先月、発表された国の新たな沖縄振興策の検討の基本方向においては、施策目的にかなった成果目標を設定するとともに、その達成に資する施策を推進するため、エビデンスに基づく展開・検証を図るとされております。新たな振興計画においては、各種施策の効果的な推進を図るため、成果指標等に基づき検証を行うこととしており、地域経済分析システムについても活用してまいりたいと考えております。

次に６、県内社会資本の整備についての (1)、鉄軌道の導入に係る国との議論の状況と課題についてお答えいたします。

鉄軌道の導入に当たり、国から課題とされている費用便益比について、精緻化した結果、１を超えるケースを確認し、内閣府に対し説明を行ったところです。また、採算性については、鉄軌道の持続的運営を可能とする特例制度創設等の制度提言を行い、国と協議をしているところです。河野沖縄担当大臣は衆議院沖縄北方特別委員会での発言に関し、翌日の記者会見で、鉄軌道とかモノレールとか決め打ちせずに、最新の技術を使って何ができるかというのは考えていく必要がある。安く、便利に、定時性を持って、使いやすく結ぶかというのは非常に大事だと発言されております。

先月公表された国の新たな沖縄振興策の基本方向において、鉄軌道について調査検討を行うとされたことから、県としては、法的な位置づけについて、国と協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　１、知事の政治姿勢についての (2)、辺野古新基地建設についてお答えをいたします。

知事は、辺野古に新基地は造らせないという公約を掲げて当選し、多くの県民の負託を受けております。また、辺野古新基地建設に反対する民意は、これまでの一連の選挙や県民投票で繰り返し示されております。しかしながら、国はこのような民意を一顧だにせず、公有水面埋立法の承認要件を充足しないと考えられる工事を強行しております。

県としては、引き続き政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求め、辺野古に新基地は造らせないという知事の公約の実現に全力で取り組んでまいります。

７、米軍基地問題についての (3)、ＰＦＡＳ等汚染水放出の認識と対応についてお答えをいたします。

普天間飛行場におけるＰＦＯＳ等を含む水の取扱いに関しては、日米間で協議が進められている中、米側が一方的に公共下水道に放出したものであり、激しい怒りを覚えます。このような中、去る９月17日、沖縄防衛局に確認したところ、普天間飛行場の地下貯水槽に残っている廃水を同局が県外に運搬した上で焼却処分するとの説明がありました。県は日米両政府に対し、ＰＦＯＳ等を含む水を基地外に放出せず焼却処理すること等を強く求めていたところであり、今回の措置は一歩前進であると考えております。一方で、在沖米軍施設には依然としてＰＦＯＳ等を含む汚染水が保管されていることから、米軍基地内への立入調査を含め、引き続き市町村とも連携しながら対応してまいります。

同じく７の (4)、パラオ大統領への訓練移転の要請についてお答えをいたします。

パラオ共和国においては、昨年８月、米国に対して、米軍との共同使用の基地の建設を要請したことは、報道により承知しております。県としては、米軍基地の運用に伴う航空機騒音や環境汚染等の様々な問題を解決するためには、周辺住民に影響の少ない県外または国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進することが重要と考えており、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての (3)、自動車税減免の条例改正についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国経済に多大な影響が生じていることから、徴収猶予の特例制度及び令和３年１月の総務省通知に基づき、既存の猶予制度を柔軟かつ適切に運用することにより、納税が困難な納税者について納付を猶予しているところであります。県独自に自動車税を減免することについ

ては、他の税目との課税の公平性、自主財源の確保、他の自治体への影響など、様々な課題があることから、慎重に検討すべきものと考えております。

次に２、知事の行財政改革についての (1)、行財政改革の必要性についてお答えいたします。

県政運営の基本は、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げることにあります。このため、県では、沖縄県行政運営プログラムに基づき、簡素で効率的な組織運営や歳入と歳出のバランスが取れた財政運営に全庁を挙げて取り組んでおります。

県としましては、多様化する県民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するため、引き続き行財政改革に取り組んでまいります。

同じく２の (2)、仲井眞元知事の主な実績と成果についてお答えいたします。

仲井眞元知事の就任期間においては、２次にわたる行財政改革を実施し、組織の合理化、民間委託の推進、県単補助金の見直し、定員管理の適正化などに取り組んでおります。その結果、８年間の財政効果は、歳入関係で119億円、歳出関係で542億円の合計661億円となっております。

同じく２の (3)、県職員の人事配置についてお答えいたします。

県職員の人事については、沖縄県職員人事管理基本方針に基づき、人事評価その他の能力の実証による適材適所の人事配置を徹底しております。加えて、県政の重要課題を所管する部署については、課題解決に向けた専門知識や能力、経験を有する職員の重点配置を行うほか、施策の継続性に配慮した人事配置を行っております。

次に３、次期振興計画についての (1) 及び (3)、令和４年度沖縄振興予算の概算要求等についてお答えいたします。３の (1) と３の (3) は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

８月末の内閣府の概算要求では、子供の貧困対策等が増額要求され、産業競争力の強化等の経費が新たに盛り込まれましたが、一括交付金は、制度の継続に向けた要求をしていただいたものの、今年度予算と同額となっております。また、予算総額は、要求可能額が最大限活用されず、3000億円台に届かなかったことは残念でありますが、今後の予算編成過程において、事項要求している経費の確保を図り、総額3000億円台の沖縄振興予算を維持していただくとともに、一括交付金については、市町村の要望も踏まえ、さらなる増額が図られるよう、あらゆる機会を捉えて要望してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　２、知事の行財政改革についての御質問の中の (3)、教職員の人事配置についてお答えいたします。

教職員の人事については、学校教育の充実・発展を期するとともに、学校の気風の刷新を図るため、適材適所の人事配置を行っております。また、全ての教職員が本県の教育を等しく担うとの認識の下、全県的視野に立ち、教職員の能力や経験を踏まえた公正な人事異動を実施しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　５、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の (1)、宿泊療養施設についてお答えいたします。

宿泊療養施設については、那覇・南部地域に３施設、中部、北部、宮古、八重山地域に各１施設の合計７施設を借り上げて702室を確保しております。今後、さらなる拡充により約1400室の確保に向けて取り組んでいるところです。一方、宿泊施設運営に必要な人材の確保が課題となっていることから、看護師の募集及び民間人材を活用した取組により、宿泊療養施設の拡充に努めてまいります。

同じく５の (2)、感染拡大の要因及び今後の対策についてお答えいたします。

７月以降は、感染力の高いデルタ株への置き換わりが急速に進んだことから、これまでにない感染急拡大を経験したところです。感染拡大を防ぐため、これまでの飲食店への休業要請等に加え、土日や祝日における大規模集客施設の休業要請、学校の分散登校及び県立施設の休館などの取組を行ってきたところです。また、医療提供体制を整備するため、重点医療機関の追加、さらなる病床の確保、新たな宿泊療養施設の設置などを行うとともに、保健所の増員による機能強化に加え、感染対策の切り札となるワクチン接種の加速化に取り組んでいるところです。

次に９、子ども・子育て支援についての御質問の中の (1) と (2)、こども医療費助成制度についてお答えします。９の (1) と９の (2) は関連しますので、一括してお答えします。

こども医療費助成制度につきましては、令和４年度から、通院の対象年齢を中学校卒業まで拡大し、現行

と同様、市町村が助成した経費の２分の１を補助することとしております。現物給付につきましては、未実施の市町村を個別に訪問するなどし、年齢拡大に合わせて開始できるよう協議を行い、御理解をいただいたところです。令和３年度は、制度の拡充に伴い市町村で必要となるシステム改修費への支援を行っており、引き続き市町村等と連携し、令和４年度の円滑な制度拡充に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　５、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の (3)、今後の経済対策についてお答えいたします。

県では、全ての産業の基盤となる事業継続や雇用維持の施策を継続して実施していることに加え、幅広い事業者が対象となる国の月次支援金の活用促進や県の観光関連事業者等応援プロジェクトを実施しております。今後は、ワクチン接種の推進をアクセルとし、需要喚起策や業態転換を促す施策など継続して実施してまいります。県民への生活支援としては、緊急小口資金等の特例貸付けや住居確保給付金の支給など適切な支援ができるよう取り組んでまいります。

今後も県民生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、必要な対策を講じてまいります。

同じく５の (4)、雇用調整助成金の活用状況と助成率についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、９月10日現在で、支給件数が７万3132件、支給金額が約594億円となっております。助成率については、正規雇用、非正規雇用にかかわらず、中小企業が最大10分の９、大企業が最大４分の３となっておりますが、沖縄県など緊急事態宣言等の対象地域や特に業況が厳しい企業においては、最大10分の10とする特例が設けられております。

県としては、引き続き同助成金の活用促進と県独自の上乗せ助成を行うこと等により、雇用の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　６、県内社会資本の整備について (2)、泡瀬地区埋立事業の必要性等についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき、沖縄本島中部東海岸地域の振興を図る目的で実施しております。県は、平成17年度に事業着手し、平成22年度には環境等に配慮し、埋立面積を当初計画の約半分に縮小しております。また、社会経済動向に即した土地利用計画とすることが課題となっており、昨年度、沖縄市において検証を終えたことから、現在、港湾計画改訂等に向け取り組んでいるところであります。総事業費は約490億円を見込んでおり、令和７年度の埋立完了の予定となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　７、米軍基地問題についての (1)、基地から発生する騒音等の解決についてお答えします。

嘉手納・普天間飛行場周辺では、航空機の騒音が恒常的に環境基準を超過しており、加えて嘉手納飛行場周辺では、通称パパループの使用により悪臭の被害が発生している状況にあります。そのため県では、市町村と連携して騒音や悪臭の測定を行い、その結果を基に、日米両政府に対し騒音の軽減及び悪臭対策等の実施を求めているところです。

県としては、周辺住民の負担軽減が図られるよう働きかけを強化していきたいと考えております。

同じく７の (2)、嘉手納基地周辺の環境実態調査についてお答えします。

県では、平成７年度から４年間にわたり、総事業費約9000万円で航空機騒音による健康への影響に関する調査を実施しております。調査の結果、航空機騒音への高い暴露が、幼児の身体的・精神的問題行動の増加要因になること、学童の長期記憶や低体重児の出生率と関連があること、聴力を損失させる疑いがあること、深刻な睡眠障害を招くことなどの健康影響を及ぼすことが明らかになっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農政企画統括監。

〔農政企画統括監　下地常夫君登壇〕

○農政企画統括監（下地常夫君）　８、農林水産業の振興についての (1)、豚熱に係る事後検証と農家への支援についてお答えします。

県では、豚熱防疫対応検証委員会において、防疫計画及び初動防疫体制の確認を終了し、今年度中を目標に豚熱防疫対策マニュアルの作成等に取り組んでいるところであります。また、防疫措置を行った10農場につきましては、手当金の支払いは全て終了しております。さらに移動制限、搬出制限を受けた助成対象農場につきましては、国との算定調整は全て終了し、令和３年９月24日現在、支払い済みが10農場、支払い

手続中が21農場となっております。

同じく８の (2)、パラオ水域での安定的な操業に向けた県の取組についてお答えします。

パラオ共和国の排他的経済水域における本県漁船の安定的な操業には、同国との友好関係の構築が重要であることから、県は、同国とのＭＯＵの締結を目指しているところです。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、締結の見通しが立たないことのほか、漁業協議の状況を考慮する必要があることから、今後の進め方について、国や漁業団体と相談しているところです。

同じく８の (3)、パラオ共和国との友好関係を保つための取組についてお答えします。

パラオ共和国との友好関係の強化に向けて、県は、同国との人材・技術交流等に積極的に取り組んでいるところであります。具体的には、日本政府による同国へのカツオ一本釣り漁船の供与と連携し、県は、水産技術の専門家の派遣、漁具漁法に関する情報提供、漁業研修の受入れ準備等を行っているところです。

県としましては、引き続きパラオ共和国との友好関係の強化が図られるよう、政府及び関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君） 警察本部長。

〔警察本部長　日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君） 10、県警関係についての御質問のうち (1)、県民の生命、財産、安全を守るための考え方についてお答えいたします。

警察は、個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当たることを責務としております。

県警察は、個々の職員が治安のプロとして、困難な課題に直面した場合であっても、必ず解決するという前向きな姿勢で一致協力してその役割を果たし、県民の期待と信頼に応えていく所存であります。

次に同じく10の (2)、重要犯罪等に対する対策及び関係機関との連携についてお答えいたします。

令和２年中、殺人・強盗・放火など重要犯罪の認知件数は90件、対前年比でマイナス23件、20.4％の減少となっております。令和元年中では、認知件数113件、対前年比でプラス31件、37.8％の増加となっております。一般的な事件処理につきましては、被害者等からの事情聴取や証拠収集等の捜査を実施し、被疑者を逮捕した場合は48時間以内に、逮捕しなかった場合は、所要の捜査を実施した後に検察庁に事件を送致します。

再被害防止対策については、加害者の言動等から生命・身体に対する再被害を受ける可能性が認められる場合には、再被害防止対策者として指定し、被害者への連絡体制の確立や自主警戒等の防犯指導、必要に応じた警戒を行っております。また、被疑者の釈放等の情報提供の要望がある場合には、釈放予定の日にちなどを被害者に教示しております。この責任所在につきましては、先ほどお答え申し上げました警察の責務が警察法第２条に明記されております。関係機関との連携につきましては、今申し上げた取組の中で必要に応じて連携を取っております。

次に同じく10の (3)、県内の防犯カメラ設置状況と有効性についてお答えいたします。

県警察では、ちゅらさん運動の一環として、警察活動により把握された犯罪発生場所、子供・女性を対象とした声かけ、付きまといなどの危険箇所等について、自治体や事業者等に対し防犯カメラの設置の働きかけを行っており、平成24年から令和３年８月末までに1179台の設置を確認しております。防犯カメラにつきましては、一般的に設置により犯罪等の行為を断念させる効果が期待されるほか、事件・事故の未然防止や地域住民の安心感の醸成に大きな効果があると考えております。

また県警察におきましては、事件・事故等が発生した際、防犯カメラの画像等を精査することにより、事件・事故の早期解決に有効に活用させていただいております。

次に同じく10の (4)、県内におけるテロ対策についてお答えいたします。

各種テロ行為や航空機事故、大規模爆発事故等により多数の死傷者を生ずる重大事案が発生した際は、迅速に指揮体制を立ち上げ、的確な初動措置を講ずることが重要であります。

県警察では、この種事案が発生した際は、警察本部長を責任者とする対策本部を設置し、関係情報の収集、被害状況等の早期把握、負傷者の救出救助、住民の避難誘導等の初動措置を的確・迅速に講じていくこととしております。

次に同じく10の (5)、極左暴力集団について及び県民への影響についてお答えいたします。

極左暴力集団とは、社会主義革命、共産主義革命を目指し、平和的な民主主義社会を暴力で破壊することを企図している集団とされています。同集団は、過去に爆発物、飛翔弾、迫撃弾、時限式発火装置等を使用して凶悪なテロ・ゲリラを引き起こすなど、過激な闘争を行っていることから、一たびそのような違法行為

が発生すれば、県民の生命、身体、財産に多大な影響が及ぶ可能性は否定できません。また、現在は、組織の維持拡大をもくろみ、暴力性・党派性を隠して大衆運動や労働運動に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　再質問を行います。

議長の了解を得ておりますので、再質問は、ただいま日下警察本部長が答弁しておりましたので、10番目の県警関係から行いたいと思っております。

ただいま日下本部長が答弁されましたが――私たち沖縄県において基地問題は避けては通れません。しかしながら、米軍基地問題によって県民が対立していることも事実です。特に普天間基地辺野古移設問題、高江ヘリパッド問題、県民が抗議集会に参加することは、私は権利として認められているものと理解しております。しかし理解できないことは、犯罪が許されてよいということではありません。その一つとして、反対集会に参加する県民や、特におじいちゃん、おばあちゃんたちは、のぼりを持ったりパネルを持ったりして反対の意思表示をしてきました。私も嘉手納基地から発生する事件・事故、騒音問題に対し集会に参加したこともあります。しかしここ10年、現在において極左暴力集団や過激派が入り込んで、道路にブロックを並べたり、体にペンキを塗って道路に寝転んだり、トラックや車の前に座り込んだり、誰もが道路交通法違反だと分かるような犯罪行為が行われていると言われております。マスコミや週刊誌、インターネット等で極左暴力集団、過激派が紛れ込んで反対集団にそういった危険行為をさせているのではないかと言われております。県警が持っている情報はどうでしょう、伺いたい。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。

沖縄の基地反対運動に極左暴力集団も参加していることを確認しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　本部長、沖縄の人々は、例えば基地問題の抗議集会においても、罪を犯してまで抗議活動をする人はおりません。基地問題に対して、沖縄県には基地がないほうがいいという願いから抗議活動をやって、自ら罪を犯して活動する人はいません。ぜひ警察本部長に要請したいと思っております。そういった極左暴力集団から、犯罪を起こす集団から県民の生命と安全を守る対策について伺いたい。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　お答えいたします。

警察といたしましては、県民の平穏な生活を守り公共の安全を確保するため、引き続き極左暴力集団の動向について重大な関心を払うとともに、違法行為が行われた場合には、法と証拠に基づき厳正に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　実は、平成27年９月22日、これは琉球新報です。（資料を掲示）　本部長、この琉球新報の記事ですけれどもその中にも、座込み80人余りがペンキを塗って、もうこれまでにない活動をされております。県警がそれをまた保護しております。またこれは平成28年１月31日、これは沖縄タイムス。（資料を掲示）　これは知事も記憶に新しいと思っておりますが、ブロックをですよブロック、道路に1400個並べて反対抗議運動をしたと。これは犯罪ですか。こういう行動は。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　事実関係に基づいて判断することとなりますが、先ほど申し上げましたように警察としましては、県民の安全・安心を守るため、全力を尽くして犯罪があれば法と証拠に基づいて厳正に対処してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ぜひ本部長、お願いしたいと思っております。そして県民の生命と安全を守っていただきたいと思っております。

続きまして、知事の政治姿勢について再質問を行います。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時33分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○中川　京貴君　知事の政治姿勢についてぜひ知事で答弁してほしかったんですが、選挙公約の実現について何％実現しているかと伺いましたけれども、これも知事、2021年９月26日琉球新報です。「知事積極関与乏しく」という新聞、知事これは御覧になりましたか。（資料を掲示）　コロナ禍で――ちょっと部長と答弁が食い違うんですが、部長はさっき280施策の中で６施策しか実現していないと言っておりましたが、新聞では291の公約のうち達成は僅か５件にとどまるとなっております。もしかしたら１件は、那覇空港の第

２滑走路の件じゃないかと思っておりますがいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先ほど答弁では、291の施策、そして完了したのが５ということで答弁を申し上げました。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　失礼しました。訂正いたします。

そういった意味では知事、これまで翁長県政、玉城県政と続いてまいりましたけれども、このコロナ禍で県が借金、国は需要に適した支援をということで社説も出ておりました。私がなぜこういう質問をしたかというと、仲井眞県政は２期８年間でたしか661億円の行財政改革をしたんです。しかしながら、翁長県政、玉城県政の中、やがて２期、来年８年終わりますけれども、そういった目に見える改革がなされておりません。それどころか、もう借金だらけだと思っております。そういった意味では、やはり行政運営、そして県政運営をするに当たっては、財源がなければ何もできないと思っております。

知事いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　先ほどもお答えしましたが、県政運営の基本は最少の経費で最大の効果を上げていくことにございます。第７次までのものにつきましては、いわゆる節減目標等を示しましてやってまいりました。そういった量的な部分につきましては、ある程度効果を達したというふうに考えております。第８次の行財政改革からは、行政の言わば質の向上、事務効率の向上であるとかそういったところに着目をして取り組んでおります。ただ一方で数値目標が設定可能なものにつきましては、引き続き目標として設定するところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事の政治姿勢について、再度質問を行います。

恐らく来月、再来月には衆議院選挙も行われると思っていますが、知事、2009年の８月30日第45回衆議院選挙において、当時の民主党鳩山代表は、海兵隊普天間基地の移設先は最低でも県外、国外を公約を掲げて政権を取りました。しかし実現はしておりません。玉城知事の公約についての見解を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時37分休憩

午後３時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、知事選挙で辺野古に新基地は造らせないという公約を掲げて当選し、多くの県民の負託を受けております。そのことについては、真摯に努力をしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　玉城知事が民主党を離党した理由についてお伺いしたい。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私の記憶によりますと、恐らく当時の消費税増税に反対して離党したものというように受け止めております。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　よくちまたの会合では、玉城知事は、普天間・辺野古移設を民主党政権、鳩山政権でそれやったので、知事はそれに反対をして民主党を離党したと言われておりますが、私も今、知事が答弁したとおりだと思っております。知事は、普天間・辺野古移設のときに民主党を離党しておりません。それを容認しております。知事が離党したのは、消費税に反対して離党したんです。今､知事が答弁したとおりです。

再度確認します。

知事は、普天間・辺野古移設を鳩山政権でしたときには、離党していませんよね。確認です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、鳩山政権が当時、普天間は最低でも県外・国外ということについて、国内移設、県内移設に回帰したときには党内に残って、反対を続けるという意思表示をして、そのまま党内でそのことをしっかりと政府に伝えるために残りました。後に、消費税増税のときに民主党の中で、そのような除名の動きがあったということもありまして、であれば我々は意を決して離党するというような決断に至ったものであります。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、その後２年間、民主党に残って、党内に残って普天間・辺野古移設反対を続けたと言いますが、じゃなぜ残って消費税増税に反対しなかったのですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時39分休憩

午後３時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど申し上げましたけれども、そのときに除名をするというような情報が伝わ

りまして、そのときに消費税増税に反対していた方々と一緒に、そういうことであれば自分たちの意志を持って離党しようということにしたという記憶がございます。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事は、2009年に民主党政権が誕生して２年間民主党に在籍しているんです。それどころか、次の年は民主党沖縄県連幹事長にも立候補しております。間違いありませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後３時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　すみません、幹事長に立候補したかどうかは、ちょっと記憶にございません。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　恐らく山内末子議員はよく知っていると思いますが、新垣安弘元議員に敗れております。そして新垣安弘元議員が幹事長になったと記憶しております。そういった意味では……。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時41分休憩

午後３時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○中川　京貴君　知事、私がなぜその質問をしたかというと、全て辺野古埋立問題に絡んでいるんです。理由は、東部海浜公園――時間がないです。じっくりやりたかったんですが、この東部海浜公園の埋立事業、そして名護市辺野古埋立て、那覇軍港・浦添埋立て。土建部長、埋立法は一緒ですか、全部。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時42分休憩

午後３時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　おっしゃっている埋立法は一緒でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　じゃなぜ辺野古だけ反対するんですか、法律は一緒なのに。そしてこれはもう私、何度も知事や副知事に言いました。政策的な問題や、そしてこの関わる問題は知事や副知事が答えないと、知事公室長、県の職員に答えさせると来年、知事が替わったら職員どうするんですか。数字やこういった職員が答えられるものはいいんですよ。しかし、政策や考え方は知事と違うかもしれません。これは知事が答弁を押しつけているんじゃないですか、知事公室長に。違いますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　知事部局の答弁につきましては、私の政治理念もそうですし、県の県政運営理念も総合して、その事業として遂行されているものというように思います。ですから、私に代わって部局長が答弁をすることは、今の県の進め方について、私に代わって答弁をしているものであるというように認識をしております。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　先ほど土建部長は、埋立法は辺野古も泡瀬も、浦添も一緒だと答弁しているんです。那覇空港第２滑走路も。これ法律なんですよ。しかしながら、法律は一緒で進められているのに、辺野古だけ反対だと。知事公室長、来年知事が替わったら同じことを答え切れますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　埋立てということについて問われ、埋立てについてのいわゆるその定義として土建部長はそれに答えたのだというように思いまして、それぞれの埋立ての規模や面積や予算について、事細かに問われればそのようにまた答弁をするでありましょう。そのことについては、私は、新しい基地を造る埋立てと県政のこれからの発展に向けたこれまでの埋立てについては、これはやはり違うものであるというように、私ならお答えさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　じゃ知事、お伺いします。

これまで埋立てに、訴訟によって――代表質問、一般質問に出ておりました。約１億8000万、９つの訴訟が行われて、今８の訴訟が終わっている。１つ残っていると。その訴訟によって１億8000万の裁判費用、これを県民から訴えられたら、これ責任は誰が取るんですか、知事ですか、副知事ですか。それとも、県の職員が取るんですか。これはっきりさせてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時44分休憩

午後３時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

知事の訴訟の提起に当たっては、法律上の争訟性や

原告適格等につきまして、弁護士や行政法学者等と検討を重ね、これを精査をいたしまして、訴訟を提起するという判断に至ったものでありまして、その過程に故意や過失はないことから、知事個人が賠償責任を負うことはないというふうに考えております。

○中川　京貴君　最後聞こえなかった。何と言いましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　知事が訴訟を提起するに当たって、その過程に故意や過失はないことから、知事個人が賠償責任を負うことはないというふうに考えているところでございます。

○中川　京貴君　議長、最後に。僕の質問時間の範囲内で。（発言する者多し）　すみません、県の職員が1000万余り訴訟で払った経緯があるんですよ。それを肝に銘じてください。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　20分間休憩いたします。

午後３時46分休憩

午後４時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣　新君。

○新垣　　新君　議長､始まる前に休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時10分休憩

午後４時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○新垣　　新君　それでは質問を行います。

まず、我が党代表質問との関連について、仲村議員が質問を行った農林水産の振興について、県経済の自立に向けた農林水産業の在り方をどのように考えているか。また国際的なブランド品の開発及び認知度の向上、市場の開拓など県の戦略的な取組と農業産出額や農家の所得向上に対する費用対効果と成果をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　農政企画統括監。

○農政企画統括監（下地常夫君）　お答えします。

本県の農産物についてはゴーヤーや小菊、マンゴーなどの品目が沖縄ブランドとして定着しているほか、海外向け品目については、現地量販店と連携したテストマーケティングやバイヤーマッチング等により、牛肉や鶏卵などの畜産物を中心に認知度が向上しております。また、これら品目の生産振興対策等により、農業産出額は近年1000億円前後で推移するとともに、販売農家当たりの平均所得についても増加傾向となっております。

県としましては、引き続き各種施策を推進し、本県農業の振興に努めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　今農家の所得は増加しているという、この近年の農家の所得が上がった推移とそして全国の割合、沖縄の位置づけはどうなっているか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　農政企画統括監。

○農政企画統括監（下地常夫君）　農家所得の状況についてお答えします。

近年の販売農家１戸当たりの平均所得は220万円前後で推移し、平成23年の162万円と比較すると約36％の増加となっております。一方で、依然として全国平均の７割程度と格差があることから、引き続き農家所得の向上対策を強化する必要があるところです。

以上です。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時13分休憩

午後４時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○農政企画統括監（下地常夫君）　各県別の農家所得の状況については、農水省の統計データで公表されていない状況であります。そのため、順位という形はちょっと今把握できておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時14分休憩

午後４時14分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○農政企画統括監（下地常夫君）　個別の農家所得という形ではなく、生産農業所得という形では、全国32位という形の統計データはございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　これ今、全国32位とありますけれども、間違いない数字でしょうか。伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時14分休憩

午後４時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農政企画統括監。

○農政企画統括監（下地常夫君）　ただいま答弁した32位は、令和元年の順位となっております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　統括監、私が農水省の資料を調べる限り、沖縄は下から一、二という全体的なものの数字があるんですけれども、その状況等を理解していますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時15分休憩

午後４時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農政企画統括監。

○農政企画統括監（下地常夫君）　ただいま手元のほうの資料としては、今答弁したとおりでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひ調べて――全体的な数字を比較すると、この農家の露地栽培をやっている、そして野菜や果物をやっている、依然全国で一、二を争うくらい所得が低いということを、県はちゃんと調べて理解してほしいということを強く申し上げます。

続きまして、通告に移ります。

農家の所得向上につながる瞬間冷凍施設導入について。

(1)、先進地視察はどうなっていますか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　農政企画統括監。

○農政企画統括監（下地常夫君）　高度冷凍技術に係る視察についてですが、県では、県産農林水産物の流通高度化に向け、県内外の冷凍施設や冷凍機器関連事業者について、高度冷凍技術に係る情報収集や視察を行ってきております。昨年10月には大宜味村の施設において、液体急速冷凍機を利用した冷凍技術の現地視察を行っております。県外の施設については、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、高度冷凍施設の利活用について調査し、今後視察についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　検討とあるんですけれども、これ種類がたくさんあるんですね、ＣＡＳ冷凍から振動型からマイナス40度とか、大枠３つの種類があるんですね。その３つの種類を見に行っていただけるという形で理解していいですか。たくさんあります。伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時17分休憩

午後４時18分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○新垣　　新君　次に移らせていただきます。

(2)、県は葉物野菜を産官学共同体で世界最先端の瞬間冷凍技術の実証実験を行う意欲がありますか、見解を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　農政企画統括監。

○農政企画統括監（下地常夫君）　高度冷凍技術の実証実験についてお答えします。

県では、高度冷凍技術の検証を行うため、高度冷凍技術を活用した冷凍野菜の試作等をこれまで行ってきております。その結果、高度冷凍技術を活用した冷凍野菜施設の運営に当たっては、県外市場を含むマーケット規模を加味した加工用原料の計画的生産や主軸となる商品開発等が重要との検討結果を得ており、技術の導入に向けた取組については、こうした課題も踏まえた上で検討していく必要があると考えているところです。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　毎回この課題、課題と言って、もう私が議員になって５年目です。５年間毎年同じ言葉ばかりです。この課題、もう一回言ってください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時19分休憩

午後４時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農政企画統括監。

○農政企画統括監（下地常夫君）　県産農産物流通の高度化に向けてこれまで情報収集等を行っておりますが、冷凍野菜の場合、基本的に加熱調理を前提として、加熱後に生鮮野菜としての取扱いや販売が難しいことなどを確認しております。また、冷凍野菜は調理での使いやすさや冷凍機能を最大限生かすために一次加工などの下処理などがまた必要になるということも確認しております。また、これまでの検討の中で一番大きいのが、冷凍野菜を商業ベースで生産する場合、原料の安定供給がとても重要になると考えております。県内の民間企業においても施設の導入例はありますが、その中でも、やはり周年の原料供給に課題があると聞いているところです。また既存の冷凍野菜商品と同様な品目となると、やはり大手冷凍食品メーカーとの価格帯で生産することはなかなか難しいことから、市場に参入する場合、沖縄としての特異性を持った品目の提案などの差別化が重要だと考えているところです。

以上です。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時21分休憩

午後４時22分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○農政企画統括監（下地常夫君）　大変申し訳ないです。

繰り返しになりますけれども、こういった高度冷凍技術を活用した冷凍野菜施設の運営に当たっては、これまでの私たちの検討によって、県外市場を含むマーケットを加味した原料計画的生産やその主軸となる商品開発が重要という検討結果を得ており、こうした課題を踏まえて検討する必要があると考えているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　検討する課題は分かりますよ。これ全然かみ合ってないんですよ。私が言っている実証実験を行う意欲はありますかと、これだけの話なんですよ。こんな細かい――やる、やらない、これだけの話ですよ。明確に答えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時23分休憩

午後４時23分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農政企画統括監。

○農政企画統括監（下地常夫君）　先ほどから県としてのこれまでの検討による課題を申し上げておりますけれども、こうしたことを踏まえまして、県としましては、やはりその課題をクリアすることが各民間団体等において検討ができるのであれば、そういった積極的な取組については支援をしていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時24分休憩

午後４時24分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○農政企画統括監（下地常夫君）　実証実験という話であれば、県においてそういった実証研究等を行うためには内部の試験研究システムなどの評価手続等を経て、やっぱり研究テーマ等の検討が必要になります。その中で問題点がどうなのか、その解決について研究的側面があるのか、新規の研究課題があるかなど検討する必要があると思いますので、今すぐできるかできないかということにお答えするのはちょっと困難であります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　知事、今担当部局は――担当副知事でいいです――このような答弁です。農家の所得は上がるという可能性が高い問題なんですね、実証実験、エビデンスを図ろうと。こんないい話はないのに、もう５年間訴え続けて全くこういう答弁というのは、県として農家の所得を上げたくない、現状維持でいいのかという形で――私の声は農家の声と思ってください。農家から教えられてこのような質問をしているんです。これ担当副知事、答えてもらえますか、今部局はこういう答弁ですので。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時26分休憩

午後４時26分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農政企画統括監。

○農政企画統括監（下地常夫君）　県における過去の取組としまして、平成27年から29年度にかけて、生鮮保持技術の検証等の実証事業を行っております。また29年から令和元年までにかけて、冷凍野菜工場設置に向けた検討等を行っているところです。こうした取組を踏まえて課題等を整理してきたところであります。今議員からの提案につきましても、その研究テーマ等今必要な部分があるかどうか研究しながら、検討していく必要があるかなというふうに考えております。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時27分休憩

午後４時29分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君）　農政に関しては大変不勉強でありますけれども、お答えさせていただきます。

農家において葉物野菜の生産農家というのは大変多いと思いますけれども、しかしながら傷みやすいというようなことも聞いておりまして、最近――ちょっと話が外れますけれども、収穫してきた家庭野菜をやっぱりすぐに冷凍に入れると、冷蔵庫の冷凍室のほうに入れたほうがもちがいいし、いつまでも置けるということを聞いて、そういうことも家庭内でもやっているわけでありまして、その理屈からしましても、農家でたくさん取れてきたときに冷凍室に一旦入れておいて、品薄のときに出すということを通じて価格を安定的に保つことができるということであれば、これはやはり前向きに進めるべきじゃないかなというふうに考えます。ただ、今話を聞きますと、それにしても加工したほうがやりやすいと、いろいろ課題があると言っておりますので、私のほうでこれから課題を把握して前向きに取り組めるかどうか検討させていただきたい

というふうに思います。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　本当にありがとうございます。
本当に傷みやすいというのを理解して、これ傷まないように、半年もつようにという実証実験なんですよ。だから農家の――本当に聞いてくださいよ。農家の所得を上げるということを真面目にやっているんです。ちゃんと資料も提供しているんですよ。民間も呼んで、産官学の共同体でと。ぜひ、これはもう担当副知事が引き取ってしっかりと、これエビデンスの問題、これ半年をもつ葉物、あとは全てクリアできていますので、葉物が課題なんですこれ。ですからこの問題において、鮮度保持技術及び温度、衛生管理を活用した農産物の付加価値向上への取組の実証実験を、ぜひ照屋副知事が引き取って、民間と一緒に共にこの産官学の共同体、国も入れて――国もこれ期待しています。内閣府も意見交換しています。沖縄を自立させたいとはっきり言っているんです。弱い部分の農家所得を上げたいと内閣府がはっきり言っているんです。我が党の西銘代議士を通してしっかりとこれも内閣府も分かっていますので、ぜひお願いを申し上げます。
休憩。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後４時32分休憩
午後４時32分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○新垣　　新君　件名４、スポーツアイランド構想について (1)、目標と取組について伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　県では新たな沖縄振興計画（素案）の基本施策として、希望と活力にあふれるスポーツアイランド沖縄の形成を掲げ、目指す姿を県民が健康長寿であるため生涯を通してスポーツに親しめること、国内外で活躍するトップアスリートを輩出すること、我が国南端のスポーツ交流拠点として年間を通じてスポーツコンベンションが開催され地域経済が活性されていることとしておりまして、その実現に向け県民等が主体的に参画するスポーツ環境の整備、スポーツ関連産業の振興と地域の活性化などに取り組むこととしております。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　このスポーツアイランド構想として、観光客数、そして観光客が与える沖縄の経済効果はどのくらいの数字がありますか、お聞かせください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後４時33分休憩
午後４時33分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　スポーツツーリズムでどれだけの観光客を目標とするかという部分については、目標的な数値は掲げておりませんけれども、本県観光の課題としまして、閑散期と繁忙期の観光需要の平準化が挙げられております。需要が落ち込む冬場にスポーツイベント、プロスポーツキャンプ等を誘致開催する施策について、スポーツツーリズムを推進するということは非常に有効であるというふうに考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　ある程度見えるんじゃないですか、野球とかサッカーで経済効果とか。新しい県の取組のスポーツアイランド構想って数字が出るべきだと、観光客数も。ある程度分かっているんじゃないですか。部長、答弁でもプロ野球誘致で10億円の経済効果あると多くの議員の質問で言っていますよ、サッカーでも。このくらいの程度だったら言えるんじゃないですか、伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後４時35分休憩
午後４時35分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　コロナ禍以前の平成30年度におきまして、プロ野球キャンプにおける経済効果は約141億円、サッカーキャンプにおける経済効果が約28億円という試算が出ております。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　観光客数は。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後４時36分休憩
午後４時36分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　令和元年度でスポーツコンベンションの参加者数とか観戦者数が約40万人というふうに推計されています。
○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　そこで、この冬場のスポーツツーリズムがメインになって、大きなこの経済効果と観光客数を稼いでいるというこのスポーツアイランド構想に賛成の立場でありますが、部長ちょっと危機感を持ってほしいんです。

次、ボールパークに移ります。

なぜ私が言うかというと、今宮崎県が県と市町村を挙げてプロ野球の施設、ボールパークというものを全て造ります。だから宮崎に来てください、来てくださいと。もう九州が一つみたいな形で動きがあるんですよ。やはりプロ野球キャンプをやるって要求、やっぱり選手の、球団の要求というのはハードルが高いと、県内市町村、プロ野球キャンプをやっているけれども、私、意見交換やってきています。球団関係者とも会ってきています。その間において、まずキャンプが全て沖縄から撤退されるという危機感も持ってほしいんです、プロ野球が。これ本当の話です。これぐらい宮崎は何でも造りますから来てくださいと、商売がうまいみたいな形で動きが強いんです。市町村挙げて、一体感があって。

そこで伺いますけれども、ボールパークの導入、検討の導入、これスポーツアイランド構想として検討していただけないかということを質問いたします。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　ボールパークにつきましては、アメリカのメジャーリーグチームの本拠地等において、野球場を核としたにぎわいを創出するための、様々な楽しみを兼ね備えた複合施設と認識しております。日本におきましても、北海道日ハムファイターズの本拠地として、北海道北広島市において、北海道ボールパークＦビレッジの整備が進められていると承知しております。

県におきましては、キャンプ地としての魅力向上に図る観点から、他県の状況などの情報収集に努めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　他県を見習わないで、アメリカに行ってほしいんです。アメリカ、このボールパークは野球だけではないんですね。コンサートとかプロレスとかボクシングとか、様々なイベントに使っているんです。そして、クラブハウスでは小さい結婚式、この野球場の中の宴会とかもこの観戦室の中で、野球場のＶＩＰの観戦室でやっているんです。そういう形で沖縄型のボールパークを私は築いてほしいんです。これは野球だけのものではないんです。コンサートもできるんです。各種イベントが、複合的に。いいことなんですよ。一石二鳥の経済効果を生むと、私から見てもちょっとスポーツアイランド構想、もっと元気に明るくアグレッシブに攻める政策に転換、変えてほしいんです。海外を見に行って、沖縄型のすばらしい観光をつくってほしいんです。ちょっと暗いなという感じがして、全部読んだんですけれども、観光に明るい専門家も交えて、イベントに明るい関係者交えて。

だからどうですか部長、これ先進地アメリカにどういう形で活用されているかと、職員視察なされたらどうでしょうか。知事、これ本当に沖縄の観光に寄与するものですから、大きいことなんで、ぜひ知事、知事も一緒にコロナ終息後にぜひ見に行ってほしいんですけれども、知事の見解を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　ボールパーク構想、耳にはしますが、まだ実際にそれがどのようなものでどのくらいの規模であるかということは、大変申し訳ありませんが勉強不足で、まだつぶさに内容等詳しく知りませんので、私自身もしっかり調べてみたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　知事、ぜひ調べて見に行ってほしいんです。沖縄の観光が、スポーツもよくなる、各種イベントもよくなる、コンサートもできる、プロレスもできる、ボクシングもできる。様々なイベントができるものですから、知事改めて、まず知事調べて、ぜひ先進地視察に行っていただきたいんですけれども、改めて知事の意欲はありますか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　丹念に調査をしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　知事ありがとうございます。

それに関連して、なぜ私はこう言うかというと、このボールパークを築くことによって、2034年にワールドベースボールクラシックとプレミア12、世界の野球の祭典なんですよ。これを沖縄で、ぜひ築いてほしいという提言なんです。南部に１つ、中部に１つ、北部に１つ、石垣、宮古に築いて、世界から約20チームの一流の選手が来るものですから、このくらいスポーツアイランド構想を明るく、アグレッシブに様々な複合的なイベントもできるように、戦略を立て直してほしいんですけれども、担当部長の答弁を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　スポーツツーリズムの普及、定着を図るという意味合いで今おっしゃっていましたスポーツイベントの支援とか、スポーツ観光客の誘客、プロ野球とかプロサッカーも含めまして様々なイベントの誘致、それからスポーツコミッション、そういうイベント等をやることに対するワンストップ窓口での問合せ、そういったものを戦略的に実施していきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひ、このスポーツアイランド構想支える立場でありますが、明るい沖縄の観光、この子供たちに夢と希望、健全育成と経済効果が出るように期待をしています。ぜひ頑張っていただきたいとエールを送ります。

　続きまして、Ｊ１スタジアム整備について進捗状況を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　県ではスポーツアイランド沖縄の形成に向け、各種施策に取り組んでおり、Ｊ１規格スタジアムはスポーツコンベンションの核となる施設であると考えております。同施設の整備につきましては、計画地を奥武山公園とし、事業方式や財源、スケジュール等について整理検討しているところであり、基本計画で検討した需要予測や概算事業費等の検証、都市計画法、都市公園法の規制、プロ野球キャンプやイベント等への対応協議を進めているところでございます。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後４時44分休憩

　　午後４時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

　新垣　新君。

○新垣　　新君　今、奥武山でやるという形で答弁がありました。財源等の裏づけ、もう毎回スケジュール計画、計画って、この内閣府との予算の折衝どうなっていますか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　基本計画時点での概算で整備費用が約181億円というふうに試算されておりまして、財源確保は大きな課題となっております。県ではソフト交付金の継続を視野にその活用に向けて内閣府と意見交換を進めていきます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　それは今交渉中で、私Ｊ１スタジアム、沖縄にとって必要な施設と分かっています。しかしながら、奥武山で読売巨人軍がキャンプをやっています。これをこういう形でやると、――――――――――――――――――――――――――――部長これ答弁、委員会でも同じことやっていますので、答弁求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　奥武山におきまして、プロ野球球団、巨人軍キャンプが開催されておりまして、経済効果のみならず青少年に夢と希望を与え、本県の観光スポーツ振興に大きく貢献いただいているものというふうに考えております。この中で、Ｊ１スタジアムの計画地が陸上競技場、補助競技場であるということを説明していますところ、陸上競技場や補助競技場が巨人軍キャンプでブルペンの仮設であったり、遠投とかダッシュで使われているということで、その代替地の確保が重要な課題となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　――――――――――――計画図面も見ました。――――――――――――――――――――――――私、県民を代表してジャイアンツファンなんですね、セ・リーグでは。パ・リーグでは日本ハムのファンなんです。――――――――――――――――――――――――――――私は巨人ファンですからね、だから部長、知事、答えてください。――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　整備地の選定につきましては、平成24年度の基本構想において、奥武山公園、豊崎タウンそれから東浜マリンタウンの候補地から有識者の検討によって奥武山公園に選定されております。理由としましては、周辺人口が多く、マーケット規模が大きい、交通アクセスに優れている、奥武山は沖縄のスポーツの中心地の一つであり、スポーツ振興との連携が図りやすいなどの理由が挙げられたところです。――――――――――――――――――――――――――――令和３年５月に那覇市の同席の下、オンラインで会議をしまして、説明等を行っているところでありますし、――――――――――――――――――――――――――――引き続き丁寧に説明をしながら、那覇市の協力も得ながら丁寧に対応させていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　――

　次に移らせていただきます。

　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

　　午後４時49分休憩

　　午後４時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○新垣　　新君　新型コロナウイルス感染予防対策並びに経済対策について (1)、若者のワクチン接種状況と周知についてどうなっていますか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ＶＲＳ（ワクチン接種記録システム）によりますと、若年世代、20代から30代を申し上げますと、ワクチン接種率は９月25日時点で１回目が52.4％、２回目が31.3％となっております。接種率が低迷しています若年世代については、正しい情報を発信するなどワクチン接種を前向きに取り組んでもらえるよう働きかけているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　すみません、40代、30代、20代、10代の、12歳以上の接種状況、年代別教えていただけますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今、９月25日時点の数字を持っておりますが、12歳から19歳までは１回目が45.1％、２回目が20.6％、20代から30代は先ほど申し上げたとおりでございます。40代から50代は１回目が69.5％、２回目が52.5％、60代以上は１回目が87.1％、２回目が82.4％となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　県が進める大規模ワクチンセンターの接種状況と時間帯並びにスタッフの体制を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時51分休憩

午後４時51分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県が設置しておりますワクチン接種センターは３か所ございます。コンベンションセンターとそれから武道館につきましては、平日は夕方６時から９時まで、土日については昼間３時から９時までということで原則的に運用しているところです。あと、クルーズターミナルセンターにつきましては、昼間の運用としておりまして……。

ちょっとお待ちください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時52分休憩

午後４時52分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　失礼いたしました。

クルーズセンターの接種会場につきましては、９時から夕方の５時までということで運用しております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　若者の接種、ちょっとお願いしたいんですが、今第１と第２会場が午後６時から午後９時、土日は午後３時から午後９時、第３会場が午前９時から午後５時、この仕事休んでまでも行く人がいて、これなるべくだったら朝９時から夜６時までとか、そういう夜７時とか、行きやすい環境も大事じゃないかという声も――これ我が党からも、我が会派からも何度も何度も指摘されていると思いますけれども、時間数を増やしてほしいんです。この第１と第２。朝９時から夜９時まで打てるぐらいの形で、ワクチンが接種できるようにそういう体制を築いていただけないでしょうか。お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現在、若者世代が打ちやすいようにということで、若い方々はやはり夕方以降に受けたいという方々も多くいらっしゃいます。ですので、コンベンションセンターとそれから武道館については、午後６時から午後９時という設定をさせていただいておりますので、ある程度の予約が入っておりますが、クルーズセンターについては昼間の運用とさせていただいている――朝から夕方までということで、なかなか予約が埋まらないという状況が今生じております。県民のニーズも踏まえながら、県として運用を考えていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　運用を考えていく中でスケジュールとか計画もどうなっているか伺います。今後、ワクチン接種の加速化と接種完了に向けたスケジュールを加速していただきたいんです。そのために第１と第２、朝から晩までと、これ若者に限らず沖縄県民全体が、接種が増えるという環境も柔軟に築いていただきたいんです。これ多くの議員から与野党からも同じような指摘があるものですから、ぜひこの体制を早く、早急に整えてほしいんです。第１から第３まで、どうですか部長。スケジュールも重ねて。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ワクチンの接種につきましては、県の方針を立てておりまして、10月末までに全人口の70％の方が１回目の接種が終えるようにということで、市町村にもお願いをしまして、体制を整えているところでございます。県の３つの会場につきましては、９月に入りましてからなかなか予約の状況が厳しいところもございます。ですので、県としては、受けていただく方を掘り起こすということも非常に重要だと思っておりまして、そこにも注力していきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひこの体制も頑張っていただきた

いということを強く申し上げます。

ワクチンをさらに接種させるために、今先ほどもこの若者の対策なんですけれども、ネット上における誤報がたくさんあります。その問題に対する誤解を解くために、県としての努力はどういうことを考えていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員おっしゃいますとおり、ネット上には様々な、ある意味正確ではない情報が散乱しているという状況はございます。ですので、県としては、正確な情報を発信するということが非常に重要だと考えておりまして、例えば厚労省が発信しております、「これは本当ですか？」というようなＱ＆Ａがあります。そういうものを県のホームページで紹介したり、あと県としてチラシを作りまして、それを配布したりというようなことで取り組んでいるところです。また、ＣＭ等でもそのような対策を取っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　このワクチン、今日この場ではっきりこのネット上の誤報、ＳＮＳ上の誤報を――これ担当課に渡しました。８月４日現在、コロナワクチン接種での致死率、全国ではインフルエンザの265倍で亡くなっている、沖縄は358倍で亡くなっていると。本当にこれからワクチンを打ちたい若者や子を持つ親の立場から、多くの方が私にそういう声が、本当ですかとか、人の命を何と思っているんですか、これ誤報だったらとか、ワクチンをめぐって県民に差別と対立はあってはいけないと思っているんですね。その件に関して、ぜひ部長の答弁を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員から資料はいただきまして、見させていただいているところでございますが、このような情報につきましては、もちろん正確ではございませんので、そうではないということをしっかりと県民にお伝えしていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　今、世界中めぐって、沖縄県も保育園、小中学校の休園、休校が多いです。子供を見るために親が仕事を休んで生活が苦しい、貯金も底をついたという形で、今、子供たちにワクチンを打たせたいという親が多いです。その中で、世界的に今５歳から11歳にも効果があるという形の報道が流れました。それを受けて、県としてはどのような情報を持っていますか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県としましては、国においてワクチンをどのような方を対象に打つかというようなことが研究分析された上で、県としてもその対応を取っているところでございまして、現在は12歳以上ということで拡大しましたので、その対応をしているところでございます。海外ではさらに若い方へ、子供たちへのワクチン接種についての研究も進められているようですので、国においてしっかりとその辺は検証していただいて、その結論によって県としても対応していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　対応していただきたいと思います。恐らく年内急ぐと思います。これ日本小児科学会、このデルタ株の問題で子供の重症化を防ぐために、命を守るために５歳から11歳、大人が打つ接種量の３分の１程度で行っていると、日本小児科学会と国が今話し合われて検討しているという情報もあって、県は国の指導に、指針に従ってワクチン接種をやっていくと、ぜひ頑張っていただきたいということと、最後に知事に伺います。

今、子供たちのワクチンをめぐって、ワクチン接種の停止を求めるという署名活動が県民によって行われています。先ほども申し上げました。ワクチン接種をめぐって、大事な命、コロナ終息を目指すために県民の対立と差別はあってはいけない。その問題において、知事、この担当部も、この関係者と向き合って、誤解している部分があるものですから、ぜひ一人一人県民の命を守るという観点からぜひ向き合っていただきたいんですよ。もう非常にこれ対立になりかねないですよ。私は仕事も休んでいると、もうこんなこと、人の、チュヌワラバー、チュの子供の命、ヌーカンゲートーガとか、もう非常に毎日のように私のところにたくさん電話が来て、このような形、資料も渡していますけれども、こんな署名活動して余計対立を生むんです、県民に。ぜひこの件において、知事、誰一人取り残さない社会と知事はうたっています。知事自らその関係者と調整して、ワクチンの必要性、誤解を解いていただきたいんですけれども、知事の見解を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど部長から答弁をさせていただきました。この新型コロナについては、特にネット上で様々な正しくない情報も流布されております。そして、ワクチンは、接種は基本的に自由接種です。強制はできません。ですから私たちはできるだけ厚生労働省も発表しているとおり、この安全なワクチ

ンを多くの大人の方々が接種を進めることによって、12歳未満の今ワクチンを打てない子供たちの命と健康を守ることにもつながりますということを一生懸命広報させていただいています。ですから、これからもその正しい情報をしっかりと見ていただいて、ワクチン接種に協力をしていただきたいということをさらに広報を進めていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　最後に知事、このワクチン接種は任意です。本当にこれ強制ではありません。私も理解しています。ごもっともです。ぜひ県民が対立を生まないように、知事、早めの対策を打つ必要があるということで、ぜひ知事この関係各位の方に誤報、誤解している部分をぜひ担当部とこの専門家を交えて話合いをして、なるべくは推奨していくと。ワクチンを打てない子もいます。打てないという人もいます。でも任意ですから、早めにコロナ終息のために、悪いものでないという形で一度で構いません。この関係各位に、知事が話合いをして説得していただけますよう、強く求めて私の質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　沖縄・自民党、花城大輔です。

ちなみに広島カープから１億円もらった沖縄市に住んでいます。

質問に入る前にちょっと照屋副知事に聞いてほしいことがあるんですけれども、質問ではないんですが、先月、50歳になりました。ユクシだろうという気分です。

以上です。

質問に移ります。

先月、献血に行ってきました。毎回思うことなんですけれども、非常に職員の方が親切で、何か特別扱いされていると誤解するくらい、いろいろと体のこととか気遣ってもらって、非常にいい場所だなというふうに感じています。その中で、実はこの採取した血液が３週間程度しかもたないんだと。しかも採取した翌日に空輸で県外に送って、それを検査して送り返されてくるということで、保存できるスパンが非常に短いという話だったんです。それで二、三日前にも県内紙の報道でありましたけれども、血液が常に足りないか、ぎりぎりの状態にあるということがありました。それで何とか普及していく方法はないかなというふうに、その献血の会場でいろいろと主催者からお話があったので、今日は幾つか提案をさせていただきたいと思っています。

まずは、県庁は多分沖縄県で一番大きな組織だと思うのですけれども、県庁で献血について――建物の前に献血センターもありますけれども、何かこれについて協力していることがあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県としましても、献血思想の普及啓発、それから献血制度の適正な運営を確保するために、沖縄県献血推進協議会というものを設置しておりまして、沖縄県献血推進計画を策定して献血事業を推進しているところございます。また、愛の血液助け合い運動、それから、はたちの献血キャンペーン等において、献血の普及啓発を行いまして献血者の確保に努めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　それと、先月行った献血の設置会場では、ちんすこうが置かれていました。味の違うちんすこうが全種類置かれていて、来た人の休憩所もだんだん豪華になっていくんだなというふうに感じましたので、これも紹介しておきたいと思います。

次に、団体献血の支援についてなんですけれども、これはこの会場で提案されたことの一つなんですが、県の力を借りてもっと大きな組織が献血活動に参加することを促進できないかということで、例えば建設業のような裾野の広い業態の方が企画をできる、これを推進するために、例えば入札のときに使う総合評価制度、これに加点していくなど、このような取組、土建部を中心にまずは取り組んでみてはいかがかという提案がありましたけれども、部長、これを検討してみる価値はないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時７分休憩

午後５時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　総合評価落札方式の中では、社会貢献というところで加点をする項目がございます。通常は、ボランティアということで草刈りですとかそういった項目なんですが、議員御提案の献血というところは今現在は行ってはいないんですけれども、他府県、岐阜とか仙台市では行っているというところですので、これを参考にしながら今後、検討を行っていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　実際、私の住む地元の建設会社、またはある居酒屋チェーン、多分知事はすぐ想像できる

と思いますけれども、20年以上、献血を続けているんです。これは何かが得られるから始めたわけではなくて、もちろん献血の重要性を理解した上で毎年継続してなされていると思います。ぜひこのような企業をモデルにして、このような企業が１社でも多く増えていくように、土建部だけではなくて県庁のあらゆる角度から取り組んでいただきたいというふうに要望したいのですけれども、知事いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　非常に貴重な御提案であるというように受け止めております。議員御案内のとおり、私も実はその居酒屋チェーンで前の職場の皆さんと一緒に献血をさせていただきました。また、あるときは友達に嘉手納へそばを食べに行こうと言ってそばを食べに行ったら、まずそこで献血をしてからということで、献血の後でそばをいただいたりしました。企業も、献血に協力を求める方々へのアイデアを凝らして非常に頑張っているわけですから、行政も行政として何ができるかということについては、総合評価制度の中の加点方式についても十分検討が可能ではないかと思いますので、部局のほうでよく検討するようにということで進めさせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ありがとうございます。

では２番に行きます。

アフターコロナにおける沖縄アリーナの利活用についてです。

本当に今、どこにも行けないというような中で、コロナが明けたらどういった楽しみが待っているんだろうというところに皆さん期待を持ちたい、そんな心境であるというふうに思います。実際、今年は大手の大人気のグループのコンサートが行われる予定であったんですが、これも延期になってしまって非常に残念な思いもありましたけれども、これを乗り越えたところには楽しみがたくさん待っていると、そういう環境を今の段階からつくっていくことが大事ではないかと思っています。

そこで (1)、期待される大規模イベントの誘致計画について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　県が把握している沖縄アリーナのＭＩＣＥ案件は、12月下旬に予定されています報奨旅行１件となっております。また、公表資料や沖縄市に確認したところ、９月30日の琉球ゴールデンキングスの開幕戦をはじめ、来年の３月にかけて、スポーツイベント５件、コンサート等の文化イベント３件などが今後予定されているとのことです。沖縄アリーナは、臨場感あふれる質の高いエンターテインメントが体験できる、特別の空間を有する魅力ある施設であり、県では沖縄市と連携した誘致プロモーションを展開しております。８月に実施した県外事業者向けのオンラインセミナーでは、リアル配信で沖縄アリーナの紹介を行っております。

今後とも沖縄市と連携しながら、イベントなどのＭＩＣＥの誘致に努めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　先日アリーナに行ったら、いつものバスケット用のコートが解体されていて床がむき出しになっていました。何かのイベントの準備をしているんだろうと思いましたけれども、あそこで従来の演劇やコンサート、スポーツのみではなくて、例えば氷を張ってアイススケートショーなどもできる多彩な企画ができるというふうに聞いておりますので、県にも頑張っていただいて、どんどん魅力あるイベントを誘致していただきたいと思います。

続いて、(2) 番の2023年ＦＩＢＡワールドカップ予選ラウンドであります。

2023年に国内初となる、ＦＩＢＡワールドカップ予選ラウンドが沖縄県の沖縄市で開催されるというふうに聞いています。いろんなイベントがあるでしょうけれども、誘致を行う際にはこれぐらい鮮やかに決めていただきたいと思っています。改めて、この開催に至る経緯について聞かせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　ＦＩＢＡワールドカップ2023予選ラウンドの開催につきましては、平成28年11月から12月にかけて日本バスケットボール協会から沖縄市及び県に打診があり、平成29年１月に開催地として大会を支援する旨を回答し、８月に大会を主管する日本バスケットボール協会から主催者であるＦＩＢＡに対して立候補ファイルを提出、10月にＦＩＢＡ評価委員会による調査が行われました。これらの調査結果を踏まえ、同年12月に日本、フィリピン、インドネシアでの共同開催が決定したところです。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今、ＦＩＢＡとＪＢＡ――日本バスケットボール協会の中では、もう既に動きが起こっているというふうに聞きます。加えて沖縄県と沖縄市、それぞれの立場、役割等について、もし決まっているところがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時13分休憩

午後５時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　ＦＩＢＡワールドカップ2023予選ラウンドの受入れに向けてというところで、日本バスケットボール協会が開催地組織委員会を立ち上げて、大会の実施に向けて準備を進めております。県としては、開催地組織委員会や沖縄市と連携の下、大会に向けた機運醸成、観客の輸送、周辺エリアの整備、練習場の確保など、受入れ環境の体制を構築していく予定であります。また、開催地負担金につきましても、現在沖縄市と調整を進めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　このイベントは、沖縄県の観光スポーツ振興計画の一つになるというふうに思うんですけれども、この沖縄県の観光スポーツ振興計画、これ沖縄県が主体となってやっていくものなのか、それとも県内市町村と連携・協力を取りながらやっていくものなのか、これ説明お願いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時14分休憩

午後５時15分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　令和３年度までの計画になっておりまして、県の主催というか、県主体というだけではなくて、市町村とも連携したイベント等も含まれております。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　先ほどの答弁で部長が口にした開催地負担金について質問します。

先日、県内紙で沖縄市議会の一般質問の内容が紹介されました。開催地負担金が６億円。県側は、県と沖縄市で３億円ずつの負担を打診していると。しかしながら、沖縄市側は県全体に60億円以上の経済効果が予想されることから、県が中心になって負担していただきたいと、そのような記事の内容でした。これ、報道のとおりと理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　ＪＢＡによりますと、その開催に係る県全体の経済効果が62.7億円。その10％を開催地負担金として、負担をお願いしたいということになっております。現在、この地元負担金、開催地負担金につきまして、事務レベルで調整を進めているところでありまして、先日、報道にありました情報につきましても、事務レベルでやり取り――調整させている内容を沖縄市のほうで、議会に情報提供したのだと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　沖縄市がアリーナを造ったからできるイベントだというふうに私は思うのです。そして、この経済効果と言われる60億円以上は、100％沖縄県に落ちるわけです。その中で沖縄市への３億円の負担を求めるというのは、どうしても厳しい条件になるのかなというふうに私は考えています。それだと次このような大きなイベントを開催する際に、市町村が参画してくる可能性というものは、かなりハードルが高くなるのかなというふうに思っていますけれども、部長、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　調整の中では、沖縄市の財政規模と、今おっしゃいました経済波及効果の波及度合い等から、沖縄市と１対１ないし相応の負担という分については課題という――負担が大きいというような意見もあるところではあります。いずれにしましても、今、調整段階でありまして、またこの件に関しましては、従来から調整が進められているというところでありますけれども、令和５年度に大会が迫っているというところもございます。今般、６月頃でしたか、桑江市長と照屋副知事も面談していただきまして、私も仲本副市長と何度かお会いして、双方で納得のいくような、双方の県民・市民に説明できるような形、納得できるような形での早期の合意というか、そういうことに向けて引き続き調整していきましょうということでの基本的な認識は一致しておりますので、引き続き事務調整を進めながら、三役と相談しながら決定していきたいと思っています。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今回、初めてのことが幾つかあると思うんです。この規模の世界大会が国内で行われる、沖縄県内で初めて行われる。そして、沖縄市のアリーナを使って、沖縄県と沖縄市が連携をしてやるイベント。この規模だと初めてというふうになると思いますし、この開催地負担金の案分の仕方も初めての事例になると思います。ぜひ時間をかけていただいても構わないと思いますので、お互いが納得するような落としどころ、しっかりまとめていただきたいと思います。

次に (3)、国民文化祭の件についてですが、来年全国で37番目、県内では初の開催となる国民文化祭が行われるということで、最近ポスターが作成されたと

いうふうに県のホームページで拝見しました。この開催の目的や開催に至る経緯について、説明お願いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　国民文化祭は、我が国の芸術文化の振興に寄与することを目的に、都道府県持ち回りで毎年開催されています。県では、令和４年度の復帰50周年の節目の年に、国民文化祭を開催することは、沖縄文化を県内外に発信する上でより高い効果が得られるものと考え、平成31年３月に文化庁へ国民文化祭の沖縄開催を要望し、令和元年10月に内定を受けたところです。沖縄大会では、沖縄の文化芸術が花開いて世界に知れ渡り、多くの人がその美しさに感動してほしいという願いを込め「文化芸術の花　咲いわたり」を大会テーマとして定めました。

県としましては、テーマに沿った大会ができるように取り組んでまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　継続事業が26あるそうです。そのうち県内でまだ23市町村しかエントリーしていないという情報もありますけれども、これ全ての継続事業、または県の企画が動いたときに、どれぐらいの経済効果があるのかということまで説明お願いできますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時21分休憩

午後５時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　９月27日現在、沖縄大会に関心を示した継続事業の関連団体、25団体中14団体、９市で受入れが内定しております。様々な分野がありまして、大正琴であるとか茶道、かるた、民謡、オーケストラ、囲碁、太鼓、人形劇等々、多くの分野が幅広い形で沖縄県内の離島を含めた市町村での受入れを予定、あるいはこれからマッチングしていきたいと思っておりまして、県では先進県の例も参考に、事業費の一部について支援していく予定でありまして、多くの事業が実施できるように取り組んでいきたいと思っております。御質問のありました経済効果については、まだ算定しておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　沖縄にいるとあまり耳にしない健康マージャンとか、面白いメニューがあると聞いています。ぜひ県民に周知していただいて、盛り上がる方向で頑張っていただきたいと思います。

続いて、知事の政治姿勢についての沖縄振興計画について。

現在の状況についてでありますけれども、知事、３年前に就任する前、当然現行の振興計画が期限切れになることを予想されていたと思います。これまでも多くの質問に対して答弁されていたと思うんですけれども、多くの県民が納得できる内容ではなかったというふうに私は思うんです。また、これまでの50年間でできなかったことを今後取り組むとして、何を最優先に取り組むのかを知事自らが示してほしいというふうに思っています。例えば私は20代の頃から、県民の平均所得については常に注目をしていました。復帰当時50万円に満たなかった県民所得が、僅か20年程度で４倍の200万円を超した。すごい成長だと思います。しかしながら、それから先は微増といいますか、横ばいといいますか、なかなか目標が立てられない。そのような状況がもう30年続いています。この県民の平均所得というのは、非常に見やすくて県民が分かりやすいというふうに思うんですけれども、今後の知事が目指す、10年間で目指す沖縄像について説明してほしいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時24分休憩

午後５時24分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　本県は、我が国の南西端に至る広大な海域の確保に寄与しており、新たな振興計画（素案）において、ブルーエコノミーの推進による新たな産業の創出等に取り組むことを盛り込んでおります。あわせて、海域保全の起点となる本県離島の振興に向けて、次世代情報通信基盤の整備や遠隔教育・遠隔医療の推進などを図ることとしております。また、我が国が推進する2050年脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進等に取り組むこととしております。さらに沖縄観光における高次元のニーズへの対応や観光産業の高付加価値化など、量だけでなく質も併せて向上させることにより、サステーナブルツーリズムの推進など、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を推進してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　だから、今の部長の答弁を聞いても、沖縄県がこれからどこに向かっていて、どのような将来を手にしようとしているのかということの道が見えないわけです。サステーナブルとか、新しい産業

構造とか単語は出てきますけれども、それが県民に分かりにくいから、県知事から分かりやすく説明してもらえませんかと言っているんです。

次に移ります。

その中で、まさに新しい産業構造の構築という部分で、私はずっとこの海底資源の開発について提案をしてきました。沖縄県が国に貢献できることは何かと、沖縄振興調査会で国会議員から県内の首長に質問があって、安全保障ですという答えが２人の首長からあったそうです。でも私は安全保障だけではなくて、経済的にも外交的にも沖縄が持っているポテンシャル、とても高いというふうに思っているんです。その中でこの海底資源というのは、今、沖縄県がこの転換をしないといけないそのタイミングで、今、取り組まないといつ取り組むんですかという事業だというふうに考えていますけれども、この新しい振興計画の中では、どのような位置づけになっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

海底資源開発の取組に関しましては、新たな沖縄振興（素案）において、海洋調査・開発の支援拠点形成に向けた取組の推進を施策に位置づけております。今後も国による調査研究を注視し、海底資源を活用した産業化及び支援拠点の形成に向け、引き続き国や関係機関と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これは沖縄主導で進めていかなければいけないというふうに思っています。昔、ここでも言ったことがあるかも知れませんけれども、釣りざおが欲しいとおっしゃった県知事がいますね。でも今、沖縄、釣りざおだけじゃ足りないんじゃないですか。やらないといけないこと、準備しなくてはいけないことがたくさんある。それ全部、国に求めるんですよ。釣りざおどころか全てくださいと、釣りの先生まで連れてきてくださいと。その代わり、この国が求める魚は全部、沖縄が準備します。これぐらいの情熱がないと、私はお互いが対等な話合いのテーブルにはならないと思います。なので、沖縄がしかできない、沖縄が最適である、この沖縄の近海に埋まっているものをしっかりと子や孫たちの世代に夢として、果実となるようにいま一度、知事が情熱を持って取り組んでいただきたいと思うんですけれども、知事、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　これまで歴代の知事が魚ではなく、釣り具が欲しいと。これは自分たちで自立型経済を構築していくためのそのノウハウを蓄積したい、技術を高めたい、ひいてはそれを継承していきたいというような大きな壮大な夢、ロマンも込められていたと思います。今般、この今、進めております新たな振興計画の素案の中には、基本施策に持続可能な海洋共生社会の構築というものも入っております。これは例えば今の沖縄を含む海洋島嶼国家、島嶼県の問題である海洋プラスチックを含む海洋ごみによる各種の被害でありますとか、あるいは海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する形への貢献を図るとか、恐らく様々な技術がそこで開発され、高められていくのであろうと思います。沖縄はそういう意味においては、テストベッド・アイランド、実証実験を積み重ねていって、それを日本全体の環境を守り、経済を発展させ、社会を構築するというこの３側面に対して貢献していきたいということを新たな振興計画の素案の中にも込めさせていただいております。ですから、この広大な海域から得られるあらゆるそのステークホルダーに対しての恵みをしっかりと開発して、それを連携・協力して次世代につなげていきたいというように考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ぜひスピードを上げて取り組んでいただきたいと思います。

次、子供の貧困問題解決への取組についてです。

この予算が県について６年が過ぎてきたと思います。来年、18億5000万円に増額されているというふうに聞きますけれども、当初、この子供の貧困問題については沖縄県の中で予算計上されていませんでした。国がセットをして、沖縄県に渡したというふうな流れになっていると思います。なので、これ過去に戻って、その経緯について説明お願いできますか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　内閣府の子供の貧困緊急対策事業の経緯ということでお伺いしておりますけれども、そちらにつきましては、その出発のときに当時の島尻補佐官のほうからお話があり、県内の全市町村長が集まって、県も含めて話合いをして、このような沖縄の将来を担う子供たちの健やかな成長のために、緊急対策事業を立ち上げたというふうに理解しております。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　このときに予算をつけた島尻安伊子先生、今バッジをつけていませんけれども、年々この子供の貧困予算が積み上げをする裏側には、いつも彼女がいました。その事業が先日、県内紙によってかな

り酷評を受けていました。「立ち上げ時と比べて熱量が落ち、惰性で行っている施策もある」というふうに書かれていました。私はこれを見たときに、この予算の立ち上げからずっと今日まで子供たちと関わってきた人たち、みんなショックを受けたんだろうなというふうに思っていますけれども、県の見解はいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　そのような記事、拝見しているところですけれども、子供の貧困対策につきましては、たくさんの支援団体、そして市町村、県を挙げて取り組んできたところでございますし、決して熱が冷めたというふうには、県としては思っていないところでございます。居場所の確保であったり、貧困対策支援員の配置であったり、それから子ども食堂の取組など、様々な各分野の方々が県民運動として取り組んでいただいているものというふうに考えておりますので、そのような思いが新聞で報道されたということは真摯に受け止めて、これからも県としてこの運動を絶やすことのないように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　時間がないので、少しはしょりますけれども、このような評価を受けることが今後ないようにしていただきたいなと。もちろん当然そう思っているでしょう。しかも加えてこうまで言われています。「これまでの施策の効果や体制をつなぎ止められるのか正念場にあるという危機感を持ち、次の計画の方向性を示す必要がある」というふうになっています。これ実際に、県内でいろんな関係者がたくさんいるとは思うんですけれども、ぜひ一つになって取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次 (2) の、自衛隊の弾薬搬入についての見解を伺いますけれども、宮古島の話を言いますが、県知事の話を聞くので、フレッシュ会の皆さん、何も言わないでください。

まず、知事にお尋ねしたいと思います。

我が国の自衛隊が持つ対艦・対空ミサイルは、全て国民の生命と財産を守るための最低限の備えであると私は理解していますけれども、県知事はいかがお考えですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県といたしましては、沖縄県を含む我が国が独立国として国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で平和と安全は不可欠であるということから、県としては、専守防衛のための最低限度の自衛力は必要であるというふうに考えております。

一方で、議員から御質問のこの地対艦・地対空ミサイルにつきましては、何をもって最低限度とするか、国を守る装備として十分かどうかにつきましては、県が判断することは困難であり、一義的には我が国を取り巻く安全保障環境等踏まえて、国において総合的に判断されるべきものだというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今、何をもって最低限かは分かりかねるというような答弁でしたけれども、分かりやすく言うと、攻撃された際に洋上で食い止める最低限の設備です。覚えておいてください。なので、自衛隊基地ができたからといって、どこかの国から優先的に攻撃を受けるようなこともありません。もっと重要な施設はたくさんあります。そしてこの有事が起こった際に、国民を守るために、あらゆる角度から守るために場所が増えてきているということなんです。

それから関連して質問しますけれども、６月２日に宮古島に弾薬の搬入が行われた際、知事は翌日にこのようにコメントしました。事前に十分な情報が共有されなかったことは遺憾であり、危機管理の観点からもあってはならない。これ、どういう意味ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　事前にやはり基礎自治体、あるいは都道府県に対して係る計画がありますということを伝えていただき、ひいては警察関連にもその情報があり、その地域の住民の安全を最優先して、そのような計画があるのですがというような情報は伝えるべきであるということについて述べたものであります。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この弾薬の搬入については、防衛省でもかなり上のほうの機密情報です。これを県職員が知ることによって、どれだけ県民の命が危険にさらされるのか、これちょっと想像力が低くないですか。しかもこれを管理できる能力が今、県にあるんですか。その辺まで考えて、この情報を自衛隊にこれから求めるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私はあくまでも県民の生命財産を守るという意味からは、ある程度の情報の共有が必要であれば、それは可能であろうと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　非常に危険な話を今、知事はされています。

これは防衛省でも――さっきも言いましたけれども、弾薬の保有量や弾薬の種類、それらに関する法律、一番秘密保全度が高いんだと。沖縄を、そして我が国を狙っているところからすれば、これほどありがたい情報はないわけですよ。なので、最低人数で管理してやっているということなんです。これこそが危機管理です。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時37分休憩

午後５時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○花城　大輔君　あと、自衛隊がとても丁寧にやっていると私は見ています。例えば今年の４月７日に弾薬庫ができた際には、市長や周辺関係者の方を視察に入れています。そしてこの弾薬が運ばれる前、５月13日には、５月17日以降に搬入しますと報告しているんです。しかもその際には、詳細については安全確保の観点から明らかにできないのでよろしくお願いしますというふうに丁寧にやっているんです。それを終わった後に、自衛隊が反論しないと想定してか分かりませんけれども、遺憾だとか、安全保障上看過できないとか､こういう言い方は私はひきょうだと思います。

休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時38分休憩

午後５時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　失礼いたしました。

今、その５月17日における搬入の情報提供が県にあったかということを確認させていただいておりますが、申し訳ありません、今の段階では確認はなかったのではないかということですが、後刻、改めて確認・調整をしてみたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　次に、次期衆議院選挙についてですが、県内紙の報道では、今度の立候補予定者の政策の１番目から辺野古基地反対がなくなっているというふうにありました。

知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

衆議院議員総選挙につきましては、候補者おのおのの政治的な信条及び政党との関連性により政策が示されるものと考えておりますが、個別の評価については控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺　昇君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　それでは、私の住む選挙区の候補予定者ですが、ある一人の候補予定者は、この沖縄県予算の一括計上方式に反対をしています。これが沖縄の成長を妨げていると明言しているんです。そしてもう一人は、これを推進していきながらどんどんいいものに改善していくというふうに主張しています。知事の政治思想、政治理念にどちらの候補予定者が近いですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　その政策については、詳細を存じ上げておりませんが、私は知事としてやはり県民にしっかりと応えていく、そのような予算の仕組みを構築していきたいと思います。

○花城　大輔君　県民に役に立つ人を選んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　議長、休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時41分休憩

午後５時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○照屋　守之君　質問の前に申し上げます。

病院事業局長、私はあなたを信頼できなくなりましたね。この文書ですね。９月15日の県議会議長に対するこの文書。実はやり取りの中で、一旦議長に対してこれは取り下げますと。私は議長から、病院事業局長は取り下げるという報告を受けていますよ。受けていながら、なお、また再度これが乗っかるということが、これどういうことか理解できないんですよね。非常に――どういうことなんですか。これは、これだけ自信のない内容になっているんですか。議長、そうですよね。一旦取り下げると言っていましたよね。私は議長からその報告を受けていますよ。で、再度またそれが取り上げられるということになって、私は非常に精神的にプレッシャーを感じて、その日は帰らせてもらいましたけれども、今、私は議員として９月18日の新聞報道によって社会的に信頼を完全に失ったと考えております。このことは、議員として致命的なことだと思っております。

前回の緊急質問を見てみると、謝花副知事が、病院事業局内部であればパワハラ認定の事案になると。沖縄県議会は、県庁内部ですか。私は、県庁の職員で

すか。県議会ですよ、ここは。おかしいじゃないですか。配付文書によって、私は照屋氏から亡くなられた17人の命を何だと思っているんだ、電話で叱責されたという。私は一般質問で取り上げましたよね。これ17名、20名ぐらい亡くなられているんでしょう。その亡くなられた方、遺族、この補償問題とか県がどうやって責任を果たすのか。そういうことも含めて、執行部にやっぱりきちっと対応するのが私の立場じゃないですか、議員として。それをやったのにそれ叱責というんですか。違いますよ。自民党は一方の文書だけでこのように出すのはあってはならないと。これはごく自然なことですけどね。もっと不可解なこと。我那覇病院事業局長は、照屋氏の発言のみが体調不良の原因かは断定できない。どういうことですか。じゃ、この文書は何なんですか。断定してないのに、あなたの責任だよと決めつけているんでしょう。どういうことですか。

休憩願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時46分休憩

午後５時47分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○照屋　守之君　申し上げておきますけれども、この謝花副知事がおっしゃるようなパワハラということ、私は認めていませんよ。県議会議員照屋守之はパワハラと認めていません。私の言葉でああいうふうになったというのも、私は認めませんよ。今、病院事業局長がやり取りしたこの文書、この電話のやり取り。私は事実であると認めませんよ。どういうことか理解できないんですよ。15日に文書が出されて、議員として新聞で報道されて、もう議会の悪者だといって県民の方々に全てそういうふうなものが報道される。つまり私は断罪を受けているようなものじゃないですか。15、16、17、18日。この４日間でこうなるんですか。おかしくないですか。で、断定はできない。本人は否定している。知事、こういうことがあるんですか。玉城県政は、どういうことなんですか。警察の捜査だってそうはやらぬでしょう。一方的な意見を聞いて、考え方聞いて、被害を受ける、加害者がいる。両方同じ認めて、それでどうするか。あと罪については裁判で決めるんでしょう。15、16、17、18、一気に。こんなことが県民の皆さん、議員の皆さん、納得できないですよ、私は。文書に沖縄県議会議員による県職員の不適切行為についての内容、手続ですね。７月６日に沖縄県議会議員から当局職員に対し威圧的な発言があり、これにより当該職員が心身に不調を生じ、病気休暇の取得などと表現がある。ですから私は認めませんて、これは。私が認めていないのに、こういうのを公文書で議長宛てに出すんですか。意味が分からないですけどね。不適切な行為を行った議員に厳正に対処するとともにという、議長に要望しておりますけれども、私は認めてない。この文書を出すことすら知らない。どういうことですか。文面の照屋守之との電話について、やり取りが書かれていますね。書かれていますね、実名入りで。これ認めませんよ、事実ではありませんよ。私に聞き取りしたんですか。病院事業局長、いつ聞きに来ましたか。

とにかく、パワハラではありませんよ。私は何を、何が狙いで玉城県政が一議員をこんな一方的な立場で叱責するのか。で、マスコミにそれを――そういえばマスコミも、誰も私に直接取材がないですからね。取材なしであああいう形で報道されるわけですからね。ここも非常に……。

休憩願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時51分休憩

午後５時52分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○照屋　守之君　繰り返しますけれども、私照屋守之は、病院事業局長の議長に対する手続――文書ですね――手続に非常に不備があったと。これは、どちらかというと違法行為ではないかというふうに私は考えています。私の確認なしであああいうものを公に出す。名前を公表した。で、私ともう一人、県議会議員の名前があるんですよね。職員の名前がありますね。診察した病院の先生方の名前が入っていますよ。これ、こういうことを本人に確認を取らずに公に出していいんですか。情報公開条例、こういうものに違反しませんか。名前を出していいんですか。ですからさらにこれ、事実と異なったものが公文書として出るわけでしょう。この公文書、事実ではありませんよ。公文書偽造に当たると思いますよ私は。

このようなことをまず申し上げて質問を行いますけれども、執行部の答弁をされる方は……。

議長、休憩願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時53分休憩

午後５時55分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○照屋　守之君　いや、とにかく私は、せんだっての電話のやり取りで、あなたの発言でそうなったとかっていうふうなことを言われてしまって、逆にそういう

ように非常に、逆にどういう形で質問をやっていいか、あるいはまた調査活動をやっていいかという不安があるんですよ。

それでは、質問に入りますけれども、私は、玉城知事のコロナ対策は人災だと思っています。特に、３月25日から26日の全国紙の観光誘致事業、コロナ対策本部や専門家会議にも諮らないで広告を出して、多くの観光客を誘致して、その後、沖縄県は爆発的に感染者が広がっているというふうに思っております。

玉城県政は、中部病院でのクラスター、死亡者の公表を遅らせ、あるいはまた隠蔽ではないかというふうに疑われております。私は議会で取り上げましたけれども、公表されて約20名がお亡くなりになったというふうに思っておりますけれども、県民の補償などで県の責任が問われる可能性がある。私もそのような視点で、病院事業局の職員に電話したものでありますけれども、いつの間にか発言で職員が病になり、照屋守之のせいになった。実名まで公表されてしまった。クラスターや県民の命が失われ、公表遅れや隠蔽問題は、私はまだ解決はしていないと思っております。

病院事業局長は、その中で県知事も含めて文書で議長に改善を求めた。私は中部病院の公表遅れ、隠蔽こそ県庁内のパワハラではないかというふうに考えております。中部病院は、病院長はすぐに公表すべきとのことでありましたけれども、県の上、三役からストップがかかったような説明もしておりました。このことは、県庁内のパワハラではないかと私は思います。

そこで伺います。

議長、もう一回、休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時57分休憩

午後５時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○照屋　守之君　４、玉城知事の新型コロナウイルス感染対策本部長として、神奈川県で自宅療養のコロナ感染者が死亡し、神奈川県が補償金を支払うとの報道があった。このことは、コロナ対策法や関連法に照らして県に責任があったと思われます。沖縄県でも補償金の事例や可能性があるのか伺います。

10、県立病院のクラスター公表遅れ隠蔽問題について。

中部病院の集団感染者及び死亡者の数を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時59分休憩

午後５時59分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　４、玉城知事の新型コロナウイルス感染対策本部長についての御質問の中の(4)、補償金の事例及び可能性についてお答えいたします。

神奈川県の事例は、宿泊療養施設において療養中の方と連絡がつかないまま、５時間後に居室の様子を見に行ったところ死亡が確認された事例で、看護師が医師に判断を求める血中酸素飽和度の基準を定めていなかったこともあり、神奈川県が県の対応方針に不適切な点があったことを認め、遺族に和解金を支払うこととしたものです。

本県では、宿泊療養及び自宅療養中にお亡くなりになられた方に対して補償金をお支払いした事例はございません。療養者の健康管理については、宿泊療養施設においては看護師が、自宅療養においては県コロナ本部の自宅療養健康管理センターが、毎日電話等による健康観察を行っており、適切な療養環境の整備に努めているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　10、県立病院のクラスター公表遅れ隠蔽問題についての御質問の中の(1)、中部病院の集団感染者及び死亡者数についてお答えいたします。

県立中部病院における院内感染は、令和３年５月31日に感染者が５人となったことからクラスターと認定され、６月18日をもって院内感染は終息しております。当該クラスターに関連する感染者数の累計は、患者が36人、職員が15人、計51人で、死亡者数は20人となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　病院事業局長に確認します。

せんだっての照屋氏の発言のみが体調不良の原因かは断言できない。この発言は間違いないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　先日の議会で、体調不良が何％であるかというふうな質問がございました。当該職員の話を聞き、経緯を見ますと、議員からの電話に関連したことは明らかでございます。当時、いろいろ議会対応もありますが、今回の職員の体調不良に関しては、高い確率でその原因と考えており、診

断医からもそのような関係があるというふうな診断が出ております。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時５分休憩

午後６時５分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　はい、そう発言したことは事実でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　私に、いつ、この確認しましたか。

○議長（赤嶺　昇君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　議員から当局職員に対し威圧的な発言があり、これにより同職員が心身に不調を生じ、病気休暇等を取得したことについては事実であります。職員の事情聴取及び議員本人から私宛てに、当該職員に謝罪したいとの趣旨の連絡があり、議員が威圧的な発言を行ったと確認できたと考えたことから、文書の表現としたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時６分休憩

午後６時６分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　照屋議員からの発言に関しては、当該職員から７月６日だったと――でした。そのときに確認を行いました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時６分休憩

午後６時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　議員に私のほうから内容について、特に直接確認したことではございません。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　なぜ私がそれを聞くかというと、先ほど20名死亡者がいると言っていましたよね。20名いる。で、20名の方は亡くなった。この方々は、中部病院に別の病気で入院されて、そこで院内感染して亡くなられるわけですよ。そうすると遺族も含めて、これだけ信頼しているのに、県立の中部病院でこういうことが起こってという憤りがあるわけですよ。ところが今、コロナ問題もあって、病院長はじめ病院の先生方、医療従事者はしっかり頑張っている、お世話になっているということも含めて、20名の皆様方は、大体はもう何とか我々は我慢しようみたいな感じで収まっているんですよ。ところが――中にはいらっしゃるんじゃないですか今、訴訟とか、そういうものを考えている人がいるかもしれませんよ。私はそういうことも含めて、病院事業局に、職員に対して、亡くなられた方々に対するそういうふうな思い、どう我々が、皆様方執行部が、そういうお亡くなりになった方々、遺族の方々に対して、我々がどう報いるんだという、そういう議員としての立場でやり取りしたんですよ。それを何ですか。威圧的。絶対違いますよ、それは。訂正しますよ。何で私が認めないのを全部そこに書いてあるんですか、局長。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時８分休憩

午後６時９分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　電話の内容が威圧的ではないかというふうな御質問だと思います。

私は、当該職員から、職員が議員から電話をもらった後、話がありました。その内容は、以下のようであります。

感染症の医師が辞めたのはあなたのせいではないか。メールに関しては、自分の判断で書いたでしょうと。それから、そのやり取りの中でだんだん大声になり、中部病院の会見が中止になったのもあんたのせいだろう。死人17人も出た、大変なことなのにどうしてくれるんだと。議員は途中から遮るような、だんだん大きな声となり、それから17人の命を何だと思っているんだと。そういうふうなことを言い、知事の進退がひっくり返るような大事になったのはあんたのせいだよと立て続けに怒鳴り続けたと。そういうふうな話を聞きました。そういう内容で、議員からやっぱりそういった威圧的な不適切な発言があったのではないかと考えます。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時11分休憩

午後６時12分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

病院事業局長、私は、組織が異なる県議会の議員に対し、直接事情聴取する立場にはないこともありますが、職員の事情聴取及び議員本人から謝罪の申出がありました。それから９月17日は、不適切な発言があった、謝罪したいというふうな文書をいただきました。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時13分休憩
午後６時14分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○病院事業局長（我那覇　仁君）　先ほども申し上げましたけれども、私は直接議員と話をして、本人からは確認は取ってないことは事実でございます。
○照屋　守之君　名前は名前は。名前は。誰の責任、名前。
○病院事業局長（我那覇　仁君）　議案書に関しては、提出した議案に関しては、議員の名前は出して……、はい。出した文書に関しては、照屋議員の名前は出しておりません。取扱注意として、それと内容は付記したということでございます。
○照屋　守之君　議長、休憩願います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後６時15分休憩
午後６時18分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。
ただいまの質問で、実名が出たというふうなことでございますが、公文書として出していいというふうに話しました。これは、私の職員の許可を得て出してもよいというふうなことでございます。この議案の詳細を知るためには、そういった内容が必要だというふうに判断した次第でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　これ、沖縄県の情報公開条例に違反していませんか。名前これ不開示情報になりませんか。個人を特定できる。これは条例違反ですよ。どうですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後６時19分休憩
午後６時23分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
病院事業局長。
○病院事業局長（我那覇　仁君）　病院事業局としては、病院事業局の中で職員の許可を取って出した、提出したものでございます。それに関しては議長に提出して、その公表あるいはその他に出すかは議長の判断にお任せするというふうな格好だと考えています。
○照屋　守之君　休憩願います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後６時24分休憩
午後６時25分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
総務部長。
○総務部長（池田竹州君）　お答えします。
沖縄県情報公開条例第７条ですが、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」という形で、開示すべきではない情報として、例えば、法令の秘情報、個人に関する情報――氏名、生年月日、法人等に関する情報、公共の安全等に関する情報、そして審議、検討等に関する情報など掲げられております。
○照屋　守之君　休憩願います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後６時26分休憩
午後６時26分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○総務部長（池田竹州君）　お答えします。
今、説明させていただいたのは、沖縄県情報公開条例でございます。実施機関に対して、いわゆる公文書の開示請求があったときには、このような取扱いをすることに、実施機関はする形になろうかと思います。
先ほどの議論につきましては、個人情報保護条例でして、この規定とはちょっと異なるというふうに考えております。
○照屋　守之君　休憩願います。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後６時27分休憩
午後６時31分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
照屋守之君。
○照屋　守之君　それでは、個人情報保護条例、これには違反していませんか。
○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。
○総務部長（池田竹州君）　お答えします。
個人情報保護条例の第８条に、利用及び提供の制限の条文がございます。そこの冒頭で、実施機関は、法令等に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のためにこういう個人情報を当該実施機関内において利用し、また機関以外の者へ提供してはならないと。その例外規定が２項でございまして、前項の規定にかかわらず実施機関は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のためにこういう個人情報を自ら利用し、または提供することができるとございます。その中の幾つか項目ございますが、まず (1) として、本人の同意があるとき、または本人に提供するとき、そして (2) 番として、同一機関内での利用等、そのほか実施機関以

外の県の機関、国、独立行政法人、場合において、いわゆる事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があるときというような要件がございます。

先ほど病院事業局長から説明があったとおり、職員本人の確認は取っているというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　それでは私、照屋守之の確認は取れておりませんから、個人保護条例、それに違反していますね。局長、認めますね。私、同意していませんよ。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　先ほど後半のほうで説明させていただきましたが、他の実施機関、あるいは国等である場合に、事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があるときというのが、２項の２号にございます。そこに該当するものというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これはもう既に超えていますよ。これ新聞報道されて、この事務の遂行どころじゃありませんよ。これ私からすると何か、全く別のあらぬ情報で、私の名誉が傷つけられている。個人保護条例、これに違反しますね。私は県の情報公開条例にも違反すると思っております。同時にこの文書、先ほど言いましたように、この私のやり取り、電話のやり取り、名前出したのも、これ法律違反。これ中身も違っていますよ。これ、偽文書ですよ。事実関係、私、認めませんよ。私、２回目電話したときに、何て言いましたか、事業局長。２回目電話したときに、メディアコントロールとか、そういうふうなものを言って、それはまずいからこれ取ってくれ、撤回したんですよ。撤回したけれども、そこの部分がしっかり記録されているじゃないですか。これ、偽文――文書、間違えていますよ。事実と違いますよ。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時34分休憩

午後６時35分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　先ほども話しましたように、この電話の内容に関しては、当該職員から聴取したものでございます。したがって、議員からそういった話があるというふうに判断した次第でございます。

○照屋　守之君　議長、ちょっと確認です。休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時35分休憩

午後６時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　内容に関しては、職員から聞いた、あるいは文書で聞き取りをしていますけれども、その事実に基づいて書いたものでございます。なお、議員から私のほうに、職員に電話した直後だったと思いますが、２回、電話がありました。その内容は、責任を追及するつもりはないと彼女に伝えてくれというのが、２回の７月６日の内容でございます。その後、７月10日には謝罪をしたいと、そういう内容の電話でございました。したがって、照屋議員が私のほうから議員に、そのメディアコントロール等々、それに関して、それは違うんだというふうなことは、議員と私の間では、話はございません。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時38分休憩

午後６時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　再度申し上げますが、この内容に関しては、当局からマスコミ等に出すというようなことは一切ございません。それから、内容のことに関しては、これは９月17日、照屋議員本人からの内容、おわびというふうになっています。このたびは、私の不適切な発言により、大変御迷惑をおかけし、改めて深くおわび申し上げます。遅くなりましたことは、重ねておわび申し上げます。申し訳ございませんでしたと、これは当該職員宛てのお手紙であります。

○照屋　守之君　議長、ちょっと休憩願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時42分休憩

午後６時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　オーケー、分かりました。

これ、ここの不適切行為、この文書によって、この私の発言のせいでそうなったというのは、私は認めません。この文書の中身も認めません。逆に、私が言ったことが意図的に、これは偽造されている。これはですから、偽文書であります。この文書も、公文書偽造に当たると思っています。個人保護の条例にも反する、情報公開条例にも反する。ですから、私は決して――逆に、自分の名誉を毀損されたと思っていますか

ら、これからもっと法的な部分も含めて、自分の名誉をもっと回復できるような、自分自身でしっかり頑張ります。これ私、認めませんからね。これは絶対にそういう気持ちでやったことではなくて、県民の命が、20名も、県立病院で感染で亡くなった。その人たちをどうするか。この人たちを救わないといけない。この人たちを報いないといけない。補償をどうするのか、遺族の方々。これ県立病院ですよ、責任があるわけでしょう。それを我々議会も含めて、何とか県民のためにしないといけない。そういうような思いでやったことが、こういうような結果になって、ですから逆に、パワハラをやっているのは、病院事業局長が中部病院の病院長に対してパワハラをやったんじゃないですか。だから公表が遅れたんじゃないですか。公表が隠されたんじゃないですか。私はそう思いますよ。

以上、申し上げて終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これを持って散会いたします。

午後６時45分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　仲　村　家　治

会議録署名議員　仲 宗 根　　悟

令和３年９月28日

令和３年
第　８　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第７号）

令和３年
第 ８ 回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）**

令和３年９月 28 日（火曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第７号

令和３年９月28日（火曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで

甲第１号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第14号）

乙第１号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例

乙第３号議案　沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　工事請負契約について

乙第６号議案　工事請負契約について

乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第８号議案　土地の取得について

乙第９号議案　財産の取得について

乙第10号議案　財産の取得について

乙第11号議案　保険代位による損害賠償請求事件の和解等について

乙第12号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第13号議案　損害賠償の額の決定について

乙第14号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第15号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第16号議案　水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第17号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第18号議案　通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第19号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第20号議案　農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第21号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第22号議案　令和２年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

乙第23号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

認定第１号　令和２年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第２号　令和２年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第３号　令和２年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第４号　令和２年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第５号　令和２年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　令和２年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　令和２年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第８号　令和２年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第９号　令和２年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第10号　令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第11号　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第12号　令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第13号　令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第14号　令和２年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第15号　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第16号　令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第17号　令和２年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第18号　令和２年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第19号　令和２年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第20号　令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第21号　令和２年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　令和２年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　令和２年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
認定第24号　令和２年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（46名）

議　長	赤　嶺　　昇　君	22　番	石　原　朝　子　さん
副議長	仲　田　弘　毅　君	23　番	仲　村　家　治　君
1　番	新　垣　光　栄　君	24　番	仲宗根　　悟　君
3　番	喜友名　智　子　さん	25　番	仲　村　未　央　さん
4　番	島　袋　恵　祐　君	26　番	玉　城　武　光　君
5　番	玉　城　健一郎　君	27　番	比　嘉　瑞　己　君
6　番	大　城　憲　幸　君	28　番	当　山　勝　利　君
7　番	上　原　　章　君	29　番	照　屋　大　河　君
8　番	小　渡　良太郎　君	30　番	山　内　末　子　さん
9　番	新　垣　淑　豊　君	31　番	西　銘　啓史郎　君
10　番	島　尻　忠　明　君	33　番	大　浜　一　郎　君
11　番	仲　里　全　孝　君	34　番	呉　屋　　宏　君
12　番	平　良　昭　一　君	35　番	花　城　大　輔　君
13　番	次呂久　成　崇　君	36　番	又　吉　清　義　君
14　番	國　仲　昌　二　君	38　番	崎　山　嗣　幸　君
15　番	瀬　長　美佐雄　君	39　番	玉　城　ノブ子　さん
16　番	山　里　将　雄　君	40　番	西　銘　純　恵　さん
17　番	上　里　善　清　君	41　番	渡久地　　修　君
18　番	當　間　盛　夫　君	42　番	瑞慶覧　　功　君
19　番	金　城　　勉　君	43　番	比　嘉　京　子　さん
20　番	新　垣　　新　君	44　番	末　松　文　信　君
21　番	下　地　康　教　君	45　番	島　袋　　大　君

46 番　中川京貴君　　47 番　照屋守之君

欠席議員（2名）

2 番　翁長雄治君　　32 番　座波　一君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	謝花喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
副知事	照屋義実君	病院事業局長	我那覇仁君
政策調整監	島袋芳敬君	会計管理者	大城博君
知事公室長	金城賢君	知事公室秘書防災統括監	平敷達也君
総務部長	池田竹州君		
企画部長	宮城力君	総務部財政統括監	平田正志君
環境部長	松田了君	教育長	金城弘昌君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	警察本部長	日下真一君
保健医療部長	大城玲子さん	労働委員会事務局長	山城貴子さん
農林水産部長	崎原盛光君	人事委員会事務局長	大城直人君
商工労働部長	嘉数登君	代表監査委員	安慶名均君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君	選挙管理委員会委員長	当山尚幸君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

９月６日から16日までに受理いたしました陳情14件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

呉屋　宏君。

○呉屋　宏君　それでは、早速質問させていただきたいと思います。

今、通告のとおりですと県の総合運動公園、これは前からやっていますけれども、競技用プールについて質問させてください。現在、どうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

まず、室内競技用プールの温水を維持するボイラーについて不具合があるため、今後、改修を行い、競技用プールの適切な維持管理に努めてまいる予定でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　宏君　このプールは、いつから使えるようになるのか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時２分休憩

午前10時２分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　ボイラーにつきましては、次年度早々に予算化して修繕を行う予定でございまして、来年の冬季大会、そういったものの練習に合わせて修繕を行う予定でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　宏君　県内に温水プール、皆さんが管理している中では幾つあるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　現在、県が管理する

競技用の温水プールに関しましては、沖縄県総合運動公園の25メータープールの１か所となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これ去年から質問しているんです。皆さんは、知事が言っているように誰一人も取り残さないといって、これだけの水泳人口――去年のコロナ禍で水泳の競技はできていない。今年やろうと子供たちは楽しみにしていた。ところが温水プールは壊れる。これを造ってから35年ですか。去年もこの質問をしましたよ。これ本当にどうするのか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時３分休憩

午前10時３分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　現在、長寿命化計画に基づきまして、維持修繕工事に優先順位をつけて行っているところでございます。大規模な改修等に関しましては、水泳連盟とか関係者の意見も伺いながら、やはり費用対効果という面もございますので、大規模改修等につきましては今後検討といいますか、対応していく予定でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　今、中部では中心になって、このお母さんは恩納村なんだけれども――僕はまだお会いしたことがないんだけれども、署名活動が始まっていますよ。こんな状況ですよ。奥武山はいつから修理に入るのか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時４分休憩

午前10時４分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　奥武山にも水泳プールが設置されておりまして、25メートルコース、50メートルコース、飛び込み用の３か所となっております。ここにつきましては、平成22年の美ら島総体に向けて整備されまして、平成22年に竣工していて、今、順次稼働している状況です。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　手元に届いている水泳連盟からの資料では、奥武山は11月から４月までタイルの貼り替えで使えないと書いてあるけれども違うのか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　奥武山水泳プールにつきましても、長寿命化対策を施しながら維持管理を行っている状況でありまして、令和３年度の整備としましては、照明のＬＥＤ化、プール床面のタイルの修繕を実施する予定となっています。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これは前にも一般質問しているんだけれども、県総のプールは、業者が見積もっても1000万程度では改修ができるとされていた、去年の一般質問の中でだ。このままでいいのかどうかというのは、一体公共工事の優先度というのは何なのか。それにちょっと答えてもらえませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時６分休憩

午前10時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今、ボイラー等の修繕に向けて係る予算につきましても精査を行っているところでございますけれども、やはり2000万以上かかるというところでございます。まずは維持修繕というところで、ボイラーあるいはタイル、飛び込み台とそういったところを修繕した後に、今後の大規模な改修についても検討していくべきだと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　もうこれ以上は言いません。いいですか。今度の県総のプールは、公認が今年で切れるんです。来年から公認じゃない。なぜかというと、スタート台の台も全部違っているんだ、今の規則とは。これは本当にスポーツの中で少ない人口かもしれないけれども、これを楽しみにしていた子供たち、毎日のように民間のプールで泳いできた子供たち、この大会は今どこでやるかといったら、県は情けないけれども民間の水泳プールを借りて大会をやるんだそうだ。こんなことがあっていいのか。そこはもう一回考え直してください。もし補正でできるんだったら、補正で頑張って。どうですか知事。やるつもりはないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　公共用の施設につきましては、長寿命化対策の点検それから県民の需要、さらには費用対効果など、その項目に折り合わせてそのスケジュールを組んでいると思いますが、私もその内容については再点検してみたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　確かにスケジュールを組んでやっているんだろうけれども、壊れているんです。壊れることはスケジュールにないんだ。少し考えてやらないと駄目だと思います。

２番目、世界自然遺産登録について。

北部３村の下水道事業を見ていると、とてもじゃないけれども普及状況が悪い。これはどうなっているのか説明いただけませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　お答えします。

北部３村では、下水道を利用する方が247人で2.6％、農業用集落排水施設が76人で0.8％、合併処理浄化槽が約2800人で29.5％、単独処理浄化槽が約6000人で63.8％、くみ取りが304人で3.2％となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　この現状をどう考えるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田　了君）　現在県では、平成28年度に策定しました美ら水プランに基づきまして、関係部局、環境部それから土木建築部、農林水産部等がそれぞれの補助制度等を活用しまして、排水処理設備の導入促進に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　国頭村が単独の処理施設、単独処理の浄化槽で七十二、三％、大宜味村が47％かな、東村が68％。これは都会では考えられない数字です。合併処理でもない単独処理だ。この状況をそのまま放っておくのか。これは前にも僕は質問したんだけれども、計画ではどうなっているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　平成28年度に策定しました計画によりますと、令和７年度時点で国頭村の合併浄化槽が補助を受けて設置するものが625基、それから個人設置が398基ということで合計24％程度、それから大宜味村が補助を受けて設置しますのが683、個人設置型が707で合計で52％程度。それから東村が補助を受けて設置するものが310基、それから個人設置型が326基ということで合計で41％程度ということになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　農林水産部、これは農業集落の排水施設の事業があるでしょう。これは国頭と大宜味はゼロなんだ。そこをどうするかというのは、もう一回考え直すべきだと思います。これ以上はやりません。

世界自然遺産登録後の計画があるかということなんだけれども、僕はこの世界遺産登録をして後、ずっと見ていますけれども、何か登録されるのが目標だったようにしか思えない。これは、北部の自然を守るために、西表の自然を守るために、それを世界遺産登録して世界に見てもらうという事業ですよね。これはスタートです。ところが今のこの機運では、これはゴールになっている。どう思いますか知事は。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　お答えします。

世界自然遺産に登録された沖縄島北部につきましては、自然環境、生物多様性を保全するための計画である沖縄島北部行動計画と、観光等による地域振興、オーバーツーリズムを回避するための計画である沖縄島北部における持続的観光マスタープランを策定しているところでございまして、現在、両計画に基づいて対策を推進しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これは皆さん、これまで全庁的に、県のほとんどの部長が集まって、この世界遺産をどうするかという会議をやったことがあるのであれば、それを教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田　了君）　お答えします。

登録以前に、登録に向けて全庁的に取り組むということで、連絡会議を開催すべく準備をしていたところですけれども、コロナ等の影響もありまして開催は今できておりません。しかしながら今後、登録後の地域の振興と、それから自然環境の保全の両立を図るため、関係部局の連絡会議を開催したいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　だからゴールというんだよ。登録はいつでしたか。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　今年度の７月26日でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これは、登録すると同時に１回集まって、本来は農林水産の部分から、あるいは土木、環境、観光の部分から、全て集まって全庁的に、この世界遺産登録というのは世界全体の問題なんだから、そこを保護しなければいけないんだから、そのことを

真剣に考えるのであれば、すぐにでもやらなければいけなかったと僕は思います。今現在、そこは林道が封鎖されています。この封鎖は今後どうするんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　ヤンバルの森では、夜間に林道や森林内にトラップが仕掛けられ、ヤンバルテナガコガネや野生のランなどの希少な野生動植物の密猟・盗採が行われております。そのため県では、令和元年度から国や地元と共同して林道の夜間通行止め実証実験を行っており、今年度も８月27日から10月22日までの間、夕方７時から明け方５時の時間帯について、通行止めを行っております。今年度が実証実験の終了の年度でありまして、実証実験終了後、地元と連携して通行止めの効果を検証し、その結果を踏まえまして今後の対策を検討、実施してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　私は宜野湾市の選出ではあるけれども県議会議員ですから、沖縄県全体を見なければいけないという立場に立っていると思っている。ところが沖縄全体で148万人とは言われているけれども、そこまでいかないにしても、普通にあの実態が世界自然遺産になって、あの閉鎖されている実態を見た者がどれだけいるんですか。私は、あなた方環境部が、これこそテレビコマーシャルを打ってでも、実態をみんなに流すべきだと思いますよ。これは地元の人たちが頑張ってそこを保護している。こんなことがあってはならない。皆さんが望んだ世界自然遺産なんだ。それをどうするの今後。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　通行止めの実証実験につきましては、地元町村との調整、国との調整、それから今年度はコロナの関係でできませんでしたけれども、地元への説明、新聞広告、ラジオ広告、ポスター配布等を行いまして周知に努めているところでございます。また、地元ボランティアで密猟防止活動をなさっている方々もいらっしゃるということは承知しておりますので、そのような方々との連携も含めて、今後密猟防止対策等を強化していくことについて推進してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　僕はこの実態を知事も見たことがないと思う。副知事もそうだと思う。そこに座っているほとんどの皆さんが、あれは見たことがないと思う。この世界自然遺産に登録されて、沖縄の世界自然遺産はすごいよねと言って、ここにいらっしゃる観光客の皆さん、県内の皆さん、コロナ禍とはいってもたくさんいるんです。車から出なければいいでしょう、家族だけだからと。そういう形でドライブをしながらあの辺にたくさん行っている。これをコロナのせいにして、遅れてきましたなんて、話にならない。

世界自然遺産の教育の問題で、教育長、これ皆さん、学校は世界自然遺産を扱ったことはありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

小中学校でどういった形でなされているかは、ちょっと把握していないところでございます。当然ながら自然遺産に指定されるということで、ＳＤＧｓの観点も含めてそれなりに――何といいますか、沖縄でこういう動きがあるということは伝えているかと思います。参考までに、ヤンバルには辺土名高校環境科がありますけれども、それの再編等を今、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　教育長、これは子供たち全員に知らせるべきですよ。各学校で臨時の授業を１年に１回くらいはやるべきだと。これは本土の人よりも沖縄の人が知らない。あそこにどういう生物がいるのかも分からない。これは沖縄県なんだ。我々が暮らしているところなんだ。それを皆さんが子供たちに教えないでどうするのか。本当、真剣に考えてみたらどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　やはり世界自然遺産登録は大きなことだというふうに思っています。

県教育委員会としましては、そういったところも含めて、しっかり市町村教育委員会とも連携を取りながら、どういうことができるか考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　既に国頭村は、世界遺産登録がされる前から小学校に専門家を呼んで、この授業をやっています。国頭だからやっているんじゃない。沖縄県だからやらなければいけない。日本だけの問題じゃない、世界の問題だから。そこはよく考えてください。

ちょっと順序を変えます。我が党の代表質問から先にさせてください。

仲村家治議員の代表質問、米軍基地問題について。

米軍普天間飛行場の早期移設問題についてなんですが、この件、前段は仲村家治議員もやりましたし、島袋大議員もやりました。ですからそこまでのことは、前段は省きます。そもそも７月６日に裁判で敗訴した県は、国に許可をするんですね。それまでの間、７月28日まで許可を延ばすんです。これはなぜですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　関与取消訴訟の最高裁判決を受けて、判決内容を精査するとともに、サンゴ類の生残率をできる限り高めるための方策を検討していた結果、７月28日の許可処分となったものであります。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　部長にも限界があると思うから――昨日、島袋大議員のおかげで１時間くらいしか寝ていなくて、ユーチューブを３回くらい見ましたよこれ。答弁、やり取りを。そしたらこれ、７月というのは30度まで水温は上がらないんだね。ということは、７月６日に敗訴が決定して、もし許可が１週間以内で出ていたのであれば、そうであれば僕は７月中にできたんじゃないかと思っているんです。これは水温の年平均がありますよ。ここの中で出ている。皆さんは、高水温だとか、もしくは台風がというんだけれども、９月に台風が何回来ているんですか、９月に。今も伊豆に向かっているんでしょう、台風は。こういう状況下で台風・高温だから８月は駄目、９月にやったらいい。９月は、今度は皆さんの答弁では、９月でもし期間を変更するんだったら変更してくれ。その申請が届くんだったら、申請を変更してもよかったんだけれどもと――昨日だったかいつだったか答弁しているんだけれども、本当に申請していたらそのまま延期しましたか。防衛局が皆さんに不信感を持っているから、どうせ延期申請をしたって認めないだろうというふうに不信感を持っているんだ、もう。そこまでのことになっているんだこれは。もう行政対行政の冷静な話合いでもない。７月６日に敗訴して、１週間以内に防衛局と話を詰めておけばできたはずなんだ。サンゴの移植がもし定着しなかったら誰の責任かって、県ですよこれは、明らかに。違いますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　まず、先ほどありました変更申請がされれば速やかにしたかどうかからお答えしておきたいのですが、今回の許可処分については、関与取消訴訟における司法の最終判断に従い、同判決で示されたサンゴの生残率をできる限り高めるという目的を達成するため、条件を付して許可したものであります。仮定の質問ではありますけれども、県が付した条件を守るために変更申請が行われたのであれば、県としても、当然許可を前提に速やかに審査を行うべきものと理解しております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　部長、限界だ。知事がやれと言ったら、あなた方はやらざるを得ない。僕はあなたに対してそんなことを言っているわけじゃない。

じゃ 28日に許可して29日に着手したときに、そのときの水温は何度だったのか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時28分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　県が令和３年７月30日に、本件各申請に係るサンゴ類移植先のＳ１及びＳ５の表層水温を計測したところ、Ｓ１の平均水温は28.4度、Ｓ５の平均水温は29.0度であったということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　何度からは駄目なんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　一般的には、海水温が30度を超えるとサンゴ類の白化が生ずるおそれがあるとされています。まして今回の移植対象のサンゴ種類は、16科57属に及び、ミドリイシなどの高水温に弱いサンゴ類も含まれていることから、具体的な海水温の基準を示すことは困難であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　皆さんが竹富航路の話もしていましたでしょう。第２滑走路のものでもやった。そのときの定着率はどれぐらいあったんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　県では、環境保全措置を目的とした大規模なサンゴ移植の事例として、那覇空港滑走路増設事業及び竹富南航路整備事業について、サンゴの採捕を許可してきたところでありますけれども、夏場の高水温期や台風来襲時期に移植が実施され、その後の結果を確認したところ、高水温による白化や台風の影響により生残率が低下するという事例が見られたところであります。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○農林水産部長（崎原盛光君）　竹富南航路整備事業の移植サンゴについては、平成26年８月から９月にかけて移植した3196群体があり、これらについては移設を行った２起点では、移設後１か月に軽度の白化が確認されました。群体移植が実施した時期は、平成26年８月から９月であり、夏季の高水温期に相当した移設先では、移植サンゴと既設サンゴともに白化減少が見られ、夏季の30から31度を超える高水温が影響した可能性が考えられるということでなっております。

生残率の具体的な数値等については、今現在申し訳ないのですが、ちょっと。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　部長、多分この数字というのは皆さん方が――例えば定着率が８割で、２割が死んでいったとしよう。これを高く見るか低く見るかというのは、そこに対する考え方の違いが出てくる。だから何％かと僕は聞いているんだけれども、そこにも答えが出ていない、昨日のユーチューブを見ていると。僕はそういうところはしっかりと数字で検証しましょうと、そう言っているんです。だから今言うのは、31度からというような水温なんでしょう。そこはだから７月の最初だったらそこまで上がっていなかったはずだと。僕は、保守・革新だとかでぶつかるのはいいけれども、移植で辺野古移設でぶつかるのもいいけれども、行政側が裁判の結果を見て冷静に対処しないと、これはぶつかっていたっていいことはないんだから。そこはぜひ分かっていただきたいと思っています。これは今後もそういうことが続いたら、なかなか――皆さんのところもサンゴを生かしたいのでしょう。生かしたいのだったら、ちゃんと話合いをすれば生きるはずなんだよ、もっと早くやれば。引き延ばしているようにしか思えない。そういうふうにしか見えないから、困っているんです。

次行きます。

会派長に言われて、緊急にこれをやれと言うからやっているんだけれども、時間がもったいないなという気がして。

３番の新型コロナウイルスについて。

新型コロナウイルスの現状と今後の終息の目途について。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県内の感染状況は、県民及び事業者等の皆様の取組により、ようやく流行のピークを越え減少傾向となっておりますが、いまだコロナの入院患者数は高い水準にございまして、予断を許さない状況にあるものと認識しております。新型コロナウイルスにつきましては、今後、完全に根絶し、終息させることは困難と考えておりまして、季節性インフルエンザ並みに軽減させることができれば、終息の一つの目安となると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　第５波を経験して、何が一番足りなかったか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　第５波の急激な感染拡大にやはり一番逼迫したのは医療機関だと思っておりまして、病床は800超えまで確保していただきましたが、開けるまでの間の医師、看護師、人材確保が一番非常に厳しかったというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　この新型コロナウイルスに対処するために、医療機関がこれだけは基本中の基本だと思っているものは何だと思いますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　医療において、重症化させない、それから死亡者を出さないということ

が、一番の目標だと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これは、かかってからの話でしょう。昨日、一生懸命一般質問を考えているときに医師会の副会長から電話があって、呉屋さん、この基本を忘れないでくださいと言われたのが何かというと、クラスターを発生させない、これが医者としての一番の仕事だとそう言われました。これは事実ですから。そうなんですかと急にそこに書いたんだけれども、そのことは頭の中に入れて、絶対にクラスターをいかに広げないかと。確かに去年10月、あまり言いたくはないけれども自民党もみんなかかった。だけどクラスターにはなっていない。そこのクラスターにはなったけれども、家に持って帰って地域でクラスターになったのかといったらなっていないんだ、誰も。問題は対処法だと思うんだ。そこを住宅に帰してしまったら、これは家庭内感染というのが問題になっていますから、今度第６波が出てきたときに、家庭内感染だけは絶対にさせないという気持ちでやらないとクラスターになっていきますよ、間違いなく。

今、ＰＣＲ検査法やコロナの特性などが、正しく県民に説明されていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ＰＣＲ検査の状況であるとか、例えば濃厚接触者になった場合の情報等については、県のホームページを通じて県民の皆様には広く公表しているところでございますし、実際にそういう場面におられる方については、保健所等を通じてお話をさせていただいているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　何のためにみんなが注目しているテレビがあるんだ。このテレビをうまく使ったらどうね。僕は別に子ども生活福祉部長に質問をするつもりはなかったんだけれども、これは私の実体験です。私の娘も保育士をやっているけれども、濃厚接触者になってその日、昨日――昨日じゃないですよ、実際は。濃厚接触した翌日に、園長からＰＣＲ検査をやれと言われた。これがＰＣＲ検査で出ますか。濃厚接触した翌日に検体が本当に陽性になりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナウイルスの特性としては、感染から発症までの潜伏期間は１日から14日までと幅広く捉えられております。ただ、多くの方は５日から６日というふうに言われておりますので、議員おっしゃるような適切な時期というのは非常に計り難いものではありますけれども、一般的には、行政検査などでは２日目以降に検査されるケースも多くございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　そういう人が検査して陰性になったら、私は関係ない、陰性でしたよといって歩き回るんだ。普通で考えれば72時間以上ですよ。72時間以上、３日たって、そして５日、その２日後、２回ＰＣＲ検査をやって陰性だったらほぼ出ない。これが今まで１年やってきての僕の経験です。だけどこういうことがやられていない。ＰＣＲ検査をするときに、５分前にお茶を飲んだ。これで出ますか。だからこういう基本的な部分をあなた方が周知していないんだ、県民に対して。そこをどうするのかが問題なんだ。どう思いますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員御指摘の点は確かにあると思いますので、県としましては検査の際に、例えば陰性になったとしても濃厚接触であれば14日間行動を制限していただきたいということとか、検査に際しましての注意事項というものをお知らせしているところではございますが、きめ細かく丁寧に対応していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　テレビを使ったらいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　周知の方法等につきましては、テレビがいいのかユーチューブがいいのか、またホームページで文書がいいのか、その辺も合わせて検討したいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　そうじゃないんだ。全部やるんだよ。何がいいかじゃない。全部やる、それが基本だ。そうしないと周知徹底できない。またクラスターを起こす。６波がまた近くなる。５波の反省はそこなん

だ。それは頭の中に入れながらやってください。

ワクチンパスポートを通告しておりました。今、どうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） お答えいたします。

ワクチン接種・検査陰性証明の活用につきましては、ワクチン接種の推進を前提としまして、感染防止対策認証制度と合わせて運用することで、経済活動の再開に結びつけることが期待されておりまして、これは経済団体等からも要望を受けております。

県では、部局横断的なプロジェクトチームを設置し、市町村・経済界と合同のワーキンググループで議論を深めながら、国が示した基本的な考え方を踏まえ、公平かつ世代間で利用可能な運用のガイドラインなどを検討しており、感染収束時を見据えた導入に向け、準備を進めております。

○議長（赤嶺　昇君） 呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君 ここも後手ですね。あしたあさって、緊急事態が解けるんだ。本当は間髪入れずに10月１日からワクチンパスポートが使えたなら、もっと感染を抑制することができるはずだ。いつから提案している、これ。県はいつ初めて聞いたか。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君） 議員からいろいろと紹介していただいたのは、日付ははっきり覚えておりませんけれども、たしか８月上旬だったのかなというふうに思っております。このワクチン接種・検査陰性証明書に関しましては、民間におきましても専用アプリの開発ですとか、健康管理と連動した簡易表示アプリの活用など様々な提案が我々のほうにはあります。当然その提案に当たっては、搭載機能それから活用場面、拡張性、経済性などそれぞれの特徴を持ったツールとなっております。我々が考えましたのは、いろんなそのアプリの提案というものはありますが、どういった場面でどういう使い方をするかという、いわゆる運用のガイドライン、ルールといったものがなかなかないということで、それで例えばワクチン接種・検査陰性証明に関しましては、やはり業界等を巻き込んだガイドラインを先につくることが必要であろうということで、今、庁内でＰＴをつくっておりますし、それから経済界や市町村を巻き込んだワーキンググループをつくって、その中で運用のガイドラインというものを検討しております。

○議長（赤嶺　昇君） 呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君 頑張ってください。ただ２か月も前になっているものが、今頃、あの頃に検討していたら間髪入れずに10月１日にはスタートできた。副知事のところからいったって、もう１か月余りでしょう、提案されて。こういうことが――ただワクチンパスポートと並行してやらなければいけないのは何ですか。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） ワクチンパスポートにつきましては、先ほど商工労働部長から説明がありましたけれども、私のほうに正式に会派おきなわさんから御提案いただいたのは、たしか８月の26日だったと記憶いたしております。その後、速やかに商工労働部長に対しまして、全庁的なプロジェクトチームを設置して導入を検討するように指示いたしました。また９月９日に示した沖縄県対処方針にも、経済活動再開時にワクチン接種・検査陰性証明を活用するためのプロジェクトとして推進していることを明記いたしております。その後は、県庁内プロジェクトチームや経済界及び市町村代表――これは那覇市、沖縄市、それから石垣市が入っていますけれども――とのワーキンググループで鋭意検討中であります。

活用に当たりましては、公平で幅広い世代で利用可能な方法などをまとめた運用のガイドラインを早急に取りまとめまして、10月上旬には試行運用していきたいというふうに考えております。

これからフェーズ２からフェーズ３に移行する時期に入っていきますので、いよいよ選択的な経済再生の時期に入っていくというふうに考えておりまして、その際のワクチンパスポート、ワクチン接種証明、それから検査陰性証明ですか、パッケージというふうに政府は言っておりますけれども、これはその際の有効な切り札になっていくというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君） 呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君 長い答弁でしたけれども、ワクチンパスポートと並行してやらないといけないのは、

ＰＣＲ検査ですよ。陰性証明書ですよ。陰性証明書をしょっちゅうこれでできるかというとできない。ということになると、今度は保健医療部ですよ。これをゼロまで下げないといけない。ＰＣＲ検査を無償でやるようにならなければいけない。この作業をやっていますか部長は。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　全ての希望する方が検査を無料で受けられるということではございません。県としては、ある程度の御負担をいただいた上で、県民が安価で受けられるＰＣＲ検査事業を行っております。それ以外には、行政検査としては無料でございますので、そこはできる限り広く捉えるという意味もありまして、中部に行政検査のセンターをつくったところでございます。また、様々な事業により、例えば飲食店の従業員に対する無料のＰＣＲ検査等についても実施しておりますので、そういうような方策により、より広く検査を広げていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　今、保育園で罹患者が増えているけれども、子供たちがＰＣＲ検査をできると思うか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時49分再開

午前10時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今、学校ＰＣＲの仕組みの中で学校、保育所ＰＣＲということで、チームで９月下旬から実施しております。お子さんたちにとっては、唾液で検体を採取するのは非常に困難なこともございますが、最近はスポンジで唾液を取ってやる方法であるとか、工夫が凝らされておりますので、御家庭で唾液を採取して保育所で回収するというような方法で今、やっているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　中部は、保育園の感染者が多いんです。みんな混乱している、お母さん方は。これはどこかの病院をその専用でやるとかいう形で、鼻腔からやるような検査をどこか病院でやってくれたらありがたいとみんな言っているんです。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員おっしゃいますとおり、やはり医療機関や小児科でそういうような検査ができることは理想的だと思います。それをやっていただいている診療所もございますが、今の学校ＰＣＲそれから保育所ＰＣＲについては、やはり一時期に大量でやらないといけないということもありますので、そこは個人で採取して検査機関に持ち込むというのが今、より迅速な方法ということで実施しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　もう時間がありませんから、ただ所見を述べさせていただきますと、本当に今、地元で何が起こっているかというのは、我々議員は非常に敏感にそこに反応するんです。ところが皆さんは県庁にしかいない。地元で何が起こっているかが分からない。こういうものは提案でしっかりとその都度その都度対処していくようにしていかなければ、私は、沖縄県が――皆さんが悪いと言っているわけではない。それは、地域に行っている議員たちがしっかりとそれを皆さんに運ぶわけだから。だからそういうところもちゃんと理解をしていただいて、ちゃんと地元の人たちと接しているところをもっとよく聞いてあげてください。

以上です。ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　こんにちは。

一般質問をさせていただきます。

１点目、コロナ対策について伺います。

５月23日以来続く緊急事態宣言の期間ですが、ようやく感染拡大の勢いが衰え、政府もあさって30日で緊急事態宣言もまん延防止等重点措置も全ての地域で解除する方向で検討に入っているとのことであります。この間、日夜奮闘してきた担当部局をはじめ、医療関係者や介護関係者などエッセンシャルワーカーの皆様に感謝と敬意を表したいと思います。誠にありがとうございます。引き続きの御奮闘よろしくお願いを申し上げます。

以下、質問します。

(1)、感染初期の医療提供が重症化を防ぎ、医療逼迫を防ぐと言われております。そのための体制整備はどうか。

(2)、コロナワクチンの接種計画と今後の出口戦略を伺います。

(3)、コロナの影響で火葬場が逼迫しているという情報があります。県の対応を伺います。

２、次期沖縄振興計画の取組について。

(1)、内閣府は、新たな沖縄振興に関する基本方向を示しました。知事の受け止めと今後の取組を伺います。

次に３番、2022年度の沖縄関係予算について。

(1)、内閣府による沖縄振興予算の一括計上方式のメリット､デメリットについて御説明をお願いします。

(2)、2022年度の沖縄関係予算は、概算要求額で2998億円であります。県や市町村事業への影響を伺います。

４、基地問題について。

(1)、普天間飛行場の危険性除去の取組と辺野古移設についての県の姿勢を伺います。

５、沖縄空手のユネスコ無形文化遺産登録について、県の取組を伺います。

６、国民文化祭「美ら島おきなわ文化祭2022」について。

(1)、事業内容の説明をお願いします。

(2)、市町村や関係機関との連携はどうか。

７番目のオートバイの通行帯規制については取り下げます。島尻忠明議員が丁寧に取り上げましたので、取り下げます。

８、動物愛護について。

(1)、猫の虐待事例への対応と意識啓発活動について。

(2)、ＴＮＲ活動への県の支援について伺います。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　金城勉議員の御質問にお答えいたします。

３、2022年度の沖縄関係予算についての御質問の中の (1)、一括計上方式のメリット、デメリットについてお答えいたします。

沖縄振興予算は、各省庁の予算を内閣府沖縄担当部局に一括して計上する仕組みとなっており、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画に掲げた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため設けられております。一括計上方式のメリットは、各省計上方式と異なり、内閣府沖縄担当部局へ一括して国庫要請を行うことができることや、政府予算案の決定を受けた後、県の予算編成へ迅速に反映させることができること等が挙げられています。一方では、このような一括計上方式は他県にはない独自の仕組みであることから、県内外の方々に、沖縄県がいかにも優遇されているかのような誤解を与えてしまうということはデメリットの面もあるのではないかと考えている次第であります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、コロナ対策の取組についての御質問の中の (1)、感染初期の医療提供体制についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合、県コロナ本部の看護師が電話で健康状態等の聞き取りを行い、症状の重い方等については、速やかに医療機関の受診及び入院の調整を行っております。軽症等で重症化リスクの高い方については、重点医療機関等で中和抗体薬による治療が行われているほか、宿泊療養者及び自宅療養者については、毎日の健康観察を行い、病状によっては、速やかに必要な医療につなぐ体制を整えております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、感染者の重症化を防止するための医療提供体制の整備を図ってまいります。

同じく１の (2) のうち、ワクチン接種基本方針についてお答えいたします。

県は、ワクチン接種基本方針において、11月中に希望する全ての県民への接種を完了するため、８月末に１回目の接種を全人口の50％以上とする目標を設定したところ、その実績は50.7％で目標を達成しており、９月26日現在においては、61.5％となっております。県では、各市町村と意見交換等を行い、市町村における接種を支援するとともに、県が設置しているワクチン接種センターにおいて、接種枠の拡大、当日受付及び若者世代に対する優先接種等の実施により、ワクチン接種の加速化を図っております。これらのさらなる取組により、可能な限り早期に全人口の70％以上へ接種が実施できるよう全力で取り組んでまいります。

同じく１の (3)、火葬場への対応についてお答えいたします。

県内の火葬場に調査を行ったところ、令和３年８月18日現在、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の遺体の受入れが可能と回答した火葬場は、21か所中15か所、１日当たりの最大受入れ数は、29件となっております。県は、特定の火葬場に遺体の搬送が

集中することを防ぐため、市町村、火葬場及び葬祭事業団体に対し、令和３年９月７日付文書にて、圏域外からの受入れなどの広域的な火葬に対する協力を依頼しております。今後とも市町村等と連携し、円滑な火葬を行うための環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君） １、コロナ対策の取組についての (2)、出口戦略についてお答えいたします。

県では、行動変容要請の徹底等により、新規感染者数を抑制することで、緊急事態措置等の制限を段階的に解除し、大規模集客施設の土日営業再開、感染防止対策の認証を受けた店舗における酒類提供の条件緩和等、経済活動再開に向けた取組の展開を検討しております。今後は、ワクチン接種の推進をアクセルとし、経済対策基本方針の出口戦略に基づいた需要喚起策や業態転換を促す施策、デジタルトランスフォーメーションによる付加価値を生む新たな取組支援等の施策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君） ２、次期沖縄振興計画の取組の、新たな沖縄振興策の検討の基本方向についてお答えいたします。

先月、国が公表した新たな沖縄振興策の検討の基本方向においては、県と市町村が強く求めていた一括交付金や高率補助制度の継続、跡地利用推進法の延長・拡充等が盛り込まれたほか、子供の貧困をはじめ、教育、産業の振興、社会資本整備、離島の振興など多くの分野に係る沖縄振興策が示されたものと認識しております。一方で、沖縄振興特別措置法の法的措置を講ずる期間が示されていないことや、沖縄振興における車の両輪として大きな役割を担う沖縄振興開発金融公庫の現行組織の存続についても示されておりません。

県としましては、法的措置を講ずる期間を10年とするよう求めるとともに、同公庫の現行組織の存続について、経済界からも強い御要望があることから、沖縄県の総意として引き続き国に強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） ３、2022年度の沖縄関係予算についての (2)、令和４年度沖縄振興予算概算要求の影響についてお答えいたします。

８月末の内閣府の概算要求では、子供の貧困対策等が増額要求され、産業競争力の強化等の経費が新たに盛り込まれましたが、要求可能額が最大限活用されず、3000億円台に届きませんでした。そのため、今後の予算編成過程において、事項要求している経費の確保を図り、総額3000億円台の沖縄振興予算を維持していただくよう、あらゆる機会を捉え、要望してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君） ４、基地問題についての (1)、普天間飛行場の危険性除去と辺野古新基地建設についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性除去について、県は、これまで普天間飛行場負担軽減推進会議等において、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や所属機の長期ローテーション配備など、宜野湾市と連携し具体的な取組を求めているところです。辺野古新基地建設については、軟弱地盤の存在が判明し、防衛省から、提供手続の完了までに約12年を要することが公表され、県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないことが明確になったものと考えております。同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であり、日米両政府においては、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、同飛行場の県外・国外移設について再検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 金城勉議員の御質問の５、沖縄空手のユネスコ無形文化遺産登録についての (1)、沖縄空手のユネスコ無形文化遺産登録の取組等についてお答えします。

県では、沖縄が世界に誇る伝統文化である空手を次世代に正しく保存・継承し、空手発祥の地・沖縄を国内外に広く発信するため、沖縄空手振興ビジョン等に基づき、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組を推進しております。昨年８月、知事を会長として幅広い分野の関係機関で構成する沖縄空手ユネスコ登録推進協議会を設置し、県民の機運醸成や登録に必要な調査研究に取り組んでいるところであり、関係者の連携の下、国への要請等を行いながら、早期の登録実現を目

指したいと考えております。

次に６、「美ら島おきなわ文化祭2022」についての(1)、事業内容についてお答えします。

第37回国民文化祭、第22回全国障害者芸術・文化祭は、統一名称を「美ら島おきなわ文化祭2022」とし、復帰50周年記念事業として、令和４年10月22日から11月27日までの37日間開催いたします。期間中、「文化芸術の花　咲いわたり」を大会テーマに、県は総合フェスティバルとして、開閉会式、沖縄文化発信事業、シンポジウム、国際交流事業、障害者交流事業を実施し、市町村は分野別フェスティバルとして、独自の文化イベントのほか、全国の文化団体と連携したイベントを実施します。

同じく６の (2)、市町村等との連携についてお答えします。

県では、市町村実行委員会等が実施する事業との連携を図るため、令和３年５月に市町村説明会を開催したほか、６月以降も個別ヒアリングを実施しているところです。また、先催県の例も参考に、事業費の一部を支援する予定であり、大会期間中、沖縄の伝統文化をはじめ、民謡やクラシックなどの音楽、アート、茶道や華道などの生活文化、食文化など、離島地域を含め、全市町村で多彩な文化イベントが開催されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　８、動物愛護についての(1)、猫の虐待事例への対応と意識啓発活動についてお答えします。

猫の虐待は、動物の愛護及び管理に関する法律で禁じられている犯罪行為であります。県では、虐待の防止を図るため、一生うちの子プロジェクトを展開し、テレビ・ラジオＣＭの放送やポスター・リーフレットを配布し、虐待は犯罪であることの周知に努めているところであります。また、虐待事例が発生した際には、県警や市町村等の関係機関と連携して対応しております。引き続き動物の虐待防止に向けた取組を推進してまいります。

同じく８の (2)、ＴＮＲ活動への県の支援についてお答えします。

飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術後、捕獲場所に戻すというＴＮＲ活動は繁殖抑制効果があると考えております。一方でＴＮＲ実施後、管理が不十分で、餌や排せつ物による悪臭の苦情等が解消されない事例も発生しております。

このため、県としましては、ＴＮＲ実施後、地域住民が飼育管理する地域猫活動を推進しており、当該活動を行う自治会等に対して、不妊去勢手術を実施するなどの支援を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　再質問をさせていただきます。

御答弁大変ありがとうございました。

まず最初に、コロナ対策の取組についてでありますけれども、本当に担当部局の皆さん方の御奮闘によって、こういう形でピークを過ぎて、ようやく解除の方向に向かったということは喜ばしいことであります。それで今回の５波のケースで明らかになったことは、この軽症、初期段階あるいは中等段階で、抗体カクテル療法など治療薬の点滴投与によってすごい効果が発揮できたということが分かりましたので、次、第６波が起こるかもしれないと。これが年末年始なのか、そういうこともあり得るという予想もありますので、それについての対応・準備を怠りなくやる必要があると思いますけれども、そのことについての見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員御指摘のとおり、感染初期に医療提供体制が万全であれば重症化を防ぐことは重要なことだと思っております。そのために、軽症の間に治療できる抗体カクテル療法については、今30の医療機関で実施が行われております。それから県でも、入院待機ステーションで一部実施をしているところでございます。また、さらにいろいろなお薬についても承認がされたということもございますので、そういった情報も取りながら、軽症者を重症化させないというような対策を強めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　よろしくお願いします。

治療薬も次々と開発されて、今日の新聞報道でもありますけれども、日本のロナプリーブの治療薬に加えて、イギリス製も開発されて厚労省が特例承認したという報道もありますので、そういう下準備をしっかりお願いしたいと思います。

それでもう一つは、県と市町村が連携をして、自宅療養者への対応について情報共有をしようということで私も提案を申し上げたんですけれども、それはもうひとえに保健所の負担軽減にもつながるし、そしてまた自宅療養する方々の密な、そういう面倒を見ることができるということにもつながると思いますので、今

現在、その連携はどのようになっておりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　自宅療養者の情報につきましては、これまで市町村に提供していなかったところでございます。今般の拡大に伴いまして、やはり県からの食料の配食についてはなかなか追いつかない部分もございましたので、市町村でやっていただいている配食サービスであるとか、生活回りの物品の搬送というところの御協力は非常にありがたいと思います。県としましても、国の通知を受けまして、県としてデータを市町村に提供するために、市町村に対してこういう目的に限ってということでデータを提供したいという通知を出しております。配食サービス等について御協力いただける市町村からは、文書をいただきまして、個人情報でございますのでその取扱い等について明記をされた文書をいただいて、覚書のような形で県と市町村で了解したということで始めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　密な連携をよろしくお願いします。

それから、もう一つは保健所の役割として、その自宅療養者の健康観察、経過観察もありますけれども、これについて民間の病院など、そういうところに委託するということはいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　自宅療養者については、特に中南部については保健所だけでは到底追いつきませんので、県のコロナ本部に健康管理センターをつくりまして、そこに看護師を配置して、また県の事務職員それから非常勤の職員等を採用しまして、今、行っているところでございます。民間の医療機関に委託というのもなかなか難しいところではございますが、その管理センターにおいても医師会からの御協力で医師を配置していただくなどして、医療に対しても御助言をいただいているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ぜひこれも保健所の負担軽減につながることですから、また御検討をお願いいたします。

次に、コロナワクチンの接種計画についてですけれども、順調に進んでいると、11月までには目標完了できそうだということで報告がありました。これからは若い世代への普及をしっかり進めていただければ、感染拡大の防止にも直結することですから、ぜひよろしくお願いをいたします。

それで、緊急事態があさって解除されるというふうになると、県としては、今後は独自の措置を講じていくという考えのようですけれども、そのときに協力業者、一定の時間制限はやるという方向になっているようですから、それについての協力金などの手当ても必要かと思いますが、財源などについて御説明お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　協力金の財源につきましては、地方創生臨時交付金、これを充てておりまして、加えて即時対応交付金というのも営業時間短縮要請に係る国の財政支援がございます。これらの財政支援が引き続き講ぜられるよう、今注視しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　それでは出口戦略としてのことですけれども、感染が落ち着いてきて、できるだけその落ち着いたということを前提にして経済活動、社会活動を回していかなきゃいけないんで、そういうところで具体的に考えていることはありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づきまして、全ての産業の基盤となる事業継続のための資金繰り支援や雇用維持の施策を継続して実施しております。また、幅広い事業者が対象となる国の月次支援金や県の観光関連事業者等応援プロジェクトのほか、県産品の送料支援、それからキャンペーンの実施等による消費喚起、学校給食等への県産品提供などを継続して実施しております。なお、緊急事態宣言等の解除後は、バスツアーや観光体験等の利用促進施策によりまして、観光関連産業の支援につなげてまいりたいというふうに考えております。

今後も経済活動への影響を最小限にとどめるため、追加の補正予算も視野に、庁内や経済団体と連携調整を行い、必要な対策を講じてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　感染が広がる前にＧｏＴｏキャンペーンあるいはまた、そういった事業がありましたけれども、様々感染が急拡大したおかげで厳しい批判も

受けました。しかし、やはり観光産業で成り立つ沖縄、いずれそういうところに着手しなきゃいけないと思うんですけれども、その辺の方法、あるいはスケジュール感はどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　緊急事態宣言措置終了後は感染防止対策を徹底しつつ、感染状況を見極めつつ、先ほどもありましたけれども、観光体験支援事業あるいは地域観光事業支援、それからおきなわ彩発見バスツアー促進事業等、域内需要の喚起を図ってまいります。その後はワクチンの接種状況や県内外の感染状況を見ながら、ワクチン接種者、それからＰＣＲ等検査の陰性者、高齢者を含めたファミリー層、富裕層、ワーケーション等、ターゲットを明確にし、域外需要の取組を推進してまいります。

それからＧｏＴｏトラベル、そこは全国的な感染状況が総合的に改善された段階で再開されるというふうに期待しておりますけれども、国のほうでは全国基準のステージ２相当以下に落ち着いた際に再開されると、そういうふうな説明もありました。再開されますと、そういった再開により高まった旅行マインドを戦略的に獲得するために、様々なメディアを活用して、沖縄の魅力を効果的に発信して、沖縄観光の回復を図っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　どうもありがとうございます。

次に、沖縄振興計画の取組について伺います。

私ども公明党も自民党さんと一緒に、この取組については党本部にも協力をお願いしながら、官房長官やあるいはまた沖縄担当大臣にも直接要請をしてまいりました。県民のためにもしっかりと国政与党の一角として取組をしてまいりたいと思います。

ただ、先ほど答弁もありましたように、新たな沖縄振興の基本方向が示されましたけれども、そこにはやはりこの一括交付金の継続など明記されている部分と、一方で特措法の期限が明示されない、あるいはまた公庫の継続もまだ分からない、そうした厳しい状況もありますが、これについて知事の認識を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど企画部長から答弁をさせていただきましたが、新たな沖縄振興策の検討の基本方向については、やはり県や市町村が求めていた一括交付金、高率補助制度の継続、跡地利用推進の延長・拡充などが盛り込まれている一方で、この沖縄振興計画はいわゆる単年度的な計画ではなく、やはりある一定の長期計画のゴールを見据えて、そこに向けてどのように年次的に計画を成立させていくかということが、この今次における振興計画でも、コロナウイルス感染症の前までの右肩上がりの経済は、その整ってきた状況がまさにアジアのダイナミズムを取り込み、沖縄の目指す方向性、ひいては国内の経済にも寄与する、そういう地理的優位性がしっかり表れていたというように思います。それは、やはりある一定期間、その計画が積み上げられてきたことの証左でもありますし、次期振興計画においてもやはり10年スパンの振興計画の設置、そして何といいましても、この振興計画に車の両輪として欠かせない沖縄公庫の存続などについても、引き続き求めていく必要があるというように認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　現在の５次の計画の策定のときに、謝花副知事はよく御存じでしょうけれども、民主党政権のときに、仲井眞知事が一生懸命立場は違いながらも、沖縄県の発展のためにということで、大変な努力をして交渉をして、そしてまとめた経緯があります。それと比べたときに、今回のこの第６次に向かう今の沖縄県政、玉城県政の在り方については、非常にこの熱意というか、どうしても次の10年計画をつくらなければならないという知事のメッセージ、そして思いというものが全然伝わってこないんです。こういう形でその期限も明示されない、重要な公庫の存続も分からない。そういういろんな課題が残されたままになっておりますけれども、次年度予算についても厳しい査定がされました。そういうことについて、知事は一生懸命頑張るとは言っているけれども、具体的にどう頑張るんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員御指摘のように、10年前の特措法制定のときには政権交代がなされ、そして当時の仲井眞知事の県政においても新しい計画、一括交付金などのその重要な計画を沖縄の将来に向けて取り組みたいということで、非常に我々も、その当時国会に籍を置いていた者としては、沖縄の振興、これはもう絶対に党利党略、政争の具にあってはならないということで、党派を超えて各党が協力をしたというような状況と、国から地方へ権限をしっかりと移譲するというような方向性も相まって国、政府のほうも足しげく沖縄に通ってこられたということもあったかと思います。しかし今般、やはりこの新しい振興計画については、これまでも市町村や経済界からの要望、各方面からの要望も含めて、しっかり要請をしてきているものでありますが、全体像がしっかりと固まるまで

は、引き続き国に対して強くアクションを起こしていきたいというように考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　頑張ってください。

やっぱり知事の存在感は非常に薄いです。我々公明党としてもしっかり沖縄振興計画、次の計画に向けて取組を進めていきたいと思いますけれども、知事の熱意がなければ、非常に厳しいと思っております。

それで、今回６回目を迎えようということで取組をしておりますけれども、この知事の認識を伺いますが、沖縄振興計画、いつまでと考えておりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄振興に定め、規定されております特別な措置、これについては沖縄が抱える特殊事情、これから生ずる政策課題に対応するために講じられているものでございます。したがいまして、特殊事情から派生する課題が解消されるまでの間は、特別な措置が必要になるものというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　知事、知事の認識を伺いたいんですけれども、酒造組合、そしてオリオンビールの皆さん方が、そうしたこれまで受けてきたこの優遇税制というものを期限を区切って卒業したいということで表明がありました。やはり我々沖縄県民も、復帰のそういういろんな課題のために、償いの心で沖縄振興をやろうということでスタートしたのが、もう50年たとうとしております。そして60年を求めようとしております。そういう中で、我々沖縄県民はいつ、どこで、他の46都道府県と同じ立場になるべきか。これはもうやはりお互い議論しなきゃいけない時期に来ていると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この間、酒造組合やビールメーカーの方々には、非常にその県産品の振興として頑張ってこられたことに対しては、非常に敬意を表したいというように思っております。そしてこれからはなお一層沖縄の地場産業が振興できるよう、我々もしっかりと腰を据えて取り組んでいかねばならないというように考えておりますが、今お示しをさせていただいております次期振計の素案においては、本県の１人当たりの県民所得、これが本土の水準の７割前後で推移をして、まだまだその県民所得も向上させなければならない。それからこの間、アジアのダイナミズムを取り込むことで、10年先を見越した臨空・臨港都市のイメージもしっかりと具現化していく、様々なその取組はこれから先の振興にもしっかりつながっていくものと思います。そこで、これからも振興計画を、ぜひこれからはＳＤＧｓの理念も重ねていって、県民が積極的に参画をしていく中で、誰もが誇りと豊かさを実感できる島にしていくということを目標に頑張っていく所存でありますので、なお、大きな目標を掲げて取り組んでまいりたいというように思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　期限とか、スケジュール感はどうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほども答弁で申し上げたとおり、やはり10年スパンの計画で先を見据えてバックキャスティングをしていって、これから３年後はこういう姿、５年後はこういう姿ということを思い描いていきながら、一年一年それを積み重ねていくためのロードマップ、その方向性をしっかりと重ねていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　歯切れが悪いですね。仲井眞県政のときにつくった沖縄21世紀ビジョンは、2030年を一つの目標にしておりました。そのときには、やはり自立した沖縄県というものをしっかりつくっていこうという気概があったんですね。知事の口からはそういうことが聞こえてきません。

そして次の沖縄関係予算について、一括計上方式について知事から御答弁をいただきましたけれども、この制度が採用された経緯、理由について御説明ください。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄振興策を総合的に推進していくため、沖縄担当部局――以前の沖縄開発庁ですね――ここで予算を計上する一括計上が取られたという経緯でございます。

○金城　　勉君　いやいや経緯は分かっているんだよ。理由、それがその制度がなぜ他府県とは違う一括計上方式になったか……

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄振興の必要性、先ほど申し上げた４つの特殊事情があって、これから生ずる政策課題があって、これを解決する必要がある。沖縄振興策を講ずる必要性、それからこれまでの経緯等含めて、総合的に沖縄振興策を推進する上で予算を一括して計上する仕組みができたというふうに認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　それは、他の都道府県と同じようなシステムではできなかったんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　ほかにも離島振興法とか、離島地域を対象にした一括計上方式等がございます。これらも踏まえた上で、沖縄振興予算の一括計上方式が取られたというふうに認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　時間がない。やはりもっとお互い沖縄県民としての矜持を持って、自立に向けてもっともっと積極的に振興計画を捉えるべきだと、捉え直すべきだと思います。

次に、普天間飛行場の危険性除去について。

知事は一丁目一番地というふうにもおっしゃったことがありますけれども、取組を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

県としましては、かねてから辺野古新基地建設問題につきましては、対話によって解決策を求めていくことが重要だというふうに考えております。政府との間では、杉田官房副長官と謝花副知事とで行われた集中協議に加えて、玉城知事におかれましても４回にわたって安倍前首相と面談し、対話による解決を求め、令和２年10月７日には菅首相にもお会いし、改めて協議の場を求めたところでございます。普天間飛行場の危険性除去につきましては、政府と県、宜野湾市の共通した課題であり、県といたしましては、財政的にもリスク面からも完成が困難であると思われる辺野古新基地建設につきましては、この建設計画とは関わりなく、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を実現する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　今、公室長は辺野古移設、軟弱地盤の話もしました。

知事に伺いますけれども、普天間飛行場の代替施設としての辺野古移設工事は完成すると思いますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　現在、変更承認申請書の提出を受けて、環境保全ですとか災害防止に関する項目について厳正に審査を行っているところでございます。

○金城　　勉君　完成すると思うかということを聞いているんですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今、変更承認申請書については、厳正に審査をしているところであり、完成するか否かについては先は見通せないものと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　与党の皆さん方の質問もよくあるんですけれども、あるいはまたマスコミでも、また識者の中でも話があるんですが、この軟弱地盤があるためにこの工事は完成まで行かないだろうという話もあります。そういうことについて、私は、知事はこのことを踏まえて、そしてどうせそういう工事、いろんなことを県が行政的に抵抗しても、これまでの経過を見れば、その工事が止まると思えない。であるならば、知事、普天間飛行場の危険性除去というのが何よりも優先されなければならない。私も普天間飛行場は県外・国外がいいと思っていますよ。しかし、今の現実を踏まえたときには、辺野古の移設工事は国は止めない。そうであるならば、何年かかるか分からない。予算もいくら投下されるか分からない。そういう状況であれば、その辺野古工事については、もう県としてはそのまま置いといて、国が進めるものに任せて、そして辺野古移設――普天間飛行場の危険性除去というものを国に強力に求めていく、ここに絞り込んで国との交渉に臨んだらどうかというふうに思いますけれどもいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　普天間基地の危険性の除去

は喫緊の課題だと、これまでにも度々申し上げてきております。それには12年以上かかるとされている辺野古の移設では、その喫緊の課題に対応することはできません。ですから、我々は一日も早い危険性の除去、普天間基地の閉鎖・返還を目指して、県外・国外へのローテーション配備等を検討するべきであるということを申し上げております。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　いつからそのことを言っているんですか、知事。ただ言うだけ。現実には普天間の危険性は放置されたままで、しかし一方で工事は進んでいく。そういう状況です。ですから、交渉というのはいろんな方法を駆使して、県民の命を守り、危険を除去するという方法を考えなければならないと思いますよ。だから私は知事のそういう交渉の在り方というのは、実に稚拙だと思っていますよ。

今年もあったように、予算の要望をしながら、一方では基地を50％以下に下げろとか、それを同時並行で進めていく。やはり負担軽減は必要ですよ。しかし交渉事というのは、そのやり方があるでしょう。この危険性除去についても辺野古移設についても、それを逆に辺野古移設というものを国が強行に進めるんだったら、それをてこにすればいいじゃないですか。そして、普天間の危険性をそのまま放置するんですかと。５年運用停止を約束したじゃないですかというようなことも持ち出して、そしてまずは普天間の危険性の除去、運用停止を求める。そして実現をする。これを最優先すべきだと思うんですけれども、そのための交渉を、方法を変えてやるべきではないですか。いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　いろいろな御意見があることはもちろん承知をしておりますが、だからこそ私は工事を中止し、沖縄県と対話する場をつくってほしいということを常々申し入れているわけです。それが実現していないのは非常に残念であると思いますし、県民は一日も早い普天間基地の危険性の除去を望んでいるということは、現実的な問題であります。現実的な問題があるのであれば、やはり現実的な問題に対応するためには対話が必要です。対話の中から、いろいろな意見が出てくることもありますでしょうし、またそこでいろいろな発見も出てくるでしょう。その中でどのような交渉が行われていくのかということは、これは手続の中での重要なポイントですから、最初から何々ありきということで進めても必ずしも上手くいかないということもありますでしょう。ですから、対話の場を設けてほしいということをこれまでも重ねて申し上げている次第であります。

○議長（赤嶺　昇君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　以前にも私はここで質問しましたけれども、対話対話とおっしゃるからには、対話の戦略というものがあるんでしょうねと聞いたら、知事はいとも簡単にありませんと言った。戦略はありません。ただ言っているだけ。具体的に効果あらしめる、そして県政、県が、県民が求めることを具体的に結果として示す。そういうことが求められているんですよ。言いっ放しで、対話対話といつまでも言っておけば政府の責任に転嫁できるからという、こういうやり方で普天間の危険性が放置されていていいんですか。そこをやっぱり私は方法を変えて、そして具体的な対話の戦略を持って交渉をすべきだということで申し上げているんですけれども、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　繰り返しの答弁にはなりますが、どのような協議の場であってもお互いがある一定の考え方を持って臨むことはそれは当然であります。しかし、繰り返し申し上げますけれども、一義的に日米両政府で県民の頭越しに、国防と外交は国の専権事項だということで進めている以上、そこに県民の意思が乗らなければ、県民の理解は得られないと思います。そのためには県民の声を聞く対話の場は絶対に必要であるということをかねてから申し上げている次第です。

○金城　　勉君　もっと話したいんですけれども、残念です。

終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ありがとうございます。

まず、コロナ対策からではあるんですが、この１番の保健所・医療機関の負担軽減での健康管理センター開設でということで、先ほど対策本部の中にこの管理センターを設置して、いろいろと対応しているんだという答弁がありました。一番感染が拡大しているときに、在宅療養の数がもう2000名を超える、3000名近くになるという時期があったんですが、この管理センターというのは、県の職員がいろんな電話、架電もしないといけないんだとか、そういう対応をしていたようなんですけれども、この管理センターはどういう形の役割を果たしているんですか。どういうお仕事をされているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず陽性者として発生届が出ましたらその情報が入りまして、まず看護師がその状況を聞き取って、その中で医療コーディネーターがいらっしゃいますので、その方に相談をして、入院なのか、ホテル療養なのか、自宅療養なのかということを決めていきます。その中で自宅療養になっている方々については、最初はやはり看護師でないと非常に厳しいんですけれども、その後、健康観察をしていくに当たってはマニュアルがございまして、県の職員を動員するなどして対応しているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　先進事例でいろいろとあるんですが、部長、地域医療、神奈川県が結構先行しているということで、神奈川モデルというのを御存じでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　申し訳ありません。詳しくはちょっと存じ上げないのですが、市中のクリニック等との連携があるのかというような認識でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この日経新聞でも、都道府県と市町村が連携を取って、この自宅療養者の情報共有が急務かということで――先行する自治体で、神奈川が４月からもう事前に覚書――先ほどもあったんですけれども、この市町村と覚書を締結をする中で情報提供を始めたというような形が、もう４月から神奈川は始めたわけです。私がこの質問で出しているその健康管理センターというのも、重篤、重症、中等症、軽症という部分になるわけですから、この中等症、軽症の部分は、先ほど金城議員からもあったように、これは例えば民間の医療だとかコンサルに任すような形での、そういった部分を活用しての割り振り、保健所がやる分、県がやる分と、そしてまた軽症だとか中等症のそういう管理の電話だとか、在宅だとかは分けてやったほうがいいんじゃないかという提案ではあるんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　すみません、先ほどの神奈川県の例は、自宅療養者等の情報提供を市町村にやって、自宅療養者のケアを県も市町村も一緒にというような内容でございます。

県としましては、先ほど答弁しましたとおり、自宅療養者の配食サービス等については市町村と連携を取ってやるということで、現在22の市町村からその回答を得ていまして、それを進めているところです。ただ、今の健康観察については、やはり市町村にお任せするのは非常に厳しいという状況もございますので、県の健康管理センターで看護師、それから必要に応じて医師が対応するのがやはり一番いいのかなというふうに思っております。その中で、やはり医療の必要性があるという方については、もちろん入院調整をしますし、自宅に医師が訪問して診察する場合と、それから看護師を訪問させて対策を取る場合といろいろございます。そういうような医療的な側面からの対応についても、この健康管理センターが今、担っているというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　だから、分けて考えたらいいんじゃないでしょうかということですよ。軽症から中等症から全部今、管理センターがやる。重篤でも重症でも。そういったことではなくて、重い部分をしっかりと保健所なり、皆さん対策本部がやる。軽症の部分はそういう民間だとか、民間のその病院だとか、医師会を含めた部分にそういった部分での管理センターを設けて、県がしっかりとやって、市町村とのサポートをやるということが大事なはずでしょうから、今のこの感染が少なくなってきた。抑止してきている状態。在宅も今もう昨日の時点で500名というわけですから、今の時点でその体制をつくるべきだというふうにも私は思っておりますので、これは提言として終わらせてもらいます。

次に、ウイズコロナ、疲弊した経済をどのような形で盛り上げていくかというところもあるんですけれども、観光関連事業者等応援プロジェクト支援の給付状況、お伺いをいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　観光関連事業者等応援プロジェクト支援金につきましては、令和３年７月30日から申請受付を開始しておりまして、

９月26日時点で申請件数が3175件、うち給付済件数は2012件、給付済額は２億4607万円となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　当初の皆さんのこのプロジェクトの対象事業者というのは、１万1000社余り、１万1611という分での概要になっております。これ時期的にも11月30日までというようなものもあると思いますけれども、どうしてこの約１万2000に対してまだ3000という数字にしかなっていないのか、この理由をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　この応援プロジェクト、緊急事態宣言等による人流抑制などによりまして影響を受けた幅広い観光関連事業者を含め、それに関わる幅広い事業者に対して給付金を支給するということでございまして、先ほど申しましたとおり、3175件の申請――これは想定しています１万1600件の大体約27％相当に達しております。申請状況を見ますと、１日当たりの申請件数が８月が45件、９月が67件と約1.5倍に増加しておりますので、周知が浸透していきますと今後申請の増加が見込まれるというふうには考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　国が進める月次支援金をもらわないと、県のこの上積みはないわけですよね。このことが影響しているとは思わないんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　おっしゃるとおり、県の独自の支援ということで、国の月次支援金に上乗せ給付という仕組みを取っておりますので、月次支援金の給付状況に影響は受けるという形になっています。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、これいろんなところ、その分がほかの都道府県もあるんですけれども、広島県はこの月次支援金とは別個で、独自でそのことを出すわけです。この国の月次支援金云々は関係なく、その影響した事業者に対してのものを独自でやっていく。このことをやらないと、沖縄県の観光――いろんな疲弊した沖縄の経済、事業者の皆さんに行き届くことはないんじゃないでしょうか。その辺は、独自でそのことをやっていくというお考えはないんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　国の施策との相乗効果というところで、国の施策に上乗せする県の独自のスキームということでございます。おっしゃるとおり、月次支援金の支給につきまして、国のほうで書類不備の解消に時間がかかったり、不備解消に至らない状態が続いているという御説明もあります。

県では、この月次支援金それから応援プロジェクトも含めまして、県独自の相談窓口を沖縄県産業振興公社に設置しておりまして、また登録機関である商工会や商工会議所と連携して、申請や書類処理の取扱い等に対するアドバイスを行っているところでありまして、今後もこの産業振興公社の相談窓口、それから商工会との連携を強めていきたいと思っています。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今、部長がおっしゃったとおりに国の支援金の部分で、何で受けられないのかが分からないという事業者が数多くいらして、結局諦めるわけですよ。これを諦めることは、この分での申請はしないということになってくるわけですから、これだけ18億の予算をつけてやったわけですので、今あるように、今の時点で3000社でしかないということを考えると、１万1600ということを皆さん対象にしたわけですから、このことはやっぱり県独自で、切り替えてでもやるべきだというふうにも思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、生活困窮者住居確保給付金の実績状況、伺わせてください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　新型コロナ対策として対象を拡大しました住居確保給付金の実績、これは特例的な扱いが認められました令和２年の４月下旬から今年の８月末までの支給状況でございますけれども、新規支給決定件数が4092件、支給決定額が約９億200万円となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　いろんな支援金があるんですよね。沖縄県のこの支援の部分での生活困窮者自立支援制度ということで数多く制度があるんですけれども、大まかでいいですので件数等お分かりでしたらお答えください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　生活困窮者自立支援事業には様々なメニューがございますが、その主なものといたしましては、相談支援事業、これは相談を受けまして、個々の皆様の事情に沿った支援プラン等を立てて、寄り添い支援を行っていく事業でございますが、こちらのほうが令和２年度の実績で

２万7510件、これは令和元年度の6.8倍になっております。また、答弁申し上げました住居確保給付金に関しましても、令和２年度という年度で区切りますと、3376件ということで、令和元年度の約28倍になっておりますし、またこのほかにもいろいろございますが、例えば家計改善支援ということで債務整理のお手伝いですとか、生活に必要な資金――生活福祉資金の紹介、つなぎなどを行っている事業もございます。これが141件ということで、様々な事業を総合的に実施して、生活困窮者の支援に当たっているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これだけいろんな事業、そして相談件数が２万7000というのが多いのか少ないのか、僕はちょっと分からないんですけれども、周知的にはどうされているんですか、これ。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県のホームページ、広報媒体等を通して周知をしているほか、これは11市と町村部は分けて管轄しておりますが、県管轄の町村部には各町村に戸別配布をできるようなパンフレットをお願いして、例えば村の広報誌などに挟んで各戸に配送していただくような取扱いをして、周知に努めているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　先ほども県と市町村の連携ということがありましたので、こういう支援の分でも、皆さんもこれは市町村と連携を取りながらされているということでしょうから、しっかりとこの周知――本来必要としているところにしっかりとその支援が行き届くということをぜひお願いしたいと思っています。

次に、自主財源の確保に向けてということで、私、うたわせてもらっているんですけれども、ふるさと納税、それと企業版ふるさと納税の実績と取組状況を聞かせてください。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

本県のふるさと納税の令和２年度実績は、10億9088万3000円となっており、前年度の実績１億8883万3000円と比べると、９億205万円の増となっております。その主な要因ですが、首里城火災復旧・復興支援寄附金が前年度に比べ８億6924万2000円増加したことによるものでございます。ふるさと納税の受入れにつきましては、ポータルサイトやワンストップ特例制度を活用することにより、決済手段の多様化や手続の簡素化など寄附者の利便性の向上に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　県内市町村におけるふるさと納税の令和２年度の実績は、67億3000万円となっており、前年度64億9000万円と比べ、２億4000万円の増となっております。県は市町村に対して、さらなる活用促進に向けた優良事例の紹介等を行っております。また、企業版ふるさと納税の実績については、これまでに子供の貧困対策への寄附として、２社から合計200万円を御寄贈いただいております。沖縄県への寄附の呼びかけにつきましては、県ホームページへの掲載に加え、東京・大阪等の県外事務所でパンフレットを設置・配布しており、今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めた上で、企業訪問などに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　企業版が、なかなかこの寄附の額が伸びてないと。そのお願いに行けないというところもあるんですけれども、この企業版は子供の貧困と首里城に対する火災復興というこの二本立てにしているわけですよね。このコロナで疲弊する我々沖縄経済に対しての部分を、その企業版のふるさと納税に追加してやっていくという考えはないでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　企業版のふるさと納税は、その寄附を行う代償として、経済的な利益を受けることが禁止されております。したがいまして、寄附をする側の企業、この方々の行っている事業と寄附を受けた県としてどういう事業に活用するかという、このマッチングといいますか、すり合わせ等も必要になってくるところでございます。今現在、子供の貧困対策、子育てセーフティーネットの充実、児童生徒の学習支援、離島過疎地域の定住条件の整備、それから首里城等について受けられる状況にありますが、必要に応じてこの計画の認定の変更を検討したいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ぜひこれは国と調整しないと、国の了解を得ないといけないというところもありますので、ぜひ頑張ってほしいなという分と、ふるさと納税、沖縄県だけで10億と、全体的に70億近くのふるさと納税が、返礼品の部分があるんですけれども、これ例えば返礼品の額、大体どれぐらいの部分で使われているんでしょうか。収入の――例えば泉佐野市でいろんな問題があったんですけれども、５割はこの返礼

品に使っているんだとか、事務手続があると。沖縄県はどうなっているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　議員おっしゃるとおり、この寄附をいただいた額の５割以上を経費にかけてはならないという決まりがございます。令和２年度の市町村のふるさと納税の状況ですけれども、先ほど申し上げた受入れの実績が67億円、これに対しまして、返礼品に係る費用としまして32億円、５割以内ですけれども、５割弱が返礼品等にかかっている費用となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　考えようによって、１万円の寄附をもらうために5000円使うわけですよ。ところがこの5000円の部分というのは、返礼品ですので、各地域の皆さんのその事業、事業をやっている沖縄のその物が送られるわけですから、事業者にとってこの使い方はいいわけです。ところが我々は他府県と違って輸送費があるわけですよ。この輸送費の部分をしっかりと見てくれということを国に要請するべきじゃないですか。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄県は離島県でございますので、ほかの団体と比べまして返礼品の送料、これがかさむという事情がございます。そこで九州各県の状況についても今、調査をしているところで、総務省に対しては、この地理的な不利性があるという特殊な事情を勘案して、基準の見直しについて申入れを行っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ぜひこのことも国にしっかりと要請をする中で、このふるさと納税が地域の活性化、市町村の活性化に役立つ予算にしていければなというふうに思っております。

　次に、ワクチンパスポート等、国がいろんな形でやろうとしているんですけれども、マイナンバーカードの活用について､交付状況と取組を聞かせてください。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　本県のマイナンバーカードの交付率は、全国平均38％に対し、約30％となっております。同カードの普及については、市町村における夜間・休日申請受付のほか、県と市町村との連携による出張申請、それから県民向けの広報等を実施しております。マイナンバーカードのさらなる利便性の向上に向けて、国は、同カードを活用したワクチン接種証明のスマートフォン搭載の検討、行政手続のオンライン申請等を進めており、県としましては、市町村への情報提供や行政手続オンライン化の取組支援も進めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、今お話があるように、全国では約38％になる。沖縄県の今、９月１日現在の沖縄県の位置となると、全国最下位なんですよ。29.5％という位置にしかいないと。先ほどもありましたように、このワクチンパスポートをどうするんだというところがあるわけですから、やっぱりそういった部分のワクチンパスポートを促す意味で、このマイナンバーカードをどのような形で取得を――各市町村にお願いをしながらやる。これからまた各市町村も地域振興券だとか、いろんな形でこの経済を活性化するためのウイズコロナに向けての支援策をやってくると思うんです。この地域振興券をやっぱりそのこと取得するためには、このマイナンバーカードも一緒に取得してくださいよという促し方も必要だと、知恵を絞る必要があるというふうに――そう言っている私が持っているかと言ったら持っていないんですけどね、その分は。ぜひそういう知恵を出すべきだと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　マイナンバーカードについては、今後もさらなる利便性の向上に向けた取組が進められるところでございます。現状でもコンビニにおいて住民票の写しであったり、印鑑登録の証明書――これは11市に加えて６町村、17市町村にあっては、こういうコンビニで証明書の交付、サービスが受けられる状況にございます。また、運転免許証を持っていない方、学生の方についても取得できますので、公的な身分証明書としても活用できます。令和６年度からは運転免許証との一体化も可能となりますし、健康保険証としての利用もできるようになります。こういう様々な利便性の――使い勝手がいいマイナンバーの広報に力を入れていきたいというふうに考えます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　国は10月１日、デジタル庁もスタートしていくということを考えると、なかなか個人情報の観点かなというところの大変難しさ、この漏えいの、セキュリティーの問題だとか数多くあるんですけれども、韓国はもう日本の５倍進んでいると。給付をいろんな形でやったら、韓国はもう５日で終わるということを考えると、我々は今の時代どういう形でやっていくのか。これからこの格差をなくすためのこの貧困の分での、ベーシックインカムだとかいろんな問

題があるわけですよ。そういった給付のやり方ということを考えると、やっぱりそういう意味でのマイナンバーを活用するような形での、我々の社会貢献の在り方というところもあるはずでしょうから、ぜひその辺もしっかりと周知含めて、ワクチンの加速じゃないですけれども、このマイナンバーも沖縄がどこよりも交付率が上がっているということになるようにお願いしたいと思っております。

次に、新たな振興計画についてですが、基本方向に新たな振興計画はどのように反映されているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先月、国が公表しました新たな沖縄振興策の検討の基本方向においては、県と市町村が強く求めていた一括交付金や高率補助制度の継続、跡地利用推進法の延長・拡充等が盛り込まれたほか、子供の貧困をはじめ、教育、産業の振興、社会資本整備、離島の振興など多くの分野に係る沖縄振興策が示されたものと認識しております。一方で、沖縄振興特別措置法の法的措置を講ずる期間が示されていないことや、沖縄振興における車の両輪として大きな役割を担う沖縄振興開発金融公庫の現行組織の存続についても示されておりません。

県としましては、法的措置を講ずる期間を10年とするよう求めるとともに、同公庫の現行組織の存続について、経済界からも強い御要望があることから、沖縄県の総意として引き続き国に求めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　(2) 番目の概算要求に関する県の要望にという分は、取下げをしたいと思っております。

この内閣府が示した基本方向の分の、この競争力強化・生産性向上のための横断的な取組という中で、エネルギーがあるわけです。このエネルギーの中で、県のほうもエネルギーのものを示した分があると思っていますけれども、この中で畜産廃棄物やサトウキビなどを活用したバイオマス発電や、住宅及び営農型太陽光発電の再生可能エネルギーを最大限導入していくということ、そしてまた石炭火力発電のバイオマス転換等を支援していくということでの、エネルギーのものが、文言がこの基本方向ということでうたわれているんですが、これ県の分との合致はどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時13分休憩

午後０時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　いいです。

これは、この１次産業を含めた部分のエネルギーも活用をしないと、商工労働部長がやった18％、これには到底及びませんよと。だから１次産業もしっかりと組み入れてやらないと駄目ですよという分が、県が出したわけですよ、最後に謝花副知事が。その分は蓄電の今、八重瀬町でやっている部分の話だとか、サトウキビを活用したこのゆがふ製糖の部分の話だとか、そういったことをエネルギーで活用しようということが、今回の内閣府のこの基本方向でも示されているということになりますので、これを踏まえて商工労働部長、エネルギーのものは国がこういうことを踏まえている、どうなんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

再生可能エネルギーの導入促進に係りまして、県としましては、クリーンエネルギーに係る税制支援制度を要望いたしました。新規の税制という形では認められておりませんけれども――認められていないといいますか、創設されておりませんけれども、産業イノベーション特区――特区といいますか、促進地域制度ということで、その部分に再生可能エネルギーに係るような優遇措置といいますか――が盛り込まれておりまして、そこを最大限活用していくことが必要であろうというふうに考えております。我々としてはその再生可能エネルギーの部分に今、議員御指摘のバイオ、そういった部分が幅広く読み込めるようなことを内閣府と調整してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕はこの７割近くがまだ石炭火力発電である沖縄電力が、このバイオマス転換をするということは、大変大事な分があると思っていますので、この支援を国がしっかりとやっていくということは重要な分になると思っています。この辺をしっかりと取れるように、我々今度の振興策は頑張っていかないといけないなというふうにも思っております。

次に、(3) 番になりますが、沖縄・地域安全パトロール事業の実績と継続についての見解をお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

沖縄総合事務局に確認をしたところ、沖縄・地域安全パトロール事業の実績は、平成30年度が365日、令和元年度が366日、令和２年度が363日となっております。また、報道によりますと、平成28年６月から令和３年６月までの同事業による県警への通報は1667件で、75.4％に当たる1258件が泥酔者対応であり、

米軍関係者に関する通報は0.6％の10件とのことです。令和４年度予算概算要求におきましても、令和３年度と同額の７億3000万円を計上しており、引き続き青色パトロールカー100台規模で事業実施を予定しているとのことでございます。

同事業につきましては、平成28年４月にうるま市で発生した米軍関係者による女性殺害事件を契機に、沖縄県民の安全・安心の確保を図ることを目的として実施されていると承知をしておりますが、事業継続につきましては、効果等を踏まえ、実施主体である国において検討されるべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、これは沖縄振興策予算に組み込まれているわけです。次年度の概算要求にも７億3000万円が組み込まれているわけです。うるま市の事件があったということで、当初、その分では米軍関係の犯罪抑止が事業目的というふうに思ったんですけれども、そうではなくて、今、防犯パトロールは、沖縄県における犯罪抑止を目的とすると。特定のものを対象としているものではないというふうに変わっているわけですよ。役割終わってないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

當間議員から御指摘のありましたとおり、青パトによる防犯パトロールにつきましては、犯罪防止と沖縄県民の安全・安心の確保を目的に実施しているものであり、特定のものを対象としているわけではないということでございます。加えて、沖縄総合事務局によりますと、犯罪の抑止及び沖縄県民の安全・安心の確保を目的とするこの事業の性質上、その効果を定量的に示すことは困難であるということでございますけれども、地元住民からはパトロール隊に対し、見守ってもらって安心するといったような激励や感謝の言葉も寄せられているというようなことでございました。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今、玉城議員が「聞いたことがない」と言っていました。

本部長、これ沖縄県における犯罪抑止の目的として実施するもので、特定のものを対象に行うものではないと。これだけの７億3000万円、一時期は８億の予算を年間投じてやったわけです。沖縄県の犯罪はこの青パトで抑止されたというふうに考えられていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　他機関における活動でございますので、その効果等につきましては、そこで御判断いただければと思っております。

我々としましては、こういった沖縄・地域安全パトロール隊につきましては、効果的なものになるよう犯罪の発生状況に関する情報の提供とか、パトロールを実施するに当たっての留意点、着眼点を教示するなどしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この内訳を見ると、ひどいんですよ。警備会社に委託ということで、以前４億近く、この１社の警備会社にこの委託をするわけです。新聞等にもあるように、この隊員は車から降りずに見守るだけと。国が沖縄県で８億投じた青パトの防犯効果に疑問だということで新聞等も出てくるわけですよ。

本部長、沖縄県の自主防犯だとか、この少年犯罪、非行の抑止に対する予算は幾らですか。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　県警のこの自主防犯に関するいろんな備品・消耗品の貸与とかに関する予算、これは令和３年度で合計319万8382円でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　それにかけたほうがいいわけですよ。300万――400万にも足りないわけですよ。知事、今の防犯のもので300万しかないような予算でやるぐらいだったら、この自主防犯に予算を振り分けてくれということを国に要請されたほうがいいんじゃないですか。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　どのような事業であれ、やはりその効果は検証されるべきであろうというふうに思いますし、私もかつて衆議院のときに、この青色パトロールについては、米側に対する抑止効果なのか、あるいは警鐘を鳴らすのか、そのことがなかなか伝わっていないのではないかということも質問させていただいたことがあります。つまり、当初の目的から非常に外れた形になっているのではないかということですよね。ですから、どのような事業であっても効果を検証し、その予算等、内容等については、しっかりと精査するべきであると。その上でまた地域防犯に対するあるべき事業と予算の形というものも、また検討されるべきではないかと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　税金を使うわけですから、やっぱりそれはしっかりと効果を出していくということを国に

しっかりと要望されてください。よろしくお願いをいたします。

(4) 番の――申し訳ございません。情報通信は取下げをさせてもらいます。

(5) 番目の世界水準の観光リゾート地にふさわしい沿道景観形成に向けた取組と関係機関・企業との連携について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　県では、沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインに基づき、適正な雑草管理に取り組んでおります。街路樹については、今年度、新たな取組としまして、良好な沿道景観形成のための街路樹のあり方計画の策定に着手をしております。計画策定においては、国・市町村・関係機関等と技術的な情報提供や意見交換を行い、世界水準の観光リゾート地にふさわしい良好な沿道景観形成に向けて、連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長もジョギングされるかウオーキングされるか分からないんですけれども、私の金城地域、もう草ぼうぼう。もう、全然刈られていない、１年余り。それじゃ今、言われたんですけれども、皆さんの道路植栽管理に関する予算の推移、これ教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時23分休憩

午後０時23分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

県単道路維持費の中で、植栽管理に係る部分でございますけれども、平成30年度が約6.5億円、平成31年度が約6.5億円、令和２年度も6.5億円、令和３年度が約６億円となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　いろんな害虫で、去年度からその害虫駆除ということで、皆さん、このアカギだとか伐採をしていると思うんですけれども、この予算は別予算ですか。この予算でどのくらいかかっているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時24分休憩

午後０時24分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今、議員から御指摘のありました、昨年度から出ているヨコバイによる被害に伴います伐採につきましては、先ほど申し上げた予算の中に込みでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　込みということは、この害虫駆除で伐採をする予算に全部振り向けられているわけですよね。もしかしたら、半分近く振り向けられているかもしれない。だからこそ、今言ういろんな県道含めた部分が、主要な道路にしても草ぼうぼうになっているということは、決してあってはいけないと思うんですよ。この景観条例で――沖縄はこれからまたウイズコロナで観光客の皆さん、多くの皆さんにお越しになってもらわないといけない。この中で我々沖縄の道路は、もう至るところが草ぼうぼうだということはあってはいけないと思うんですけれども、知事、その辺の対策はどう取りますか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　議員御指摘のとおり、近所の――何といいますか、街の中の道路に関しても非常に草ぼうぼうしているという実体験に基づく御発言がありますけれども、我々としましても、やはりこれからめり張りをつけた道路管理ということで、特に観光地に向かうそういった重点路線を定めまして、今後とも効率的、効果的な維持管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長も草ぼうぼうしている認識があるんだったら、早くやりましょう、その辺。予算づけをしっかりとお願いしたいと思っております。

次に、首里城再興についてでありますが、首里城正殿等の火災保険に係る保険料の支払いについてお伺いをいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　令和３年５月に、保険会社から合計70億500万円の損害保険金等の支払いがございました。正殿等建物13棟及び展示品などの什器一式に対しまして、上限70億円の損害保険金の支払いがあり、内訳は国に対して約63億円、美ら島財団に対して約７億円となっております。また、臨時的に生ずる費用に対して上限500万円の支払いがあり、内訳は国に対して約450万円、美ら島財団に対して約50万円となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　国にこれだけ63億の保険金が下りたと。今回、首里城の復興基金で我々沖縄県はどのような形でこの正殿に使おうという、概算予算というの

はどのくらいなんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時27分休憩

午後０時27分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今年度の概算ですけれども、約24億円を予定しております。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ありがとうございます。

本来出すべきではないというふうに思っております。

次に、国営沖縄記念公園の管理における国有財産使用料の納付状況、お聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　都市公園法施行令に基づきます公園施設の使用料としまして、指定管理者から固定納付金として徴収し、当該徴収額を国に対して納付しております。令和２年度は、約3200万円を納付したところです。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　補正予算で我々沖縄県一般財源から今度3600万、そして水族館の部分で約４億7000万、我々一般財源から出しているわけです。本来、それはあっては駄目だというふうに私は思っているんですけれども、知事、施設管理安定に関する要望を出されましたね。その分での、その使用料の減免をしてくれということで。知事、今回も国にその減免要求をすべきじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今年の２月に、国に対しまして、使用料等の減免に対して要請を行ったところでございます。今年の上半期にも同様に国に対して使用料等の減免について要請をしたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　次に、首里城再建に向ける建設資材調達における県内企業優先発注についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　県内企業優先発注につきまして、お答えいたします。

首里城の復元につきましては、国営公園事業者である国で建築工事等を発注することとなっております。発注に当たっては、設計金額が高額であることから、世界貿易機関が定めました政府調達に関する協定に基づく、いわゆるＷＴＯ調達となる予定でございます。県におきましては、県内外から寄せられた寄附金を活用して、首里城復元の木材の一部及び赤瓦を調達することとしております。発注に当たりましては、国の技術検討の成果を基に、県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用しまして、県内技術者の参画や県内企業が参入できる調達を行っているところあり、引き続き県内企業への優先発注を検討してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、今度のこの首里城再建に向けては、知事は魂を入れるということになるわけですので、造る側は全部本土企業だったと、資材も全部本土のものだったということにならないように、知事、国にこの首里城の再建に向けては、ぜひ県内企業へ優先的に発注をかけてくれということを要望すべきじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県内技術者の方々からの要請も行われたということもありますので、そういう技術者の方々の参画、それから県内企業が参入できる調達など、県が取り得る努力もしっかりと頑張っていき、また国に対してもできるだけそのような方向性を示していただくよう求めたいと思います。

○當間　盛夫君　ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時31分休憩

午後１時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　一般質問を行います。

立憲おきなわ、崎山嗣幸です。

よろしくお願いします。

まず１番目でありますが、辺野古の変更申請についてであります。

沖縄防衛局から提出されております設計変更申請でありますが、現地に広範囲の軟弱地盤があり、基地建設は不可能との県民意見が数多く提出されております。まさしく不承認にすべきであります。県は、環境保全及び災害防止、地盤の力学的調査など厳正に審査しているとのことでありますが、県民意見の主な内容、審査の概要、判断時期等を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

公有水面埋立変更承認申請書に係る利害関係者の意

見としては、「軟弱地盤や活断層があり、基地建設は不可能です」、「沿岸海域の貴重なサンゴやジュゴン等の生物が危機にさらされます」等、約１万7800件の意見は全て否定的な意見となっております。

県では、ジュゴンへの影響や地盤の力学的調査の必要性等について、環境保全及び災害防止に配慮した計画になっているのか、厳正に審査を行っているところであります。なお、処分の時期については、審査状況等を踏まえ判断することとなります。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　ありがとうございます。

県民の中から、約１万7800人という否定的な意見が数多く寄せられているということでありますが、まさしく軟弱地盤、活断層があるということで、多くの県民から、ここで基地建設は不可能であるという意見が寄せられているとのことでありますが、県は、この県民の世論を反映したような声をどのように生かしていくのか、反映させていこうというのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　現在、公有水面埋立法にのっとった形で審査を行っているところではございますけれども、約１万7800件の意見につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地盤改良やジュゴン等環境への影響に対して懸念があると。そうした意見に関しましては、利害関係者の強い懸念があるものと受け止めております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　どう生かすのかと聞きたかったんですが、まあいいでしょう。

変更申請、不承認にした場合の展開でありますが、国の県への対抗手段としては、どのようなことを想定されて、今審査をされているのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時53分休憩

午後１時53分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

これまでの国の対応を見ますと、行政不服審査法に基づく審査請求というのを防衛局が国交大臣に対して行うのではないかというふうに考えております。それ以外にも、行政事件訴訟法に基づく是正の指示等いろいろありますけれども、県としましては、いずれにしましても、現在土建部において厳正に審査を行っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　これまでの裁判の関係も含めて、入り口からというのか、門前払いするということの法廷闘争もあったのに、今おっしゃるように、不承認としたときに行政不服審査請求とかその他、あらゆる機関の中での議論が起こってくると思います。そこに過去の経験から想定されるところに対して対抗し得る手段というのか、法廷闘争も含めて、世論喚起も含めて、施策展開することを持っていたほうがいいと思いますが、その考えはどうなのかを再度お聞かせ願いますか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　この件についてはいろいろ庁内で議論しておりますけれども、この部分については慎重に、また様々な方々から御意見も伺った上で、しっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　ぜひとも戦略を練って、不承認をしたときの国との対抗、どうし得るのかについては、県民のバックアップを受けてぜひ前進させてもらいたいと思います。

それから判断時期でありますが、慎重に検討するとのことですが、判断時期のタイムリミットをいつ頃と想定されているのか、それをお答え願います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　先ほども答弁させていただきましたけれども、処分の時期につきましては、審査状況等を踏まえ判断することとなっておりますので、現時点で具体的な時期について言及することは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　いつ頃こういう目安というのか、判断を出す時期についてはあるんじゃないんですか。検討しているという意味では。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　すみません、繰り返しになりますけれども、現時点で具体的にいつ頃ということをお示しすることは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　今は示せないいろんな条件というか、要件があってのことだと思いますので、先ほども含めて変更承認申請については、大きな根幹だと思いますので、ぜひそこは不承認を出し得るしっかりした論拠を持ってもらいたいと思います。

次行きます。

２番目、サンゴ移植の件でありますが、沖縄防衛局

は、サンゴ移植、約４万群体を県の指導を無視して強行しました。それに対し県は撤回をしましたが、農水省が執行停止をかけて移植工事を再開しています。県は、移植を高水温時、台風シーズンを避け、生存率を高めることの条件を付したと思いますが、まず防衛局は県の指導にどう弁明したのか伺いたいと思います。それから、過去の高水温時期、台風シーズンでの移植生存率はどうなっているのか、あるいは変更申請が不承認になれば、サンゴ移植は無駄にならないか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　沖縄防衛局の回答でございますけれども、まずは、水温が高く台風の来襲が見込まれる時期である７月にもかかわらず移植を行っており、条件に違反していると県が指導したことについて、沖縄防衛局は、このような指導は事実には基づくものではなく、許可した処分そのものとも矛盾しており、何ら法令上の根拠に基づくものではないと反論をしています。また今回、許可されたサンゴ類の移植については、水温を含め作業当日の現地の状況を確認の上、申請書に記載のとおりサンゴ類への影響に配慮して、適切に移植を実施していると弁明しているところであります。

３も……、休憩ちょっとお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時58分休憩

午後１時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○農林水産部長（崎原盛光君）　過去の移植後の生残率についてお答えいたします。

高水温期の移植について、サンゴ移植の専門家である大久保奈弥氏が阿嘉島等において調査した研究論文によれば、２月に移植された移植片は全て生き残ったが、７月に移植した移植片はどれも生き残らなかった。７月に移植された移植片の生残率が低いのは、移植後の異常な高温が原因である可能性があるとの報告があります。また環境省が2004年に発行した「日本のサンゴ礁」によれば、生残率は温度に逆相関し、移植のストレスに加え白化も起こりやすいので、高水温期には断片の死亡率が高くなるとされております。さらには、那覇空港滑走路増設事業で移植したサンゴ類が台風による被害を受けたほか、竹富南航路整備事業では、平成26年の８月から９月にかけて移植をした3196群体については、その後の高水温により移植したサンゴ類の大半が死滅し、移植したサンゴ類の被度が１％未満となったとの報告もございます。

続きまして、変更申請が不承認となった場合の対応についてお答えいたします。

県はこれまで、変更承認申請について不承認となれば当初の設計の概要に従って工事を実施して埋立工事を完成させることができなくなり、それ以前に、埋立工事の実施のためにサンゴ類が移植されていれば、その移植は全く無益になされたこととなることを主張してきたところであり、先般の関与取消訴訟の最高裁判決の中において、２人の裁判官からは、県の主張を全面的に認める内容の反論が出されたところであります。しかしながら判決としましては、変更承認を受けていない段階にあっても、当該変更に関する部分に含まれていない範囲の工事については、適法に実施し得るとし、護岸工事により死滅するおそれがある以上、サンゴ類を避難させるべく別の水域に移植する必要があるとしているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　サンゴの移植が極めて難しいというのか、生存率が、そこを物語ったと思いますが、水産資源保護法の趣旨とか、あるいはまた県の漁業調整規則に基づいて県のサンゴ移植マニュアルがしっかり作成されていると思います。そして県のサンゴ移植マニュアルの中で、移植の時期については明確にされているんですよね。この中では生存率を高めるためには高水温の時期、繁殖の時期、台風、季節風の吹く時期、波浪、降雨による塩分の低下によってサンゴの損傷を与えるということで、この期間についてはサンゴの移植は好ましくないということが県のサンゴ移植のマニュアルです。これは法に基づいて県のマニュアルはつくられているんですよね。県の漁業調整規則に基づいているし、そこはしっかりしたマニュアルだと私は理解をしています。

それから過去５年間の気象データの中でも言われているように、８月から９月10月あたりは、台風が10個も来ているデータを聞いていますし、それから東側海岸の水温も７月19日から９月は平均29度、16日から８月５日は最高30度というデータを私は聞いているんですが、そういう中でのサンゴの移植は極めて難しいですよということが移植マニュアルだと私は思っています。それで、こういった時期、サンゴに与えるダメージも大きいということを私は思っていますが、水産資源保護法はサンゴ類の保護培養を図るとされておりますが、サンゴの特別採捕許可の目的と役割、これは目的と役割があって勝手にサンゴを採ってはいけないわけですよ。サンゴの特別採捕許可というのは、

目的と役割があって制定されているんでしょう。これはサンゴの移植の意味をしっかりやらないと、極めて――ただでさえサンゴの生存は難しいのに、そういった意味でもむやみやたらにやったらいけませんよというのが、私はこの時期だと思いますが、この役割と目的を再度答弁お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　サンゴの特別採捕許可についての目的や役割等についてお答えいたします。

沖縄周辺海域における造礁サンゴ類は、水産資源としての価値はもとより、亜熱帯海洋性特有の漁場環境をなす、水産資源の保護培養上、重要な生物であります。そのため沖縄県漁業調整規則の規定により、原則として造礁サンゴ類の採捕が禁止されております。先般の関与取消訴訟の判決では、沖縄防衛局からの申請の目的は、移植したサンゴの生残率をできる限り高めるにあるとの判断が示され、事業によって失われるサンゴ類を移植する場合でも、そのサンゴ生残率をできる限り高めることが求められているところであります。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　この水産資源保護法の趣旨目的をしっかり防衛局もあるいは裁判所もそれを認めているわけですよ。サンゴ移植の生存を高めるためだと言っているわけだからそこに従うべきだと私は思うんですね。この時期は、データからも時期的にもサンゴ群体の減少・白化・死滅していることが分かると私は思いますが、2018年のハマサンゴ９群体も結局５群体が２年後には死んでいたということが、これもずっと言われておりますよね。それから、水産庁も2019年サンゴの増殖技術検討委員会の中で有識者の発言なんですが、県内、30万株をこの移植をしたと。全体ですよ、県内。その中で４年後には生存率は、たった20％以下であると言われているんですが、これほどサンゴの移植が難しいということのデータだと思いますが、これはこの水産庁の有識者が発言をしている県内のサンゴの生存率は、30万株に対する４年後、20％というのはそのとおりですかこれは。答弁お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　水産庁のサンゴ増殖技術検討委員会の委員長である大森信氏は、水産庁が平成31年３月に作成した改訂有性生殖によるサンゴ増殖の手引きの前書きにおいて、これまで沖縄で移植、あるいは移設されたサンゴ群体は30万株を超えるが、多くのサンゴの植え込みは、４年後の生残率は20％以下であると述べているところであります。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　県はこの間、防衛局といろんな論争もある中において、県の主張が本当に明確に正しいかどうかということ含めて確認しようと思って、皆さんはこの国の環境監視等委員会に公開質問状を送っていますよね。この公開質問状は、今までずっと言ったこと自体が、県のマニュアルに沿って指摘されたものが正しいということを環境監視等委員会にただすということの目的と役割があるのか、あるいはこの環境監視等委員会に公開質問状を送っている目的と役割というのか、皆さんの。それはどう考えているかお聞かせ願います。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　沖縄防衛局は水温が高く台風の来襲が見込まれる時期である７月29日に移植を開始しました。このような時期に移植を開始することは、専門的・技術的知見に照らし、移植サンゴ類の生残可能性を低下させるものであり、もはやサンゴ類の避難措置という目的に照らして適切なものとは判断されず、いたずらにサンゴを死滅させるおそれのある行為であり、水産資源の保護培養に資する行為であると言えないところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　ぜひともしっかりと幾つかの問題点を環境監視等委員会に公開質問状を送っているわけだから、皆さんの主張に環境監視等委員会がどういうふうに返してくるのか、それをしっかり捉えて、環境監視等委員会から防衛局への指摘も含めてぜひこのことを生かしてもらいたいと思います。この環境監視等委員会に皆さんが公開質問状を送って、改めてその後の根拠にして、再度防衛局に行政指導を行うという考えなのか、あるいはまた世論にというのか、これを盾にやっぱり県のマニュアルどおり正しかったということの立証をするということになるのかどうか、その２点をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　県としましては、環境監視等委員会への公開質問について回答があった場合、その内容を確認した上で、必要に応じて行政指導を行うなど、対応を検討するということを考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　せっかく公開質問状を送っているわけだから、県の正しさが実証されるように、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時９分休憩

午後２時９分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○崎山　嗣幸君　新型コロナ感染症でありますが、県内でもワクチン接種が進んでおりますが、いまだに感染症は変異ウイルスの発生など予断を許さない状況にあると思っております。その中で重症者、あるいは死亡者が出るなど、まだ深刻な事態だと言えると私は思います。重症化を防ぐ療法として、抗体カクテルや治療薬イベルメクチンの効果が言われておりますが、県としての評価と実用化の検討がどうなっているか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　抗体カクテル療法に用いられている中和抗体薬につきましては、令和３年の７月19日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されておりまして、９月10日時点において、県内30の医療機関が国から配分を受けて必要に応じて対象となる患者に投与されており、効果を上げていると考えております。医療現場において活用が進んでいることから、その効果についても一定の評価が得られているものと認識しておりまして、県としましても、患者の重症化を防ぐためには効率的な活用を進めていきたいと考えているところでございます。

○崎山　嗣幸君　イベルメクチンは。

○保健医療部長（大城玲子さん）　なお、イベルメクチンについては、国が示す新型コロナウイルス感染症診療の手引きというものがございますが、それによると、現時点においては国内における治験では改善効果は確認されていないというふうな記載がされているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　抗体カクテルは、県でも30医療機関で投与しているということで言われておりますが、抗体カクテルの確保量と体制整備に課題があると言われておりますが、これは大丈夫ですか、お聞かせ願います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時11分休憩

午後２時11分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　抗体カクテルにつきましては、必要な医療機関が申請をしまして国のほうから確保をして送られてくるという形で、今投与がされているということでございます。

○崎山　嗣幸君　十分かということ。

○保健医療部長（大城玲子さん）　こちらから希望する分は今のところ届いているものと認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　イベルメクチンでありますが、日本でも重症化を防ぐ治療薬として、イベルメクチンが医者と患者が同意して投与する適応外ということで使われているということを言われているんですが、医者と患者が同意すればこのイベルメクチンを使ってもいいということで、国もそういう方法を言っているんですが、これの評価については再度答弁できますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時12分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　イベルメクチンにつきましては、抗寄生虫薬でございまして、現在国内において医師の主導及び企業による治験が実施されていると認識しています。最新の比較試験では、イベルメクチンによる治療法は標準治療やプラセボといって偽薬によるものですが――と比較して軽症患者における全死亡、入院期間、ウイルス消失時間を改善させなかったというような報告が、先ほども申し上げましたが、診療の手引きにございます。そのような評価がなされているというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　県内で使われているという事例は把握はされていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　イベルメクチンが使われているかどうかについては、県として把握はしていない状況です。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　じゃそれはぜひ東京とか、政府もそうなんですけれども、国会答弁の中でも適応外ではあるんだけど使われているとの事例があるので、それは再度調査をお願いしたいと思います。

議長、次行きます。

首里城再建についてなんですが、首里城は沖縄の歴史文化の象徴として県民の中に根強くありますが、再建計画は県が主体的に関わっていくべきであると私も思います。再建の進捗、今後の管理運営体制、大龍柱の正面向き等、県の考え方を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　国の首里城正殿等の復元に向けた工程表におきまして、令和３年度は実施設計等を行うこととなっており、順調に進捗していると聞いております。首里城公園管理体制の構築に当たりましては、今年度から検討委員会を設置し、首里城公園の安全な管理体制の構築に向けて取り組んでおります。大龍柱の向きにつきましては、国の首里城復元に向けた技術検討委員会で学術的な立場から議論がなされるものと考えているため、議論を見守りながら結論が得られるのを見届けたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　今後の管理運営体制は、指定管理制度も含めて見直しを図ろうということの、検討委員会の中で議論があると思いますが、ぜひ県の責任とか、指定管理者の責任の問題もあるので、今後の管理運営体制についてはしっかりと議論を踏まえて、県が主体的に責任を持てるような管理運営体制をしいてもらいたいと思います。

それから、大龍柱の向きでありますが、県は陳情処理概要では、首里城再建に際し、大龍柱は正面向きに変更していただきたいとの要望があることを、国の技術検討委員会に伝えたとしております。しかし、県民の中には、県民主体な声が根強くありますが、国の機関に技術検討委員会に伝えるということではなくて、県が県の中に検討委員会を設置して、議論を深めて決定していくという手法、そのことによって、せめてもの沖縄の主体的な意見によって大龍柱の結論を得ることができれば、主体的という捉え方もまたできると思うんですが、これは検討することはいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　先ほど答弁でも申し上げましたけれども、国においての技術検討委員会の中で、やはり学術的な立場あるいは専門的な知見から大龍柱の向きについては議論をされるものだというふうに考えております。その首里城復元の技術検討委員会の、例えばワーキングチームの中でもメンバー以外の方も来ていただいて意見交換なども行っているというふうに聞いております。ですから、県におきましてそういった御提案のような意見交換の場については、現在のところそういった考えはございません。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　県民の中には正面向き、相対向きということですごい議論というのか、学者、知見者の中でやっているんですが、なかなか難しい問題と思うよ。これをそっくり国にどうなんですかと上げるのにも、やっぱり主体性がないのではないかと思われるよ。沖縄の歴史学者とか知見者そろえて沖縄で決めていくという意味では、いろんな資料というのが出ているようなので結論を出したほうがいいんではないかと私は思って、あまりにも県が国の技術検討委員会に投げるということについては、難しいというのか、問題だと思うんです。そこは、もしそうならばそうで、沖縄の歴史学者とか知見者をその中にぜひ入れながら決めていくということをやらないと、結論難しいんじゃないですかね。そこはいかがですか。国の、じゃめどというか、いつ頃までにこれは結論を出すかと。結論出さないと、再建の時期とかに整合性が取れないんじゃないですか。国はいつ頃までに結論を出す予定でしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　技術検討委員会でございますけれども、これまで、今年の６月までに６回の委員会、作業チーム等の開催を行っております。その中でもやはり大龍柱の向きですとか、新たなフランス海軍の写真等とかそういったものについて現在議論を行っているところでございます。その向きの最終的な決定につきましては、ちょっとこちらのほうで今現在申し上げることは困難でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　次行きます。

２番の自衛隊のミサイル部隊配備でありますが、防衛省はうるま市に地対艦ミサイル配備を計画し、2022年概算要求で予算案を計上しておりますが、与那国、宮古、石垣、次々と配備を続け、今回は沖縄本島うるま市に連隊本部を設置する動きをしておりますが、有事となれば沖縄は真っ先にミサイル戦争の最前線に立たされる危険性をはらんでいます。防衛省は中期防衛力整備計画に基づいて、配備方針を固めたとしておりますが、県はこのうちどのように対処するか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

自衛隊の配備につきましては、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。県としては、自衛隊の島嶼配備について地元の理解と協力が得られる

よう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、繰り返し政府に求めてきたところです。陸上自衛隊勝連分屯地への地対艦誘導弾部隊配備についても、概要は国からの提供資料で把握しておりますが、今後、詳細な配備スケジュールや弾薬の保管方法など、国に対し丁寧な説明を引き続き求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　この状況を知っているんだったら、丁寧な説明というのか、丁寧に説明すれば国がじゃやりませんということにならないと思うんですが、もう既に防衛省が概算要求も出して、180人の部隊の編成をすると言われているので、これはまさしく基地機能の強化であると私は思うんですが、こういう状況の動きに対して丁寧な説明を求めていくということだけで、国が、県がそう言っているからということで、これを取りやめるのかどうかについてはあり得ないでしょう。だからこれは政治的に、県が勝連の連隊本部というところに対して、ミサイル部隊に対して県がどうするのか問われているんだと私は思うんですが、これは政治的に知事としてこの見解を、県民はそういったことに対して県への信頼が揺らいでいくわけです。どういう立場なのかどうかについては。これだけ出て、もっと説明を求めていきますということでは納得しないと思うんですよね。知事これは、知事として政治的な立場を出してくれませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時22分休憩

午後２時22分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、住民合意のない自衛隊の強行配備は認められないというふうに考えておりまして、累次にわたり政府に対し、工事を一旦止めて、説明会を開催するなどの住民の理解を得ながら取組を進めるよう申し入れているところでございます。知事におかれましても、昨年10月７日に防衛大臣と面談した際にも同様な申出を行っておりますし、11月10日には、西部方面総監とも面談をしております。さらに今年７月２日の防衛局長との面談においても、しっかりと丁寧な説明を行った上で対応していただきたいということを申し入れているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　知事、これは答えられませんか。今、公室長で終わっているんだけれども、政治的な問題と思うんですが、知事としてやっぱり県民に対するメッセージというか、含めて答弁は知事からもらえませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど来、公室長が答弁をしておりますとおり、やはり住民の安全を最優先に考えるという意味では、住民の理解と協力が得られないミサイル配備は行うべきではないと私は思っております。他方で、専守防衛について国が計画を持つものであれば、それは憲法の範囲内においてのものであるというふうに一定理解はしておりますけれども、しかし、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている沖縄に自衛隊の兵力増強が重なってしまうと、沖縄県民としてはやはり非常に危険や不安の要素を持たざるを得ないということになりかねないと思います。ですから、国に対しては、さらに丁寧な説明を求めているということであります。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　もう一歩踏み込んでもらいたいということを要望して次のところに行きます。

３番の航空自衛隊の泡消火剤流出事故についてでありますが、去る２月には航空自衛隊那覇基地の水路下流から有機フッ素ＰＦＯＳが検出、９月には泡消火専用水槽から国の暫定目標値の最大9200倍に当たる高濃度のＰＦＯＳが検出されました。ＰＦＯＳは急性毒性、発がん性物質を含み、人体に害を及ぼす極めて危険な物質であると言われております。水路と水槽内の調査結果でありますが、まずこの水槽の調査結果を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　お答えします。

令和３年２月26日に航空自衛隊那覇基地で発生した泡消火薬剤流出事故について、防衛省は３月と４月に続き、５月と６月にもＰＦＯＳ等の調査を行い、その結果を９月３日に公表しております。５月と６月の調査結果の最大値は基地内水路上流が１リットル当たり72ナノグラム、下流が120ナノグラム、また消火専用水槽が46万ナノグラムとなっております。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　この航空自衛隊も暫定目標値を超えているということで認めているわけでありますが、しかしこれは原因が分からないと、しかしそういった意味で、県民も不安がっているわけですよ。県は現場確

認をして、これが早急にＰＦＯＳが処理をされているのか、処理をいつ頃するかについての確認は県としてすべきではないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　本年２月の流出事故は、ＰＦＯＳを含む泡消火薬剤からＰＦＯＳを含まない泡消火薬剤に交換した後の点検で配管が破裂したため発生したと聞いており、県は自衛隊に対し、再発防止の徹底等を求めております。また、消火用水槽から高濃度のＰＦＯＳ等が検出された件については、県から同基地に対して原因究明の実施と報告を求めたところであります。今後報告の内容は精査するとともに、那覇市と連携しながら、環境に影響を与えないよう必要な措置の実施を求めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　近くの住民から泡が出ているということで、私のほうにも連絡ありましたし、多くの市民、県民に不安を与えるような毒性の強いＰＦＯＳの管理がずさんであるということを含めて、航空自衛隊那覇基地には厳重に抗議をしながら、現場確認をして、処理がしっかりできるように県としては働きかけをお願いしたいと思います。

議長、終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　瑞慶覧　功君。

〔瑞慶覧　功君登壇〕

○瑞慶覧　功君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派てぃーだ平和ネットの瑞慶覧功です。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

去る９月18日は、しまくとぅばの日でした。２年前までは、玉城満さんにしまくとぅばにまつわる面白く深い話をたっぷり聞かせてもらいました。現在では、玉城知事をはじめ本島ユンタンジャの仲宗根議員、ナーファヌ翁長議員、ミャークヌ國仲議員、そして八重山の次呂久議員と大浜議員がしまくとぅばで挨拶されております。しまくとぅばの関連質問は最後にしたいと思います。

さてコロナ禍の中、７月23日に東京オリンピックが無観客で開幕されました。205か国と地域、難民選手団合わせて１万1000人の選手が参加し、史上最多の33競技339種目が８月８日までの17日間の日程で開催されました。テレビで開会式を見て感じたのは、初めて聞く国名や地域の多さでした。せめて画面の一角に地図で場所を示し、統一して人口や選手人数、特色などを放送してほしかった。ストレスがたまりました。やはり無観客での開会式は違和感を覚えました。そしてコロナ禍での史上最多の競技種目、個人的にはゴルフ、バスケット、サッカー、テニス、野球などプロの選手が参加する競技には疑問を感じました。それぞれの競技で既に世界レベルの大会が開催されており、グローバル社会に逆行しているのではないでしょうか。以前のようなアマチュア中心でいいと思います。あまりにも勝ち負けにこだわりすぎて、商業的になり広げすぎてオリンピック精神とかけ離れているように感じます。今回のオリンピックはコロナ禍の中、１年延期となり、収束しない中、緊急事態宣言下での開催を強いられ、国民の分断を生みました。要因は、新型コロナウイルス感染拡大だけではなく、招致のためのＩＯＣ委員への贈賄疑惑に始まり、エンブレム盗作疑惑、森組織委員長の女性蔑視発言、開会式提案者が女性タレントの容姿を侮辱する発言、音楽担当者のいじめ問題、演出統括者のホロコースト問題等、次から次に大会関係者の失態が明らかになりました。本当に情けない日本社会の現実です。改めてオリンピックを開催する意義について考えさせる多くの問題が突きつけられた今回のオリンピックだったと思います。

それでは質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

内閣府は、次年度以降の沖縄の新たな振興策について基本方向を発表し、一括交付金制度の継続を求めて初めて打ち出す一方で、県が存続を要望している沖縄振興開発金融公庫は引き続き検討として明確にしませんでした。基本方向は来年の通常国会に提出される新たな沖縄振興に関する法整備に向けた骨子と位置づけられるものです。

(1)、８月24日、内閣府は新たな沖縄振興策について基本方向を発表した。所見を伺う。

次に、８月26日、内閣府は2022年度の沖縄関係予算を10年ぶりに3000億を割り込む2998億円とする概算要求案を自民党の沖縄振興調査会に提示しました。これまで沖縄振興調査会は、離島振興と安全保障を関連づける表現はありませんでしたが、最近異常なほど多くなっております。このままでは、沖縄が戦争に巻き込まれるのではないかと心配です。

(2)、沖縄振興策と安全保障のリンク論について所見を伺う。

次に、台湾有事に米軍が関与すれば、米軍基地が集中する沖縄は最初の標的になり、自衛隊が関与すれば日本が標的になると軍事専門家は言っています。日経新聞の世論調査では、45％の人が台湾有事に米軍とともに行動する必要があるとしています。日米の高官レベルでも台湾有事対処が公然と議論され、菅首相

は、アメリカのメディアに台湾有事が発生した場合、台湾に近い沖縄を守らなければならないと発言しています。何を守るんでしょうか。守るべきは県民の命です。ならば日米の軍事基地を撤去すべきです。捨て石にされるのは御免です。台湾には、私の息子がおります。友人もおります。しかし決して戦争では守れません。

(3)、沖縄を犠牲にする台湾有事への日米共同対処について所見を伺う。

次に、６月16日、自衛隊や米軍基地周辺の国境離島などの土地利用を規制する重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律が第204回国会で議論が十分尽くされないまま、強行採決されました。本法案によって最も大きな影響を受けるのは、県土が国境離島にあり、多くの日米の軍事基地を抱え、全域が注視区域に指定されるおそれがある沖縄県です。

(4)、沖縄を狙い撃ちにした重要土地調査規制法が成立した。どのようなことが懸念されるか、所見と対応について伺う。

２、基地問題について。

(1)、跡地利用促進法について。

ア、2021年度までの時限立法、跡地利用推進特別措置法の概要を伺う。

イ、全ての基地が撤去されるまでの恒久法として制定し直す必要があると思います。軍転協の方針と所見を伺う。

３、ヘイトスピーチ問題について。

これまで何度かヘイトスピーチ問題を取り上げてきました。４年ほど前、翁長前知事に対し当時安倍首相との関係のあった森友学園の籠池理事長からインターネット上で、娘婿もシナ人、知事は中国の手先などとフェイクで中傷された件で名誉毀損で訴えるべきではないかと質問しました。翁長知事は、事実無根の話について反論するつもりはないとの答弁でした。知事は大変忙しく、フェイクに構う時間がなかったのだと思います。しかし今日、その矛先は玉城知事に向けられています。去る７月に行われた東京都知事選挙で、日本第一党の党首が中国大使館の前でマイクを握り、出てきた女性に対し、おいシナ人のねーちゃん、普通だったら石投げられて車燃やされて当たり前なんだおまえらと暴言を吐き、さらに矛先を玉城知事に向け、シナの工作員と発言したそうです。学識者によれば、玉城知事への発言は名誉毀損罪や侮辱罪に当たる可能性があり、その場合には知事自身の告訴が必要となるそうです。現実的には激務の中、翁長前知事と同じ心境だと思います。しかし県知事に対するフェイク、ヘイトスピーチは沖縄県民に向けられているのと一緒です。ウチナーンチュの誇りと尊厳を守るため、この問題にしっかりと取り組んでいくべきだと思います。

(1)、辛淑玉氏への名誉棄損認定について、経緯の概要と所見を伺う。

(2)、ヘイトスピーチ条例制定に向けた取組、進捗状況を伺う。

４、こども医療費無料制度について。

(1)、現物給付した市町村の現状と国民健康保険への国庫補助削減（ペナルティー）の状況と所見を伺う。

(2)、18歳までの医療費無料化を国制度として実現すべきである。所見を伺う。

５、沖縄の主体的な首里城再興について。

(1)、県は首里城再建の寄附金およそ53億円のうち約24億円を大龍柱や龍頭棟飾などの制作に充てることを沖縄総合事務局と覚書を締結しました。

ア、県はどこと協議・調整を行い、国側に何を申し入れたのか伺う。

イ、基金の執行額を確定するプロセスをオープンな議論（県議会、公聴会、討論会の開催）によって透明性のあるものにすべきではないか伺う。

(2)、首里城再建に県産ウラジロガシを使用するとのことだが、生態系に影響を及ぼすと指摘されています。今般ヤンバルの森は世界自然遺産に登録されました。厳格な環境アセスが必要である。所見を伺う。

６、外来種グリーンアノールの防除について。

(1)、グリーンアノールの由来と現状、生態系への影響について伺う。

(2)、捕獲作業の予算、工程、手法等、防除計画について伺う。

(3)、粘着トラップは在来種のトカゲやカマキリ等の希少動物も同時に捕殺しています。捕獲手法の改良が必要ではないか。所見を伺う。

７、しまくとぅばについて。

今日のマスコミ報道で、東京外語大学に沖縄語講座を新設するとのニュースがありました。

(1)、９月18日、しまくとぅばの日制定の意義、経緯について伺う。

(2)、しまくとぅばの普及の現状、取組について伺う。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　瑞慶覧功議員の御質問にお

答えいたします。

３、ヘイトスピーチ問題についての御質問の中の(2)、ヘイトスピーチ条例の進捗状況等についてお答えいたします。

先ほど、議員のお話にもありましたとおり、翁長前知事も御家族の件では、いわゆるフェイクニュースを真に受けたヘイトスピーチまがいの言動を受けたということがありました。私も実は、私の知事選挙のときもフェイクニュースを基にしたヘイトスピーチがあったということも認めておりますが、しかしそれらのほとんどファクトチェックされた後の結果を見ると、８割から９割がフェイクニュースであったということを後日聞かされたときに、非常にこの誤った情報によって間違った発言がされるということそのものも大きな問題があるというように、現代社会での深い深い根を感じざるを得ませんでした。

ですから、全ての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会で暮らすことは大変重要なことであります。人権を侵害する不当な差別的発言や行動は決して許されるものではないと、強く発しておかなければなりません。

沖縄県では現在、このヘイトスピーチ条例制定に向けて法制的な論点を整理するため、有識者から意見を伺っているところであり、それらの意見も踏まえ、条例の方向性について、しっかり検討していきたいと考えております。そのために多少時間がかかっており、いつどのような形にできるかということについても、部局のほうで懸命に取り組んでいるところではありますが、しかし何はともあれ、誰もがお互いの人権を尊重し合う誰一人取り残さない共生社会、いわゆるウチナーグチでいうところのユイマールの社会、イチャリバチョーデーのその言葉の理念が生きていく社会こそが、我々沖縄県民の願う、求める未来の在り方ではないかというように思います。そのような共生社会の実現を目指して、なお一層真摯に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、国の新たな沖縄振興策の検討の基本方向に係る所見についてお答えいたします。

先月、内閣府が公表した新たな沖縄振興策の検討の基本方向においては、県と市町村が強く求めていた一括交付金や高率補助制度の継続、跡地利用推進法の延長・拡充等が盛り込まれたほか、子供の貧困をはじめ、教育、産業の振興、社会資本整備、離島の振興など多くの分野に係る沖縄振興策が示されたものと認識しております。一方で、沖縄振興特別措置法の法的措置を講ずる期間が示されていないことや、沖縄振興における車の両輪として大きな役割を担う沖縄振興開発金融公庫の現行組織の存続についても示されておりません。

県としては、法的措置を講ずる期間を10年とするよう求めるとともに、同公庫の現行組織の存続について、経済界からも強い御要望があることから、沖縄県の総意として引き続き国に強く求めてまいります。

同じく１の(2)、沖縄振興策と安全保障のリンク論についてお答えいたします。

沖縄振興策は、沖縄の置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、沖縄振興特別措置法に基づき総合的かつ計画的に講じられるものであります。

県としましては、日本の安全保障と沖縄振興策は別と認識しております。

次に２、基地問題についての(1)のア、跡地利用推進法の概要についてお答えいたします。

駐留軍用地跡地に関して規定された、いわゆる軍転特措法及び沖縄振興特別措置法が平成23年度末に失効するに当たり、県、関係市町村、関係団体等は新たな法律の制定及び拡充について政府へ要請を行い、平成24年度より、いわゆる跡地利用推進法が施行されております。同法には、新たに基本理念が明記されるとともに、支障除去措置の拡充、拠点返還地の指定、地方公共団体による土地先行取得制度の創設、地権者への給付金制度の拡充などが盛り込まれております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　１、知事の政治姿勢についての(3)、台湾有事への日米共同対処についてお答えをいたします。

本年４月17日に発表された日米首脳会談の共同声明においては、困難を増す安全保障環境に即して、日米両国が抑止力及び対処力を強化することを確認するとともに、52年ぶりに台湾に言及し、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、両岸問題の平和的解決を促すとされております。また、米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言においては、台湾を焦点とする米中の対立が意図しない武力衝突に発展する懸念があると指摘されております。

県としては、台湾有事等により沖縄が攻撃目標とされるような事態はあってはならず、政府において、抑止力の強化だけでなく、アジア太平洋地域内における緊張緩和と信頼醸成に努めていただく必要があると考えております。

同じく１の (4)、重要土地調査規制法に対する見解と対応についてお答えいたします。

いわゆる重要土地等調査法については、防衛関係施設や国境離島の機能を阻害する土地の利用を防止することを目的としておりますが、国民の思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利、財産権などの人権が過度に制限されるおそれがあるなど、様々な問題が指摘されております。

県としては、今後の政令の制定状況等について、県民生活にどのような影響が生じるのか引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

２、基地問題についての (1) のイ、跡地利用推進特別措置法に対する軍転協の方針等についてお答えいたします。

県としては、基地返還後の跡地利用を、地権者の理解の下、円滑に進めていくためには、跡地利用推進法の延長による給付金の支給等も併せ、土地先行取得基金制度や税制優遇措置等の特例措置の継続が必要であると考えております。今年度の軍転協の要請案においても、同法を延長すること等を要請項目として盛り込んでおり、さきの幹事会において了承いただいたところです。今後、会員の意向を確認しながら、総会における決議を経て要請書を取りまとめ、日米両政府に対し同法の延長などを要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　３、ヘイトスピーチ問題についての御質問の中の (1)、辛淑玉氏への名誉毀損認定についてお答えいたします。

今般の東京地裁の判決は、平成29年１月に放送された県内の基地反対運動を取り上げた番組の制作会社による辛淑玉氏への名誉毀損を認め、金銭賠償と謝罪文掲載を命じたものであります。そして、報道としての正確性や人権の尊重について国民の関心を集めた問題でもあります。

県としましては、差別や偏見のない社会の実現に向け、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動を取ることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　４、こども医療費無料制度についての (1) と (2)、国保の減額調整措置及び国における制度の創設についてお答えいたします。４の (1) と４の (2) は関連しますので、一括してお答えします。

こども医療費助成制度の現物給付につきましては、令和３年４月現在、既に18市町村が中学校卒業以上まで実施しております。また、県内全ての市町村が中学校卒業まで現物給付を行った場合、国民健康保険の国庫負担金減額調整額は、約１億8800万円と試算しております。

県としましては、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止と、子供の医療に関わる全国一律の制度の創設について、これまでも全国知事会や全国衛生部長会を通し国に要請しているところであり、引き続き国に要請してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　５、沖縄の主体的な首里城再興について (1) のア、寄附金活用事業の国等との調整・協議内容についてお答えいたします。

令和２年７月に県で策定した沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針では、正殿の木材、赤瓦、屋外彫刻や室内装飾等に寄附金を充当することとしております。具体的な活用箇所については、県内に蓄積・継承されている伝統技術の活用を考慮し、国と事前協議を行いながら、首里城復旧・復興推進本部会議で決定しております。その後、国と県との役割分担を定めた覚書を締結したところです。

同じく５の (1) のイ、寄附金活用の確定プロセスについてお答えいたします。

寄附金の活用については、令和２年７月に沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針を策定しており、寄附金は寄附者の思いを尊重し、城郭内の施設等の復元に関し、国との協議等が調った事業に充当することとなっております。寄附金の活用に当たっては、事業実施決定時及び事業完了時に、速やかに県のホームページ及びプレスリリース等により公表することとなっております。

同じく５の (2)、県産ウラジロガシの使用に係る環境アセスの実施についてお答えいたします。

首里城復元に使用予定の県産オキナワウラジロガ

シの候補木については、世界自然遺産登録地の範囲外から選定し、国頭村と石垣市から８本となっております。候補木の収穫に当たっては、自然公園法に基づいて現地調査を行った上で、環境省と密に調整し、鳥類の営巣期間の作業を避けるなど、周辺環境への影響を最小限にするよう、十分配慮してまいります。また、候補木の収穫跡地については、後継木となる30センチメートル程度のオキナワウラジロガシの苗木を植栽し、植栽後も施肥下刈り等を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　６、外来種グリーンアノール（トカゲ）の防除についての (1)、生態系への影響等についてお答えします。

グリーンアノールは、体長12から20センチメートル、アメリカ南東部を原産とする緑色のトカゲの一種で、昆虫類を捕食しております。平成元年に当時の東風平町で初めて確認された後、平成２年頃からは那覇市でも見られるようになり、現在は、那覇市や豊見城市の一部地域において定着が確認されております。グリーンアノールの生息拡大に伴い、餌の競合による在来トカゲの生息環境の悪化、希少昆虫類の捕食といった生態系への影響が懸念されております。

同じく６の (2)、捕獲作業の内容と防除計画についてお答えします。

県は、令和２年３月に沖縄島中南部からの拡散防止を目標とする防除計画を策定し、同計画に基づき捕獲等を実施しています。今年度は、グリーンアノールとタイワンスジオの捕獲を一括して発注しており、その契約額は4866万4000円であります。作業内容は、定着している公園内や河川沿いの樹木に粘着トラップを巻き付けて捕獲するもので、一か月に１回から２回程度、捕獲状況を点検しています。また、希望する県民へトラップを配付し、捕獲に協力していただいているところです。

同じく６の (3)、捕獲手法改良の必要性についてお答えします。

粘着トラップを用いる現在の捕獲手法では、キノボリトカゲやアオカナヘビなどの在来種も捕獲されてしまう課題があります。今後、トラップ点検回数の増加や設置高さの変更など、捕獲手法の改良のほかに、在来種をリリースするための地元地域と連携した仕組みづくりについて検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　瑞慶覧功議員の７、しまくとぅばについての (1) の御質問にお答えします。しまくとぅばの日制定の意義と経緯についてお答えします。

県内各地において受け継がれてきたしまくとぅばは、組踊、琉球舞踊、島唄等の沖縄文化の基層であり、沖縄県民のアイデンティティーのよりどころであります。このため、しまくとぅばを次世代に継承することが重要であることから、平成18年に議員提案により、県民のしまくとぅばに対する関心と理解を深め、普及の促進を図ることを目的に、しまくとぅばの日に関する条例が制定されました。同条例において、しまくとぅばの日は９月18日と定められたところです。

同じく７の (2)、しまくとぅば普及の現状と取組についてお答えします。

県では、平成25年度にしまくとぅば普及推進計画を策定し、戦略的に普及運動を実施しております。昨年度の県民意識調査では、親しみを感じる割合が84.8％と過去最高となるなど、一定の成果が現れております。一方で、しまくとぅばを挨拶程度以上使う人の割合が43.2％となり、使用する頻度が減少するなど、課題が明らかになっております。

調査結果を踏まえ、今年度は、しまくとぅば普及センターを中心に講師養成講座や、受け継がれてきた島々の言葉を音声や映像として実際に記録するアーカイブ化実証に取り組むとともに、県民大会の分散開催や講演会のオンライン配信など、ウェブを活用しながら、コロナ禍においても引き続き、しまくとぅばの普及継承に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　ありがとうございました。

再質問を行いたいと思います。

首里城再興に関してですけれども、沖縄県首里城復興基金条例によりますと、寄附金からなる基金は沖縄県の一般会計歳入歳出予算に組み込まれております。この基金の活用を図るための沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針第２条（基金の活用方法）には、県の事業として５つの項目が掲げられております。

質問します。

県は、首里城の復元・復興は国営公園事業である。つまり首里城の復元は国の事業である旨の答弁を繰り返していますが、条例及び方針により首里城の復元・復興は県の事業であると言えると思いますがどうで

しょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針第２条（基金の活用方法）でも定められている城郭内の施設等の復元に関する事業のうち、正殿の木材や赤瓦などの調達に関する事業については、県の事業でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　瑞慶覧　功君。
○瑞慶覧　功君　県による事業であるとするなら、なおさら県は、この城郭内の首里城の復興に主体性を最大限発揮するべきだと考えるがどうでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　若干、今の土建部長の発言も含めてお話をさせていただきますけれども、本来は正殿等の復元は国の事業として整備がなされております。しかしながらこの首里城の火災に伴いまして、多くの県内外の方々から寄附金が集められました。その寄附金の活用方針について、多くの寄附金が集まった那覇市ともいろいろと意見交換を行いまして、この寄附金を寄せた方々の思いというのは、城郭内の正殿等を中心とする復元に充てていただきたいというようなことがございまして、それを受けて国とも協議を行いました。正殿等については、扁額とか、龍柱とか、大龍柱とかそういったものについては、県のほうで寄附金を活用して事業としてさせていただきたいと、そういう調整を行ったというところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　瑞慶覧　功君。
○瑞慶覧　功君　その予算、県の事業ということでその予算は県議会の承認を得るべきだと思いますけれども、どうでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　基金を活用した木材や赤瓦の調達につきましては、首里城復興基金事業として県議会の予算承認を得ることとなっております。令和３年度予算につきましては、令和３年２月議会において首里城復興基金事業として扁額の実施設計、大径材の調達、赤瓦製造に用いる機材購入等に係る経費を承認していただいております。
○議長（赤嶺　昇君）　瑞慶覧　功君。
○瑞慶覧　功君　沖縄総合事務局と覚書を交わしたと報道されていたこの20億円は、どのようなプロセスを経たのか伺います。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　最初に沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針に基づきまして、寄附金の活用箇所について県が主体性を持って国と事前協議を行っております。次に国へ寄附金の活用に係る申入れを行うことについて、県の首里城復旧・復興推進本部会議で決定を行い、決定後は直ちにブリーフィング及び会議の資料の配布により情報公開等を行っております。その後、県から国に寄附金の活用について申入れを行い、国と県との役割分担を定めた覚書を締結しております。
　以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　瑞慶覧　功君。
○瑞慶覧　功君　24億の細目と算出根拠を教えてもらえますか。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　首里城正殿の寄附金充当箇所につきましては、木材や赤瓦、室内装飾、屋外彫刻でございます。金額については、現在国において実施設計中でございまして詳細な仕様が決まっておりませんので、県で想定した概算見込額となっております。概算見込額の想定に当たりましては、前回の復元の関係者とヒアリング等を行い、参考に算出を行っております。
○議長（赤嶺　昇君）　瑞慶覧　功君。
○瑞慶覧　功君　午前中の當間盛夫議員への答弁で、火災保険金70億円が支払われたと。その内訳が、国が62億円。美ら島財団に６億円でしたか。もう一度確認させてください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後３時９分休憩
　　午後３時９分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　国に対して約63億円、美ら島財団に対して約７億円となっております。
○議長（赤嶺　昇君）　瑞慶覧　功君。
○瑞慶覧　功君　これはいつ入ったんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　今年の５月でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　瑞慶覧　功君。
○瑞慶覧　功君　公表されていましたか。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　国において公表されております。
○議長（赤嶺　昇君）　瑞慶覧　功君。
○瑞慶覧　功君　この問題は、県民の関心が高い問題ですから、もっとどのように公表というか、マスコミというか議員に対してもそうですけれども、もっとき

ちんと公表して、そういう問題はオープンにしてやっていただきたいと思うんですけれども、これも要望としておきます。

次に、玉城健一郎議員の代表質問で、多くの県民の声が反映されるような場が必要ではとの質問に対して島袋土建部長は、県は首里城周辺地域の歴史まちづくりの推進に当たって、地域団体との意見交換やアンケートの実施などにより云々と答弁されましたけれども、私が質問しているのは全県民に対する調査なんです。2019年10月31日に首里城が焼失した際に、多くの県民そして国内外から悲痛な声が寄せられました。しかし県内でも温度差があったと思います。私はこれまで県外から訪れた方を案内して四、五回程度は行きましたけれども、歴史を知らずに大変恥ずかしく思いました。特に先島、離島の皆さんから見ると、苛酷な人頭税を強いられた象徴として感じた方もおられました。薩摩藩に支配された時代背景があったとはいえ、平和な今だからこそ歴史を検証し反省して、明るい未来の沖縄のシンボルとなるよう再建していくべきではないでしょうか。そのためにもしっかり新たな知見を取り入れ、沖縄の主体性を発揮すべきだと思います。

知事の見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今回の首里城の復興につきましては、国内外、世代間そして今、議員御案内のとおり、やはり地域を越えては首里城に対する考え方、受け止め方というものがそれぞれの地域の実情と歴史の中に間違いなく残っているものと思います。今回の首里城の復旧・復興というものは、それら首里城に関連する歴史文化的な活動及び行催事、行事ごと、催事ごとなど何らかの形で復興に関与したいという思いと、そしてもっと島々にある歴史や文化なども、琉球のすばらしい我々が誇れる地域の財産であるということをつなげるために、今回の首里城の復旧・復興というものは、そこと位置づけていくことも必要であろうというように思います。そのような関心と意欲を継続させる仕組みづくりは大変重要であると考えておりますし、今後も様々な県民の意見をそのような首里城の復旧・復興に反映していけるような仕組みづくりを構築していきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　よろしくお願いします。

最初に、新型コロナの感染が広がる中、県教育委員会、そして何よりも学校現場の先生に心からの敬意と感謝を申し上げます。今週から県立学校は通常登校となりましたが、新型コロナの感染が収束したわけではありません。多くの専門家が第６波を懸念しております。今回の経験を次にどう生かしていくのか、この立場から質問を行わせていただきます。

コロナ禍での学びの保障について。

最初に、分散登校とオンライン学習の成果と課題を問います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員御指摘のように分散登校、２学期から始まっております。分散登校等の実施期間中、各学校においては、小中学校の約８割、県立高等学校の約９割、特別支援学校の約６割がオンラインによる学習支援に取り組んでおります。その成果としましては、児童生徒の学びの継続や規則正しい生活習慣の維持等が挙げられます。課題としましては、通信環境の不具合や児童生徒の対話を中心とした授業の難しさ、健康面への影響等が挙げられます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　オンライン学習ではいろいろ試行錯誤もあったと思うんですが、通信費について、保護者から懸念の声が出ております。義務教育の部分に関してお聞きしますけれども、この通信費への支援について小中学校の就学援助、この就学援助の中で要保護者には支援はあるんですが、準要保護者、ここに対しては支援をしている市町村はどのような状況にあるのか、県として支援も必要ではないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　まず準要保護者については、就学援助について市町村のほうの実情で実施をされて、市町村が判断されているところでございます。この点に関しましては、国のほうから要保護児童に対するオンライン学習に係る通信費の補助対象になりましたので、そのことについて、準要保護者への通信費についても必要な援助が適切に実施されるようにということで通知をさせていただいているところでございます。参考までに、準要保護者への通信費の支援については１自治体、就学援助に限らず通信費を支援している自治体は５自治体で合計６市町村が実施をしておりまして、また多くの市町村で対象品目に加えることについて検討しているということを聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　そうはいっても６市町村しかやっていないわけです。この準要保護は前までは国から国庫としての財政措置がありましたが、例の三位一体改革でこの国の補助がなくなりました。それで市町村の財政状況によってやるかやらないかというふうになっております。こうした格差があってはいけないと思いますので、その点は県としても配慮をお願いしたいと思います。

続いて (2) 番目ですが、夏休み明けのコロナの感染状況をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

令和３年９月１日から９月10日までの県立学校における新型コロナウイルス感染者数は105人であります。また学級閉鎖等の措置を行った学校は30校で、学級閉鎖は45学級、学年閉鎖は５学年、休校は３校となっております。また、市町村教育委員会から報告のありました感染者数は、小学校201人、中学校77人であります。学級閉鎖等を行った学校は17校で、学級閉鎖31学級、学年閉鎖５学年で休校はございませんでした。現時点において、夏休み明け以降の児童生徒等の感染により、県新型コロナウイルス感染症対策本部によりクラスターの認定を受けた学校はございません。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　残念ながらこうして子供たちの感染が広がっておりました。こうした感染状況を考慮して、夏休み明けから登校を見合わせている児童生徒の総数、学校種別の内訳を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

登校を見合わせている児童生徒の数でございますけれども、こちらのほうは県立の学校について把握をしておりまして、県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校を合わせまして360人というふうになっているところでございます。なお、市町村からは――学校からの情報になりますけれども、児童生徒の感染を不安と感じている保護者からの要望が多いということは聞いているところでございます。

以上でございます。

○比嘉　瑞己君　種別。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○教育長（金城弘昌君）　失礼いたしました。

高校で195人、県立中学校で９人、特別支援学校で156人となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　このように不安で登校を見合わせている子たちが多いです。小中学校も相当数いると聞いております。これは夏休み明けですが、１学期を振り返ってみて、10日以上自主休校した生徒は何人ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時21分休憩

午後３時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

例年、いわゆるその長期欠席等については、年度末に年間の長期欠席者を把握しているところでございます。ですので、今年度については今年度末ということになっているところでございます。引き続き状況の把握に努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　皆さん、コロナの緊急事態にふさわしい、把握の取り方があると思います。相当の子供たちが見合わせているこの状況は、教育長も御存じだとは思います。この自主休校の生徒たちですが、今議会でほかの議員もたくさん質問がありました。この自主休校した場合の出席の取扱いですが、欠席にはならない。だけど出席でもない。出席停止という扱いになっています。これまでも確認されていますが、改めてもう一度聞きたいと思います。これはたとえ出席停止であっても、進級や進学に不利益は生じない。これでよろしいですね。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　そのとおりでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　一方でそういう説明を聞いてもやはり保護者は不安なんですね。そうであれば出席にしてほしいというのが願いなんです。例えば具体的なお話で聞きますと、この文科省は指導要綱の中で、授業時間というのが決められています、カリキュラムで。この授業時間をちゃんと取らないと進級とかできないというふうになっていると思います。本当にこの出席停止で授業時間の不足にはつながらないんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時23分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

学習のやり方についていろいろございますけれども、文科省のほうから、コロナ禍において教育課程の授業時数を下回った場合でも、そのことのみをもって学校教育施行規則に反するものはないということで、様々な工夫、例えば学習活動の重点化であるとか、時間割の工夫とかそういったことをやって、しっかりやっていただければということで、そういう不利益は生じないというふうに考えています。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　続いて通告の (3) 番目ですが、大阪府寝屋川市などで実施されている登校選択制への見解を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

大阪府寝屋川市や私どもの情報では福岡県福岡市などにおいて、自治体の判断の下、登校選択制を実施しております。

県教育委員会としましては、自宅でのオンライン学習を授業日数及び出席扱いとしてカウントすることはできないという文科省の方針を受け、現時点ではそういうふうな対応をさせていただいているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　確かに文科省の通達を読むと、出席停止という方針だと思うんですが、しかし自治体独自の判断でオンライン学習をもって出席扱いしているのは、今言った福岡も北九州市――今少しずつ増えてきているんです。これで教育長の率直な感想をお聞きしたいんです。この間、県教育委員会そして学校の校長先生や何よりも先生たち、この初めての経験の中で子供たちの学びを保障するために、本当に試行錯誤でこのオンライン学習を頑張ってきたと思うんです。これは先生たちだけじゃなくて、子供たちも一緒です。その中で一生懸命受けたけれども、しかし今の文科省の方針ではこれは出席扱いにできない。この点について、教育長の率直な感想をお聞かせいただけますか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　様々なことあると思いますけれども、やはりオンライン学習が始まったばかりでございます。多くの課題がございます。例えば子供たちが集中できないとか、特にあったのが通信環境が不安定ということで、実際そのオンライン学習自体が受講できないということであるとか、またやはり対面指導できないことによって学習効果の低下もあるとか、あとやはり学校教育は児童生徒同士の関わり合いというのもあったりするものですから、そういったところが十分に担保された上で、これをしっかり今後文科省が考えていくと思いますので、そこは注視をしていきたいと思っています。ただ一方で、このオンライン学習で不登校の子供たちがオンラインに参加したという事例が結構数ございます。そういったところはしっかり押さえながら、今後のオンライン学習についてどういうことが必要か考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　今、教育長がおっしゃったように、不登校の方が参加しているんですよね。この場合出席扱いになるんですよ。そして寝屋川市のほうは、同じオンラインを受けているのに、不登校の子は出席扱い、一方でほかの子はそうではない。これはやっぱり教育の機会均等としてどうなのかということで、出席扱いに踏み切ったんです。文科省もいろいろ、もう毎月のようにいろんな方針が改定されておりますから、今本当に初めてのことで、どこもみんな大変だと思います。昨年の７月には文科省もこのオンラインを出席扱いできる、こういった趣旨の説明も発表しているんです。だけど今はおっしゃるように出席停止になっていますので、ここはしっかりと自治体のほうから現場はこうですよということを国に上げていくべきだと思います。コロナが収まることが何よりですが、しかし第６波が来たときにまたこういう状況になった場合に備えて、今から声を上げていくことが大切だと思います。出席扱いのことや、あるいはこの学習指導要領の弾力化、このことをしっかりと国に伝えていく必要があるのではないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　やはり文部科学省が学習指導要領に基づいて通知を発出していますので、学校を不安にさせない、また児童生徒、保護者を不安にさせないということをしっかり方針などを伝えていきたいというふうに思っています。またあわせて方針等変わる、例えば通知等があった場合についてはしっかり対応させていただきたいと思っているところでございます。その辺については遅滞なくしっかり対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　国の方針をそのままじゃなくて、やはり地方自治体の声を上に上げていくという姿勢が大切だと思います。

続いて (4) 番、加配教員、この今先生たちの負担が――これまでも多忙化で大変な状況でしたが、今回本当に大変です。加配教員や学習指導員などを緊急に配置して教員の皆さんを支援すべきです。対応を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

公立小中学校の教職員につきましては、議員御案内のとおり公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の規定に基づき、定数の範囲内で適切に配置しているところでございます。また一方、教員の負担軽減を図るため、スクール・サポート・スタッフを配置する市町村に対して、配置に係る費用の一部を補助しているところでございます。

県教育委員会としましては、引き続き各学校の実態に応じた教職員の適正配置に努めるとともに、教職員の負担軽減に取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　要望にとどめますが、このスクール・サポート・スタッフも掛け持ちなんです。やはりそれでは十分な支援とは言えませんので、その点も配慮をしていただきたいと思います。

次に (5) 番目、教室などにおけるエアロゾル――空気感染です――この対策の重要性についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

エアロゾル対策につきましては、教室等において十分な換気を行うことが重要であります。

県教育委員会としましては、換気を徹底するよう各学校宛て通知し、学校薬剤師等の支援を得つつ、十分な換気ができているか確認することとしております。また、県立学校におきましては、国庫事業を活用しまして、サーキュレーターですとかＣＯ$_2$モニターの購入により、換気の徹底を促しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　今お話しありましたＣＯ$_2$モニター、これ大変重要だと思います。また不織布マスク、これも政府も重要性を強調しておりますが、その取組についてもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　先ほど国庫事業での購入、答弁させていただきましたが、県立学校においては、82校中74校、約９割が購入の計画を立てているところでございます。市町村立の学校については、それぞれ市町村の自治体のほうで予算化しているとは思いますけれども、文科省のマニュアルで、ＣＯ$_2$モニターによる二酸化炭素濃度の計測が換気の状況を確認するのに適切ということがございますので、そこを伝えているところでございます。あわせて今回デルタ株等もございまして、８月20日付の文科省からの事務連絡ではございますけれども、新学期に向けた新型コロナウイルス感染対策の徹底ということの１項目で、不織布マスクにつきまして、最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるということが示されております。このことについて保護者のほうに適宜情報提供するようにということがございましたので、そこは伝えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　次に移りたいと思います。

次に、高齢の親が中高年の子を支える、いわゆる8050問題についてです。

(1) ですが、社会的な孤立者、ひきこもりの実態について教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　国が平成30年度に行ったひきこもりに関する調査から推計しますと、県内の40歳から64歳のひきこもり者数は約7000人となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この国の調査はあくまで抽出調査です。県のこの今の推計も、その係数を沖縄の人口に掛けたという単純な数値だと思います。私は実態はもっといらっしゃるんじゃないかと思っています。高い失業率、全国の最下位である県民所得、少ない年金、私たち議員の周りにもこうした相談は日頃寄せられております。そこで、国勢調査で伺いたいんですが、親と同居していてひきこもりの可能性がある中高年の子はそれぞれ何人いらっしゃいますか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　国勢調査において、直接ひきこもりに該当する調査項目はございませんが、就業状態等基本集計、これが国勢調査の後、国が集計することになりますが、この中で就業者数、完全失業

者数等の項目別が集計されます。そのうち、ひきこもりの方が含まれていると推測される項目が２つありまして、１つがその他、就業者、完全失業者、家事、通学、それ以外の方がその他ということで集計されておりまして、もう一つが労働力状態不詳、就業しているか就業していないかが不明な方というものを集計したものがございます。この２つの項目、40代、50代、60歳から64歳、各年代集計いたしますと、40代が5486人、50代が3519人、60歳から64歳が1532人、合計で１万537人となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　統計課の皆さんほか、ありがとうございました。

無理を言って近い数字出していただきましたが、こういった数字です。やはり実態というのがまだ明らかになっていないんです。こうしたひきこもりの中高年の方々、その世帯を支援する状況について聞きたいんですが、こうした家族への地域支援体制の現状はどうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では平成28年10月からひきこもり専門支援センターを設置しまして、ひきこもり当事者及び家族等への相談支援、それから訪問支援、相談対応者への人材育成研修などを実施しております。同センターで相談対応した当事者の実数は、令和元年度は208人、令和２年度は330人となっております。また同センターではひきこもり状態にある本人や家族を孤立させることなく、住み慣れた地域の関係機関が連携して適切な支援ができるよう、各地域にひきこもり支援地域連絡協議会というものを設置しております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この南風原にあるひきこもり専門支援センターの実績が年々伸びていてうれしいんですが、ただその中身を見ると、若年者のひきこもりが中心になっていると思います。このセンターで中高年のひきこもりの相談状況あればその状況を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時36分休憩

午後３時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　中高年のひきこもりの相談状況でございますが、相談対応した当事者の実人数は330人で、そのうち40代が77人、50代が24人、60代が11人となっておりまして、相談者の約３割を中高年が占めているという状況でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　私も最近この生活相談を受けまして、いろいろ市役所とか回りましたが、意外なところを案内されたんです。地域包括支援センターです。なぜそこになるかというと、親の介護がきっかけでこうした8050の実態があるということを一番最初につかむのが実は地域包括支援センターで、近年注目されているそうです。

そこで伺いますが、この県内の地域包括支援センターにおける8050問題に関する相談件数、実人数をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　8050問題に関する地域包括支援センターへの相談状況について、聞き取り確認をいたしましたところ、回答のあった23市町村のうち、19市町村においていわゆる8050に関する相談があったという回答を得たところです。そのうち相談件数の取りまとめができているのは10市町村で、令和２年度の延べ相談件数は648件とのことで、実人数は把握していないとのことでございました。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　部長、短い期間で調べていただいてありがとうございます。

これまだ回答したのは23市町村で、全体のしっかりとした数字ではありません。この地域包括支援センターは、そもそもその介護がメインのところだと思うんです。このひきこもりの皆さんを支援するという専門ではないと思うんです。そうした意味で、今後高齢化社会を迎えるに当たってますます――特に沖縄でこの問題が重要になっていくと思いますが、これいろんな複合的な課題が重なっていると思うんです。そういった意味で、この包括的な支援体制が必要ではないかと思いますが、県の今後の取組をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　国は、今年度より市町村において地域住民のこのような複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、属性やその世代、相談内容を問わない、包括的な相談支援、社会とのつながりをつくるための参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制、整備事業を創設したところです。

県といたしましては、各市町村等向けの研修の実施ですとか講習会、あと個別相談会等を実施いたしまし

て、今後重層的支援体制を整備しようと取り組む市町村を後押ししてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この重層的な支援体制、ぜひ進めていただきたいと思います。同時に、輪が広がるのはいいんですけれども、じゃどこに行けばいいのかという県民もいらっしゃいますので、ぜひその相談窓口となるワンストップの窓口も同時に検討していただきたいと思います。

この問題の最後に知事に伺いたいと思います。今述べたように、実態もまだ分かっていないんです。私、沖縄県がちゃんと実態調査に乗り出すべきだと思います。この課題を解決するためには実態をきちんと調べない限りできないと思います。今月糸満市で、亡くなった父親を２年間自宅で放置したとして、同居する息子が逮捕される痛ましい事件が起きました。警察の調べに対して息子は、父親の死を受け入れられず現実逃避していたと述べていたそうです。8050問題はなかなか見えづらいです。自己責任ばかりが強調される今の時代で、生きづらさを抱えて悩んでいる人たちがたくさんいらっしゃいます。超高齢化社会を迎え、この沖縄の8050問題への対応はますます重要になってくると思います。具体的な対策を取るために、まず沖縄県が独自に実態調査へ乗り出すべきだと思いますが、知事の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　現代社会の中では、住み慣れた地域においてもだんだん高齢化が進み、そして、それぞれの家族が本家からまた別の地域に離れて住むことによって世代間の交流が薄れているという問題、あるいはそこの近隣の家々が、かつては緊密な非常に近しい関係にあった者同士がだんだん交流が少なくなっていき、そのうち隣家の状況に対してもなかなか関心が及ばないというような関係が地域では見られつつあるというように聞いております。

その中でこの8050問題というのは、新しいけれども以前からあったような問題ですが、かつては地域が支え、人が支えていたところをその機能がだんだん果たせなくなってきたという問題も含んでいるのではないかと思います。ですから、やはりその地域における関係機関が連携してその地域の人々任せにしない、しっかりと機関が連携をすることこそが本当のその人と人の大事な心のつながりをつくり、そして本当にその支援の手が行き届いてない方々をお救いすることにつながっていくのではないかと思います。そういうことを含めて、市町村と連携した調査計画などについてもしっかり検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　休憩してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時43分休憩

午後３時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○比嘉　瑞己君　続いて那覇軍港の移設問題について伺います。

今年の３月31日に浦添ふ頭地区における民港の形状案が発表されました。まずその概要をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　那覇港管理組合におきまして、那覇港管理組合構成団体調整会議において、浦添ふ頭地区における民港の形状案について、おっしゃるとおり令和３年３月31日に公表しております。民港の形状案につきましては、沖縄県ＳＤＧｓ推進方針や国の港湾の中長期政策ＰＯＲＴ2030等を踏まえ、物流空間、交流・にぎわい空間ともに、経済効果の創出を図りつつ、浦添の自然環境に最大限配慮し生かすことができる形状案となっていると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　今、資料を示しておりますが、（スクリーンに表示）　この画面で見られるようにその物流空間が青い部分、そして交流・にぎわい空間、ピンクの部分になっております。

次に、この物流空間の埋立面積が77ヘクタールとありますが、その積算根拠を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時44分休憩

午後３時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　物流空間の埋立面積でございますけれども、那覇港の取扱貨物量につきまして、那覇港管理組合において、将来推計人口等の主要経済指標、過去10年の港湾取扱貨物量と港湾統計データ、港湾関係者へのヒアリングに基づき、貨物需要を推計しております。その貨物量推計や企業ヒアリング、他港の事例等を踏まえて、浦添埠頭において将来必要な岸壁数及び物流用地の面積を推計したとのことであります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　将来推計値の貨物量とは何万トンで

すか。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　那覇港の将来の取扱貨物量については、那覇港管理組合において、約1800万トンと推計しております。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　那覇港管理組合でも確認したんですけれども、この1800万トンというのは、この青い部分の貨物取扱量ではないそうです。那覇港全体の将来貨物量を1800万トンと見込んでいて、それでこの物流空間が77ヘクタール必要だということでした。
　ちょっと質問いたしますが、那覇港のこの直近の取扱貨物量の推移をお聞かせください。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　那覇港管理組合によりますと平成29年1216万トン、平成30年1307万3000トン、令和元年1398万7000トンで推移しているとのことであります。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　那覇港の取扱貨物量、将来推計値は先ほど言った1800万トン、近年の那覇港の貨物量の実績は、コロナ前の2019年度で約1400万トンです。つまり、あと400万トン受け入れることができれば、浦添埠頭地区のこの物流空間の埋立ては必要ないと言えると思います。
　そこで伺いますが、今那覇港の新港埠頭地区では、未整備の岸壁が残っております。新港埠頭の未整備の岸壁は幾つ残っていますか。完成したら新たにどれくらい貨物量が受入れ可能となりますか。
○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　那覇港管理組合によりますと、現行の港湾計画においては、８号、11号及び14号岸壁が未整備であり、12号及び13号岸壁が整備中であります。これらの岸壁で想定していた計画貨物量は約550万トンとなっております。現在新港埠頭地区は近年の船舶大型化等に対して、岸壁延長や荷さばき用地が非常に不足し、狭隘、過密な状況となっているとのことであります。このため、適正な利用環境が確保できるよう、全体的に岸壁の機能再編を行っていく必要があるとのことであり、詳細な規模、配置については今後精査してまいりたいとのことであります。
　以上です。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　数字だけを見れば、新港埠頭の未整備部分が完成すれば、あと550万トンの受入れが可能です。
　次に、お聞きします。
　那覇港湾計画における中城湾港との連携についての説明を求めたいと思います。その説明と今、中城湾港取扱いの貨物の可能量と実績についてお聞かせください。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後３時49分休憩
　　午後３時49分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　土木建築部長。
○土木建築部長（島袋善明君）　中城湾港新港地区における取扱実績につきましては、令和元年で約121万トンとなっております。中城湾港新港地区の岸壁整備状況につきましては、18バースの全てが完成した場合の計画貨物量は約350万トンとなっております。
○比嘉　瑞己君　那覇港湾との連携についてどういった関係があるんですか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後３時49分休憩
　　午後３時49分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
○土木建築部長（島袋善明君）　失礼いたしました。
　那覇港につきましては、県内重要港湾の公共貨物量の約８割を扱う物流の拠点港湾として、主に国内外のコンテナ貨物を分担することとしております。また、中城湾港長期構想では、中城湾港新港地区におきまして、中北部圏域を背後圏とする貨物や、砂、砂利、飼料、建設資材等のバルク貨物、リサイクル貨物を分担することとしております。両港湾の適切な機能分担につきましては、長期構想、新たな振興計画等を踏まえて引き続き取り組んでまいります。
　以上です。
○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　那覇港と中城湾港は連携をしていく、機能分担をしていくということです。まだまだ余裕もあるわけです。そこで、今中城湾も取り扱っているのはほとんど砂利が７割です。後背地を利用した産業のためには、那覇港の貨物が相当数あそこに行くことが予想されます。
　この浦添埠頭地区の物流空間の埋立てですが、この沖縄県全体の港湾の構想、そしてそれぞれの需要予測が大変重要だと思います。これらの検証作業によっては、浦添埠頭地区の埋立ては縮小あるいは埋立ての必要性そのものがなくなるのではないですか。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　先ほど来、計画貨物量あるいは実績の取扱貨物量等を述べてまいりましたけれども、やはり現在の新港埠頭地区におきましては、近年の船舶の大型化、荷さばき用地が非常に不足しているというところで、那覇港管理組合からお話がございます。ですから現在のこの狭隘、過密という状況を踏まえまして、岸壁の機能再編を図っていく必要があると、詳細な規模配置につきましては、今後那覇港管理組合において精査をしてまいりたいということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　未整備の岸壁があるわけですから、そうした狭隘という説明は当てはまらないと思います。

続いて (3) 番目ですが、交流・にぎわい空間について同じく聞きたいと思います。

ここでは埋立面積32ヘクタールとありますが、積算根拠を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　交流・にぎわい空間につきましては、スーパーヨットも利用できるような規模のマリーナを想定するとともに、ラグジュアリーホテル等が誘致できるよう、海外の事例等も含めて面積を検討したとのことであります。今後、詳細につきましては、浦添市において、施設の配置等について市民アンケートやワークショップ、企業ヒアリングを行い、これらの意見を参考にしながら検討していく予定とのことであります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この画面の形状案では、この交流・にぎわい空間ではビーチ等というふうに書かれております。ですが、あそこは御存じのように、西海岸に大変貴重なイノーが広がっております。この計画では人工ビーチありきなんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　交流・にぎわい空間の詳細な内容につきましては、浦添市において施設の配置等――先ほど申し上げましたけれども、市民アンケートやワークショップ、企業ヒアリング等を行い、これらの意見を参考にしながら検討を行っていくという予定で聞いております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　だから人工ビーチありきなんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　これらにつきましては、繰り返しになりますけれども、浦添市において検討するということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　浦添市の検討科目では、イノーを残すという選択肢もあるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時54分休憩

午後３時54分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　ＳＤＧｓあるいは環境に最大限配慮していくと聞いております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　交流空間にしろ物流空間にしろ、何か埋立てありきのような計画にしか私は見えないんです。やはり本当に県民が何を望んでいるのか、那覇港のこの港湾計画は本当に緻密な計算に基づいて行われているのか、全く見えてこないと思います。

続いて、この民港形状案の作成方針の中に、返還される米軍キャンプ・キンザー跡地からのこの景観についての方針があります。作成方針の景観について、そしてビーチの向きについて説明を求めます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　浦添ふ頭地区における民港の形状案の作成方針等におきましては、交流・にぎわい空間において、背後地となる牧港補給地区跡地からの景観も含めて、海に沈む夕日を最大限に享受できる形状案とするとしております。これを踏まえ、交流・にぎわい空間においては、水辺に触れ合いながら夕日を眺められるビーチ等を西向きに設定したとのことであります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この那覇軍港問題について、浦添市長はこの北側案を容認しましたが、今の説明にあったように、軍港ができてしまったら、この海に沈む夕日は見えなくなります。遊休化している那覇軍港は無条件撤去こそ求めるべきではありませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　那覇軍港の位置等につきましては、防衛省におきまして技術的な検討が行われるものというふうに承知をしております。ですから、防衛省と米側との間で代替施設の形状の具体化について話し合われるものだと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　次に移ります。

自然環境保護についてです。

世界で最も重要な海域、ホープスポット、この希望の海として、辺野古・大浦湾が日本で初めて認定されました。天然記念物のジュゴン、絶滅危惧種のウミガメ、チリビシのアオサンゴ群集や長島の鍾乳洞など貴重な自然環境を保護すべきだと考えますが、対策を問います。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　お答えします。

辺野古・大浦湾は、県の自然環境の保全に関する指針において評価ランクⅠ及びⅡと評価されていることや、国が日本の重要湿地500、重要海域に選定していることなどから、自然環境豊かな重要な地域であると考えており、今年９月11日に開催した辺野古・大浦湾シンポジウム2021において、保全の必要性について発信したところであります。また、現在、現地調査や文献調査による生物の分布情報の収集、ジュゴンに関するはみ跡の有無や環境ＤＮＡの分析、海草藻場の調査等を行っており、引き続き必要な調査を行ってまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この海域にはジュゴンが生息しております。国の環境監視等委員会の委員が絶滅したという論文を発表したということは本当に許されないと思います。この絶滅危惧種のジュゴン、私、前から保護してほしいということを要求してまいりました。実は、国の種の保存法、この法律でもジュゴンは保護されておりません。そこで、沖縄県の希少野生動植物保護条例が昨年策定されましたが、そこにぜひ追加指定するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　現在ジュゴンをはじめとする10種につきまして、沖縄県希少野生動植物保護条例で定める指定希少野生動植物種に追加するため条例の規定に基づきまして、沖縄県自然環境保全審議会に諮問し、審議をお願いしているところでございます。審議会からの答申を踏まえ、追加指定に必要な手続を進めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ぜひお願いしたいと思います。

これ晴れてジュゴンが指定された場合について、今後県はどのような対策を講じるお考えでしょうか。このジュゴンの餌場となるこの海草藻場、この保全も大変重要だと思います。私はジュゴンの生息地等、保護区の指定が大変重要だと思いますが、最後にこのことについてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　海草藻場の保全については、サンゴ礁や藻場の保全と同様に重要であると認識しております。ジュゴンの餌場となる海草藻場を保全することは、ジュゴンをはじめとする多くの海洋生物が生息・生育する生物多様性、豊かな自然環境の確保につながると考えております。現在、ジュゴン保護対策事業において、ジュゴンの生息状況や海草藻場について調査を行っており、これらの調査結果を踏まえてどのような対策が必要か検討してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ありがとうございました。

この種の保存法でも、個体しか保存できないんです。だけどその周りにある生息環境はこれまで保護できませんでした。ノグチゲラが指定されていても、その木は守れなかったんです。ですが、県の条例だとこの保護区を設定することができる。海草藻場を守ることができますので、ぜひ知事、先頭に立って頑張っていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時０分休憩

午後４時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派てぃーだ平和ネット、うるま市選出の照屋大河です。

所見を述べながら通告に従い、一般質問を行います。

昨日の議会です。花城大輔さんの一般質問の中で、50歳だとのＰＲがありましたが、私も同じ1971年、いのしし年生まれの50歳。50歳になっての最初の一般質問です。見た目は全然私のほうが若いと感じると思うんですが、大輔さんとは大の字も一緒で、彼はもう見てのとおり大きく立派、健康的で、昨日の一般質問でも、ちんすこうを食べに献血に行っているようです。僕は献血ではなくて、先日、50歳になって体力の衰えも感じるものですから、採血に行って簡単な健康診断を受けてきたんですが、結果が届いて、またびっくり。数字が見えないものだから、体力の衰えと視力も衰えているなと、50歳になってなかなか前向きに感じられてなかったんですが、実は同じ50歳の

活躍がありました。パラリンピックの上与那原さん、２つのメダルを獲得、陸上車椅子の競技です。そしてコメントでも、若い人たちにはまだまだ負けない、次も目指して頑張るということでありました。その上与那原さん、大会の直前になって、実は易氏門中が一緒だということも分かって、寛という字、名のり頭といいますが、名のり頭が一緒と、同じ易氏門中だということで、門中挙げての応援です。２つのメダル獲得の活躍、大変感動しましたし、刺激を受けました。玉城デニー知事からも、おやじ世代の星だと讃えるコメント、直接の激励もあったようです。

このオリンピックですが、こういう県出身者の活躍、あるいは日本代表選手の活躍、そういった活躍に私のように刺激や勇気、感動をもらった人も多かったと思うんですが、先ほど会派代表の瑞慶覧さんからあったように、この今回のオリンピックについては、緊急事態宣言中に行われ、時を同じくして日本中で新型コロナウイルスの感染爆発が起きた。この開催には延期、またはキャンセルすべきだとの意見も多くあった中であります。大会関係者の政治家の発言が日本における男女平等が名ばかりであることや、多様性が理解されていないなどの負の側面も明らかになりました。先ほど知事からは差別を許さない、知事選挙の際にもダイバーシティの実現という話をされていました。その選手の努力、その活躍は、先ほど言ったように知事が直接賞賛されるように、しっかり受け止めて応援していく姿は重要だと思いますが、やっぱりオリンピックが見せたそういった視点を、沖縄から考えていく、そういったことが必要であり、重要な視点だというふうに思います。

そこで伺いたいと思います。

まず１番目、知事の政治姿勢について。

(1)、あらゆる差別を許さず、人権と多様性が尊重される共生社会の実現に向けて。

ア、東京オリンピック・パラリンピックで表出した女性差別、人種差別、障害者差別問題に対する知事の見解について伺います。

イ、ニュース女子訴訟の地裁判決について、沖縄ヘイトを象徴する訴訟判決に対する知事の受け止めを伺います。

先ほど、ヘイトに関する条例の状況なども知事から直接お話がありましたが、こういった判決を機に、条例制定を加速させていく必要があるのではないかというふうに思います。改めてニュース女子訴訟の判決に対する知事の受け止めについて伺います。

(2)、日本世論調査会が実施した、平和に関する全国世論調査について。

ア、核兵器禁止条約参加の是非や、憲法９条と自衛隊の在り方、戦争体験の継承方法など、平和について様々な角度から設問されている。調査結果から知事が読み取る国民の平和観について伺います。

イ、特に、辺野古新基地建設に対する政府の姿勢への支持・不支持、普天間基地の移設先などに対する調査結果を知事はどう受け止めますか、伺います。

大きい２番、新型コロナと県経済、県民生活について。

(1)、経済活動再開に向けた出口戦略について。

ア、政府が９月９日の新型コロナウイルス感染症対策本部会合で示した行動制限緩和の基本方針を県はどう受け止め、評価しているか。

イ、同日に県が示した経済活動再開時に向けた３つの重点プロジェクトと政府の基本方針は整合性が取れているか、整合性を取る必要があるのはどのような点か伺う。

ウ、県公表の2020年度の経済実績見込みによると、県の実質経済成長率はマイナス9.6％、１人当たり県民所得もマイナス10％と、いずれも復帰以降で最大の落ち込みとなる。コロナ禍の影響が出てから初めてまとめた経済指標を踏まえて、アフターコロナにおける経済活動本格再開、経済回復に向けた県の出口戦略を伺う。

(2)、現下の経済・雇用状況について。

ア、７月の県内完全失業率（季節調整値）が前月比0.8ポイント上昇（悪化）した一方、７月の全国完全失業率（同）は前月比で0.1ポイント低下（改善）している。対照的な結果になった理由はどこにあると考えるか、新型コロナとの相関関係はあるのか、県の分析を伺う。

イ、緊急事態宣言下が長引いている。夏休みシーズンやシルバーウイークにおける修学旅行を含む観光客のキャンセル状況はどれほどか。それに伴うホテルなど宿泊業、レンタカーやタクシー、公共交通機関、飲食業などへの影響はどのようになっているか、県の把握状況を伺う。

(3)、教育について。

ア、県立高校、県内公立小中学校におけるコロナの影響による学年閉鎖や学級閉鎖、夏休み延長や臨時休校、分散登校、短縮授業などの状況について伺います。

イ、県立高校や県内公立小中学校の学校再開後の出席状況において、コロナ関連の出席停止扱いの割合はどの程度か。そのうち自粛による登校控えの割合について伺う。

ウ、生活リズムやメンタルヘルスの悪化、出勤等による保護者不在時の居場所づくり、学校給食に頼らざるを得ない子の栄養不足など、休校措置や分散登校による副次的な影響について、どう対応していくか、県の方針を伺う。

３、基地問題について。

(1)、陸自勝連分屯地へのミサイル配備について。

防衛省は2023年度をめどに、陸上自衛隊勝連分屯地に地対艦ミサイル部隊を配備する方針のようです。既に2022年度概算要求で関連整備費を計上しています。自衛隊の基地や米軍基地については、午前中に知事の答弁もあったように、その県民、地元の住民の頭越しに移設や機能の強化などがあってはいけないというふうに思っています。地域にはホワイト・ビーチも近くにある。分屯地の近くには与勝高校、緑が丘中学校、すぐ近くに住宅地も広がっています。そういう意味で、こういった国策の名の下に進められる機能強化などについて、県の方針について伺います。

ア、防衛省から県に説明はあったのか、県としてどの程度計画内容を把握しているか伺う。

イ、同計画に対する県の姿勢について伺う。

(2)、嘉手納基地に米陸軍や空軍の偵察機飛来が相次いでいる。北朝鮮の情勢を探る目的との報道もあるが、県として何らかの情報を得ているか。また偵察機飛来と同基地における騒音測定結果に因果関係はあるか伺う。

(3) 番、東村高江の米軍ゲートへの門設置について。

ア、米軍からの基地へのアクセス確保の求めに応じるべく、沖縄防衛局が、東村高江の県道70号に隣接する北部訓練場Ｎ１、Ｎ４ゲートなどに門のようなものを設置しようと道路管理者たる県と協議しているようです。経緯や協議の内容について伺います。

イ、沖縄防衛局は昨年７月のヘリパッド建設工事終了後も、抗議の座り込み対策として、民間警備員による基地ゲート警備を続けている。同局は、基地ゲートの出入口で車両通行妨害が継続していると説明しているようですが、道路管理者たる県も同様の認識か、見解を伺います。

大きい４番、環境行政について。

うるま市石川からヤンバル地域にかけて松くい虫の被害が拡大しています。被害状況について、県はしっかりと把握、対応されているのか伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　照屋大河議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の (1) のア、東京オリンピック・パラリンピックにおける差別問題についてお答えいたします。

先日、上与那原選手とウェブで対談をさせていただきました。そのときにやはり13年ぶりに再びパラリンピックでメダリストになれるというその意志の力、努力の積み重ね、本当にその50歳にして、私たち世代の星と言える存在だというように本当に喜びをお伝えいたしました。全ての人々がその可能性を信じて努力をすること、これが本来のスポーツの醍醐味であり、オリンピック競技の、我々が観客として最も期待するものではないかということを、しみじみと味わえた感動のシーンがたくさんあったものと思います。

東京オリンピック・パラリンピックは、共生社会を育む契機となるよう多様性と調和などを基本コンセプトとする中で、人権尊重に関する議論が行われた大会でもありました。全ての人々の尊厳を守り、多様性や寛容性を大切にすることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、あらゆる差別は許されるものではないと考えるものであります。沖縄県では、男女共同参画推進条例や障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例などを制定し、差別のない社会の実現に向けて取り組んでいるところであります。

沖縄県としましては、誰もがお互いの人権を尊重し合う心のバリアフリーをさらに推進し、ユイマールの心を次世代につなげ、誰一人取り残すことのない共生社会の実現を目指して、なお一層しっかり取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (1) のイ、ニュース女子訴訟の地裁判決についてお答えいたします。

今般の東京地裁の判決は、平成29年１月に放送された県内の基地反対運動を取り上げた番組の制作会社による辛淑玉氏への名誉毀損を認め、金銭賠償と謝罪文掲載を命じたものであります。そして、報道としての正確性や人権の尊重について国民の関心を集めた問題でもあります。

県としましては、差別や偏見のない社会の実現に向け、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動を取ることが重要であると考えております。

同じく１の (2) のア、平和に関する全国郵送世論調査についてお答えいたします。

新聞報道によると、日本世論調査会の調査結果において、核兵器禁止条約や締約国会議への日本の参加を求める割合が高くなっており、唯一の戦争被爆国である日本国民の平和を願う意識の高さが示されたものと受け止めております。また、戦争の悲惨さを後世に伝えていくことの重要性を多くの国民が感じており、次世代への継承の大切さを改めて実感しました。

県としましては、凄惨な地上戦の経験を基に、引き続き恒久平和を希求する沖縄の心の発信に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君） １、知事の政治姿勢についての (2) のイ、世論調査の結果についてお答えをいたします。

日本世論調査会が今年の６月から７月に実施した全国世論調査において、回答を寄せた57％の方が普天間飛行場の辺野古移設を進める政府の姿勢を「支持しない」と答え、そのうち29％の方が「日本国外に移設する」べきと答えたことは報道により承知しております。県では、辺野古新基地建設に反対する民意が一連の選挙や県民投票で揺るぎない形で繰り返し示されていること、戦後76年を経た現在もなお、全国の米軍専用施設が本県に集中し、過重な基地負担を強いられ続けていること等について、トークキャラバンやインターネット等を活用し、全国に発信してきました。今回の調査結果は、沖縄県の主張が全国で一定程度理解されてきたものと考えており、今後も全国の自治体や議会等に沖縄の基地問題を解説したＱ＆Ａブックを送付するなど、情報発信に取り組んでまいります。

３、基地問題についての (1) のア、陸上自衛隊勝連分屯地へのミサイル部隊配備計画についてお答えをいたします。３の (1) のアと３の (1) のイは関連しますので、一括してお答えをいたします。

陸上自衛隊勝連分屯地に地対艦ミサイル部隊を配備する計画について、県は報道を受け、沖縄防衛局に事実関係の確認を行いました。沖縄防衛局によりますと、広大な南西地域を防衛するためには、奄美大島、宮古島、石垣島に加え、南西地域のおおむね中間地点においてさらに１か所、地対艦ミサイル部隊を配備するとともに、これらの部隊を指揮統制する部隊を、令和５年度をめどに勝連分屯地に配備することを計画しているとのことであります。

県としては、自衛隊の島嶼配備について地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うこと等を繰り返し政府に対し求めてきたところであり、同計画についても、詳細な配備スケジュールや弾薬の保管方法等、丁寧な説明を引き続き求めてまいりたいと考えております。

同じく３の (2)、嘉手納飛行場への偵察機の飛来についてお答えをいたします。

沖縄防衛局に確認したところ、去る９月２日から９日までの間、ＲＣ135偵察機の離着陸を８回、ＲＣ12偵察機の離着陸を２回確認しているが、所属や飛来目的については、米軍の運用に関する事項であり、承知していないとのことであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） ２、新型コロナと県経済、県民生活についての御質問の中の (1) のア、行動制限緩和についてお答えいたします。

去る９月９日に、政府対策本部から、ワクチン接種の進捗や標準的治療の普及により、感染拡大が生じても医療の逼迫等を通じて国民の命や健康を損なう事態を回避することが可能となれば、日常生活の制限を緩和し、感染対策と日常生活の回復に向けた取組を両立することが可能との考え方が示されております。

県としましては、行動制限の緩和等に当たっては、感染状況のみならず、医療提供体制の負荷や変異株の動向など様々な要素を考慮し、国との調整や専門家等の意見も踏まえた上で、未接種者の状況にも配慮しながら方針を検討する必要があると考えております。

同じく２の (1) のイ、県の重点プロジェクトと政府の基本方針の整合性についてお答えいたします。

県では、現在、子供たちを守るための子どもを守るプロジェクト、緊急事態宣言解除及び経済活動再開に向けた見通しを実現するためのワクチン接種の促進・機会拡大プロジェクト及び感染収束時を見据えた事前準備である経済活動再開時にワクチン接種・検査陰性証明書を活用するためのプロジェクトの３つの重点プロジェクトを実施しているところです。一方、政府の基本方針においても、感染防止対策の徹底及びワクチン接種の推進に取り組むとともに、ワクチン・検査パッケージの活用について検討することとされておりますので、引き続き国の方針との整合性も図りながら感染防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　２、新型コロナと県経済、県民生活についての御質問の中の (1) のウ、経済回復に向けた県の出口戦略についてお答えいたします。

県では、行動変容要請の徹底等により、新規感染者数を抑制することで、緊急事態措置等の制限を段階的に解除し、大規模集客施設の土日営業再開、感染防止対策の認証を受けた店舗における酒類提供の条件緩和等、経済活動再開に向けた取組の展開を検討しております。今後は、ワクチン接種の推進をアクセルとし、経済対策基本方針に基づいた需要喚起や業態転換を促す施策に加え、デジタルトランスフォーメーションによる付加価値を生む新たな取組支援を講じ、一日も早い経済の回復や県民所得向上に取り組んでまいります。

同じく２の (2) のア、完全失業率の上昇と新型コロナウイルス感染症との関連についてお答えいたします。

令和３年６月と７月の状況を比較しますと、全国は、就業者が19万人増加し、完全失業者が15万人減少した一方で、沖縄県は、就業者が2000人増加したものの、完全失業者も2000人増加したことから、完全失業率が上昇している状況にあります。産業別の就業者数では、特に宿泊業、飲食サービス業において、全国が増加している中で、沖縄県は１万4000人の大幅な減少となっており、観光関連産業を中心に感染症の長期化による影響が現れているものと考えております。

県としましては、引き続き雇用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成を行うとともに、就職困難者等への再就職支援などに取り組み、雇用情勢の改善に努めてまいります。

同じく２の (2) のイ、緊急事態宣言による飲食業への影響についてお答えいたします。

民間の調査会社によると、沖縄県における令和２年度の倒産件数は40件となっており、このうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する飲食業の倒産は、２件となっております。また、令和２年４月１日から令和３年８月31日までの間に廃業した事業者数について、飲食関連の２つの組合から情報提供のあった数値を合計した数は、195件となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　照屋大河議員の御質問の２、新型コロナと県経済、県民生活についての中の (2) のイ、緊急事態宣言下における旅行のキャンセル状況及び宿泊業等への影響についてお答えします。

主要エアラインによると、これまで５％程度、予約がキャンセルとなり、厳しい状況が続いていると聞いております。ホテル旅館生活衛生同業組合によると、令和３年８月の客室稼働率は29％で、令和元年同月の72％と比較して、43ポイントの減となっております。予約状況に基づく令和３年９月の客室稼働率は19.1％と令和元年同月の68％と比較して、48.9ポイントの減となっております。レンタカー協会によると、令和３年８月の車両貸出状況は、令和元年同月比で34％となっております。予約状況に基づく令和３年９月の車両貸出状況は、令和元年同月比で23％にとどまる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

〔企画部長　宮城　力君登壇〕

○企画部長（宮城　力君）　２、新型コロナと県経済、県民生活についての (2) のイのうち、観光客のキャンセルに伴う公共交通機関の影響についてお答えいたします。

公共交通機関における観光客のキャンセルに伴う影響そのものは把握できていないものの、各機関へのヒアリングによる今年８月の実績と、新型コロナウイルス感染症影響前である令和元年８月を比較すると、タクシーについては、約59％の売上げ減少、バスについては、約46％の売上げ減少、離島航空路については、約65％の利用客減少、補助対象となっている離島航路については、約61％の利用客減少と聞いております。

公共交通は、県民の日常生活の足として不可欠であるため、移動自粛等の影響により利用者が大きく減少する中にあっても大幅な減便は難しく、運行経費の縮減も困難であるため、経営状況は依然として厳しいものと認識しております。このため県としては、公共交通の確保・維持を図るため、さらなる支援の検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　２、新型コロナと県経済、県民生活についての御質問の中の (3) のア、公立小・中・高校の臨時休校等の状況についてお答えいたしま

す。

学校再開から令和３年９月10日までの期間に、県立学校において学級閉鎖等の措置を行った学校は30校で、学級閉鎖45学級、学年閉鎖５学年、休校３校であります。また、県立学校では、夏季休業の延長等の措置は行っておらず、分散登校は高等学校54校、特別支援学校８校、中学校３校で実施しております。小中学校において学級閉鎖等を行ったのは17校で、学級閉鎖31学級、学年閉鎖５学年で休校はありません。また、夏季休業の延長等については、24市町村の小学校と26市町村の中学校、短縮授業または分散登校については、19市町村の小学校と21市町村の中学校において実施されたと聞いております。

同じく (3) のイ、自粛による登校控え等の割合についてお答えいたします。

県内公立学校における８月の新型コロナ感染者数は1540人で、９月１日から10日までの期間は、372人となっております。また、県立学校において、夏休み明けから９月10日までの期間で、感染への不安等により１日も登校しなかった生徒数は、360人となっており、在籍に占める割合は0.8％となっております。

同じく (3) のウ、小中学校の休校措置等に係る児童生徒への対応についてお答えします。

各学校においては、児童生徒の生活リズムや食事等の健康管理について、保護者や地域及び関係機関に対し協力を求めるとともに、居場所の確保が難しい家庭については、多くの学校で預かり対応を行っております。また、コロナ感染等への不安を抱える児童生徒に対しては、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、全職員できめ細かな対応を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

〔環境部長　松田　了君登壇〕

○環境部長（松田　了君）　３、基地問題についての (2) のうち、偵察機飛来と騒音測定結果との因果関係についてお答えします。

米軍の偵察機が飛来した９月２日から９月９日までの期間、嘉手納基地周辺で確認された騒音発生回数の最大値は、屋良Ａ局の１日平均56.9回で、前年度平均の60.2回と同程度となっております。また、航空機騒音の評価指標である時間帯補正等価騒音レベルの最大値は、砂辺局の66デシベルで、前年度の値と同じ値であります。今回の偵察機飛来期間中、騒音状況に大きな変化は見られませんでした。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　３、基地問題について (3) のアと (3) のイ、東村高江の米軍ゲートへの門設置に関する経緯と対応等についてお答えいたします。３の (3) のアと３の (3) のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

北部訓練場Ｎ１ゲート等への門扉などの設置については、沖縄防衛局から令和元年11月５日付で、道路法第35条に基づく道路占用協議書が北部土木事務所宛てに提出されております。同事務所では、令和２年１月22日付で、出入口の機能を保持するために門扉及び車両止めを道路区域内に設置することは、道路占用の趣旨及び道路の一般交通の安全性の観点から認めないものとする旨を沖縄防衛局宛てに文書で回答しております。また、同事務所が行う道路パトロールでは、これまでのところ、米軍基地ゲート出入口において、車両通行の妨害となる物件等を確認しておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　４、環境行政についての (1)、松くい虫被害状況と防除対策についてお答えいたします。

松くい虫被害量は、保安林等の公益的機能の高い松林を中心に重点的な防除対策を行った結果、県及び市町村の調査によると、令和２年度では647立方メートルで、被害のピークとなった平成15年度の４万3980立方メートルと比較して、約98％の減少となっており、防除効果が現れているものと思われます。しかし、近年、読谷村及びうるま市から宜野座村にかけての一部地域では、被害が増加傾向にあります。このため、県では、一括交付金による沖縄型森林環境保全事業等を活用し、関係市町村と連携して、幹線道路周辺や景勝地等の松くい虫防除に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　御答弁ありがとうございました。

まず最初に松くい虫について、全体としては歯止めがかかっている、拡大はされていない、減少傾向にあるという答弁でしたが、地域からすると、感染被害の状況が集中していると非常に印象的に映るんだと思います。そういう意味で地域からの声があったもので、質問させていただきましたが、改めて気になる点もあって、この質問をした後に久米島で初めて松くい虫の被害が確認されたということです。自生するリュ

ウキュウマツが枯れる被害が相次いでいるようですが、町としては、松は島の財産である、観光資源でもある。被害を最小限に食い止めるために早急な木の伐採、焼却が必要であり国や県の協力も得て対応していきたいというふうにお話しされているようですが、初めての被害が明らかになったということで、技術的な指導あるいは財政的な指導、町として県の協力もいただきたいという要求があるようですが、どう状況を把握し対応していかれるのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　今回、久米島町で発生した松枯れ被害については、県の森林資源研究センターが原因を調査した結果、９月15日に松くい虫被害であることが確認されました。なお、同町はこれまで松くい虫被害が確認されていなかった地域であり、今後被害の拡大が危惧されることから早期の対策が重要となっております。このため県では、久米島町と連携し被害実態の把握や侵入経路の究明等を行うとともに、枯れた松の伐倒駆除等を実施し、徹底した松くい虫対策に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　環境にも影響するというような不安や懸念を持っているようですので、今の答弁にあったような対応を早急にお願いしたいと思います。

コロナにおける子供たちへの影響です。

今議会でも教育長から何度もお話をいただいています。学びの保障について大事にしていきたいということでのお話がありました。夏休みなどの長期休暇の際の居場所づくりについて、先ほど教育長は、どうしても保護者が見られない場合には預かりの対応も行っているということで、教育現場の状況の説明はありましたが、福祉の部門で子供たちの預かりという対応について、どのような形で行われているのか。報道などを見ると、お弁当を配布したり子ども食堂を開設されたり、その支援の輪が広がっているという感じはするんですが、子供たちの居場所という点での福祉部の対応について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　学校が休校になっている間の子供の居場所といたしましては、放課後児童クラブ、学童クラブを朝から開所して、親が就労している場合の低学年の子供たちの受入先として確保するよう市町村には依頼をしたところです。また、議員からもお話がございましたけれども、学校休校中で給食がないということで、食事の機会の確保に不安が生ずるお子さんもいるのかというところでございますが、子どもの未来県民会議と連携をした子ども未来協力店という名前の地域の飲食店による困窮家庭への食支援についての支援も行ったところです。子供の貧困緊急対策事業の中で、子供の居場所を各地に配置されているのですけれども、そちらにつきましては、コロナ禍においてもできる限り感染防止対策を徹底した上で開いていただくように通知をしているところです。ただ、どうしても感染拡大しているときには、そこも休止になってしまうところも数多くあったところから、こちらにつきましても休止をした場所からの宅食支援、お弁当を届けるような取組をしながら、子供たちが元気にお家で過ごしているかについて心配りをしていただくような取組を支援したところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　そもそも子供の貧困ということで、子供たちを取り巻く沖縄の現状があった中でのコロナ禍ですので、今言われたような対策については、さらにまた力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

教育長に戻りますが、先ほど分散登校などを行っているんだと。そしてそのために、オンラインなどの取組を充実させていくんだというのは、今回の議会の中でも答弁がありましたが、一方でそのオンライン授業においても、特別支援学校などでは進める中で、生徒たちの体の状態、様々あってなかなか画面の前でじっくりオンライン授業を受けることができないとか、操作についても助けがいるんだということで、その対応を苦慮されている状況が明らかになっていますが、その点について教育長、どのように把握され、どう対応されていくのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員御指摘のように、オンラインを活用した学習支援が難しい場合につきましては、郵送であったり電話連絡等で課題の提供を行っているところでございます。９月６日の時点になりますけれども、特別支援学校の10校で郵送や電話で連絡した支援であるとか、また６校では課題等を配付して指示し、登校日時を指定しているところでございます。

教育委員会としましては、家庭での対応が難しい場合には学校に登校していただいて、個別の対応をするような形で対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　学校現場、子供たちの対応、大変現場の先生方も苦労されていると思いますが、特にまた支援学校については、大変な疲弊する現場の声も届いておりますので、改めてしっかり支えをしていただきたい。生徒たちは、職業訓練、社会に出ていくためにいろいろな体験もしていかないといけないということですが、それも中止になって、現在の状況だけではなく、未来にも影響を与えてしまうんじゃないかということで不安があるようですので、その点についてもお願いしたいと思います。

続けて、このオンラインの充実は重要ですが、タブレットを使っていじめ、悪口などが書き込まれて自殺に追い込まれたという事例も他府県であったようです。そういった対応、いじめ等に対する県教育庁、県としての対応をどう考えられているのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　他県のほうでそういった事例があるというのは報道等で把握をしています。本県におきましては、配付しておりますタブレット等によるいじめ等の報告は上がっておりません。同様のネットトラブルが起こらないよう、児童生徒の発達段階に応じた指導が行えるよう、市町村と連携して取り組んでいきたいというふうに思っています。

参考までに、児童生徒へのアカウントの設定、端末の使用ルールについては、文部科学省が通知を出していますので、それをしっかり学校に周知して対応していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　子供たちがタブレットを活用していくスピードというんですか、非常に早いんです。すぐ吸収して、我々が感じる以上に様々なところにアクセスしてつながってしまうので、改めて今現在ではないということですが、急ぎ進められるそういったインターネットでの対応について、いじめ等の対策もしっかりとやっていただきたいということを申し上げて終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時13分休憩

午後５時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

平良昭一君。

○平良　昭一君　本日最後です。最後までよろしくお願いします。

まず、次期振計における北部振興の在り方について伺いますけれども、人口６万人が住む北部地域の課題は、１人当たりの所得水準に加え、都市圏への人口流出による過疎化、産業振興と雇用問題、移住定住等の都市部と連動した北部地域の発展などは、長年にわたる課題であり、依然として解消されておりません。北部振興費を固定化させ経済政策などの必要性を求める声があるが、県としてどのように北部振興を考えているのかお伺いさせていただきますけれども、まず初めに、これまでの北部振興の非公共、公共を合わせた事業件数と事業の使途、全事業の達成度について伺わせてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時16分休憩

午後５時16分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　平成12年度から令和３年度――これは８月末までに北部振興事業として751件、1676億円の事業が採択されてまいりました。公共事業が721億、非公共事業が955億となっております。

○平良　昭一君　達成度。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時16分休憩

午後５時16分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○企画部長（宮城　力君）　北部振興事業は、北部地域において中南部と比較して人口の水準や所得水準が低くとどまるなど、地域の振興が十分に図られなかったため、県土の均衡ある発展を図る観点から平成12年度より創設されて、現在まで事業が継続されているところでございます。

引き続きこの北部振興事業等をはじめ、様々な事業の展開により産業の振興、定住条件の整備等を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　次期振興計画の素案で示されている北部圏域の今回の振興の目玉は何でしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　新たな振興計画の素案の北部圏域にあっては、世界自然遺産登録地にふさわしい人と自然が共生する環境共生型社会の構築や、国際的な学術研究、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に取り組む、そして生産効率の向上や競争力の強化、雇用機会の創出、医療体制の充実強化、魅力ある生活環境の整備、交通利便性の向上のための基盤整備、これらを施策展開の基本方向として様々な取組を

進めていくこととしております。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　素案を見せていただきましたけれども、本島北部の周辺離島を網羅した振興策が全く見えてこないんです。以前にも北部町村会からの要望等もいろいろあったと思いますけれども、これまでいろいろ議論のあった伊江島空港の再活用、伊平屋空港や架橋の問題等、それもそれに付随するようなものじゃないんですか。全く位置づけをされていないんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時19分休憩

午後５時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　新たな振興計画の素案を策定後、市町村長の皆様とも意見交換をしてまいりました。そして関係団体の方、それから幅広くパブリックコメントも実施しているところで、いただいた様々な意見については、これは担当部局のほうで、そのいただいた意見について検討した上で、素案に反映させるか検討を進めることとしております。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　内閣府は、2022年度の沖縄関係予算の概算要求で、非公共の北部振興事業を前年度から10億円増額した45億円ですよね。県として、次期沖縄振興計画の今後の10年間で北部圏域にどれくらいの投資を図って、効果として実をどれだけ取りに行くような状況がありますか。そこが全く見えない。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先ほど申し上げた施策展開の基本方向に沿って、様々な取組を進めてまいります。北部振興にどの程度予算を投入するかというのを今、現時点で申し上げるのは非常に難しいところではありますが、持続可能な観光地の形成、それから北部医療センターの整備等による医療提供体制の構築、公共交通システムの導入など持続可能なまちづくりの推進等が図られるような所要額を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　非常に気になるのは、内閣府は北部広域市町村圏事務組合が策定する北部地域振興戦略策定業務報告書をベースに決めていくと言っているわけです。これは、県の考え方、思いがそれに入っていますか、今回のものに対して。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時21分休憩

午後５時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　北部広域市町村圏事務組合の皆様からも意見を頂戴し、新たな振興計画の中でどのような展開ができるのか検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　本来の均衡ある発展というものに対して、もうちょっと県側が真剣に取り組まないといけないと思うんですよ。そういう面では、12市町村ありますけれども７町村が過疎地域、定住条件整備は課題が残っていると言っているわけです。その辺をもっと深刻に考えて、次期振計の中での北部振興の在り方を考えていただきたいと思います。

これまでの経緯を踏まえて知事、北部振興に対する知事の考え方を最後にお聞かせ願います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄県では、県土の均衡ある持続可能な発展を図る観点から、北部振興を推進することとしております。幾つか紹介をいたしますと、世界自然遺産と連携するサステーナブル、レスポンシブル・ツーリズム、持続可能な観光受入れ体制の構築、地域の魅力を生かしつつワーケーションと連動した企業誘致や滞在型観光の推進、それから公立沖縄北部医療センターの整備、遠隔医療など高度なＩＣＴの医療分野への利活用の促進、県立名護高校に併設する桜中学校の中高一貫教育に向けた取組、それから今、議員おっしゃったように離島僻地においては、やはりＩＣＴを活用した遠隔授業がしっかり実施できることなど、それから主要観光地のアクセス改善に資する円滑な交通ネットワークの構築、地域の特性を生かした農林畜水産業の振興など様々な取組を展開することとしております。これらの取組を進めるとともに、引き続き中部圏域市町村と連携して、魅力ある生活環境の整備や雇用機会の創出にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　次に、沖縄県の地域おこし協力隊の現状について伺いますけれども、沖縄県には地域おこし協力隊がどの地域にどのくらいいますか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　令和３年８月１日現在、県内17市町村、それから沖縄県54名の協力隊員が活動しております。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　導入から現在まで県内の地域おこし協力隊の人数と受け入れている自治体、これは幾つですか。受け入れている自治体を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時25分休憩

午後５時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　すみません。今、延べ人数については少し時間をいただければと思います。

今、これまで23の市町村において受入れの実績がございます。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　いろいろ調べてみたら、令和元年から地域おこし協力隊の隊員数が減っているんです。これはどういう理由で減っているんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時26分休憩

午後５時26分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　令和元年度末時点では、18団体で71名在籍しておりました。現時点では18自治体54名となっております。想定される減少要因としましては、市町村が推進する取組、事業の完了による配置の減、それから事業規模の見直し。もう一点が協力隊員の本人の思い、考え、これと受入れ市町村における業務とのミスマッチによる途中退任、これも要因として考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　総務省のホームページから地域おこし協力隊を検索すると、令和６年度までに隊員8000人を目指しているということです。いわゆる増やすということ。なぜ沖縄県は、逆にそういう面では減少しているような状況になっているのかというのは非常に疑問なんですけれども、なぜでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　先ほど申し上げた配置人数が減少するという要因と、また18市町村についてはまだ導入していないということが原因と考えております。未導入の団体について聞き取り等確認しましたところ、人口が増加している、あるいは急激な人口減少も見られないため必要性を感じていない、あるいは地域での活用方法が明確になっていない、こういう理由が挙げられているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　減少しているような状況があって、地方公共団体が必要ないということであれば――総務省は増やせといっているわけですよ。それに対して県は何の策も打っていないということか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　特にまだ導入していない団体に対しては、既に導入している市町村の受入れ体制づくり、それから取組事例、これらの情報共有を図って制度の活用を促しているところです。また制度の概要、導入までの過程や要点などを整理した沖縄県地域おこし協力隊導入支援マニュアル、これを作成し今、全ての市町村に送付したところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　この沖縄県地域おこし協力隊は総務省の制度で、国から特別交付税措置があるわけです。そういう面では、何らかの働きかけをして増やすべきだと私は認識している。離島県、島嶼県であるし、まさしく沖縄県に合った制度であると私は理解している。人口が減っている自治体にとっては移住者を確保できる方法として、とてもいい手段だと思っているんです。そういう面では、１自治体200万まで特別交付税が措置される訳ですから、これからもっともっと増やすべきだと思って、県は、こういう面では何らかの策を打っていくべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

元内閣府沖縄担当の職員で総務省から来た職員のお話なんですが、この地域おこし協力隊について物すごく推奨しておりました。その方がおっしゃっているのは、地域を変えるのはやっぱりよそ者、若者、馬鹿者だというような話をしておりまして、地域の魅力というのは、なかなか地元の人が気づかないんだと。そういった中で地域おこし協力隊という、よその方がその地域の魅力をしっかり起こして、そして若いエネルギーでもって、地元の方ができないと思っているようなものも実行していくんだと。そういったパワーが彼らにあるので、ぜひそれを実行してほしいという話がありました。大変印象深く思っております。今、議員から御指摘がありました交付税などのメリットも多々あるわけですから、今までで、ある意味成功事例も多々あると思いますので、そういったものをしっかり県のほうで整理いたしまして、まだ未導入の自治体にはそういった観点をＰＲして、地域の振興に役立てていただけるよう、県としてもしっかり取り組んでまい

りたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　いろいろ調べてみたら、実にすばらしいなと思ったのが沖縄県庁にもいるんですよね。２人いるということでありましたけれども、この２人というのは全国的に見ても、県庁に地域おこし協力隊がいるというのは、非常に珍しいと思います。県庁に地域おこし協力隊がいるということに対して、どういう考えの下でやってきているかということを少し説明願えますか。
○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　県の地域・離島課に地域づくり応援員として平成25年度から配置しているところです。具体的な取組としては、県内の協力隊員向けの研修会、情報交換、先ほど申し上げた支援マニュアルを作成しましたし、ＯＢやＯＧも含めたネットワークづくり、協力隊活動の視察、情報発信、報告会等も実施しておりまして協力隊員の活動の広がり、あるいは協力隊のネットワークづくり、これのコーディネートといいますか中核として今、様々な取組を行っているところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　２人いますけれども、大体任期は１年から３年と言われていますが、その方々はどうなっているの、任期というのは。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
　　午後５時32分休憩
　　午後５時33分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　現行の応援員は、今３年目になります。その前の応援員は、今、地域振興協会――これは県の出資法人であります――それと養蜂家として県内に在住している状況にございます。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　以前、ＯＢかＯＧか分かりませんけれども、いろんなところに就職しているような状況もあると思います。そこで、今回恐らく３年目といったら２人とも辞めるわけですよね。そうなると、次年度以降はどうなるか。総務省は隊員を増やそうとしているわけですから、まさか県庁が減らすということはありませんよね。
○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　市町村の協力員の支援を行う、サポートをするという意味にあっても今後も引き続き必要と考えておりますので、確保に向けて取り組んでいきたいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　そこなんですよ。県庁に２人いらっしゃるということ、そこが離島県であることの中で、地方公共団体とのネットワークをつくる。そこが重要なんです。沖縄県庁の中に２人いるという、これはもうすばらしいと思います。そこが中心になって、現職だけじゃない。ＯＢ、ＯＧも含めて横のつながりを持っていくことが、この過疎化の地域の発展につながっていくと私は思うんです。その辺、今、部長は非常にいいことをおっしゃいましたので、これまでの県庁ＯＢ、ＯＧを中心にしながらネットワークづくりに対してどう思いますか。
○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　定着率が低いと申し上げましたが、一方で例えば離島にそのまま在住して島唯一のパン屋さんを開業したり、あるいは地域内の空き家を購入して民宿施設を運用したり、あるいは今、ある町の議員として活動している方もいらっしゃいます。地域おこし協力隊としての様々な経験がその後の活動にも生かされているというふうに考えますので、定着率を高められるように市町村とも連携して引き続き取り組んでまいります。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　これは非常に重要で、そこにある程度の財源を持ってこないとサポートをしていけないわけです。特に離島県である沖縄県というのは、交通費とかいろいろとかかります。それはネットワークづくりをしてつなげていくためには、ある程度の予算化が必要だと思う。そういう観点から、総務省も倍にしなさいと言われているような状況の中で、予算も倍にするわけです、これから。そこに対して、県の考え方がしっかり定着できるかということになると思いますけれども、その辺予算も含めましてお願いします。
○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　県においても、県の応援に対しても特別交付税措置がされるというところでございます。これまでも市町村の協力隊のメンバーをサポートしておりましたので、引き続き所要の予算の確保に向けて注力したいと思います。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　そこからちょっと苦言になるかもしれませんけれども、定着率、これが非常に悪いと言われています。任期満了後の沖縄県内の定着率は全国何位だったか教えていただきたい。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時37分休憩
午後５時37分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　地域おこし協力隊の任期終了後の定着率は、令和２年３月時点で48％。全国平均の63％を下回り、全国最下位となっております。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　ですよね、最下位なんですよ。これまでのいろいろ議論を交わした中で、島嶼県であるがゆえに有効だよと言っている割にはそうなんです。今年の５月４日の毎日新聞に、地域おこし協力隊の任期後の定着率、北海道と沖縄明暗くっきりという記事が載っていたんですけれども、それは見ましたか。見てないんだったら見てないで……。
○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。
○企画部長（宮城　力君）　まだ確認しておりません。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　やっぱり魅力はあるんです。沖縄も北海道も。しかし定着率が全然違うというのは、単なるアルバイト的な感覚の中で採用しているような状況もあるといっています。そういう意味では、ＯＢ、ＯＧの意見なども聞くこのネットワークがどれだけ大事かということの世界になりますので、ぜひその辺を含めて頑張っていただきたいと思います。
一言申し上げますと、一番定着率がいいのが79.7％、山口県なんです。それはどういうことをしているのかというと、単なるアルバイト的なものではなくて、本当にこの方が定着する意思があるかどうかを確認して採用して、定着すると言えばわざわざ県の担当者がその地域まで行って、市町村まで行って面会をするんです。それぐらい責任を持ってこの地域に対してあなたは貢献してくださいよという使命感を与えたらやるんです。そこをぜひ沖縄県でリードするような状況をつくっていただきたい。山口県を目指せということで、私は苦言を呈したいと思いますので、そういう対応をしていただきたいと思います。
よろしくお願いします。
次に、沖縄県のタイワンハブの問題ですけれども、県内の分布状況、もう何度も議会でやっておりますけれども、もう一度確認したいと思いますのでどうですか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　県の衛生環境研究所の調査及び市町村のハブ類捕獲によりますと、現在、本島内の名護市、今帰仁村、本部町、恩納村、読谷村、宜野座村、金武町の７市町村で確認されており、生息域は拡大傾向にございます。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　はっきり議員の皆さんにも知ってほしい。令和２年度の捕獲数、今帰仁村433のうちタイワンハブ432、本部町1403のうちタイワンハブが1398、名護市1278のうちタイワンハブ1266、99％がタイワンハブなんですよ。捕獲器に入るのは。そして令和３年度、４月から７月、名護市は８月までの統計ですけれども、今帰仁村214のうちタイワンハブは209、本部町394のうちタイワンハブ393、名護市は681、全てがタイワンハブなんですよ。これでも分布が増えているというような判断でいいか。皆さんこれまでどういう対策をしてきたか。教えて。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後５時41分休憩
午後５時41分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、沖縄県ハブ対策事業基本計画というのをつくっておりまして、それに基づくタイワンハブ対策についても実施をしてきております。タイワンハブを含めたハブ対策に関する広報啓発活動でありますとか、調査研究の実施、それから治療用のハブ抗毒素の確保などに県として取り組んでいるところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　沖縄県ハブ対策事業基本計画というのは、一体どのようなものなのか。市町村とのつながりはどんなものなのか。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。
午後５時42分休憩
午後５時42分再開
○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　このハブ対策事業基本計画といいますのは、県と市町村、それから県民がそれぞれの役割分担の下でハブ対策を推進することを目的に策定されておりまして、ハブによる健康被害から県民・観光客等を守るための諸施策の方向性を示したというところでございます。
○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。
○平良　昭一君　この平成３年に策定されて、平成26年に改定されていますよね。このような繁殖拡大は想定されていましたか、平成26年の改定で。
○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時43分休憩

午後５時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　タイワンハブが当初入ったと思われるのが、1970年代頃からではございます。ただ議員おっしゃいますように、急拡大というか――しているのが平成24年あたりからですので、この改定に際しましては、タイワンハブの存在についても認識の上で対応はしているということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　在来のハブとの違いなど、その生態は研究されているか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　衛生環境研究所等の資料によりますと、タイワンハブとハブの特徴については示されておりまして、まずタイワンハブの特徴としては、サキシマハブによく似ているということと、もともとは台湾や中国大陸に生息するヘビであって、在来のハブより毒が強いというふうには言われております。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　私が聞いているのは、この生態というのは冬眠もしない、１年中活動しているという話があるんですよ。その辺どうなのかということと、冬眠もしないから今もうウオーキングさえできない、ここで住んでいる方々の日常生活がもう変化しているんですよ。そういうことも踏まえて恩納村、名護市、本部町、今帰仁村、予算が足りないと、もう耳が痛いくらい言われます、我々。そういう面では、捕獲器設置、設置すれば確実にその捕獲器には年間で２倍入るんですよ。捕獲器の２倍、聞いてみると。この予算はもう市町村任せになっているのか、保健医療部で見ているのか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時46分休憩

午後５時46分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員おっしゃいますとおり、ハブの捕獲についてはやはり市町村の独自の予算であるとか、あと市町村が一括交付金を活用して当たっているというようなことではございます。ただ県としましては、県の衛生環境研究所を通じて捕獲の技術指導であるとか、啓発のためのパンフレットの作成だとか、そういうＰＲ資料については、県のほうで対応しているというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これ市町村任せだけではもういけないような状況に来ている。このままではさらに拡大しますよ。名護市は、捕獲して５つの地域に分けて統計を出しています。数年前は旧名護地区と屋部地区のみにしか存在しなかったんですよ。でも近年は北部の羽地地区が多くなっています。倍近くなっています。北上しているわけですよ。そうなると今後、北上を続けると世界自然遺産地域の貴重な生物に悪影響を与える可能性が確実に出てくるんですよ。その辺を見据えて、これからは環境部が対応しないといけなくなると思う。その辺、環境部長、今後、前回にもそう言いましたけれども、皆さんはその対策をするつもりはありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員のその御懸念は非常に我々もしっかりと受け止めないといけないと思います。なお、県は令和２年３月には沖縄県外来種対策行動計画に基づくタイワンハブの防除計画も策定をしております。その中でもタイワンハブの特性についても比較検討しながら、しっかりと対応していこうということでのその方針も出させていただいておりますが、それが現下のところはやはりこの１課体制の中での市町村との協力関係がやや市町村任せになっているのではないかということは我々もしっかり反省の下に立って、しっかり防除する計画に基づいて、その方向性を市町村とも確認をしたい。そのためには我々もしっかり取り組んでいきたいということを改めて申し上げたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　ちまたではそれも冗談ですけれども、在来種のハブを県指定天然記念物にしないといけなくなるんじゃないかなとまで言われるわけ。そうならないためにも、外来種対策としての予算確保、これは今チャンスだと思っているんですよ。北上しているわけですから、それを食い止めるための予算が必要だということで、これは環境部の中でやるべきですよ。頑張っていただきたい。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　今知事からも御答弁がございましたが、沖縄県外来種対策行動計画に基づくタイワンハブ防除計画を策定しておりますので、その計画に基づき市町村と連携してタイワンハブの駆除に向けて必要な対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　頑張っていただきたいと思います。

新型コロナ対策についてでありますけれども、那覇クルーズターミナルワクチン接種センターは当初ファイザー社製のワクチンを活用しておりましたが、９月からはモデルナ社製ワクチンで接種を実施しております。異種混同接種の問題が生じないですか。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　那覇クルーズターミナル接種センターでは７月22日の運営開始以降、那覇市と連携してファイザー社製ワクチンを９月１日まで運用してきたところです。モデルナ社製ワクチンが安定的に確保できる見通しとなったことから、９月６日からはモデルナのワクチンを運用開始しております。現在、接種センターではファイザー社製ワクチンの管理は行っていないことから、異種混同接種が起こることはないというところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　加藤官房長官もこれは問題があるというようなことを８月30日の会見で言っているわけですよね。だから一緒にしないということは確実にしていくんですよね。そうするんですよね。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　クルーズターミナルではこの２種類を保管しているわけではございません。ファイザーのときはファイザー、モデルナになってからモデルナということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　この辺が接種率が上がらない原因になったら困りますので、その辺は徹底して表に出してほしいと思います。

次に、２点目の学校内の抗原キットでありますけれども、民間に委託するということでありましたが、やっぱり懸念していたのは、養護教諭の方々の負担が多くなるんじゃないかなということがありましたけれども、今後もそういう観点の中で継続していくということでよろしいですね。外部委託するということ。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　抗原簡易キットの件で答弁させていただきます。

抗原簡易キットの使用方法等については、先般文部科学省等が作成した手引等に詳細が示されておりまして、立ち会う教職員は手引等の学習と理解度確認テストが必要となっております。検査には養護教諭に限らず、手引等を学習した教職員であれば立会いが可能というふうになっております。

県教育委員会としましては、手引等を用いて県立学校の管理職及び教職員向けに説明会を９月14日に実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　ありがとうございました。

あとワクチンパスポートの件、３点目でありますけれども、これやはり行動制限緩和によるもので、ワクチン接種をしている方だけが有利な状況になることを懸念する声がかなり聞こえますけれども、不当な差別扱いなどで社会の分断につながるような状況をつくってはいけないと思いますけれども、その辺の様々な要領を考えながらどう対応していくかをちょっとお聞かせ願います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　政府対策本部のほうから出された考え方に基づいて、ワクチン接種とそれから検査の陰性証明でもって経済活動の回復に向けた取組というものが、考え方が示されているところでございます。

県としましても、ワクチンについては接種は義務ではございませんので、受けない方々であっても不利益を被ることのないように、人権にも配慮した上でワクチンの未接種者の状況等も勘案しながら、その方針については検討する必要があると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　分煙環境整備に移ります。

国は地方たばこ税の一部で分煙環境整備を図るべきと言っておりますけれども、本県はどう考えておりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　分煙環境を整備することは受動喫煙を防止する対策の一つではございますけれども、一方で喫煙は予防できる病気の死因のうち最も高い危険因子でございまして、がんや虚血性心疾患、脳卒中などのリスクを高めることから、喫煙率を減らすための対策は重要であると考えております。分煙施設の設置に当たっては、やはり管理者において、望まない受動喫煙を防ぐため、設置場所の状況に応じた適切な措置を行う必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　改正健康増進法の所管は保健医療部ですよね。皆さんが禁煙になっているのはよく分かります。しかし、県内には多くのたばこ生産者がいるわ

けですよね。その方々へのしわ寄せが来るんじゃないかと心配していますけれども。

農林水産部長、お聞きしますけれども、庁舎は禁煙に向かっているけれども、その農家の方々に対して、それをどう県として説明できるか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　県では、これまでも葉たばこ栽培の廃作があった際は、カンショやサトウキビ、その他農作物への転作などについて栽培指導等の支援を行ってきたところであります。

県としましては、今後も喫煙者の減少による葉たばこ農家の影響が及ばないよう支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　一方は支援する、一方はそれを使うなというような状況だからこれは相反するわけです。

そこで、また別のところから、総務部長、地方財源に大きく貢献しているようなもののうち――たばこ税ですね。これ一般財源ですよね。年間どれくらい沖縄県ありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時56分休憩

午後５時56分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えします。

たばこ税は、議員御指摘のとおり普通税でございます。そのうち、税率の割合が国が50％、市町村が43％、都道府県が７％となっております。令和２年度の沖縄県のたばこ税収入は17億3000万円、同じく令和２年度測定値でございますが、市町村たばこ税収入が105億7000万円となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　年間120億余りあるわけですよね。そうなると、総務省も今後の地方たばこ税の安定的な確保に資するため、屋外分煙施設等の整備に積極的に地方たばこ税の活用を検討しなさいという指針を出しているわけですよ。税収減少になってもいいということでいいのか、沖縄県は。今の保健医療部だけの考え方をやると。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　議員御指摘の分煙の一層推進のために、地方のたばこ税の活用を検討していただきたいという旨の発信をされていることは承知しております。ただあくまでも普通税でありますので、たばこ税に限らず一般財源の中でそういった対応をしていくという形になろうかと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　庁舎内の禁煙をするのと、要するに敷地内で分煙所をつくれというのは別問題だと思うんですよ。一方的に禁煙だけに向かっていること自体がおかしいなと私は思っているよ。生産者、あるいは一般財源の問題もありますので、社会的な問題としての分煙社会の実現、それこそが本来の目指す姿じゃないかなと思うんですよ。そういう観点からすると、ちょっと結論を急がずに、議論してから決めるべき状況にあるんじゃないかなと思いますけれども、知事どうでしょうこれ。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　分煙環境を整備すること、そしてその分煙環境を社会的に整備すること、それぞれ国・地方の役割があろうかと思います。他方で、やはり病気の死因の最も高い危険因子を誘発するということにおいては、今度は健康・長寿との兼ね合いも出てくるのではないかというように思います。ですから、様々な方面からいろいろな議論を組み合わせていって、健康的な社会を構築していくためには、やはり各々の努力といいますか、研究を積み重ねていくことは非常に重要であろうというように思います。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　最後にちょっと、県内の屋外分煙所の設置状況、これ分かるか。屋外です。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時59分休憩

午後５時59分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　申し訳ありません。

県内における屋外分煙施設の設置状況につきましては、健康増進法による届出等の対象になっていないことから、今のところ把握していない状況です。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　ほかの市町村で、庁舎内では吸えませんけれども、敷地内ではそういう分煙所をつくってやっているところもあるんですよ。その辺もこれからの議論の対象になると思いますので、これはまたこれからいろいろやっていきましょう。

ちょっと議長休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後６時00分休憩

午後６時00分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○平良　昭一君　ちょっと順番変えて、我が会派の代表質問との関連についてですが、街路樹、雑草対策について取組状況と課題についてということで、新垣光栄議員がお聞きしましたけれども、いわゆる雑草対策については性能規定方式を拡大導入しておりますと、受注業者との意見交換を行いながら本格的な導入に向けて取り組んでいるところだという答弁でありましたが、性能規定方式の全路線拡大導入をどのように考えていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今年度、その性能規定につきましては、沖縄本島でも実施をしているところでございます。その結果を踏まえて、今後全路線拡大について課題等取りまとめた上で、検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これはあくまでも県道ですから、国と市町村の性能規定方式の導入協議を今後やっていくような状況はあるか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　国と市町村の連携につきましては、今年度着手をいたしました良好な沿道景観形成のための街路樹の在り方計画の策定において、意見交換や情報提供等を行っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これ非常にいいことだと思いますけれども、性能規定方式による業務は除草だけの発注内容となっているんですよ。今部長が言ったとおり、低・中・高木の管理、残根の撤去とか、植樹帯の不陸調整、根っこで暴れたりしますよね。グリーンベルトとかを込めた。これを一括発注したほうがいいんじゃないかなと思って、包括性能機能方式の管理と効率化、それを基づいて予算削減にもつながっていくと私は思いますけれども、その辺今後考えていく余地はありませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　まず、道路の除草につきましては、性能規定方式ということで令和２年度から着手して路線拡大をしております。今議員お話のありました中低木の管理につきましても、やはり県内は街路樹等が他府県に比べましても結構多いほうでして、老木も増えてきていると。おっしゃるとおり根っこによる舗装板の破壊とかそういったのも含め増えてきております。その辺も踏まえながら、中低木の管理につきましても、併せまして包括的な発注についてぜひ検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　それとシークヮーサーの立ち枯れ被害の原因究明ですが、プロジェクトチームを立ち上げたのは非常にいいことです。しかしこれは何年も前からあることで、以前にも大宜味村のある地域ですが、農家の方々が同じようなことでサンプルの土を持ち帰ったけれども何の報告もないというような状況がありました。現場視察に行ったときにですね。こういう対処をしっかりやっていただきたいという要望をしたいと思いますので、対応していただきたい。

　そして、台湾産パインの輸入増に対する県内の影響ですけれども、価格の下落はなかったと言っていましたけれども、八重山地区では価格は暴落しているという新聞報道があるんですよ。そういう面では、本当に大丈夫ですか。暴落していないか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　これまでの答弁の中では、東京卸売市場における平均価格を述べたところでございます。

　以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これ、台湾産と沖縄産、店頭で別々に置くことはできるのか、明記することは可能なのか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　食品表示法に基づき、食品表示基準では、農作物について、国産品にあっては都道府県名を表示、台湾産パイナップル含む輸入品にあっては原産国名を表示することが義務づけられております。そのため県では、食品関連事業者に対する食品講習会の実施など、普及啓発等に、そういうのに取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　最後になりますけれども、琉球歴史文化の日の啓蒙の取組、これ知事公約、条例制定して初めて11月１日を迎えるわけですよ。沖縄の歴史と文化の理解、ウチナーチムグクルをさらに育むために価値があるものだと思っています。そして来年度の世界のウチナーンチュ大会に結びつける大きなものだと思いますが、啓蒙活動をどうしていくつもりですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県では、先人たちが創り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、ふるさとへの誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を県民が自らの手で創

造していくため、条例で11月１日を琉球歴史文化の日と制定させていただきました。ウチナー文化の継承・発展を図るためには、先人たちが創り上げてきた歴史文化への理解を深め、ウチナーンチュとしてのアイデンティティーを形成することが最も重要であると思います。議員がおっしゃる、世界にいらっしゃるウチナーンチュの皆さんにも、琉球歴史文化につながっているというその誇りを持って、我々もこれからその取組をしっかりと県民に広げてまいりたいというように思います。

○平良　昭一君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これを持って散会いたします。

午後６時６分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　仲　村　家　治

会議録署名議員　仲 宗 根　　悟

令和３年９月29日

令和３年
第　８　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第８号）

令和３年
第 ８ 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

令和３年９月 29 日（水曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第８号

令和３年９月29日（水曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで（質疑）
第３　陳情第194号の２及び第198号から第201号までの付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで
甲第１号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第14号）
乙第１号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例
乙第３号議案　沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　工事請負契約について
乙第６号議案　工事請負契約について
乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第８号議案　土地の取得について
乙第９号議案　財産の取得について
乙第10号議案　財産の取得について
乙第11号議案　保険代位による損害賠償請求事件の和解等について
乙第12号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第13号議案　損害賠償の額の決定について
乙第14号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第15号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第16号議案　水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第17号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第18号議案　通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第19号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第20号議案　農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第21号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第22号議案　令和２年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第23号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
認定第１号　令和２年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　令和２年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　令和２年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第４号　令和２年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　令和２年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　令和２年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　令和２年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第８号　令和２年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第９号　令和２年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第10号　令和２年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
認定第11号　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第12号　令和２年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第13号　令和２年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第14号　令和２年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第15号　令和２年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第16号　令和２年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第17号　令和２年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第18号　令和２年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第19号　令和２年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第20号　令和２年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第21号　令和２年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　令和２年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　令和２年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
認定第24号　令和２年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について
決算特別委員会の設置
決算特別委員会委員の選任
日程第３　陳情第194号の２及び第198号から第201号までの付託の件

出　席　議　員（47名）

議長	赤嶺　昇君	17番	上里善清君
副議長	仲田弘毅君	18番	當間盛夫君
1番	新垣光栄君	19番	金城　勉君
2番	翁長雄治君	20番	新垣　新君
3番	喜友名智子さん	21番	下地康教君
4番	島袋恵祐君	22番	石原朝子さん
5番	玉城健一郎君	23番	仲村家治君
6番	大城憲幸君	24番	仲宗根　悟君
7番	上原　章君	25番	仲村未央さん
8番	小渡良太郎君	26番	玉城武光君
9番	新垣淑豊君	27番	比嘉瑞己君
10番	島尻忠明君	28番	当山勝利君
11番	仲里全孝君	29番	照屋大河君
12番	平良昭一君	30番	山内末子さん
13番	次呂久成崇君	31番	西銘啓史郎君
14番	國仲昌二君	33番	大浜一郎君
15番	瀬長美佐雄君	34番	呉屋　宏君
16番	山里将雄君	35番	花城大輔君

36番	又吉清義君	43番	比嘉京子さん
38番	崎山嗣幸君	44番	末松文信君
39番	玉城ノブ子さん	45番	島袋大君
40番	西銘純恵さん	46番	中川京貴君
41番	渡久地修君	47番	照屋守之君
42番	瑞慶覧功君		

欠席議員（1名）

32番　座波一君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	謝花喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
副知事	照屋義実君	病院事業局長	我那覇仁君
政策調整監	島袋芳敬君	会計管理者	大城博君
知事公室長	金城賢君	知事公室秘書防災統括監	平敷達也君
総務部長	池田竹州君		
企画部長	宮城力君	総務部財政統括監	平田正志君
環境部長	松田了君	教育長	金城弘昌君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	警察本部長	日下真一君
保健医療部長	大城玲子さん	労働委員会事務局長	山城貴子さん
農林水産部長	崎原盛光君	人事委員会事務局長	大城直人君
商工労働部長	嘉数登君	代表監査委員	安慶名均君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺　昇君）　これより、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日知事からお手元に配付いたしました議案２件及び補正予算説明書の提出がありました。

次に、質問の日程に変更があったことから、本日の会議に説明員として改めて出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君及び労働委員会会長藤田広美君は所用のため出席できない旨の届出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長大城直人君及び労働委員会事務局長山城貴子さんの出席を求めました。

○議長（赤嶺　昇君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案、乙第１号議案から乙第23号議案まで及び認定第１号から認定第24号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　おはようございます。

今日は自民党総裁選があるようで、報道も大変にぎわっているところですが、私は２点について注目をしています。

まず、歴史認識と外交・防衛、これをどう考えるか。こういう点を注目しているんですが、なかなか見えません。

早速一般質問に入りたいと思います。

まず、新型コロナ感染症対策についてお伺いをいたします。

１番目に、コロナ禍において、県は市町村へ個人情報保護のため感染者の情報を提供しておりません。そのため自宅療養者への支援に支障が生じています。

コロナ禍の状況は、沖縄県個人情報保護条例の例外規定の適用になるのではないでしょうか。また個人情報保護審査会に諮問する考えはないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　自宅療養者の情報等につきましては、令和３年２月10日付で国から個人情報の提供に当たっては、対象となる方の同意を得て行うものとの通知が発出されておりまして、県では、同通知を踏まえ、これまで慎重に対応してきたところです。しかしながら、今般の全国的な感染拡大による自宅療養者の増大に伴いまして、令和３年９月６日付で、国から都道府県と市町村との連携における自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する通知が発出されまして、人の生命または身体の保護のため、緊急の必要があるものとの判断が示されたところです。

県としましては、市町村と情報を共有し連携することが重要であると考えており、当該通知を受け、９月17日付で、市町村に対しまして、自宅療養者の情報共有に関する通知を発出したところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　調べましたら、国は、昨年の４月にも、都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供についてということを発出しておりまして、十分に両者で協議の上、市町村における事務の実施に必要な範囲内で適切に情報提供を行われたいという発信をしているかと思うんですね。それで、私も気づくことが最近だったのですが、県はこれまでに市町村から情報の提供を求められたということはなかったんでしょうか。もしあるとするなら、どのような理由での情報提供のお願いだったんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　これは昨年からの状況になりますけれども、台風等の災害時につきましては、避難所での対応等が――例えば陽性者や濃厚接触者の対応について、ほかの方との区分が必要だということもございますので、それについては人命に関わる緊急時対応であるということで、例外規定に該当するものと整理をしておりまして、情報提供しているところでございます。今般の自宅療養者の支援につきましては、そこまでの判断がなかなか困難であったことから、国の通知を受けて、今般このような対応をしたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　やはりこれ表裏で、個人情報の侵害に当たったらいけないという非常な慎重論があったと思うんですね、そのおそれということで。でも、全国では９月６日通達以前に、十数の都道府県がもう発出をしているという実態があるわけなんですけれども、その中でも国も取り上げている神奈川県等があるわけですが、私はやっぱりこの５波において、感染者から自己申告といいますか、手を挙げさせて生活支援をするということは、やはりあってはいけなかったのではないかというふうに考えています。ですから、それを打破するために、やはりもっと方策があったのではないかということで、次、担当の副知事にお聞きしたいと思うんですけれども、本県は離島県ということもあって、県で発出することに対しての伝わり方のスピード、そういう点が迅速にいかない面がある中で、県の個人情報保護条例の８条の２項の (6)、(6) はこうあるんですよね。情報を出してよい場合として、「沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき」ですから、実施機関である保健医療部が認めるときであるので、それを諮問機関に諮るということの考え方がなかったかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

今御質問の８条の (6) ですか、そういった審査会に求めるということはなかったかということですが、それはございませんでした。ただ沖縄県で最初に個人情報の扱いを検討しましたのは、先ほど保健医療部長からありましたように、台風が接近した際、しかも大型台風ということで議論が出た際に、避難所というところに何らこの情報をその方々にやらないでいいのかという議論がありまして、いろいろ、ここはやはり災害時で人命に関わることという判断を行いました。

今回の国の方針を、全国的な広がりの中で災害級であると、人命に関わるという判断の中でやったというように認識しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　コロナは１年以上続いているものでして、神奈川県もたしか３月に諮問、審議会にかけているから、その４波、５波の前にできていると思うんですね。そういうことがやっぱり私はひとつ県においては準備をしていてほしかったと。これだけの爆発的な予想外の５波に対して、そういう思いを持っています。また市町村の担当者も公務員ですから、個人情報の保護に関する遵守義務というのは十分に認識しているのではないかという点を含めて指摘をしておきた

いと思います。

２番目に、コロナ禍において保健所と衛生環境研究所の役割が重要性を増しているというふうに考えています。特に衛生環境研究所の機能強化が必要と思われますけれども、感染症に対する情報の発信、疫学統計分析等の機能を早急に強化するべきだと考えておりますが、意見を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　衛生環境研究所では、県内の感染症の患者情報及び病原体情報を収集・分析しまして、関係機関へ提供を行うため、沖縄県感染症情報センターというものを設置しています。新型コロナウイルス感染症については、日々の検査状況、流行状況及び年齢別・地域別の陽性者数等を解析し、日報として関係機関へ情報発信するとともに、県のコロナ特設ホームページにて掲載をしているところでございます。また、推定感染源の推移などの疫学解析結果につきましては、専門家会議それから対策本部会議においても、本県のコロナ対策を議論するための重要な資料となっているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　調べてみますと、確かに日報に関して出されていますがなかなか表には見えにくいということと、それから県の疫学統計分析との連携というのもなかなか見えにくいという点。それから調べてみますと、やっぱり人員体制が８人ではないかなと思うんですね。その点を考えますと、本当にこれまでの保健所の体制や衛生環境――衛研と我々呼んでいるんですが、衛研の人員体制、それから機器等も含めて、ゲノム解析ができるほどの機器に到達してもいいのではないかと考えるものです。今後、ぜひ取り組んでいただければと思っております。

今後の課題、それから取組について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　衛生環境研究所での分析等については、今回のコロナのように急拡大するような感染状況の中で、随時強化をしてきたところではございます。ゲノム解析等については今も行っておりますが、そこが変異株への対応等についてもきちんと対応できるように、これからも充実を図っていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　２番目に移ります。

沖縄県に感染症対策や危機対応の拠点となる国際的な機関の設置を提案したいと思いますがいかがでしょうか。

理由として、本県には世界９位の研究機関であるＯＩＳＴがあり、琉球大学医学部の西普天間移設計画においても、世界に誇れる医学研究拠点の形成と位置づけられており、創薬の先端分野の研究も構想にはあります。これまでも琉球大学はアジアやアフリカの国々に対して、熱帯医学のマラリア撲滅であるとか――ゼロマラリアという貢献をした実績がございます。さらにはＪＩＣＡ沖縄との連携、そういうことを踏まえますと、沖縄にはそれなりの実績など環境が整っているというふうに思います。これらの既存の機関を有機的に連携して、沖縄県がアジアをはじめ国際的な感染症の拠点をつくるという構想を持つことが必要ではないかと私は思いますがどうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、感染症の危機管理体制として、ＯＩＳＴ、琉球大学及びＪＩＣＡ等の関係機関とネットワークを構築し、疫学解析及び予防啓発等の役割を果たしていくことは大変重要であると認識しております。今後は、琉球大学が移転整備基本計画の中で掲げている熱帯・亜熱帯環境下における感染症研究及び国際的な感染症対策を担う拠点構想の実現に向けて、連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　昨年からの世界的なコロナウイルスに対して、未知のウイルスということで、人類の知恵を総結集をして闘っているわけですけれども、このウイルスに対する頼みの綱としては、当初から言われていたのはワクチンだろうと思うんですね。ワクチンさえできれば、ワクチンさえ早く打てればというようなことが往々にして言われていたわけですけれども、私は当初から、なぜ我が国でワクチンの製造ができなかったのか、このことを検証する必要があるのではないかと考えています。国の研究費の投じ方に問題はなかったのか、基礎研究に投じてきたのか、そういうような検証が課題として残っていると私は思います。ＯＩＳＴには、条件さえ整えば可能であったのではないかと私は推察をしています。日本の頭脳が今、海外に流れ出しています。その中でＯＩＳＴには優秀な頭脳が世界中から集まる環境ができています。そのことを私たちはうんと評価をして、この10年の節目に国の予算がどうなるのか、非常に岐路に立っているというふうに思います。そのことを踏まえまして調べてみますと、沖縄振興特別措置法の中における位置づけ、これは科学技術の振興等の第85条、沖縄における研究

機構及び研究開発を行う事業者の集積並びに科学技術に関する国際的な拠点の形成を図るため、国立琉球大学、それから沖縄科学技術大学院大学学園法第２条に規定する沖縄科学技術大学院大学その他の研究機関、このその他のというところに衛研が入ってもいいのかなと考えるものです。その他の研究機関と事業者その他の関係者との間の連携、それを促進して必要な措置を講じるように努めるというふうにあります。

知事にお伺いをしたいと思います。

このように環境に非常に恵まれている、そして産官学が連携することで創薬などの新しい産業を生み出して、感染症対策といえば沖縄と言われるような地域を目指すという意思をぜひとも知事にはお持ちいただきたい。非常にこれは大きな売りになるというふうに思っています。今のタイミングで言うことが、意思を表すことが非常に大事ではないかと考えますが、知事、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　世界的な研究機関と連携をし、ＯＩＳＴや琉球大学及び関係する機関が沖縄において、その研究の成果をしっかりと知らしめていくというような方向性は、非常に歓迎するところではあると思います。他方、国の政策として、例えばワクチンの開発、技術研究、学術研究などにおいても、国の方向性をさらに充実させていくことも肝要なことであろうと思います。つまり、世界的な研究であればあるほど、国と地域、産官学が連携するという方向性を、もっと我々も研究してまいりたいと思います。

なお、ＯＩＳＴに係る様々な研究開発から、創薬技術の開発、ひいてはＯＩＳＴの一帯を総合的に産業連携をさせていくという方向性は、次期振興計画でもうたわれているところでありますので、引き続き調査研究をしてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　すみません、３番目の人権に対するテーマは割愛させていただきたいと思います。

４番目の性犯罪・性暴力について伺います。

(1) 番目に、ワンストップ支援センターについてですけれども、前議会でも答弁をいただきました。72時間以内の相談が緊急避妊や証拠保存にとって有効である、効果的であるという答弁でありましたけれども、72時間以内の相談は17％にとどまっていて、その中で証拠保存に至っているケースの割合はどれくらいか、その割合を高めるためにはどうすればいいのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　性暴力被害者ワンストップ支援センターでは、相談者が警察同伴で受診した際には、採取した証拠は直ちに警察に引き渡しております。また、相談時点で警察への届出意思がない場合でも、後のＤＮＡ型鑑定等に対応できるよう、相談者の同意の下、証拠採取及び保存を行っており、これまでの実績は、病院拠点型移行後の相談352件中25件となっております。同センターでは、相談者の心身の健康回復を第一に支援を行いながら、証拠保存についても丁寧に説明し、被害の潜在化防止に努めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　これは証拠保存の重要性に対する認識も含めてなんですけれども、県警では被害者のほとんどが証拠保存につながっているんですよ。100％近く。そのことのどこに問題があるのかを、ぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。

イに移ります。

カウンセリングについてですけれども、被害者が希望するとき、または臨床心理士が必要と認めるときは、最大３回まで無料で受けることができるとなっています。その実績について伺うと同時に、３回以降も必要とする場合はどのように支援しているのかを伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　性暴力被害者ワンストップ支援センターでは、令和元年度より希望者に対し、臨床心理士によるカウンセリング支援を実施しております。令和元年度は、13名の相談者に対し延べ21回、令和２年度は、29名の相談者に対し延べ53回のカウンセリングを実施したところです。カウンセリングにおいて、相談者が希望し、継続的な支援が必要だと判断した場合には、適切な医療機関等へつなぐなど、相談者の心身の状態やニーズに応じた支援に努めております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　やはり初期対応が大事だと思いますので、ぜひここも検討をしていただきたいと思います。

ウとして、行政、医療、警察等の16機関が参加する連絡会議の実績と、その役割について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　性暴力被害者ワンストップ支援センター運営連絡会議は、性暴力被害者への支援体制の充実及び効果的な実施のために、関係機関が相互に情報を交換し、問題に対する

認識の共有化と連携強化を図ることを目的として、今年４月に設置いたしました。第１回の会議は、コロナ禍ではありますが、初回であることから可能な限り一堂に会した形で実施したいと考えておりまして、本年12月頃の開催を予定しているところです。

県としましては、会議を通じて関係機関との協力関係・ネットワーク構築に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　やはり、被害者を潜在化させないということがこの問題について大きな注意点、目指す点ではないかなと思うんですね。と言いますのは、大阪府の調査でも、被害を誰に相談したかというと、ほとんど、70％近くが誰にも相談をしていないという実態があります。そのことで、いかに相談しやすい環境をつくっていくか、これは大きなテーマではないかと思います。その点をぜひよろしくお願いしたいのと、この連絡会議の期待するところは、やっぱり連携の強化と被害者支援の充実と強化、この点をどうやっていけばいいのかということと、地域における連携の在り方――これ産婦人科医も含めてなんですけども、そのことにつなげていけるような努力をお願いしたいと思います。

次に、教育長にお伺いいたします。

(2) の生命（いのち）の安全教育の実施について伺います。

大きなテーマとして、被害者にも加害者にも傍観者にもならないという教育を目指していかれると思うんですけれども、まず文科省の指導の手引によると、幼児期、小学校低・中・高学年、中学校、高校と実施に向けて指導内容、使用教材、留意点、全てすぐに授業できるように提示がされていると思います。県として実施に向け、幼児教育との連携、教科、時間数等の計画をどのように今後立てていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員御案内のとおり、文部科学省のほうで令和２年に生命（いのち）の安全教育教材の手引というのをつくりまして、幼児期から小学校では、嫌なことをされたら訴えること、中学校や高校ではデートＤＶ等について、また、共通して自他の尊重については、全ての段階で取り扱うことなどの指導内容が示されているところでございます。手引に示されています計画に基づきまして、各段階での指導を確実に実施することで、幼児期から二十歳までの計画になっています――までの系統的な指導が図られる内容となっております。

教育委員会としましては、教諭等への研修を通して、教材の活用方法、関連教科等の年間指導計画や学校保健計画へ位置づけるなど、学校教育活動全体での取組を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　非常に新しい教科に対する実践だと思いますけれども、その周知徹底と、凹凸のない、全県的にそれが浸透するというような方法について、どのように図っていかれるおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

この生命の安全教育については、令和２年度から令和４年度までの性犯罪・性暴力の対策の強化期間での取組というふうになっております。昨年度はその方針に基づきまして、施策の工程の周知を学校に行ってまいりました。今年度は具体的にその安全教育教材を使いまして、周知、また活用方法研修等を実施をしています。具体的には、保健体育や特別活動等において分かりやすい教材になっております。教材を活用した授業、取組を実践している学校もございますので、そういう研修において、実践事例の発表などを今やっているところでございます。

次年度は、ぜひ各学校で保健体育や特別活動の年間指導計画であったり、学校保健計画に位置づけて計画的に実践できるよう、県教育委員会としては周知を行っていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　先生方への研修ですけれども、特に私は管理職への研修、人権を含めて徹底していただきたいと。教育現場において、人権意識を高めるということは子供たちにとって大きな意味を持つものだと思いますので、その点の先生方の研修というのはどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　先生方の研修ということでございます。

当然のことながら、教職員向けにつきましては、人権教育ということで、定期的な服務研修の中で、いわゆるハラスメントの防止、またあわせて、昨年度からスクールロイヤーを設置していますので、スクールロイヤーを活用したような研修、併せて外部講師を招いたカウンセリングマインドやコーチングに関するよう

な研修等、これは悉皆研修も含めて、管理職の研修も含めてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　ありがとうございます。

また引き続き質問をさせていただきたいと思っております。

では次に移ります。

５番目の、暴風雨波浪警報における県の業務について伺います。

まず (1) 番目に、総人第926号総務部長通知。これ昭和54年10月17日になっておりますけれども、業務等の停止措置というときはどういうことかというと、当該区域が３時間以内に暴風雨域に入ることが予想されるとき、(2) 番目に当該地区においてバスの運行が停止または停止することが明らかなときとされていますけれども、なぜバスの運行が規定になっているのか、業務停止の基準になっているのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　お答えいたします。

県では、暴風警報が発令され、台風の来襲により事故発生が予想される場合には、県民及び職員の安全確保を図るため、業務を停止する措置を取っております。その判断基準の一つとしまして、通知発出当時――昭和48年ですが、主な交通手段であったバスの運行を業務停止の基準として扱ったものというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　現在とその当時との違いというのをどう認識されているのでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　通知発出から42年が経過して、この間、例えば軌道交通であるモノレールが運行を開始したり、自家用車による交通が増えたり、そしてまた働き方につきましても、テレワーク、時差出勤など様々に変化しているというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では (2) 番目に質問をいたします。

暴風雨波浪警報が発令されると、小・中・高校は休校となりますが、保育園は市町村や各保育園に開園するのか閉園するのか判断を委ねています。乳幼児の安全よりも就労する親の都合を優先させています。保育園の閉開は親の就労環境とセットで考えなければ成り立ちません。この現状を県としてどのように捉えているのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　市町村は、児童福祉法等に基づき保育の実施主体となっていることから、台風等の災害時における保育の提供については、市町村が地域の実情に応じ判断しているところです。今般、県で調査を実施したところ、市町村は各園に対し公立保育所における台風時の休園の判断基準を示しており、各園では、これらを踏まえ対応しているとのことでございました。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　実施主体は市町村なのでそうおっしゃるのも分かるんですけれども、これ市町村によっては、小・中・高と一緒に暴風警報発令と同時に閉園と決め込んでいるところもあります。けれども、その地域だけで仕事をしているわけではありません。これ保育園の長年の懸案なんです。この問題はやっぱり近隣の市町村から那覇市に働きに来る、そうすると、その那覇市だけの問題でもないわけです。やっぱりこれは就労環境と一緒でなければならない。その点で、まずそのバスの運行によるという、主な交通手段だった時期のことを検証してみるということが１つ、それから、この問題を解決するためにはやはり県から、例えば臨時雇用の方等を含めて、暴風警報発令のときには、やはり働き方として暴風の休暇を――特に５歳未満児の親御さん、そういうところで特に認めていくというような考え方がないといけないのではないかと思うんですね。これは先ほど部長は、交通手段に違いがあると言いましたけれども、やはり家族の形態の違いもあると思うんですね。そういうことも含めて、やはり私たちはこの問題を市町村の問題ではないというところを検討していってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

私が知事公室長をしているときに、危機管理監になりまして、他県のそういった危機管理監の方々と意見交換する場があります。台風常襲地帯である、しかも本土と比べて強い台風が来る沖縄県において、死者とかけが人がたまに出ますけれども、そういった人的な被害はそれほど生じないことについての質問を受けたことがあります。その際に説明しましたのが、先ほど総務部長からありました、議員から説明もありましたバス、これを公共交通機関が止まることを一つの基準として県も警報を発令し、業務停止を行っていると。

それに準じて多くの企業も含めて業務の停止を行って人流を抑えていると、効果が出ているというような説明をしました。そういう議論になった背景には、今般、本土においても大型台風が来て、多くの死傷者、被害が出る。また公共交通機関を止めることについての影響、向こうは電車ですので、やっぱり相当議論があるようでございます。ですから、まずそういった災害が近づいているときには人の足を止めるということが大事だと思いますので、議員の御指摘は今残されている部分があるのではないか――例えば保育所の部分ですね。そういったことがあると思いますので、発令、業務停止の基準をどうするかという検討はもちろん必要でございますけれども、県が主体的になって災害の未然防止、被害の未然防止の観点から、全県的にどういう通知を発するか、これを検討する必要があるというように考えています。

以上でございます。

○比嘉　京子さん　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　おはようございます。

半年にわたる本当に長い緊急事態宣言の中で、知事はじめ多くの職員の皆さんも本当に激務が続いていたと思いますし、また昨日も遅くまで対策本部会議もあったりして、ただ、解除といってももちろん手放しの状況ではありませんし、医療環境もまだ不安定ですよね。そういう中であります。この瞬間にも医療現場で頑張ってくださっている関係者の皆さんはじめ多くの皆さんに感謝、そして図らずも感染された方々にお見舞いを申し上げながら質問したいと思います。

それでは、まず１番の (2) から進めていきたいと思います。

市町村との患者情報の共有のところなんですけれども、これはこの議会で幾つも議論がありますが、実際この取扱いについては、市町村との共有について進捗状況はどうなっているんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　先ほど答弁したことと繰り返しになりますけれども、自宅療養者の情報につきましては、令和３年２月10日付で国から個人情報の提供に当たっては、対象となる方の同意を得て行うものとの通知が発出されまして、県では同通知を踏まえて慎重に対応してきたところではございますが、今般の全国的な感染拡大による自宅療養者の増大に伴い、令和３年９月６日付で国から人の生命または身体の保護のため緊急の必要があるものとの判断で、自宅療養者等に係る個人情報の提供に関する通知が出されております。

県としては、市町村と情報を共有し連携することが重要であると考えておりまして、当該通知を受けて９月17日付で市町村に対して自宅療養者の情報共有に関する通知を発出したところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　自宅療養者ですけれども、最も多い日は何名でしたか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　９月27日現在で500人ということになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　失礼いたしました。

最も多い日は、８月30日の3139人です。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　その3139名、１日で最も多かった日ですけれども、その時点での県による配食サービスというのは何件行われたでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　８月30日の配食サービスについては、67件でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それから、この3139名、第５波では１日でそれぐらいの規模がピークであったわけですよね。陽性者と直接同居する家族は、これも含めて自宅待機を求められる濃厚接触者に該当しますが、その数は幾らでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　原則として、濃厚接触者や同一世帯の方への支援は行っていない状況ではございますが、世帯の状況に鑑みまして、必要と判断されれば支援を行うこととしております。

○仲村　未央さん　議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　失礼いたしました。

その数については把握はしておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　最大で１日3100名を超えて、先ほどの話だとそのときの配食が67件ということですから、そのサービスというのは非常に限定された方のみに県から行われるということになっているのが現状だと思うんですよね。その中で、やはり市町村には物すごく問合せが殺到する、そして不安を抱えるということで、直接市町村にも問合せが行くわけですから、その中での患者情報の共有、その必要性というのが非常に課題になって、このようなことの中に今あると思うんですよね。

それで (3)、臨時交付金の活用状況、これは市町村の活用状況を聞きたいんですけれども、感染対策、経済支援、いろいろあると思うんですが、その総額であり比率というのは分かりますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、県内の市町村にこれまで約333億円が配分されております。また、交付金の不用が生じないよう、配分額を上回る事業計画を市町村は策定しておりまして、現時点では約357億円が計上されております。その内訳としましては、ＰＣＲ検査費用や濃厚接触者等への宿泊費用の助成など、感染防止対策等に約103億円、28.9％、事業者への支援給付金や地域消費促進のクーポン券の発行など、経済対策等に約253億円、71.1％となっております。なお、濃厚接触者の宿泊費用の助成など、ホテル事業者への支援として経済対策等に分類されている事業もあることから、感染防止対策につながっている経済対策の事業等もあるところです。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ありがとうございます。

今、感染防止対策におよそ28.9％、３割弱と。経済支援の対策のほうには71％、７割ということになっていると。それで、ちょっと……。

議長、休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲村　未央さん　（スクリーンに表示）　これはある市町村長、もしかしたら知事にも直接提案があったやに聞いていますけれども、このモデルなんですが、一つの提案として入院待機ステーションが今県もその設置をされていると。一旦入院待機をされて、急性期になればもちろん病院に入らなきゃいけないと。急性期で回復まで治療するとなかなか時間がかかりますし、できれば回復期の患者、症状が一旦安定したら、回復ステーションをつくって、急性期が終わって症状が安定した場合は回復期に持っていくということで、このモデルをつくってはどうかということで提案があります。

今日なぜこれを紹介しているかというと、その待機ステーションと回復ステーション、これについてはぜひ県の臨時交付金だけじゃなくて市町村の臨時交付金も合わせて活用して、例えば南部地域であれば南部の２次医療圏があるわけですから、そこを市町村が一緒になって担うようなモデルで、そしてその地域の医師会等と連携してステーションの確保、それから様々なまつわる――先ほど来あるような患者情報の共有などがあれば、かなり市町村も臨時交付金をこのような感染症対策にもしっかりと充てて連動ができるよというような提案があるわけです。この辺りについては、沖縄モデルの構築として今、一市町村から出ているんですけれども、墨田区がこのような形でかなり充実した取組をやっているということで、同じようなことなんですけれども、急性期に向かう中ではもちろん重症であれば病院に行くと。その中で、やっぱり回復するまで対応すると病院自体がすぐ満床になっちゃうので、これを回復期になると地域の医療機関にしっかりとお任せをするというような連携を取って、墨田区はかなり注目されたという経緯もありました。そういう意味では、先ほどのある市町村からの提案でありますけれども、このような県と市町村の連携ということのモデルについては検討されたことがあるのか、臨時交付金の活用も含めて、その辺り伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員が今御指摘の

ありました墨田区の例につきましては、実は沖縄県でも同様の対策をやっているところでございまして、地域の医療機関との間で役割分担を行っています。回復患者等の転院を受ける後方支援医療機関というところを設定させていただきまして、そこに協力金を支給することで転院を促進するというような取組を行っております。墨田区の取組にほぼ近い状態でやっているものと考えております。ただ、これは市町村の取組ではございません。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　この市町村を連動させる取組というのは提案の一例ですけれども、今どの市町村に――例えば10万人規模の市町村、５万人、２万人、それぞれいろいろお話を聞く中で感じるのは、非常に県との情報共有を求めているんですよね。先ほどの臨時交付金の使途に関しても、やはりあれだけ爆発的な感染が起きている状況の中で、どのようにすれば感染対策として有効な交付金の使い道なのかということについては、恐らくこれは県から指示をしたり強制的にこれに使ってくださいということはできないまでも、やはりそういった情報の共有によって、今まさに自宅療養者への配食に市町村がかなり手を挙げて、その現場の声を受けて連動させてくれているように、こういった県が今何をどのようにしようとしているのかという情報があれば、これは連動して県も市町村もやっぱり同じ方向に向かって交付金を活用できれば、かなり対策の効果が上がる、相乗効果が出てくるというふうに感じたんです。だから今、一つのモデルを市町村があえて提案をして、交付金を市町村の分も一緒に使ってやっていけばもっと医療対策も含めて関われるのにというような、非常に貴重な提案だと思えたんです。

そういう意味では、やっぱり市町村との情報共有、今県が目指そうとする対策に対する情報の共有の在り方というのは非常に重く必要に感じるんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

議員の御指摘は我々も痛感しているところでございます。やはりこれだけ感染が急拡大いたしますと、先ほどの配食の件もそうなんですが、沖縄県だけではなかなか目の細かい、きめ細かな対応は困難になります。そういった場合に、やはり地域に一番身近な市町村の役割というのが重要だと思っております。県はこの間、市町村とのウェブ会議などを通していろいろ意見交換をさせていただいておりますが、市町村からも自分たちの考え方、それから県の考え方、これの情報共有の重要さ、そういったものを指摘されているところでございます。県の対処方針においても市町村との情報の共有・連携というものを特段として書き込ませていただいております。

今、感染が少し落ち着き始めているこの時期に、課題の一つとして市町村との連携、情報の共有の在り方についてしっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それで先ほどの自宅療養者の情報の提供、先ほど来ほかの議員の皆さんからも神奈川の先例を参考にということが上がっておりますけれども、やはり驚くというか感心したのは、３月の時点で既にそのことをつかまえて具体的に専門家に諮問していると。この情報の提供に関してこれでよいのかどうかということについて、もう４波が始まる前の段階でこれをつかまえていたということが非常にすばらしいなというふうに感じています。

それで、先ほどの配食に関してどういう答申が出ているかというと、市町村が患者等に対し食事の提供等を行う場合、これは都道府県知事は感染対策上、外出しないことを求めることができると。これについては食事の提供等を行うよう努めなければならないというのが法の要請ですね。努めなければならない。ところが、先ほどの3000名余る自宅療養者に対しては六十何件ということですから、やはりこれも非常に穴が大きいというふうに見えます。

それから、これについて必要に応じ市町村の長と連携するよう努めなければならない。これも法の要請なんですね。ですので、これを受けて神奈川県の個人情報に関わる専門家の答申は、都道府県と市町村連携してその療養者支援に当たる場合には、市町村が連携事業を遂行する上で必要な範囲の患者情報を提供することは法令等に基づく提供に該当すると解してよいというような明快な答申を受けての早い取組だったわけですよね。ですので、やっぱりこういった市町村との日頃の情報共有・連携が生きてくるのは、こういった市町村の現場に何の声が寄せられているのかということをまず知ること。そして、県が今どのようにしたいのかということも知ってもらうこと。そういう中でこういった発想も、それから挑戦も生まれてくるんだというふうに感じるので、やはり先ほどの市町村との連携、しっかりとやるべきなんでしょうと。

ここで非常に興味深いのは、法令に根拠があるとは認められないケースについても検討しています。例えばこれはどういうことかというと、療養期間が終了した者に対して市町村の自主的な判断で一定の役務、例

えば後遺症に悩む者への相談員派遣とか、こういったことを提供する場合というのは、実はこれは法令では認められている要請ではないと。市町村が独自に後遺症の相談を受けようとするということがあれば、これはやっぱり速やかに審議会に諮問するなど情報提供に向けて努力することが望まれるということで、３月の段階の答申なんですよね。

先ほど市町村にお話を伺ったと言いましたけれども、今、市町村の電話相談には、市民からは後遺症の相談、それから生活不安、経済的な困窮に伴う精神的な強い不安、こういったことの相談がやはり増えつつあるというのが市町村職員の声なんですね。まさに後遺症の相談なんかを受けようとするときも、効率をいかに上げられるのか、お互いの機能をいかに有効に生かし得るのかという意味では、ここは逃げないでやっぱり諮問する必要があるんじゃないかということが神奈川の答申でもあるんですけれども、沖縄県は配食に限らず、このようなことについて情報の共有がなお一層必要であるということの認識であれば、これを諮問する必要があると思っているのか、もうそれは要らなくて、それも含めて提供できる状況ですよということになっているのか、それをお尋ねいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回の国からの通知によりますと、特に自宅療養者の支援については緊急の必要があるということから、必要な情報であるということで整理ができるという通知でございましたので、今般、県ではそのような整理に基づいて諮問をせずに、緊急な場合に当たるということで対応しているところでございます。

ですので、今回のことについては諮問をしておりませんが、今後またどのような支援が必要か、またこれは個人情報に係りますので、神奈川県のおっしゃるように――どんどん広げて個人情報を出すというのも非常に危険な部分もございますから、そこは見極めながら少し迷いがあるような、解釈が難しいようなところについては諮問をする必要があろうかというふうに思います。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　知事、本部長としてやはり今のような、もう事態は既に後遺症の相談がありますよ、精神的な不安に関わる相談も来ていますよということがあるので、これはやっぱり同じように必要ならばその課題をしっかりと把握するということをまずつくっていくには、先ほどの市町村との継続的な意見交換の場、これを設置しなければならないと思います。それから、今の必要な手だてでクリアしていかなければならない課題があるとすれば、それはしっかりと神奈川の専門家が指摘するように諮問をしながら、しっかりここは逃げないで向かっていくということも含めて判断が必要だと思うんですよね。この辺りどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員御案内のように、各県においては、これまでのコロナウイルス対策の総括をし振り返りをしながら、それぞれの会議体を設置して、それに類する諮問、答申を受けてその次の段階の取組を決定していくというような行政的な手続を踏んでいるということがあると思います。

今般、市町村との連携はこの情報の共有のみならず、市町村の地域の医療人材、医療資材をどのように活用といいますか、お互いが連携できるのかということが実はこの第５波においても大きな大きなテーマであり、それを病院の関係者の方々の御努力と、それから医師会、看護師会などの御尽力をいただきながら、県庁では４階にある総括情報部がその運用を一体的に担わせていただいていたということもあると思います。しかし、そこではやはり現場の業務に対して誠実に真摯に対応することで時間が費やされてしまいますが、それ以外の分野では県がどのような方向性でその取組を進めるかという、やはり会議にかけるための、何と言うんでしょう、その構築がこの間少し遅れていたなということは、我々が反省すべき点だと思います。

それにのっとりまして、今般、私から企画部、保健医療部、それから特命推進課などと連携して、有識者会議を設置するための取組を進めるように指示しているところでありまして、そこから市町村との連携をいかにつないでいくか、２次医療圏との関係性をどうつくっていくかということについても真摯に検討してまいりたいというように考えています。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時１分休憩

午前11時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○仲村　未央さん　１番の (1) になりますけれども、この議会でもほぼ１年ぐらい前に北海道の取組を紹介させていただいて、そのときには北海道では179市町村にアンケートをしたり、関係団体も経済分野、労働分野、医療分野、文化、スポーツ、教育、生活、交通、物流、１次産業、すごくたくさんの団体に、53団

体やって、有識者会議をこのように持って、老人福祉施設の協議会、町村会、農業団体、経済連、それから労働組合、医師会、市長会、こういった有識者の取組をしていると。今北海道のホームページからこれが見られるんですけれども、有識者会議にどのようなテーマを上げて、どう捉えて、それからどんな意見が出てこれに対応するというのが対策本部会議で出てきますし、それから福井県を見てみたら、例えば第３期の振り返りと今後の方向性、第２期振り返りと方向性、第１波振り返りと今後の対応ということで、やっぱり波が収束するたびにこういう整理をかけていると。長野県もやっぱり同じようにやっていますね。４波、３波、２波、１波というふうにやっていると。長野県もその都度都度、アンケートをやっています。ワクチンについて県民意識どうですかということで。こういった振り返りはやっぱり非常に大事で、それから山梨県は対策本部会議の中に消防長会の会長さんを入れていて、県に消防機関ないわけですから、市町村との連携で消防も入れているんですよね。

だからやっぱりそういう意味では、先ほど来の振り返りや検証、それから市町村との連携というのはやはり様々先行してやっているモデルもありますので、ぜひ第５波が収束をしているこの中でこういった検証を取り入れていくということが非常に大事ではないかと。こういった中で、やっぱり次に向けて打つべき手が何であるのかということも可視化をしながら県民と共有していくという、このシステムをつくっていかないといけないのかなと思いますけれども、もう一度、知事、この取組についてはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君） 休憩いたします。

午前11時４分休憩

午前11時４分再開

○議長（赤嶺　昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君） 北海道の事例があるということで、県としましても、新型コロナウイルス感染症に関し、県内において初めて感染者が確認された時点から、これまで各部局が講じてきた感染防止対策や経済対策、学校現場における対応など、様々な対策について長期的、網羅的に整理を行い、県内各種団体に対するアンケートやヒアリングを実施することとしております。その後、アンケート結果等を基に、各部局において対策の効果や残された課題等について整理を行うこととしております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先行する先進事例を有する道、県のそのような組織の情報など、この間、実は保健医療部、それから特命推進課などがその情報を収集し、その都度私にも報告をいただきました。例えば議員御案内の北海道の有識者会議は、行政と医療のみならず、そこに経済や医療、法律、労働、教育など、いわゆる生活に関する様々な分野の方々の有識者が参加することによって、有機的にその会議の中でこの一部分ではなくて、それがどう連携していくのかということがしっかりと検討なされ、そこから答申が出されてくるわけです。

ですからそのようなことを考えますと、現在少し第５波が落ち着きつつある中において、これから我々も４波が収束しないうちに５波の急速な感染拡大につながっていって、あらゆる手段を講じて県民の協力と事業者の方々の我慢と努力をお願いさせていただかなければならなかった。しかし、この間やっと少し収束に向かっているこの今において、第５波から第４波、第３波と、やはりそれを総括し振り返るためには、そのためのこのような検証を図る会議体も必要だろうと思います。そして、そこでの総括や振り返りが次の第６波に対する備えにつながっていくということもございまして、先ほど企画部長からありましたとおり、そのための取組を現在検討させているところであります。その情報を当然県民の皆さんにも公表し共有して、これから県民の皆さんに取っていただくべき行動、それから業界の方々に進めていただきたい取組など、その情報の質と量を共有しながら、次の事態にもしっかり県民全体で市町村含め備えていくというような体制をぜひつくっていきたいというように考えています。

○議長（赤嶺　昇君） 仲村未央さん。

○仲村　未央さん 次に、２点目の子供とコロナの関係で伺います。

一時休園した保育園、幼稚園、学童クラブ、また休校、学級閉鎖等の件数について伺います。

○議長（赤嶺　昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 保育所や学童の状況についてお答えいたします。

令和２年３月６日から９月28日までの間における、市町村保育担当課から県に報告のあった新型コロナウイルスの発生で臨時休園した施設でございますが、全部で788施設となっており、保育所等が656施設、放課後児童クラブが132施設となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 教育委員会が所管しており

ます公立幼稚園、小・中・高校等の臨時休校等についてお答えします。

新型コロナウイルス感染者の発生により、令和２年から令和３年９月10日までに休校等を行ったのは、公立幼稚園で延べ28園、小学校で延べ34校、中学校で延べ79校、高等学校と特別支援学校で延べ30校となっております。また、学級閉鎖や学年閉鎖を行った学校は、小学校で延べ155校、中学校で延べ106校、高等学校と特別支援学校で延べ252校であります。なお、休校等の措置につきましては、感染者１人の報告につき１校と数える延べ件数で算出しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　すみません、時間が少し限られているので、具体的なケースを説明できないんですけれども、これだけの休校、休園の影響があったということで、かなり保護者の皆さんが右往左往しているというような事例が多く届いています。そういう中で子供たちをめぐる環境は、もちろんコロナ禍ということもありますけれども、その以前からの様々な福祉的なアプローチというのが非常にここは問われてくる場面だと思いますので、その辺り、ここもまた市町村との連携が非常に重要だと思うんですけれども、すみませんが、総括的に答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　子供たちへの感染が広がる中で、これまで実施をしてきました子供の貧困対策であったり、あるいは子供の見守り活動であったりという部分に非常に工夫を凝らしながら、市町村のお力もお借りしながら実施しているところでございます。

子供の貧困対策につきましては、支援する子供たちの状況を早期に発見し適切な支援につなげていく。それはコロナ禍であってもどうにか工夫して続けていかなければならないことだと思っておりまして、市町村が配置をした貧困対策支援員は、学校におけるスクールソーシャルワーカーですとか教員の方からの情報を得て、御家庭を訪問するなど保護者と面談などをして、アウトリーチを含めた支援に取り組んでいるところでございます。また、この支援員の御家庭の状況を見立てるというような資質向上のために、県では習熟度別研修や圏域にコーディネーターを置いて助言に当たっているところでして、県と市町村が連携をしながら様々な支援に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ありがとうございます。

３点目の嘉手納基地の騒音被害状況ですけれども、Ｆ35Ｂが飛来していた間の深夜・未明、ここで非常に大きな騒音をまき散らしていました。その状況をお尋ねいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　環境部長。

○環境部長（松田　了君）　Ｆ35Ｂ戦闘機が飛来していた７月12日から８月25日までの期間、嘉手納基地周辺で確認された騒音発生回数の最大値は、屋良Ａ局で１日平均49.7回、騒音レベルの最大値は砂辺局で113.8デシベルでした。また、８月中旬、８月11日から８月20日の夜間・早朝における騒音発生回数は、屋良Ａ局で１日平均7.8回であり、前年８月と比べて1.8倍、前年度平均値と比べて2.7倍となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　（スクリーンに表示）　これ今、知事は見えているんですかね。全然画面見えないですか。

夜間・早朝の発生状況に関して、嘉手納町議会がまとめた資料なんです。特に８月９日からの１週間などは、ロータリープラザで深夜に18回とか、嘉手納町役場もそうですけれども、その前週も15、16、17とかですね。これは夜間・早朝ですから、７時間、８時間の間に18回も19回も飛んでくるということになると、ほぼほぼ寝られないと。これに非常に対策を求められていますけれども、その対応について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

嘉手納飛行場におきましては、今仲村議員から御指摘もありましたとおり、航空機の離発着回数も増加しておりますし、夜間・早朝の訓練も頻繁に行われているという状況にございます。こうしたことから、県としては騒音及び悪臭防止対策の強化・拡充は解決すべき喫緊の課題であると認識をしており、去る９月７日に航空機騒音規制措置の厳格な運用や有効な悪臭防止策の措置等を沖縄防衛局長に要請したところであります。

県としましては、引き続き軍転協とも連携し、日米両政府に対し騒音及び悪臭防止対策の拡充強化を求めていきたいということでございまして、令和２年８月には知事が嘉手納町長と面談をして現場も視察をしております。

私も嘉手納町長と９月10日に面談をいたしまして、特にパパループにおけるエンジン調整、長いときには２時間以上もあると。それから、特に悪臭の問題が非常に今地域住民に深刻な影響を与えているということもございました。それから、６月12日には、私、嘉

手納基地の第18航空団司令官にお会いしまして、ジョエル・キャリー准将でございますけれども、特に住宅地域に近いパパループの使用をめぐって地域住民から非常に騒音、排気ガスというところで、非常に健康被害等を含めて深刻な状況にあるということを申し上げたところでございます。こうしたことを含めまして、航空機騒音規制措置の厳格な運用をぜひ行っていただきたいということ、それからパパループにおける航空機の使用禁止等を強く求めたところでございます。

以上でございます。

○仲村　未央さん　ありがとうございました。

時間がちょっと後ろ詰まってしまいましたので、また引き続き軍特委等でも確認をしていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城　ノブ子さん　おはようございます。

日本共産党の玉城ノブ子です。

一般質問を行います。

１、新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについて。

(1)、コロナ禍の中で子供たちはかつてないような不安やストレスをためこんでいます。一人一人の子供に丁寧に寄り添い、心のケアにしっかりと取り組む手厚い教育が必要です。コロナ禍の中で子供たちの安心・安全な教育環境を保障していくために、20人程度の少人数学級を実施することが求められております。正規の教職員を増やし、20人程度の少人数学級実施を国に求めること。今後の課題と対策について伺います。

(2)、少人数学級の下限25人などの条件を緩和することについて伺います。

(3)、自宅療養者の支援を市町村と連携し、必要な支援を早急に実施することについて伺います。

(4)、ひとり親家庭や高齢者、貧困世帯の支援について伺います。

２、糸満市からの土砂採取について。

(1)、政府は沖縄戦最後の激戦地となった糸満市、八重瀬町から、県内の土砂調達可能量の７割を辺野古新基地建設の埋立てに搬出することが明らかになり、県民の大きな怒りが広がっています。糸満市の土には、戦争で亡くなられた皆さんの遺骨が埋まっています。戦没者の血が染み込み、遺骨が眠る土砂を辺野古新基地建設のための埋立てに使用することは許されません。知事の所見を伺います。

(2)、国は、戦没者の遺骨収集に関する施策を策定し、2016年から2024年の８年間を戦没者の遺骨収集の集中実施期間として、計画的かつ効果的に必要な措置を講ずると規定しています。県内には、収骨されていない遺骨が残されています。遺骨収集の状況について伺います。

３、豊見城市の旧海軍司令部壕における未発掘部分の調査を早急に行い、遺骨を回収し、遺骨の返還を進める対策について伺います。

４、糸満市米須のシーガーアブと呼ばれる大きな自然壕があります。激戦地で一般住民や軍隊が避難し、多くの犠牲者が出ました。沖縄戦の歴史を後世に伝え、平和の尊さを発信し続けていくためにも、戦争遺跡として指定し保存・継承していくことが重要になっています。

(1)、シーガーアブを戦争遺跡として指定し、保存・継承することについて伺います。

(2)、シーガーアブ隣接地における未収骨の実態調査について伺います。

５、糸満市の真栄里海岸の整備計画について。

真栄里海岸は第64回日本学生科学賞の県代表となった、その当時中学生の上原一路さんが、2015年から2020年の５か年間にかけて海浜の調査を行っており、その研究発表の中で、610種の貝類が真栄里海岸に存在すると記録されております。生き貝は113種、絶滅のおそれのある種は73種もあったことが分かりました。真栄里海岸は自然環境が大変豊かな海浜で、そこで生育している生物を保存していくことは大変重要です。県が計画する海岸整備事業の中においても、自然豊かな海岸を保存していく、沖縄型海岸整備モデル事業として進めていくべきであります。

以下質問を行います。

(1)、豊かな自然が残る真栄里海岸の評価を伺います。

(2)、沖縄型海岸整備促進事業計画について伺います。

６、ヤングケアラーへの支援について。

糸満市がヤングケアラーの実態調査を10月から始めるとのことであります。ヤングケアラーとは、厚生労働省などによると、病気や障害のある家族のために、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供を指すとなっています。国は2020年度に初の実態調査を実施していますが、その調査結果で、中学生の約17人に１人、全日制の高校生の約24人に１人が該当するとして、支援に動き始めています。

以下質問をいたします。

(1)、障害や病気のある家族の世話をしている子供、ヤングケアラーの県内の実態について伺います。

(2)、実態の調査と具体的な支援を実施することについて伺います。

(3)、ヤングケアラー支援条例の制定が必要です。見解をお聞かせください。

７、公営住宅について。

住むところがなく、生活にも困窮している皆さんの居住権を保障する上で、公営住宅の果たしている役割は大きいと考えます。しかし県の入居募集のしおりを見ると、入居に当たり、連帯保証人が１人必要ですとなっています。しかもその要件が、１から４まで掲げられています。この条件を満たさなければ入居できないということになっています。入居要件が厳しいとして、申込み段階で諦めてしまうのが大半であります。連帯保証人がいなくても申込みすることができるようにすべきではないでしょうか。全国の都道府県、市町村では保証人を求めないというのが流れになっています。居住権は憲法で保障されています。住むところがなくては人間としての最低限度の生活は保障されません。連帯保証人なしで公営住宅に入居できるようにすべきであります。

以下伺います。

(1)、公営住宅の申込み件数、待機者数について伺います。

(2)、公営住宅の保証人制度を廃止している都道府県は何％になっていますか。県内の市町村の実施状況について伺います。

(3)、公営住宅の保証人制度は廃止し、住宅困窮者が安心して入居できる環境をつくることが必要ではないでしょうか。見解を伺います。

(4)、公営住宅の増設計画について伺います。

８、高齢者福祉について。

(1)、特別養護老人ホームの待機者数、増設計画について伺います。

(2)、65歳以上の高齢者の半数が加齢性難聴だと言われている中、補聴器の平均価格は27万円と高額です。高齢者への補聴器補助制度の創設を求めます。見解を伺います。

９、土木行政について。

(1)、糸満市真栄里市道外かく線への信号灯設置が必要です。見解を伺います。

我が党の代表質問との関連については取り下げます。

以上です。御答弁よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　玉城ノブ子議員の御質問にお答えいたします。

７、公営住宅についての御質問の中の (3)、県営住宅における連帯保証人制度の廃止についてお答えいたします。

沖縄県としては、これまで県営住宅入居者の家賃等の長期滞納未然防止策及び緊急連絡先として、連帯保証人を求めてまいりました。また、連帯保証人を見つけられない場合には、身元引受人を届け出ることで免除しており、住宅困窮者の入居についても配慮してきたところであります。一方で、入居希望者のさらなる負担軽減を図るため、これまでにも連帯保証人を求めるべきではないという意見もあり、住宅困窮者が安心して入居できる環境をつくることは、生活を安定させる意味では非常に重要であります。

沖縄県としては、そのような状況を踏まえ、今後、連帯保証人制度の廃止の方向性について、具体的に検討してまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

〔教育長　金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君）　１、新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の (1)、20人程度の少人数学級についてお答えします。

県内の市町村立小中学校全学年で20人学級を実施した場合について試算すると、現在よりも、教室数は約2900教室、教員数は約3300人必要となると見込んでおり、教室及び教員の確保が課題となります。

県教育委員会としましては、現在、段階的に少人数学級を実施している国の動向を注視してまいります。

同じく (2)、少人数学級の下限25人を緩和することについてお答えします。

小学校低学年においては、きめ細かな指導と同時に、集団生活の中で社会性を身につける必要があることから、一定規模の集団が形成できるよう、小学校１年生及び２年生における30人学級については下限を設定しているところであります。また、下限により30人学級が実施できない場合においても、35人学級となっていることから、一定程度きめ細かな指導が実現されているものと認識しております。

次に４、シーガーアブについての御質問の中の (1)、シーガーアブの保存・継承についてお答えしま

す。

シーガーアブは、平成10年度から12年度に県教育委員会の分布調査で把握された戦争遺跡です。戦争遺跡は、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として、開発行為に対し届出等の義務が課されており、保護が図られております。

県教育委員会としましては、シーガーアブをはじめとする戦争遺跡について、地域の意見を反映した保護措置が取られるよう、市町村教育委員会と協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の (3)、自宅療養者への支援についてお答えいたします。

県では、家族や知人の手助けが受けられないなど、独自で食料等の調達ができない自宅療養者に対し、配食支援サービスを実施しております。自宅療養者の支援については、今般の全国的な感染拡大による自宅療養者の増大に伴い、国から、令和３年９月６日付で、都道府県と市町村との連携における自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する通知が発出されております。

県としては、市町村と情報を共有し連携することが重要であると考えており、市町村が独自に行える自宅療養者の生活支援についても、さらに連携を強化したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　１、新型コロナから県民の命と暮らし、医療、教育を守ることについての御質問の中の (4)、困窮世帯等への支援についてお答えいたします。

県及び市では、高齢者等を含む生活に困窮する方々からの相談を県内19か所の生活困窮者自立支援相談窓口において幅広く受け付けています。また、緊急小口資金等の特例貸付けや住居確保給付金、新設された生活困窮者自立支援金の支給のほか、ひとり親家庭に対しては、就職等に有利な資格取得のための訓練費用や生活費の支援、償還免除つきの住宅費貸付け等を実施しているところです。

県としましては、引き続き生活に困窮する方々への適切な支援に取り組んでまいります。

次に２、糸満市からの土砂採取についての御質問の中の (2)、遺骨収集の状況についてお答えいたします。

沖縄戦では、18万8136人の方が戦没されており、令和３年３月末現在、県内には、いまだ収容がかなっていない御遺骨が2794柱残されております。

次に３、遺骨の返還を進める対策についてお答えいたします。

旧海軍司令部壕における遺骨調査についてお答えいたします。

旧海軍司令部壕における遺骨調査については、戦没者遺骨収集情報センターにおいて、文献調査や現地調査も行ったところですが、いまだ確度の高い未収骨情報は得られておりません。今後も引き続き調査を継続してまいります。

次に４、シーガーアブについての御質問の中の (2)、隣接地における遺骨調査についてお答えいたします。

去る７月に戦没者遺骨収集情報センターがシーガーアブ隣接地の遺骨調査を行った際には、遺骨は発見されませんでした。今後、引き続き地権者と調整しながら遺骨調査を行ってまいります。

次に６、ヤングケアラーへの支援についての御質問の中の (1)、(2) 及び (3)、ヤングケアラーの実数、実態調査と支援及び条例制定についてお答えいたします。６の (1) から (3) までは関連しますので、一括してお答えいたします。

県内市町村における令和元年度の要保護児童対策地域協議会に登録された児童のうち、ヤングケアラーと思われる子供の数は60人とされておりますが、家庭内の問題として表面化しにくく、支援が必要な子供自身や周囲の人が気づきにくいことから、実態調査や支援の難しさが課題となっております。このため、県では、福祉、教育など関係部局で連絡会議を立ち上げ、実態調査や支援の方法について検討を進めており、まずは、実態を把握した上で、条例制定の必要性を含め支援の在り方を検討していきたいと考えております。

県においては、引き続き潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見に努め、適切な支援につなげていけるよう、市町村とも緊密に連携しながら取り組んでまいります。

次に８、高齢者福祉についての御質問の中の (1)、特別養護老人ホームの入所待機者等についてお答えいたします。

令和２年10月末現在、特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、772名となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、令

和３年度から令和５年度までの３年間で、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備により、1289床の定員増を図ることとしております。

県としましては、必要なサービス量の整備がなされるよう、入所の必要性が高い待機者の状況等も踏まえ､引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、同じく８、高齢者福祉についての (2)、加齢性難聴の高齢者への補聴器補助制度の創設についてお答えいたします。

一般的に、加齢により難聴が進んでまいりますと、日常生活を送る上での不便やコミュニケーションを取ることが難しくなるなどの影響が出てくるものと承知しております。現在、国において、補聴器の使用による認知機能低下予防の効果の検証に取り組んでいると聞いており、県としましては、その研究成果等を踏まえた国の取組などを注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　２、糸満市からの土砂採取について (1)、代替施設建設事業に使用する埋立土砂についてお答えいたします。

令和２年４月に提出された公有水面埋立変更承認申請書では、県内の埋立土砂等の採取場所のうち、糸満市、八重瀬町の南部地区から約７割となる土砂の調達が可能と記載されております。しかしながら、具体的な採取場所及び調達量については、契約段階において決定されるものであり、現時点において決まったものではないと承知しております。

県としては、係る地区の遺骨収集の状況等について、関係機関と連携し情報収集に努めていきたいと考えております。

次に７、公営住宅について (1)、公営住宅の申込件数、待機者数についてお答えいたします。

令和２年度の沖縄県営住宅空家待ち入居者募集において、申込件数は2813件、令和３年８月時点で入居が決定している世帯は378件となっております。

同じく７の (2)、全国の都道府県及び県内市町村における保証人制度の実施状況についてお答えいたします。

連帯保証人の実施状況について、国土交通省による令和３年４月１日時点の全国調査によると、連帯保証人を求めないとしている都道府県は18自治体で、全体の38.3％となっております。また、県内市町村では、５自治体が連帯保証人を求めておりません。

同じく７の (4)、公営住宅の増設計画についてお答えいたします。

公営住宅の新設及び増戸については、沖縄県住生活基本計画において、平成28年度から令和７年度までに、県と市町村を合わせて904戸を供給目標としております。なお、当該計画は現在見直しを行っているところであり、市町村や有識者の意見を踏まえ、新設、増戸を含めた今後の公営住宅供給目標量を設定する予定であります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　５、糸満市の真栄里海岸の整備計画についての (1)、真栄里海岸の評価についてお答えいたします。

糸満市真栄里海岸は、農林水産省所管で全長1550メートルのうち直立式護岸が1010メートルにわたり整備されております。護岸は昭和43年に整備され、築造から50年以上経過し、損傷が激しく著しい老朽化が見られます。護岸の前面には砂浜が形成され、オカヤドカリ、アコヤガイ等の生息が確認されております。週末には多くの人々が訪れ、また地元住民によるハマウイや綱引きの奉納など文化的な活動が行われている、地元に密着した海岸となっております。

同じく５の (2)、沖縄型海岸整備促進事業計画についてお答えいたします。

県では平成30年３月に、沖縄型海岸整備促進事業により、糸満市真栄里海岸をモデル地区として沖縄らしい海岸づくり指針を策定しております。本指針については、利用者が親しみやすい海岸、亜熱帯特有の海岸生態系の保全及び本県の特殊な暑さ対策に配慮した沖縄の特性にふさわしい海岸整備を行うことを目的としております。

県としましては、今後の海岸整備において、同指針を参考とした海岸整備に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

〔警察本部長　日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君）　９、土木行政についての御質問のうち (1)、信号灯の設置についてお答えいたします。

交通信号機につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路環境や施設の設置計画状況のほか、ほかの安全対策による事故抑止の可否なども考慮した上で、設置の必要性を判断しております。御質問の箇所につきましても、ただいま申し上げたよう

な観点から、引き続き検討してまいります。
以上でございます。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城ノブ子さん。
○玉城　ノブ子さん　御答弁ありがとうございました。
最初に、コロナから命と暮らしを守るの (3) について再質問をいたします。
コロナから県民の命と暮らしを守ることについて、日本共産党県議団は、新型コロナ感染症対策に関する緊急要請を行ってまいりました。そのときに、自宅療養になった皆さん方への食料や早急に必要な支援を市町村と連携を取って機敏に対応することが必要であるとの申入れも行っております。そのときに、謝花副知事から前向きな答弁をいただきましたけれども、糸満市をはじめ県内市町村で食料支援することについて、その実情について答弁をいただきます。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、市町村と連携して自宅療養者等の支援について当たることは重要であると考えておりますので、情報提供に関する通知を９月17日に市町村に対して発出しまして、市町村からは、これに応じるという形で御回答いただいた上で、個人情報をきちんと管理するという、お互いの意思が確認できたということでの情報提供を進めることとなっております。９月28日現在ですけれども、情報提供を行った市町村は25市町村となっております。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城ノブ子さん。
○玉城　ノブ子さん　神奈川県では、市町村と覚書を締結して、食料や食事の提供、生活必需品の購入代行等を行っているということであります。県内の市町村との情報共有をもって、今からいろんな点で市町村との連携を強めて、支援を拡充していくことが必要になっていくのではないかというふうに思います。ですから、ぜひ、各市町村と覚書を締結して、支援がスムーズに、機敏に対応していくことができるように進めていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。
○保健医療部長（大城玲子さん）　県としましては、自宅療養者の生活支援など、住民サービスにおいて身近な行政を担う市町村との協力は特に重要と考えておりますので、積極的に連携していきたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城ノブ子さん。
○玉城　ノブ子さん　ぜひよろしくお願いいたします。
次にヤングケアラーについて伺います。
国の調査で、１日の家族の介護や世話に費やす平均時間は、中学生が４時間、高校生は3.8時間です。ヤングケアラーは、子供らしい時間を過ごすことができません。実は私も、病気になった母の介護を小学校、中学校、高校とほとんど一人でやってまいりました。ほとんど毎日が介護の日々でありました。しかし子供たちは、自分から声を上げることができません。自分の将来はどうなっていくのか、毎日が不安な日々がありました。そういった子供たちの話を聞く環境をつくっていくことが大事です。学校や地域でヤングケアラーに対する認識を共有すること、それを支援につないでいく取組を進めていただきたいというふうに思いますが、知事、どうでしょうか。
○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　ヤングケアラーの問題に関しましては、表面化しにくい問題ということで、その実態を把握したり、支援の在り方を検討するというのが非常に課題がございます。答弁も申し上げましたが、ただいま実態調査をするべく、関係部局と調整をしているところです。この実態調査をすること自体が、子供が自身がヤングケアラーということに気づくきっかけになっていったり、あるいは誰かに相談をしてみようという気持ちが起こるような内容の調査書にしたいと思っています。その辺りの部分も含めて、適切な調査の仕方というのを調整しながら、実施をしていきたいと思っておりますし、支援の在り方に関しましても、まずは周りが気づくことが重要でございますので、支援者でございますとか、民生委員、学校の先生方等も含めて、その見立てができるような研修に取り組んでいきたいと考えております。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城ノブ子さん。
○玉城　ノブ子さん　実は埼玉県では、ケアラー支援条例を制定しております。その基本理念は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならないと制定されています。とてもすばらしい条例だと思います。子供の貧困問題が深刻になっている沖縄でこそ、ケアラー条例の制定が必要であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。知事、ぜひお願いします。
○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　子供の貧困問題に対する取組は、沖縄県の最重要課題の一つであります。わけても、このようにヤングケアラーという、議員御自身の経験も聞かせていただきましたが、決して新しい問題

ではありません。しかしこれまでになかなか表面化できなかった、誰に相談すればいいのか分からなかったということの、非常に深い課題などが今般、表面化してきております。それにつきましては、先ほど部長からも答弁をさせていただきましたが、要保護児童対策地域協議会等の連携、それから市町村との連携は欠かせないと思います。その中で、我々がまずは庁内では福祉、教育など関係部局で連絡会議を立ち上げて、そこでどのような取組から進めていこうかということで、協議を始めております。そして、その必要性なども検討した上で、条例化についても、真摯に、先進事例なども含めて、調査検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

土木行政についての、糸満市真栄里市道外かく線の信号灯設置についてでございますけれども、真栄里市道外かく線で、交通事故に遭われた方から、信号灯の設置をということの訴えがございました。この地域は自治会の皆さん方からも強い要望が出ているということであります。この地域は、区画整理事業で道路は整備されておりますけれども、住宅が増えて交通量が増加しております。安全対策を急いでほしいとの住民の皆さん方からの強い要望であります。緊急に対策を急ぐべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　ただいま議員から御指摘ございました。道路も整備されて、交通量も増えているということでございます。先ほど申し上げましたように、交通安全対策、信号機をつけるというほかにも、各種安全対策ございまして、例えば、道路管理者のほうでカラー舗装をしてもらって交差点を目立つようにするとか、道路の優先関係を明確にするとか、いろんな対策のメニューございます。その辺、警察と、いわゆる――これ市道ですので市ですか、道路管理者と連携しながら、交通安全対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　ぜひこれは、もう六、七年前くらいから出ているんですよね。糸満市議会でもずっと取り上げ続けられているんです。ですから皆さん、現場の実態調査をやっぱりやるべきだというふうに思うんですよ。やって、本当に大きな事故が起きる前に信号灯を設置しないと、事故が起きてからでは遅いですよ。ですから、この状況をまず皆さん方、実態調査をやって、緊急な対応が必要だというふうに私は思っていますが、いかがでしょう。

○議長（赤嶺　昇君）　警察本部長。

○警察本部長（日下真一君）　御指摘のとおりでございまして、交通状況をよく見させていただいて、どのような安全対策の組合せが必要かといったところを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　よろしくお願いします。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○玉城　ノブ子さん　大項目３点目の、豊見城市の旧海軍司令部壕における未発掘分の調査を早急に行ってほしいということでありますけれども、これは、糸満市に住んでいらっしゃる93歳の新垣弘子先生からの訴えです――私の恩師なんですが。沖縄戦で、海軍兵として召集され、亡くなった兄の遺骨がまだ戻ってきていない。旧海軍司令部壕の発掘調査を早急に行って遺骨を帰してほしいとの訴えであります。戦没者の遺骨収集は国の責任です。政府は戦没者の無念と遺族の心情に寄り添い、遺骨の収集と返還に全力を挙げるべきであります。早急に遺骨収集をやってほしいとの本人の強い願望で申入れもございました。ぜひ、早急に進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　答弁も申し上げたところでございますけれども、文献調査や現地調査も行っているところでございますが、いまだ確度の高い情報は得られていないところでございます。去る７月にも戦没者遺骨収集情報センターの職員が現地に参りまして、現地踏査等を行っているところではございます。今後も引き続き調査を継続してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　ぜひ、これはもう――この妹が高齢になっていらっしゃることもあって、自分が頑張っている間、元気な間に、遺骨の収集で、お兄さんの遺骨を帰してほしいんだということで訴えていらっしゃるわけです。ですから、遺骨収集そのものについては国の責任が非常に大きいですので、国に対してその責任を果たすよう、しっかりと皆さん方申入れ

もやって、国と連携を取って、遺骨収集を早めに進めてほしいということであります。実態、その状況が分かっていらっしゃらないということでは、ちょっとそれではまずいんじゃないかというふうに思いますよ。その実態がどうなっているかということを、早めに調査を進めていくべきではないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　国が過去に行った調査に係る文献調査や現地現場調査などを実施しておりまして、その中からも現在のところ、遺骨があるとの確度の高い情報は得ていないところです。今後確度の高い情報が得られれば、大規模調査ということになりますので、国の調査となるかと思いますけれども、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　できるだけ早く、その実態を明らかにすることができるように、進めていただきたいというふうに思います。

最後に、糸満市からの土砂採取でありますけれども、糸満市、八重瀬町から土砂採取を行うことについてです。辺野古の埋立てに使用する土砂を住民を巻き込んだ凄惨な地上戦の激戦地である糸満、本島南部から採取しようとしていることに、沖縄県民をはじめ国民の怒りが今広がっています。辺野古新基地建設の埋立てに沖縄戦最後の激戦地となった糸満市、八重瀬町の戦争で亡くなられた皆さんの血の染み込んだ土砂を使うことは絶対に許せません。知事の決意をお伺いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　お答えいたします。

埋立土砂に係ります具体的な採取場所につきましては、契約段階によって決定されるものであり、現時点において決まったものではないということで承知をしております。公有水面埋立変更承認申請書につきましては、公有水面埋立法第４条に基づき、しっかりと確認をしていきたいと考えております。なお、遺骨を含む土砂等につきましては、県内外で意見書が提出されていることも承知をしております。９月時点で、県議会を含め県内市町村議会で27件が採択、そして県外でも６件と、そういった採択がされていることについては確認をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　私は知事にその思いを聞きたいんですよね。その全県で、各市町村で埋立てに遺骨の混じった土砂を使わせてはならないという意見書がどんどん採択、全国でもその採択が広がっているんです。そういう皆さんの思いに対する知事の決意を伺いたいという。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県内はもとより、県外にもこの遺骨がいまだ収集されていないということについて、その遺骨が混じっているかもしれない土砂を、例えば埋立て等に使うということが人道的に許される行為ではないというような思いは、共有できるものと思います。しかるべくこの遺骨の収集作業においても、国においてしっかりと行われることを我々沖縄県からも要請をし、あわせて、全国の方々が御心配されているような状況にならないよう努めてまいりたいと思います。

○玉城　ノブ子さん　ありがとうございました。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後１時21分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

当山勝利君。

○当山　勝利君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

今日はよろしくお願いいたします。

てぃーだ平和ネットの当山勝利です。

早速ですけれども、質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症について、まずお聞きします。知事が８月31日、国のほうへ要望された新型コロナウイルス感染症に係る緊急要望、その緊急要望について内容と、そして取組について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時22分休憩

午後１時22分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　新型コロナウイルス感染症の急激な拡大を受け、喫緊に対策を講じていく必要があることから、８月30日、31日にかけて、西村経済再生担当大臣、河野ワクチン接種担当大臣及び坂本地方創生担当大臣に対し、知事がオンラインにより要望を行いました。具体的な内容は、１、ワクチンの接種を加速させるため配分計画の大幅な前倒し、２、旅行者等の出発前の検査の徹底・強化、３、地方創生臨時交付金の増額と急激な感染拡大に機動的に対応する

ための新たな予算の枠組みの創設などとなっております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　いずれも当時でいうと、沖縄県は感染拡大していたので、どれも必要な項目であったと思います。玉城デニー知事におかれましても、この緊急要望にのせている強い思いと、それからこれを実現するための決意というのがあったと思います。ぜひその思いや決意を述べていただけたらと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　やはり沖縄県としては、政府と連携しつつ新型コロナウイルス感染症の拡大を抑え込まなければならないということで、今般ワクチン接種の加速化、ワクチンの配分をできるだけ市町村が不安にならないように前倒しで、できるだけ前半で多く配分してほしいということによる接種計画の順調な方向性を見せてほしいということ、それからやはり旅行前、羽田や大阪、福岡などで出発地におけるＰＣＲ検査等を実施していただいて、ぜひ旅に出る前の渡航の意識を政府においてもしっかりと広報していただきたいということ、さらには地方創生臨時交付金の増額、それから機動的に対応するための予算、全てがやはり政府と地方が協力をして、政府は政府、地方は地方の取組をしっかり充実させていって、感染拡大を抑え込んでいきましょうということでの要請をさせていただいたわけです。その点については、それぞれ各担当大臣もしっかり受け止めていただけたというような手応えがあったと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ありがとうございます。

今は大分感染も落ち着いてきましたけれども、第５波がやはり800人超えというときもありました。その第５波で沖縄県いろいろ御苦労なさって、本当に一生懸命頑張っていただいて、医療体制も拡充されてきたところだと思っております。どのようなところを重点的に行えたのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　７月中下旬から始まった新型コロナウイルス感染症の第５波においては、過去最大の感染拡大に対応するため、各重点医療機関等にコロナ受入れ病床の最大限の増床を要請しまして、９月22日現在、843床を確保いただいております。また、宿泊療養施設を中部に１か所追加しまして、７施設を確保し、入院待機施設も中部に増設し、２施設を確保しました。重症化を防ぐ抗体カクテル療法を医療機関において開始したほか、入院待機施設においても投与を実施しているところです。さらに、自宅療養者の健康観察体制を強化し、在宅医療を提供する体制構築も図っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　今御答弁いただいたように、ありとあらゆる方策、医療体制を取っていただいて今は大分減ってきたという状況になっているかと思います。ただ、第６波がやがて冬には来るだろうと確実視されているところでもあります。そうすると、この落ち着いている状況の中で、本当に医療体制を維持するもの、それから縮小するものとか、ひょっとしてちゃんとそれに備えるために拡大しなきゃいけないものがあるというふうに思いますけれども、県としては、何をどのようにしてこの間やっていこうとされているのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず、宿泊療養施設については、次の波に備えましてさらに拡充が必要だと考えておりまして、10月の中旬にはさらに１か所を追加する方向で今動いております。また、入院待機施設についても、しばらくの間はすぐに開けられる方法を取るということで考えているところでございます。それから、カクテル療法につきましては、30の医療機関で今実施されておりますが、その医療機関とも連携を取りながら投与が進められたらと思っております。それから、自宅療養者の健康観察体制につきましても、現在は人数が少し減ってきておりますが、そのシステムというのは崩さないというか、システムを構築しておりますので、それがいつ拡大しても対応できるようにということで、これまで講じてきた様々なものを拡大した際にすぐ開けられるような形で準備を進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　いろいろ例えば入院待機ステーションに関しましては、今使っているところを利用者が少なくなったので空けてほしいということで、そういう要請もあるというふうに聞いています。ただ、すぐにでもまた第６波に向けてシステムはきちんとつくれたから、どこか場所を確保してその上でやっていくんだと聞いていますけれども、そこら辺の体制はきちんとできていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　特に入院待機ステーションについては、厳しい状況、病院で受入れが困難になった状況のときに活躍する場所でもございますので、今の段階ではある程度落ち着いていて、１か

所については今のところ受入れを休止しております。ただし、そこはすぐ開けられるような形で今保存しているという状況でございますので、きちんといつでも開けられる体制というのは維持してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　第６波がどういう形でやってくるのか誰も想像はつきませんけれども、ぜひ万全の体制を取っていただきたいと思います。

(3) に入ります。

ワクチン接種の促進について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、市町村と意見交換等を行いまして、若者世代への接種勧奨のため、あらゆる媒体を活用した広報を行うとともに、12歳以上の子供たちへの接種体制構築のために、医師の派遣調整を行うなど市町村における接種を支援しているところでございます。また、県のワクチン接種センターでは、接種枠の拡大、当日受付及び若者世代に対する優先接種等の実施によりまして、ワクチン接種の加速化を図っております。さらに、県民に対して正しい情報を発信するなど、ワクチン接種を前向きに考えてもらうための働きかけを行っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　今議会、ワクチン接種に関しては、加速化について多くの議員から、またこれからも多くの議員から質問が出るところではありますけれども、新聞にも書かれてあったんですが、県の取組がどうこうではなくて、現時点で状況として接種率は鈍化しているということも書かれているんですが、実際にはどうなんでしょう。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　最近の接種人数を見ますと、幾分やはり少し減少傾向にあると思います。県の接種会場においても予約枠が空くという状況がございますので、ここはやはり若者世代への接種の勧奨というのが非常に重要になってくると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ということは、今の御答弁があるように、若者世代の接種がどうしても伸びていないというような認識でいらっしゃるということでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　若者世代の接種に関しては、若者が打ちたくないということではなくて、優先接種で高齢者から先に始まっております。接種券の配付についても若者のほうが遅くなったというところもございますので、スタートが遅れたという事情もございます。ただ、ＳＮＳ等で不正確な情報等についても流れているところも不安材料でございますので、そういった点を丁寧に発信するなどして接種を促進していきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ちょっと視点を変えまして、まず県の接種率の目標をもう一度お伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県のワクチン接種方針の中では、11月末までに希望する全ての方がワクチン接種を完了するようにということで、数値的な目標としましては、10月末までに１回目の接種が全人口の70％以上となるように努力するということでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　そうすると、あと１か月で若者も含めて70％、１回目を打つということになるわけですけれども、そこまで接種率を高めようという目的は何でしたか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ワクチンには、まず発症予防効果と、それから重症化予防効果がございます。感染予防効果についてははっきりしたエビデンスがなかなか示されておりませんが、海外での論文等ではそれを示唆するような内容も出てきております。まず、コロナの重症化を防止するという最大限の目的のためにも、ワクチンの接種は重要であると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　それも含めて、ちょっと最近若い方々と意見交換する場がありまして、ワクチン接種のことについて具体的に聞いて、この方々は受けた方々なんですけれども、何でワクチンを受けたんですかと聞くと、身近な友達がコロナ感染症にかかってしまって、発症したときも大変だったけれども、後遺症が１週間２週間続いてそれも大変だったとかいうことを聞いて、やはりかかりたくない、重症化したくないということでその方はワクチンを受けたということなんですね。もう一人の別の方は、その友達に――副反応がちょっと怖くて受け切れないという若い人もいるらしいんですね。報道でも厚生労働省のホームページでも、どうしても若い人に強い副反応が出るということも出ていると思います。報道でもそういうベースで

出されていると思います。そういうのを見ると、どうしてもワクチンを受け切れない、受けたくないという方々も増えて、ある一定程度いらっしゃるのかなとは思うんですけれども、ただ、この方々がおっしゃっているのは、やはり若い人は若い人の声というのを、同調というのかな、共感するので、何で自分が受けたのか、自分の身の回りでどういうことが起こったのかということをきちんと若い人にも伝えれば共感してもらえるんじゃないか。そうすると、それなりにワクチンに対しても理解してもらえるんじゃないかなということをおっしゃっていましたけれども、そういうところはどうお考えでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　若い方が不安に思われる視点というのは、県としても把握に努める必要があるというふうに考えておりまして、今議員がおっしゃいますように、お友達にそういうワクチンを打つ動機を教えていただくということは非常に重要だと思っております。そういった目線で周知ができるように、例えばユーチューブを使った動画であるとか、そういうことも検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ぜひ、まだ若い人は、先ほどおっしゃったように打つ期間が後ろのほうになったので、なかなかまだ伸びてないのかもしれません。まだ４割、５割台ですので、ぜひそこら辺は頑張っていただけたらと思います。

次に (4) に移りますが、認証制度の現状と今後の取組について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　沖縄県感染防止対策認証制度につきましては、県民及び来訪者が安全に安心して対象施設を利用できるように、換気の徹底やアクリル板の設置などの17項目の基準を遵守し継続できる飲食店等を県が認証しまして、認証ステッカーを交付するという制度でございます。当該制度は、令和３年５月31日から飲食業、９月１日からは宿泊業について申請受付を開始しておりまして、９月24日現在の認証件数は、飲食業で5038件となっているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　この認証制度をしっかりやっていくというのは必要かと私は思ってはいるんですけれども、この認証制度の前にいわゆるシーサーステッカー制度があったと思います。この認証制度は、そのシーサーステッカー制度を強化するという位置づけですよということは以前答弁されていますけれども、変なことを聞きますが、県としてはどちらを推進されていく立場ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

シーサーステッカーは、飲食店等に対する時短ですとか休業要請する際に、そういう感染症の対策を取っているということをある程度証明といいますか、していただくということで、いわゆる要件として導入した制度でございます。昨年から運用しておりますけれども、今般認証制度が新たに制度化されておりますので、今後は新たに制度化された認証制度のほうにシフトしていくのかなと考えております。ただ、まだ飲食店等に対する協力金の支給というところは続いておりますので、この協力金がある間はシーサーステッカーというものも併用していく必要があると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　今の答弁ですと、認証制度に置き換えていきますということなんですが、県のホームページにはまだ両方載っているわけですね。一緒に並列に載っているわけです。ですから、見る側としてはちょっと分かりにくいのかなと。どちらを推進しているのかよく分からないというのがありまして、ぜひそういう状況が解消されて、しかるべき時期に整理していただけたらと思いますが、どうでしょう。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　シーサーステッカーの経緯は今商工部長がお話ししたとおりなんですが、やはり感染の拡大に――これは４波のときにそういった議論が出たと思いますけれども、たしか山梨県でそういった独自の取組がございました。そういった中において、やはり厚労省においても内閣府においても、そういった認証制度の仕組みというのが極めて重要だという話がありまして、各都道府県に対しまして、県の場合は17項目ですけれども、基本この部分を押さえてくださいという形で、各都道府県に対しまして守ってもらう基準みたいなものをつくって、これを全国統一的な対応をしようという動きになっております。これが今現在における認証店舗、例えば酒類の提供時間の延長とか営業時間の延長とか、そういうものにつながっていると認識してございまして、これからはやはり統一的に認証制度のほうに移行していくべきものと思いますし、沖縄県も今積極的に認証制度を、店舗を増やすべく今般補正予算等いろいろ検討しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　認証制度の件についてちょっと質問させていただきますけれども、飲食店側、ステッカーを貼っている側じゃなくて利用者側もきちんと理解していないと、このマークは何なのかというのがよく分からないし、何のために貼っているかも分からない。じゃ、このお店がどういうことをしてくれているのかも分からないと思うんですよ。やはり利用者側の理解も必要だと思うんですけれども、その理解のためにどのような取組をされようとしているのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　認証制度につきましては、王冠のマークでステッカーを作っているところでございますが、そのようなポスターやチラシなどの配布もしております。また、県のホームページでもやっておりますが、あわせて、宣言が解除されて次の経済の再開に向けて準備という点では、これからのＣＭ等の制作を今準備しておりますので、そういった形でメディアにも乗せるような形で周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　シーサーステッカーしか貼っていない店舗もまだまだ多くありますので、特に県外の旅行者の方々は分かりにくいと思うんですね。そこら辺は県外の方々にもしっかり分かるような形で、来る飛行機の中でしっかり情報を提供するということもしていただけたらと思います。

次に移ります。

(5)、学校現場の対応――コロナウイルスの感染の間の――について伺います。

ア、夏休み後の小・中・高等学校の対応と学びの保障について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

学校再開に当たり、小中学校におきましては、各地域や学校の実情を踏まえ、夏季休業の延長等による臨時休校や分散登校を行っており、県立学校におきましては、原則、分散登校を実施したところでございます。また、臨時休校や分散登校等の実施期間中、各学校では、オンラインや課題の配付等による学習支援を通して児童生徒の学びの保障に努めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　各小中学校、各市町村、いろんな対応をされているなというのは資料も頂きまして分かりましたし、高等学校もしっかり取り組んでいただいたということは分かります。

イです。

オンライン授業をされたと。小中学校でも幾つかでされていると思いますが、その状況について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　臨時休校や分散登校等の実施期間中、各学校におきましては、小中学校では約８割、県立高等学校の約９割、特別支援学校の約６割がオンラインによる学習支援に取り組んでおります。その成果としましては、児童生徒の学びの継続や規則正しい生活習慣の維持等が挙げられます。一方、課題といたしましては、通信環境の不具合や児童生徒の対話を中心とした授業の難しさ、健康面への影響等が挙げられます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　今、御答弁いただいた中に、通信障害があったというふうに伺っていますけれども、この通信障害の対応について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今回臨時休校に伴ってオンラインを実施した際に、一部の市町村ではつながりにくかったという報告がございました。その原因としましては、インターネット回線の通信速度が足りないといったことが考えられまして、翌日からは緊急の対応で、学年ごとに実施時間をずらすなどの対応により改善が図られておりますが、今後は通信環境の改善を図るなどの対策も検討しているというふうに聞いております。

また、県立学校のほうでは、夏季休業明けの分散登校等において、市町村と同様に一部の学校のオンライン学習で全く通信ができないという状況ではなかったんですけれども、音声が途切れたりとか映像がスムーズでないといった報告がございました。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　通信速度が遅かったということがあったんですけれども、ちょっと細かな話にはなるんですが、動画で配信するわけですから、送り手と、途中での配線と、あと受け手とあると思うんですね。どこに問題があったんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　分からない部分もまだございますけれども、今回の通信不具合は、やはり学校の通信量やインターネット同時アクセス数の制限により、通信速度が遅くなったり切断されるなどのトラブ

ルが生じているというふうに考えているところでございます。そういったところがちょっと原因なのかなと思っています。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　インターネット、通信環境というのは意外と大丈夫なときは大丈夫ですが、大丈夫じゃなくなるとどはまりする場合もあったり、銀行がシステム障害を起こして何日も復旧しませんでしたということもよくある話なので、そこら辺はしっかり追求していただけたらなと思いますが、これまでの答弁の中で県立高等学校ですか、新たな通信方法で再構築しましたということがあったんですが、それで解決できたんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　オンラインに備えるということで、県立学校においては今年の８月に、より安定した通信環境を整えるため新たな通信方法でネットワークを構築して、９月の新学期を迎えたところでございます。ただ、夏休み明けの分散登校の際、やはり一部の学校でオンライン学習で音声の途切れとか映像がスムーズではなかったという障害がございました。こちらについて早急に問題解決を図るため、現在委託業者と原因の究明と解決に向けて対応を協議中でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　分かりました。

あと小中学校で、13市町村で事前調査して６市町村で課題があったという御答弁があったと思いますが、これはやっぱり全市町村に向けて実施していただいて、本当に大丈夫か、通信環境が整っているかということはやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　今回の件で13市町村やりましたけれども、６市町村では課題があったという報告がございました。それを受けまして私どもとしては、今般のオンライン学習における通信不具合の報告がございましたので、改めて市町村に対して９月21日付で通信ネットワークの円滑な運用についての通知を発出いたしまして、ネットワーク環境の評価、いわゆるアセスメント、それをやるよう、課題がある場合にはしっかり対応するようにということでお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　対応いただいているということですので、ぜひそこら辺はきちんと整えていかないと、いざ使おうというときに使えないと大変ですのでよろしくお願いします。

あともう一つ、活用実践事例サイトというのがあって、そこでいろいろなオンライン授業のいい点をシェアしていますということも答弁があったと思いますけれども、この活用実践事例サイトとはどういうサイトなのか、ちょっと御紹介ください。

○議長（赤嶺　昇君）　教育長。

○教育長（金城弘昌君）　お答えします。

県教育委員会では、小中学校における効果的なオンライン学習の指導方法等の促進を図るため、いわゆるＩＣＴ活用実践サイト、ＩＣＴの頭文字を取りまして、「いつでも　ちょっと　つながる」というサイトを設けております。そちらのほうで好事例を紹介しておりまして、例えばタブレットなどを使う際のルールですとか、ＩＣＴを活用した授業ですとか、あとオンラインを活用した学校と家庭との連携、また不登校児童生徒とのオンラインがつながる実践といった具体的な実践例を紹介しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　これがまたオンライン授業のさらなる進展につながればと思います。よろしくお願いします。

次に移ります。

２番、在沖米軍基地の有機フッ素化合物による汚染について。

(1)、普天間基地から有機フッ素化合物を含む汚染水が一方的に放出されました。有機フッ素化合物を含む汚染水を保有する在沖米軍基地とその保有量について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

在沖米軍施設におけるＰＦＯＳ等を含む汚染水の保有量について沖縄防衛局に照会したところ、在沖米軍全体の総量は不明との回答がありました。なお、防衛省によりますと、普天間飛行場には約36万リットルの汚染水が保管されているとのことでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　どの基地に有機フッ素化合物を含む汚染水がどれだけあるのかというのは不明であるということなんですが、その現状に対して、県としてはどう考えていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　在沖米軍におきましては、令和２年４月に普天間飛行場から22万7000リットルの泡消火剤を流出させる事故を起こしております。それから、今年の７月にはうるま市の陸軍貯油施設から2400リットルの泡消火剤が流出をすると――これは汚染水です。それから、８月26日には、日米間で協議をしている中において、約６万4000リットルの汚染水を一方的に放出したということでございまして、県といたしましては、米軍基地内におけるＰＦＯＳの管理のずさんさと、それからこのＰＦＯＳ問題に対する米軍の認識の低さというものについて激しい憤りを覚えるものでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　(2)、嘉手納基地周辺河川及び地下水から高濃度の有機フッ素化合物が検出されておりますが、基地内への立入調査について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企業局長。

○企業局長（棚原憲実君）　企業局では、嘉手納基地周辺の河川等の調査の結果、ＰＦＯＳ等の汚染源は嘉手納基地である可能性が高いと考え、平成28年と令和２年に米軍に対し立入調査を申請しています。また、関係部局と連携して、令和元年と本年２月に関係大臣及び米軍に対し、立入調査を認めることや汚染原因の究明と必要な対策の実施等を要請しておりますが、いまだ実現しておりません。引き続き立入調査が早期に実現するよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　企業局のほうで嘉手納基地への立入調査の申請をしているわけですよね。それを米軍としては不許可にしているんですか、それとも何の返事もないんですか、どっちですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企業局長。

○企業局長（棚原憲実君）　企業局としましては、在沖米軍のほうに立入調査の申請をしました。それについては、米軍側から日米合同委員会の環境部会で審議される事項であるということは聞いております。その後、防衛省、環境省が米軍とのそういう立入調査に向けての取組について調整している段階だということは伺っております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　その調整だけれども、全然返事が何もないということですね。

○議長（赤嶺　昇君）　企業局長。

○企業局長（棚原憲実君）　状況についての正式な報告は受けておりませんが、米軍にも沖縄県の状況については重要であるという――県民も不安に思っていて、重要性については米軍のほうにもしっかり伝えているということは伺っております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　催促はしてないんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　企業局長。

○企業局長（棚原憲実君）　最近の新型コロナの影響で、直接私のほうが要請に行くことはなかなか難しい状況もありますが、昨年も沖縄防衛局、そして本省の防衛省のほうに直接出向きまして、ぜひ実現させてくれと強くお願いしているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　分かりました。

県は、令和元年と令和３年２月に、国に対して汚染原因の究明と必要な対策の実施を要請しているということですけれども、国はそれに対してどのような対応をしていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後１時55分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田　了君）　お答えします。

令和元年の要請におきまして、基準を設けてほしいという要望を出しておりまして、それに基づきまして水道水の目標値、あるいは公共用水域の暫定指針値というものは定められましたけれども、先ほど企業局長の答弁にもございましたが、立入り等についてはまだ実現していないような状況が続いております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　分かりました。

次に移りますけれども、(3)、在沖米軍の一方的な判断で、今回汚染水が放出されました。その放出をされないために県の今後の取組について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、まず普天間飛行場に今、残っている36万リットルについては、政府において県外に搬出した上で焼却処分をするという報告を受けているところでございます。一方で、在沖米軍においては、その他基地においてもＰＦＯＳ等を含む汚染水が保管されているということでございますので、日米両政府に対して、全ての在沖米軍施設におけるＰＦＯＳ等の保管状況の把握、その管理及び処理計画の作成と公表を求めるなど、引き続き市町村とも連

携して強く求めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　自然界ではほとんど分解されないという有機フッ素化合物なんですけれども、人体には悪影響があるということです。また、これを勝手に流されちゃうと食物連鎖でどうなっていくか分からないということですよね。どこにあるかも分からない、どこにどれだけあるかも分からないという状況に沖縄はあると思います。そういう中にあって、県民の命と暮らしを守らなきゃいけないという立場にいらっしゃいます県知事、ぜひこの有機フッ素化合物、本当に今後どうなるか分からないような汚染物質をしっかりと対応していくために決意を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後１時58分休憩

午後１時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　米軍基地における水質汚染の原因は、しっかりと立入調査を実現させて、米側、日本側と共通の認識の中で、その基準等についても厳粛に決めていくことが必要だろうというように思います。そして、米軍施設においては当然、現在も依然としてＰＦＯＳを含む汚染水が未処理のまま保管をされているということもあります。係る状況から普天間飛行場、嘉手納飛行場へもやはり立入調査も必要であるということも含めて、県としてもその必要性を市町村とも連携しながらしっかりと要求してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ぜひ頑張ってください。よろしくお願いします。

次、３番ですね、情報政策について。

(1)、リゾテックおきなわの目指す方向性とスケジュールについて伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

県では、新たな振興計画の策定作業と併せて、リゾテックおきなわの推進に向けた具体的な構想の策定も進めているところです。今後の情報通信関連産業が目指す方向性としては、ＩＴ産業の高度化による稼ぐ力の強化を図るとともに、リゾテックおきなわの推進による全産業のＤＸを加速することで、県内産業の成長発展にも貢献していきたいと考えております。

同構想とその実施計画につきましては、外部有識者の意見も踏まえて検討を重ね、今年度内には取りまとめたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　それで (2) ですが、情報政策推進に向けた人材確保というのはやはり必要だと思うんですね。それについて伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

沖縄県では、ＩＴ人材の育成・確保に向けて、県内ＩＴ企業の稼ぐ力を強化する先端ＩＣＴ技術者の育成を支援するとともに、ＵＩＪターンによる国内外ＩＴ人材の確保などに取り組んでおります。一方、各産業においてもＤＸの推進役が求められていることから、ＤＸコンサルタントや各事業者のＤＸ推進リーダーなど中核人材の育成のほか、従業員のデジタルリテラシーを高めるため、様々なＩＣＴ利活用に関するノウハウを学ぶ研修等の実施にも取り組んでまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　御答弁いただいてはいるんですが、全国的に、世界的にもＩＴ技術者が今足りてない状況なんですよね。そういう中で、沖縄県で推進するための人材確保はとても大切だと思うんですよ。今答弁されているのは、押しなべてやっていらっしゃる、答弁いただいているんですが、じゃどこに活路を見出そうとしているのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時１分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

ＤＸやデジタル化に必要な人材とはという形でお答えさせていただきます。まず、ＤＸは経営やビジネスの課題を理解した上で、デジタル技術を用いて解決する取組であるというふうに考えております。そこで、自社の各種データをビジネスに活用できる人材やデジタル技術の有効性を理解している人材、それからデジタル技術にノウハウのある人材に加えまして、このデジタル技術の活用をコンサルティングできる人材が求められていると考えております。

現在県では、高いＩＴスキルを有するエンジニア、それからプロジェクトリーダーなどの高度人材の育成を支援しているほか、ＵＩＪターンによる国内外ＩＴ人材の確保などに取り組んでおりますけれども、議員御指摘のように、ＩＴ人材というのは、日本に限らず世界中で不足しているという状況がございますので、

まずは企業内での人材育成を含めまして、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　分かりました。

では、(3) に行きます。

デジタルトランスフォーメーション推進のための県内企業のボトムアップについて伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

県では、県内企業のＤＸを推進するため、セミナーの開催やイベント等を活用したＤＸの啓発に取り組んでいるほか、企業ニーズに応じて先端ＩＴ技術の導入支援を行っているところでございます。今後は企業の稼ぐ力を強化するため、ＤＸの加速が必要であることから、経営者向けセミナー、それから従業員向けデジタルリテラシー研修の開催など、企業や業界全体でＤＸに向けた機運醸成を図るとともに、企業ニーズに沿ったハンズオン支援を行うことで、県内企業のボトムアップを図ってまいりたいと考えています。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　といっても、中小企業が多い中で、なかなかボトムアップは難しいと思いますので、そこら辺しっかりやっていただけたらと思います。

４番に行きます。

アジア経済戦略構想について。

(1)、県内の野菜、果物、加工品など県産品の輸出の状況について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

沖縄県の航空コンテナスペース確保事業での令和３年４月から７月までの沖縄県からの輸出金額は、飲食料品全体で約２億9000万円と前年比で約177％と増加しております。そのうち野菜、果物の青果は、約4100万円で前年比で約162％、肉類を含む加工食品は約3300万円で前年比で約165％と増加しております。その他の品目では、香港やシンガポールでの需要拡大による鶏卵が約3500万円と前年比で約506％の大幅な増加となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　沖縄県の輸出は本当に今拡大しているということは分かるんですが、この輸出拡大に向けて、沖縄県の輸出を促進するための取組について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時５分休憩

午後２時５分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

県では、県産品の輸出促進として、航空コンテナスペース確保事業による航空輸送費支援をはじめ、県の海外事務所と連携した海外での販売促進や商談会等への出展支援を行っております。これらの取組により、那覇空港からの飲食料品の輸出額が、平成20年の約1500万円から令和元年には約15億円と約100倍になるなど確実に増加しております。

県としましては、今後とも輸出促進の取組の充実強化に努め、世界的に急激に成長している越境ＥＣの活用を促進することで、さらなる県産品の輸出の拡大を図ってまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ありがとうございます。

時間がないので５番に行きます。

労働者の雇用、健康について。

(1)、沖縄県の失業率、失業者数が増加しておりますが、県の対応について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　沖縄県の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、令和３年７月の完全失業率が４％台に上昇し、完全失業者数も増加傾向が続くなど、厳しい状況にあると認識しております。そのため、県では、雇用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成を行うとともに、就職困難者等への再就職支援や若年者等に対する相談体制の強化など、雇用の維持と求職者の早期就職支援に取り組んでおり、引き続き関係機関と連携しながら、雇用情勢の改善に努めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　(2) ですが、ちょっとこれは私見てショックなんですけれども、県内事業所の健康診断において有所見率が最悪となっています。健康長寿復活を目指す県の取組について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　令和２年職場における定期健康診断実施結果で、有所見率が10年連続全国最下位であることが沖縄労働局から発表されました。県では、各種イベントやメディアを活用した普及啓発、健康経営セミナーの開催及び職場での健康づくり支援など、県民の生活習慣の改善に取り組んでいるところでございます。また、令和３年３月に働き盛り世代の健康づくりに関する包括的連携協定を関係機関と締結しまして、職場での保健指導利用の促進及び高

血圧対策など連携した取組を推進しています。

○当山　勝利君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

〔上里善清君登壇〕

○上里　善清君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

ワンヤてぃーだ平和ネットヌ上里善清ヤイビーン。よろしくお願いします。

では、通告に従って一般質問したいと思います。

ムル　方言シ　アビーガヤーチ　ウムトーシガ、意味が分からなくなりますから、共通語でやります。よろしくお願いします。

１、政治姿勢について。

(1)、アメリカ同時多発テロについて。

世界を震撼させたアメリカ同時多発テロから20年が過ぎました。戦争当初の目的は自国を守るため先制攻撃も辞さない強硬姿勢で戦争へ突入しました。イラクのほうも戦争になりました。しかし、20年続いたテロとの戦いは泥沼化し、ついに８月をもってアフガニスタンから完全撤退を余儀なくされ、米史上最長の戦争は終結しました。価値観や国家観を他国へ押しつけての国づくりは不可能であることが証明されております。なぜテロが起きるのか、私は根本的な要因となっている貧困の増大、格差の拡大、民族や宗教の対立などテロを生み出す土壌を重視するべきであり、そこに人類の英知を集めるべきだと考えております。見解をお伺いします。

(2)、辺野古新護岸着工について。

沖縄防衛局は、辺野古新基地で、Ｎ２護岸工事に着手しました。予定地には大型サンゴが生息しているが、移植せずに工事を強行しております。辺野古沖は世界でも類を見ない生物多様性に富んだ海域であり、水産資源保護の観点からも乱暴である。サンゴ移植を許可しないよう求めた裁判で、最高裁の裁判官５人のうち２人が県側の主張を認めております。全国世論調査においても、辺野古移設を進める政府の姿勢について不支持が57％に上っており、政府は直ちに新基地建設を断念すべきと考えます。見解をお伺いいたします。

(3)、普天間基地からのＰＦＯＳ放出について。

発がん性が指摘されるＰＦＯＳを含む汚水を下水へ流す処理方法は、県や宜野湾市も反対しておりました。国も慎重な対応が必要として協議中で放出を認めておりませんでした。米軍は浄化装置で吸着・除去し、８月26日、有機フッ素化合物ＰＦＯＳを含む汚水約６万4000リットル、ドラム缶にして320本相当を基地外の公共下水道に勝手に放出しております。１リットル当たり2.7ナノグラム以下と主張しているようです。日本の暫定目標値が同50ナノグラムであります。安全で問題ないと米軍は説明しているが全く信用できません。宜野湾市のその後の調査結果によると、伊佐公共マンホールから採取した水１リットル当たり指針値の13.4倍に当たる670ナノグラムが確認されております。米軍の姿勢と横暴な行為は看過できません。県民の命と健康を守るためにも国や米軍に対し毅然とした対応をし、基地内の立入調査の実施、処理方法として焼却処分を強く求めていただきたい。この前、国が引き取って焼却処分するという発表がありましたが、いっそのこと全部引き取ってやってほしいと私は思います。

大きな２番、安心・安全について。

地球温暖化による自然災害が多発しております。日本各地で河川の氾濫、土砂崩落等による生命を奪う災害が発生しており対応策が急がれます。

以下のことについて３点よろしくお願いします。

(1)、危険な盛土の件数と対応策。

(2)、地滑り地域の対応策。

(3)、河川氾濫の対応策。

６月29日に線状降水帯が発生し、西原の小波津川上流付近で河川氾濫が起こっております。私もその近くにいました。上流部分の河川拡幅工事が必要だと思います。見解をお伺いします。

大きな３、国道329号バイパス延伸について。

今年令和３年度からもう事業が始まっております。延伸に伴い立ち退きする企業の意向として、引き続き西原町への立地を希望する声が多いです。延伸の背後地は農業振興地域となっているが、工業専用地域に変更できないかお伺いします。

大きな４、国立大学法人琉球大学上原地区キャンパス跡地利用について。

西原町の医療向上のためと思い、当時の地権者は当時の価格坪５ドルで譲渡したという経緯があるらしいです。移転に伴う跡地利用についてどうなっているかお聞かせください。

(1)、スケジュール、どういうふうになっていますか。

(2)、既存の建物の処理方法はどのように進めていくのか。

(3)、周辺地域を含む都市計画はどうなっていますか。

大きな５、県公契約条例について。

建設業の担い手の育成・確保を図るため、国土交通

省は公共工事設計労務単価を2013年から９年間、毎年引き上げております。全国平均１日２万409円、沖縄は２万5625円となっております。しかし、ここで働いている従業員の年収、全国平均は399万3600円に対し、沖縄は291万3600円で108万円低い状況であります。月換算にすると９万くらいは給料が低いという状況です。担い手三法を実現するためにも、県公契約条例を理念型から規制型へ改定し、設計労務単価の80％を支払うことを義務づけする必要があると思います。建設業の就労者は７万2000人おり、実現すれば県民所得は大幅に改善されます。貧困の問題の改善にもつながると思いますが見解をお伺いします。

大きな６、青パト事業です。

2016年に起きた米軍属による女性暴行殺人事件をきっかけに始まった事業で、米軍基地から派生する事件・事故を防ぐのが目的でありました。しかし、最近の新聞によると事業の実態及び隊員の勤務実態が問題として取り上げられております。

以下のことを尋ねます。

(1)、事業の内容と実態について。

(2)、委託先について。

(3)、事業の見直しについて。

大きな７、新型コロナ対策について。

(1)、ワクチン接種の状況、各年代別でお願いいたします。

(2)、水際対策としてＰＣＲ検査の強化。

(3)、コロナ対応専門の臨時医療施設の設置。

(4)、医療従事者の待遇改善。

(5)、苦境に立たされている飲食業界、旅行・宿泊業界、エンターテインメント業界への経済的支援。

(6)、雇い止めされた人への救済・支援策。

(7)、経済活動再開に向けワクチン接種及び陰性証明書の認定制度の創設はできるかお伺いします。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上里善清議員の御質問にお答えいたします。

７、新型コロナ対策についての御質問の中の (2)、水際対策の強化についてお答えいたします。

沖縄県等の要望を踏まえ、国において、７月20日から９月30日までの間、羽田空港等と沖縄県内の空港を結ぶ便の搭乗者に対し、搭乗前のＰＣＲ等検査を実施しているところです。搭乗前にＰＣＲ等検査の陰性判定あるいはワクチン接種完了の確認を必要とする制度の創設、搭乗前検査の期間延長等を、私から直接、西村大臣に要請をさせていただきましたところ、昨日、沖縄路線のみを対象として、10月31日まで、県の独自対策期間が継続する間、搭乗前のＰＣＲ等検査を延長する方向で検討する旨の発言がありました。制度化については、今後も引き続きその実現を求めてまいりますとともに、水際における検査体制のさらなる強化にしっかり努めてまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　１、政治姿勢についての御質問の中の (1)、平和な世界の実現についてお答えいたします。

2001年９月11日に米国で発生した同時多発テロ事件では、多くの貴い命が犠牲となりました。また、世界においては、依然として民族対立や飢餓、貧困、テロなどによる地域紛争は絶えることがなく、世界中の人々が問題解決に向け、民族や宗教の多様性や価値観の違いを認め合い、協力して共に歩んでいくことが求められています。そのためには、国連が提唱する誰一人取り残さないというＳＤＧｓの基本理念の下、国際社会がその英知を結集し一体となって取り組んでいくことが重要であります。

県としましては、琉球王国の時代から受け継いだ平和を重んじる万国津梁の精神を持って、人と人、地域と地域を結ぶかけ橋となる寛容の思いを広げていくとともに、恒久平和を希求する沖縄の心を力強く世界に発信してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　１、知事の政治姿勢について (2)、辺野古新基地建設の断念についてお答えをいたします。

辺野古新基地建設に反対する民意は、これまで一連の選挙や県民投票において揺るぎない形で繰り返し示されてきましたが、政府は、これを一顧だにせず工事を強行し続けております。辺野古新基地建設については、軟弱地盤の存在が判明し、防衛省から、提供手続の完了までに約12年を要することが公表され、県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないことが明確になったものと考えております。

県としましては、辺野古新基地建設を強行し続ける政府の姿勢は到底容認できるものではなく、政府は、

県民の声に耳を傾け、辺野古新基地建設計画を断念すべきであると考えております。

同じく１の (3)、ＰＦＯＳ等汚染水に係る立入調査と焼却処分への見解についてお答えをいたします。

普天間飛行場におけるＰＦＯＳ等を含む水の取扱いに関しては、日米間で協議が進められている中、米側が一方的に公共下水道に放出したものであり、激しい怒りを覚えます。このような中、去る９月17日、沖縄防衛局に確認したところ、普天間飛行場の地下貯水槽に残っている廃水を同局が県外に運搬した上で焼却処分するとの説明がありました。県は日米両政府に対し、ＰＦＯＳ等を含む水を基地外に放出せず焼却処理すること等を強く求めていたところであり、今回の措置は一歩前進であると考えております。一方で、在沖米軍施設には依然としてＰＦＯＳ等を含む汚染水が保管されていることから、米軍基地内への立入調査を含め、引き続き市町村とも連携しながら対応してまいります。

６、青パト事業についての (1) から (3)、沖縄・地域安全パトロール事業の内容等についてお答えをいたします。６の (1) から６の (3) までは関連しますので、一括してお答えいたします。

沖縄総合事務局によると、沖縄・地域安全パトロール事業は、平成28年６月以降、県民の安全・安心の確保を図ることなどを目的に学校周辺、公園、繁華街等において、青色パトロールカーで防犯パトロールを実施しているとのことです。防犯パトロールは、毎日、19時から22時まで75台、23時から翌日５時まで25台の合計100台体制で実施しており、沖縄県警や地元市町村等の意見を踏まえ、適宜、巡回ルートの見直しを行うなど、事業の効率的、効果的な実施に努めているとのことです。なお、要員派遣や深夜パトロール業務については、株式会社ＪＯＢＢＡＮＫ、株式会社南日本警備保障及び株式会社ＳｕｎＦｒｉｅｎｄに委託していると聞いております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　２、安全・安心について (1)、危険な盛土の件数と対応策についてお答えいたします。

令和３年７月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国から都道府県に対し、盛土の総点検実施の依頼がありました。これを受け、県では、都市計画法や県土保全条例等の所管部署において、点検を要する箇所の抽出作業等を進めているところです。今後、抽出箇所について、目視等による点検を進め、危険な盛土箇所が見つかった場合は、法令等に基づき是正指示するなど、適切に対応してまいります。なお、現時点で点検を予定している箇所は、約1500か所となっております。

同じく２の (2)、地滑り地域の対応策についてお答えいたします。

県では、地滑りによる被害を除去し、または軽減するため、地滑りを防止し国土の保全と民生の安定に資することを目的に、うるま市豊原地区、中城村当間地区等で地すべり対策事業を実施しております。地滑りが発生するおそれのあるこれらの地区において、排水施設や擁壁等の地滑り防止施設の整備による地域住民の安全・安心の確保、学校、病院など公共施設等の防災・減災に取り組んでおります。

同じく２の (3)、小波津川における河川整備についてお答えいたします。

２級河川小波津川は、整備延長約3.8キロメートルのうち、河口部から西原町役場付近までの約1.7キロメートルが概成しており、令和３年度は、護岸工及び橋梁整備を行っているところであります。また、西原町役場から上流の約640メートルについては、今年度実施設計を行っており、引き続き西原町と連携し、早期整備に努めてまいります。

次に３、国道329号バイパス延伸について (1)、背後地における土地利用の変更についてお答えいたします。

国道329号西原バイパス背後地を都市計画で定める工業専用地域に変更するためには、西原町が中心となって工業用地としての開発計画と併せて、農業振興地域の見直しと市街化区域への編入手続を行う必要があります。西原町では、開発計画の立案に向けた可能性調査を行っていると聞いており、県としては、開発計画を踏まえ、西原町と連携して地域特性を生かした適切な土地利用の実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　３、国道329号バイパス延伸についての (1)、農業振興地域の変更についてお答えいたします。

各市町村において、農業振興地域を工業専用地域等へ変更する場合は、都市計画法等の他法令との調整を事前に行った上で、農業振興地域を変更することになります。

県としましては、土地利用基本計画に係る所管部局

と連携し、関係法令に基づき適切に対応してまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

〔総務部長　池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君）　４、国立大学法人琉球大学上原地区キャンパス跡地利用についての (1) から (3)、琉球大学上原地区キャンパス跡地利用についてお答えいたします。４の (1) から４の (3) までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

周辺地域を含む都市計画につきましては、現在、琉球大学が設置し、沖縄総合事務局、沖縄県、西原町などが参画する跡地利用将来ビジョン検討委員会において協議しております。琉球大学の現在の計画では、令和３年12月頃に将来ビジョンを策定し、令和４年４月以降に跡地利用推進計画の策定に取り組むこととなっており、既存建物を利活用するか、跡地全体を更地にし利用するかも含め、協議を継続していくこととなると伺っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　５、県公契約条例についての御質問の中の (1)、沖縄県の契約に関する条例を規制型へ改正することについてお答えいたします。

県が締結する公共工事を含む業務委託等の契約については、当該契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保に加え、公共サービス等の品質確保のためにも適正な金額での契約が必要と考えております。そのため、沖縄県では、平成30年３月に沖縄県の契約に関する条例を制定し、県が取り組むべき方針を定め、最低賃金法や労働関係法の遵守を契約書に明記することや最新の設計労務単価を適正・迅速に反映すること等に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き関係部局と連携を図りながら、取組方針を浸透させ、着実に実施することで、条例の実効性を高めてまいります。

次に７、新型コロナ対策についての (5)、飲食業界への経済的支援についてお答えいたします。

飲食業界については、長引く休業等要請により、資金繰りで経営が厳しい状況にあると認識しております。県としては、休業等要請に協力いただいた事業者に対し、感染拡大防止対策協力金を支給するほか、協力金が支給されるまでの間のつなぎ融資について、県内金融機関に対し協力依頼を行うなど、金融機関と密接に連携し、資金繰りの円滑化を図ってまいりました。その他、県独自の雇用調整助成金の上乗せ助成の実施や、業態転換に伴う国の事業再構築補助金について、支援機関を通して事業の周知を行うなど、引き続き飲食業をはじめ、幅広い業種の経営支援に取り組んでまいります。

同じく７の (6)、雇い止めされた人への救済・支援策についてお答えいたします。

県では、雇用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成などにより、雇用の維持に努めるとともに、離職者等の再就職支援として、就職困難者等に対する相談体制の強化や座学研修と職場訓練の実施、地域の特性を踏まえた合同企業説明会のほか、国の求職者支援制度に関する周知等を行っております。また、沖縄労働局や福祉分野等の関係機関と連携し、生活支援と就業支援の一体的な取組を推進しており、引き続き関係機関と連携しながら、県民の雇用と生活を守るための各種施策に取り組んでまいります。

同じく７の (7)、ワクチン接種・陰性証明書の認定についてお答えいたします。

ワクチン接種・検査陰性証明の活用については、感染防止対策認証制度と合わせて運用することで、経済活動の再開に結びつけることが期待されており、経済団体等からも要望を受けております。県では、部局横断的なプロジェクトチームを設置し、市町村・経済界と合同のワーキンググループで議論を深めながら、国が示した基本的な考え方を踏まえ、公平かつ世代間で利用可能な運用のガイドラインなどを検討しており、10月上旬には試行運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　７、新型コロナ対策についての御質問の中の (1)、ワクチン接種状況についてお答えいたします。

県内の令和３年９月26日時点のＶＲＳ（ワクチン接種記録システム）による年代別ワクチン接種率は、12歳から19歳は１回目46.1％、２回目21.6％、20代は１回目48.3％、２回目27.3％、30代は１回目56.6％、２回目35.8％、40代は１回目66.2％、２回目47.9％、50代は１回目74.1％、２回目59.5％、60代は１回目82.8％、２回目76.5％、70代以上は１回目89.6％、２回目86.6％となっており、年代が上がるにつれ、接種率が高くなっております。

同じく７の (3)、臨時の医療施設についてお答えい

たします。

県では、感染急拡大による医療の逼迫に対応するため、臨時の医療施設として入院待機施設、いわゆる入院待機ステーションを南部地区と中部地区にそれぞれ１か所設置し、酸素投与などの措置を行っております。臨時の医療施設の設置については、専門家、県医療コーディネーター及び医療現場の意見等を踏まえながら、提供する医療のレベルや入院待機施設の拡充も含めた設置の在り方について、慎重に検討を進めてまいります。なお、施設の設置に当たっては、医師、看護師をはじめとする人材の確保が最大の課題であると認識しております。

同じく７の (4)、医療従事者の待遇改善についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、患者に対応する医療機関及び医療従事者においては、感染リスクを伴う厳しい環境の下で心身に負担がかかる中、業務に従事されているものと認識しております。県では、医療従事者に対する支援策として、患者の受入れに協力した医療機関に対し、医療従事者の処遇改善等に柔軟に活用できる協力金を交付するとともに、医療従事者の負担軽減のための宿泊施設確保の支援を実施しております。また、沖縄県公認心理師協会と連携し、医療従事者等を対象として、新型コロナウイルスに対応した心のケア支援を実施しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　７、新型コロナ対策についての (5) のうち、旅行・宿泊業及びエンターテインメント業への経済支援についてお答えします。

県では、緊急事態措置等による影響を受けている旅行業やエンターテインメント業も含め幅広い事業者に対し、事業継続のための支援金を給付する観光関連事業者等応援プロジェクトや、宿泊事業者に対し、感染拡大防止対策などを支援する宿泊事業者感染症対策支援事業を実施しております。また、文化芸術関係者等に対しては、コロナ禍においてイベント等が中止となるなど、厳しい状況にあるアーティスト等が公演等を開催し、動画制作・配信する取組への支援を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　順序はばらばらになりますけれども、まず５番の県公契約条例です。

今の状況を関係者から話を聞いたんですが、この支払いをしている金額が、労務単価が１日２万5625円なんだけれども、実態はその５割から６割の間しか払われていないということなんですよ。これだけ、一応勘案して公共工事というのはやっているはずですので、このお金が働いている人に渡っていないというのが現状なんですよ。県ではまだ規制型にしているところはありませんけれども、他府県で24か所の自治体が規制型にしているらしいんですよ。理由は、最低賃金法には抵触しないということなんですよ。これは国会の答弁でもあったみたいでですね……。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時45分休憩

午後２時45分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○上里　善清君　平成21年２月24日の国会の中で議論されたもので、最低賃金を上回る賃金を労働者に支払われているか否か定めることは、最低賃金法上問題となるものではないという回答があるわけですよ。これを実施している自治体は違法になるということになるわけですよね、この理屈からいうと。県も規制型にしていただいて、ここで働いている人は、７万2000名いるわけですよ。その人たちの所得向上につながる、沖縄の今抱えている貧困問題も解決できる。これデニー知事の貧困問題の対策になるわけです。ぜひそうしていただきたいんですが、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

県としては、取組方針に掲げた施策を着実に実施するとともに、その状況について、沖縄県契約審議会に報告を行い、審議会からの意見を踏まえて取組方針の改善を行うといったＰＤＣＡサイクルを継続的に回していくことで、条例の実効性を高めていくことが当面重要だというふうに考えております。ただ、その上で県契約に関する実情、それから条例の運用について課題が出てくる場合には、国の最低賃金との兼ね合いに関する見解、それから他の自治体の取組状況を考慮しながら審議会において条例改正を含め、課題解決に向けた検討を行っていただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　最低賃金法に抵触しないという見解が出ているわけです。これは間違いですか、じゃ。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時47分休憩

午後２時48分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

平成21年２月24日提出、最低賃金法と公契約条例の関係に関する質問主意書に対する国からの答弁ですけれども、間はしょりますが、当該条例において、地方公共団体の契約の相手方たる企業等の使用者は、最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないこととすることは同法上問題となるものではないとの政府見解が一つあります。一方、質問主意書３に対する答弁書では、御指摘のような条例は、このような地域別最低賃金の趣旨に反するものであることから、これを制定することは地方自治法第14条第１項の規定に反するとしておりまして、具体的な賃金下限額の制定については、地方自治法第14条第１項上問題があるというふうに思われるというような答弁もございます。

県としましては、当該質問主意書の各質問項目に関する一連の回答は最低賃金法と公契約条例の関係を踏まえてなされたものと考えております。そのため、独自の賃金下限額を設定せず、単に最低賃金法の遵守を求めることについて問題とならないことを示した回答でありまして、最低賃金法とは別に独自の賃金下限額を設定する条例については、最低賃金法の趣旨に反することとなるというふうに認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　私はこれは最低賃金とこの公契約条例と別物だというふうに考えます。ぜひ、そこに働いている人たちが豊かになれば、これを考えたら、沖縄では７万2000人がいるわけですよ。そのお父さんが稼いで家族を養うわけです。３名関わっていると思えばいいです、トゥジとワラバーと。３名掛けたら何名になりますか。21万人になります。これ非常に重要なことなんです。知事、これほかの市町村で規制型ができて、沖縄県もやったほうがいいですよ。知事、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　繰り返しの答弁になりますけれども、まずは県として取組方針に掲げた施策を着実に実施することで、条例の実効性を高めていくことが当面重要だというふうには考えておりますが、その上でなお、県契約に関する実情、それから条例の運用について課題が出てくる場合には、国の最低賃金との兼ね合いに関する見解、それから他自治体の取組状況を考慮しながら、契約審議会において、条例改正を含め、課題解決に向けた検討を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時51分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄県では、平成30年３月に沖縄県の契約に関する条例を制定し、方針を定めております。先ほど来、部長から答弁がありますように、関係法令や関係法の遵守を契約書に明記すること、それから最新の設計労務単価を適正、迅速に反映するなどを取り組んでいるところですが、引き続きこの様々な条例の実効性を高めていくための各関係法令との関係性についても検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　ぜひよろしくお願いいたします。

あと、国立琉大の上原キャンパスなんですが、西普天間地区に移るのが令和何年でしたか。分かりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時52分休憩

午後２時52分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　琉大の医学部が西普天間のほうに移転する予定時期ということでよろしいでしょうか。令和７年の４月を予定しているというふうに聞いております。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　一応令和７年ですので、それまでにこの上原キャンパスをどうするかということを決めないといけないと思うんですが、この建物はもう相当古いので、買うほうとしても多分買いたたくと思うんです。私、西原町の人と話したら、更地にしたら有効活用できるから、ぜひ提案してくれないかという相談を受けて、この質問をしているんですけれども、今、更地にしていただければ、大手のホテルとかディベロッパーも手を挙げる可能性が非常に高いです。西原町は、ホテルとか宿泊施設がない状態です。ぜひ、その辺は今いろいろ協議しているみたいですけれども、県のほうとしての意見もそういうことを言ってもらえないか、この辺どうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　総務部長。

○総務部長（池田竹州君）　先ほどお答えしたとお

り、跡地利用のビジョン検討委員会には県も西原町も入ってございます。その検討会の中で、西原町から議員御指摘のようなお話もあったというふうに聞いております。いずれにしましても、国立大学のキャンパスの移転に関わるものですので、基本的には琉球大学が地元の意見も踏まえてやっていくことになろうかと思います。また、更地にする場合には、琉大医学部の建物は基本的に全て補助金が入っていますので、年数によっては補助金の返還という形も出てこようかと思います。その辺は恐らく琉大のほうできちんと、例えばどの程度の補助金の返還があるかというのも出していただいて、その上で、多分そういった跡地の利活用の判断を行っていく形になろうかと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　昔の建物ですので、アスベストもかなり使われている可能性がありますので、更地にするときもその辺も十分対応していただくように言ってください。

あと、国道329バイパスです。

これ西原町も大分企業誘致が止まっている状況で、すごく期待しているところなんですけれども、地権者にお話を聞くと、変更していただいたら結構ですと、いい話ですというお話が多々あるんです。この辺ちょっと、地権者と話合いをして、そういった工業地域にしたいけれどもどうかという、これはアンケートを取っていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後２時56分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今、地権者とのお話は進んでいるかという議員からのお話ですけれども、基本的にはその工業地域への変更とかは、やはり自治体が、西原町が主体となって行うべきものです。それで、昨今聞いたお話では、その編入手続等、そういった土地利用に関していろいろ調査を進めているというふうにも聞いておりますので、我々もぜひ前向きに土地利用の実現に関しては、西原町と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　時間ないので早めにいきます。

小波津川の上流部分なんですが、この前の大雨ですごい量の水が流れて道に氾濫していたわけですけれども、学校も近くにあるし、一歩間違えれば生命をなくす状況なんです。あれはいつまでに整備しますか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　今年６月の大雨のときに、一部上流部分が越水したということは十分認識をしております。一方で、やはり下流側の整備が進んできたことで、以前よりは大分洪水、氾濫については改善がなされているものと考えております。今後、上流部分につきましては、護岸の詳細設計を行いながら、やはり河川というのは下流側から整備を進めていくのが常ですので、引き続き上流側については詳細設計、あるいは西原町が行うボックスカルバート等もございますので、これも引き続き町と連携を取りながら、早期整備に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　早急に対処をお願いします。

あと、ＰＦＯＳの問題ですけれども、国が9200万でしたか、出して処理すると先ほどの質問でも出ていたんですが、現在36万トンが基地内にあるということを言っておりました。これについて、国のほうにこの処理はどうしますかということは言いますか。もうついでですから。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後２時59分休憩

午後２時59分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　普天間飛行場に現在存在しているその汚染水につきましては、36万リットルを日本政府の負担で処理をするというふうにされております。

○議長（赤嶺　昇君）　上里善清君。

○上里　善清君　その36万キロリットルというのは普天間飛行場だけですか、嘉手納とかあの辺はどうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　36万トンではなくて36万リットルで、これは普天間飛行場のみの汚染水でございます。

○上里　善清君　もういいです。終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　日本共産党の玉城武光です。

一般質問を行います。

コロナ禍の経済対策について質問をします。

(1)、コロナ以前と比較した正規雇用労働者数、非正規雇用労働者数の実態と沖縄県雇用継続助成金による雇用継続の実績状況、雇用確保対策等を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

労働力調査によりますと、令和３年７月の正規労働者数は37万4000人、非正規労働者数は22万7000人となっており、感染拡大前の令和元年７月の正規労働者数は37万6000人、非正規労働者数は24万6000人となっております。県では、雇用の維持と求職者の早期就職を図るため、雇用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成を行うとともに、非正規労働者を含む就職困難者等への再就職支援や若年者等に対する相談体制の強化などに取り組んでおります。沖縄県雇用継続助成金の実績としましては、９月24日現在で、支給決定件数が2622件、支給決定額が約18億4000万円となっております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　県独自の上乗せ助成や再就職支援、相談体制の強化の効果と実績はどうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

県独自の沖縄県雇用継続助成金ですが、令和３年９月24日時点で、申請の対象となる休業者数が累計で12万5353人となっておりまして、県内の事業者が沖縄県雇用継続助成金とそれから国の雇用調整助成金を活用しまして、従業員の雇用の維持と事業の継続を図っているものと認識しております。また、県では非正規雇用労働者を含む就職困難者や学生等を対象とした相談体制の強化を図っておりまして、令和２年度の実績は、就職困難者等からの相談が２万857件、学生等からの相談が4119件となっております。さらに、再就職支援としてましては、ひとり親や中高年齢の求職者に対しまして、令和２年度は座学研修等を73名に実施し、うち62名が就職しております。このほか、合同企業説明会や企業間の人材マッチングによる支援などを行っておりまして、引き続き関係機関と連携し、きめ細かな支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　(2) の質問に移ります。

コロナ以前と比較した非正規雇用労働者の減少数と休業支援金を受給している非正規雇用労働者の数を伺います。それからシフト制で働く非正規労働者やフリーランスの人たちへの休業支援等の緊急対策が必要だと思いますが、所見を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

令和３年７月の非正規労働者数は、令和元年７月と比べまして、１万9000人減少しております。休業支援金・給付金の実績については、９月17日現在で、支給件数が２万4526件となっておりますが、沖縄労働局によると、正規労働者と非正規労働者の区分については、申請書への記載を求めていないため、内訳は把握していないとのことでございます。また、フリーランスへの経済的支援については、国の月次支援金の対象となり得ることから、同支援金に係る県独自の相談窓口を設置し、円滑に給付を受けられるよう、サポート体制の強化に取り組んでおります。加えて、月次支援金受給者に対し、県の観光関連事業者等応援プロジェクトにより、最大10万円の上乗せ支援を実施しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　非正規労働者は、コロナ以前と比較して１万9000人が減少しているという答弁でした。非正規労働者というのは、ほとんどが女性と若者だと思うんですが、それから非正規、この支給数を把握していないとの答弁でしたけれども、先ほど正規労働者と非正規労働者を合わせた、休業支援金を受給したのは何名ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

休業支援金・給付金の実績については、先ほども答弁させていただきましたが、９月17日現在で総支給件数が２万4526件となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　約２万5000件、その内訳は把握していないということですが、現在シフト制で働く非正規労働者やフリーランスの人たちへの休業支援等の緊急対策の取組として緊急小口資金等特例貸付け、住居確保給付金の支給、新しく創設された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給等を実施しているとの答弁でしたけれども、その生活困窮者自立支援金の説明と実績をお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時８分休憩

午後３時８分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　新型コロ

ナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、このたび新設されたところですけれども、こちらにつきましては、既に生活福祉資金の再貸付け等も借り切ったりしていて、これ以上借りることができない方などを対象にいたしまして支給するというところで、収入要件や資産、就職活動等の一定の要件を満たした方への給付となります。具体的には世帯の状況によりますけれども、単身世帯で６万円、２人世帯で８万円、３人以上の世帯で10万円を最長３か月間支給するという内容になっております。申請の受付窓口は、11市並びに町村を管轄する県の５つの福祉事務所で行っておりまして、申請の受付期間がこのたび延長されまして11月30日までというところになっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　現在受け付けされた件数は何件ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　自立支援金の８月末時点の支給実績、県全体の速報値でございますが、支給決定件数が1673件、支給済額が約１億1844万円となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　(3) に移ります。

新型コロナウイルス感染症による失業者の数と事業者の休廃業数、倒産件数などの実態とその対応策について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

令和３年７月の完全失業者数は３万2000人で、前年同月と比べ8000人の増加となっております。また民間の調査会社によりますと、令和２年の休廃業及び解散をした事業者の合計は384件、令和２年度の倒産件数は40件となっております。県では、コロナ禍における経済対策の最重要課題である事業継続と雇用の維持を図るため、引き続き特例的な資金繰り支援を継続するとともに、雇用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成、就職困難者等への再就職支援などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　休廃業した事業者数と倒産件数は、昨年と比較してどうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　こちら民間の調査会社の調査によりますけれども、令和元年の休廃業及び解散をした事業者の合計は370件、それから令和元年度の倒産件数は49件となっております。令和２年と令和元年で比較しますと、休廃業及び解散件数については14件の増、それから倒産件数については９件の減というふうになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　先ほど部長が適切な対策の実施とおっしゃっていましたけれども、この適切な対策の実施とは具体的にどんな施策ですか。それから、今事業者や労働者が求めているのは、持続化給付金や家賃支援金等の再度の支給だと思います。その持続化給付金や家賃支援金等の支給を国に求めるべきだと思いますが、所見を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時13分休憩

午後３時14分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

持続化給付金に関する答弁ですが、県では国に対し全国知事会の緊急提言としまして持続化給付金、それから家賃支援給付金の再度の支給を繰り返し要望しております。加えて、県は国に対して直接予備費を活用した地方創生臨時交付金の増額、さらには急激な感染拡大に機動的に対応するための新たな予算の枠組みの創設を求めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　国にしっかりと求めて実施させることに御尽力をしてください。

次に (4)、資金繰り支援の実績と事務手続上の改善対応等について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症対応資金等の融資を実施し、昨年度の同感染症関連融資実績は合計で１万2840件、約1981億円となっております。当資金では、本来事業者が行う市町村への認定申請や利子補給申請を金融機関がワンストップで代理手続することで、融資手続の迅速化や事業者の事務負担の軽減に取り組んでまいりました。今年度は、経営改善に取り組むための融資制度を創設しており、引き続き円滑な資金繰り支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　この資金繰りの支援の関係で県独自の取組もあると思うんですが、これも御紹介いただけませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時16分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

令和３年度から新たな融資制度としまして、新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金というものを設けております。当初利子付の融資制度でしたけれども、ここに出て、去る６月議会で補正予算を認めていただきまして、県独自の支援策としまして、最大３年間実質無利子とする利子補給事業について対応しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　農林水産業の振興策について、質問します。

農林水産業は新型コロナ禍で著しい需要減と価格低迷に見舞われています。また、コロナ禍で食料生産基盤の弱さがあらわになりました。その中にもかかわらず、既存の路線を改めていないのが今の政権でございます。

そこで質問します。

(1)、現振興計画での第１次産業、農林水産業の到達点と課題を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄ブランドの確立と生産供給体制の強化、輸送コストの低減対策、生産基盤の整備などに取り組んでいるところであります。これらの取組の成果は、近年1000億円前後で推移する農業産出額、全国有数の子牛供給産地となった肉用牛、令和２年の生産量が過去最高となったモズクなど、着実に現れております。一方で、依然として全国と格差のある所得や農業者数の減少などの課題を有しており、引き続き持続的な農林水産業の振興に努める必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　生産額、外からは伸びているんですが、依然課題として、農業所得と就業者の減少があるという答弁でした。その課題解決のために、次期振興計画の中で農林水産業振興策の重点施策はどうなっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　農林水産業は、県民生活に必要不可欠な食料を安定生産・供給する機能を有するとともに、食品製造業などの関連産業を含めた地域経済や雇用への波及効果など、重要な役割を担っております。このため新たな振興計画（素案）では、１つ目、戦略的な販路拡大や輸出促進、２つ目、６次産業化の推進や流通の合理化などの新たなバリューチェーンの構築、３点目に、担い手の育成確保やスマート農林水産業の推進など、攻めの農林水産業による成長産業化を通して、地域経済の活性化や所得向上を実現してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　今、農林水産部長がおっしゃっていたスマート農業のことなんですが、その概要と、それをどのように推進していくのか、その考え方をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　スマート農業とは、情報通信技術等を活用して、省力化や経営規模の拡大、環境制御等による高品質、高生産を実現する新たな農業であります。推進上の課題としては、導入コスト、機械の維持管理体制、他府県と異なる栽培品目や台風や塩害、高温多湿などの気象特性により、他府県の実証成果の利活用の困難さが挙げられます。

県としましては、これらの課題解決やスマート農林水産技術の円滑な普及に当たって、農家単位ではなくてモデル産地を中心とした産地化形成支援の展開による普及を予定しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　部長しっかりと頑張ってください。

次に (3)、コロナ禍において農林水産業は生産・所得減少などの影響が現在出ております。これからの農林水産業の振興策は、所得補償と一体の消費者支援に転換すべきだと考えておりますが、農林水産部長の見解と振興策を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　県では、農林漁業者の経営の安定と安定的な生産供給体制を確保するため、野菜や肉用牛などの価格安定対策、収入保険や農漁業共済への加入促進などの経営安定対策を実施しております。また、県産農林水産物の消費喚起対策については、学校給食への食材提供などの地産地消の推進、量販店等と連携した販売促進を実施しているとこ

ろであります。

県としましては、引き続きこれらの支援策を総合的に講ずることによって、農林漁業者の経営安定を図ってまいります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　今、次の質問に部長は答えているんですが、その地産地消の問題。その (3) と (4) に関連して再質問します。

地球規模での食料難とともに、農業による環境破壊、森林破壊が大きな問題となっております。食料や木材の自給率の向上は国際的な責務となっております。耕地農地の減少を食い止め、CO_2の貯留量を増やす農地を確保することも大切となっております。所得補償、価格保障、国内材の活用など、農業、林業、水産業の基本的な振興とともに、食料自給率の向上、脱炭素・環境保全型の農林水産業の振興への転換が求められていると思いますが、所見をお伺いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　自給率向上の取組等に加え、国際的には脱炭素・環境保全型農業の展開が求められることについて、お答えいたします。

令和３年５月に策定されたみどりの食料システム戦略では、2050年までに目指す姿として、化学農薬使用量の低減や有機農業の拡大等が掲げられております。

県としましても、新たな振興計画（素案）において、同戦略を踏まえ、化学肥料等の使用量低減に取り組むエコファーマーの育成・支援など、環境と調和した持続可能な農林水産業の振興に取り組むこととしております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　次に移ります。

ケア社会について質問します。

(1)、新型コロナウイルスの感染拡大の中、満足に食事ができない、進学を諦めざるを得ないなどの声があるように、失業や収入が減少した子育て世代の困窮は深刻になっております。生活困窮者への現金給付は今すぐ必要です。どのような支援策を実施するのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県では、生活に困窮している方々に対しまして、自立相談支援機関において相談支援を行っておりますほか、住居確保給付金の対象拡大や緊急小口資金等の特例貸付けなどを実施しているところでございます。また、これに加えまして、先ほど御説明申し上げました新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金という制度が新設をされておりまして、支給対象となる可能性のある方々に対しまして個別に申請案内を送付するなど、その活用が図られるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　今、いろいろと支援策の説明がありましたけれども、困窮世帯が訴えていることは、命と暮らしを最優先にする施策なんです。これはＮＰＯ法人のキッズドアという団体の調査によると、昨年１月以降の生活状況、これ複数選択で聞いたところ、「より安いものを買うことが増えた」これが79％、「十分な食料品が買えなかったことがある」47％、「家賃・電気・ガス代金等が払えなかったことがある」32％、「食料品が買えなかったことがある」24％、そして必要な支援としてはという３つの選択の中で、「特別給付金などの現金給付」88％、「食料の支援」72％、「生活必需品や文具などの物資支援」44％、このような切実な実態が調査報告に現れております。そういうことに対して、知事の御所見お伺いしたいです。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　新型コロナウイルスの感染長期化によりまして、生活に困窮する方々が増えているものと認識をしております。先ほど御説明を申し上げました自立支援金につきましては、最長３か月間、給付をするという現金給付の制度になっております。

県といたしましては、このような制度を支援を必要とする方々に確実に届けていけるよう、セーフティーネットとしての機能が果たせるように、周知・広報に努めながら、しっかり届けてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　この現金給付、今国のほうでもいろいろ10万円支給をまた実施するという方向の声も聞かれているように、やっぱりすぐ届くこの支援事業以外にも、困窮世帯はたくさんいると思うんですよ。そういうところに、支援金を支給するということをぜひ御検討お願いしたいと思います。

次に進みます。

ある方から私、相談を受けたんです。妻に認知症のような感じがあって、どこに相談すればいいかという相談を受けたものですから、質問の項目に入れましたけれども、この認知症サポート事業の現状と課題、対策等をお伺いします。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県では、認知症サポーターの養成、見守り体制の構築、認知症疾患医療センターによる早期診断・早期治療の推進など、市町村と連携をいたしまして、認知症になっても安心して地域で暮らし続けられる基盤づくりを進めているところでございます。今後は、認知症サポーターと当事者からなる支援チームを設置しまして、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援を行うことが求められているところでございます。

このため、県では支援チームの中核的な役割を担う人材を養成するための研修を次年度から実施することとしており、引き続き認知症の方々のサポート体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　県が今把握している沖縄県内の認知症と言われている方々は、何名ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　令和３年３月31日現在のデータでございますが、65歳以上の認知症高齢者、これは要介護認定において認知症の症状があると判定された方になりますけれども、県内で５万1539人、これは65歳以上人口の15.5％に当たります。このうち４万84人の方が何らかの支援が必要と判定されているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　この４万余りの方々が何らかの支援が必要だという御答弁でしたけれども、認知症の方々を支援する認知症サポーターの養成人数、養成された数は何名ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　令和３年６月末までの数でございますが、認知症サポーターは、約10万5000人養成されているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　厚生労働省が認知症の人の高齢者が占める割合が2025年には20.6％、730万人になると予測すると。誰でも認知症になる可能性があるということで、今年度改定された介護報酬で、事業所の職員に認知症介護基礎研修を義務づけ、認知症への対応力を強化することになっておりますが、認知症介護基礎研修を受けた介護職員は何名ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　県では、平成28年度から認知症介護基礎研修を実施してきておりますけれども、28年度から令和２年度までの研修修了者は、延べ1225名となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　ケア社会を支えるのは、マンパワーが必要なんですよね。そのところにぜひ頑張っていただきたいと思います。

４番目に移ります。

辺野古の新基地建設について、大浦湾の軟弱地盤改良工事は、海洋水産資源に甚大なダメージをもたらすと予想されますが、どのようなダメージが予想されるのか伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　現在、県では沖縄防衛局から提出をされました公有水面埋立変更承認申請書について、関係機関からの意見等も踏まえ、４次にわたり質問等を行い、提出された回答を確認してきたところでございます。沖縄防衛局からの回答を踏まえ、ジュゴンへの影響や地盤の力学的調査の必要性等について、環境保全及び災害防止に配慮した計画になっているのか厳正に審査を行っているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　地盤改良工事は分かります。海洋水産資源に与えるダメージはどういうものが予想されるんですか。これは農林水産部長か。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　海洋水産資源ということで、これも当該審査基準に基づきまして、構造物の施工において、例えば水質の悪化ですとか、水の濁り等によりまして水産物への影響に十分配慮した対策が取られているのかに関しても確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　この工事によって、周辺海域で実施されている漁業及び養殖業に影響を及ぼす、それだけではありませんよ。この埋立工事が進めば、この海域に残されているかけがえのないサンゴ礁の生態系の豊かさとその価値が永久に失われてしまう可能性があるということなんですよ、これは。

先日、辺野古・大浦湾シンポジウム2021が開催されておりますが、そのシンポジウムでどのような提案、議論、報告がありましたか。伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　お答えをいたします。

９月11日に開催した辺野古・大浦湾シンポジウム2021では、辺野古・大浦湾の生物多様性及び環境保全の必要性について、専門家による多くの示唆に富む講演などが行われました。また、同海域がハワイの世界遺産登録地と比べても生物多様性が高く世界レベルであることや、ホープスポット認定により国際的なネットワークが広がることが報告されたほか、軟弱地盤の問題など今回議論された情報をしっかりと米国に伝えることなどの提言もいただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　そのシンポジウムで登壇者一同という名前で辺野古・大浦湾の生態系への影響を正確に理解し、保護するためにあらゆる調査と評価を行うことを日米両政府に求めていますと。そのことに県はどのように対応しますか。調査と評価を行うことに。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　県といたしましては、シンポジウムでの提言や採択された声明を踏まえ、今後も日米両政府に対して辺野古・大浦湾保全のため、あらゆる調査と評価を行うことや、工事を中止し県との対話に応じることなどを強く訴えていくとともに、多くの県民・国民にシンポジウムの内容を周知していくことで、辺野古新基地建設問題の解決に向けた機運醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　大浦湾の埋立てというのは、地球全体の生態系に影響が出る。沖縄全体の生態系に相当な影響を与えると。これによって、いろいろなところに生物、私たちの生命、そういうところにも大きな影響が出ると言われております。ぜひそういう発信をしていただきたいと思います。

このシンポジウムの中で、アメリカのＮＧＯミッション・ブルーの代表を務め、海洋探検家・海洋学者のシルビア・アールさんは、こういうことを言っています。

> 安全保障や軍事基地が、私たち人類にとって必要であるということは理解できます。しかし今私たちには、自然の生態系を究極の安全保障と考える見方が必要だと思うのです。地球は衰退傾向にあります。地球を生命がすめる場所に保つための生物多様性は失われつつあります。究極的な安全保障問題です。この惑星の問題は、私たちすべてにとっての問題です。今、私たちは知っています。海が気候を左右し、天候を左右し、この惑星の現象すべてを決定付けることを。（中略）私たちは、選択するという力を持っています。今生きている生命を守り、あらゆる生き物が生存可能な地球にしていくか、それとも私たち人類の歴史を繰り返し、地球の自然が破壊し尽くされるまで、自分たちの意のままに自然から奪い続けるのか。（中略）私たちの生命を守るためにも、辺野古・大浦湾一帯をはじめとする重要な海の生態系を守るときです。

知事もこのシンポジウムに参加されておりますが、このメッセージ、どのように知事は受け止めますか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　当日私は、県庁からウェブで配信されていましたので、挨拶をさせていただいた後、その模様を拝聴といいますか、視聴させていただいておりました。シルビア・アール博士の、やはりホープスポットに認定をしていただいたことについての大浦湾の生物多様性の貴重さ、そしてこの狭い湾の中に本当に5000種類以上もの種が生息をしているということ、その一つ一つをいま一度私たちがこれから先の未来に対してどのような形で残していけるのかということを真剣に考えさせられたような、そういうシンポジウムだったと思います。あわせて、2009年に大浦湾の甲殻類を調査した県立芸大の藤田喜久教授は、10日間の調査で約510種類の甲殻類を発見したという話をしていましたけれども、そのうち50種余りが日本ではまだ見つかっていない、あるいは記載されていない新しい種であったということで、いかにこの大浦湾の生態系がまだまだ調査をし、それを評価すべきであるという場所に間違いないということを明確におっしゃっていたことも非常に印象的でした。ですから私たちは、何を後世に残していくべきかということをいま一度しっかり見つめるためにも、今回のシンポジウムとシルビア・アール博士のメッセージは非常に貴重な発信ではなかったかというように受け止めております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　今の知事の言葉、本当にありがとうございます。

次に、最後に地域要求について伺います。

県道の安全整備についてなんですが、これ地域の皆さんから要望がありまして、求めたいと思います。県

道17号線、八重瀬町長毛－港川区域の歩道帯とバス停等の整備を求めている地域要求がありますが、どのように対応いたしますか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　県道17号線の八重瀬町長毛から港川の歩道未整備区間につきましては、地域の要望等を踏まえ、今年度整備事業に着手したところでございます。現在、歩道整備の詳細設計を発注したところでございます。整備に当たりましては、地元地権者の皆様の同意が必要でございますので、今後とも町と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　ありがとうございます。

次に……

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後３時44分休憩

午後３時44分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　バス停の整備につきましては、今後、同区域の歩道設置工事が予定されていることから、既存のバス停標識については、同工事の際に現状復旧が行われます。バス停の上屋については、同工事に合わせてバス事業者等による整備ができないか協議していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　次は、上屋付バス停で、そこについての質問ですが、南部工業高校前のバス停上屋の屋根がないんですよ。もう長いことないんですが、それの補修と、新設要望があった場合は、どのように対応をいたしますか。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　バス停の上屋につきましては、道路管理者が道路附属物として整備する場合を除いて、バス事業者が道路法32条に規定されている道路占用許可を得て設置するものであります。南部工業高校前のバス停の上屋は、昭和60年度にバス協会が設置しております。高校前のバス停上屋の補修並びにその他の箇所における新設につきましては、県がバス協会に対して交付しております運輸振興助成金の活用も可能なことから、県としましては、バス協会に同助成金の活用を助言してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　新設要望があった場合は、どのように対応いたしますかということを聞いているんですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　バス事業者のほうで設置していただけるように、補助金の活用等について助言しながら協議していきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　この安全確保のために、ぜひ地域の要望に応えていただきますようお願いを申し上げて終わります。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　20分間休憩いたします。

午後３時47分休憩

午後４時10分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆さん、こんにちは。

会派南風、仲宗根悟です。

議席は24番です。どうぞよろしくお願いします。

コロナ感染拡大予防措置によって、ヤーグマイ、不要不急の外出等自粛生活、県民の皆さんにはこのコロナ対策、よく御協力をいただいてここまで来たのかなという思いでありますけれども、あと一踏ん張り、引き続きの御協力をまた県民の皆さんにも賜りたいというふうに思うところであります。

さて、このコロナなんですけれども、私自身も昼夜アウトドア派の生活から、やはり私も新しい生活様式を今体現しているところです。早寝早起きが習慣づいておりまして、毎朝４時前にはもう目が覚めるんですね。私たちのところは朝刊が３時半には届くものですから、朝刊に目を通しながら、また明け方近くになりますと、３キロ先にある公園まで折り返し往復６キロ、大体70分から75分くらいかけてウオーキングをしているという毎日です。おかげさまで少し細くなりました。酒の量も減りまして、ユクネーからミートゥンダ　タイグリーですから、妻はテレビをしっかり見るんですが、そこへ話しかけるのが僕なんですけれども、とてもうるさがられて、カシマサされて、最近になって、家庭内はソーシャルディスタンスを保っているところであります。

それで、毎朝歩きますけれども、自然というのがこんなにもあるのかなということを気づかされますね。

雨季の、雨の多い日はカエルがもう物すごく鳴きますし、それから森近くへ行きますと小鳥のさえずりがもううるさいくらいと言いましょうか、心地いい響きではあるんですけれども、そういったことに気づかされるということで、朝日が昇る頃には公園に着くんですが、時折変わった風景を見せてくれるんですね。変わった表情を空が見せてくれて、夕焼けに近いような、雲が真っ赤に染まって、これが朝焼けかなと思うくらいきれいな朝焼けに遭遇したりします。私自身は災い転じて福となるようなことを今体現しているというのが状況としてあります。

やはりこのコロナで、私自身もたくさん学んだことがあります。いろんなことで県民の皆さんもそういったことだと思うんですけれども、一般質問で取り上げましたが、やっぱり観光に偏重した、偏ったいろんな産業ですとか、そういったことで経済が疲弊しているという意味では、やはりこのコロナで次の経済の在り方ですとか、仕組み、施策の考え方というようなことが、今学ぶべきことが多いのではないかなということに気づかされるんですよ。ですから、必ず終息のときは来るというふうに信じながらも、次の一手、二手、そして産業をしっかりと、何があってもこないような、何があっても動じないような自立した沖縄の経済発展のために、ぜひチルジンブン出しながら頑張っていただきたいな、また私たち自身もそれに関わっていきたいなというふうに改めて考えさせられました。またチバラナヤーサイ。

それでは一般質問に入りたいと思います。

まず政治姿勢です。

知事の政治姿勢についてですが、業者等に新型コロナウイルス感染症対策でこれまでのまん延防止対策として飲食を伴う事業者に休業補償、協力給付金がなされてきました。その取組と成果、今後の課題について伺いたいと思います。

(2) 番目、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、ワクチン接種などを条件に行動制限緩和の基本方針を決定し、11月をめどに実施するとした。状況が変わりましたけれども、緊急事態宣言が９月30日をもって解除されるということで政府決定を受けて、改めて抑止策、対策はなお続くというふうに思いますけれども、今後の取組とか、あるいは方向性についてお願いをしたいと思います。

(3) 番目は、新型コロナ感染症の影響による失業者も増えている状況です。雇用環境はどうなっているのか、県の対応、今後の取組を伺いたいと思います。

来春卒業予定の学生、そして生徒の雇用環境をどのように捉えて、雇用確保の取組はどのようになされているか伺いたいと思います。

(5) 番目は、首里城再建計画ですか、事業計画内容、そして進捗状況を伺いたいと思います。

２番目は農林水産業の振興に関してですけれども、森林病害虫防除対策について伺いたいと思います。

松くい虫の被害木とおぼしき松が、国道58号読谷村伊良皆や県道74号沖縄嘉手納線で見受けられるが、県内はどのような状況か、対策を講じるべきではないか伺いたいと思います。

イ、天敵昆虫での防除策などの取組はどのようになっているのか伺いたいと思います。

(2) 番目、一昨年より生産農家を悩ませておりますサツマイモ基腐病の感染は、そのほとんどが土産菓子の原料であります紅芋であるということなんですけれども、病害対策について、どのような取組がなされているのか伺います。

３番目は基地問題です。

(1)、米軍は普天間飛行場内から放出されたＰＦＯＳを含む汚染水、独自のシステムで浄化し、安全なレベルまで除去したということなんですけれども、宜野湾市が採取して調査した結果、国の暫定指針の約13倍の高濃度で検出をされたと。もう信頼が持てない。米軍及び日本政府へ改めて立入りを求め徹底調査を要求すべきであります。県の対応と今後の取組について伺いたいと思います。

(2)、米陸軍トリイ通信施設において、米軍ヘリによる兵士や鉄製の物体のつり下げ訓練が常態化しています。トリイ通信施設の使用目的は通信施設であり、ヘリ着陸帯は米国が示した環境レビューでも政府要人や緊急時の医療活動のための管理着陸帯であり、訓練ができる戦術着陸帯ではありません。県の見解と対応を問います。

我が会派の代表質問との関連については割愛をさせてください。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 仲宗根悟議員の御質問にお答えいたします。

３、基地問題についての御質問の中の (1)、ＰＦＯＳ等汚染水放出の対応と取組についてお答えいたします。

普天間飛行場におけるＰＦＯＳ等を含む水の取扱いに関しては、日米間で協議が進められている中、米側が一方的に公共下水道に放出したものであり、激しい

怒りを覚えるものであります。このような中、去る９月17日、沖縄防衛局に確認したところ、普天間飛行場の地下貯水槽に残っている廃水を同局が県外に運搬した上で焼却処分するとの説明がありました。沖縄県は日米両政府に対し、ＰＦＯＳ等を含む水を基地外に放出せず焼却処理すること等を強く求めていたところであり、今回の措置は一歩前進であると考えております。一方で、在沖米軍施設には依然としてＰＦＯＳ等を含む汚染水が保管されていることから、米軍基地内への立入調査を含め、引き続き市町村とも連携しながら対応してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (1)、休業要請の成果及び課題についてお答えいたします。

県では、飲食店に対し休業等の要請を行うとともに、要請に応じていただくために巡回指導等を実施しています。その効果については、飲食関係の推定感染が８月８日の週の236件から９月５日の週には68件まで減少しています。要請に応じない事業者への対策として、９月21日までに562店舗に事前通知を行い、そのうち200店舗に休業等を命じる文書を交付し、店名を公表しております。命令後も要請に応じない81店舗については、特措法に基づく過料を科すよう裁判所に通知しており、残る店舗についても書面の準備が整い次第、順次通知する予定であります。

県としては、これらの取組により、沖縄県対処方針に基づき行ってきた飲食店等への要請の着実な実施及び協力店舗との不公平感の解消が図られているものと考えております。

同じく１の (2)、行動制限緩和についてお答えいたします。

去る９月９日に、政府対策本部から、ワクチン接種の進捗や標準的治療の普及により、感染拡大が生じても医療の逼迫等を通じて国民の命や健康を損なう事態を回避することが可能となれば、日常生活の制限を緩和し、感染対策と日常生活の回復に向けた取組を両立することが可能との考え方が示されております。

県としましては、行動制限の緩和等に当たっては、感染状況のみならず、医療提供体制の負荷や変異株の動向など様々な要素を考慮し、国との調整や専門家等の意見も踏まえた上で、ワクチン未接種者の状況にも配慮しながら方針を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　嘉数　登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数　登君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の (3)、新型コロナウイルス感染症の雇用環境への影響と県の対応等についてお答えいたします。

県内の雇用環境は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、令和３年７月の完全失業率が４％台に上昇し、有効求人倍率も１倍を下回る状況が続くなど、厳しい状況にあると認識しております。そのため、県では、雇用調整助成金の活用促進や県独自の上乗せ助成を行うとともに、就職困難者等への再就職支援や新規学卒者に対する相談体制の強化など、雇用の維持と求職者の早期就職支援に取り組んでいるところであります。引き続き感染状況や雇用情勢等を踏まえながら、沖縄労働局等の関係機関と連携し、県民の雇用を守るための各種施策を推進してまいります。

同じく１の (4)、来春卒業予定の学生や生徒の雇用環境と雇用確保の取組についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、令和３年７月末現在における新規高卒者の求人倍率は1.08倍で、前年同期と比べ0.25ポイント上昇したものの、企業の求人数は、感染拡大前の約６割の水準にとどまっており、新規学卒者の雇用環境は厳しい状況にあると認識しております。そのため、県では、新規学卒者に対する相談体制の強化や合同企業説明会の追加開催など、支援の強化を図ってきたところであり、引き続き関係機関と連携しながら、新規学卒者の就職促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君）　１、知事の政治姿勢について (5)、首里城復元の進捗等についてお答えいたします。

国の首里城正殿等の復元に向けた工程表では、首里城正殿について、令和２年度早期に設計に入り、令和４年中には本体工事に着工し、令和８年までに復元することを目指すこととなっております。令和２年度は、国において首里城正殿の基本設計や仮設道路の整備が行われており、令和３年度は、実施設計及び木材の調達等に取り組んでいるとのことであります。県においても、木材調達の手続等、早期復元に向けた取組を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君）　２、農林水産業の振興についての (1) のア、松くい虫被害状況と防除対策についてお答えします。

松くい虫被害量は、保安林等の公益的機能の高い松林を中心に重点的な防除対策を行った結果、県及び市町村の調査によると、令和２年度で647立方メートルで、被害のピークとなった平成15年度の４万3980立方メートルと比較して、約98％の減少となっております。防除効果が現れているものと考えております。しかし、近年、読谷村及びうるま市から宜野座村にかけての一部地域では、被害が増加傾向にあります。このため、県では、一括交付金による沖縄型森林環境保全事業等を活用し、関係市町村と連携して、幹線道路周辺や景勝地等の松くい虫防除に取り組んでまいります。

同じく２の (1) のイ、天敵昆虫等を用いた防除についてお答えします。

県では、松くい虫防除技術について、天敵昆虫を用いた防除技術の開発、抵抗性リュウキュウマツの選抜などを実施しております。防除技術については、沖縄在来の天敵昆虫の中から１種類を選定し、人工増殖技術を開発したところであり、今後は、散布手法や効果を検証する必要があります。抵抗性リュウキュウマツについては、遺伝的多様性を確保するための追加選抜や増殖を行っているところであります。

県としましては、引き続き松くい虫防除技術の確立に向けて取り組んでまいります。

同じく２の (2)、カンショの基腐病に関する防除対策の取組についてお答えいたします。

基腐病に関する防除対策の取組については、関係機関による対策会議等の開催や県内各地域で展示圃を設置し、今年３月に新規登録された農薬による防除効果試験、輪作や栽培環境の改善試験等を実施しているところであります。また、昨年度からは、かんしょ優良種苗供給体制整備事業により、組織培養を用いた健全苗の供給体制も強化しているところであります。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携して防除技術の開発に取り組み、蔓延防止に努めてまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

〔知事公室長　金城　賢君登壇〕

○知事公室長（金城　賢君）　３、基地問題についての (2)、トリイ通信施設での訓練に対する見解と対応についてお答えいたします。

平成24年に発表されたＭＶ22オスプレイの環境レビューによると、トリイ通信施設の着陸帯は、給油や人員輸送、ＶＩＰ移動及び緊急医療活動が行われる管理着陸帯とされていると承知しております。米陸軍トリイ通信施設周辺は、多くの住民が生活する地域であり、周辺海域は、漁業者が利用する海域であります。また、読谷村では過去、つり下げ訓練による物資落下事故やパラシュート降下訓練による死亡事故が発生しており、住民感情への十分な配慮が必要と考えております。このことから、県は、昨年10月に岸防衛大臣に対し、住宅地域に隣接する着陸帯の使用中止等を含め、米軍演習の在り方を見直すよう求めたところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　よろしくお願いします。

松くい虫の蔓延の件からお願いしたいんですけれども、部長の説明がありました。全県的な広がりがあるのかな、昨日照屋大河県議からもありましたように、初めて久米島にも発見されたといって、国指定の天然記念物ですか、五枝の松に及ばないような対策をぜひ講じていただきたいというふうに私からも思っています。

読谷村及びうるま市石川から宜野座村にかけて被害が見受けられるというお話があったんですけれども、58号を通りながら、北谷町の通称国体道路と呼んでいる道路があるんですけれども、そこから北谷町の上勢頭ですか、ここを見回すと、松くい虫にやられた被害木とおぼしき松があるんですよ。ですから、恐らく中部一帯というんでしょうか、いろんなところに広がりつつあるのかなと思っています。国道58号と言いましたけれども、また県道６号の波平地域の街路樹もやや黄色みがかっているような感じがして、被害木かなと。完全に被害木だと認識できるような木が１本あるんですよね。ですから、恐らく広がっていく可能性があるのかなと。

この前段にかなりの本数で街路樹があるんですけれども、１本被害木が見受けられた場合に、残りの木の防除策というんでしょうか、そういった対策というのは、先んじてできないものかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。もう忍びなくて、枯れていくのが。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時36分休憩

午後４時36分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　まず先ほどの県全体の被害状況なんですけれども、年間の被害量を見ますと、平成30年で1234立米、令和元年で700、令和２年で647ということにはなっておるんですが、中南部が、一部地域がやはり広がっている傾向がありまして、逆に言いますと、北部地域は十分下がっているという状況でございます。

それから、被害がまだ確認されていないところも含めた予防効果といいますか――ことにつきましては、薬剤予防散布もしくは伐倒駆除、樹幹注入等行っておりますので、中で一部可能かなというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　皆様から頂いた資料を拝見しました。そこで、るるいろいろ過去の被害状況ですとか対策してきましたというのが綴られているんですが、今後の対策実施の中に非常に気になるなと思ったのが、保全すべき松林を中心とした重点的な防除対策を実施するというくだりがあるものですから、皆さんが考える中心的なその重点的なところと、そうじゃないところがありますと読み取れるんですが、この件に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時38分休憩

午後４時38分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　沖縄型森林環境保全事業につきましての目的をまず。沖縄県の観光文化資源として重要な自然や景観で形成している森林を病害虫等から守るということを目的としておりまして、要件としては、議員おっしゃったそれ以外に、幹線道路から200メートル以内の景観木等を対象とするということになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　やはり観光立県ですし、非常に観光客もよく通る道筋なんですよ。そこで枯れていく松を見ていくと非常に忍びないなという思いがいたします。ぜひ対策を講じて食い止める、そして被害が拡大しないような対策を取っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

あと、この基腐病なんですけれども、部長、今もちろんコロナがあって土産品店がそう動かないと。芋の在庫を抱えている時期ではあるというようなお話ではあるんですけれども、それにしてもやはり病害虫に対する対策というのは取らなくてはいけないと思っているんですね。この基腐病というのは残渣――その残っている畑で繁殖しながらいると。芋を掘った後に取り除きさえすれば、そこに自然に生息はしなくなると。キビ作に替えてくださいというところで今指導があるようなんですけれども――中国でも稲作に替えながらやると効果が現れたというようなことらしいんですが、今対策としてそういうレベルの対策でしか農家には行っていないのか、有効な特効薬というのが今準備中なのかどうなのか、その辺のところはいかがなんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時41分休憩

午後４時42分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）　カンショの基腐病については大変難しい病気だなというふうに考えております。しかしながら、最近は農薬等も登録されましたので、それ含めて各地域に今展示圃を打っておりまして、総合的にどのようにして防除していくかを関係者共々今一緒にやっていきたいなと思います。

まず、登録されている農薬ではＺボルドー水和剤、ジーファイン水和剤、それからベンレート水和剤等となっております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　この辺のところも農家が待ち望んでいますので、ぜひ対策を講じていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

あとＰＦＯＳの件なんですが、今回の件は本当に２つ、やはり検証すべき――立入調査もそうなんですけれども、協議中に放出をするという、現地司令官命で簡単にできるというような内容が新聞紙上にもあるんですけれども、その辺のところも含めて、やはりしっかり処理して放出したんだと、流したんだと。ところが、結果は宜野湾市の示した結果ですよね。そういったことも含めてしっかりと検証をしながら――これどうなんでしょうね。やはり防衛局を通してしか我々県側の要求ですとか要望がいかないのか、改めてやはりこれを含めての三者協ですか、県、米軍、国も含めて、そういった形のをさせてくれと。もうこれは絶えず要求すべきだと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　知事公室長。

○知事公室長（金城　賢君）　ＰＦＯＳの処理につきまして、沖縄防衛局に確認をしておりますけれども、この処理につきましては、日米間で協議中であるということと、関係省庁間で現在調整を行っていると、今後米軍とも緊密に協議しながら進めていきたいというふうなことをおっしゃっております。この米側による今回の一方的な放出については、岸防衛大臣におかれても、日米間で協議をしている最中に米側による処理の一方的な放出は極めて遺憾であるということを踏まえて、ＰＦＯＳを含む水の処理について適切に処理がなされるように日米間でしっかりと協議をしてまいりたいということと、それから小泉環境大臣におかれましても、協議中に出されたことに対しては極めて遺憾であるということと併せて、ＰＦＯＳなどを含む水の適切な処理に向けて、環境省も引き続き関係省庁、そして沖縄県ともしっかりと連携をして進めていくということをおっしゃっているというふうに認識をしております。

こうしたことも踏まえて、県といたしましては、日本政府は無論米国、米軍に対してもＰＦＯＳの処理についてしっかりと対応していただけるよう、しっかりと申入れを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　よろしくお願いします。

あとトリイのつり下げ訓練についてですけれども、部長、公室長、過去の事故の事例、投下訓練によってトレーラーで少女が圧殺されるという事故も発生して、あの悲惨な事故というのが村民の記憶に根強く残って、決して消え去ることはないんですよね。ですから、あの恐怖がいまだにあるものですから、つり下げ訓練に対して敏感に考えてしまうという意味では、このつり下げ訓練、ほか訓練というのはトリイでやるべきではないというふうに、どうぞお力添えもよろしくお願いしたいというふうに思います。

あと最後に、首里城再建の件なんですけれども、ちょっと質問の仕方がまずかったかなと思っているんですが、この際、再建に当たって、我々の文化遺産と一緒に焼失してしまったその展示品については、どういう方向性でまた展示をしていこうという考え方があるのか、その辺お聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　首里城正殿等での展示計画につきましては、正殿等が国営公園の施設であることから、国で策定することとなっております。首里城復元に向けた技術検討委員会の中で、令和３年度から公園全体の展示、収蔵、美術工芸品等の収蔵や保護等について検討することとなっており、県も同委員会の協力委員として連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　ぜひ、県外で眠っていると言いましょうか、眠っていると言ったら語弊ですね。県外にある収蔵品というんでしょうか、そちらも寄贈をお願いするとか、あるいは400年前に薩摩藩が侵攻によって戦利品として首里城の中から持ち帰った作品もあるんですよね。これは王家の家紋も入っているしマークもついているというものが美術館に飾られているということですので、首里城再建の後はしかるべきところに返してもらいたいというような交渉の仕方もあるのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　議員御提言の内容につきましても、国と協議、調整を重ねながら、その対応について検討してまいりたいと思います。

○仲宗根　悟君　よろしくお願いします。

ぜひ、返してもらいましょう。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　最後の質問になります。角度を変えて質問しますのでよろしくお願いします。

まず、沖縄振興開発特別措置法の原点について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　昭和46年10月のいわゆる沖縄国会で、沖縄振興開発特別措置法案が提案された際、当時の山中総理府総務長官の同法案の趣旨説明において、県民への償いの心をもって事に当たるべきであるとの考えが示されました。そして沖縄県の地理的事情、米軍専用施設・区域が集中すること等の社会的事情等の特殊事情を踏まえ、沖縄振興策が実施されてきました。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　その今、部長が述べられた目的に沿ってこの50年間、これは目標を達成されたのか、残された課題は何なのかお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　これまでの５次にわたる沖縄振興計画等により、空港、港湾、道路等の社会資本の整備が図られるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年には、入域観光客数1016万人、情報通信関連企業は累計で490社が新たに立地し、就業者数は72万6000人、完全失業率は2.7％、有

効求人倍率は1.19倍と着実に成果を上げてまいりました。その一方で、１人当たり県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあります。加えて離島の条件不利性、米軍基地問題など本県が抱える特殊事情から派生する固有課題や子供の貧困の問題、雇用の質の改善などの課題も残されております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　議長、休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時52分休憩

午後４時52分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○渡久地　修君　（パネルを掲示）　今、答弁に１人当たりの県民所得のことがありましたけれども、復帰後の推移、全国順位、全国比また１位のところとの比較についてお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　１人当たり県民所得は、復帰後の昭和47年の44万円、そして平成30年度では239万1000円となっております。また、平成30年度における所得水準の比較では、全国比では74.8％、１位であります東京都との比較では、44.2％の水準となっております。

○渡久地　修君　ちょっと休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時53分休憩

午後４時58分休憩

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　今、出されました県民所得、全国平均の74.8％。１位の東京の44.2％。こんなに広がっている。なぜ依然として50年間たっても改善されないのか、どうすればいいのかと。私はこれまでの振興計画で、この振興予算などの本土還流を防いで県内を循環して、県内の企業に蓄積され、家計に蓄積されて県民所得に結びつくことが大事だということをずっと指摘してきました。そこで沖縄振興予算のこれまでの総額は幾らか。それからこの振興予算など県経済含めて、本土への還流の実態について分かるのであればお願いします。そして公共事業の県内発注と本土発注の実態。この３つお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後４時59分休憩

午後４時59分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　まず沖縄振興予算のこれまでの総額という御質問でございます。

昭和47年から令和３年度までに計上されました沖縄振興予算、これは最終予算ベースの総額は約12兆5854億円となります。

それから、この沖縄振興予算がどの程度県外へ流出しているかという御質問ですが、県民経済計算での県内総生産等は加工統計ですので、どの程度流出しているかということを定量的に把握することは困難であります。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　公共工事の県内発注分と本土発注の実態についてお答えいたします。

沖縄県土木建築部発注の公共工事契約につきまして、令和２年度は、契約金額約449億円のうち県内業者は約412億円、受注率は91.8％となっております。

次に、沖縄総合事務局におきまして、契約金額約403億円のうち県内企業は約251億円、受注率は62.2％となっております。

次に、沖縄防衛局においては、契約金額472億円のうち県内業者は約255億円、受注率は53.9％となっております。

○渡久地　修君　農林は言わないのか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時２分休憩

午後５時２分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君）　農林水産部所管の公共工事につきましては、142億円のうち県内発注が100％となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時２分休憩

午後５時２分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　今の答弁をこのパネルにしてみました。（パネルを掲示）

沖縄県は土建部が91.8％、農林水産部100％、総合事務局が県内企業が62.2％、防衛局53.9％。私たちは辺野古新基地は反対していますけれども、それは発注状況がどうなっているかということで示してみました。この振興予算などが、県内にどれだけ循環していくかということが県民所得向上にとても大事だと私は思います。

県はこれまで循環型経済について調査していますよ

ね。それについて、県内循環型をどうしていくのかという点での取組についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　経済循環率を高めるためには、県内で生産可能な製品や提供可能なサービスは可能な限り県内で調達できるよう、県内企業の稼ぐ力を強化し、獲得した所得を地域内に循環させること、これが県全体の経済活性化、それから県民所得の増加にも寄与するものと考えております。

経済循環を高めるため、また県内需要や自給率等を勘案し、県内産業の比較優位性や県内需要の規模、県内産業の供給能力等に応じた対策を講じていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　皆さんが今年３月に出した経済循環向上に向けたこれ、とても評価しているんですけれども、これぜひ頑張っていただきたいと思います。

それで今日ここで取り上げたいのは、土建部が91.8％、農林100％と頑張っているんだけれども、これが果たして県民の所得向上、暮らし向上にどれだけ結びついているのかということを議論したいんですが、これが還元されていないんじゃないかと。いわゆる５割、６割が労働者のところに届いていないんじゃないかというような指摘があるんです。それについては、皆さんどう答えますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時５分休憩

午後５時６分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　県におきましては、工事受注者に対し、下請契約に際して県内企業の優先活用を要望するとともに、下請契約及び下請代金支払いの適正化等について遵守するよう指導しているところであります。また労務単価の改定と建設業界に対して賃金の水準の適正化等についても、積極的な対応をお願いしているところであります。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これ僕はとても評価しているんです。県内企業発注がほぼ100％。これはすごいことです。しかしこれが県民の家計、所得向上にぜひ結びついてほしいと。先ほども質疑があったけれども、そのためにできたのが公契約条例だと僕は思うんです、公契約条例。これは沖縄県の優れた事例だと僕は思うんだけれども、これは発注された公共工事が元請もしっかり、元請、下請、孫請そしてそこで働いている労働者もしっかり適正に配分を受け取るというものだと思うんだけれども、しかし末端の労働者には50％、60％しかいっていませんよという指摘があるんです。だからここを改善しなければならない。だからこの公契約条例をしっかりと適用してやるべきだと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時８分休憩

午後５時８分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　県としましては、建設労働者の確保育成のために適正な賃金水準の確保が重要と考えており、最新の設計労務単価を用いた予定価格の設定、入札における最低制限価格制度の実施等に取り組んでおります。また、国は建設業の給与上昇に向けた取組として、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行を行っており、県としましても、国の事例や関係業界団体の意見も聞きながら、試行工事の実施を検討していきたいと考えております。引き続き建設業の処遇改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、一番最初に出した県民所得ですね、全国最下位。全然これ改善されない。しかし一方ではこうやって頑張っているけれども、やっぱり僕は全国最下位の所得向上に、公契約条例というのは切り札になると大変期待しているんです。とても皆さんの取組を評価している。しかし実態がこうなっている。これは、県が決意を持ってやれば実現できるんです。県の決意がとても大事なんです。だから再度はっきりさせていただきたいのは、沖縄県の県民所得は全国最下位がずっと続いている。これから脱するという決意でやらないといけない。公契約条例というのはそれを変えていく。僕は復帰後の最大の改革になると思う。そして次期振興計画の大きな柱になると思うんです。だからこれは知事が決意を持ってやる。本当に実効性あるものでやる。必要であれば条例改正も含めてやらないといけないと。知事の決意がとても大事だと僕は思うんですけれども、知事、決意を聞かせてください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄県では、条例の基本理念に沿った施策を盛り込んだ取組の方針を策定してその浸透を図るため、全庁的に現在取り組んでいるところであります。しかし条例の運用について課題が出て

くる場合には、担当部局にほかの自治体の取組状況などを調査研究させて、その上で第三者機関である契約審議会の中でしっかり議論を行っていくことが大事であろうというように考えます。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、第三者機関で議論するのも大いに結構ですよ。しかしこの公契約条例というのは、上からしっかりとしていかないといけないので、この理念をしっかりと実行させると。それはしっかりとやるということを知事が明確にして、この審議会にもかけるということをやらないといけない。これは復帰後の大改革になるし、次期振興計画の――来年スタートですよ。スタートでここをしっかりさせないといけないので、必要ならば条例改正が――必要なければ、これで運用がうまくいくんだったらいいですよ、実効性が担保できるんだったら。そうでなければ、必要ならばそれも含めて強い決意で臨むと。再度知事、お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　公契約条例の内容については、これからもしっかりと研究し、できるだけ県民の賃金所得の向上に向けたそのような検討も進めてまいりたいというように、いろいろと調査研究をしていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　僕は所得向上に対して今、県が持っている一番大きな切り札だと思う。だからそこはしっかりやってください。

そして県民所得向上へもう一つ大きな問題。沖縄振興特別措置法が始まってから格差是正が始まりました。しかしこの50年間を見ると、政府は格差を縮めるどころか固定化させているとしかなっていない。その典型が最低賃金制度なんです。沖縄の県民所得は、全国の74％、東京の44％。じゃ最低賃金制度というのは、この50年間どうなっていたのかということで、推移とそして一番低いところとの比較についてお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

復帰の翌年である昭和48年における沖縄県の最低賃金は128円、東京都は181.25円でその差は53円余りとなり、東京都の70.6％の水準でした。復帰から40年後の平成25年、沖縄県は664円、東京都が869円でその差は205円、76％の水準となっております。令和３年10月から適用される最低賃金ですが、沖縄県は820円、東京都は1041円でその差は221円、78.8％の水準となっております。

以上でございます。

○渡久地　修君　休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時13分休憩

午後５時14分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　先ほどあった今年沖縄は820円、東京が1041円、その差は221円。格差是正どころか格差はどんどん広がるばかりです。倍以上に広がってきている。これは沖縄振興特別措置法で始まった格差是正、この趣旨に反していると思いますか、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

最低賃金の決定に当たっては、国の中央最低賃金審議会において、各都道府県ごとに適用される地域別最低賃金の賃金額の改定の目安が示され、沖縄労働局長が諮問する沖縄地方最低賃金審議会が当該目安額を参考にしつつ、沖縄県の地域別最低賃金を決定しているところです。また、最低賃金法では、地域別最低賃金は地域における労働者の生計費、賃金並びに企業の通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めるものとされております。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　僕は沖縄振興特別措置法、この精神に反しているんじゃないかと、格差です。格差は広がるばかりです。幾ら頑張っても格差はこれでは縮まらない。ここに目をつぶってはいけない。ここを改善しなければならないんです。

最低賃金引上げというのは、世界の大きな流れになっていると思いますが、世界の状況が分かるのであればお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

厚生労働省の資料によりますと、Ｇ７先進主要７か国では、学生や年齢による適用除外の規定がある等違いがございますが、イギリスとドイツ、全国一律の最低賃金制度であり、アメリカとフランスは全国一律制度と地域別、またはその地域職業別の併用の制度となっています。また、カナダは日本と同様に州別最低賃金を採用しており、イタリアにあっては最低賃金制度はございません。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　今、そちらが答弁した資料ではドイツ、イギリス、フランスの最低賃金は幾らになっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時16分休憩

午後５時17分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えします。

議員すみません。円換算ではなくてその国の通貨で……

○渡久地　修君　円換算はない。じゃ、いいよ。

○商工労働部長（嘉数　登君）　よろしいですか。すみません。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　皆さんと同じ資料ですけれども、ドイツが1139円、イギリス1183円、フランス1237円です。そしてアメリカのバイデン大統領が今年４月、アメリカ議会での施政方針演説で最低賃金15ドルを実現しましょうと述べていますが、それについて承知していますか。これお願いしたけれども、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

バイデン米国大統領は、今年の４月、上下両院合同会議におきまして就任後初の施政方針演説で、最低賃金を15ドルに引き上げようではないか、それから週に40時間働いても、貧困水準を下回ったままで生活する人がいてはならないと述べたことは、我々も報道により承知しております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　最低賃金15ドル、円にすると幾らですか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　これは今年の９月28日時点での為替レート、111.31円で換算しますと約1670円になります。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　アメリカの議会で1600円に引き上げようということがやられて、最低賃金15ドルを実現しましょう。週に40時間働いても貧困ライン以下の生活を送る人はいないようにしましょう。引き続き、今こそ米財界や１％の富裕層に公平な負担を求めるべきです。パンデミックで2000万人のアメリカ人が職を失いました。同時に650人のビリオネアの純資産が１兆ドル以上増加しました。アメリカの皆さん、トリクルダウン経済は決して機能しなかったんですということを演説で述べているんです。最低賃金引上げというのは、世界の大きな流れになっています。

最低賃金を引き上げるためには、中小企業への手厚い支援が当然必要です。世界では、フランスが２兆2500億円、韓国9800億円、アメリカ8800億円を中小企業に支援して最低賃金を引き上げている。日本は87億円です。全国知事会が全国一律最低賃金制度を国に提言していますが、どのような提言をやっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

全国知事会では、令和２年の国の施策並びに予算に関する提案要望におきまして、全国一律の最低賃金制度の実現と、最低賃金の引上げによって影響を受ける中小企業、小規模事業者への支援の強化を、また、令和３年の同じく提案要望におきましては、最低賃金の地域間格差の是正と中小企業等への支援強化を国へ求めたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、全国知事会もこれを要求しています。私たちは中小企業の社会保障負担の減免、あるいは経済支援を行って全国一律1500円の最低賃金をと提言していますが、知事にお尋ねしますけれども、この全国一律最低賃金制度、これは沖縄の格差是正のためにも絶対必要だと思います。全国で一番所得の低い沖縄の知事として、全国知事会も提言している中小企業への経済支援、社会保障の減免とか経済支援、これはセットで全国一律の最低賃金制度の実現を、所得の一番低い沖縄で声を上げていくというのは大事だと強く要求すべきだと思いますが、知事の決意を伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　繰り返しになりますが、全国知事会では、令和２年、国の施策並びに予算に関する提案要望において、全国一律の最低賃金制度の実現と最低賃金の引上げによって影響を受ける中小企業、小規模事業者への支援の強化、令和３年も同じように最低賃金の地域間格差の是正と中小企業への支援強化を求めたところであります。最低賃金の引上げについては、県民所得の向上に寄与することは間違いないことではあるんですが、沖縄県としては、県内の中小企業の体力を考慮しつつ、やはり全国知事会を通して、引き続き最低賃金の地域間格差の是正、そして中小企業の支援の強化を引き続き求めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これは中小企業の支援と当然セットであるべきなんです。これ全国一律のものをやると沖縄のこの次期振興計画も相当大きく進むんです。だからこれは全国一律の最低賃金制度、沖縄がしっかり声を上げることが大事だと思います。

次に、振興計画２番目、この間のコロナ危機の中で痛切に感じさせられたのが、命を何よりも最優先する政治だと思います。医療、介護、保育、障害福祉、教育などケアを支える。ここにもっと重点を置くべきだと思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　新たな振興計画（素案）においては、各施策展開に通底する基軸的な基本方向の一つとして、「平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現」を目指すこととしております。中学校卒業までの医療費の窓口無料化、感染症に備えた保健衛生、医療提供体制の充実強化、福祉・介護人材の育成・確保、遠隔教育に対応したＩＣＴ環境整備などを図り、子供から高齢者までの全ての県民が安全・安心かつ健やかに暮らせる社会に向け取り組んでまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　次に、この米軍基地をなくしてこそ沖縄経済が発展するということをずっと私たちは指摘してきましたけれども、これについて見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　企画部長。

○企画部長（宮城　力君）　沖縄県の米軍基地は、人口が集中する中南部都市圏において、市町村面積の相当の割合を占めるなど、市街地を分断する形で存在し、計画的なまちづくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約になっているものと認識しております。現在の基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、基地返還が進めば、さらなる飛躍的な発展が期待できると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　順番入れ替えます。

首里城復興について、取組状況についてお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　県は、首里城正殿の早期復元に向けて、首里城正殿の木材や赤瓦の調達及び室内装飾の設計を実施するとともに、復元過程の公開に必要な公園内施設の整備を行っております。火災の再発防止に向けては、国や関係機関と連携し、首里城公園の管理体制構築の検討を進めております。また、首里城周辺地域の歴史文化遺産の整備、地域景観の向上及び交通環境の整備に向けて検討を進めており、国、那覇市及び地域と連携し、首里城周辺地域の歴史まちづくりに取り組んでおります。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　次に、龍頭棟飾作成への壺屋陶器事業協同組合の参加についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）　令和２年７月に県で策定しました沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針では、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用するものとなっております。龍頭棟飾等の制作に当たっては、県内の若手人材育成の観点も踏まえ、壺屋陶器事業協同組合を含む県内技術者による制作に向けて、国と連携し検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私は、首里城復元、復興については一貫して県民参加、県民の力でということを言ってきました。これに壺屋陶器事業協同組合が参加するというのは、僕は決定的な意義があると思うんです。これは那覇市が戦後50年のときに出した冊子なんですけど（資料を掲示）　戦争で灰じんに帰して那覇から全部人は追い出されたわけです。誰もいなかった。ところが、移動が許されて1945年11月10日、産業復興の名目で陶器製造産業先遣隊103名が壺屋に入域、翌46年にその家族が来て、そして集落ができて、そこから戦後那覇の再建が始まったんです、壺屋から。だから、那覇の戦後の復興、沖縄の戦後復興は壺屋からと言っても過言ではないぐらい。だから、この首里城の復興再建にはこの壺屋陶器事業協同組合はぜひ参加してほしいということを逆に県からしっかりと、あるいは知事からしっかりと要請すべきだと僕は思いますが、知事、どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　答弁も繰り返しになりますけれども、この龍頭棟飾の制作に当たっては、沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針により、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用するものというようになっております。壺屋陶器事業協同組合を含む県内技術者による制作に向けては、国と連携して検討していきたいというように考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　次に新型コロナに対して、解除の方針が出されました。これはこの間の教訓から、今気を緩めると大変なことになるよということなんだけれども、やっぱり第６波に備えるということが今の最大の課題だと僕は思いますが、これいかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　第５波において、これまでにない感染の急拡大を受けまして、病床の確保及び効率的な運用、入院待機施設の確保、それから宿泊施設の拡充やその効果的な運用、また自宅療養の健康観察体制の強化などに取り組んできました。この経験を踏まえまして、コロナ感染の第６波が発生した際にも速やかに対応できるように、必要な医療体制を維持強化してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私たちは医療体制で臨時の医療施設を急いでということで提案してきましたけれども、臨時の医療施設というのはいろんなやり方があるんです。まず場所については、病院の駐車場、敷地内とか、施設内とかあるいは体育館という場所の選定が、そして中身は、新規に感染した軽症者、中等症Ｉの方々をそこに収容するという考え方。あるいは、入院している人たち、重症病棟で入院しているが回復期に向かっている人たちをそこに収容して病院を空けて、そこに新規の方々が入れるようにすると、いろんなやり方あると思うんだけれども、これは今から準備しないといけないと思う。一番は、自宅療養者をなくし、死亡者をなくすこと、そして病院の負担を軽くするということだと思うんですけれども、これを急いで整備すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員おっしゃいますとおり、医療機関の負担を軽減するということと、それから自宅療養者を可能な限り少なくするという意味で、その医療体制を強化することは非常に重要だと思います。臨時の医療施設については、現在入院待機ステーションについてそれを設定しているところではございます。今後の拡大を踏まえまして、その臨時の医療施設の必要性については認識しているところでございますので、まずは入院待機ステーションとしての臨時医療施設を確保・維持し、看護師等の確保も、それから医師等の確保についても取り組むとともに、入院待機ステーションを拡充することで、臨時の医療施設の体制を充実させたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これは今から急いでやってください。そして、これをずっとやったときに、皆さんから一番困難だと言われたのが看護師が確保できないということだったんですよ。それで現在の看護師の数と県の看護師の確保目標についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　平成30年の12月末の看護職員数については、２万327名でございます。県のほうでは、看護職員の需給推計というのをしておりまして、その中では令和７年時点の看護職員数として、需要数は２万3158人と推計しているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この確保目標というのは、コロナ以前なんですよね。このコロナを受けて、この間の看護師の確保が大変だという教訓を踏まえて、この目標いわゆる需給推計を至急、大幅に見直さないといけない。この見直しぜひやってください。どうですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　医療計画等の策定等の際に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時を想定した専門人材の確保等の観点から、実情に応じた看護職員数を検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　大幅に見直すんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　これは沖縄県のナースセンターが実施している看護職員施設調査などを活用して、まずは地域の実態も把握する必要がございますし、今回のコロナの経験も踏まえまして推計する必要があると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひこれ見直してください。これ見直さなかったら、この教訓は何だったのかということになるので、大幅見直しをぜひやってください。

　そして今回もう一つ大きな課題になったのが、看護師はいるけれども、レッドゾーンで対応できる看護師の育成。それが大きな課題になったと思うんですけれども、やっぱり第６波に備えて、いろんな看護師の組織とかあるいは各医療機関、病院とも連携して、県としても協力して至急、今からこのレッドゾーンで対応できる看護師を育成していく必要があると思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　感染者に接する業務を担う看護師のことをレッドゾーンに入って勤務さ

れる方というふうに申し上げますと、その中で、看護業務をされている方というのは、現在はその受け入れている病院の看護師、経験のある看護師たちが即戦力となって頑張っているところでございます。

県のほうでは、感染管理認定看護師という研修を看護協会に委託しておりまして、そういう中でまずは専門家、感染管理認定看護師の養成についても力を入れていきたいと思っております。そういう方々が指導者、指導的立場になって看護師のそういう訓練等にも寄与できるものと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これ急いでください。

それとあと緊急事態が解除されますよね。その際に今行っている来県者の出発地でのＰＣＲ検査というのは、これはどうなるんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　搭乗前モニタリング検査を含め、搭乗等に際し、ＰＣＲ等検査の陰性判定あるいはワクチン接種完了の確認を必要とする制度の創設、また制度創設までの間、当分の間、10月以降の当面の検査の継続につきましては、８月に西村経済再生担当大臣に知事から要請を行っていたところであります。また昨日、知事から西村大臣に電話で10月以降の継続について要請を行っておりまして、それに対応する形で、西村大臣からは沖縄路線のみを対象として、10月31日まで延長する方向で検討しているとの回答を受けたということにつきましては、先ほど知事から答弁差し上げたところでございます。今後、行動制限の段階的な緩和等に応じ、県外との人の往来が増加することも見込まれる中、再度の感染拡大を防止するためには、抑止するためには、ワクチン接種や出発地における事前の検査がより重要となっていることから、引き続き搭乗前検査の制度化について、国に対してその実現を求めてまいりたいと思います。

○渡久地　修君　ちょっと休憩。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時37分休憩

午後５時37分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君）　搭乗前モニタリング検査につきましては、10月31日までの継続について、その方向で検討しているとの回答があったということです。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひこれ実現させてください。

そして、ＰＣＲ検査というのはとても大事だと思うんです、これから余計。それで、沖縄県のＰＣＲ検査の実績、全国順位、そして県独自のＰＣＲ検査の実績についてお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　厚生労働省が公表している資料によりますと、令和２年１月から令和３年９月26日までの都道府県別の検査数を人口当たりで比較した場合に、沖縄県は全国で３番目に多いことになっております。これは、いわゆる行政検査及び保険診療検査の分でございます。それから、県がやっております検査事業もさらに加えますと、これは総数で申し上げてよろしいですか。４月から９月までの総数で73万5693件ということで、１日当たり大体4156件ということになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　皆さんからもらった資料で、この行政と保険診療検査が幾らで、そして県独自の検査が幾らで、県独自の検査は行政、保険検査の何倍になりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時39分休憩

午後５時39分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県独自の検査事業としまして、令和３年４月以降の実績で申し上げると、合計で51万6708件、それから行政検査及び保険診療検査の実績は21万8985件ということになっておりますので、比較しますと県独自の検査事業が行政検査や保険診療検査のトータルの2.3倍ということになっております。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　今、専門家もみんなが指摘しているのは、落ちついた今こそ、とても大事なんだよということを言っているんです。そこで一番大事なのがこの検査、そしてワクチンの促進なんです。特に検査。だからいささかも検査はおろそかにしてはいけない、逆に増やさないといけないと僕は思うんだけれども、その辺について、ＰＣＲ検査はしっかりと拡大していくということをやってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員御指摘のとおり、このＰＣＲ検査は、実はこれからワクチン、検査のそのセットの取組を進めていく中にあって、ワクチンを打てないという方々に絶対に不公平感があってはいけな

いということで、ＰＣＲ検査の拡充はこれは当然の方向性で考えるべきだと思います。今般、誰でも安価に検査が受けられる体制に加えて、沖縄市の県総ではドライブスルー型で、濃厚接触ではないかという方には行政検査でＰＣＲ検査を行っておりますし、また北谷町にも民間業者でＰＣＲの検査ができる検査場をオープンしています。そのように恐らくこれからもニーズによって、県民の皆さんがしっかりと安全・安心に暮らしていける体制のためには、なおそのように拡充をしていく方向も重要であるというように認識しています。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、もう一度お聞きしたい。今度緊急事態が切れますよね。それで今とても大事なのは――やっぱり県民が協力して感染を抑えてきたという側面もあると思うんです。だからそこをしっかりしながら、しかしこれは絶対に油断できない、恐ろしい感染症なんですよということと、県も医療体制、ＰＣＲ検査体制とかもしっかり万全を期してこれからやるので、県民の皆さんも絶対油断することなく、感染対策をもっとしっかり取って、ぜひ一緒になって封じ込めるためにやってほしいということを、明確な強いメッセージを知事から最後お願いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　昨日、対策本部会議を開催いたしまして、10月１日からは感染拡大抑止期間にするということで、なお県民の皆様にはあとしばらくの頑張りを続けていただきたい。そして、数値が改善傾向になり、医療提供体制も安定をし、レベルが第２段階まで、しっかり落ちついたという状況になればさらに経済も加速化することができるということも、多くの方々がそれを待ちわびていると思います。そのためにはしっかりした検査体制と日々の感染防止対策に取り組むこと、これが肝でございますので、今後とも県民の皆様の御協力と御理解をお願いしていきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　県の皆さんもそして医療機関の皆さんも本当に一生懸命、寝ずの大頑張りをやっていただきました。本当にありがとうございます。しかし、これからが勝負だと専門家も言っていますので、今油断したらもう駄目だということで、ぜひしっかり、対策を強化していただきたいということで終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

決算については、９月10日の議会運営委員会において17人から成る決算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、乙第22号議案及び認定第１号から認定第24号までについては、17人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔決算特別委員名簿　巻末に掲載〕

○議長（赤嶺　昇君）　ただいま決算特別委員会に付託されました議案を除く甲第１号議案、乙第１号議案から乙第21号議案まで及び乙第23号議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時46分休憩

午後５時47分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

日程第３　陳情第194号の２及び第198号から第201号までの付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情５件のうち、陳情第194号の２及び第198号から第200号までについては米軍基地関係特

別委員会に、第201号については新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時48分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　仲　村　家　治

会議録署名議員　仲 宗 根　　悟

令和３年９月30日

令和３年
第　８　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第９号）

令和３年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）

令和３年９月 30 日（木曜日）午前 10 時開議

議　事　日　程　第９号

令和３年９月30日（木曜日）

午前10時開議

第１　甲第３号議案及び甲第４号議案（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　甲第３号議案及び甲第４号議案

甲第３号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第16号）

甲第４号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第17号）

日程追加　甲第３号議案

甲第３号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第16号）

出　席　議　員（47名）

議　長	赤嶺　昇　君	23　番	仲村家治　君
副議長	仲田弘毅　君	24　番	仲宗根　悟　君
1　番	新垣光栄　君	25　番	仲村未央　さん
2　番	翁長雄治　君	26　番	玉城武光　君
3　番	喜友名智子　さん	27　番	比嘉瑞己　君
4　番	島袋恵祐　君	28　番	当山勝利　君
5　番	玉城健一郎　君	29　番	照屋大河　君
6　番	大城憲幸　君	30　番	山内末子　さん
7　番	上原　章　君	31　番	西銘啓史郎　君
8　番	小渡良太郎　君	33　番	大浜一郎　君
9　番	新垣淑豊　君	34　番	呉屋　宏　君
10　番	島尻忠明　君	35　番	花城大輔　君
11　番	仲里全孝　君	36　番	又吉清義　君
12　番	平良昭一　君	38　番	崎山嗣幸　君
13　番	次呂久成崇　君	39　番	玉城ノブ子　さん
14　番	國仲昌二　君	40　番	西銘純恵　さん
15　番	瀬長美佐雄　君	41　番	渡久地　修　君
16　番	山里将雄　君	42　番	瑞慶覧　功　君
17　番	上里善清　君	43　番	比嘉京子　さん
18　番	當間盛夫　君	44　番	末松文信　君
19　番	金城　勉　君	45　番	島袋　大　君
20　番	新垣　新　君	46　番	中川京貴　君
21　番	下地康教　君	47　番	照屋守之　君
22　番	石原朝子　さん		

欠　席　議　員（1名）

32 番　座波　一君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	保健医療部長	大城玲子さん
副知事	謝花喜一郎君	商工労働部長	嘉数登君
副知事	照屋義実君	文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
総務部長	池田竹州君	病院事業局長	我那覇仁君
企画部長	宮城力君	総務部財政統括監	平田正志君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	主幹	宮城亮君
次長	上原貴志君	主査	親富祖満君
議事課長	佐久田隆君	政務調査課副参事	中村守君
課長補佐	城間旬君	主幹	嘉陽孝君

○議長（赤嶺　昇君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日の会議において設置されました決算特別委員会の委員長から、同日の委員会において決算特別委員長に大城憲幸君、同副委員長に比嘉京子さんを互選したとの報告がありました。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第１　甲第３号議案及び甲第４号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨー　ミーウンチューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

令和３年第８回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

甲第３号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第16号）」は、新型コロナウイルス感染症に係る県独自措置への移行を踏まえ、10月31日までの飲食店等に対する営業時間短縮要請等に協力していただいた事業者への感染拡大防止協力金として、131億5392万円を計上するものであります。

甲第４号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第17号）」は、新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策及び経済対策として、135億8897万7000円を計上するものであります。

なお、甲第３号議案につきましては、先議案件として今月中での御審議、採決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、追加提案いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺　昇君）　この際、念のため申し上げます。

甲第３号議案及び甲第４号議案に対する質疑につきましては、昨日の議会運営委員会において確認された質疑の方法等に従って行うことにいたします。

この際、申し上げます。

本日の質疑の順序につきましては、１番の照屋守之君を２番に、２番の下地康教君を１番にそれぞれ変更したいとの申出がありましたので、変更いたします。

これより質疑に入ります。

甲第３号議案及び甲第４号議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

下地康教君。

○下地　康教君　議長、休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時３分休憩

午前10時３分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○下地　康教君　宮古地区選出、会派沖縄・自民党の下地康教でございます。

早速質問に入らせていただきます。

感染警戒レベルによる感染状況を伺うところなんですけれども、本県における感染状況は、警戒レベル判断指標８項目中、療養者数と新規感染者数はいまだ最高レベルの第４段階となっています。国の指標においても、重症者用病床占有率と入院率はレベル４の段階であります。県は今回、独自の段階的緩和措置を補正予算で計上しておりますけれども、国とどのような協議が行われ、今回の段階的緩和措置に至ったのか、その調整過程を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県は、日頃から国に対して日々の感染状況や医療提供体制を報告するなど、緊密に連携をしているところでございます。加えて、厚生労働省との定期的なオンラインミーティングでは、緊急事態宣言解除の要件である指標の考え方の確認を行いました。内閣官房に対しては、政府の基本的対処方針に基づきまして、緊急事態宣言解除後も感染の再拡大を防ぐために段階的な対策について調整をしたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　次に、段階的緩和措置の内容について伺いたいと思っております。

今回の補正予算で、飲食店などを対象としたうちなーんちゅ応援プロジェクトとして、131億5392万円の予算が計上されております。そして支援期間を10月１日から31日までの31日間としております。財源は国からほぼ100％の補助金でありますけれども、補助金である以上、実施期間を決定するに当たって、国とどのような協議が図られたのか、その協議の中でどのように支援期間が決定されたのか、それをお伺いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時６分休憩

午前10時６分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県内の感染状況は、県民及び事業者等の御協力によって解除できる水準にまで減少傾向が見られたことから、解除となったところでございます。しかしながら、依然として療養者数や新規陽性者数は高い水準で推移していることから、予断を許さない状況が続いているということで、措置は段階的に緩和する必要があるということでございます。この間、国と感染状況や措置内容等について調整を進めておりまして、９月28日に発表された国の基本的対処方針においては、１か月を目途に段階的な緩和を講じることというものが示されたところですが、この間、国の財源についても調整をしていたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　今回の段階的緩和措置は、感染者の減少傾向が確認された場合、前倒しをして解除するということも検討されているというふうに聞いておりますけれども、そこで解除に当たって、どのような手法を持ってそれを判断するのか。具体的な解除の項目やその根拠となる数字を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　28日に決定した沖縄県の対処方針は、感染拡大を抑止し、医療、経済、暮らしを回復させるための準備期間として各種対策を講じることとしております。効果の目安としては、国のステージ４に該当する新規感染者数が10万人当たり25人未満を維持すること、それから入院者数等の減少により、医療提供体制の逼迫が解消されることなどが目安となると考えております。

これらの目安が順調に維持できておれば、前倒しでの解除も検討する、ただし、再び感染拡大が見られるときには、リバウンドを防ぐために強い対策を講じるということで、考えているところでございます。

○下地　康教君　ごめんなさい。休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時８分休憩

午前10時９分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

下地康教君。

○下地　康教君　ワクチンの接種が高齢者や現役世代で11月頃までに８割に達すれば、経済活動がかなり回復するというふうな見通しがありますけれども、ワクチンの３回目接種や接種済証の活用対策、そういったものはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時９分休憩

午前10時９分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ワクチンの接種については、感染予防の切り札になるというふうに考えておりますので、県の方針によりまして、10月末ま

でに１回目の接種が全人口の70％以上ということを県としては目指し、市町村と協力して加速化に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　ワクチンの接種証明などを活用して、経済的活動を活発化させるというふうに検討するとしておりますけれども、この県庁内にワーキンググループを立ち上げて、その進め方を検討するというふうな報道がありました。今回、その補正の中にその対応費というのは入っているのでしょうか。入っているなら、いるというふうに答えていただきたいと思います。イエスかノーで。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　議員おっしゃっているとおり、ワクチン接種・検査陰性証明書の活用については、県庁内であるいは経済界交えたワーキンググループ等で議論しております。ただその活用に当たっては、今回その補正を伴うようなことがございませんので、今回の補正には計上しておりません。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　今回の第５波での感染対策に係る課題や経験値、そういったものが今後予想される第６波に備えてどのように生かされるのか。その具体策があれば教えていただきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回、デルタ株への置き換わり等により急拡大した県内の感染状況も継続的な改善が見られたことから、本日をもって緊急事態宣言が解除されます。しかしながら、いまだ新規陽性者数は多く、予断を許さない状況であることから、これからの１か月間を経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間として、取るべき措置を県対処方針として決定したところでございます。この間、一時待機ステーションの設置であるとか、カクテル療法の導入、それから自宅療養における健康管理体制の強化、それから宿泊療養施設のさらなる新設ということで、各種取り組んできたところでございまして、これをさらに強化してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　次に、保護者の感染による子供の養育対策について伺いたいと思います。

子供の感染状況には、３つのパターンがあるというふうに思っております。１つ目は、子供だけが感染するパターン、２つ目は、親子共に感染するパターン、それと３つ目は、親だけが感染するパターンがあると思いますけれども、それぞれのケースにおける子供たちの感染対策を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　親子で感染する、あるいは親が感染する、子供だけ感染するという事例は多々生じているところではございます。多くの場合は、家族で感染する場合には、自宅で療養しているという実態が多いかと思われます。ただ、この感染症については、急に症状が悪化するということもございますので、特に小児について感染がある場合には、できるだけ小児病床において療養ができるような体制を取れるように、県としても小児科の先生方と議論を進めているところでございまして、実際にコーディネーターとして入っていただいている状況でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　下地康教君。

○下地　康教君　子供たちが感染するそのリスクというのは、やはりワクチンが打てないということで非常に高いというふうに思いますので、その療養環境をしっかりと整えていただきたいと考えております。

最後に、この厚生労働省では児童福祉部門と衛生部門が連携をして、市町村ほか関係施設で役割分担を検討することになっていますけれども、その子供たちの医療体制、県としてはどのような具体的な対策を講じているのか、それを伺いたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん）　保護者が新型コロナウイルス感染により入院が必要となり、子供の預かり先がない場合は、関係部局と情報共有の上、当部において一時保護を行っております。また、一時保護中は、県職員と居住地の市町村職員が１日３交代で子供の養育、観察に当たっているところでして、関係部局、市町村、共に連携して当たっているところでございます。

以上でございます。

○下地　康教君　ありがとうございました。

特にやはり子供たちの療養に関しては、しっかりとその対策を取っていただきたいと思っています。

どうもありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　議長、休憩お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○照屋　守之君　おはようございます。

それでは補正予算に対する質疑を行います。

緊急事態宣言を解除し、県独自の措置を決定して補正予算を提案しております。まず、その経緯について伺います。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　緊急事態措置に関する都道府県の解除につきましては、国において決定するものとなっております。県はこれまで、国に対して感染状況の説明や、国が示した医療の逼迫に関する指標の報告などを行ってまいりました。この結果、国は９月28日に感染状況や医療提供体制、公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析、評価を行い、沖縄県を含む全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないと判断し、９月30日をもって緊急事態措置を終了する決定をされております。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　29日、新聞にこれ県判断に不信の声、そして私ども自民党の呉屋議員がやっぱりワクチン接種証明書を発行して、あるいはＰＣＲ検査を受けて、あるいはまたしっかりコロナ対策をやっているところを重点的にそういうふうな形で対応しながら、これはやっぱり宣言解除と同時に間髪入れずに導入すべきだったということを指摘しておりますけれども、私もやっぱりこれだけ半年間も緊急事態宣言が続いて、もう県民は非常に厳しい状況、じゃワクチンを接種した人もＰＣＲ検査を受けた人も、きちっとコロナ対策をやっている飲食店、企業も今のやり方では同列じゃないですか。ですから、そういうふうなことを含めて、この経緯の中で、そういうことをどう検討されたのか、ちょっと教えてもらえませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

沖縄県におきましては、この感染者の数それから療養逼迫の度合いなど、国が示しました体制を日々、９月に入りまして注視しておりました。当初、実効再生産数0.8で下がるものと見ていたものが、実効再生産数0.7で、この９月の第３週以降は0.7も下回るような状況になっておりまして、そういった状況をまずしっかり見ていって国に対して逐次報告をさせていただいたというところです。それから、９月２日に経済団体会議と話をしまして、0.7でいった場合にはどの段階でという形で、一定程度の目標なども見通しを示しておりましたけれども、そういった段階になりましたら、段階的な解除ということでやりますよと、スタートしますよという話はしました。そういった中で、25日、26日の土日の大規模店舗の休業なども実施したところです。あわせまして、認証店舗についてはもう既に5000店舗近くありましたので、そういったところをまず優先的に営業再開などもできるのではないか、そういったいろいろ議論なども行ってやってきたところでございます。議員御指摘のワクチン接種、それから陰性証明そういったものについては、そのワーキングチームなどでガイドラインの策定などにも着手して、その28日の国の方向性を待っていたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから今そういうふうな状況の中で、全部同列に扱って、緊急事態宣言を一気に解除して、それに代わるようなそういう新たな規制するようなものは示さないで、協力金とかそういうふうなものは支払う。だからこれが、県民やあるいは県の経済界から不公平感があるんでしょと。やっているところにはやる、そうじゃないところにはやらない。でもいろんな形でその制約を受ける。でもそれは法的な制約ではないというのが今回の趣旨ですよね。おかしいじゃないですか。そうじゃないですか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

県としましては、経済団体にも先ほど申し上げました９月２日には、この段階的な解除を行いますという話はさせていただいて、それが結構、県の思っていたよりも早いスピードで改善したものですから、９月25、26日の土日の大規模店舗の休業要請など行っていたところでございます。そういった中において、あわせまして認証制度、これについても県は加速化しておりまして、この5000店舗等についてはしっかりと対応できるというようなことなどもありましたので、今回の補正予算にもその認証店舗に対する関連する補正を入れてございますけれども、こういった形で、県としては、経済活動再開に向けた感染防止期間ということを今回の期間として位置づけまして、この感染防止を抑制させて医療、経済、暮らしを回復させるための準備期間と捉えて取組を行ってきたところでございます。ワクチン接種の完了、またＰＣＲ検査の拡充などもしっかりこの対処方針には盛り込んでいるところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　今、謝花副知事は、県は思っていたより早いスピードで改善されていると、本当にコロナ感染状況は早いスピードで改善されているんですか。玉城知事は、流行はまだ高い水準にあり予断を許さないと言っていますよ。今、それ言っているんですよ。これ解除するときも。副知事は早い段階で改善されている。これまで、７月から緊急事態宣言でいろんな政策やりましたよね。これ全国的にはどうなっているんですか、何日間全国最下位が続いているんですか。それ説明してください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時25分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

我々先ほど答弁いたしましたけれども、９月２日に経済団体会議に対しまして、実効再生産数0.8というものと0.7でやった場合に、どのスピードでどの段階で200を切るか、100を切るかというものを示しました。それを県が目指すと言いましょうか、0.7になった場合というものを段階的に推移するというもので、0.7倍推移カレンダーというのを作りました。例えば、例で申し上げますと、９月14日の火曜日で言いますと、301というような推計をしていましたが、これが288という数字になりました。これ10万人当たりの１週間の数でございます。９月21日、211と見ていたものが155、それから９月28日、国が決定した日ですが、これ我々 147と見ておりましたけれども、92というふうになっております。そういったことをもって、先ほど答弁したところでございます。

ただ一方で、知事のほうがやっぱり厳しいと言うのは、医療のほうは２週間遅れてまいりますので、それからまだリバウンドをやっぱり気にされます。これは東京でも大阪でも同様な見解を各知事が述べておりますけれども、沖縄県も同様でございまして、こういったいわゆる0.7倍推移カレンダーで見ても想定よりも早いスピードで改善をし、新規感染者の数が減っています。これは国においてもそういう認識を示していただいたというふうに考えております。ただ一方で、やはりまだリバウンドの可能性はありますので、この１か月間をしっかり段階的に規制を緩和していくというような重要な期間ですよということを捉えて、県は今回の時短要請などを行っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　失礼いたしました。

人口10万人当たりの直近１週間の新規陽性者数で比べますと、７月30日以降９月27日まで60日間連続で全国最多となっている状況でございます。すみません、これ９月27日までと今申しておりますので、30日までになりますと63日間ということになります。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　知事、副知事、そういうことでしょ。63日間、全国最下位。改善されたというのはある一定の基準があって、こういう形で我々努力して県民も努力して全国最下位から40番になりましたよと、それが改善の目安でしょ。皆様方が言ったみたいに知事はこう言う、副知事はこう言う。それを突き詰めたら、いや、あれはこうだ、これはこうだ。対策本部の不一致じゃないですか。ちなみに７月10日から９月29日までの445日間における全国の順位、私が持っている資料では445日で180日間沖縄県は最下位になっています。これは間違いないですか、確認です。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時30分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　これまでの資料については持っておりますが、昨年度も全国最多になった場合、それから最多でない場合というものの期間がそれぞれございますので、足し上げると議員がおっしゃるような数字になるのかということは――すみません、ちょっと計算しないと分からないです。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ありがとうございます。

確認しておいてくださいね。

対策本部長、これだけの最下位。本部長聞いていますか。知事ですよ。これだけのそういう状況があって、知事は、流行はまだ高い水準にある、予断を許さない。こういう形で緊急事態宣言を解除する、予算をつけるという今回の補正予算。この中に、なぜ沖縄県独自のコロナ予防策、これありますか。これ説明してもらえますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　今回の県の方針としては、10月１日から31日までを経済活動再開に向

けた感染拡大抑止期間と位置づけておりまして、このために国が基本的対処方針で示しています飲食店等への時短のほかに、県独自の対策としまして、イベントの上限人数を5000人とすること、これは国においては１万人という上限を設けているところもありますけれども、沖縄県の場合はイベントの上限人数を5000人とすること。それから県境をまたぐ移動の場合には、ワクチン接種を完了していることやＰＣＲ等検査で陰性を確認することなどをお願いして、この対策としているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、これはある程度法的な縛りがあって、そういうお願いはできるわけですよ、県から。これ今それないでしょ。もう県民は半年もそういうふうに縛られて、非常に苦しい生活、あるいは企業もそうですよ。緊急事態宣言を解除したら、そうすると一気に開放感が出てきて、今の緊急事態宣言でさえ、あの車の流れとか観光の車とか、そういういろんなところに人が集まっているという、今あるんですよ、実態が。これ緊急事態宣言を解除したら、どうなりますか。県民は普通の生活に戻りますよ。だから、それをどう法的に制限するんですか、ただお願いだけですか。お願いして県民がそれを受け入れなかったらどうするんですか。そこを言っているんですよ。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　今回の対応は、特別措置法の24条の９項に基づく対応となります。確かにこの過料というようなものはございませんけれども、協力依頼という形で、そういったことから協力金なども出ます。あわせて、議員のほうは、やはり過料などもっと厳しい規制措置のあるものをもって対応する必要があるのではないかという趣旨の発言のように聞こえますけれども、我々今回、いろいろ議論した際に――これ多くの専門家の方からも言われましたけれども、７月で何とかこの緊急事態宣言をと思っていたものが８月になって、それが９月末までとなったときに、多くの――これ報道もそうなんですが、自粛疲れというような議論などもありました。やはり規制は、守っていただいて初めて効果が出るものでございます。そういった中において、やはり専門家の方からも沖縄県は――議員からもありましたように、長いこの緊急事態宣言の中において、自粛疲れの中において年末を迎えるに当たりまして、一息を入れることも大事ではないかというような御意見などもいただいたところでございます。そういったことも我々総合的に勘案いたしまして、今回の国の示した基準もクリアしたということがありまして、こういった対応をしっかり先ほども――繰り返しになりますけれども、経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間というふうに位置づけまして、県民にも、ただリバウンドはしっかり注意して対応してくださいよということも呼びかけて、この１か月間を何とか経済活動の再開に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　緊急事態宣言が解除して解放されたら、県民はもう普通の生活に戻る。今までもお願い、お願い。お願いだけ、県からのお願いだけ。いや私はこうこうして、ちゃんとやっていますよ。マスクもやっていますよ、こうこうしています。お願いだけだったらそうなるんですよ。今回、何で県の専門家会議で、国の緊急事態宣言を解除して、まん延防止等重点措置に移行できる状況にあると。宣言解除後も県が引き続き一定の感染防止対策を取る必要がある。まん延防止ということを専門家会議は言っているわけでしょ。それを聞かないで、対策本部長はいやいやいや、これやりません。もう全面的に解除しますとやったわけでしょ。どういうことですか。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私が専門家会議に参加をさせていただいて、そこで説明申し上げたのは、国の方向性としては緊急事態宣言を終了するということがあり得ますと、そういう方向で議論が進んでいるようです。しかし、まん延防止等重点措置にいくか、それともその緊急事態宣言が解除になるかということは、その時点ではまだ断定できませんでした。ですので、私が示したのは、まん延防止等重点措置に進んでいくこと、もしくは県独自で対策を取ること。このように、今の段階は全面解除にはできないというようなことを申し上げた次第です。それは何を根拠に言うかというと、議員御案内のとおり、直近１週間の人口10万人当たり新規感染者数、これは９月29日、総括情報部の作ったリストですが、それによると、やはり沖縄県は、人口10万人当たりの新規感染者数は43.57で全国ワースト。２位の大阪府が29.46ですから、２位と沖縄との差がやはりかなり開いていると。しかし、その一方で２週間前の９月15日は療養者数が4937名いらっしゃったところ、９月29日は1190名、しかしこれはまだ第４段階です。病床の占有率は71.5％だったところ、２週間たった９月29日は43.1％、これは第４段階から第２段階の数値になっている。重症者用病床占有率は46.2の第３段階から23.8の第２段階に移行している。そして、そのほか国が示す人口10万

人当たりの自宅療養と入院等調整中が10万人当たり60人を目安にしているところ、９月22日は164人でしたが、この資料を作った９月25日時点では61人まで下がってきていること。同じく国の指標で人口10万人当たり新規陽性者数が50人以下とするところ、９月22日は87人でしたが、９月25日のこの資料を作成した時点では49人だったこと。しかし、このように県内の感染状況には継続的な改善が見られ、国において緊急事態宣言の解除が判断される水準まで至ったこと。これは国の判断によって、その判断が示されたわけですが、しかしながら緊急事態宣言を脱したといっても、本県の感染状況はいまだ10万人当たりの新規陽性者数は全国ワースト、流行の高い水準にある。ここで再拡大を起こしてしまえば、これまでの努力が無駄になってしまいかねない。医療体制の回復にもブレーキがかかることになるということで、直ちに全面解除とするのではなく、段階的に行う必要がありますと、９月28日、知事コメントとして発出をさせていただいた次第です。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　今の説明で、マスコミのほうからまん延防止等重点措置を国に求めないが、感染拡大してしまった際の責任はどう考えるかということに対して、知事は今の責任は感染拡大を抑止するためにどういうことができるのかということだ、そこをしっかりと注力したいと言っておりますけれども、知事は具体的な感染防止策は示していませんね、マスコミの質問に対して。だから蔓延防止策を国に対して求めながら、この感染を抑えつつ経済をつくるということが必要だと思いますけれども、示してないじゃないですか。感染拡大を抑止するための、具体的にどういうことができるのかということをこれから考えるわけですか。本来はこれ考えて国に対して、蔓延防止策を求めないという、そういうふうなことじゃないですか。いかがですか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

　県は、繰り返しになって恐縮なんですけれども、９月28日に国の決定を受けまして、10月１日から10月31日の期間、経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間、沖縄県対処方針を示しております。区域を全域としまして、実施内容としましては新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条により、県民・事業者に対して要請するとともに、必要な協力について働きかけを行うとしております。その中において、県民の皆様への要請ということで、外出移動に関する要請。その中で、都道府県間の往来については必要性を検討していただきたいと、出発前にはワクチン接種の完了またはＰＣＲの検査というものを入れております。そして、特にお願いしたいこととしまして、12歳以上の方は感染症対策の切り札であるワクチン接種をお願いします。こういったものなどを入れております。それから、会食等に関する要請としまして、会食は４人以内、２時間以内で行うこと、できるだけ同居家族、いつも一緒にいる方となど、それから来訪者に対しましても往来に関するお願いということで、来県前にはワクチン接種を完了するか、ＰＣＲ等検査で陰性を事前に確認してくださいということを出しております。そのほか、飲食店への要請、イベントの開催、施設に関する要請、事業者の皆様への要請、それから各市町村、学校そういったもろもろで丁寧に我々として書いたところでございます。また、来訪者の方に対しては、夏休み期間中には羽田空港を中心とした国におけるＰＣＲ検査について、これを知事からの要請で、10月末までできる方向で検討するというような西村大臣の言葉もいただいたところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　今、私が聞いたのは、知事は具体的なものを示してないと聞いたのは、今とうとうと説明したのは具体的に県が本当に――もうお願いすることだけでしょ。これまでやって来たことを。それを聞いていませんよ。これ、何で今回の緊急事態宣言を解除するのに、全国19都道府県、全て足並みがそろった。足並みをそろえる必要があるんですか。私どもは全国で最下位のコロナ感染状況ですよ。そういう県とほかの都県は違うでしょ。我々離島県ですよ。それで、またこういうことも言っていますね。県幹部は全解除はコロナ対策をやり遂げた首相にとって最高の花道、県の判断に影響はなかったと言えばうそになると……

○議長（赤嶺　昇君）　まとめてください。

○照屋　守之君　知事が重点措置を解除した一因と考えを示す。こういうことで、解除したんですか。お答えください、お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　まず、解除につきましては、国の示した基準を全てクリアしたと国のほうにおいても判断していただいたと思っております。それからまん延防止についての――今いろいろありましたけれども、我々国といろいろ情報共有しており、先ほども申し上げましたけれども、もしこれがまん延防止等

重点措置になった場合に沖縄本島、我々のその当時の見込みでは、本島の全市町村、これは措置区域になります。そうしますと、この営業時間の短縮というものを求めることになりますけれども、酒類の提供はできません。そういった状況において、本当に県民がこの間、４か月近くも対応していたものが、しっかり守っていただけるだろうか、そういったことも我々議論いたしまして、国のほうにおいて、沖縄県も解除できる見込みですというような話。それから急激な全ての解除ではなく、独自の対応策というものを国の方向としても出しておりましたので、沖縄県もしっかりそれに対応することが可能だということを考えまして、先ほど申し上げました今回の対処方針で対応することになったということでございます。

○照屋　守之君　総理大臣の配慮は。総理大臣への配慮は。新聞にもありましたよ。

○副知事（謝花喜一郎君）　答弁したつもりでございます。答弁しております。

○照屋　守之君　総理大臣への配慮も説明しておりましたか。

○副知事（謝花喜一郎君）　はい、やりました。

○照屋　守之君　ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　おはようございます。

会派沖縄・自民党の新垣淑豊です。

質疑でございますが、若干御提案も含めてさせていただきたいと思っておりますので、受け止めていただければと思っております。

まず、今回の補正予算につきましてということで、うちなーんちゅ応援プロジェクト事業、これはもう８期で517億円、今回131億円ということで650億円近くのお金が支給されるということになっておりますが、これまでの時短要請または酒類提供の自粛など、休業も含めて、こういった中で合計で１店舗最大どれぐらいの協力金が支給されたのかお伺いさせていただきます。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

令和２年４月の第１期から令和３年９月の第９期までの各店舗に支払われた協力金額については、現在でも支給事務が継続しておりまして、システム上特定の店舗に支給した合計額の算出が可能か確認を要するところです。仮に、これまで全ての期間で上限額、これは日額20万円になりますが、その支給がなされた場合、売上高減少方式で算定する大企業等においては、１店舗への支給額が最大で3800万円となります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　では、２番行きましょうね。

10月末までの今回の協力金で１店舗当たり最小から最大の支給というのは、どれぐらいを見込んでいますでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　令和３年10月１日から31日までの協力金については、１日当たりの協力金は下限額２万5000円で、上限が20万円となっておりまして、１店舗に対する支給額が最小で77万5000円、最大で620万円となります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　ありがとうございます。

それでは、これも１期から９期まで、最大で3800万ということでありましたが、この辺りはそれぞれの店舗での取りまとめということはなされているのかお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　先ほども答弁させていただきましたけれども、現在も支給事務が継続しているということと、システム上、特定の店舗に限って支給した合計額の算出が可能かということについては確認をさせていただいております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　ありがとうございます。

実は私の友人の店舗で、ある期はオーケーもらえましたと。けれども次の期になったらＮＧでしたという事案がありました。提出しているものはほぼ変わらないのにということもありましたので、例えばこういったデータをちゃんと取りまとめていただければ、今後店舗ごと地域ごとなど、どういった影響があるのかということも含めて確認ができるんじゃないかというふうに思っております。今デジタルということもありますので、ぜひそこをやっていただきたいと思っております。ひょっとしたら今回、協力金を頂いてそれが切れた時点で閉店をするというところも出てくる可能性はあるわけですよね。そういった県内の経済影響も含めて考えていただければと思っておりますが、この点いかがでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

各期の支払い状況等とか、あるいは早期支給といった要望もございますので、企業ごとに――企業といいますか、ＩＤ番号を振りましてお問合せに迅速に対応できるようにしております。今後とも各期ごとの支給状況ですとか、各事業所ごとの問合せに迅速に対応できるように対処してまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　もちろんそういった問合せも大事なんですけれども、やはりこの協力金がどういう影響を及ぼしたのかとか、こういったのも実質、やはり我々――こんな大金ですよ、600億円以上使うわけですから。これがどういう影響を及ぼしたかというのはちゃんとリサーチする必要があると思っていますので、ぜひ受け止めていただけたらと思います。

では３番です。

これまでの期間の過料の請求件数と納付件数はどのようになっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では緊急事態措置が発出された５月23日から９月21日までに、246店舗に対し休業等を命じる文書を交付しています。その際に店名も一緒に公表しているところでございます。命令後も要請に応じない81店舗については、特措法に基づく過料を科すよう裁判所に通知をしておりまして、残る165店舗についても、準備が整い次第、順次通知することとしております。９月９日までに通知した81件について、現在のところ裁判所において過料決定がなされたとの情報はまだございません。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　今、過料決定がされていないということは、払われていないということですよね。それでよろしいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　裁判所から過料の決定の通知が行って後、支払いということになると思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　これはいつ頃になる予定ですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　これは裁判所の手続でございますので、県で時期を申し上げるのはちょっと難しいところがございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　ということは、過料がない、ひょっとしたらなされるかどうかも分からないということですか。必ずあるんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県としましては、特措法に基づく命令に応じていないということでの過料請求でございますので、県としては過料に相当するものとして、通知をしたところでございます。そのような決定がなされるものと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　そうであればありがたいと思います。なぜかというと、やはりちゃんと従っているところと従っていないところ、差が出ないのはおかしいだろうと。だったら過料も科されないのであればそのままやるよというような声が非常に多く、私のところに来ていますので、そこはぜひしっかりやっていただきたいと思っております。今回の緊急事態宣言は解除されますけれども、この後の過料というものについての請求等はあるのでしょうか。先ほど、今準備をしているというふうに言われていますけれども、それをまたいでもその効果というものはあるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　時短要請、休業等の命令に対し従っていないということを確認するのは、９月30日までということになります。その確認作業については、随時行っておりましたので、その証拠等をそろえて手続は終了してからということになります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　そこまでに間に合ってないところは、正直逃げ得かなというふうなことを言われるのかと思っておりますが、できるだけしっかりと公平にやっていただきたいと思っております。

今回の協力金支給に関して、認証店は21時、非認証店は20時ということの営業時間となっておりますが、この根拠は何をもって設定をしているのか教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　９月28日に示された国の基本的対処方針におきまして、緊急事態宣言が解除された都道府県は、飲食店に対する営業時間短縮の要請として、認証等適用店については21時まで、非認証店舗については20時までとすることを基本とするというふうに定められております。認証店舗は感染対策の実効性が第三者によって確認されていることから、21時までとしているものと認識しております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　では、この１時間の差でどの程度感染を抑えられると考えているのでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県のこれまでに取ってきた時短要請等においては、午後８時それから９時、10時というときがございました。やはりその中で10時というのは効果が薄かったというか、低かったというふうに思います。国においても、やはり８時が効果的ではあるんだけれども、感染対策がしっかり取られた店舗については、そこを１時間程度伸ばしても効果があるのではないかということが、根拠にあるのではないかというふうに認識します。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　分かりました。ありがとうございます。

では、認証店舗はこれまでできるだけ県の要請に取り組んできた傾向があると考えます。認証店以外の店舗が時間の定めに従わない営業をしたときに、どのようなペナルティーがありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　10月１日からの県の措置につきましては、特措法の24条９項に基づく要請になっておりまして、要請に従わない店舗に対して、過料を科すことはできない制度でございます。

県としては、要請に応じない店舗に対し巡回活動を行いながら、認証制度の告知、それから協力要請を継続して行ってまいります。あわせて、県民に対しても認証店を利用するようＣＭを作成するなど、認証店であればインセンティブがあるというようなことの周知啓発に努めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　こういった店舗、21時までの営業ということですけれども、例えばスナックとか実際に遅くから開けるところ、そういったところは実質の休業要請だと思っておりますけれども、それに対してはこの県の方針では、若干手当てが薄いんじゃないかという声もありますけれども、その辺りはどうお考えですか。

○議長（赤嶺　昇君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　営業時間のお話ですが、認証店舗は先ほども言いましたように21時までとなっておりますけれども、営業時間は５時から21時までというふうにしてございます。沖縄県は通常午後８時とか９時とかという遅い時間から開けるところもあるかもしれませんが、５時から21時までということで対応していただければというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　要は、薄いんじゃないかというふうに考えているんですけれども、その2.5万円では。例えばそこで人を採用するということがあると、経営が厳しいというところがあるんですが、その辺りはどう考えていますかと。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　緊急事態宣言期間中は休業で４万で、今回のものが営業時間の短縮で２万5000円の協力金となります。この１万5000円の差をどう見るかだと思いますけれども、いろいろ私も情報など見ていますと、確かにそれで、ここは何とかいっているお店なんでしょうね。ただ頂いていて、生活は何とかなるんだけれども、そういうような形で自分としての生きがいはどうだろうとか、そういうお話などもございました。やはり、まだ十分ではないにしても徐々に経済を再開させる、営業活動を再開させるという意味合いで国においても県においても２万5000円で対応していただく。そういった中でしっかりと利用者も、そしてお店のほうも感染対策を認識しながら、より安全性の高い対応ができるように徐々にしていければというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　営業時間が短くなるというだけだったら、若干そこはフォローになるかと思うんですけれども、実質休業ということであればかなり厳しいと思っております。そこは指摘させていただきたいと思います。

それでは、ワクチン接種が今後の補正予算の捻出を抑えることになると思いますが、県は我々が設置を見直すべきと指摘した第３接種会場を予約率の低迷から閉鎖を予定していると。県が予定していた第３接種会場の接種予想に比べて、どのような状況になっているかお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、約５万

5000人の県民への接種を行うことを想定しまして、７月22日から那覇クルーズターミナルにおいて、３か所目の接種センターの運営を開始したところです。当該センターでは、９月28日までに約１万3000人の県民に対して接種を行っております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　これは、第３接種会場における予算は５億7000万円程度でありましたが、会場利用料含めてどのようになるんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時０分休憩

午前11時０分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　第３接種会場の設置運営に係る委託料として、現在会場利用料も含め、約５億7600万円の契約を受託事業者と締結しておりますが、最終的な精算額につきましては、事業に必要とされる経費の精査を行った上で支出することとしております。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　５億7000万からいろいろと出来高になるという認識でよろしいですか。出来高払いになるんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　出来高というよりも、どの程度の経費がかかったかというところが課題になろうかと思います。設置をするための設備、それから人材の確保等々経費がかかっておりますので、それを見ながらということになります。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　なので我々は最初にこの第３接種会場をしっかり見ていただきたいと、考えてほしいということを御提案させていただいたと思っております。これ非常に大きなお金、確かに国から出るかもしれませんけれども、この辺りは結局は我々の税になりますので、原資は。そこはしっかりと今後を考えていただきたいということは要望します。

それで、今回、多くの対策事業がなされますが、追加人員など執行体制はどのようになっているんでしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県のコロナ対策本部総括情報部については、ワクチン接種の促進、それから感染拡大等へ対応するために随時体制強化を図っておりまして、９月１日現在、本務・兼務職員合わせて260名となっております。今回の事業についても、その本務・兼務職員の拡充によってまずは対応できるものと――可能なものと考えているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　新垣淑豊君。

○新垣　淑豊君　せんだって沖縄市の接種担当等が100時間超勤という記事がありましたが、この辺りを考えますと職員の残業とか休暇、体調管理の体制はどのようになっているかお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　コロナ対策本部、特に総括情報部について申し上げますと、かなりの残業が出ているのは確かでございます。ただ、県職員のメンタル面、それから健康管理面については、県の職員健康管理センターからも指導に入っていただいておりまして、部としても業務の効率化等について鋭意努力しているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　質問残時間が終わりました。

○新垣　淑豊君　ありがとうございます。

ちょっと委員会でまたこの件については詳細をお聞きしたいと思っておりますので、御準備よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　本当に毎日のように、このコロナウイルス対応でお仕事をしている皆さんには本当に感謝を申し上げながら、本当に大変だろうなというのだけがあります。

さっき新垣淑豊議員からの話で、私は16号の通告はしていませんでしたので、これやってくれないかと話をしましたけれども、昨晩、私のところに１人の青年が来まして、夜の接客業を２店舗経営していると。そうすると通常午後８時半、９時からしか開けない。だけど、この我々に９時までに閉めなさいということは、これからも閉め続けなさいということかと。それで２万5000円というのが、そこで勤めている従業員に対して本当に払えるのかということになると、本当に苦しいと。これは皆さんのものは業種の中に幾つかあるんですね。ですからそういうこと考えたら、これは飲食店、これは社交業店というような分け方も私は考慮すべきだったのではないかという感じがして――これ所見です。質問ではございません。私は17号だけですから、それで早速質問に移らせていただきたいと思います。

(1) 番、今回の補正予算――いわゆる131億ですか――の63％が今現在、この空き病床の対策のために使われるということなんですが、これいつまで引っ

張っている金額なんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現時点では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向にございますが、緊急事態宣言の解除後も、いつ次の感染拡大が起こるか見通せない状況にございます。国の方針では、医療提供体制拡充のための必要な支援を10月以降も当面実施するとしており、県におきましても、引き続き次の感染拡大を見据えて必要な病床数を確保してまいりたいと考えております。今回の補正予算では、12月末までの所要額を見込んで積算しておりますが、来年以降についても、今後の感染状況を踏まえ検討する必要があると考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　つまりこういう考え方でいいですか。私は否定的に聞いているわけではなくて、例えば、これだけの病床数が必要だということになったときに、これを確保するためのお金として使われるんですね。よく分からないんですけれども、大体１床当たり１日どれぐらいで確保されるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時７分休憩

午前11時７分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　いろいろ種類がございまして、重点医療機関であるとか、協力医療機関であるというようなことと、それからＩＣＵかＨＣＵか、あと一般病棟かという違いもございますが、まず重点医療機関である特定機能病院の中で、ＩＣＵについては１床当たり43万6000円、ＨＣＵが21万1000円、それ以外が７万4000円というふうになっております。それも病院の種類によってそれぞれございます。今は重点医療機関の分でお話し申し上げました。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　このコロナ問題が出てきてずっと不思議に思っていたのが、空き病床、初期の段階で私はずっと皆さんにお伝えしてきたんです。そこは――どこでしたっけ。泉崎か久米かどこかに、もう使われなくなった病院がある。そこをしっかりとつくって、そこはもう分けて、コロナ病院として皆さんでしっかりと整備し直したらどうかと。これは南部にもあります。前の県立南部病院もそうです。そういうところをもうやらないと院内感染が起こる。だから、これから第６波がくる。このコロナが私は、実は収まっていくとは思っていないんです。もちろん山は小さくなるけれども、ずっとこれからもこういう形になるんだろうなと、そういう形が専門家の考え方なんですが、これは今ある病院だけを対策するということだけで、新しいものには入っていかないということで考えていいですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　沖縄県の場合は、主に救急を受け入れている病院22か所プラス３ということで、25か所の病院で主に受け入れております。そういった救急をやっていらっしゃる病院で見ることが一番の効率的な動きだとは思いますけれども、もし新しい病院をつくるとすれば、それなりの人材を集めてこないといけないということもございますし、１つの病院をつくるのであれば、やはりこういった方々を寄せてこないといけないという状況もございまして、なかなかそこは県内の人材だけでは難しいという状況もございます。このような議論については、各医療関係者とも日々議論になることもございますけれども、今のところは、今ある病院の病床確保と、それから県がそれを支えるということでホテル等の宿泊療養施設を整備するというようなことで、あわせて、また入院待機ステーションなどについても整備するということで病床を確保するという計画でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　アフターコロナって何なんだろうなと思います。第６波に備えるとは何なのか。また第６波が来たときに、私が非常に危惧しているのは、また家庭内での療養という形になるのかなと。僕はこれだけは、次の第６波で、家庭内で患者をそのまま置いておくということは絶対にあってはいけないと思っているんです。そのためにどう皆さんが、これからのこの少し落ち着いてきたコロナに対してどう考えるかということを、もう一回考え直してください。今だったら落ち着いて話ができると思います。

それと、もう一つの質問です。

エッセンシャルワーカー、皆さんがこの４番の中にコロナのＰＣＲ検査強化事業というものが入っています。これには介護、障害、保育施設とありますが、これは前にも我々の会派長、島袋議員が話をした、ここの中には救急隊のＰＣＲ検査は入らないんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　新型コロナウイルス感染症ＰＣＲ検査強化事業における定期的なＰＣＲ検査につきましては、エッセンシャルワーカーのうち、感染した場合の重症化リスクが大きく、集団感染が懸念される施設ということで、高齢者施設、障害者

施設、保育施設の職員を対象としているところでございます。救急隊員につきましては、今のところ対象としているところではございませんが、市町村において必要に応じて対応がなされているものというふうに認識しております。ただ、入院待機ステーションにおいては、患者に対応中に暴露してしまうということもございますので、医師が必要と認めた場合には早急にＰＣＲ検査を行うということで体制を取っているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　みんなのために自分の身を挺して患者を救おうと思って毎日やっているけれども、家族も周辺も落ち着かないんですよ。それに対してこんな答えがありますか。私は違うと思うよ。本部長、ちょっと答えてもらえませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　救急隊員については、市町村の職員ということもございますので、市町村と十分に意見交換を行って、抗原検査簡易検査キットの配付等についても検討したいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　何ていうのかな、心がないというのかな。それは本当に感じますね。市町村が事業主体というか、何ていうか、そういうところは県ではありませんよということでは、僕はこれ気持ちが籠もらないと思いますよ。

(2) 番目に、ワクチンパスポートの導入。

この間も質問させていただきました。これには多分ＰＣＲ検査が入っていないんです。ワクチンパスポートをやるということになると、無料の一方で、無料でＰＣＲ検査が受けられる体制まではつくり上げないといけないと思うんだけれども、その見解を少し聞かせていただけませんか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ワクチン接種・検査陰性証明の活用につきましては、現在、庁内プロジェクトチーム並びに経済団体及び市町村を含めたワーキンググループにおいて議論を進めているところでございます。検査陰性証明につきましては、ワクチンを接種できない方にとっての代替手段として検討しているところですが、その費用負担については、まず対象者数の把握、証明活用の場面や頻度などの検討を含め、議論を進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　僕の一般質問では10月上旬と言っていましたよ。だけどこれ９月30日だ。ということは、10月初旬ではこのＰＣＲ検査、ワクチンパスポートと併用した無料のＰＣＲ検査はできないということになる。予算が入っていないんだから。それは一つ一つ整理して、これがアフターコロナ、いわゆる今、落ち着いたときに我々が準備しないといけない体制づくりなんです。今、余裕もないと思います。しかし部長、もう少し頑張っていただいて――あなたが今、中心だから、あなたに倒れられたら困るので、僕らはそこに期待をしてぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　よろしくお願いいたします。

全国的に、この緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の９月30日をもって全面解除を決めたのは政府でした。それを受けて、沖縄県は独自の対処方針として、10月30日までを経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間として位置づけました。

それでは質疑を行います。

甲第３号の一般会計補正予算、16号ですが (1)、うちなーんちゅ応援プロジェクト、時短協力金の変更点をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数　登君）　お答えいたします。

令和３年10月１日から31日までの協力金につきましては、緊急事態措置と比べて、１日当たりの協力金の下限額、これが４万円から２万5000円に、それから要請内容が休業等要請から時短要請へと変更となっております。また、県では、感染防止対策認証店の取得を推奨しておりまして、この時短営業時間を認証店では夜の９時まで、非認証店では夜の８時まで、それから酒類の提供を認証店では夜８時、非認証店では夜７時までとすることを協力金の支給要件としております。そのほか、酒類を提供するいわゆるランチ営業店が協力金の対象外となるなどの変更点がございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この飲食店の感染防止対策の協力要請というのは、具体的にどういったものなのか、その防止対策を実効性あるものにするための県の取組をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　認証店への感染防止対策の実効性を担保する、維持させるための対策としましては、まず申請の際には17項目の基準に沿って認証できるかのチェックをしているのと、その後、認証を受けて後も飲食店を巡回し指導に当たるということ、それから認証店については、今回補正予算に上げておりますが、CO_2センサーを配付することなどで実効性を高めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ぜひ、認証店以外にもそうした指導徹底をお願いしたいと思います。

次に、県民の皆さんへの協力要請です。

皆さんも本当に今、このコロナ期間でずっとお家にいたわけですから、はやる気持ちもあると思うんですが、県民への協力要請についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　緊急事態宣言が解除されたといっても、県の対策は重要でございます。県民の皆様には、これからも４人以下、２時間以内でということでの徹底をお願いしたいと思っております。このことが重要であると考えておりまして、また認証店舗の利用についても、店舗を利用するのであればぜひ感染対策を取られた認証店をというふうなお願いをすることと、あと県民の皆様には、店舗がお客さんにお願いする感染対策についてはぜひ従っていただきたいということも併せて啓発していきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　部長、今おっしゃるとおりで、本当に決して油断できる状況ではないと思います。

それで今回の県の方針を見ますと、この感染拡大の傾向が見られる場合は強い対策を講じるとありますが、これは総合的な判断になると思うんですけれども、県民にも分かりやすい指標というものが必要だと思います。残念ながらまた強い対策を講じなければいけない、こういった指標というのはありますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県が措置を議論する中で目安とする数値としましては、新規陽性者数、10万人当たりの７日間の合計、平均……

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　新規陽性者数の10万人当たり、７日間合計が25人を超えてきた場合には、再度強い措置が必要になってくるだろうということです。10万人当たりの25人というのは、県で考えますと、１日、７日間の平均で53人というレベルになります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この１日53人以上出ると危険なんだよということが、県民みんなが分かるようなメッセージの発信が大切だと思います。

知事に伺いたいと思います。

今回、県は独自のこの対処方針として、この10月を経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間として位置づけているわけです。なかなかそのメッセージが、まだまだ県民に浸透していないと思いますので、知事からも一言お願いします。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　もう長い間、ずっと休業要請に応じていただいた方々、観光関連をはじめとする大きな影響を受けられている方々には、一日も早く経済の再開に向けた取組を私たちもしっかりと頑張っていきたいというように思いますが、しかしそのためには、この緊急事態宣言が解除されて以降、約１月間はこの経済の活動再開に向けて、さらに感染拡大を抑止するという、いわゆる段階的なその対応は絶対に必要だということもぜひ御理解をいただきながら、さらなる、あともう少しの御協力をお願い申し上げたいと思います。

そして、専門家の先生方の御意見には、やはり冬場はウイルス型の疾病というものはどうしても拡大するのだということを念頭に置くと、12月から１月は恐らく多くの人の動き、人流があるものというように考えられます。ですから、そのためにはこの冬場もまた――事業をやっていらっしゃる方々は書き入れどきだという御認識もおありだと思いますので、この時期にそのためのしっかりとして抑えておく、感染拡大を抑止する期間としてあと一息、この新規感染者数が10万人当たりの７日間合計の新規感染者が25人を下がって、それが維持できるという社会的な状況をぜひ一緒につくっていけるように、さらに御協力をお願いし、我々もしっかり頑張っていきたいというように思います。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ありがとうございます。

続いてですが、飲食店の感染防止対策認証の取得推

奨についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、安全・安心の店舗をつくる・まもる・ひろめる県民運動として、感染防止対策認証制度を推進しているところです。認証店には、CO_2センサーの配付、営業時間並びに酒類提供時間の延長などインセンティブを設けることで、認証取得の推進を図っております。また、県民や来訪者等利用者に対する周知と利用促進の準備も進めており、テレビやラジオＣＭの作成、店舗前に飾るのぼりの作成及び旅行雑誌等情報誌への掲載等に加えまして、県のホームページにも掲載し、またグルメ検索サイトと連携した広報についても検討を進めているところです。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　私どもも沖縄県飲食業組合の皆さんからお話を聞いてまいりました。会長等の皆さんも沖縄県が組合の皆さんの声を受けて、この認証制度をすぐスタートしてくれたことに大変感謝を申し上げていました。

それで今、5000件余りの認証店があると思うんですけれども、これはこの沖縄県でいうと、どのくらいの割合になっているのか。皆さんが目指すところもあれば教えてほしいです。

この認証店が引き続き継続して、そのレベルをキープしていくというのが大切だと思うんですが、その取組はどうなりますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　感染防止対策認証制度における飲食店の対象施設数については、第４期の協力金に係る申請件数を参考に、9000店舗程度というふうに考えているところです。９月28日現在の認証件数は、5300件となっておりまして、この9000店舗に対する割合としては、58.9％となっているところでございまして、可能な限り全ての店舗が認証店になっていただけるように取り組んでいきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、先ほど申し上げましたけれども、認証店へのCO_2センサーの配付、それからのぼりを配付して、周知を図るとともに、認証を取得した店舗については巡回を実施しまして、事後点検も予定しております。認証店における感染防止対策の維持をこのような方法で図ってまいりたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　よろしくお願いいたします。

それでは２番目です。

今度は補正予算第17号についてですが、受入病床確保事業の計画を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　県では、病床確保計画に基づき、最大541床のコロナ患者受入れ病床を確保するとともに、感染者急増時には緊急的な対応として、さらなる病床を確保することを計画しておりまして、９月29日時点で843床を確保しております。また、病床確保に協力をいただく医療機関に対しましては、新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業により支援することとしております。現在、感染者数は減少傾向にありますが、今後の感染状況を注視し、引き続き関係機関と連携を図りながら、必要な病床数の確保に努めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　本当に多くの医療機関に協力していただいて、本当に感謝を申し上げたいんですが、今のコロナ病床の使用状況はどうなっているのか。

新規感染者が減っていって、医療機関の逼迫が少しずつ和らいでいくと思うんですけれども、ただ、そうかといってこの病床を手放すわけにもいけない。でも病院側からしたら、コロナ以外の患者さんを見ないといけないということで、ベッドを確保しないといけないと思うんですよね。この第６波に備えて病床確保を速やかに行う。この２つの間の御苦労があると思うんですけれども、その点どのように考えますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　まず、現在の病床占有率につきましては、昨日の時点で43.1％ということで、県の警戒レベルでいくと第２段階までに昨日でなっているというところではございます。ただ、第６波に備えて病床の確保というのは非常に喫緊の課題だと思っておりまして、県としましては、医療のフェーズというのを段階に応じて設定しておりまして、５段階まで設定しています。その中でフェーズ５というのが今の状況ですけれども、今日の状況を見ますと、近々４にフェーズを落とすことは可能かなというふうに思っております。このフェーズに応じて重点医療機関等の受入れ病院には、フェーズに応じた病床の確保の計画をおのおのつくっていただいておりまして、それに応じて各病院は確保数を増減させることになって

おります。その病院の、他のコロナ以外の患者の体制についてもそのような形で担保を取りながら、調整をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この調整機能が本当に大切だと思いますので､引き続き奮闘していただきたいと思います。

次に (2) 番ですが、療養等臨時施設運営事業の概要を教えてください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　療養等臨時施設運営事業は、入院待機施設、いわゆる入院待機ステーションの設置及び運営に要する経費となっております。入院待機施設につきましては、簡便な処置により症状が安定し、入院まで時間を確保できることや、症状が改善し入院が必要なくなった事例が見られるなど、有効性を確認しているところでございます。今後の感染拡大を見据えて所要額を計上しているところでございます。なお、入院待機ステーションについては、９月27日までに415人の利用がございました。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ここも、先ほどと似たような課題があると思うんです。今、ステーションの使用状況、答弁ありましたが、今後、利用者が少なくなっていった場合、この維持管理をどのように考えているのか。閉じてしまって、また再開するというのは大変な労力がかかると思うんです。その医療機関が逼迫した場合に、また速やかに運営ができるような取組が必要と思いますが、どうお考えですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現在２か所に設置しておりますが、１か所については受入れが、かなり状況がゼロという日も続きましたので、今、休止をしている状況でございます。ただ、いつでも開けられるようにということで、機材等については、そのまま保管したまま、状況に応じてすぐ開けられるような体制を取っておりまして、今後もそのような取組により確保していきたいと考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　よろしくお願いします。

次に (3) ですが、自宅療養支援事業の実績をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　自宅療養支援事業では、県コロナ本部に自宅療養健康管理センターを設置し、看護師による電話相談、それから健康管理、配食サービス、パルスオキシメーターの貸与、酸素濃縮器による在宅での酸素投与などの支援事業を実施しております。これらの事業における実績につきましては、９月28日現在、看護師が延べ3460人、配食サービスが延べ6502人、パルスオキシメーターは調達が１万6000個、貸与数は延べ１万3489個、それから酸素濃縮器は調達が200台、貸与数は延べ177台となっております。今後、冬場の感染拡大を想定し、多くの自宅療養者が発生した場合にも、これらの事業が確実に実施できるよう、体制の整備に努めてまいります。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　今議会、この自宅療養者への支援については、多くの議員の質問がありました。第５波の経験をしっかり生かすべきだと思います。私が感じているのは、この市町村との情報共有が一つ課題だったと思います。情報共有ができれば、市町村はまた独自でやっているわけです。そういったところがもっと連携が密になれば、より細かな対応ができるのかと思っていますが、この市町村との連携、情報共有についてお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　健康管理など医療に関する部分については、やはりコロナ対策本部で中心になって、また保健所等でやる必要があるとは思いますけれども、必要なデータの提供によって、自宅療養者等については、配食サービスを含め、生活支援の部分について市町村から御協力をいただければ、県と一体となってケアができるものというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　よろしくお願いします。

一番いいのは、自宅療養というものがなくなることが大切ですので、そこに向けて頑張っていただきたいと思います。

最後のＰＣＲ検査強化事業についてですが、これ聞き取りしますと、今回の補正予算のＰＣＲ検査強化事業は、主な内容としては、無症状の県民が安価に検査を受けられる、希望ＰＣＲ検査の費用が大きいというふうに聞きました。そのＰＣＲ検査強化事業のこれまでの実績をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　ＰＣＲ検査強化事業における希望者ＰＣＲ検査促進事業の実績につきましては、これまでに18万3599件の検査を行い、陽性者数は4716人、陽性率は2.57％となっております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この設置事業者が最初５事業者から

スタートしたと思うんですが、現在はどういった状況でしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　現在は７事業者に拡大しております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　事業者の数は７つなんですけれども、その事業者が幾つか窓口を持っているというケースもあると思うんです。その窓口は今、幾つに広がっていますか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　７事業者の検査窓口については、県全体で12の窓口が設置されているところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　担当職員の方に聞くと、12は県が把握しているところですけれども、その事業者においては、その事業者が持っているグループ薬局、この薬局の窓口でもこの検査を受け付けているということがありました。実際には12の窓口だけではなくて、その他、その地域の薬局でも県の予算を使ったこの安価のＰＣＲ検査が受けられるというふうになっていると思います。ぜひ、そのアピールも――いろんなところで薬局でも買えるようにもなっていますが、県の取組として、ホームページでも分かりやすく伝えていただけたらと思います。

このＰＣＲ検査強化事業の財源について伺いたいと思います。

今回、多くの補正予算事業は国からの臨時交付金が財源となっていますが、このＰＣＲ検査強化事業は３億4000万、これ一般財源となっていますが、その理由は何でしょうか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　６月補正までは、臨時創生交付金を活用しておりましたが、今回は一般財源となっております。これは、臨時創生交付金ではちょっと今回は対応できなかったことから、当事業の重要性に鑑みて、一般財源の措置ということになったところでございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　全国知事会も臨時交付金、増やしてくれと言っているんですが、なかなかそれが下りてこない。それでも沖縄県としては、一般財源を使ってやったというふうに高く評価したいと思います。このＰＣＲ検査、政府は昨年当初は抑制的だったんですよね。この厚労省の中でも、あまりＰＣＲ検査をやると医療機関が逼迫してしまうという、訳の分からない理由で、広げることがありませんでした。しかし今では、多くの自治体が取り組んでいるように、やっぱりこのコロナの対策では基本的な対策だと思います。いつでも誰でも安価にＰＣＲ検査が受けられる、この沖縄県の取組は、もっと評価されていいのかなと思います。

それでは先ほどこの希望ＰＣＲ検査の陽性率の答弁がありました。その流行しているときと、そうでないときの見方の違いがあると思いますが、この希望ＰＣＲの陽性率について、沖縄県の評価はどういうものですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　議員おっしゃいますとおり、当事業は無症状かつ濃厚接触者ではない県民が、昨今の新型コロナウイルスの流行に対する不安というようなものを解消することを目的として、実施しているところでございます。当事業における陽性率は、先ほど申し上げましたとおり2.57％ではございますが、感染者の増加時には４％を超えることもございます。したがって、陽性者が拡大した時期には医療機関が逼迫し、なかなか検査を受けることができなくなったということもあったと思います。そのような結果論としても、そのような陽性者の受皿となったという効果もあったというふうに考えております。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　結果論となってしまいましたが、しかしやっぱりこの希望ＰＣＲがあったおかげで、相当な陽性者を確認することができたと思います。

昨日、渡久地修議員の一般質問で、沖縄県のＰＣＲ検査の数が行政検査、保険診療検査合わせて21万8985件、これが人口当たりで全国３位との答弁がありました。一方で、これとは別に、今言った希望ＰＣＲ検査など県独自の検査数は、その2.36倍、51万6708件もあるということが答弁で明らかになりました。この行政検査、保険診療検査、そして今言った県の独自の検査、これ合わせたら、沖縄県のこの検査数は、全国一の検査数になるんですか。

○議長（赤嶺　昇君）　保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）　沖縄県の検査数について、全国との比較でございますが、全国の――例えば独自の検査というような集計が取られておりませんで、そこを比較するのは非常に難しいんですけれども、行政検査と保険診療による検査を全国で比較しましても、県の場合は全国で第３位という状況にはございます。

○議長（赤嶺　昇君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　感染者が多かったのは事実ですが、しかしちゃんと陽性者を把握できたというところを、やっぱりこれ医学的に私は評価されるべきだと思いますので、しっかりと検査事業を今後とも頑張っていただきたいと思います。

最後に、知事。やはりこの第６波を起こさない、今、対策が――備えの時期だと思うんです。先ほど答弁ありましたが、最後に知事の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺　昇君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほども申し上げましたが、ここまで本当に長期にわたって県民、事業者の皆様、わけても医療関係の方々の、それぞれの立場や分野で本当にしっかりコロナウイルスの感染症対策に取り組んでいただきました。今般、その数値の改善も見られております。ぜひこれから先も県民皆さん一体となって頑張って、本当にそのみんなが笑顔で暮らせる、そしてみんなでおいしいお酒を飲んだり食事をしたりすることができる、行楽地にも家族で楽しく集うことができる、そういうような時間が来ることを目指してしっかり頑張っていきたいと思います。

○議長（赤嶺　昇君）　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第３号議案及び甲第４号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後５時50分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

休憩前に総務企画委員会に付託いたしました甲第３号議案については、先ほど総務企画委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

甲第３号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第３号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　**甲第３号議案**を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君）　ただいま議題となりました甲第３号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第３号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第16号）」は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ131億5392万円で、補正後の改予算額は、１兆27億4388万1000円である。

歳入の内訳は、国庫支出金及び繰入金である。

歳出の内訳は、営業時間短縮要請等に協力した事業者に対する感染拡大防止対策協力金に要する経費であるとの説明がありました。

本案に関し、今回の要請・協力依頼内容から新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第２項の規定が抜けているが、これまでとどのような違いがあるのか、また、今回の要請に従わず通常どおりの営業を開始した場合、どう対応するのかとの質疑がありました。

これに対し、法第45条第２項の規定があれば飲食店が時短要請に従わない場合、休業命令を出すことが可能になり、命令が守られない場合には過料を科すことが可能であるが、法第24条第９項は協力要請なので命令ができないということになる。また、時短要請に応じず通常営業を開始した飲食店に関しては、県として強制することはできない状況になるので協力を要請していくしかないが、感染者数がリバウンドする心配もあるので元の強い措置に戻ることのないよう多くの事業者の方に協力していただきたいとの答弁がありました。

次に、時短要請の時間はどのような基準で決められたのか、また、緊急事態措置が解除された後、感染対策を取った上で営業を奨励できるようなガイドラインをつくるべきだと思うがどう考えるかとの質疑がありました。

これに対し、９月28日に示された国の基本的対処方針において、緊急事態宣言が解除された都道府県は、飲食店に対する営業時間短縮の方針として認証店の場合は21時まで、非認証店は20時までと定められている。認証店については感染対策の実効性を県が認証することから、21時まで営業しても感染は拡大しないという考えで設定されているものと認識している。また、ガイドライン等の設定については、感染対策をしっかりしていれば感染が防げるということも考えられるが、今の状況では、国の基本的対処方針の中で定められている以上のことを、県が越えて設定することは、非常に困難な状況と考えているとの答弁がありました。

そのほか、うちなーんちゅ応援プロジェクトの協力金支給状況や不支給の総件数、今後の結婚式場等の営業体系、感染状況が好転した場合のうちなーんちゅ応援プロジェクトの前倒し終了の可能性の有無、10月１日からの営業時間短縮要請等に協力しない店舗数の見通し、うちなーんちゅ応援プロジェクトの課題、感染防止対策認証制度の申請を行うメリット及びうちなーんちゅ応援プロジェクトの目的などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第３号議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第３号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第３号議案は原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　休憩いたします。

午後５時56分休憩

午後５時56分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明10月１日から７日までの７日間休会とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、明10月１日から７日までの７日間休会することに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、10月８日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時56分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　仲　村　家　治

会議録署名議員　仲 宗 根　　悟

令和３年10月８日

令和３年
第　８　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第10号）

令和３年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 10 号）

令和３年 10 月８日（金曜日）午後２時 50 分開議

議　事　日　程　第10号

令和３年10月８日（金曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案及び乙第４号議案（総務企画委員長報告）

第２　乙第２号議案（経済労働委員長報告）

第３　乙第３号議案（土木環境委員長報告）

第４　乙第12号議案及び乙第23号議案（総務企画委員長報告）

第５　乙第８号議案及び乙第14号議案から乙第21号議案まで（経済労働委員長報告）

第６　乙第13号議案（文教厚生委員長報告）

第７　乙第５号議案から乙第７号議案まで及び乙第９号議案から乙第11号議案まで（土木環境委員長報告）

第８　甲第１号議案及び甲第４号議案（総務企画委員長報告）

第９　沖縄振興策の拡充及び強化を求める意見書

中川　京貴君　下地　康教君
座波　一君　大浜　一郎君
呉屋　宏君　上里　善清君
比嘉　京子さん　島袋　恵祐君　提出　議員提出議案第５号
渡久地　修君　國仲　昌二君
翁長　雄治君　上原　章君
大城　憲幸君　平良　昭一君

第10　沖縄振興開発金融公庫の存続を求める意見書

中川　京貴君　下地　康教君
座波　一君　大浜　一郎君
呉屋　宏君　上里　善清君
比嘉　京子さん　島袋　恵祐君　提出　議員提出議案第６号
渡久地　修君　國仲　昌二君
翁長　雄治君　上原　章君
大城　憲幸君　平良　昭一君

第11　沖縄県の観光産業の再興のための支援に関する意見書

座波　一君　島袋　大君
瑞慶覧　功君　渡久地　修君
仲村　未央さん　次呂久成崇君　提出　議員提出議案第７号
平良　昭一君　金城　勉君
當間　盛夫君

第12　陳情第78号、第138号及び第152号（経済労働委員長報告）

第13　陳情令和２年第38号の２、同第56号の４、同第136号、同第170号、同第181号、同第183号、同第195号、同第201号、同第223号、陳情第８号、第10号、第13号の２、第62号、第84号の３、第89号の２、第94号から第96号まで、第101号、第121号の２、第128号、第154号、第159号及び第167号（文教厚生委員長報告）

第14　陳情第200号（米軍基地関係特別委員長報告）

第15　陳情第201号（新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長報告）
第16　議員派遣の件（第21回都道府県議会議員研究交流大会）
第17　議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2021）
第18　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案及び乙第４号議案
　乙第１号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第２　乙第２号議案
　乙第２号議案　沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例
日程第３　乙第３号議案
　乙第３号議案　沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第４　乙第12号議案及び乙第23号議案
　乙第12号議案　車両損傷事故に関する和解等について
　乙第23号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
日程第５　乙第８号議案及び乙第14号議案から乙第21号議案まで
　乙第８号議案　土地の取得について
　乙第14号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
　乙第15号議案　農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
　乙第16号議案　水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
　乙第17号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
　乙第18号議案　通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
　乙第19号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
　乙第20号議案　農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について
　乙第21号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
日程第６　乙第13号議案
　乙第13号議案　損害賠償の額の決定について
日程第７　乙第５号議案から乙第７号議案まで及び乙第９号議案から乙第11号議案まで
　乙第５号議案　工事請負契約について
　乙第６号議案　工事請負契約について
　乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第９号議案　財産の取得について
　乙第10号議案　財産の取得について
　乙第11号議案　保険代位による損害賠償請求事件の和解等について
日程第８　甲第１号議案及び甲第４号議案
　甲第１号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第14号）
　甲第４号議案　令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第17号）
日程第９　沖縄振興策の拡充及び強化を求める意見書
日程第10　沖縄振興開発金融公庫の存続を求める意見書
日程第11　沖縄県の観光産業の再興のための支援に関する意見書
日程第12　陳情第78号、第138号及び第152号
　陳情第78号　地域未来投資促進法を活用したゴルフ場を含むリゾート施設整備への一層の協力を求める陳情

陳情第138号　石垣市におけるゴルフ場を含むリゾート・レクリエーション施設の早期整備に関する陳情

陳情第152号　石垣市のゴルフ場つきリゾート施設整備に関する陳情

日程第13　陳情令和２年第38号の２、同第56号の４、同第136号、同第170号、同第181号、同第183号、同第195号、同第201号、同第223号、陳情第８号、第10号、第13号の２、第62号、第84号の３、第89号の２、第94号から第96号まで、第101号、第121号の２、第128号、第154号、第159号及び第167号

陳情令和２年第38号の２　新型コロナウイルス感染症の影響による経済危機に関する陳情

陳情令和２年第56号の４　新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民生活、経済への対策の強化に関する陳情

陳情令和２年第136号　新型コロナウイルス感染症に係るクラスター発生時の対応に関する陳情

陳情令和２年第170号　県立高等学校「学びの教室（仮称）」に関する陳情

陳情令和２年第181号　「国際性に富む人材育成留学事業」の継続・再開に関する陳情

陳情令和２年第183号　第32軍司令部壕の保存・公開の実現を求める陳情

陳情令和２年第195号　県内国公立大学への薬剤部（科）創設及び薬剤師確保に関する陳情

陳情令和２年第201号　公立学校教員候補者選考試験に係る救済措置を求める陳情

陳情令和２年第223号　那覇市立夜間中学校（学級）の設置を求める陳情

陳情第８号　県立向陽高校への併設型中高一貫校の設置に関する陳情

陳情第10号　県立向陽高校への併設型中高一貫校の設置に関する陳情

陳情第13号の２　新型コロナウイルス国内緊急事態宣言発令に対する沖縄県の緊急特別対策に関する陳情

陳情第62号　県教育委員会宛て要望書（2020年10月５日付）への回答に関する陳情

陳情第84号の３　令和３年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情

陳情第89号の２　コロナ禍における観光産業支援に向けた取組を求める陳情

陳情第94号　国際線航空会社の支援に関する陳情

陳情第95号　新型コロナワクチンの優先的かつ計画的配布等に関する陳情

陳情第96号　国保総合システム更改に対する財政支援を求める陳情

陳情第101号　貸切りバス事業への支援を求める陳情

陳情第121号の２　コロナ禍における飲食店への対応に関する陳情

陳情第128号　沖縄県公立学校教員候補者選考試験の受験年齢上限の引上げを求める陳情

陳情第154号　児童生徒のマスク着用、不着用の自由化を求める陳情

陳情第159号　沖縄県における「緊急共同メッセージ」への早期対応に関する陳情

陳情第167号　外国人船員へのワクチン接種に関する陳情

日程第14　陳情第200号

陳情第200号　米軍属による強制性交等未遂事件に関する陳情

日程第15　陳情第201号

陳情第201号　沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の期限延長に関する陳情

日程第16　議員派遣の件（第21回都道府県議会議員研究交流大会）

日程第17　議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2021）

日程第18　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（48名）

議　長	赤　嶺　　昇　君	4　番	島　袋　恵　祐　君
副議長	仲　田　弘　毅　君	5　番	玉　城　健一郎　君
1　番	新　垣　光　栄　君	6　番	大　城　憲　幸　君
2　番	翁　長　雄　治　君	7　番	上　原　　章　君
3　番	喜友名　智　子　さん	8　番	小　渡　良太郎　君

9	番	新垣淑豊	君			28	番	当山勝利	君		
10	番	島尻忠明	君			29	番	照屋大河	君		
11	番	仲里全孝	君			30	番	山内末子	さん		
12	番	平良昭一	君			31	番	西銘啓史郎	君		
13	番	次呂久成崇	君			32	番	座波一	君		
14	番	國仲昌二	君			33	番	大浜一郎	君		
15	番	瀬長美佐雄	君			34	番	呉屋宏	君		
16	番	山里将雄	君			35	番	花城大輔	君		
17	番	上里善清	君			36	番	又吉清義	君		
18	番	當間盛夫	君			38	番	崎山嗣幸	君		
19	番	金城勉	君			39	番	玉城ノブ子	さん		
20	番	新垣新	君			40	番	西銘純恵	さん		
21	番	下地康教	君			41	番	渡久地修	君		
22	番	石原朝子	さん			42	番	瑞慶覧功	君		
23	番	仲村家治	君			43	番	比嘉京子	さん		
24	番	仲宗根悟	君			44	番	末松文信	君		
25	番	仲村未央	さん			45	番	島袋大	君		
26	番	玉城武光	君			46	番	中川京貴	君		
27	番	比嘉瑞己	君			47	番	照屋守之	君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光	君			政務調査課副参事	中村守	君				
次長	上原貴志	君			主幹	嘉陽孝	君				
議事課長	佐久田隆	君			主幹	下地広道	君				
課長補佐	城間旬	君			主幹	具志堅勝也	君				
主幹	宮城亮	君			主幹	新垣伸弥	君				
主査	親富祖満	君									

○議長（赤嶺　昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、中川京貴君外12人から議員提出議案第５号「沖縄振興策の拡充及び強化を求める意見書」、議員提出議案第６号「沖縄振興開発金融公庫の存続を求める意見書」及び座波一君外８人から議員提出議案第７号「沖縄県の観光産業の再興のための支援に関する意見書」の提出がありました。

また、昨日、新垣新君から発言取消しの申出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（赤嶺　昇君） この際、新垣新君から発言を求められておりますので、これを許可します。

新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　新君 議長のお許しをいただいて発言をさせていただきます。

去る９月27日の私の一般質問中、沖縄県のスポーツアイランド構想におけるＪ１スタジアム整備に関する質問のうち、私が関係者とお会いした事実がないにもかかわらず、あたかもお会いしたかのような誤解を与え、結果的に虚偽の発言になってしまったことを知事、関係部局、県議会議員各位をはじめ、サッカー競技の関係者、読売巨人軍及びその他多数の関係者に対しおわびを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

今後は、県議会における質問、発言については、正確な調査を前提とした上で、細心の注意を払い、行っていく所存でございます。

私の発言のうち、事実と異なる箇所に係る取消しについて申し出るものであります。

議長におかれましては、適切な措置を講じていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺　昇君）　この際、お諮りいたします。

新垣新君から、９月27日の会議における発言について、お手元に配付の発言取消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。

この取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、新垣新君からの発言取消し申出を許可することに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　なお、新垣新君の発言に関連する文化観光スポーツ部長の発言のうち、取り消す必要のある部分につきましては、議長において後刻記録を調査の上、適切な措置を講ずることにいたします。

この際、申し上げます。

議会は言論の府であり、自由闊達な議論が展開されることは論をまたないところでありますが、一方、県民の負託を受けた議員の発言は、事実に基づき、正確を期することも当然求められております。

よって、議会における発言については、今後慎重を期し、その発言内容に責任を持って行われるよう、議長として注意を喚起いたします。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第１　乙第１号議案及び乙第４号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君）　ただいま議題となりました乙第１号議案及び乙第４号議案の条例議案２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、企画部長及び警察本部交通部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務等を処理するために必要な限度で、個人番号を含む生活保護関係の個人情報を同一機関内で利用することができることとする等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、私立学校の学び直し支援金というのはどういうものか、また、当該支援金に関し生活保護に関する情報が本人の同意なく取得できるということになるのかとの質疑がありました。

これに対し、県立と同じように高等学校等を中途退学した後に再び高等学校で学び直す者に対して就学支援金の支援期間である36か月経過後でも卒業までの間、県が最長12か月を上限に継続して就学支援金に相当する額を支給する内容である。また、生活保護に関する情報については、就学支援金の認定を受けるということで、本人の同意を得た上で必要な情報を取得しているとの答弁がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部が改正されたことを踏まえ、交通安全特定事業により設置する信号機に関する基準を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正に伴い、新たな機能を付加した信号機に替えるということなのか、また、設置に当たって障害者団体との話合いは行われたのかとの質疑がありました。

これに対し、今回新たに条例で追加されるものは音が鳴る信号機に代わって視覚障害者が使用するスマートフォンなどにブルートゥースなどを活用して歩行者用信号の情報が送信されるものであるが、現存の信号機はそのまま活用する。また、視覚障害者団体等から既に意見聴取しており、人通りの多い国際通りなどへの設置要望がある。今後も視覚障害者団体等との要望も踏まえて限られた予算で効果的に整備を検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、ブルートゥースの接続方法などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第１号議案及び乙第４号議案の条例議案２件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案及び乙第４号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案及び乙第４号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第２　乙第２号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君）　ただいま議題となりました乙第２号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第２号議案「沖縄県中小企業等の事業の再生を支援するための措置に関する条例」は、中小企業者等の事業再生を支援するため、保証協会に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関して必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、求償権等の放棄について機動的な再生支援を行うためと説明があったが、具体的にはどういうことかとの質疑がありました。

これに対し、現状では、企業の事業再生に向けた債務の整理等を図るに当たり、県が有する権利の放棄に議会の議決を要することから約４か月程度かかるが、知事の決定で権利を放棄し、議会には報告のみでよいとすることで、事業者の事業再生を迅速化しようとするものであるとの答弁がありました。

採決の結果、乙第２号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第２号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第２号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第３　乙第３号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧　功君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました乙第３号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第３号議案「沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例」は、下水道法の一部が改正されることに伴い、同法の規定を引用している沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正は、現場で何か問題があるからなのか、また、法改正の趣旨はどのようなことかとの質疑がありました。

これに対し、本条例の改正においては、条ずれを修正するのみであり、特に問題を抱えているものではない。しかし、法改正の背景趣旨としては、令和元年度の東日本台風であったり、令和２年度の豪雨は、全国各地で流域の下流側で浸水を起こしている現状がある。そういったことを背景として、流域治水関連法により、関係者が一丸となって治水を進めていくという観点で整備されたものであるとの答弁がありました。

そのほか、市町村への県の技術的助言の有無、特定都市河川浸水被害対策法の改正に係る雨水貯留浸透施設整備の補助対象者の範囲、流域治水という観点からの県の役割、治水対策に係る農村地帯や都市部などを一体としたシステムづくりの必要性などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第３号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第３号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第３号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第４　乙第12号議案及び乙第23号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君）　ただいま議題となりました乙第12号議案及び乙第23号議案の２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部警務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第12号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、国道58号泊交差点において、県が歩道橋に設置した車両感知器の部品が落下し、当該歩道橋下に停止していた車両のフロントガラスを損傷させたものである。損害賠償金は36万5000円であるとの説明がありました。

本案に関し、今回落下したものと同じ部品は全県でどれぐらい設置されているのか、また、事故後の点検はどのようになっているのかとの質疑がありました。

これに対し、今回のものと同様の車両感知器は県内で1543器設置されている。また、事故後に緊急点検した結果、耐用年数19年を超えているものが449器、約30％あり、修繕をしないといけないものが全部で272器あるとの答弁がありました。

次に、乙第23号議案「沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について」は、収用委員会委員１人及び予備委員１人が令和３年10月26日に任期満了するので、その後任を任命するために、土地収用法第52条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第12号議案の議決議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第23号議案の同意議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後３時10分休憩

午後３時11分再開

○議長（赤嶺　昇君）　再開いたします。

これより乙第12号議案及び乙第23号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺　昇君） 次に、乙第23号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第23号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第５　乙第８号議案及び乙第14号議案から乙第21号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題となりました乙第８号議案及び乙第14号議案から乙第21号議案までの議決議案９件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第８号議案「土地の取得について」は、築45年以上を経過する沖縄県立農業大学校の移転整備事業に供する土地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

物件の所在地は宜野座村字松田真平原2972番４ほか15筆で、取得面積は16万8888平方メートル、取得予定価格は８億7990万6480円、契約の相手方は宜野座村長當眞淳であるとの説明がありました。

本案に関し、農大移転整備事業の概要やハード面でのこれまでとの違いについて質疑がありました。

これに対し、本事業費の概算総額は約85億円であり、今年度で実施設計及び土地の取得、令和４年度から５年度までに着工し施設整備を行い、令和６年度に供用開始を予定している。また、これまで借地で分散していた草地や大型特殊免許の練習場等について、新しい敷地内に一体的に整備することで学習環境の向上を図ることとしており、面積も約80アールほど増加するとの答弁がありました。

次に、これまでの農大卒業生の就農率はどうなっているか、また、人材育成を含めて新たな農業大学校において目指すべき姿をどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、農大卒業生は令和３年３月現在で1562名であり、過去３か年の就農率は、平成30年で66.7％、令和元年で70％、令和２年度で78.4％となっている。また、新たな農業大学校では、次世代の農業を担う経営感覚に優れた青年農業者や沖縄の地域特性を生かした農業を先導するリーダーの育成を目的とし、理論と実践を有機的に結合した研修教育に取り組むこととしている。具体的には、スマート農業を実践するためのカリキュラムや６次産業化に向けた授業等を取り入れながら、農業後継者の育成に努めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、農大におけるバイオ関係及び土づくりに関する科目の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第14号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第15号議案「農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第16号議案「水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第17号議案「水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第18号議案「通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第19号議案「農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第20号議案「農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について」、乙第21号議案「地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」の８件は、当該事業により利益を受ける関係市町村に対し費用の一部を負担させるため、乙第14号議案については、土地改良法第91条第６項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、また、乙第15号議案から乙第21号議案については、地方財政法第27条第２項の

規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

まず、乙第14号議案に関し、土地改良を実施した農地でその後有効活用されていない部分もあると思うが、例えば、まちづくり等に関し、市町村からの要望等があれば農振から除外する方向で検討できないかとの質疑がありました。

これに対し、優良農地の確保という観点からは、一義的には農地として活用することが望ましいが、市町村としての土地利用上どうしても他の用途に使いたいということであれば、相談に応じていきたいとの答弁がありました。

そのほか、農家負担対象と対象外の違いについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案に関し、負担金に係る地元負担の内訳、北大東村における県内産の堆肥の利用状況について質疑がありました。

その他の議案に関し、各事業の具体的な内容、各事業で国の負担率が異なっている理由などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第８号議案及び乙第14号議案から乙第21号議案までの議決議案９件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第８号議案及び乙第14号議案から乙第21号議案までの９件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案９件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第８号議案及び乙第14号議案から乙第21号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第６　乙第13号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君）　ただいま議題となりました乙第13号議案の議決議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第13号議案「損害賠償の額の決定について」は、病院事業の業務に関し法律上、県の義務に属する損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項並びに地方公営企業法第40条第２項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第８条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、慰謝料1600万円の根拠、そして、逸失利益456万1591円及びその他68万円の算定方法を教えてほしいとの質疑がありました。

これに対し、詳細については保険会社で算定した額となっているが、死亡慰謝料1600万円については、患者の年齢、性別、職業、地域差等のほか、裁判動向等を総合的に勘案して算定され、具体的には、交通事故など事故一般の裁判実務の慰謝料算定の基準となる民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準という数式に基づいて算定されている。また、逸失利益456万1591円については、もし患者が亡くなられなかった場合得られたであろう経済的利益の損失分で、平均余命に基づき算定されている。その他68万円については、葬儀に要した費用ということで算定されているとの答弁がありました。

そのほか、医療事故が発生した手術の際の執刀体制状況、直接的な死因と急性心筋梗塞との因果関係、県立病院が年間で保険会社に支払う保険料の金額及び医療事故が起きた場合の報告体制などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第13号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第７　乙第５号議案から乙第７号議案まで及び乙第９号議案から乙第11号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧　功君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧　功君） ただいま議題となりました乙第５号議案から乙第７号議案まで及び乙第９号議案から第11号議案までの議決議案６件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境部長及び土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第５号議案の「工事請負契約について」は、県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その６）の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第１条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、同工事（上部工その６）の契約金額が12億7930万円、契約の相手方は、株式会社ピーエス三菱、株式会社大城組及び株式会社仁建設工業の３者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、供用開始の時期と現在の進捗状況はどれくらいなのかとの質疑がありました。

これに対し、今整備している２車線部分については、令和５年度完成を予定しており、橋梁全体については令和７年度を予定している。また、進捗状況は令和２年度末で約50％の進捗となっており、令和７年度完成に向けて予定どおり進んでいると認識しているとの答弁がありました。

次に、契約の相手方について、セグメント関係であれば地元企業でも十分技術的に対応できると考えるが、なぜ施工実績だけで評価し選定しているのかとの質疑がありました。

これに対し、今回整備する橋梁については、海上架設の施工であり、架設のたわみを考慮した製作や架設管理といった品質確保が非常に重要と考えている。このため最大支間長が45メートル以上の橋梁の施工実績があるところということで今回は業者を選定しているとの答弁がありました。

そのほか、総合評価における優良建設業者表彰の評価項目の在り方、泡瀬人工島埋立事業の終了年度及び工程表の明示などについて質疑がありました。

次に、乙第６号議案の「工事請負契約について」は、県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その７）の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第１条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、同工事（上部工その７）の契約金額が７億1896万円、契約の相手方は、コーアツ工業株式会社及び沖縄ピーシー株式会社の２者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

次に、乙第７号議案の「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）新築工事（建築）の設計の一部変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。

主な内容は、契約金額を1603万8000円増額し、21億587万3000円に変更するものであり、今回の変更は、建築工事における内装工事及び外構工事の追加等に伴う増額を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の工事の変更について、施設機能・利便性・質の向上ということで、展示室の可動間仕切りの設置や外階段の設置等とあるが、なぜ設置が必要になったのか、また、施設の安全性の確保等の工事内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、この施設の機能面、利便性の強化については、施設管理者による施設利用の詳細な検討を行った上で追加要望があったものについて、今回追加工事として上げている。展示室中央に可動間仕切りを設けることによって企画展などの対応が可能となり、機能性、利便性が高まる。階段の設置は、建物の左側が斜面となっており、染色のための樹木を植えられる

ようなスペースもあり、そこを利用したいということで1.5メートルの階段を設けた。また、施設の安全性の確保の工事については、建設地は傾斜地になっており敷地の形状が複雑である。敷地造成後に安全面で必要性が確認できた転落防止柵や隣地への雨水流出防止の側溝などを追加している。排水貯留槽の設置については、保健所との調整で、染色で使用した水をそのまま下水道に流すことはできないということで一時貯留する施設を造っているとの答弁がありました。

そのほか、施設の整備目的、変更箇所の工事進捗状況などについて質疑がありました。

次に、乙第９号議案「財産の取得について」は、沖縄県庁舎ほか16か所に配車するプラグインハイブリッド自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、プラグインハイブリッド自動車37台を１億2968万500円で沖縄トヨタ自動車株式会社から購入するものであるとの説明がありました。

本案に関し、財源の内訳や国の補助メニューはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、本事業では一般財源が１割、県債９割で車両を購入することとしている。本事業の９割は県債であるが、翌年に県債のうち３割は交付税措置があり県にお金が戻ってくるというものと、クリーンエネルギー自動車の補助金があり、電気自動車だと40万円、プラグインハイブリッド自動車だと約20万円の補助が受けられることになっている。また、クリーンエネルギー自動車補助金以外では経済産業省や環境省等において電動車に直接交付するようなメニューはないとの答弁がありました。

次に、今回、プラグインハイブリッド自動車を導入するに当たり、CO_2削減量はどれくらいになるのか、また、ガソリン代はどれくらい安くなるのかとの質疑がありました。

これに対し、普通の1500cc くらいの公用車とこの電動車と比較すると、温室効果ガスにすると１台当たり１年間で0.5トン削減するということになる。ガソリン代と電気代を比較した場合は１年間で約７万円安くなるということで、10年では70万円くらいの効果があるとの答弁がありました。

次に、乙第10号議案「財産の取得について」は、沖縄県庁舎ほか12か所に配車するプラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、プラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）22台を9216万8620円で沖縄トヨタ自動車株式会社から購入するものであるとの説明がありました。

本案に関し、入札に当たりどのような手続で選定したのか、また、前もって選定についての要綱等はあったのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の入札に当たっては、一般競争入札を行っており、四輪駆動車については２者の参加があった。また、入札に当たり、前もって要項をつくり、いろいろなカタログを取り寄せ、悪路も走ることから地上からの高さや大きさなども加味して入札を行ったとの答弁がありました。

そのほか、購入する車種名、電気自動車に切り替わるタイミング、地球温暖化対策に係る市町村との連携などについて質疑がありました。

次に、乙第11号議案「保険代位による損害賠償請求事件の和解等について」は、係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、平成27年10月に沖縄市内で家具等の販売を行っている店舗において、当該店舗の地下階が浸水する事故が発生したが、保険給付を行った損害保険会社が、排水路の海岸部の暗渠水路のはけ口付近に砂が堆積したことにより、当該事故が発生したとし、保険代位により取得した損害賠償請求権に基づく損害賠償金の支払いを求め、県及び北中城村を被告とする損害賠償請求事件を提訴した。裁判所は、本件事件の内容及び性質に加え、管理責任の相互関係等から和解を勧告し、県は同勧告を踏まえ、賠償金として1200万円を支払うこと等とする内容の和解をする必要があるとの説明がありました。

本案に関し、県は暗渠水路のはけ口を塞ぐ砂を取り除く義務はないと主張しているのに、どのような理由で和解に応じたのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の案件については、海岸保全施設としての機能があり、一方で北中城村の水路としての機能があるというような形で、施設管理が両者で重層的に存在している状況がある。県の責任として判決を下された場合に、不服として控訴することは可能になるが、今回の床上浸水の原因としては、現地調査をした結果、閉塞が原因であるという事実関係を覆せないということがあり、県及び市町村の責任が明確にうたわれてしまう部分があることから、リスクを避けるた

めに今回和解を受け入れることになったとの答弁がありました。

次に、もし議会がこの議案を否決した場合、県は告訴するのか、また、北中城村の対応はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、北中城村は今議会で和解の議案を提出していると聞いており、議会で和解は可決されたという情報をいただいている。一方で、県だけで争うことについて弁護士に確認しており、裁判所は足並みがそろうように和解を強く押してくると想定されるとの答弁がありました。

そのほか、和解金額の根拠、県の責任を認めることによる今後への影響、再発防止についての対応、県が護岸施設を造っていなかった場合の管理責任の所在などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、沖縄・自民党会派所属委員から、乙第11号議案に関しては退席する旨の意思表示がありました。

採決の結果、乙第５号議案から乙第７号議案及び乙第９号議案から第11号議案までの議決議案６件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第５号議案から乙第７号議案まで及び乙第９号議案から乙第11号議案までの６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案６件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第５号議案から乙第７号議案まで及び乙第９号議案から乙第11号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第８　甲第１号議案及び甲第４号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君）　ただいま議題となりました甲第１号議案及び甲第４号議案の予算議案２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第１号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第14号）」は、新型コロナウイルス感染症に係る対策の実施に要する経費及び当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、補正予算を編成するものである。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億2004万4000円で、補正後の改予算額は、１兆62億6392万5000円となる。

歳入の主な内容は、国庫支出金、繰入金、諸収入及び県債である。

歳出の主な内容は、介護サービス施設・事業所等において新型コロナウイルス感染拡大防止を支援するための経費及び感染者等が発生した場合に必要な経費の補助等に要する経費、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担に要する経費、水源の涵養や生活環境の保全・形成等を図る国土保全事業に要する経費、警察署等の機能喪失を回避するため老朽化した設備の交換に要する経費、県内事業者等の行う商流面・物流面における海外展開を支援し県産品の輸出拡大を図る経費、安全・安心な沖縄修学旅行の実施に要する経費、市町村が実施する保育所整備事業に要する経費及び沖縄県ＳＤＧｓ推進に要する経費などである。

繰越明許費補正は、予算成立後の事由により年度内に完了が見込めない事業があり、適正な工期を確保するため、不発弾等探査費など合計33億3852万5000円を計上するものである。

債務負担行為補正は、おきなわ型伴走支援資金利子補給金の債務負担行為限度額を変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業について公演ができないことで困っている出演者以

外の関係者に対するサポートはどう考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の増額補正は、伝統芸能・音楽・演劇・舞踊などの公演、美術・芸術などの展示会、その他文化資源を活用した取組が支援対象となっており、これらの取組に関わる個人事業主だけではなくて文化関係、芸術関係の様々な方たちが一緒になって公演に取り組むことによって、直接ではなくとも、間接的に舞台関係者に対しても補助されるように考えている。また、動画配信、映像配信の関係者にも間接的に補助が行き届くことになっているとの答弁がありました。

次に、今回、沖縄振興特別推進交付金の部分でマイナス補正が出ているが、これは別事業に組み替えたという認識でいいのか、また、どのような事業に組み替えたのかとの質疑がありました。

これに対し、13事業のうち８事業の減額分を集めて５事業の増額分に充てることで、ソフト交付金を有効活用する趣旨の補正予算となっている。また、組み替えた事業として、県産品の海外輸出支援、オンラインツーリズム、芸術活動の支援や世界自然遺産登録に伴う取組について、増額が可能であることから、そこに組み替えるための補正を組んでいるとの答弁がありました。

そのほか、ＳＤＧｓ推進事業に係るＥＶカーシェアリングの実証実験における市町村との連携、おきなわ国際協力人材育成事業に係る海外派遣に代わる交流事業の検討状況、おきなわ型伴走支援資金利子補給事業の他府県の実施状況、ヘリコプター維持管理費の増額補正の理由、河川氾濫の発生状況、農業水路長寿命化・防災減災事業の概要、ＲＩＣＣＡの登録者数や活用方策及び赤土流出防止海域モニタリング事業の概要などについて質疑がありました。

次に、甲第４号議案「令和３年度沖縄県一般会計補正予算（第17号）」は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ135億8897万7000円で、補正後の改予算額は、１兆163億3285万8000円である。

歳入の内訳は、国庫支出金及び繰入金である。

歳出の内訳は、公共交通事業者の運行継続を支援するための経費、新型コロナウイルス感染症等の受入れのため医療機関が空床とした病床に対する支援に要する経費、新型コロナウイルス感染症患者を一時的に受け入れる入院待機施設の運営に要する経費及び観光事業者等への支援に要する経費などであるとの説明がありました。

本案に関し、入院待機ステーションと臨時の医療施設を同時に運用することはできないかとの質疑がありました。

これに対し、第６波において想定を超える感染拡大が発生する可能性があることを見込むと感染状況によっては臨時の医療施設も必要になると考えている。一方、臨時の医療施設については患者の滞在時間が長時間になること、食事や薬剤の提供など受入れ患者数に応じた医師・看護師の人員体制も臨時体制が必要になることから、臨時の医療施設については慎重に検討する必要があるとの答弁がありました。

次に、沖縄県感染防止対策認証制度事業はどういう内容なのか、また、この認証を得るためにはどのような基準があるのかとの質疑がありました。

これに対し、事業概要として認証店に対するCO_2センサーの配付や認証店の周知利用を図るためのグルメサイトでの積極的な広報を図る内容であり、９月30日現在で5511店舗が認証を得ている。また、認証を得るには、アクリル板の設置や換気など県の定める17項目の基準をクリアすることで認証が得られるとの答弁がありました。

そのほか、国庫支出金の内訳、公共交通事業者に対する支援金の給付状況、観光関連事業者等応援プロジェクトに係る月次支援金の対象要件の周知、変異株に対する国の対処方針及びＥコマース活用による県産品販売促進支援事業の実績などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第１号議案及び甲第４号議案の予算議案２件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第１号議案及び甲第４号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第１号議案及び甲第４号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　この際、**日程第９　議員提出議案第５号　沖縄振興策の拡充及び強化を求める意見書**及び**日程第10　議員提出議案第６号　沖縄振興開発金融公庫の存続を求める意見書**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

中川京貴君。

〔議員提出議案第５号及び第６号　巻末に掲載〕

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　ただいま議題となりました議員提出議案第５号及び第６号の２件につきまして、10月５日に開催した新沖縄振興・公共交通ネットワーク委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第５号については、沖縄振興策の拡充及び強化を求めることについて関係要路に要請するためであります。

また、議員提出議案第６号については、沖縄振興開発金融公庫の存続を求めることについて関係要路に要請するためであります。

まず、議員提出議案第５号を朗読いたします。

〔沖縄振興策の拡充及び強化を求める意見書朗読〕

なお、意見書の提出に当たり、文末にある「これまでと同様に」という部分については、沖縄振興特別措置法の期間を10年間とすること及び振興予算について3000億円台を確保することについて、国においてこれまで同様な形となるよう努力してもらいたいと全会派の一致した意見であるということを申し添えます。

続きまして、議員提出議案第６号を朗読いたします。

〔沖縄振興開発金融公庫の存続を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議案につきましては、意見書の趣旨を関係要路に要請するため、議長及び議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第５号及び第６号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　これより議員提出議案第５号「沖縄振興策の拡充及び強化を求める意見書」及び議員提出議案第６号「沖縄振興開発金融公庫の存続を求める意見書」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第５号及び第６号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺　昇君）　ただいま可決されました議員提出議案第５号及び第６号については、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第５号及び第６号の趣旨を関係要路に要請するため、議長及び議員５人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第11　議員提出議案第７号　沖縄県の観光産業の再興のための支援に関する意

見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

座波　一君。

〔議員提出議案第７号　巻末に掲載〕

〔座波　一君登壇〕

○座波　　一君　提案理由を御説明するに当たり、まずこの場をお借りしまして、いまなお新型コロナウイルス感染症の感染が続く中、その最前線で従事されている医療従事者の皆様をはじめ、県民生活に滞りがないよう御尽力をされている全ての関係者の皆様に対し、深く感謝を申し上げるとともに、このたびの新型コロナウイルス感染症の罹患により亡くなられた方々に哀悼の意を表します。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、県民の生命や健康はもとより、県民経済及び県民生活に深刻な影響を与えております。

そこで県議会は、去る８月31日に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例を全会一致で議決し、10月４日には各派代表者から知事に対して緊急政策提言を行ったところであり、あわせて、国に対して支援を求める必要があるとの意見の一致を見たことから、意見書の提出となった次第であります。

本意見書は、政府に対するものではありますが、知事におかれましては、県民の意思として、県議会が新型コロナウイルス感染症対策及び観光産業の再興のための緊急政策提言と国に対する意見書の提出に至ったことを重く受け止め、一刻も早い施策の展開を指示し、そのための予算確保については、議会と一体となって国との交渉を進めることを強く要望いたします。

それでは、ただいま議題となりました議員提出議案第７号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症で壊滅的な状況にある本県の基幹産業として極めて重要な地位を占める観光産業の再興と安全・安心の島沖縄の早期の実現を図る必要があるため関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第７号を朗読いたします。

〔沖縄県の観光産業の再興のための支援に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議案につきましては、意見書の趣旨を関係要路に要請するため議会の代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第７号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　これより議員提出議案第７号「沖縄県の観光産業の再興のための支援に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第７号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺　昇君）　ただいま可決されました議員提出議案第７号については、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第７号の趣旨を関係要路に要請するため、議員５人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　日程第12　陳情３件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君）　ただいま議題となりました陳情３件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情３件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第13　陳情24件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君）　ただいま議題となりました陳情24件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情24件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情24件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第14　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長照屋守之君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長　照屋守之君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（照屋守之君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第15　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長中川京貴君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長　中川京貴君登壇〕

○新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長（中川京貴君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺　昇君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　この際、**日程第16**及び**日程第17**の**議員派遣の件**を一括議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○議長（赤嶺　昇君）　お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件２件は、それぞれお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を第21回都道府県議会議員研究交流大会及び地方議会活性化シンポジウム2021へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺　昇君）　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　日程第18　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○議長（赤嶺　昇君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺　昇君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（赤嶺　昇君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和３年第８回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後４時17分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　赤　嶺　　昇

会議録署名議員　仲　村　家　治

会議録署名議員　仲 宗 根　　悟